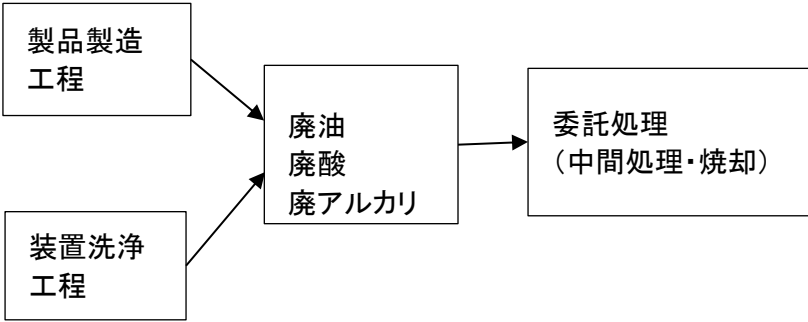


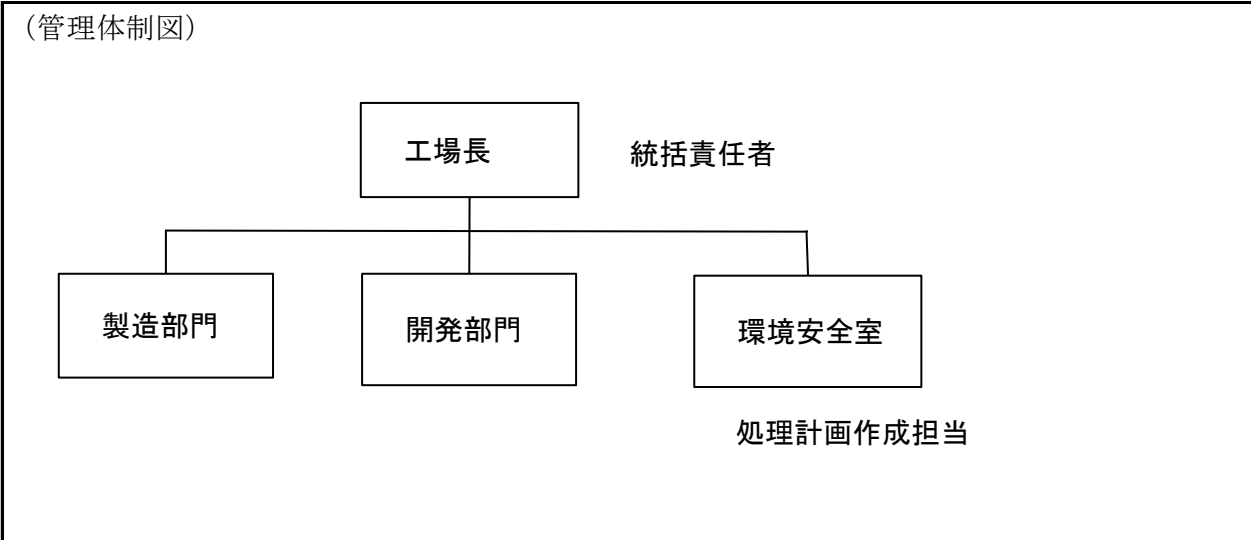
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 16日	
千葉県知事 熊谷 俊人 殿	
提出者	
住所 千葉県市原市五井南海岸50-5	
氏名 第三化成株式会社	
常務取締役 武田 幸一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0436-22-3155	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	第三化成株式会社
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸50-5
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類; 製造業 中分類; 化学工業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 10.0億円
③ 従業員数	60人 (正社員 57人 常勤嘱託 3人)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre>graph LR; A[製品製造工程] --&gt; B[廃油 廃酸 廃アルカリ]; C[装置洗浄工程] --&gt; B; B --&gt; D[委託処理 (中間処理・焼却)]</pre>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	排出量	267.5t	67.4t	99.0t
	(これまでに実施した取組) 平成28年度から廃油の一部を売却に転じ、削減しました。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	排出量	100t	60t	90t
	(今後実施する予定の取組) 再利用可能な廃油を売却し排出量の低減を行う。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油：製造工程で発生している廃油は、売却できるものを分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油：継続して、売却可能な廃油を分別する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用はしていない。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	全処理委託量	267.5t	67.4t	99.0t
	優良認定処理業者への処理委託量	267.5t	67.4t	99.0t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への委託を継続する。				

②計画	<b>【目標】</b>			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃アルカリ	廃酸
	全 処 理 委 託 量	100t	60t	90t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	100t	60t	90t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0t	0t	0t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0t	0t	0t
	<p>(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への委託を継続する。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	445 t		
	<p>(今後実施する予定の取組等) 平成31年4月より電子マニフェストに移行しました。今後も電子マニフェスト運用を継続します。</p>			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	排出量	0 t	0 t	11.1 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	排出量	0 t	0 t	5 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	全処理委託量	0 t	0 t	11.1 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	11.1 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	有害廃油	有害引火性廃油	有害廃アルカリ					
	全処理委託量	0 t	0 t	5 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	5 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 16日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

## 提出者

住 所 千葉県市原市五井南海岸50-5

氏 名 第三化成株式会社

常務取締役 武田 幸一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-22-3155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	第三化成株式会社 五井工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸50-5
事業の種類	大分類;製造業 中分類;化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	500.0t	全処理委託量	500.0t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	優良認定処理業者への処理委託量	500.0t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	再生利用業者への処理委託量	0.0t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	643.7 t
	前年度	445.0 t

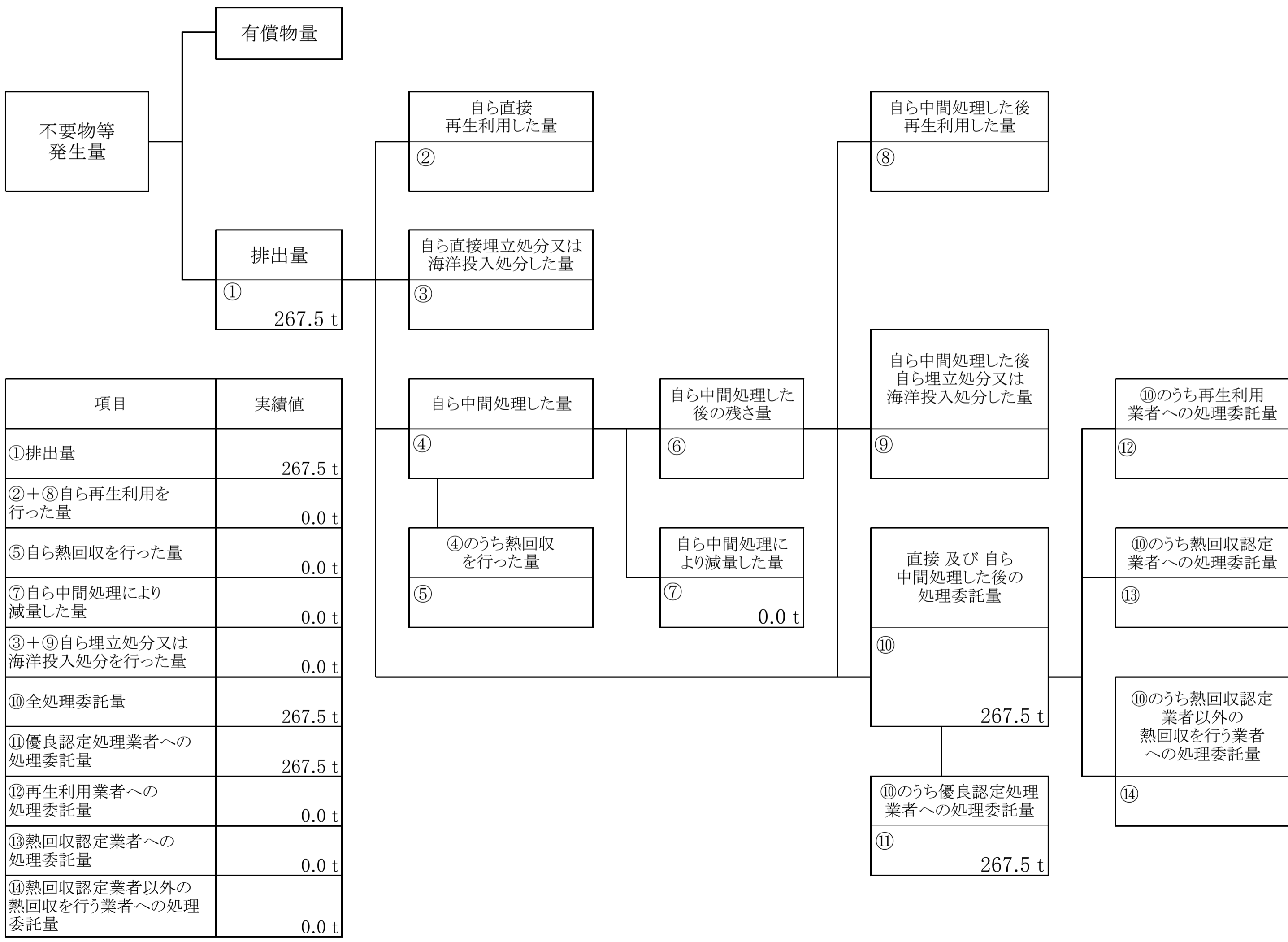
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

平成31年4月より電子マニフェストに移行しました。今後も電子マニフェスト運用を継続します。

]]

計画の実施状況

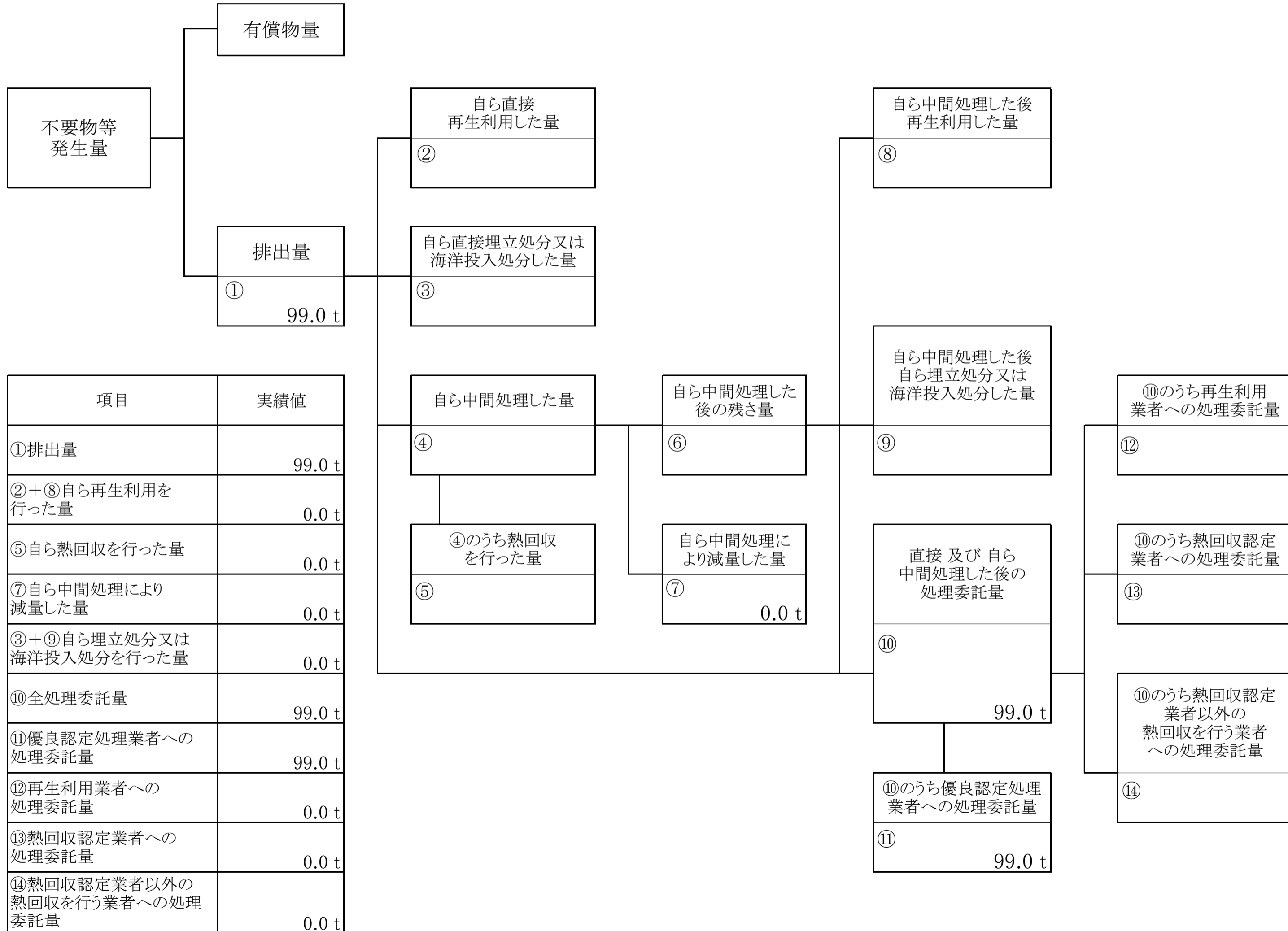
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(引火性) )



項目	実績値
①排出量	267.5 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	267.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	267.5 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

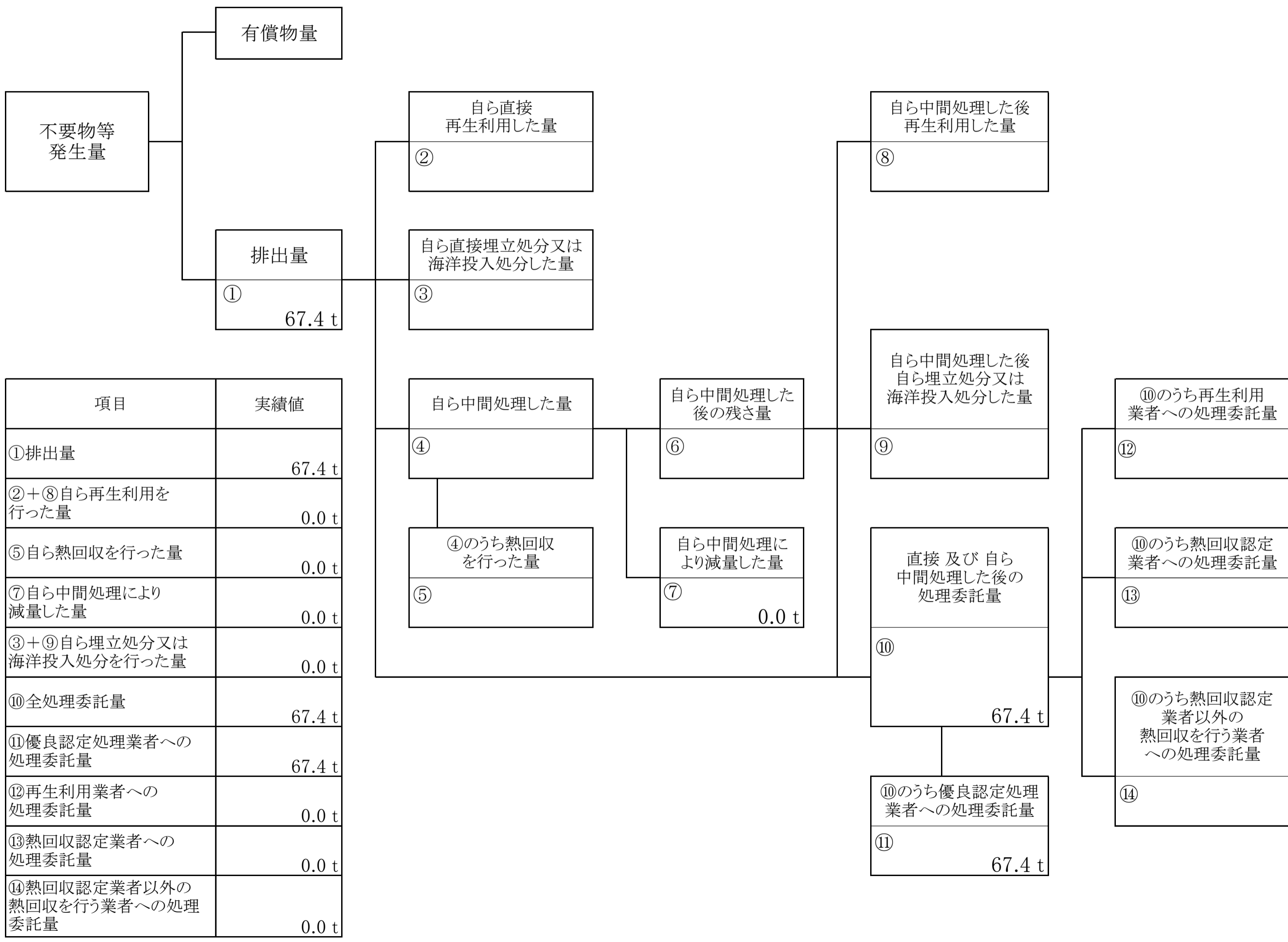
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(強酸) )



計画の実施状況

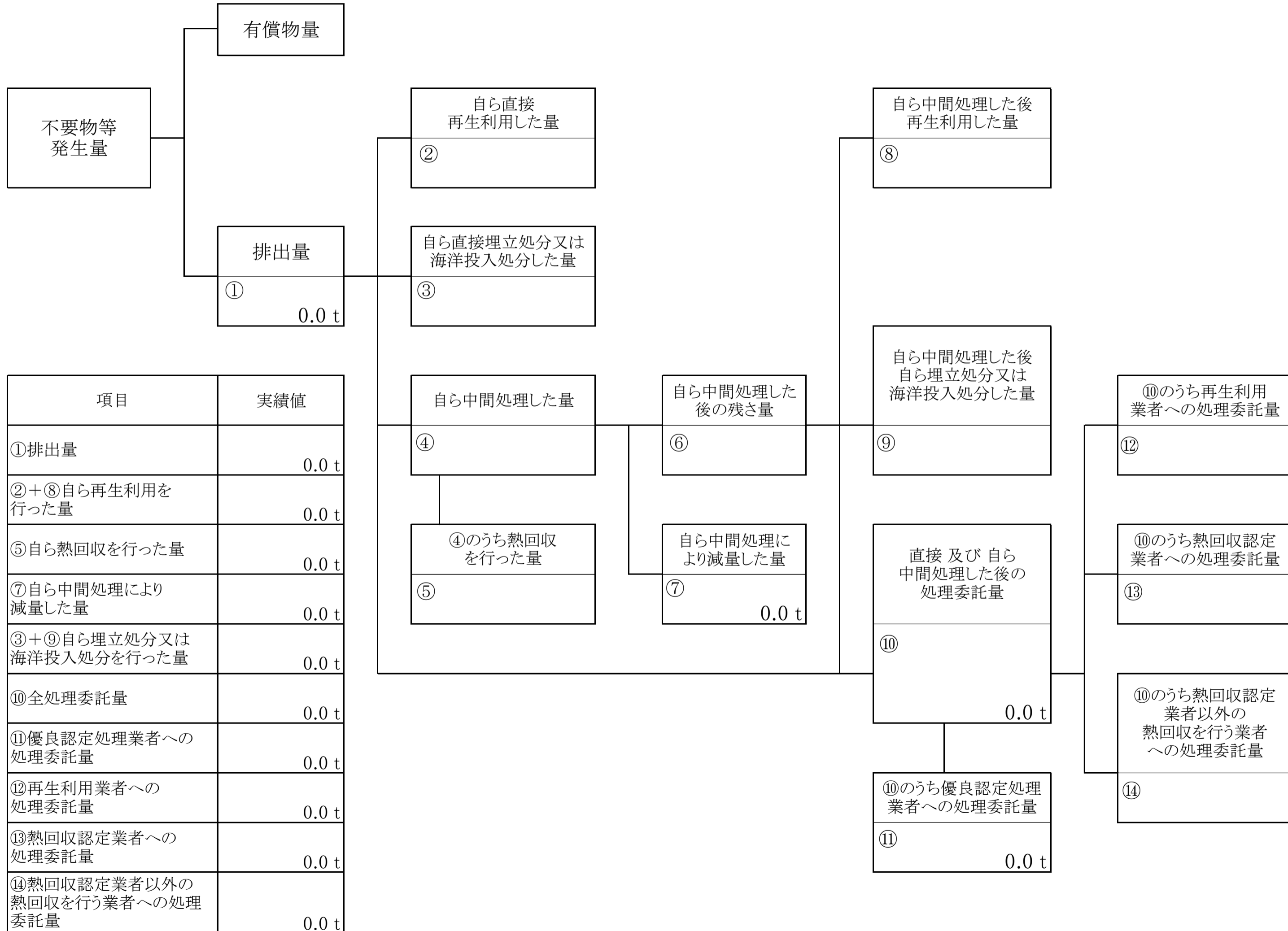
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ) )



項目	実績値
①排出量	67.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	67.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	67.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

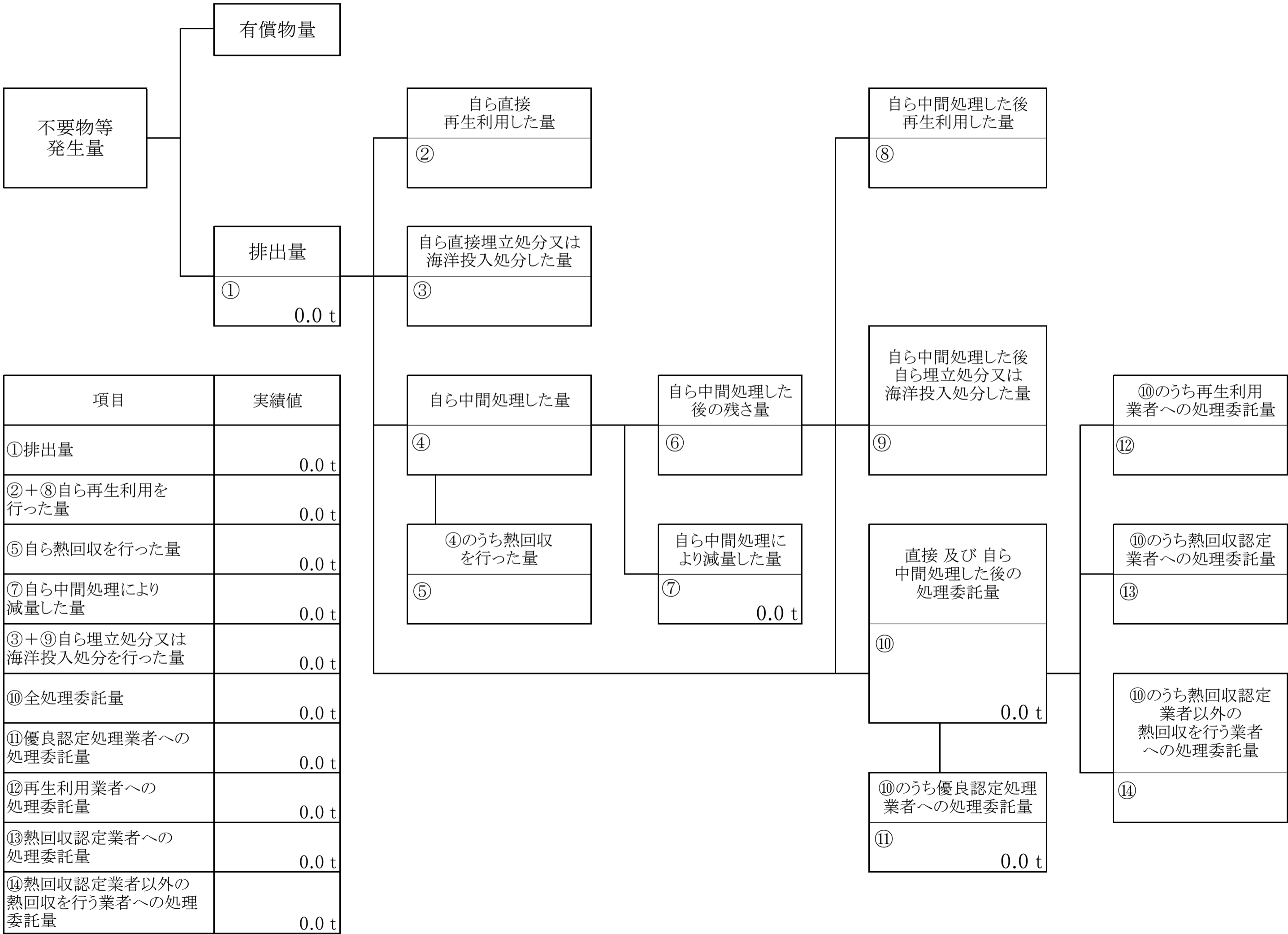
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(有害) )



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

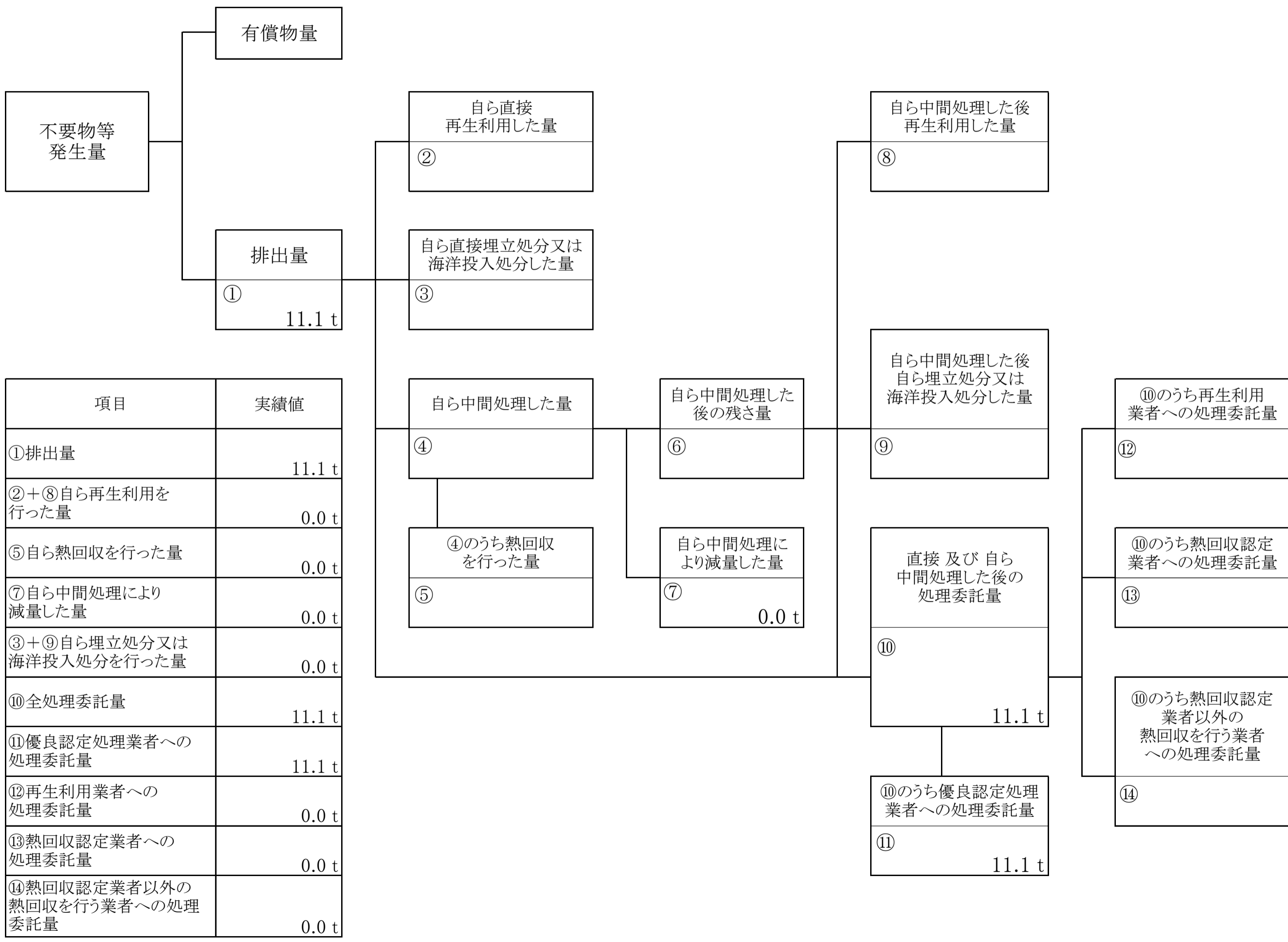
(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油(有害) )



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(有害) )



項目	実績値
①排出量	11.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	11.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	11.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 285-8655

住 所 千葉県佐倉市大作二丁目4番2号

法人名 太平洋セメント 研究開発本部

代表者 江里口 玲

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 043-498-3811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	太平洋セメント株式会社 研究開発本部
事業場の所在地	千葉県八千代市大作二丁目4番2号
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	研究開発部門につき製造品出荷等なし
③従業員数	475名（自社158名、関係会社・協力会社317名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 研究開発推進部長 (処理計画統括責任者) ↓ 研究開発推進部 業務グループ (処理計画作成担当・廃棄物担当)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	80.3 t	2.46 t
	(これまでに実施した取組) 研究開発活動によって発生した試験サンプル、使用済み材料、余剰材料等を産業廃棄物として排出している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	136.55 t	1.57 t
	(今後実施する予定の取組) ・他工場の研究開発設備から排出された試験サンプルや材料について積極的に原料として回収することで排出量を抑制する。 ・実証試験設備の生産体制を整備することで余剰材等の産業廃棄物排出を抑制する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別に関するマニュアルを所内に展開し廃棄物ごとに置場を厳格に定めている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き廃棄物分別に関するルールを遵守する。		

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	80.3 t	2.46 t
	優良認定処理業者への処理委託量	35.3 t	1.48 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	28.4 t	1.48 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0.98 t
	(これまでに実施した取組) 排出された産業廃棄物の種類や性質ごとに委託業者を定めて処理委託を実施している。		

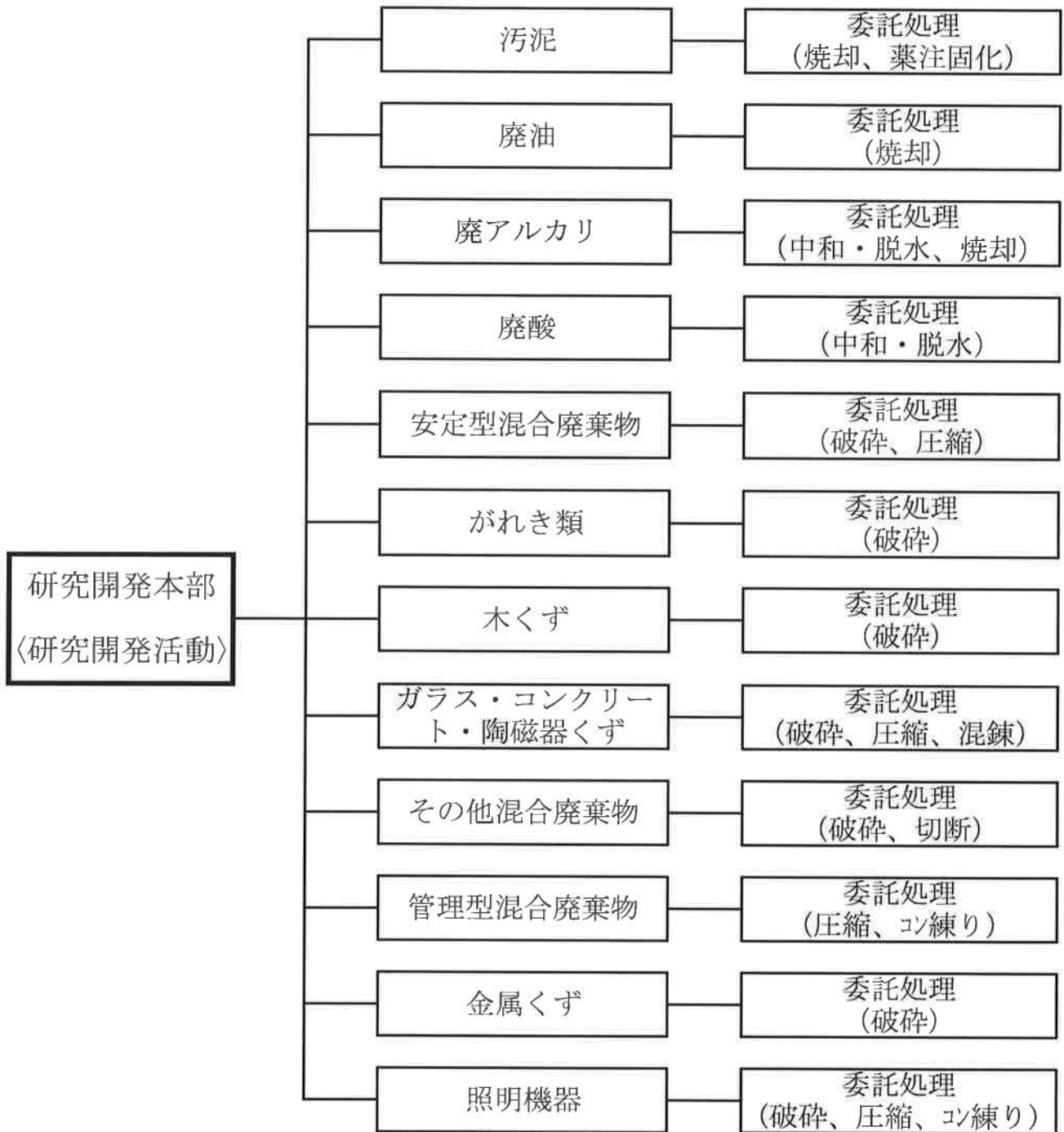
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	136.55 t	1.57 t
	優良認定処理業者への処理委託量	136.55 t	0.8 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	1 t	0.8 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程】





自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	木くず	安定型廃棄物	がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	その他混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	木くず	安定型廃棄物	がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	その他混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	木くず	安定型廃棄物	がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	その他混合廃棄物
	全処理委託量	39.15 t	0.034 t	105 t	28.6 t	4.55 t	548 t	22.9 t	216.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	39.15 t	0.024 t	105 t	28.6 t	t	528 t	2.2 t	216.9 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	105 t	28.6 t	t	t	2.2 t	153.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	39.15 t	0.024 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	廃プラスチック類	木くず	安定型廃棄物	がれき類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	その他混合廃棄物
	全処理委託量	48.023 t	0.371 t	84.636 t	21.665 t	0 t	568.518 t	41.8 t	207.357 t
	優良認定処理業者への処理委託量	48.023 t	0.134 t	84.636 t	21.665 t	t	506.35 t	3.8 t	144.02 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	84.636 t	21.665 t	t	t	3.8 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	0.134 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	管理型混合廃棄物	照明機器	金属くず					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	管理型混合廃棄物	照明機器	金属くず					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	管理型混合廃棄物	照明機器	金属くず					
	全処理委託量	0.47 t	0.4 t	1 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.47 t	0.4 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	1 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	管理型混合廃棄物	照明機器	金属くず					
	全処理委託量	0 t	0.38 t	5.258 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0.38 t	0.765 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	0.765 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 285-8655

住所 千葉県佐倉市大作2-4-2

法人名 太平洋セメント株式会社 研究開発本部

代表者 江里口 玲

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-498-3811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	太平洋セメント株式会社 研究開発本部		
事業場の所在地	千葉県佐倉市大作二丁目4番2号		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

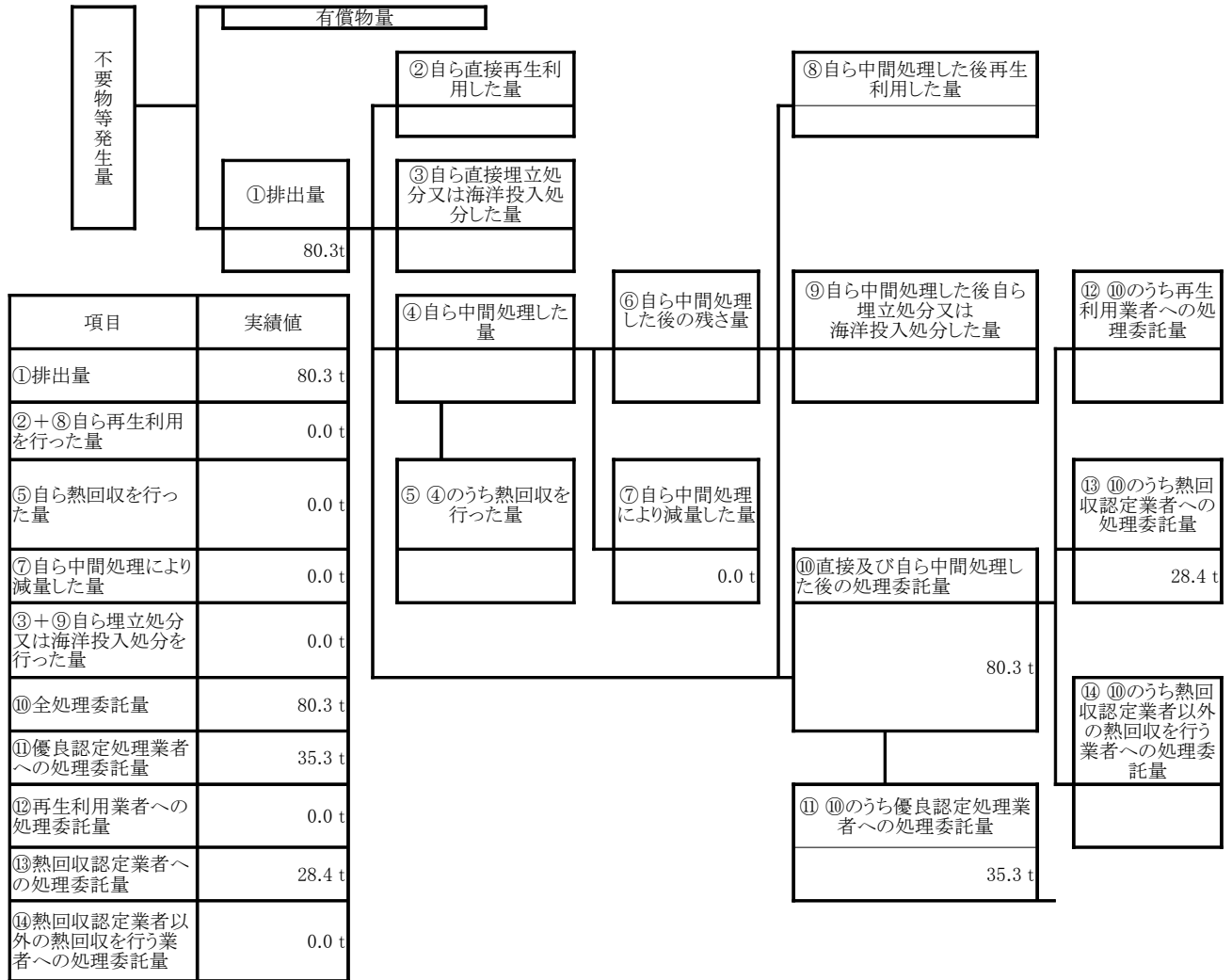
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1116.13 t	全処理委託量	1116.13 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	947.12 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	761.24 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	14.22 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(日本産業規格 A列4番)

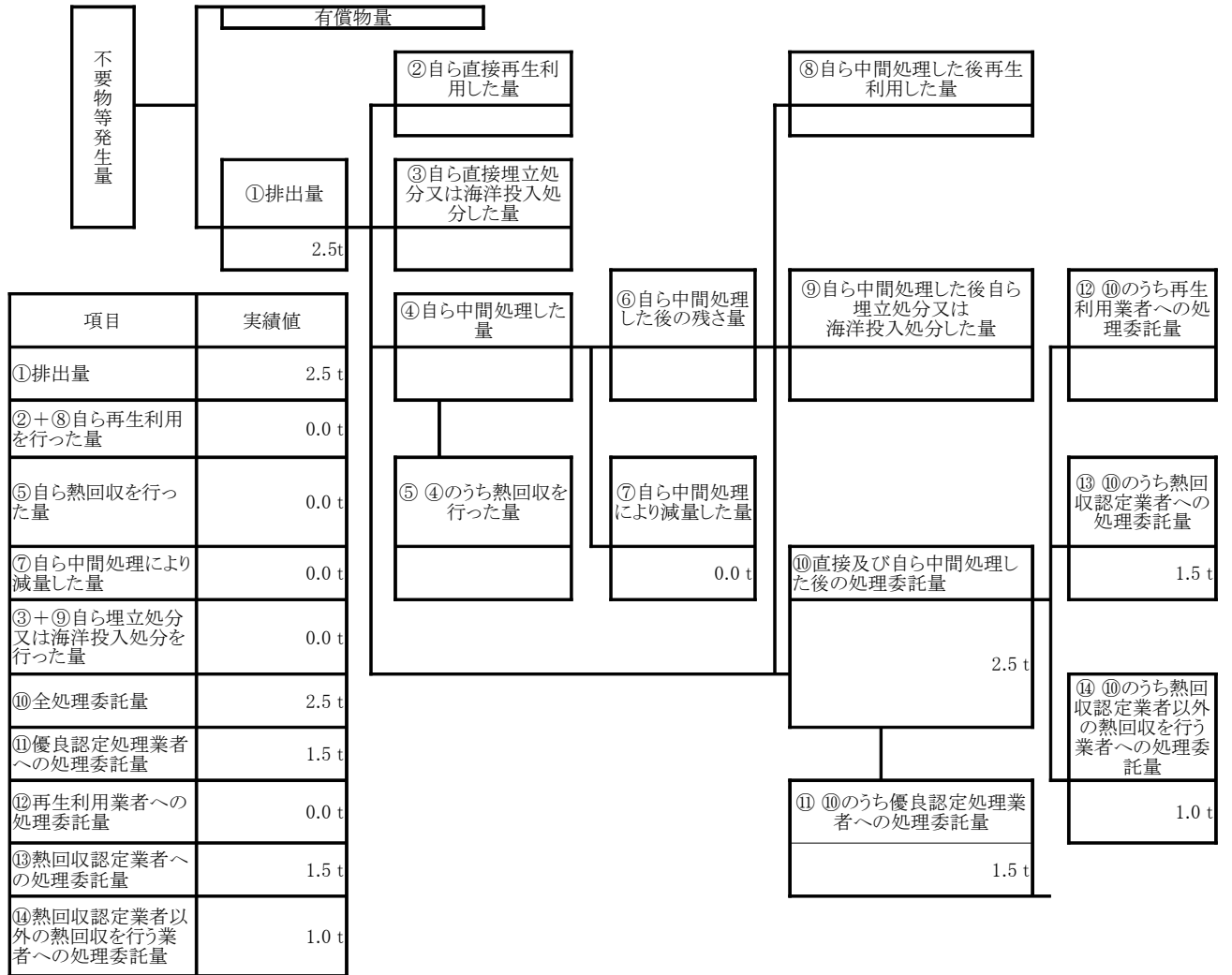
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



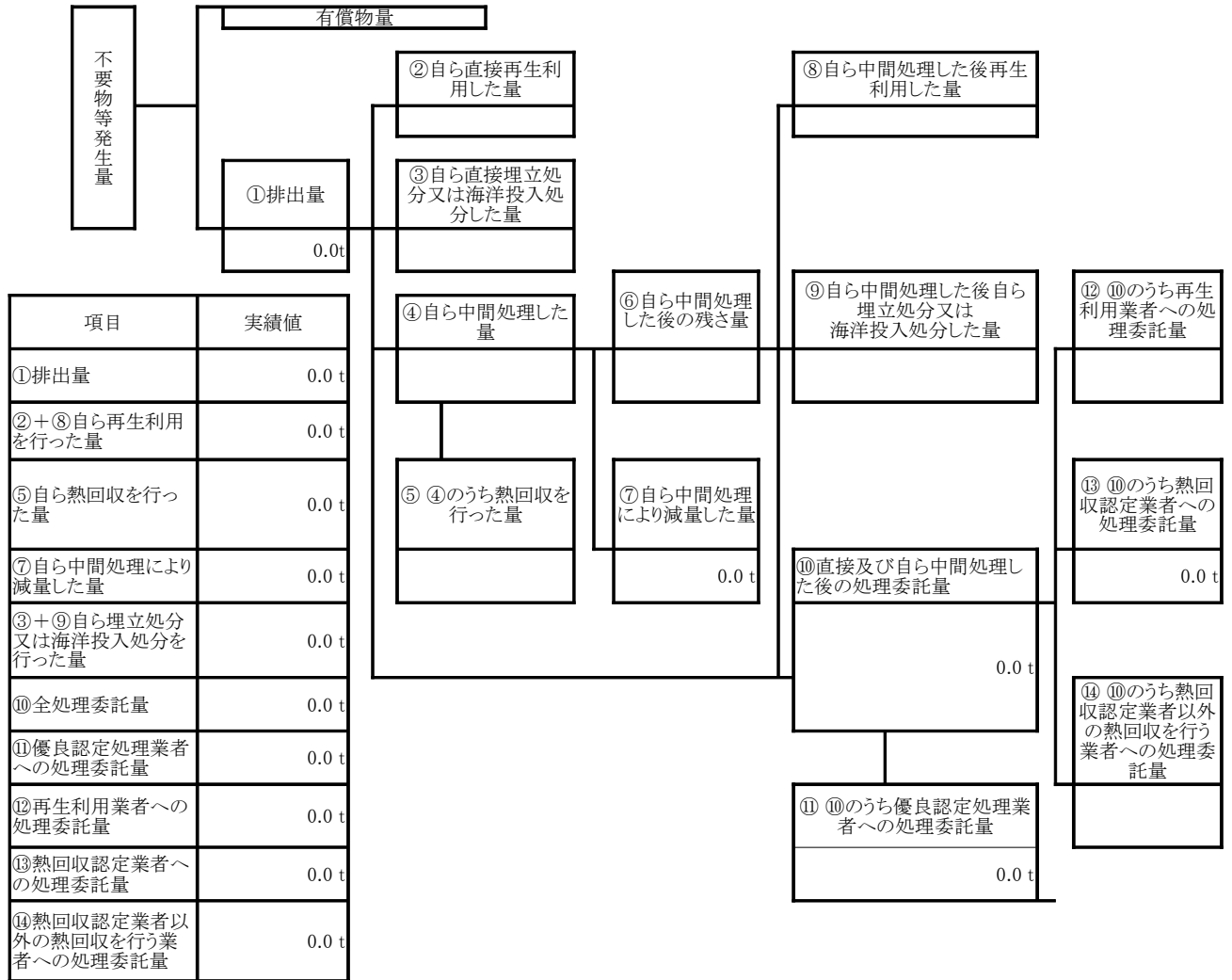
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



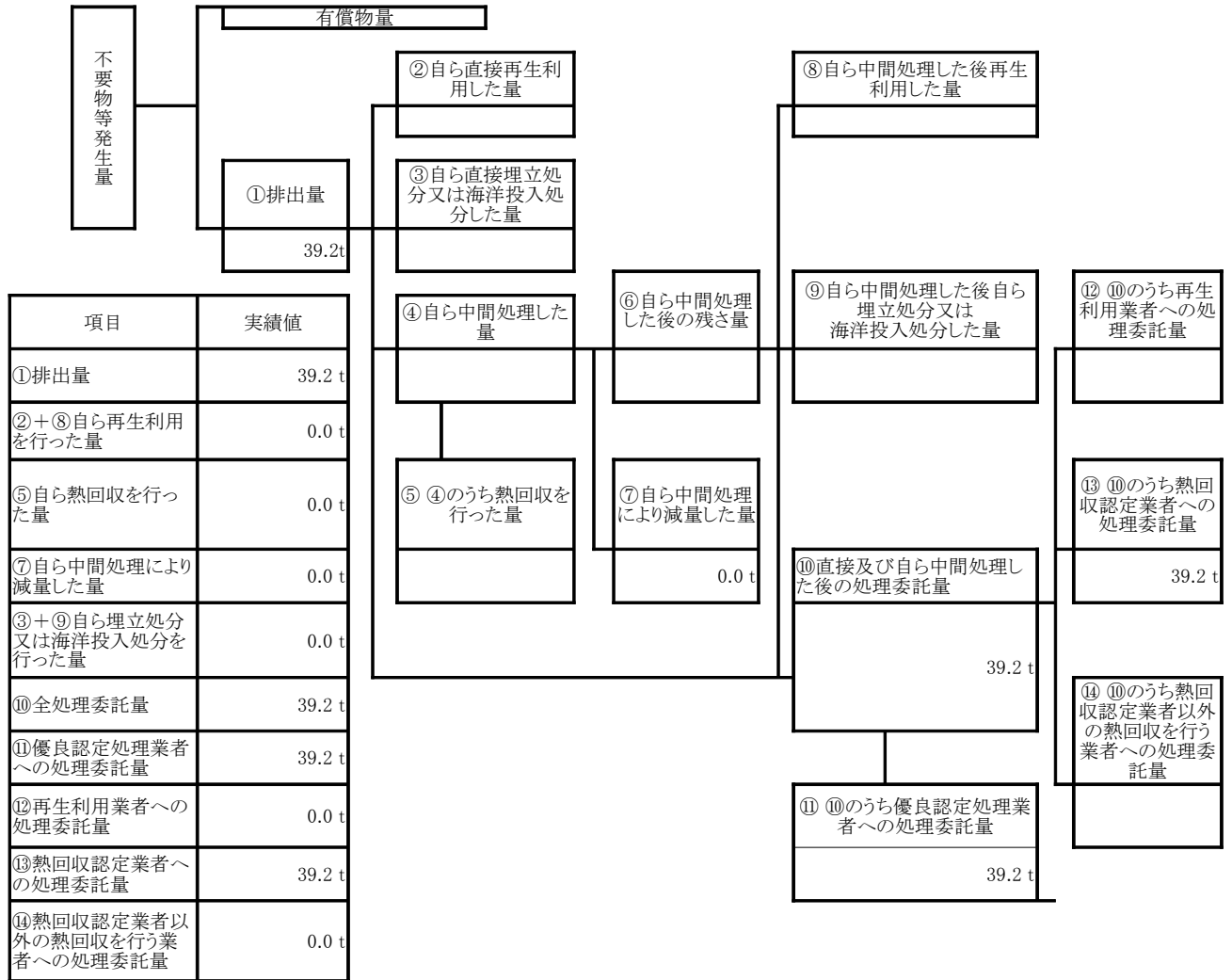
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



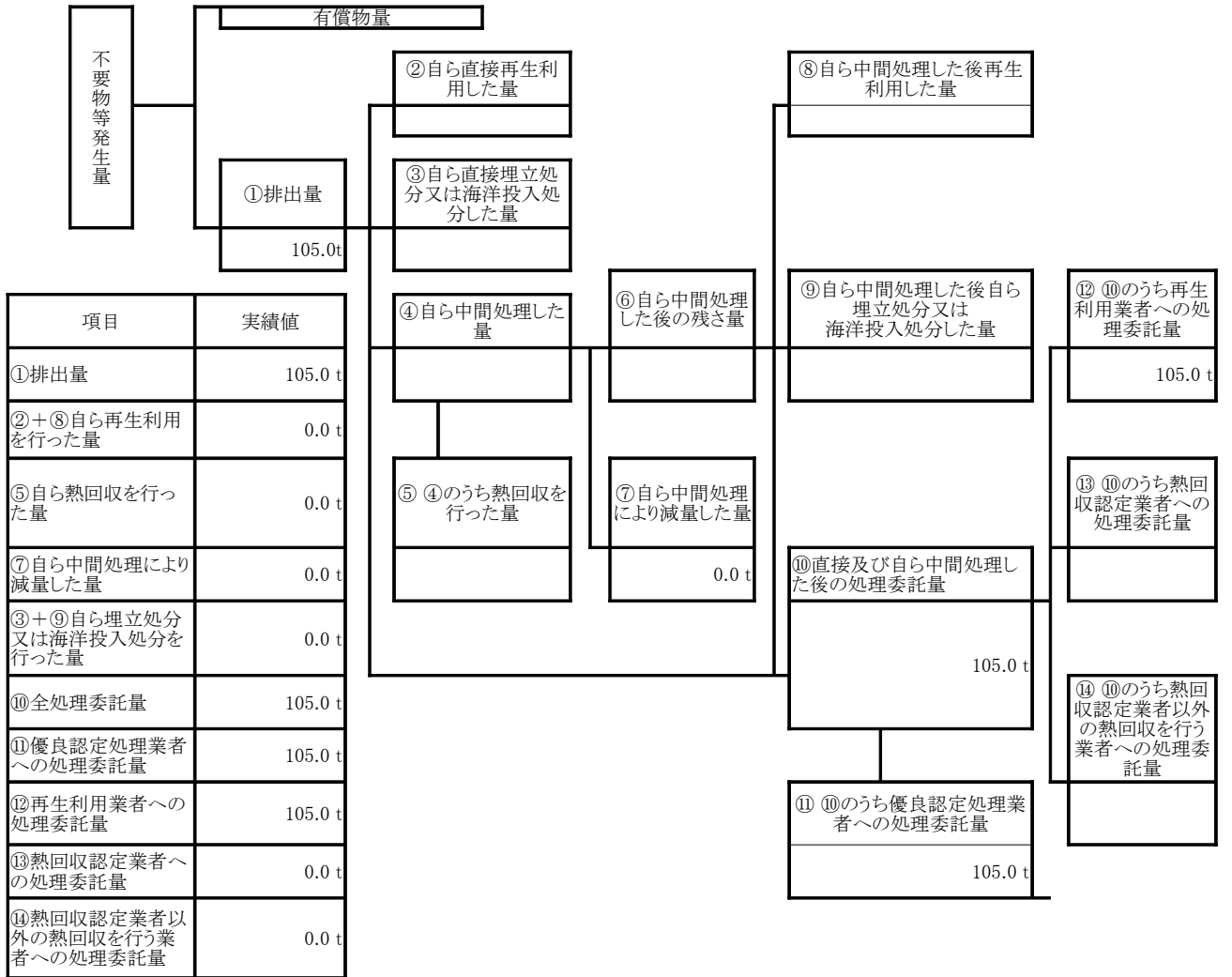
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



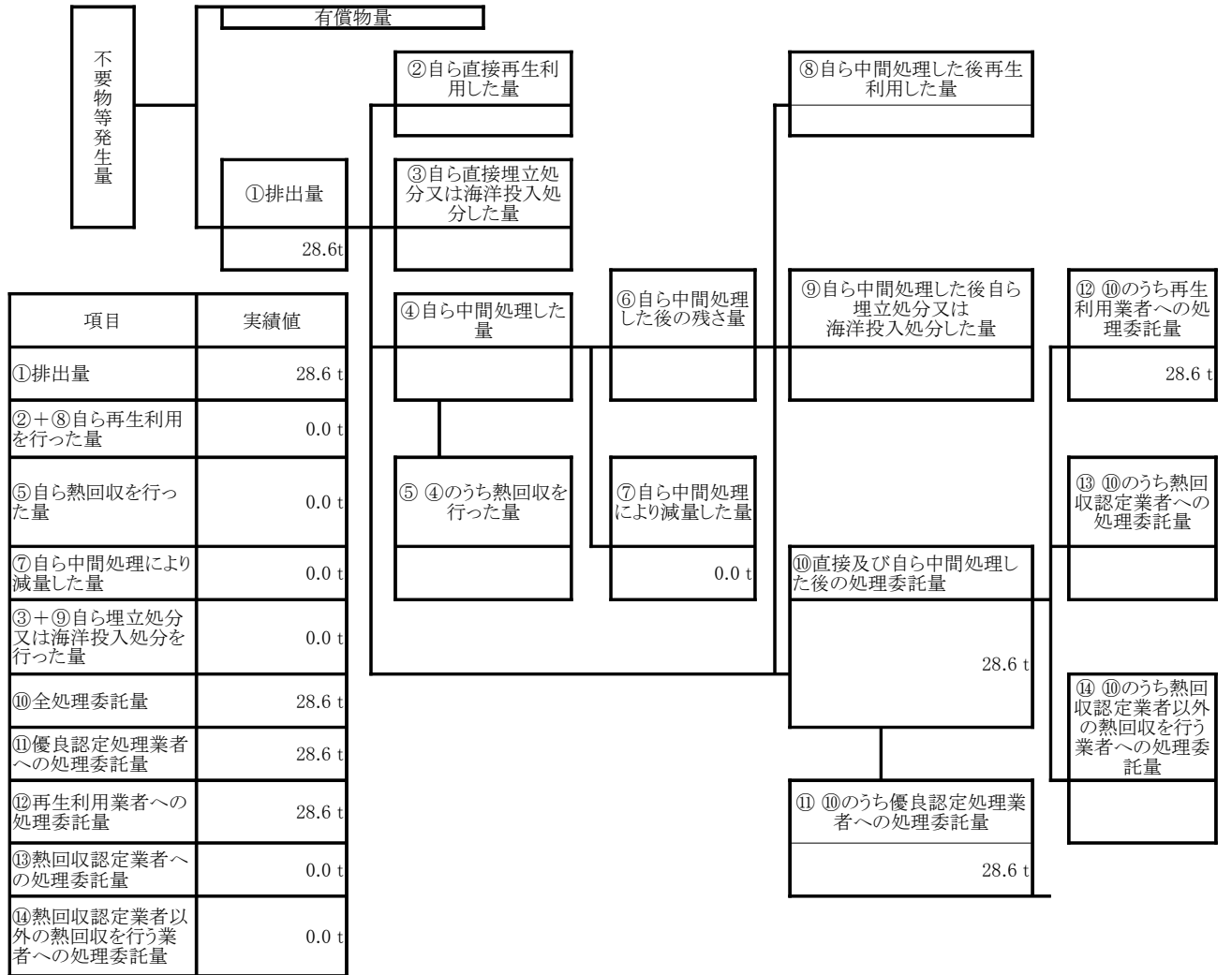
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



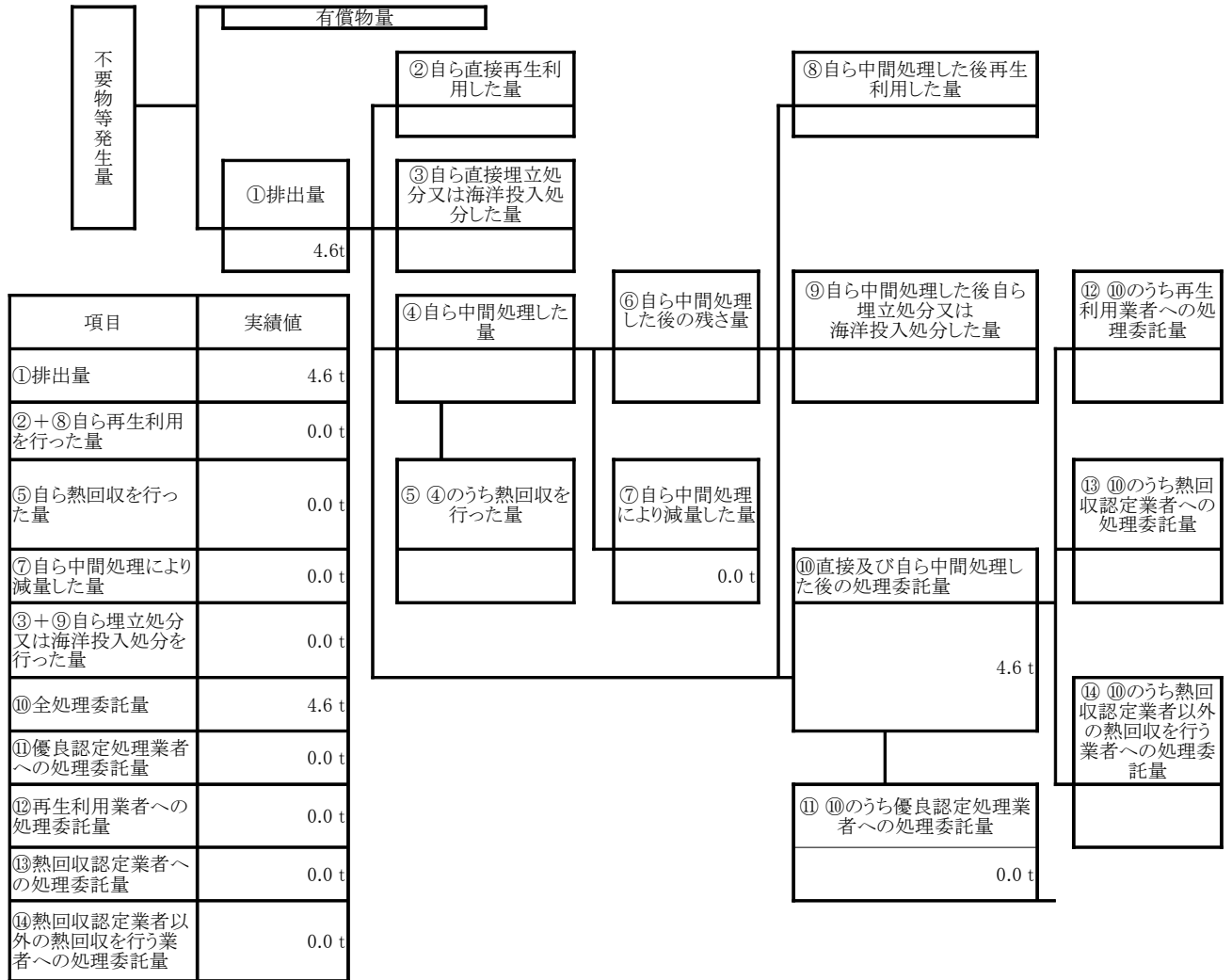
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



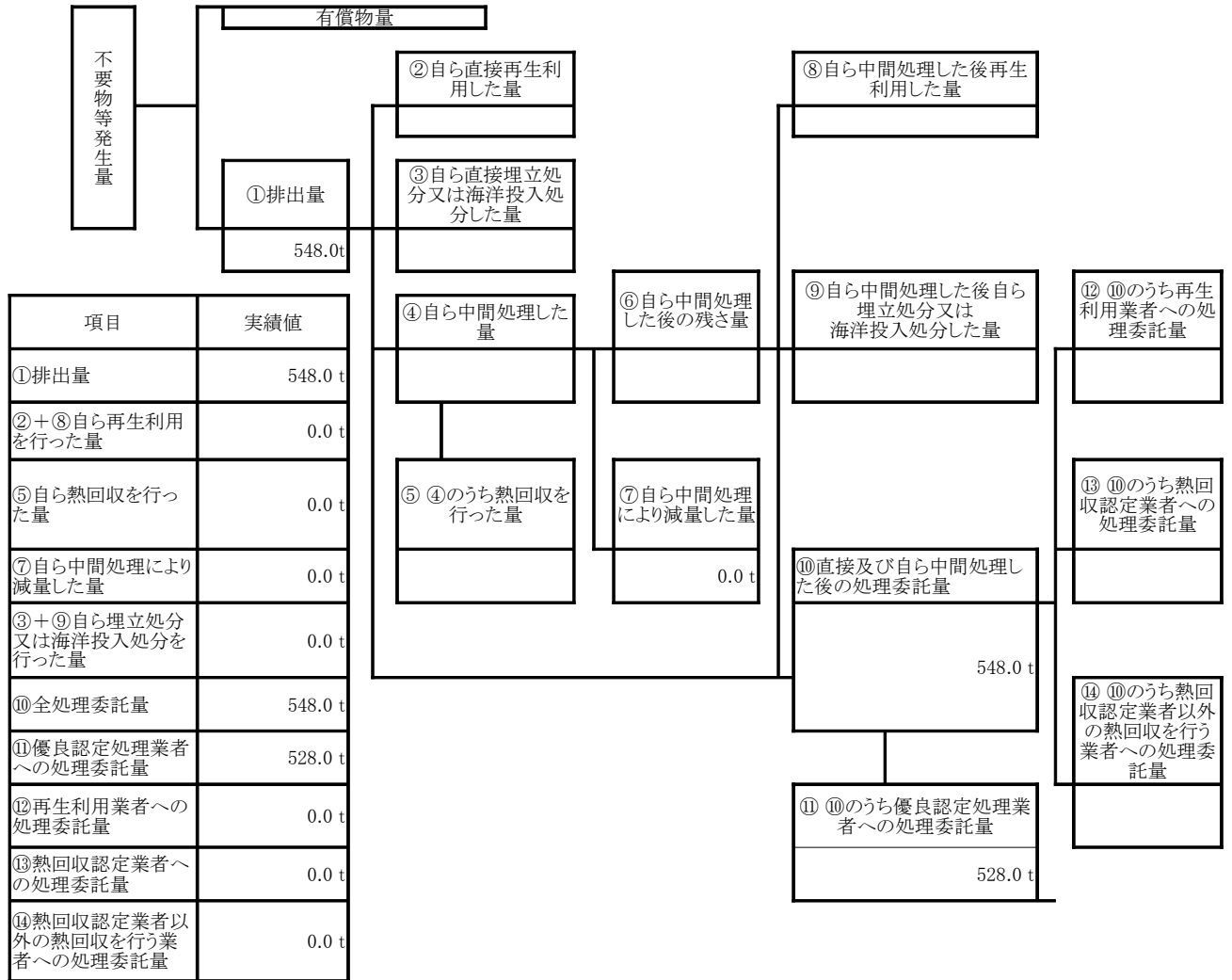
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 安定型混合廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: がれき類 )

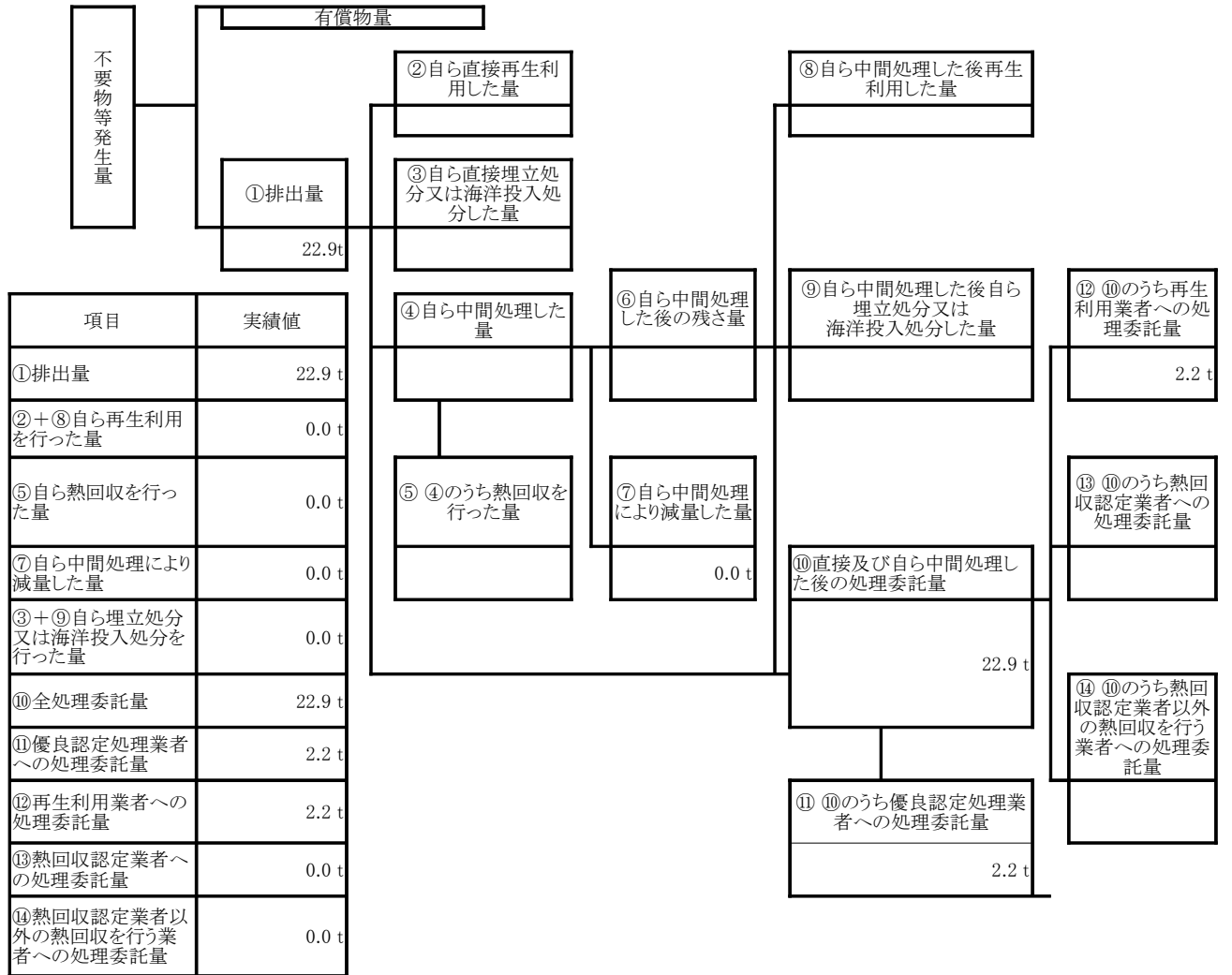
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況

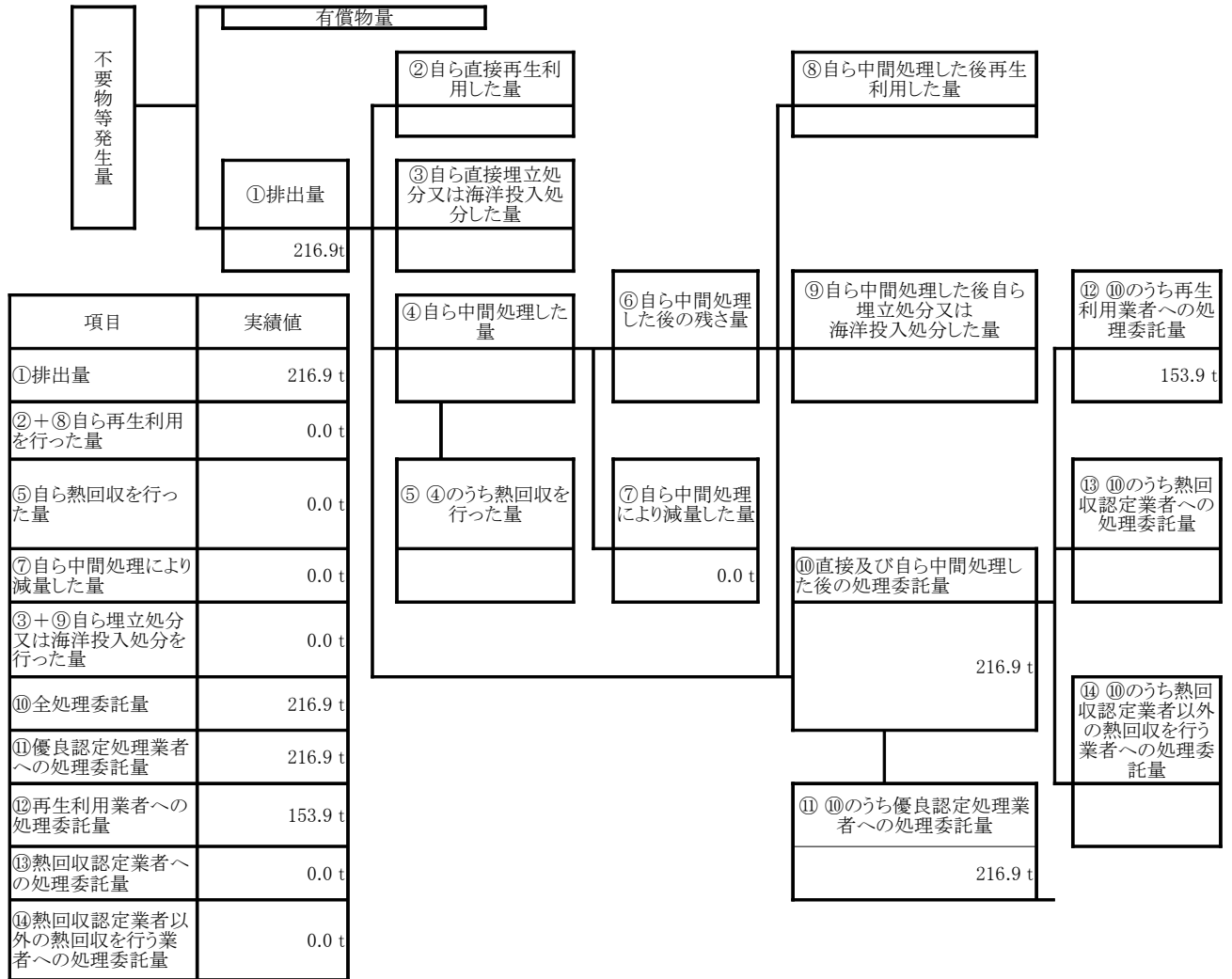
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



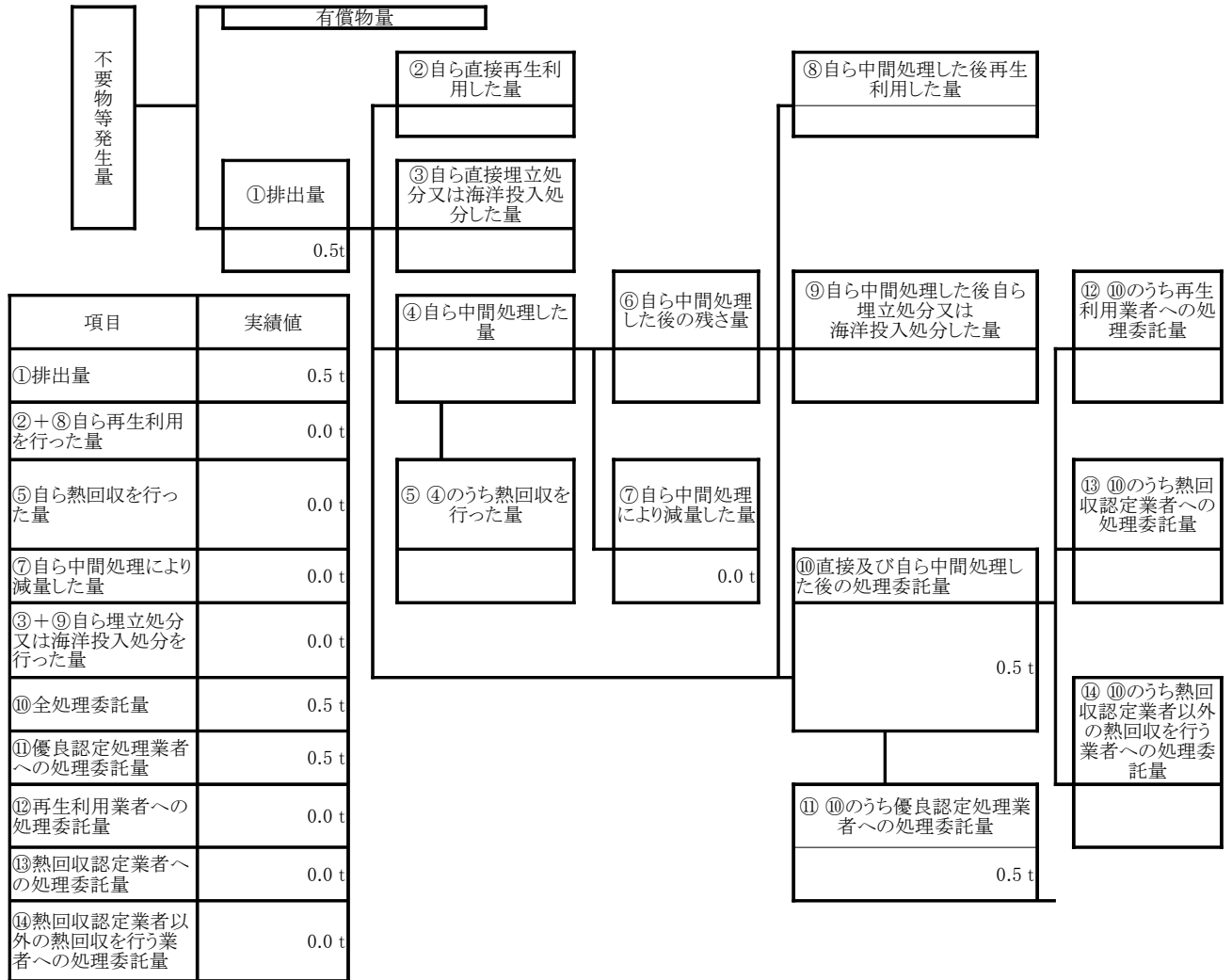
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



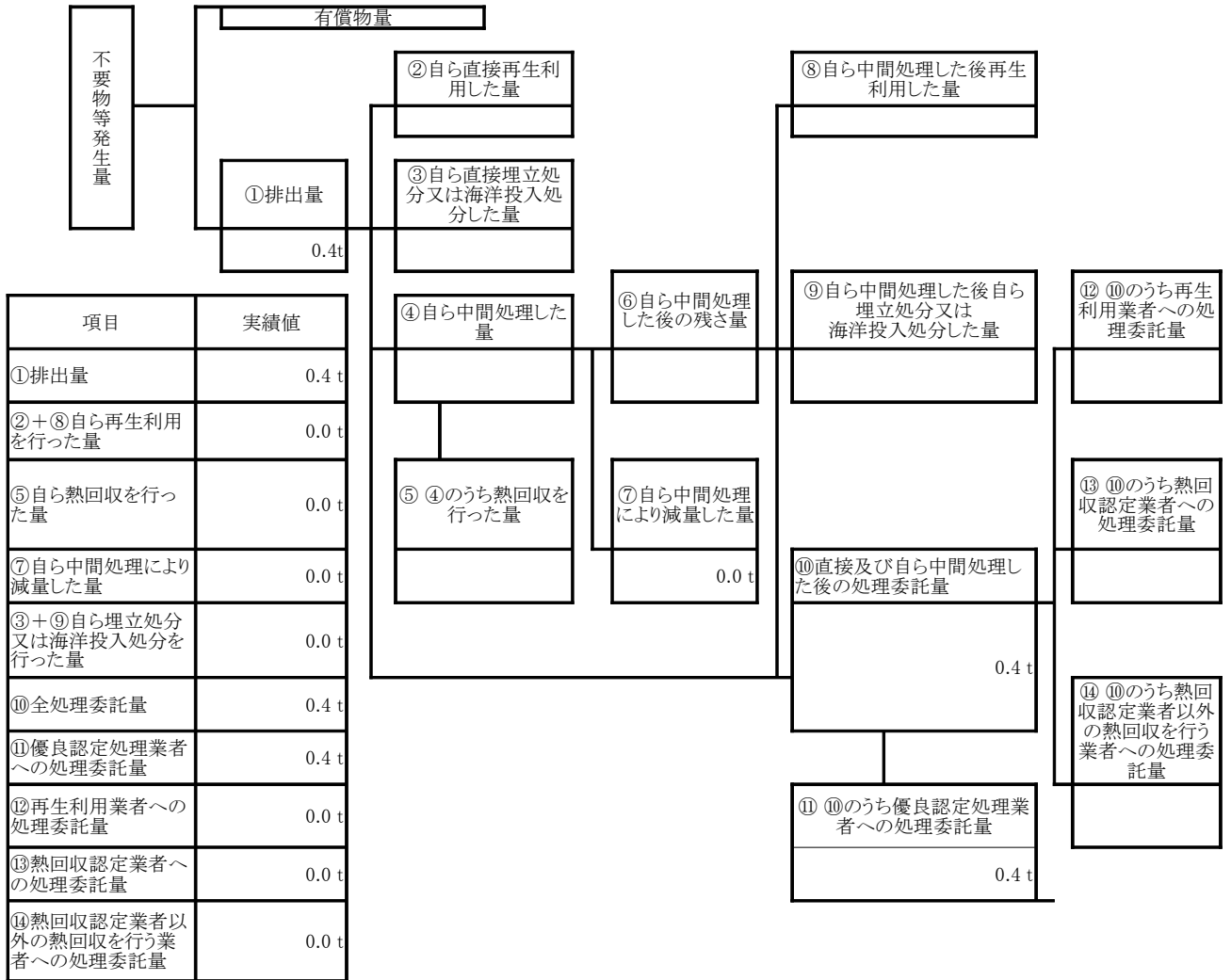
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 管理型混合廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



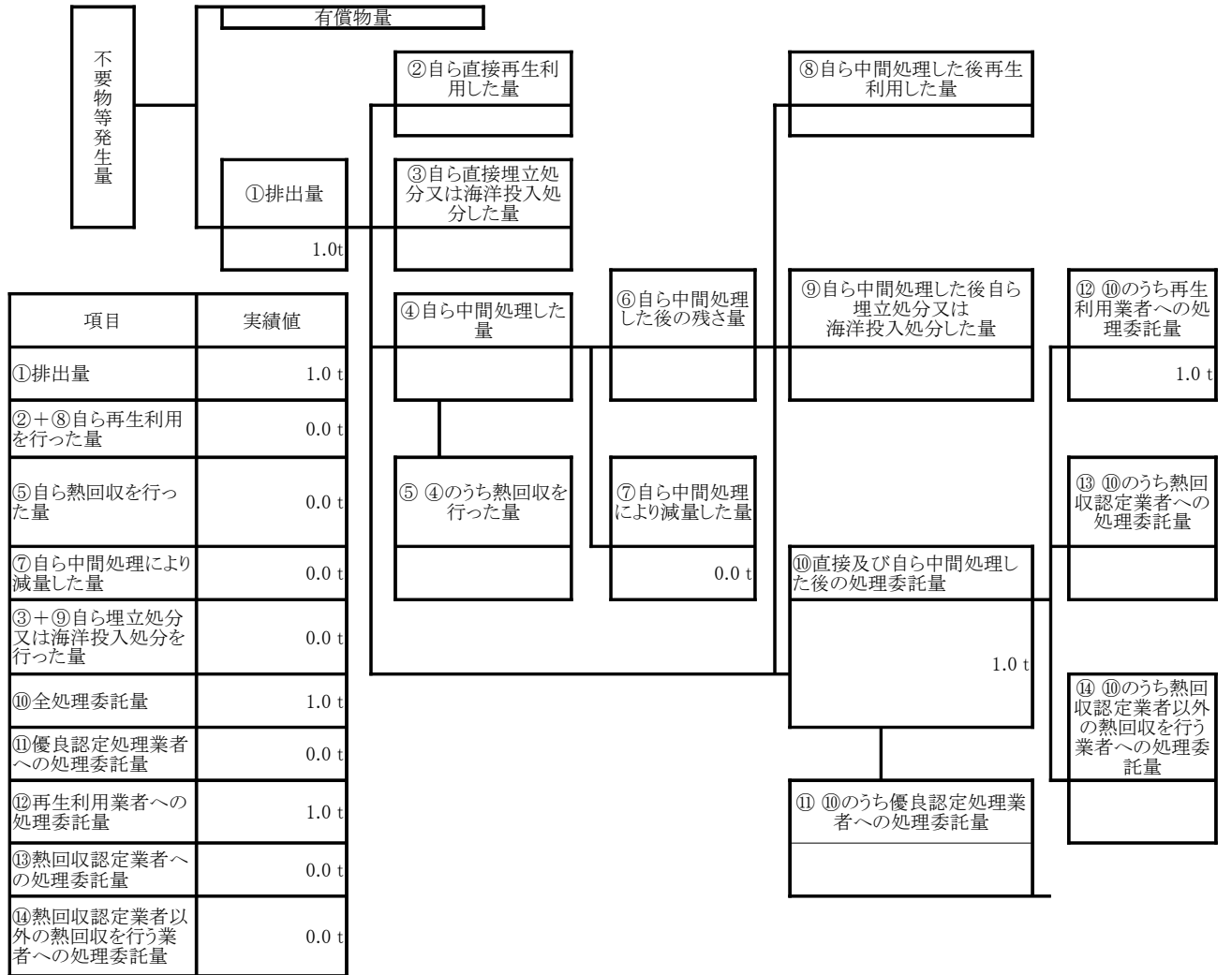
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 照明機器 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 11日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-0067

住 所 千葉県市原市八幡海岸通75番地2

氏 名 代表取締役社長 下川明人

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

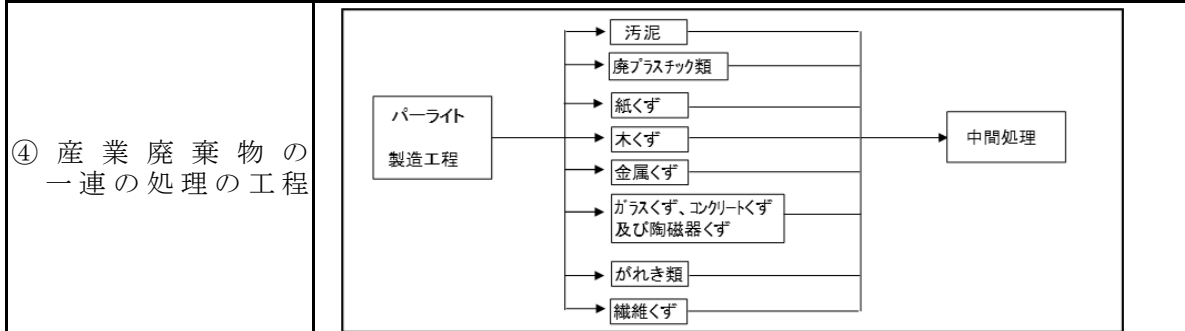
電話番号 0436-41-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	太平洋パーライト株式会社
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通75番地2
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

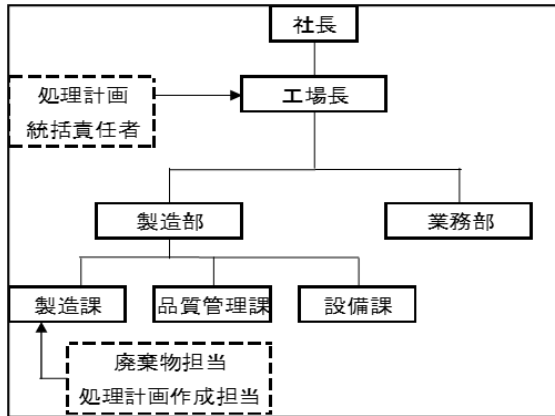
① 事業の種類	E21-窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	令和6年度製品出荷額 593,840千円
③ 従業員数	28名



（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
画像



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	排出量	1537.5 t	別紙参照 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥については、一部有価物として有効利用し、可能なものは工程戻し、再利用を行った。昨年より増えているのは、豪雨による製品水濡れ被害2回、有価物としての利用が減ったためである。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	排出量	1500 t	別紙参照 t
	(今後実施する予定の取組) 有価物の利用の促進、拡大を図ることで昨年より排出量を減らす。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	別紙参照 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥については、製造工程の見直しを図り、発生したものについては有効利用、再利用を図った。 その他廃棄物については、別紙参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	別紙参照 t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥については、特記事項なし。 その他廃棄物については、別紙参照		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	別紙参照 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	別紙参照 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	別紙参照 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	別紙参照 t
（今後実施する予定の取組） 汚泥については、特記事項なし。 その他廃棄物については、別紙参照			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	別紙参照 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥については、製造工程の見直しを図り、発生したものについては有効利用、再利用を図った。 その他廃棄物については、別紙参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	別紙参照 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥については、特記事項なし。 その他廃棄物については、別紙参照		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	全処理委託量	1537.5 t	別紙参照 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	別紙参照 t
	再生利用業者への処理委託量	1537.5 t	別紙参照 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	別紙参照 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	別紙参照 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥については、太平洋セメントの埼玉工場への処理委託を実施。 その他廃棄物は別紙参照		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	その他廃棄物
	全処理委託量	1500 t	別紙参照 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	別紙参照 t
	再生利用業者への処理委託量	1500 t	別紙参照 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	別紙参照 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	別紙参照 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥については、セメント工場への処理委託を継続実施する。          その他廃棄物については別紙参照</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラ	ガラス陶磁器くず	木くず	混合廃棄物	廃油	がれき類	混合安定型	低濃度PCB
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラ	ガラス陶磁器くず	木くず	混合廃棄物	廃油	がれき類	混合安定型	低濃度PCB
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラ	ガラス陶磁器くず	木くず	混合廃棄物	廃油	がれき類	混合安定型	低濃度PCB
	全処理委託量	38.5 t	8 t	28 t	1.95 t	1.4 t	2.79 t	2.63 t	6.8*10 <sup>-10</sup> t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	38.5 t	8 t	28 t	1.95 t	1.4 t	2.79 t	2.63 t	6.8*10 <sup>-10</sup> t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラ	ガラス陶磁器くず	木くず	混合廃棄物	廃油	がれき類	混合安定型	低濃度PCB
	全処理委託量	50 t	10 t	30 t	5 t	0.5 t	0 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	50 t	10 t	30 t	5 t	0.5 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 290-0067

住所 千葉県市原市八幡海岸通75-2

法人名 太平洋パーライト株式会社

代表者 下川 明人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-41-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	太平洋パーライト株式会社		
事業場の所在地	市原市八幡海岸通75-2		
事業の種類	大分類 製造業	中分類 窯業・土石製品製造業	
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

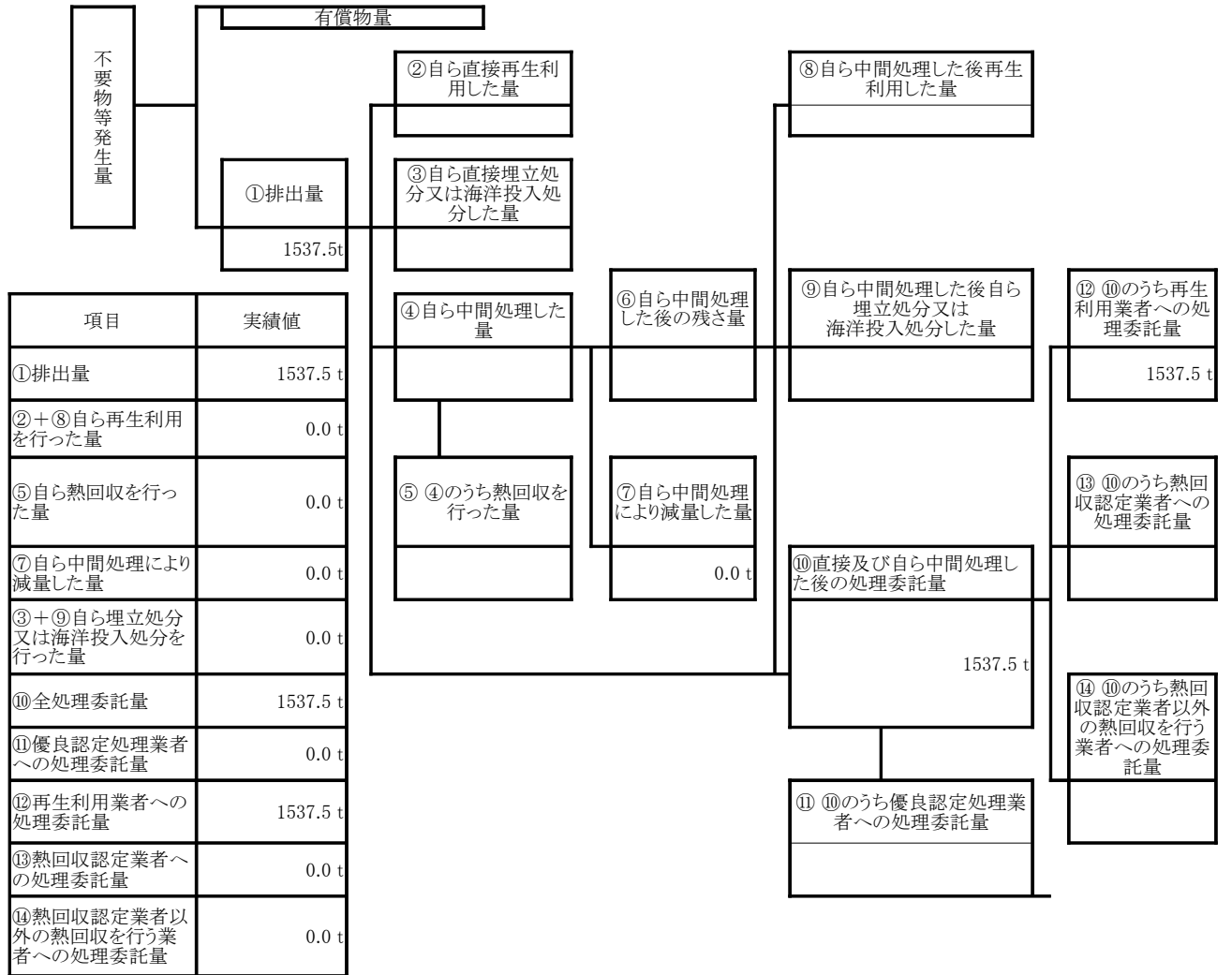
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1595.5 t	全処理委託量	1595.5 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1595.5 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(日本産業規格 A列4番)

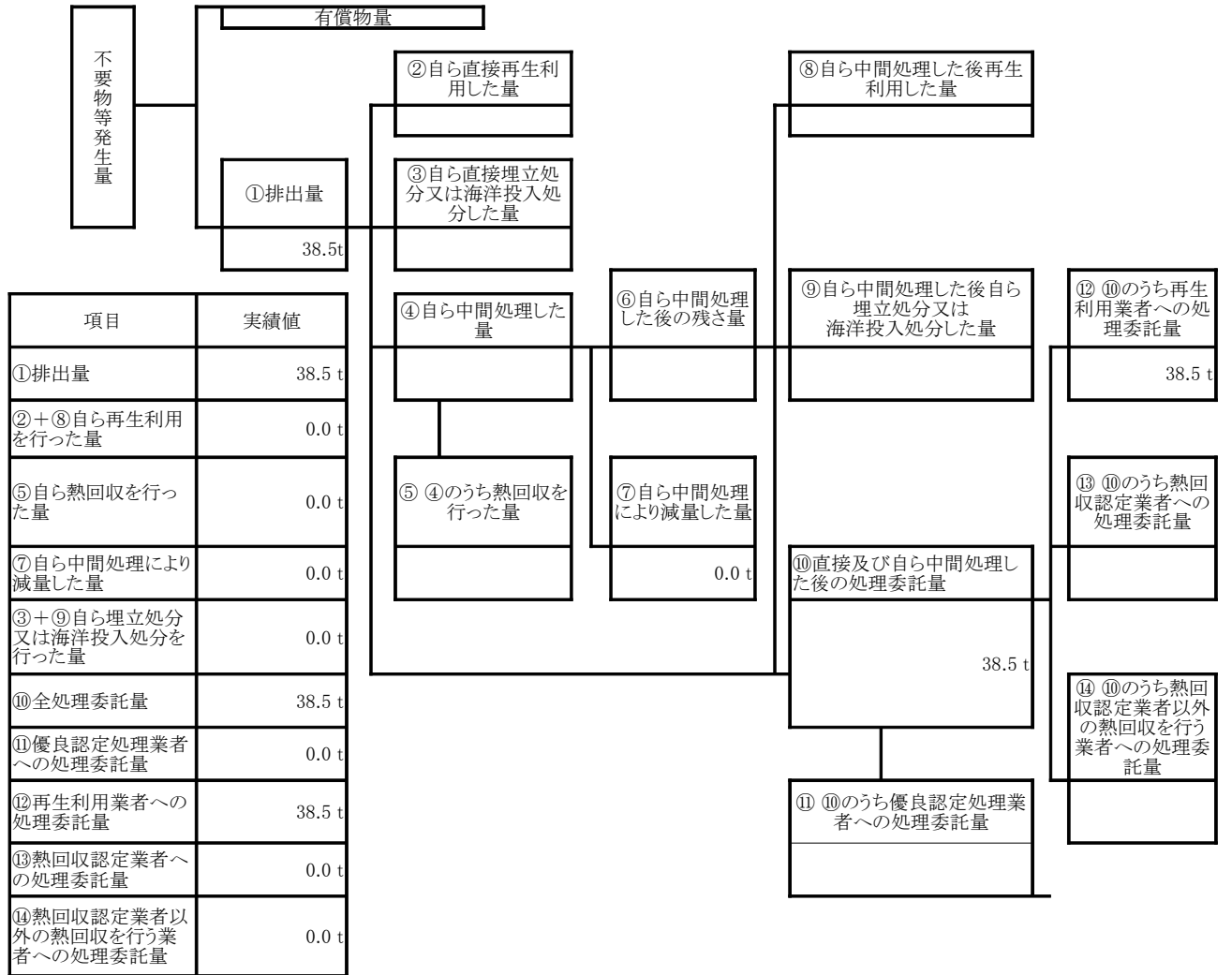
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



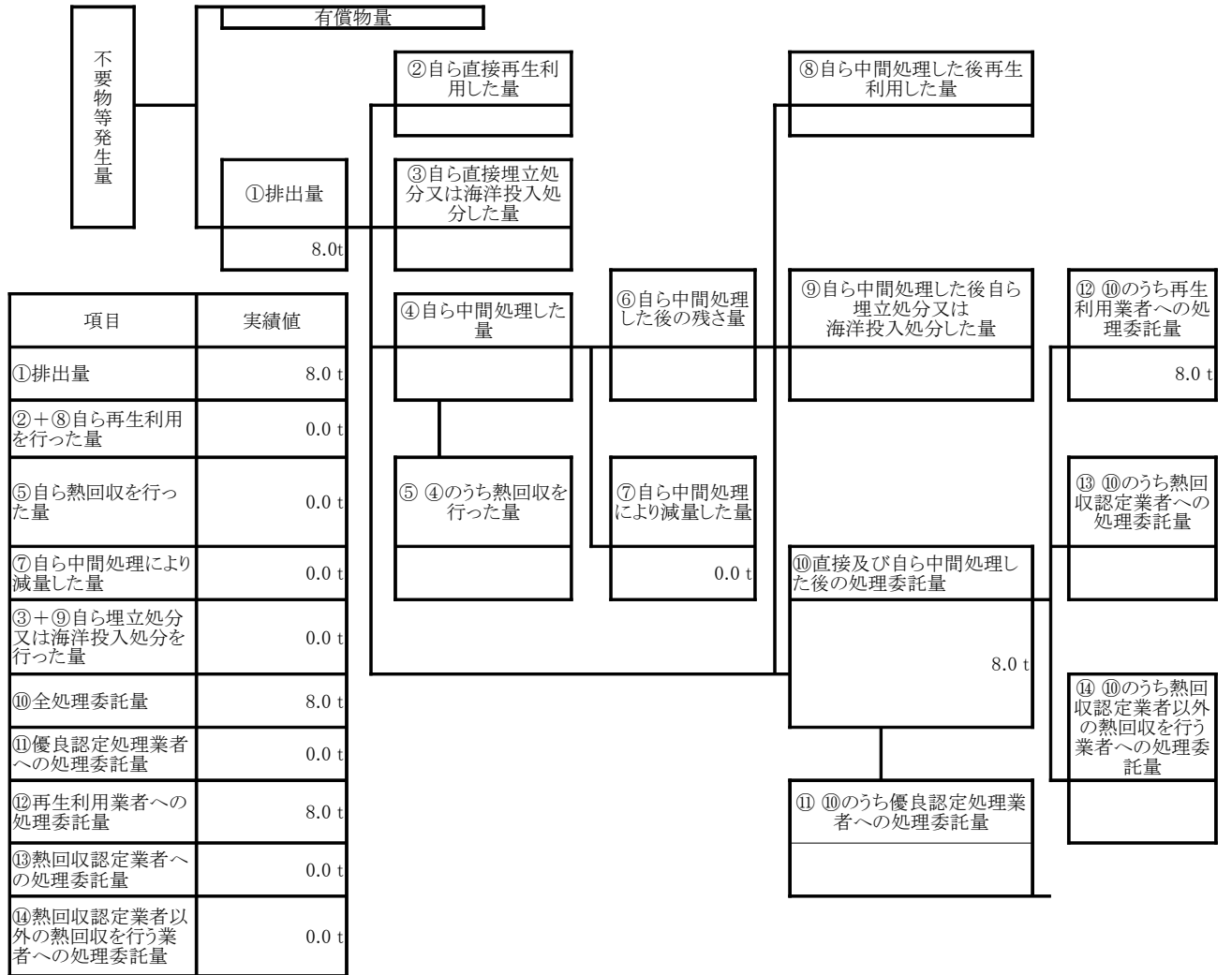
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



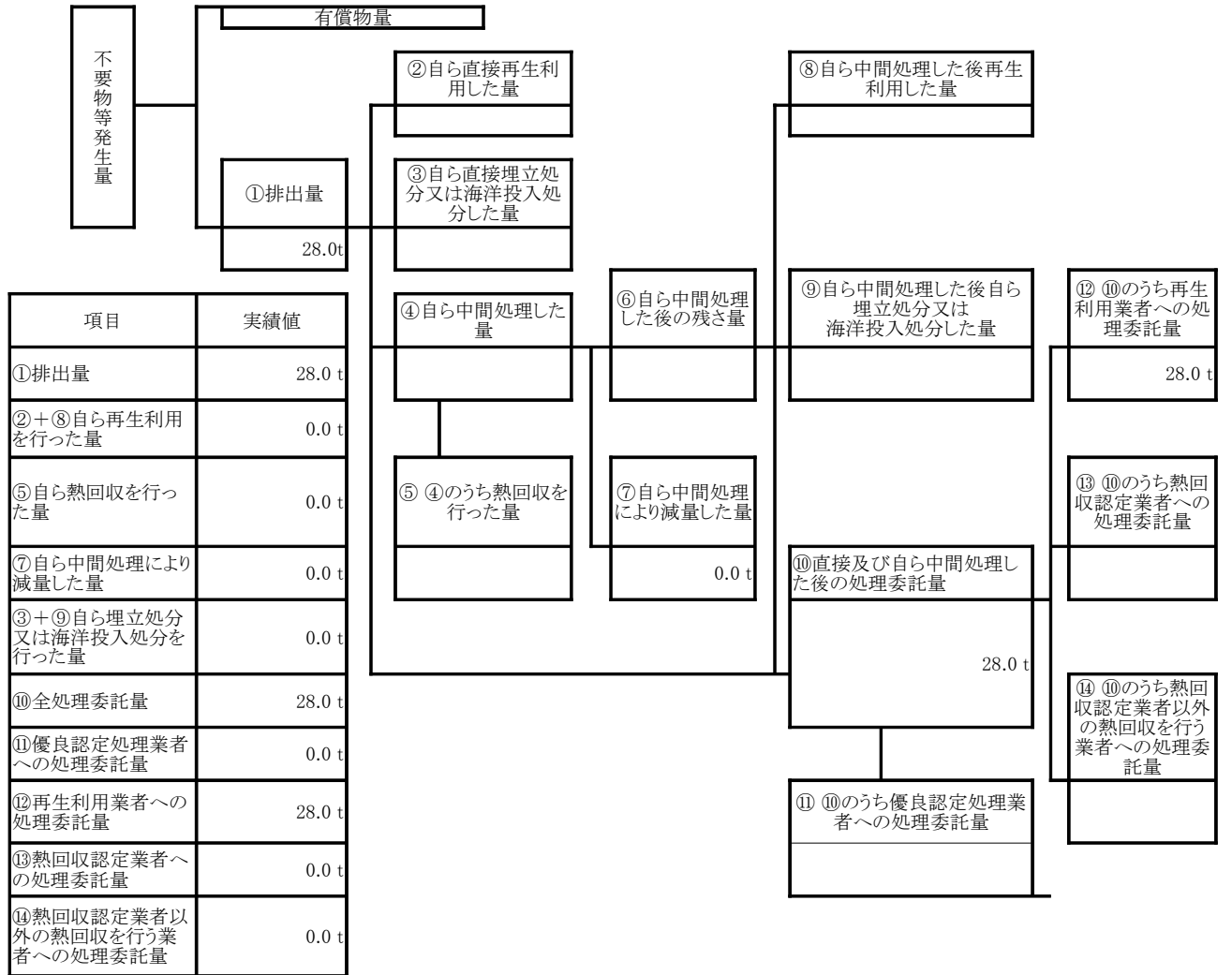
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



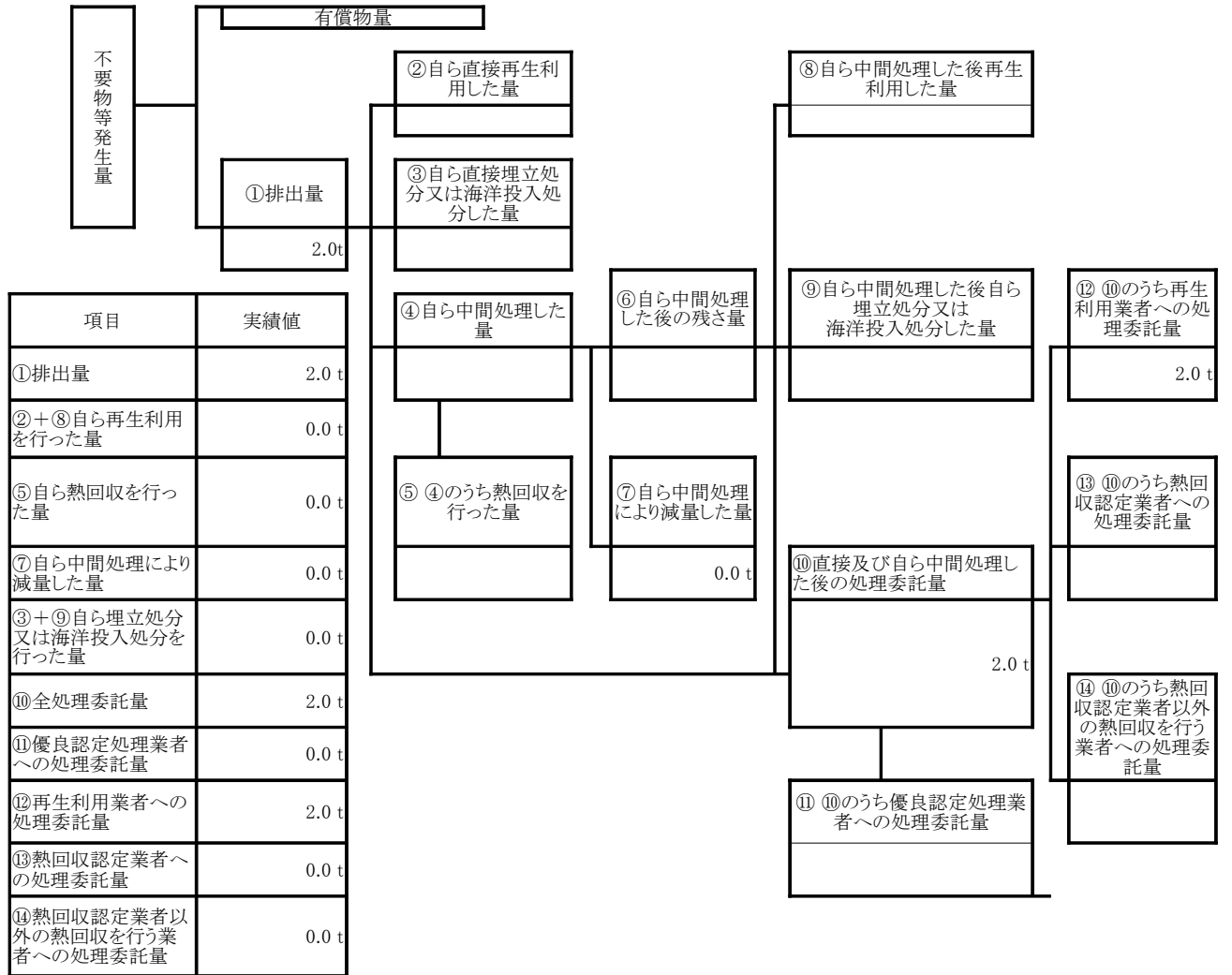
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



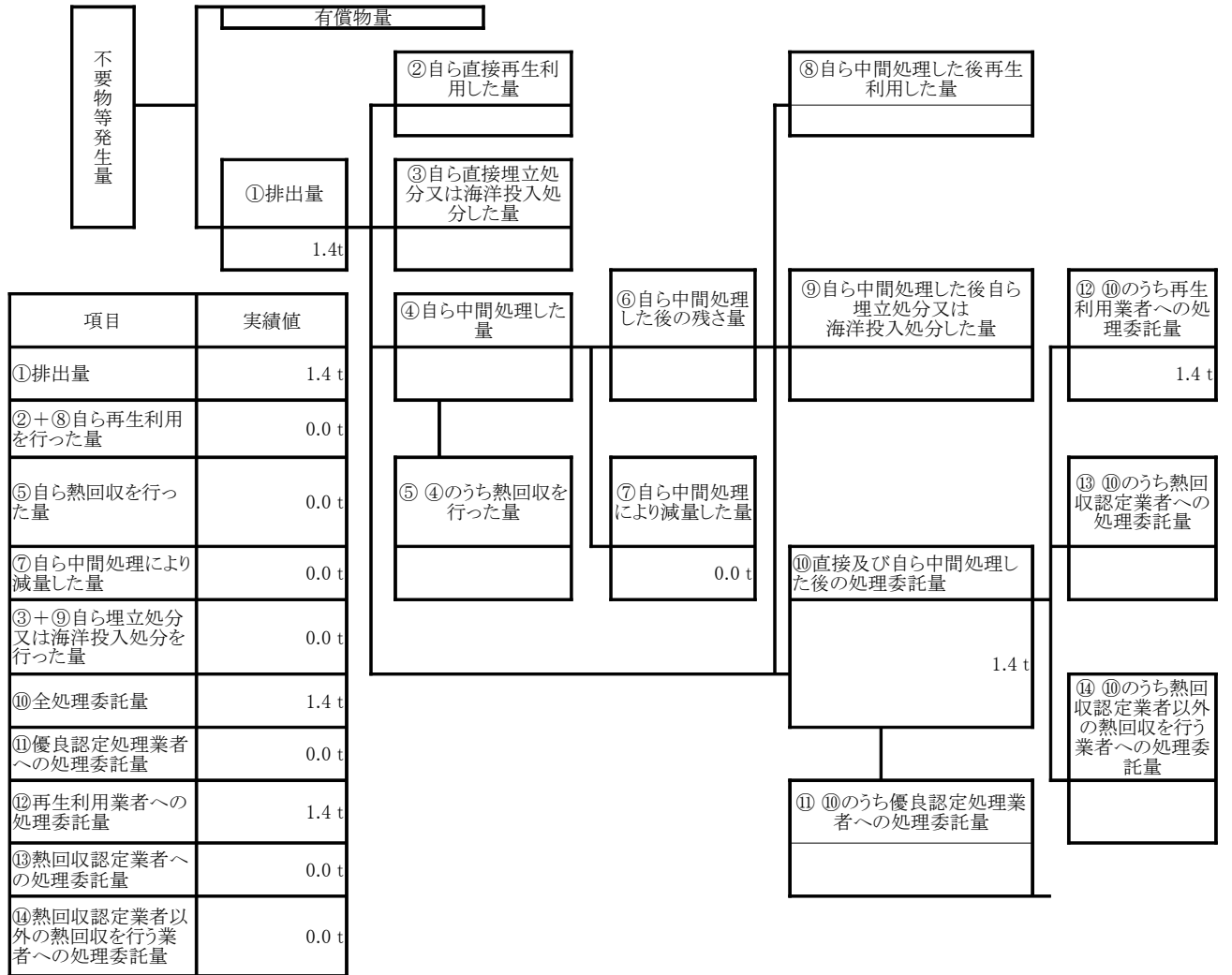
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 混合廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



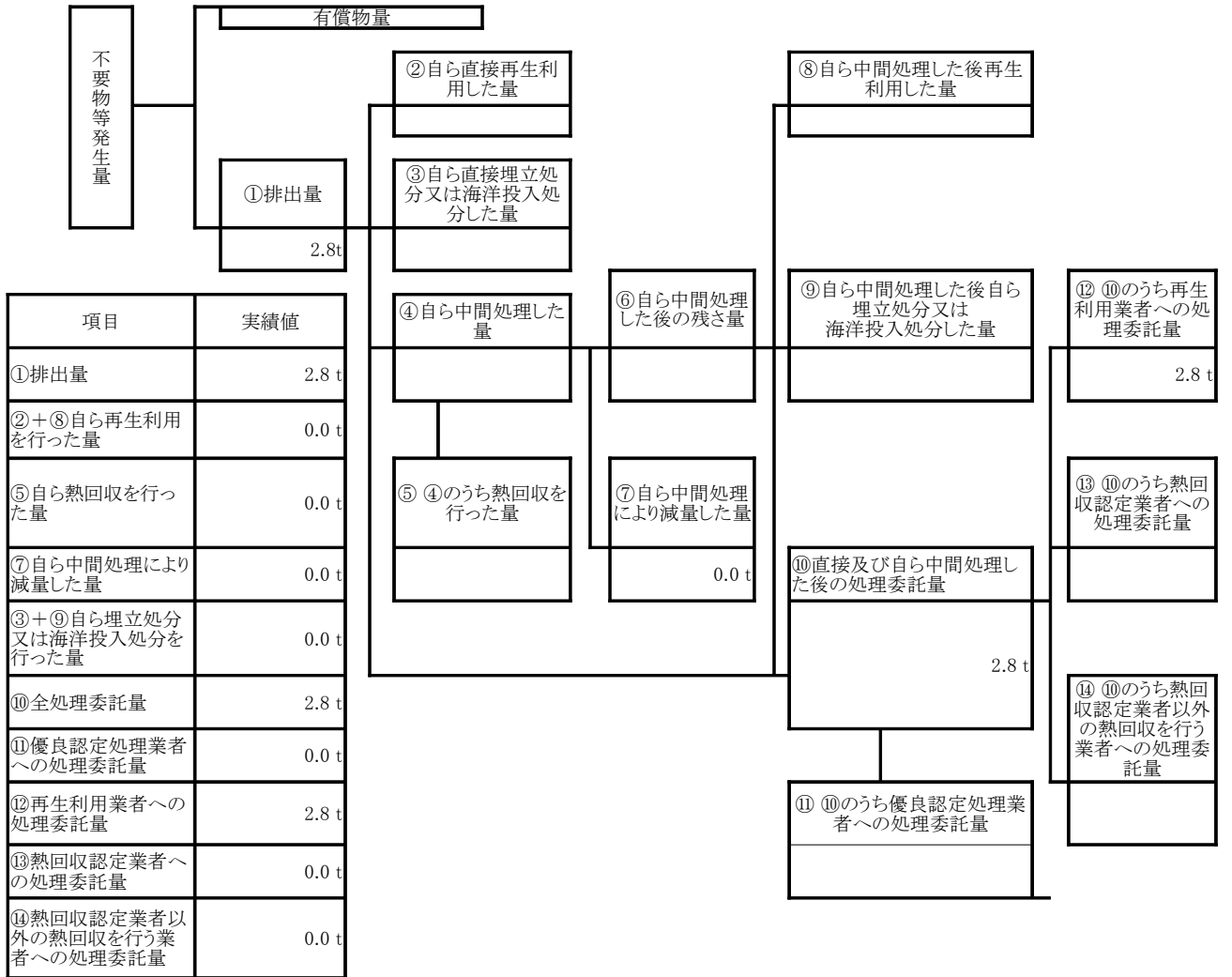
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



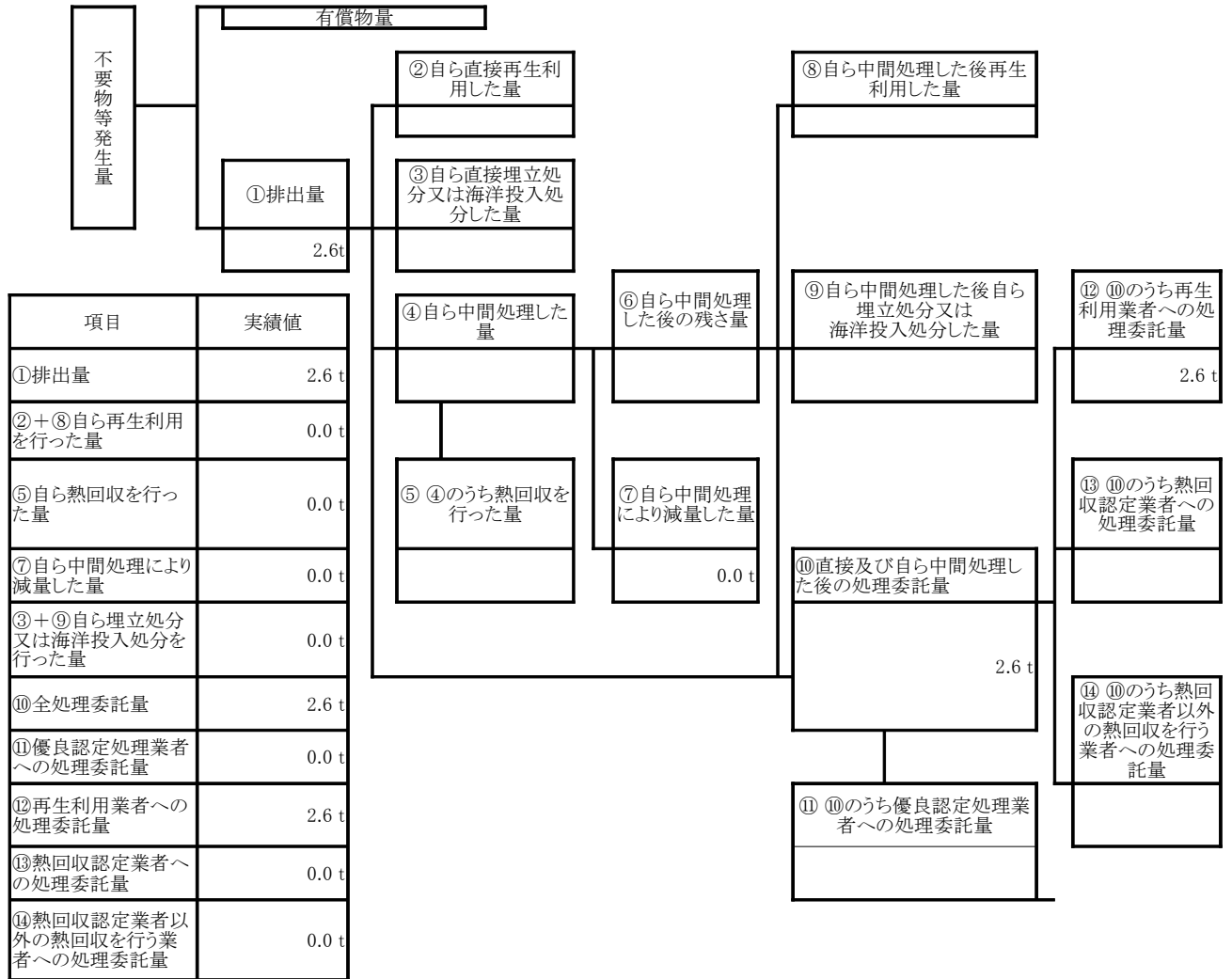
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: がれき類 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



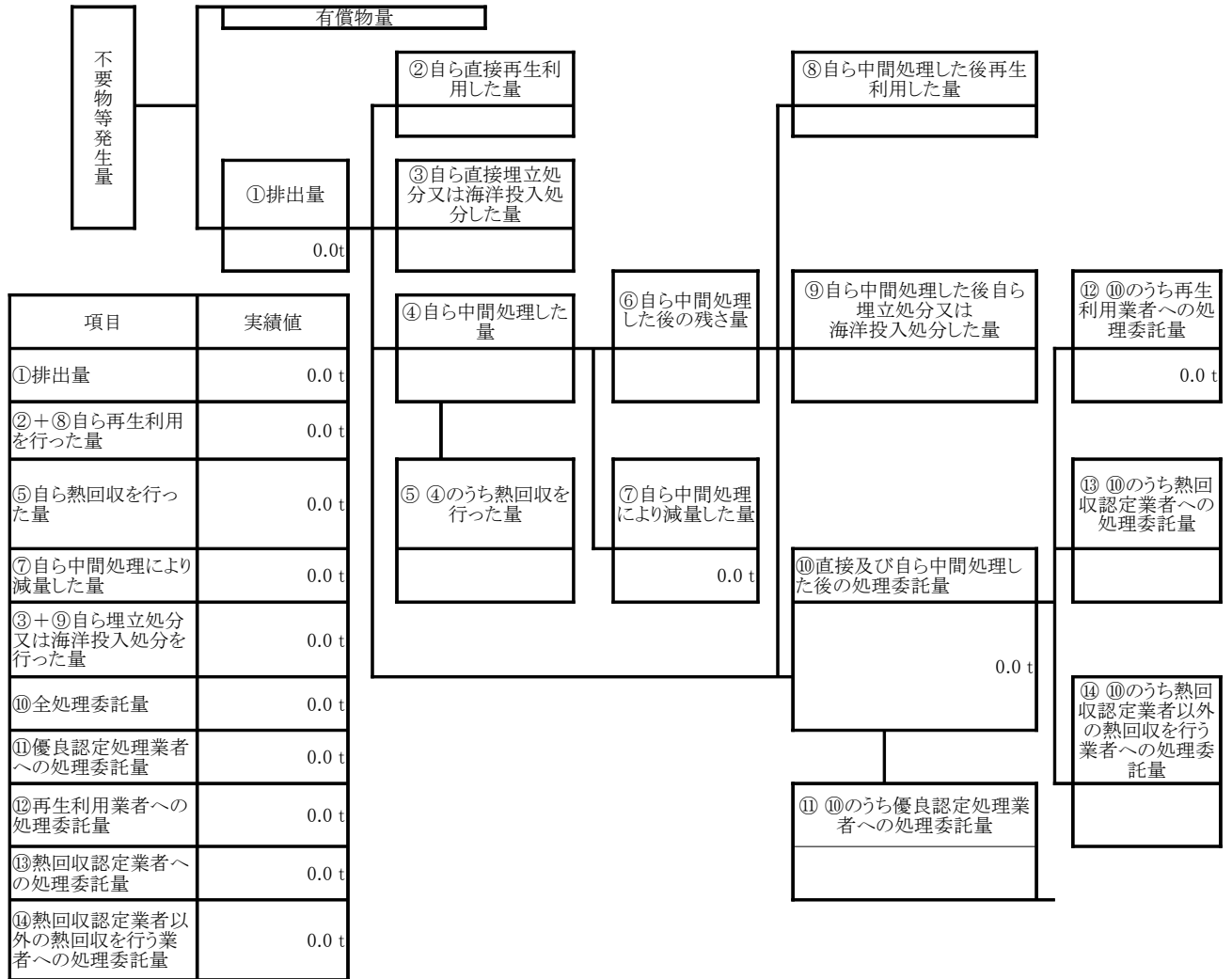
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 混合安定型 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 低濃度PCB )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月12日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0108

住 所 千葉県市原市千種海岸2-2

法人名 ダウ・東レ株式会社 千葉工場

代表者 ワランヤ チャルーンスク

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-21-3101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ダウ・東レ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸2-2
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 331億円
③従業員数	330人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付ファイル参照

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
添付ファイル参照

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	397.98 t	5.51 t
	（これまでに実施した取組） 廃油の有価転換をした。（焼却炉の助燃剤として利用）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	400 t	20 t
	（今後実施する予定の取組） 廃油の有価転換の強化 溶剤洗浄液の使用回数の見直し（削減）		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 通常発生するものは、手順書に廃棄物名称と処理方法を明確にしている。 非定期に発生するものは、専門のサポーターにてSDS等の情報を解析して 廃棄物名称と処理方法を指示している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状と同様の取組を継続する。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自社で再生利用を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き再生利用をする予定はない。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 自社に中間処理を行う施設はない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 中間処理施設の設置予定はない。			

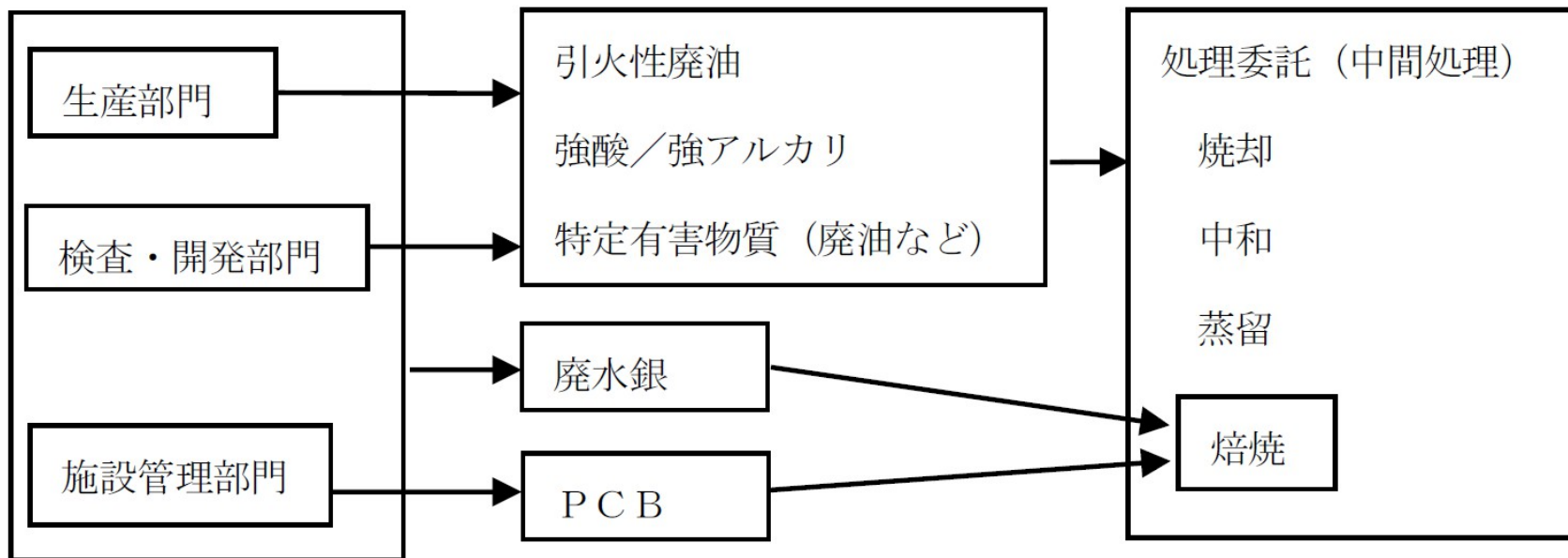
## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自社で埋立処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き埋立をする予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	全処理委託量	397.98 t	5.51 t
	優良認定処理業者への処理委託量	341.11 t	0.05 t
	再生利用業者への処理委託量	221.99 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	111.23 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5.94 t	0.05 t
（これまでに実施した取組） 廃油の分別をし、オイル再生利用業者及び熱回収焼却業者へ転換している。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	全 処 理 委 託 量	400 t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	350 t	0.1 t
	再生利用業者への処理委託量	230 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	130 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	20 t	0.1 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>低濃度PCBの対象拡大を受けて、効果のある分離・減容化を終えた。昨年の高濃度PCB搬出に引き続き、今年度は、低濃度PCBの処理委託を行う。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		437.21 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェストの義務化を遵守した100%使用</p>		
※事務処理欄			

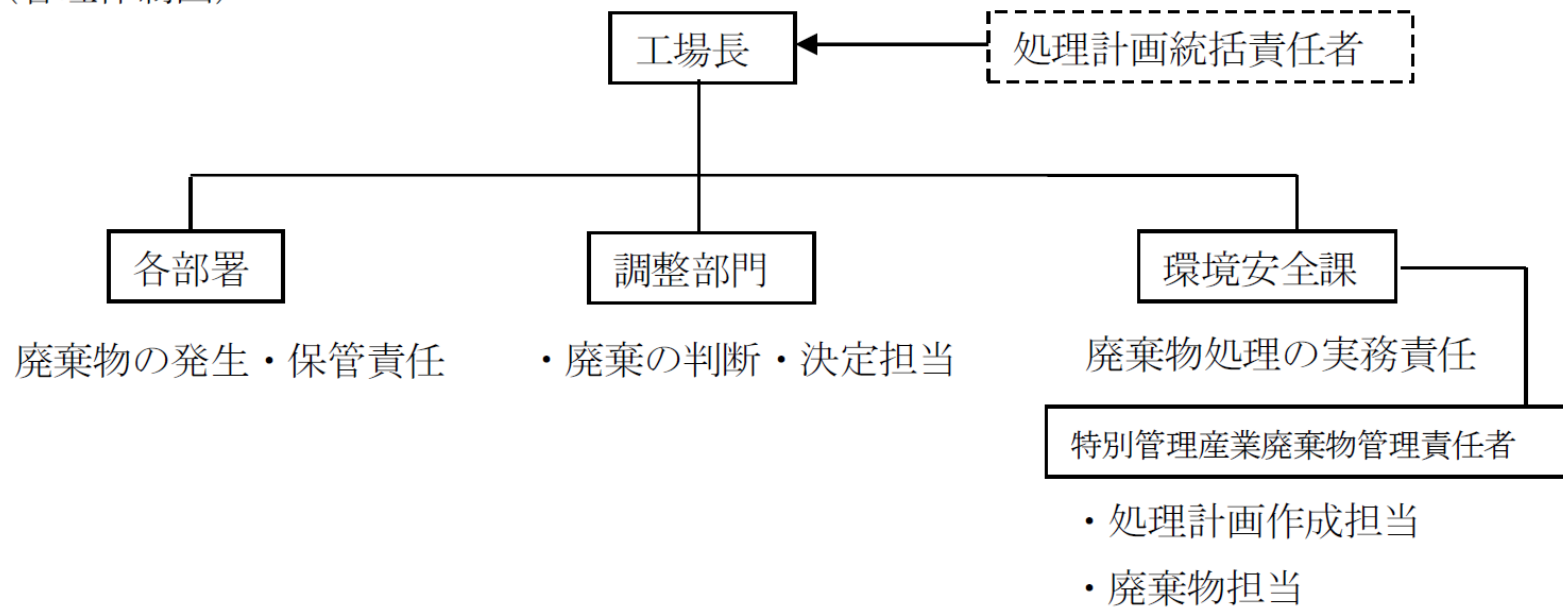
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
【前年度（令和 6 年度）実績】											
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		排出量	0.024 t	0.004 t	0 t	33.692 t	0.002 t	1.796 t	0 t	0 t	t
【目標】											
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		排出量	0.1 t	0.1 t	0 t	35 t	0.1 t	0.3863 t	0.1 t	0 t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項											
【前年度（令和 6 年度）実績】											
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
【目標】											
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項											
【前年度（令和 6 年度）実績】											
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
【目標】											
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の種類	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項											
【前年度（令和 6 年度）実績】											
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
【目標】											
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
【前年度（令和 6 年度）実績】											
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		全処理委託量	0.024 t	0.004 t	0 t	33.692 t	0.002 t	1.796 t	0 t	0 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	0.024 t	0.004 t	0 t	33.692 t	0.002 t	0 t	0 t	0 t	t
		再生利用業者への処理委託量	0.024 t	0.004 t	0 t	33.69 t	0.002 t	0 t	0 t	0 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0.002 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	
【目標】											
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物		
		全処理委託量	0.1 t	0.1 t	0 t	35 t	0.1 t	0.3863 t	0.1 t	0 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	0.1 t	0.1 t	0 t	35 t	0.1 t	0.3863 t	0.1 t	0 t	t
		再生利用業者への処理委託量	0.1 t	0.1 t	0 t	34.9 t	0.1 t	0 t	0.1 t	0 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0.1 t	0 t	0.3863 t	0 t	0 t	t	

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月12日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-0108

住所 千葉県市原市千種海岸2-2

法人名 ダウ・東レ株式会社 千葉工場

代表者 ワランヤ チャルーンスク

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-21-3101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ダウ・東レ株式会社 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸2-2		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	382.95 t	全処理委託量	382.95 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	271.65 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	220.2 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	100.5 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	15.2 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

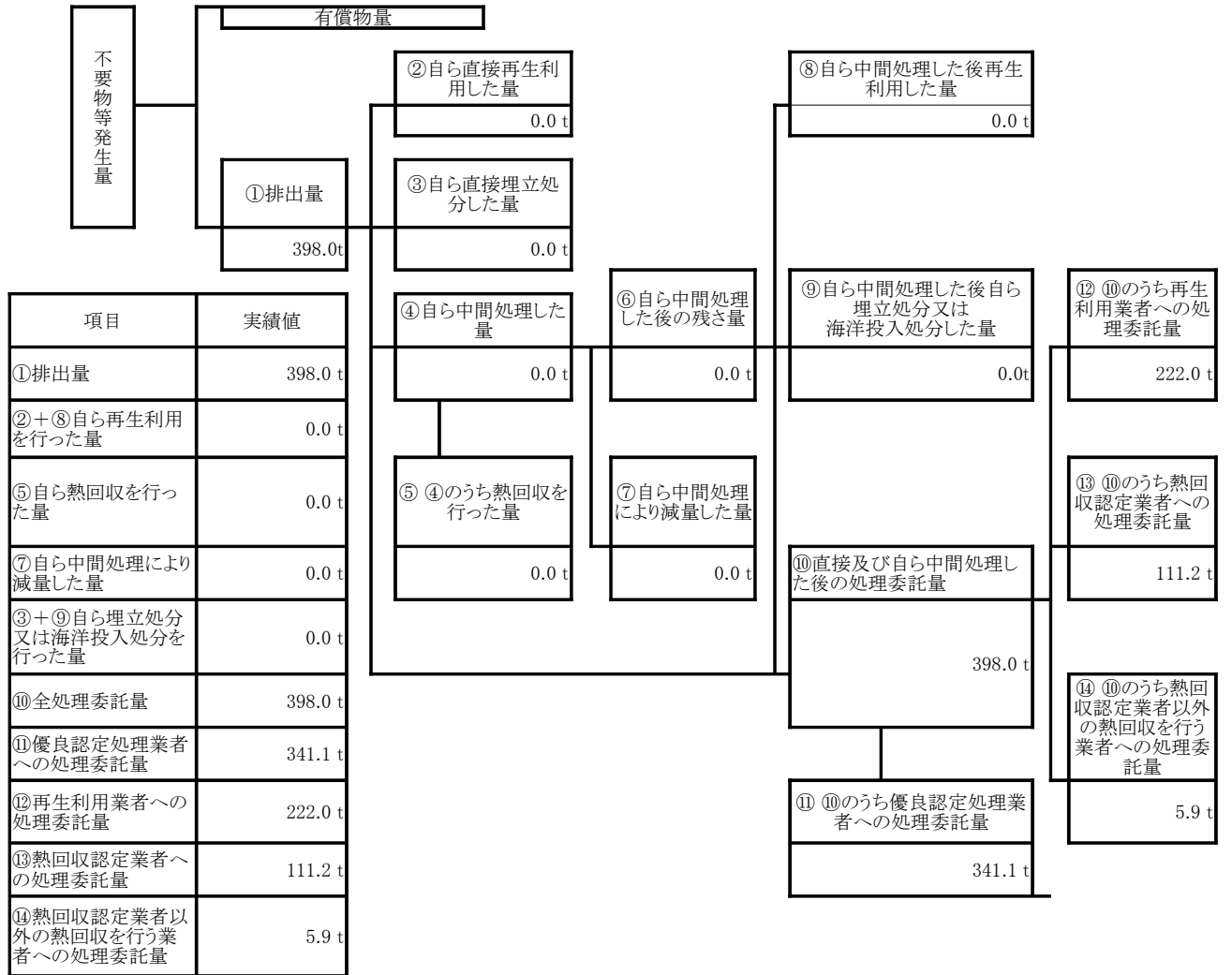
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	371.94 t
	前年度(令和6年度)	437.21 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

多量排出事業者の義務により、使用率は100%

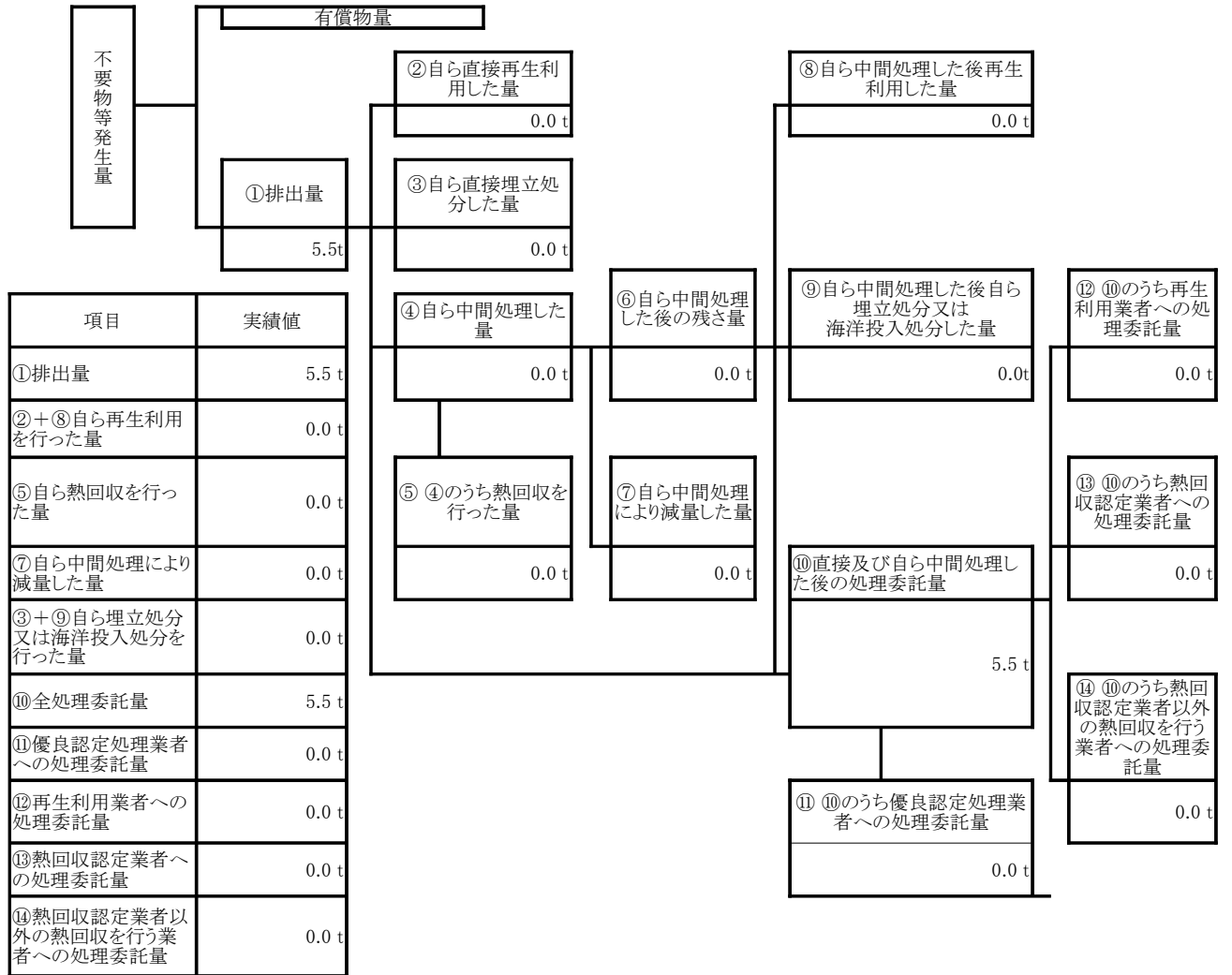
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 燃えやすい廃油 )



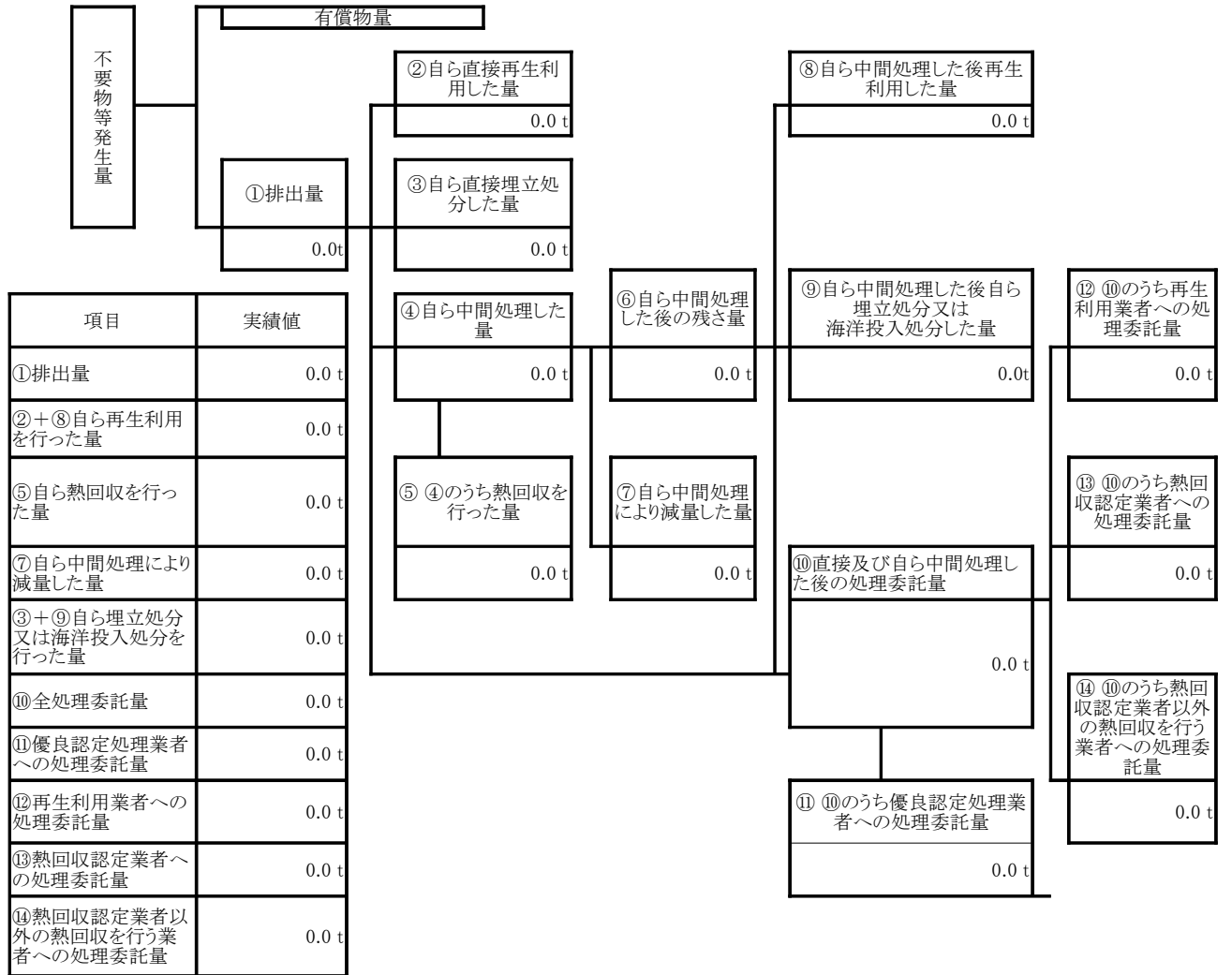
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(基準値を超える有害物質))



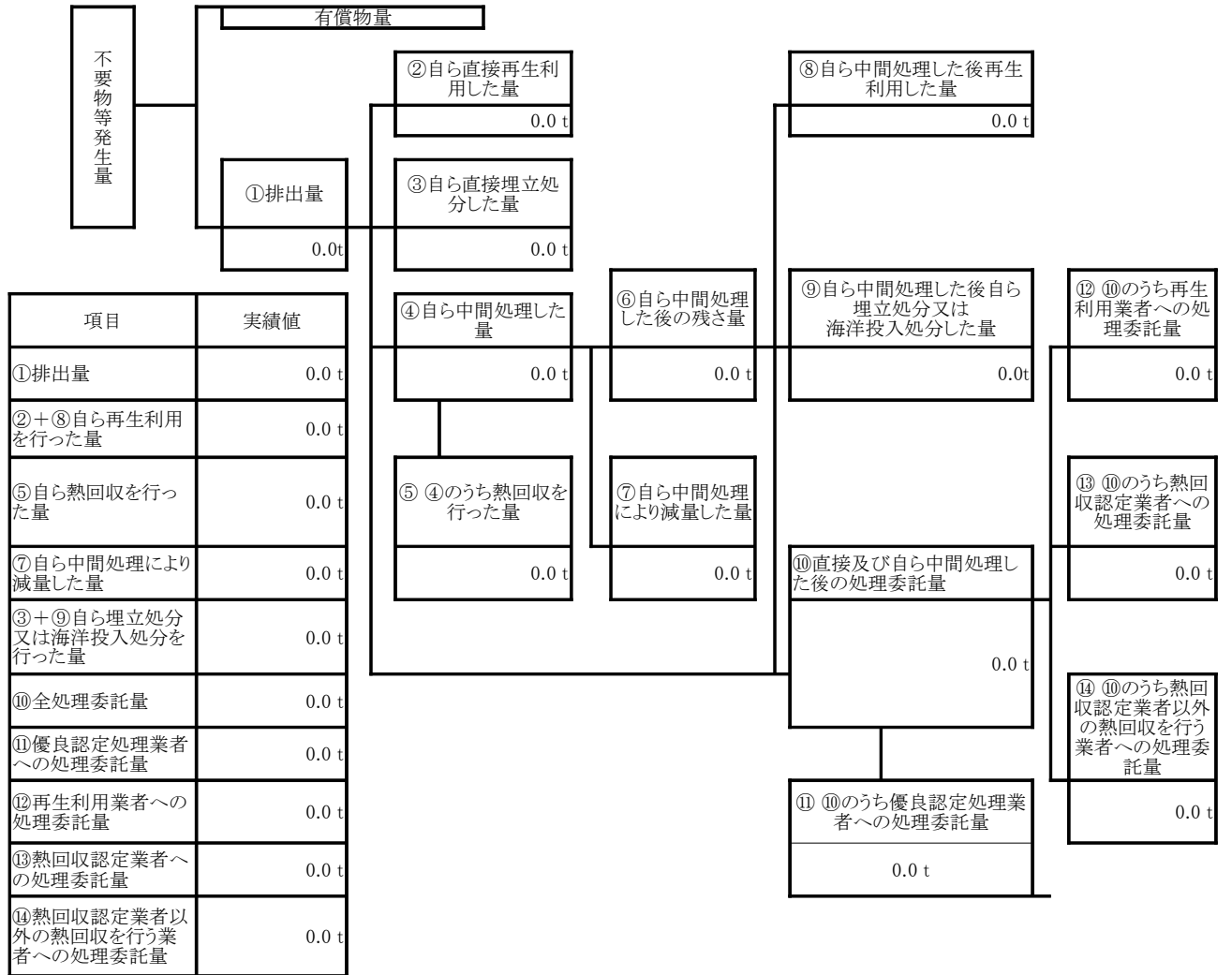
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH2.0以下の廃酸)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH12.5以上の廃アルカリ)

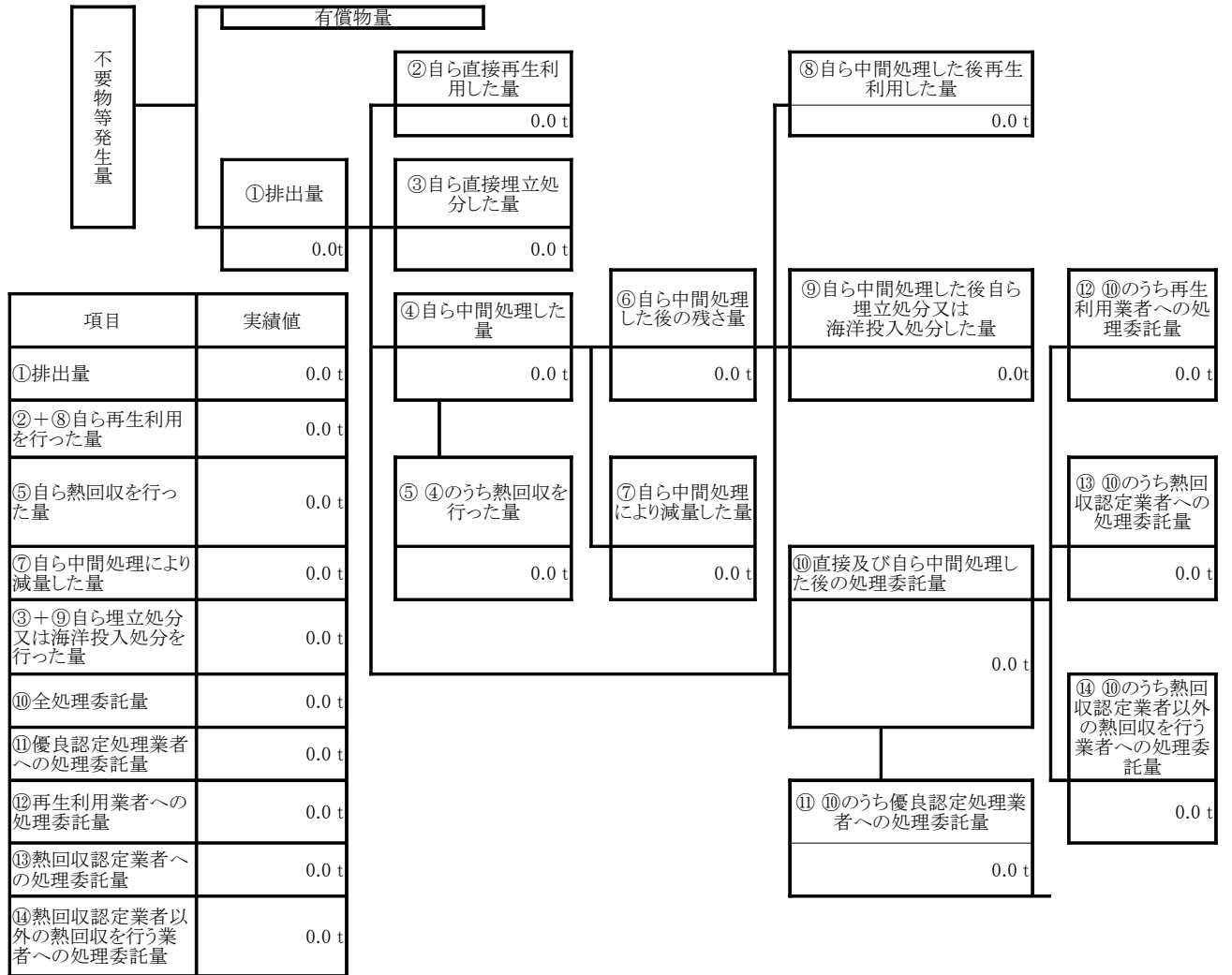


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

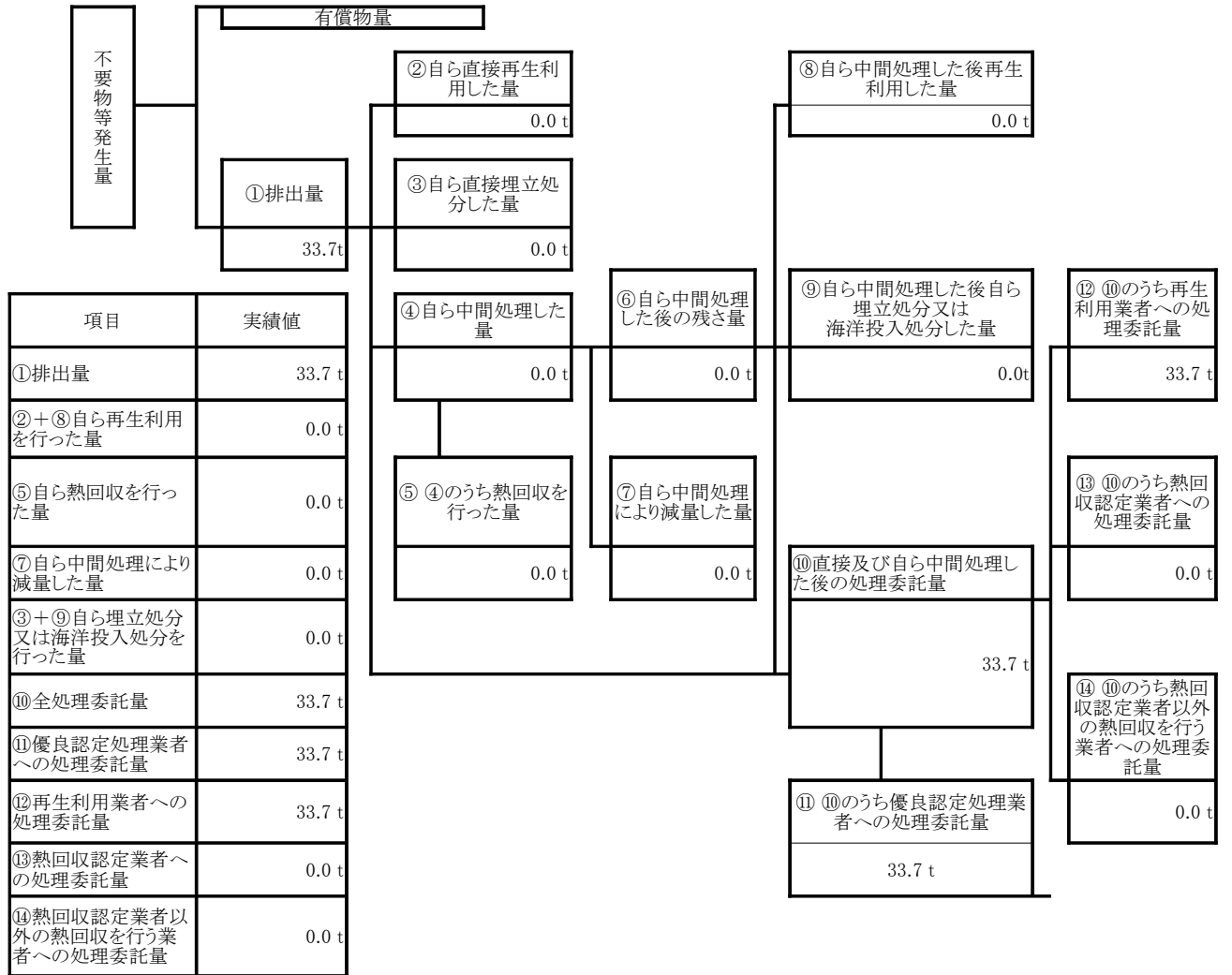
廃PCB等

)



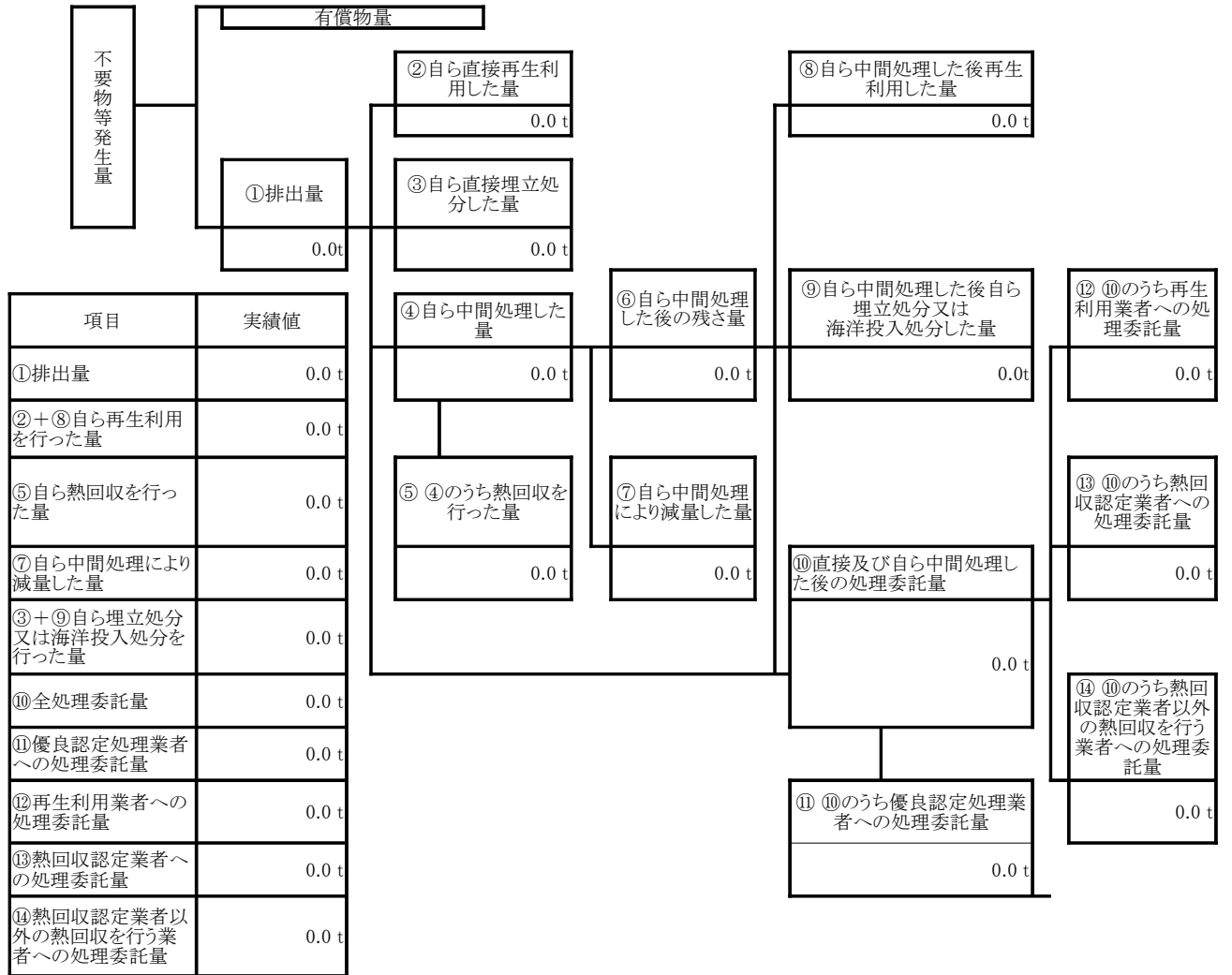
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 基準値を超える有害物質を含む)



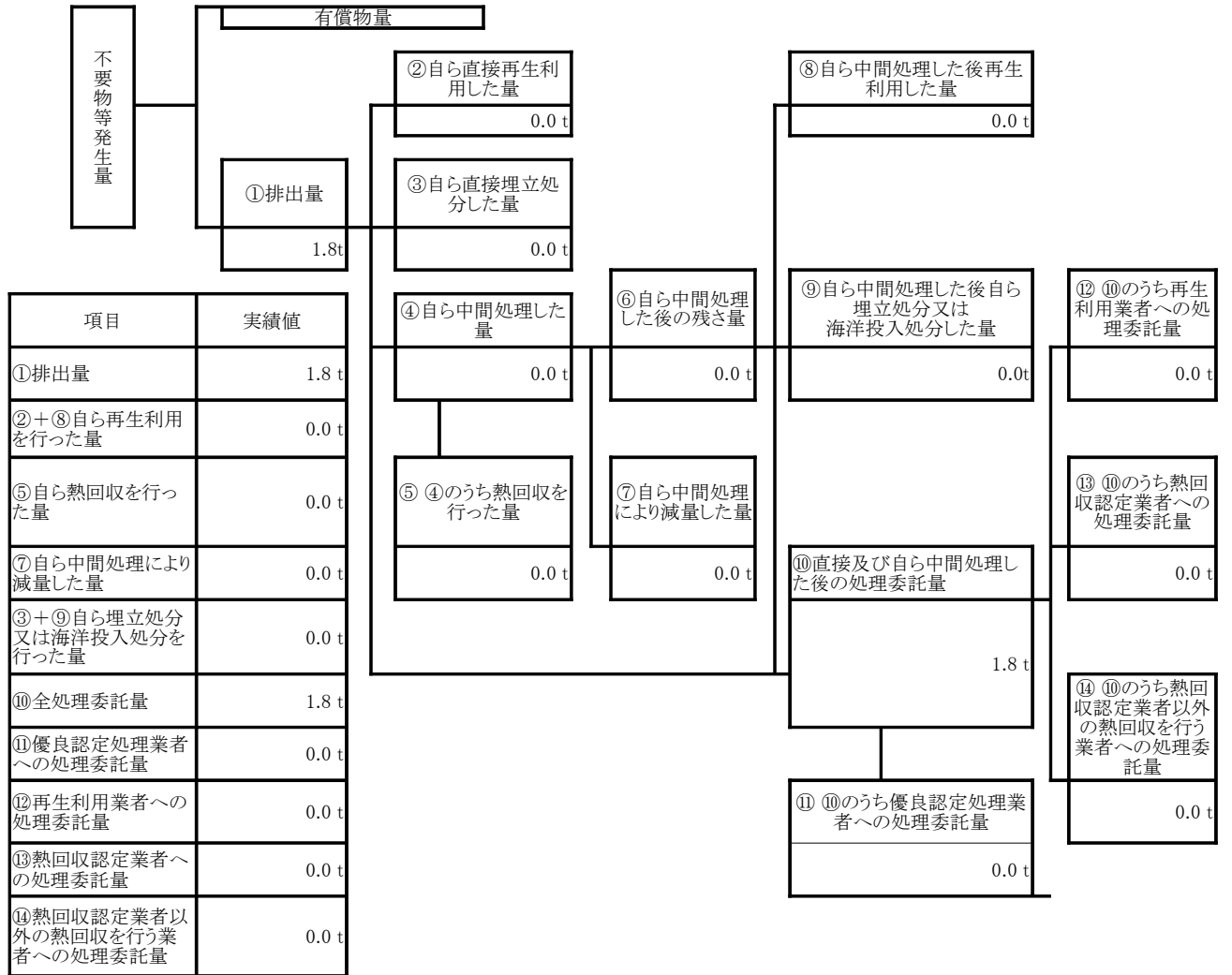
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 基準値を超える有害物質を含む)



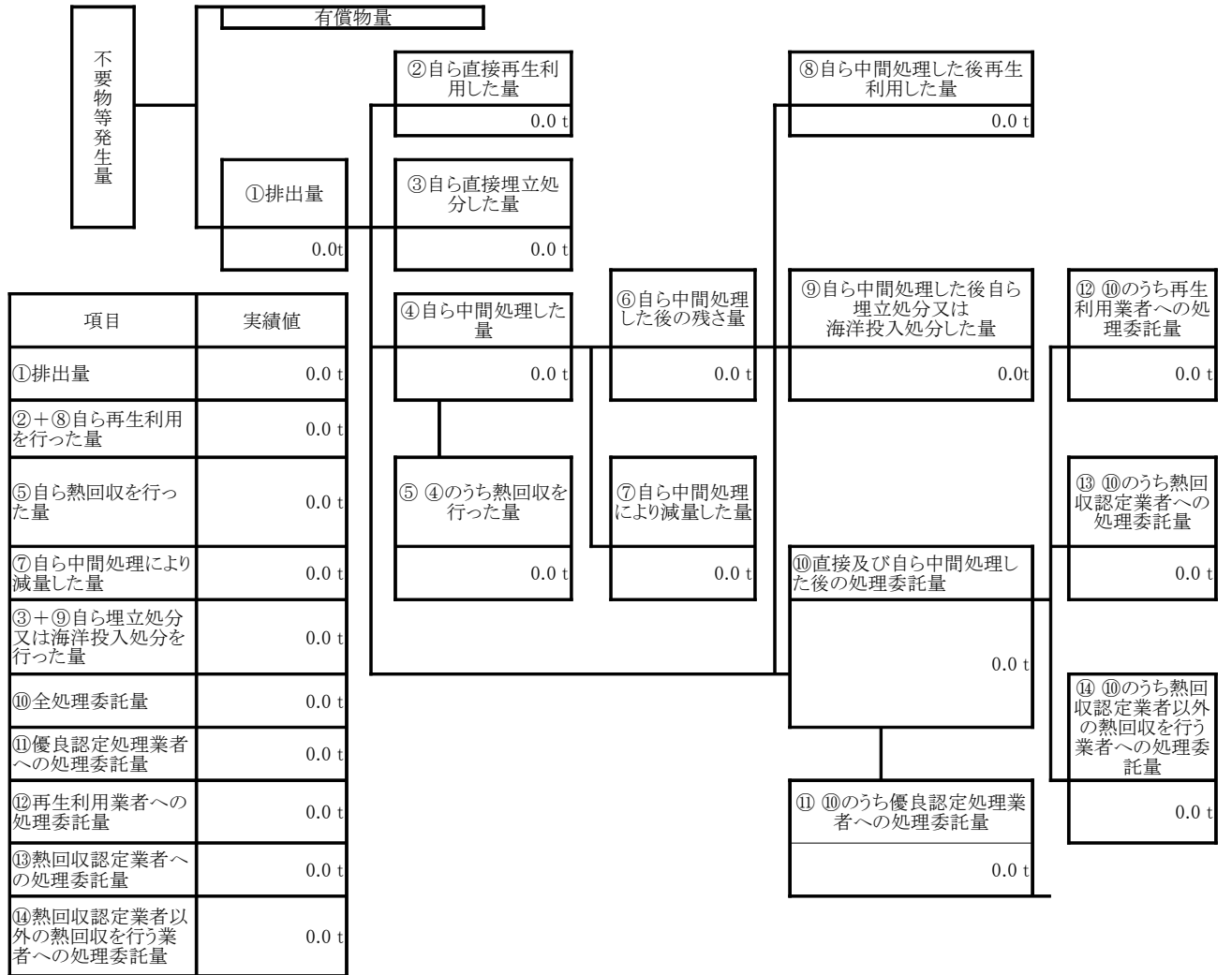
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: PCB等・PCB汚染物・PCB処理)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類：(基準値を超える有害物質を含む))

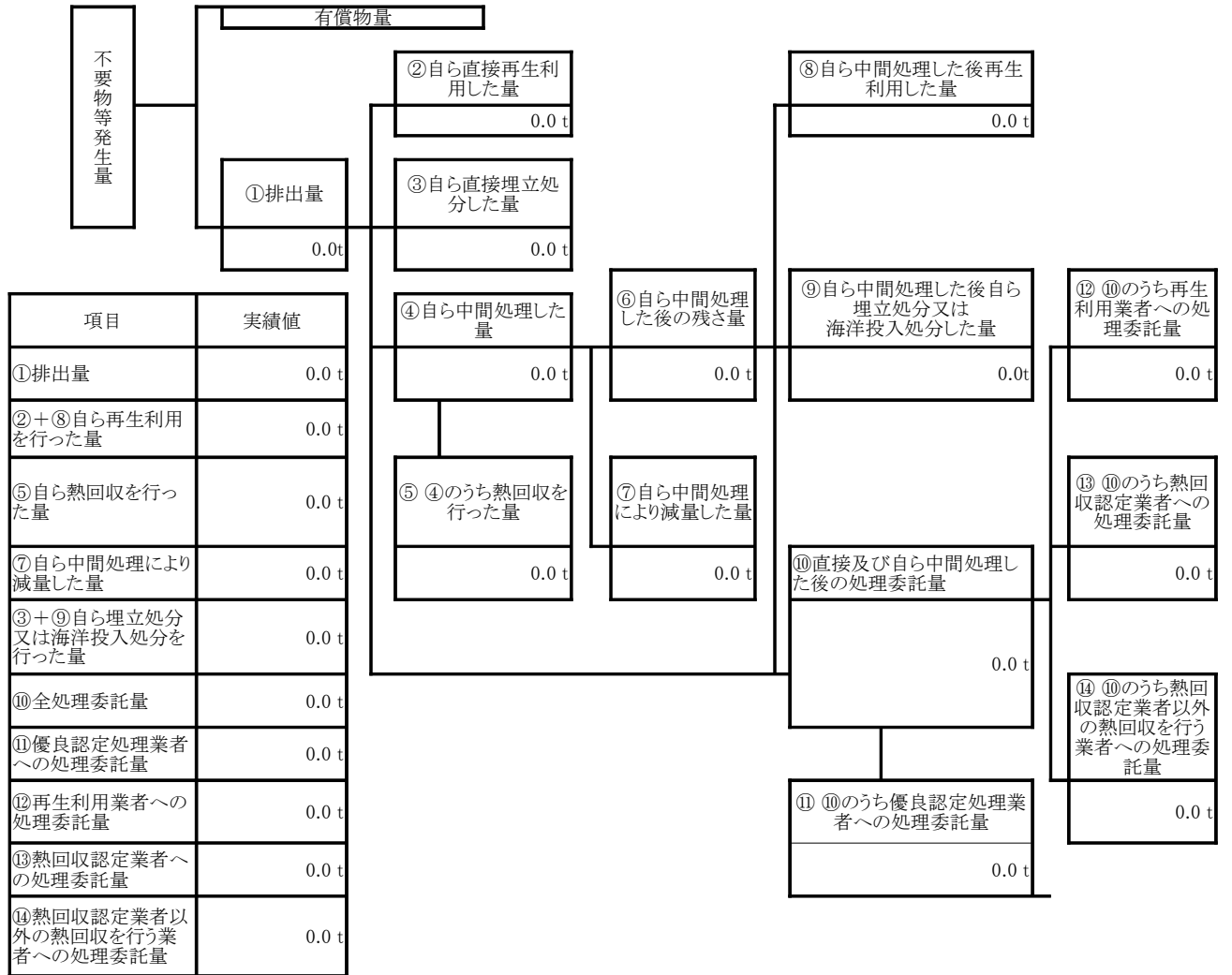


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

PCB汚染物

)



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒297-0033  
住 所 千葉県茂原市大芝452番地  
氏 名 妙中鋳業株式会社  
代表取締役社長 妙中信太郎  
電話番号 0475-24-0140

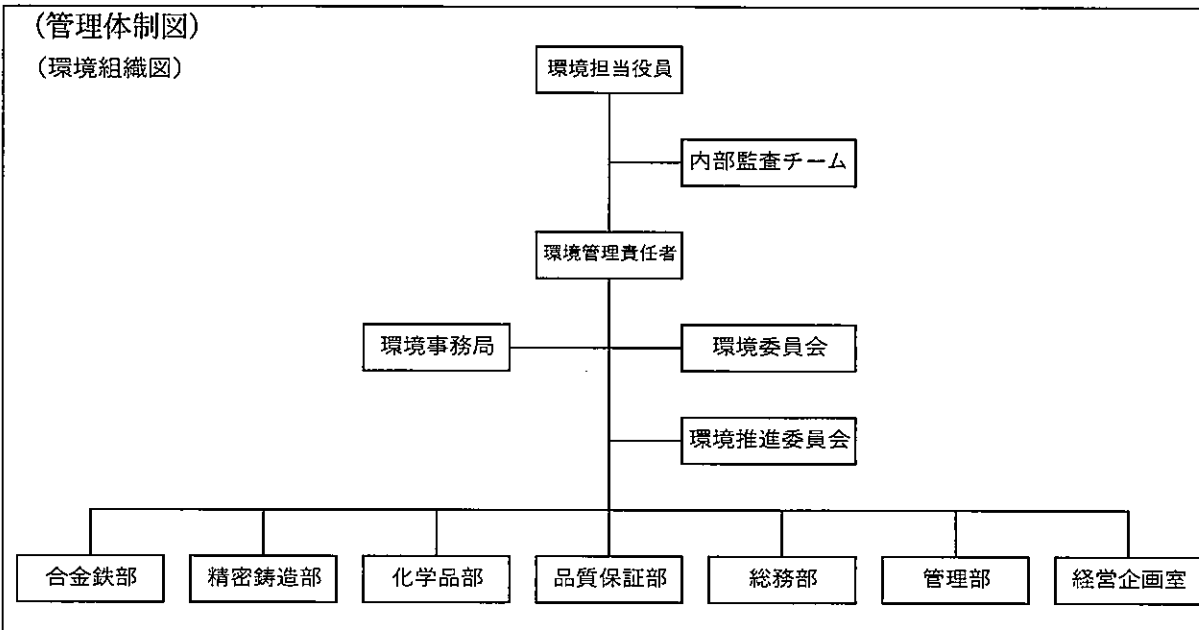
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	妙中鋳業株式会社
事業場の所在地	千葉県茂原市大芝452番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類:製造業 中分類:非鉄金属製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額392億円
③従業員数	190人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 6年度 ）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	
(これまでに実施した取組) 耐火物の回収利用、空ドラム・廃パレットの再利用、廃フレコンの回収、製品不良率の削減、原料の小口購入から大口購入による容器の削減、試薬の必要最小限の購入。		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	
(今後実施する予定の取組) 引き続き現状の取組を行いながら、より一層の排出削減に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉍さい、汚泥、がれき類、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動物性残渣、金属くず、ガラス・陶磁器くず、木くず ↓ 廃棄物ごとに分別管理している
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉍さい、汚泥、がれき類、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動物性残渣、金属くず、ガラス・陶磁器くず、木くず ↓ 分別化率の向上

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（ 6年度 ）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 空ドラム、廃パレットの再利用	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、空ドラム、廃パレットの再利用	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（ 6年度 ）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
（これまでに実施した取組） 廃酸と廃アルカリを中和処理することによる廃棄物の削減		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
（今後実施する予定の取組） 引き続き、廃酸と廃アルカリを中和処理することによる廃棄物の削減		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（ 6年度 ）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 自社で埋立処分又は海洋投入処分を行っていない	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（ 6年度 ）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(これまでに実施した取組) 自社で発生する廃棄物は可能な限り再生利用、又は熱回収ができる委託業者に処理委託している		

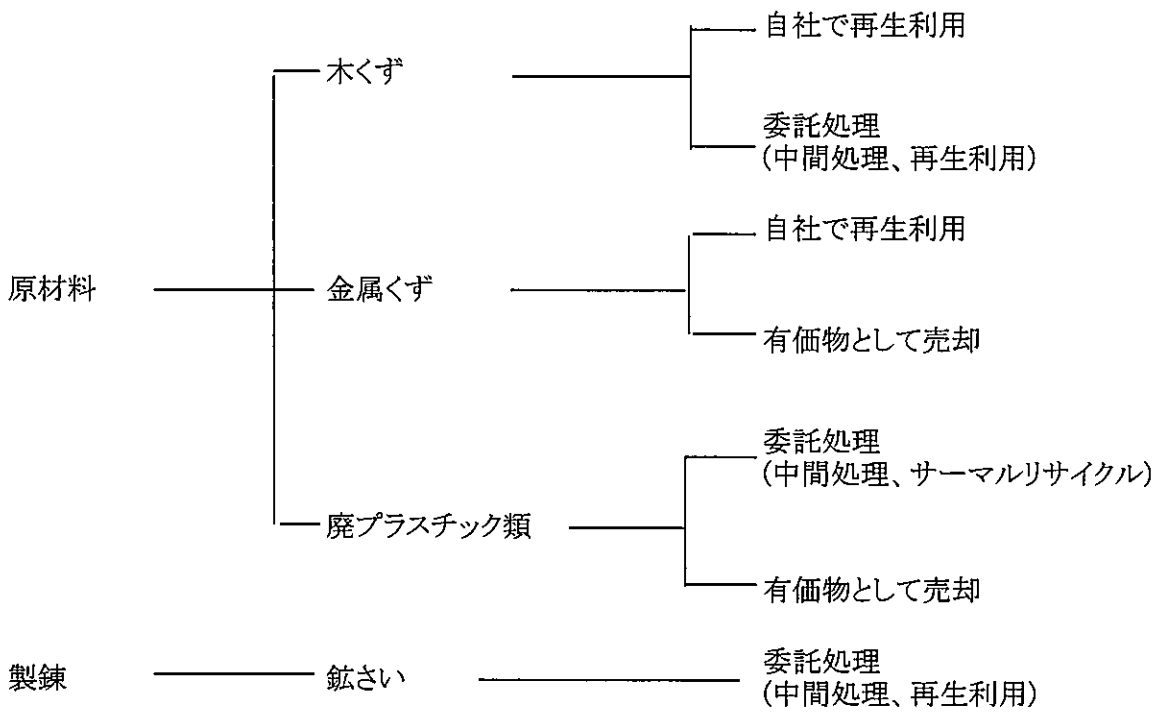
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
(今後実施する予定の取組) 引き続き、自社で発生する廃棄物は可能な限り再生利用、又は熱回収 ができる委託業者に処理委託をする		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

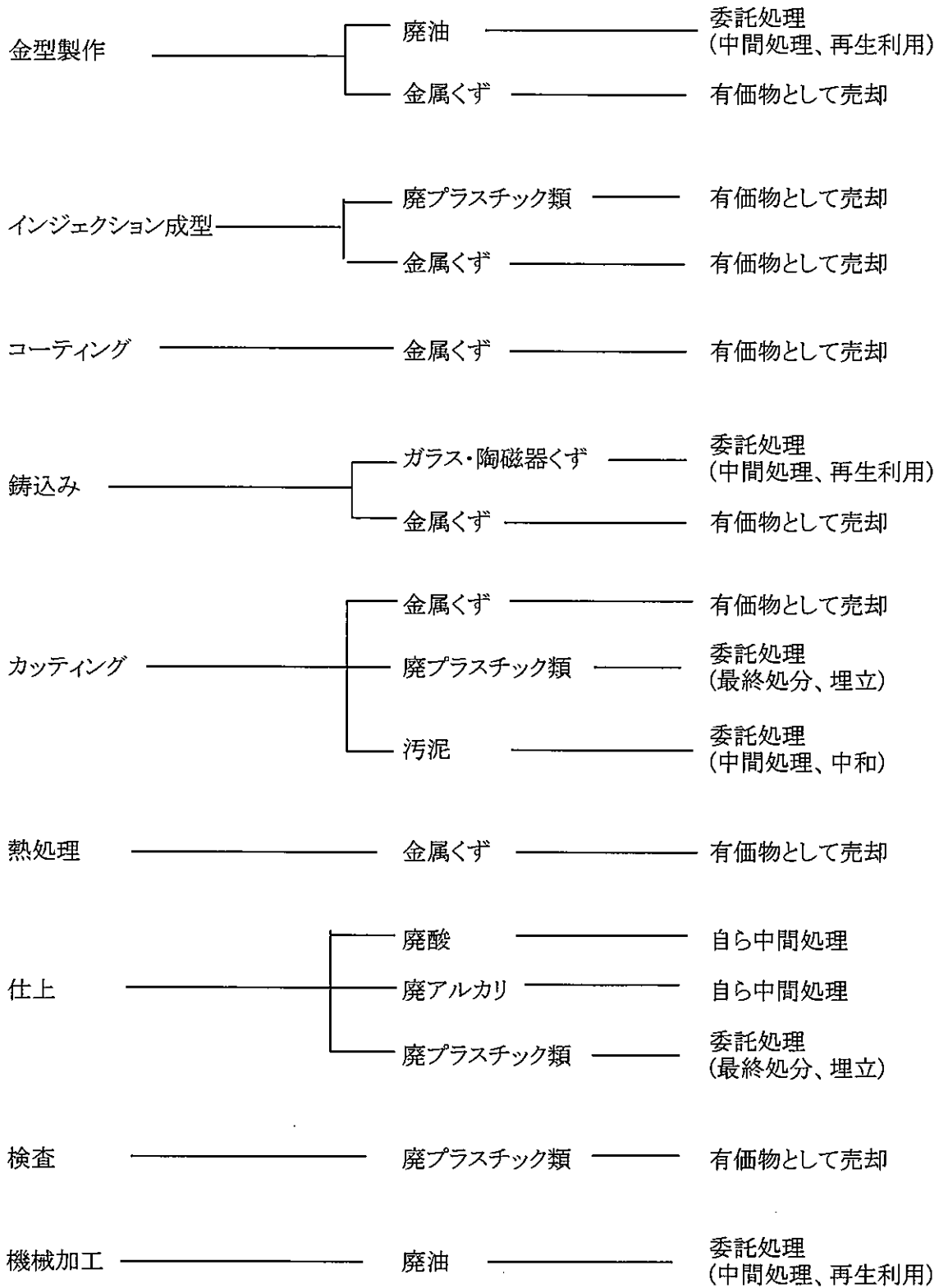
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

フェロモリブデン、三酸化ブリケット製造



産業廃棄物処理工程:別紙1

鋳造品製造



産業廃棄物処理工程別紙1

医薬品原末、食品添加物製造

原材料 ———— 廃プラスチック類 ———— 委託処理  
(中間処理、焼却、サーマルリサイクル)

溶解・精製 ———— 汚泥 ———— 委託処理  
(中間処理、再生利用)

晶析 ———— 廃油 ————  
┌ 自社で再生利用  
└ 委託処理  
(中間処理、焼却)

試験、分析作業

原材料 ——— ガラスくず ——— 委託処理  
(最終処分、埋立)

試験、分析 ——— 動物性残さ ——— 委託処理  
(中間処理、焼却、サーマルリサイクル)

産業廃棄物処理工程:別紙1

保全作業

鋼材            ───────── 鉄くず            ───────── 有価物として売却

機械修理       ───────── 廃油            ───────── 有価物として売却

産業廃棄物処理計画書:別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(6年度)実績】													
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず	
	排出量	2364.98t	140.8137t	6.898t	20.19t	1.798t	4.0518t	10.691t	18.2t	0.18t	18.91t	214.129t	79.779t	
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず	
	排出量	2600t	140t	6t	20t	2t	4t	10t	18t	0t	18t	210t	70t	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(6年度)実績】													
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	8.5t	0t	30.719t
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	8t	0t	30t	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(6年度)実績】													
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	4.05t	10.65t	0t	0t	0t	0t		
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	4t	10t	0t	0t	0t	0t		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(6年度)実績】												
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
②計画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(6年度)実績】												
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず
	全処理委託量	2364.98t	140.8137t	6.898t	20.19t	1.798t	0.0018t	0.041t	18.2t	0.18t	10.41t	214.129t	49.06t
	優良認定処理業者への処理委託量	1295.33t	0.2337t	6.898t	0.41t	0.034t	0.0018t	0.041t	2.79t	0.18t	0t	0.029t	35.33t
	再生利用業者への処理委託量	2364.98t	140.8137t	6.898t	0t	1.798t	0.0018t	0.041t	2.79t	0t	10.41t	214.129t	49.06t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	11.12t	0.18t	0t	0t	0t
②計画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	鉱さい	有機性汚泥	無機性汚泥	がれき類	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物性残渣	金属くず	ガラス陶磁器くず	木くず
	全処理委託量	2600t	140t	6t	20t	2t	0t	0t	18t	0t	10t	210t	40t
	優良認定処理業者への処理委託量	1300t	7t	20t	0t	0t	0t	0t	3t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	2600t	140t	6t	0t	2t	0t	0t	3t	0t	10t	210t	40t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	9t	0t	0t	0t	0t

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒297-0033  
 住所 千葉県茂原市大芝452番地  
 氏名 妙中鋳業株式会社  
 代表取締役社長 妙中信太郎  
 電話番号 0475-24-0140

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	妙中鋳業株式会社
事業場の所在地	千葉県茂原市大芝452番地
事業の種類	大分類:製造業 中分類:非鉄金属製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月～令和7年3月

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3,145.0 t	全処理委託量	3,100.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	31.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	1,345.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	3,069.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	14.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	9.0 t

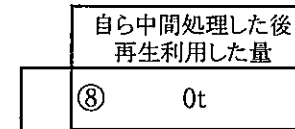
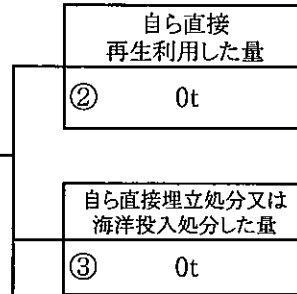
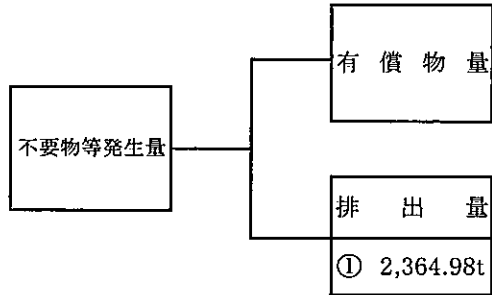
※事務処理欄



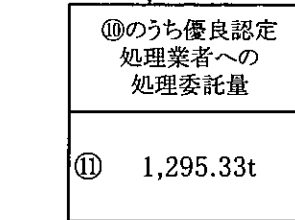
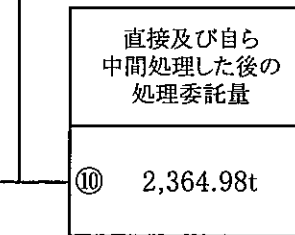
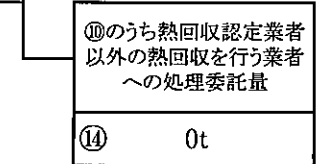
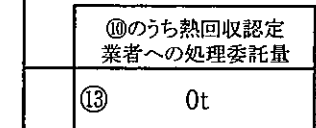
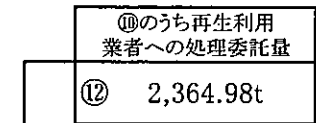
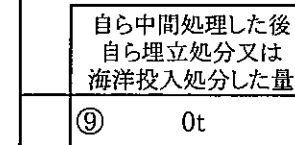
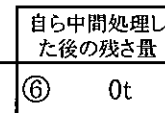
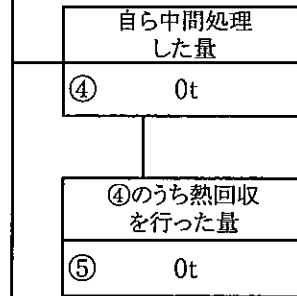
(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 鋳さい)

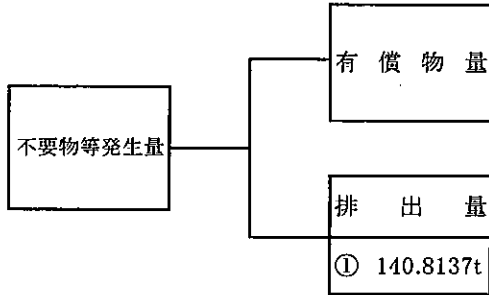


項目	実績値
①排出量	2,364.98t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	2,364.98t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1,295.33t
⑫再生利用業者への処理委託量	2,364.98t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0t

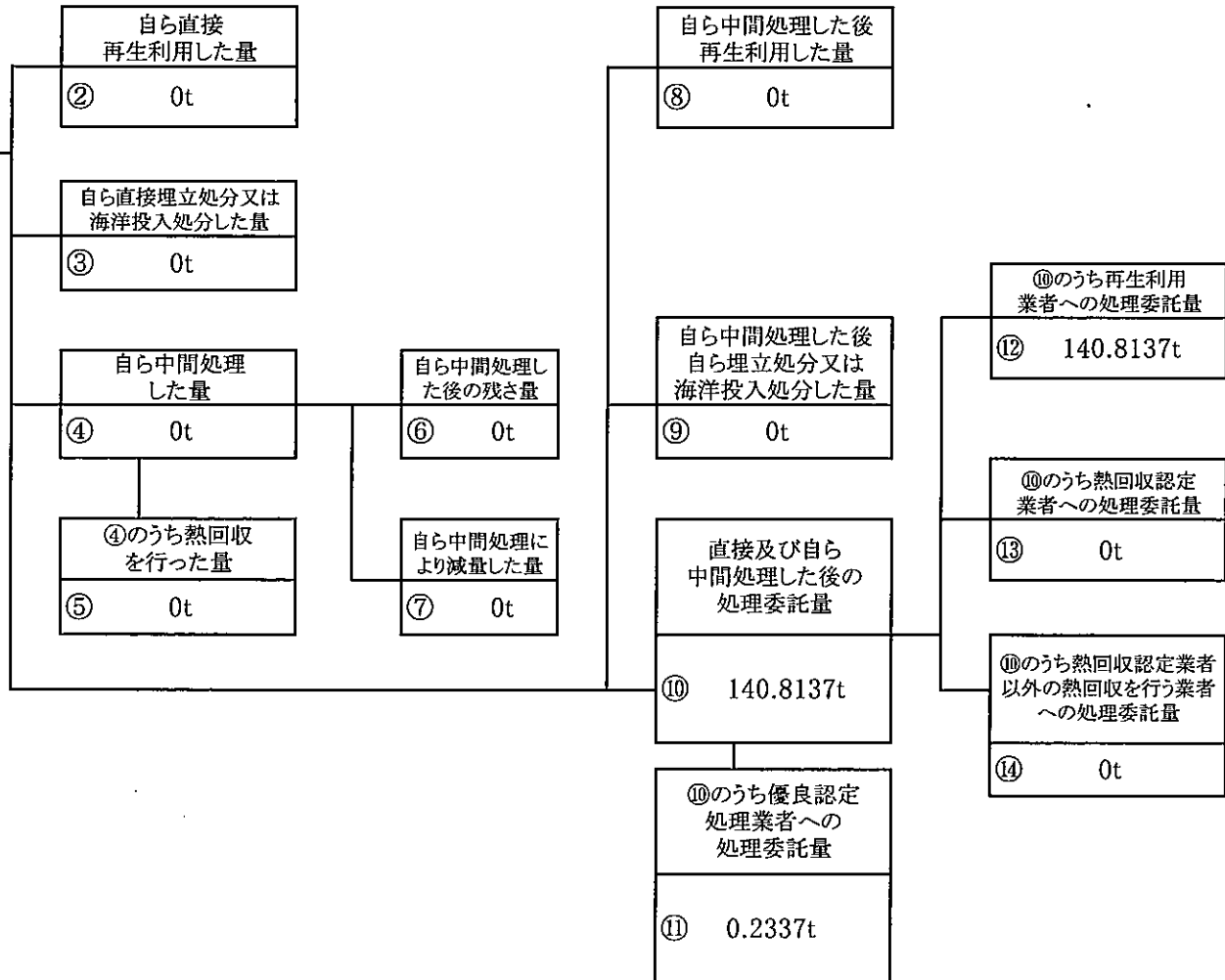


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 有機性汚泥)

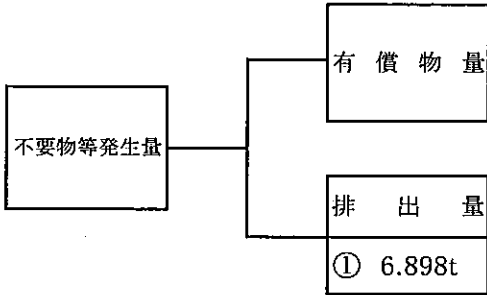


項目	実績値
①排出量	140.8137t
②+③自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	140.8137t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.2337t
⑫再生利用業者への処理委託量	140.8137t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0t

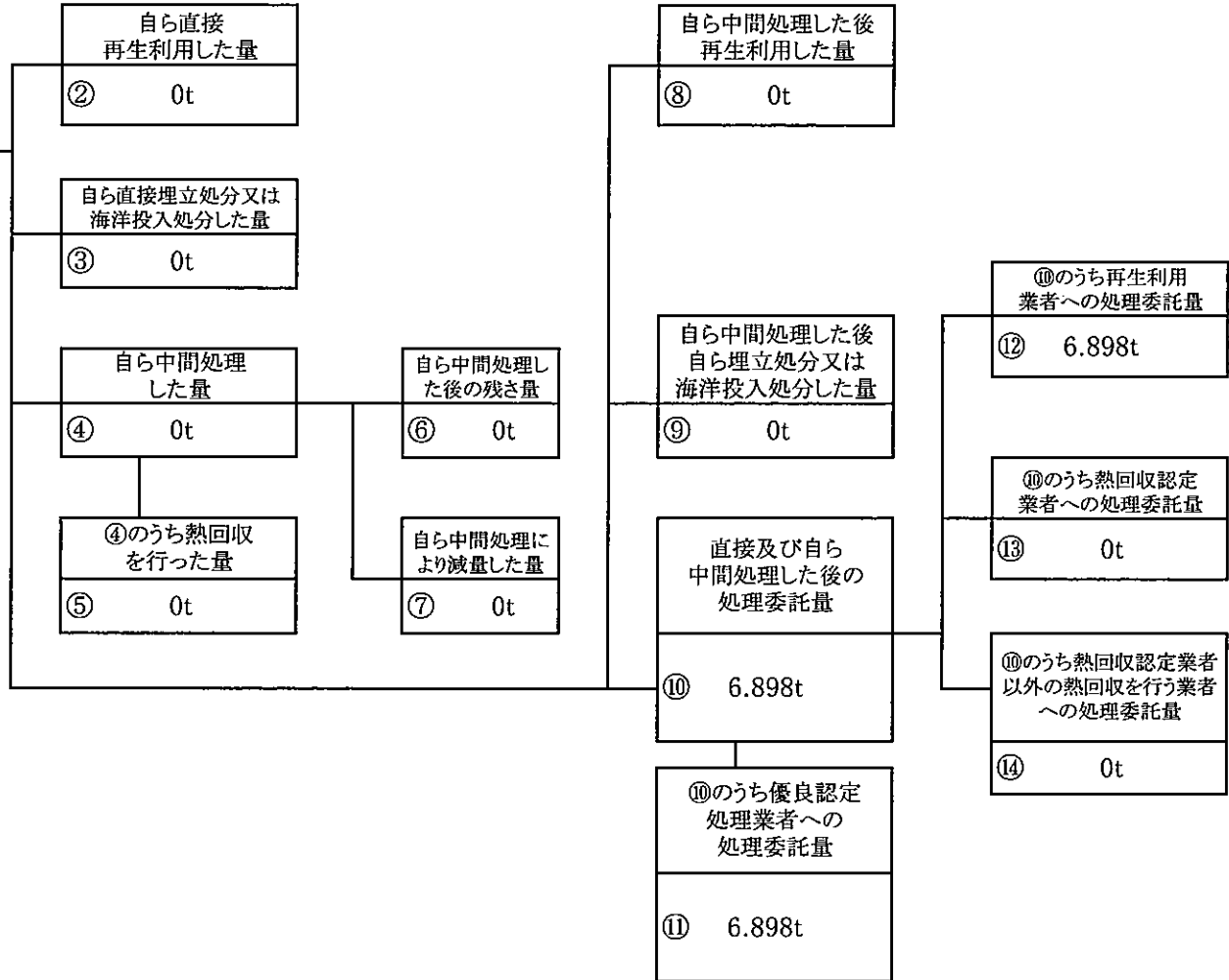


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 無機性汚泥)

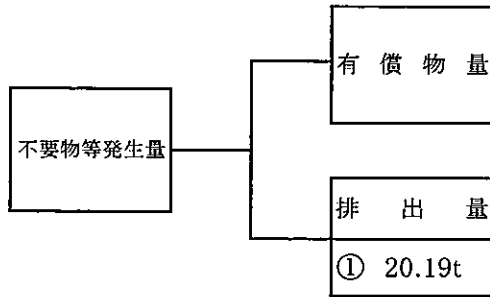


項目	実績値
①排出量	6.8980t
②+③自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	6.8980t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	6.8980t
⑫再生利用業者への処理委託量	6.8980t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0t



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)



自ら直接再生利用した量  
② 0t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量  
③ 0t

自ら中間処理した量  
④ 0t

④のうち熱回収を行った量  
⑤ 0t

自ら中間処理した後の残さ量  
⑥ 0t

自ら中間処理により減量した量  
⑦ 0t

自ら中間処理した後再生利用した量  
⑧ 0t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量  
⑨ 0t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
⑩ 20.19t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量  
⑪ 0.41t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量  
⑫ 0t

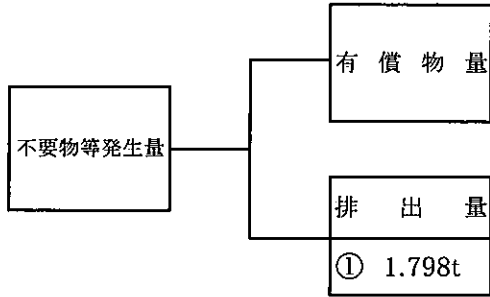
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量  
⑬ 0t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
⑭ 0t

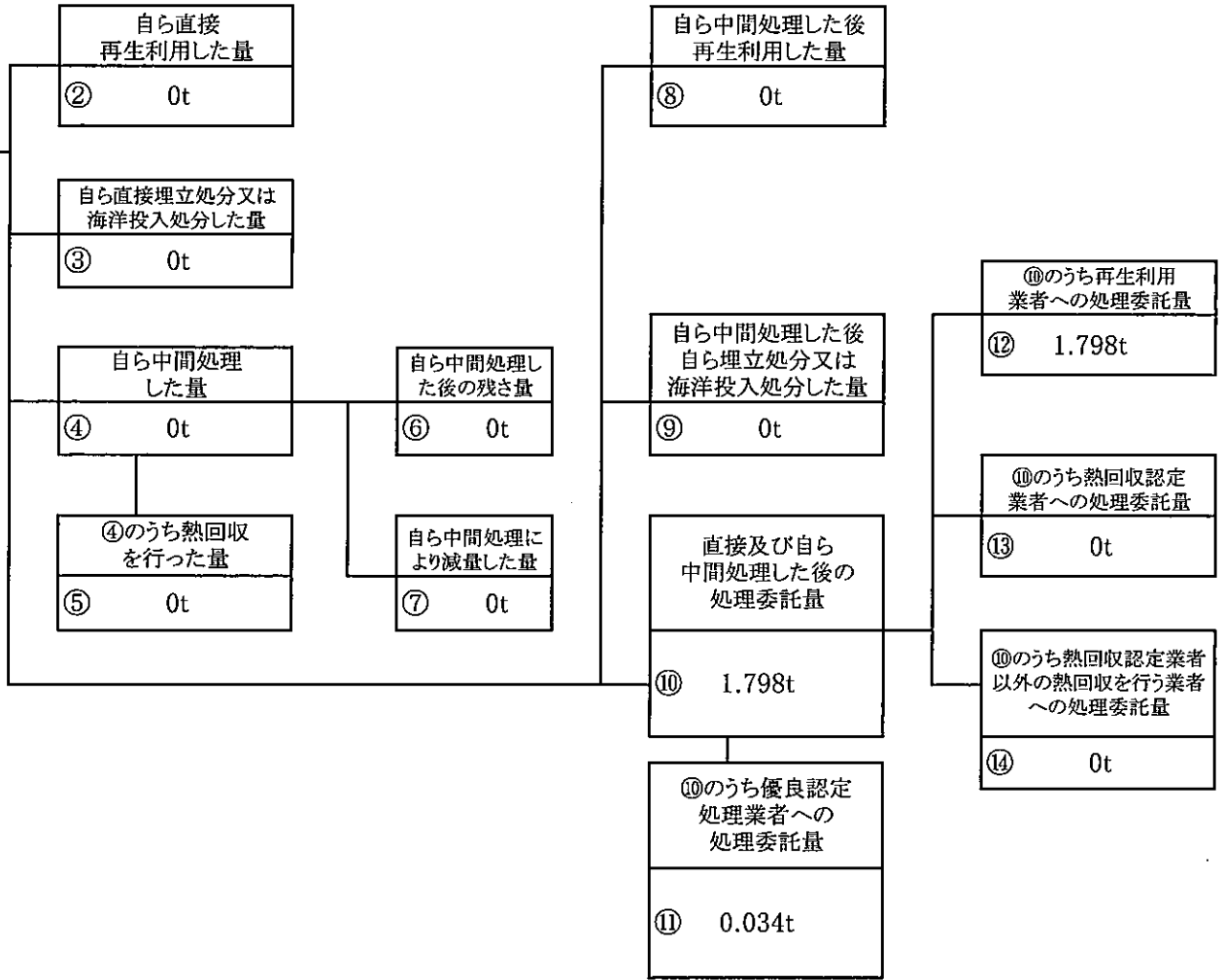
項目	実績値
①排出量	20.190t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	20.190t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.41t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)

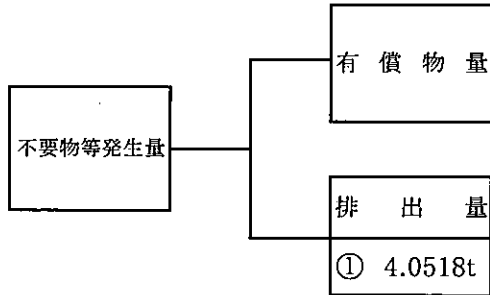


項目	実績値
①排出量	1.7980t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	1.7980t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0340t
⑫再生利用業者への処理委託量	1.7980t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0t



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)



自ら直接再生利用した量  
② 0t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量  
③ 0t

自ら中間処理した量  
④ 4.05t

④のうち熱回収を行った量  
⑤ 0t

自ら中間処理した後の残さ量  
⑥ 0t

自ら中間処理により減量した量  
⑦ 4.05t

自ら中間処理した後再生利用した量  
⑧ 0t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量  
⑨ 0t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
⑩ 0.0018t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量  
⑪ 0.0018t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量  
⑫ 0.0018t

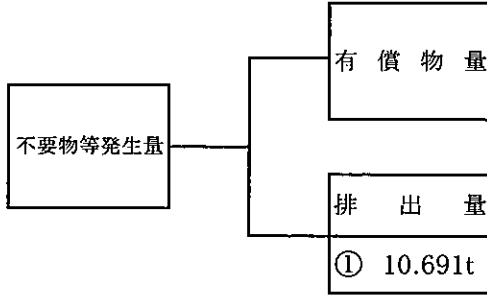
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量  
⑬ 0t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
⑭ 0t

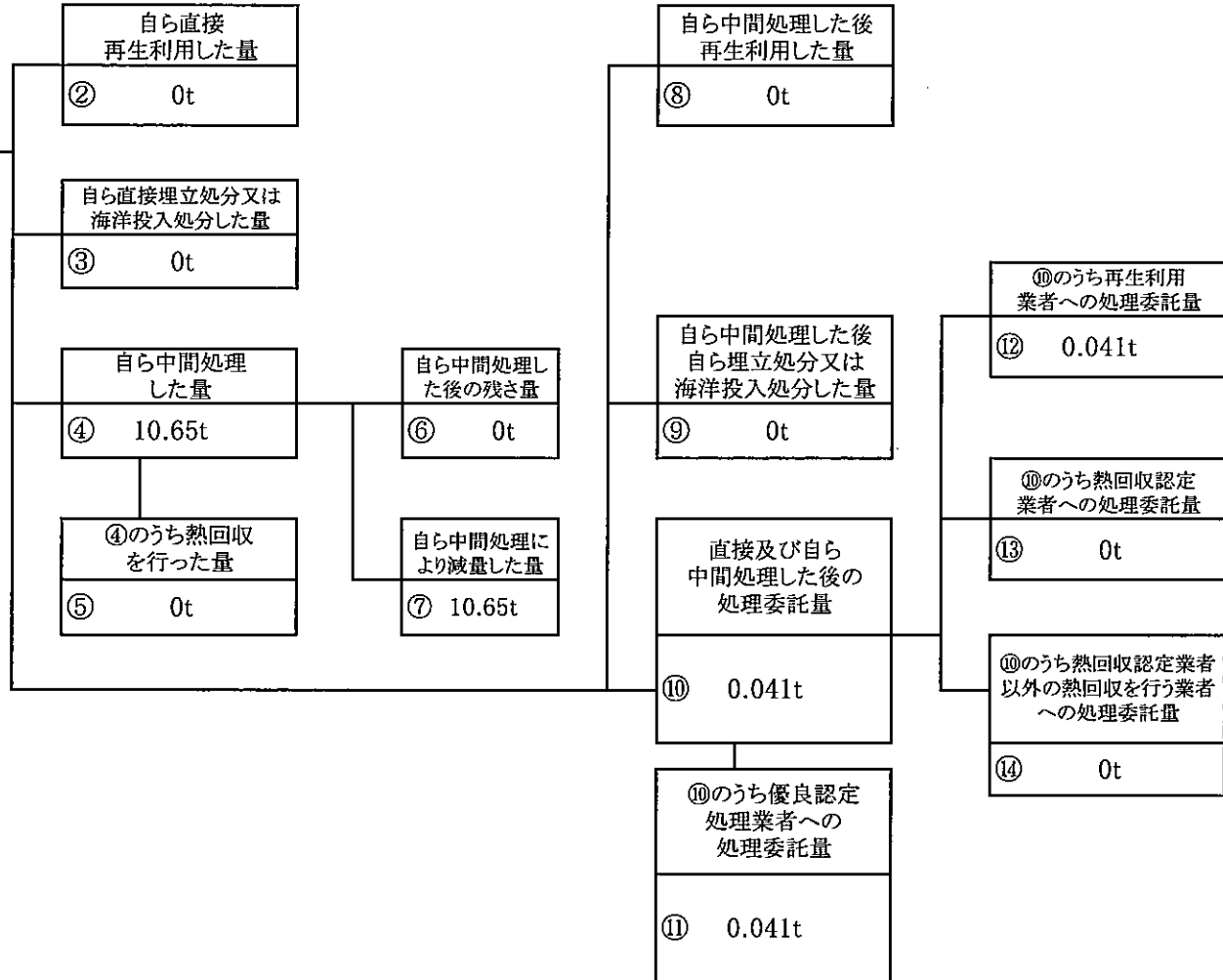
項目	実績値
①排出量	4.0518t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	4.0500t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0.0018t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0018t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0018t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

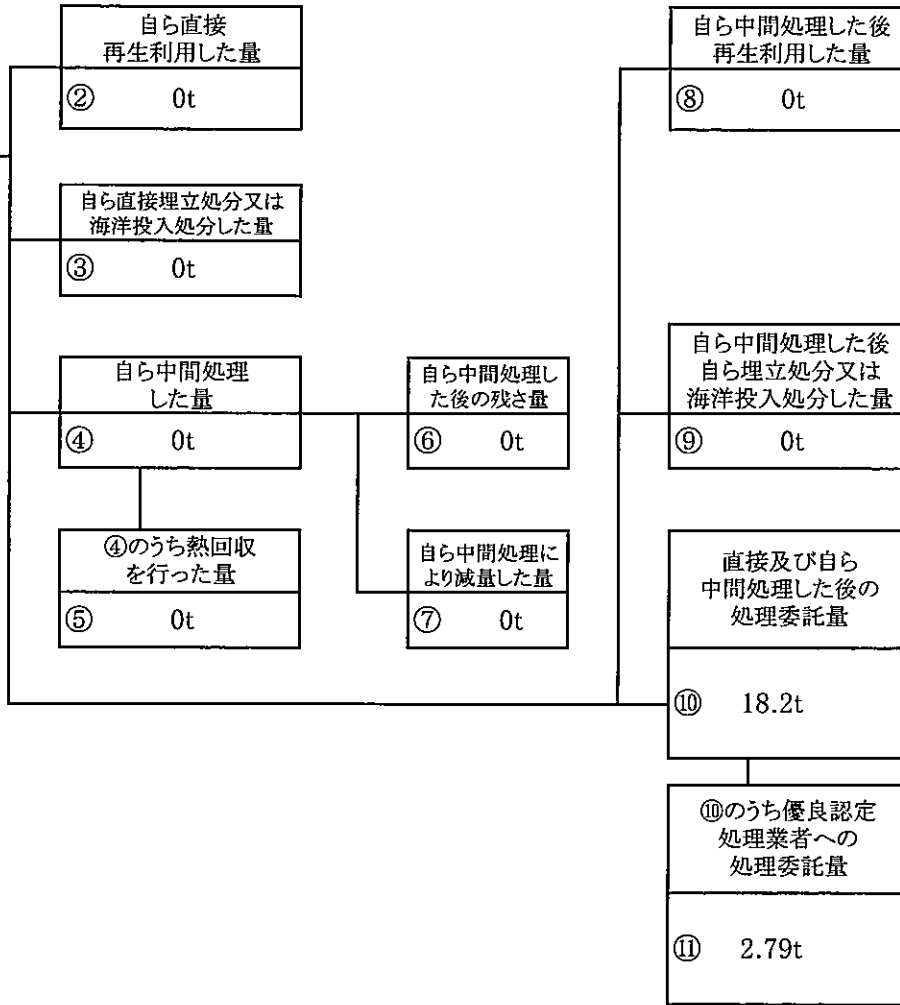
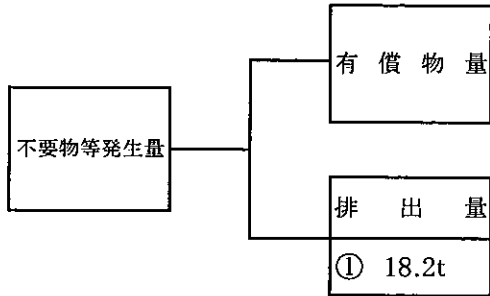


項目	実績値
①排出量	10.691t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	10.65t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0.041t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.041t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.041t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0t



計画の実施状況

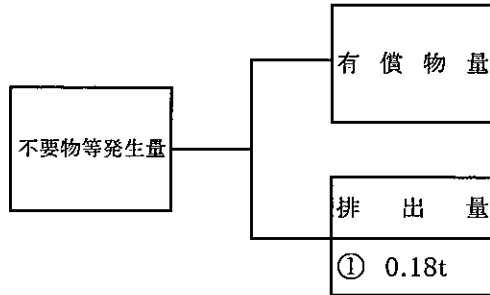
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



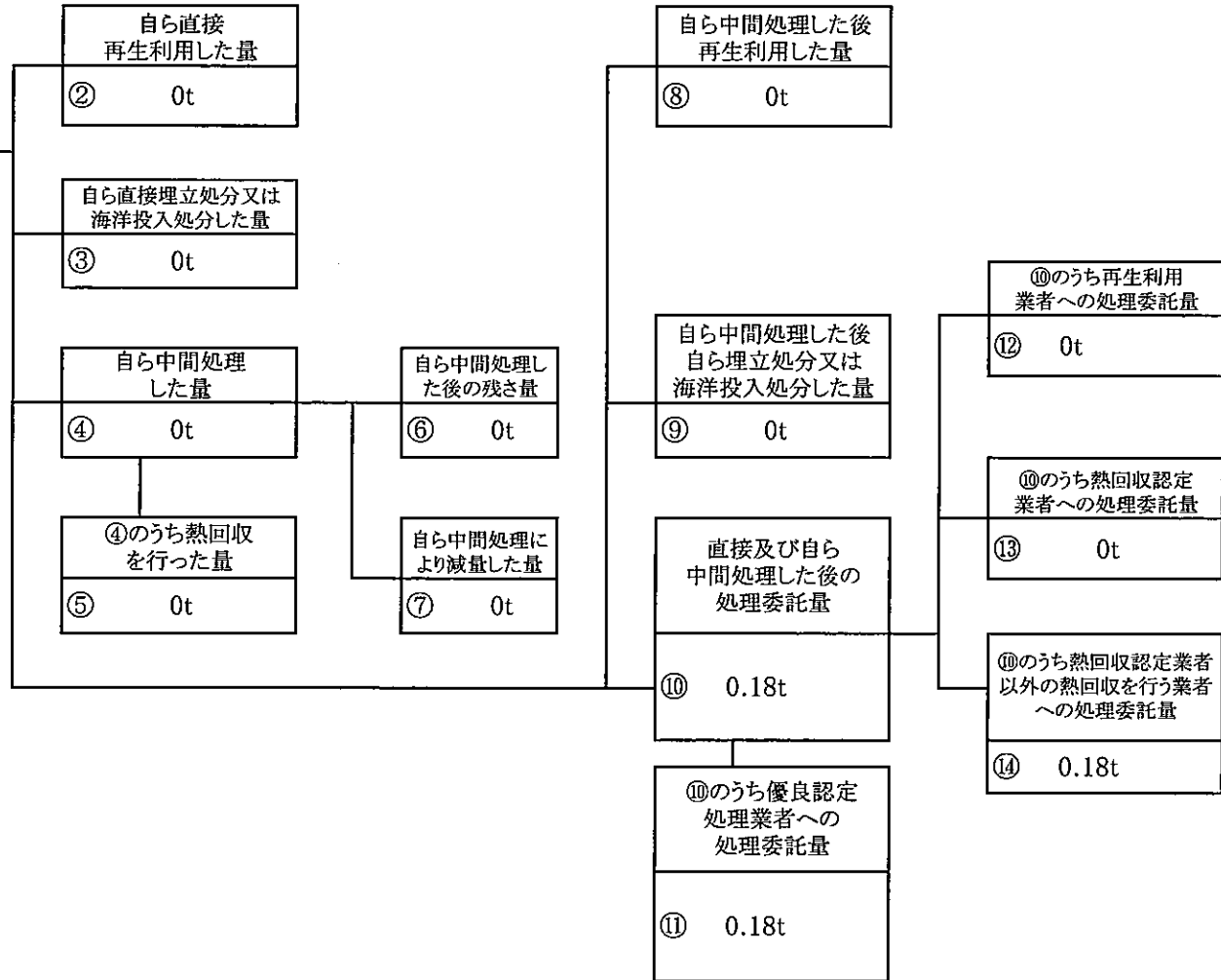
項目	実績値
①排出量	18.2t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑥自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	18.20t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.79t
⑫再生利用業者への処理委託量	2.79t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	11.12t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動物性残さ)

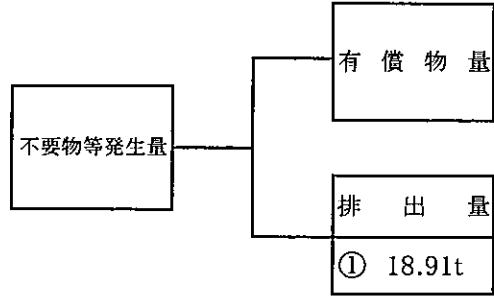


項目	実績値
①排出量	0.18t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0.18t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.18t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0.18t

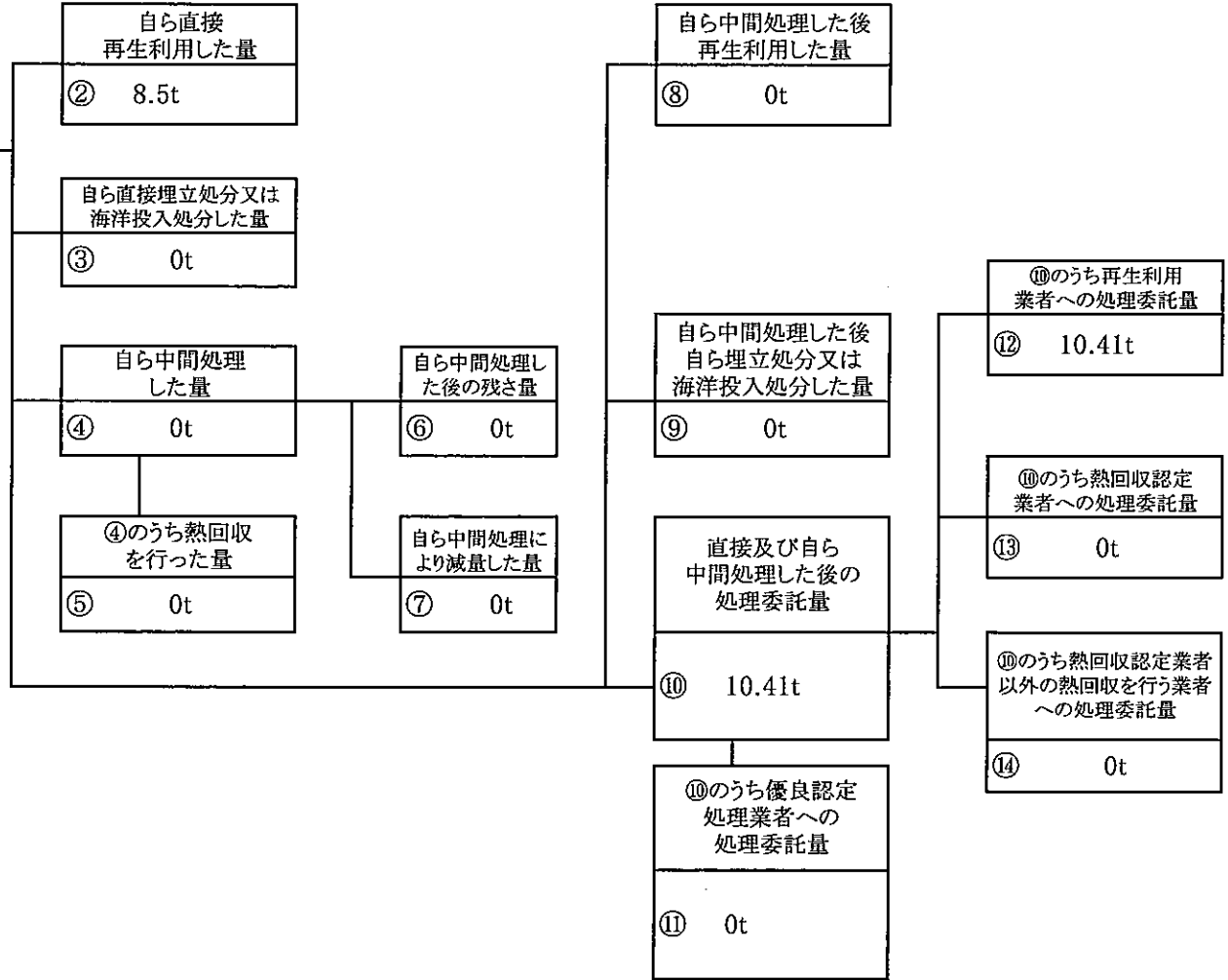


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)

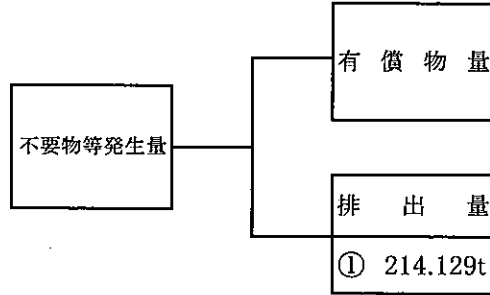


項目	実績値
①排出量	18.9100t
②+⑧自ら再生利用を行った量	8.5000t
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	10.4100t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	10.4100t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0

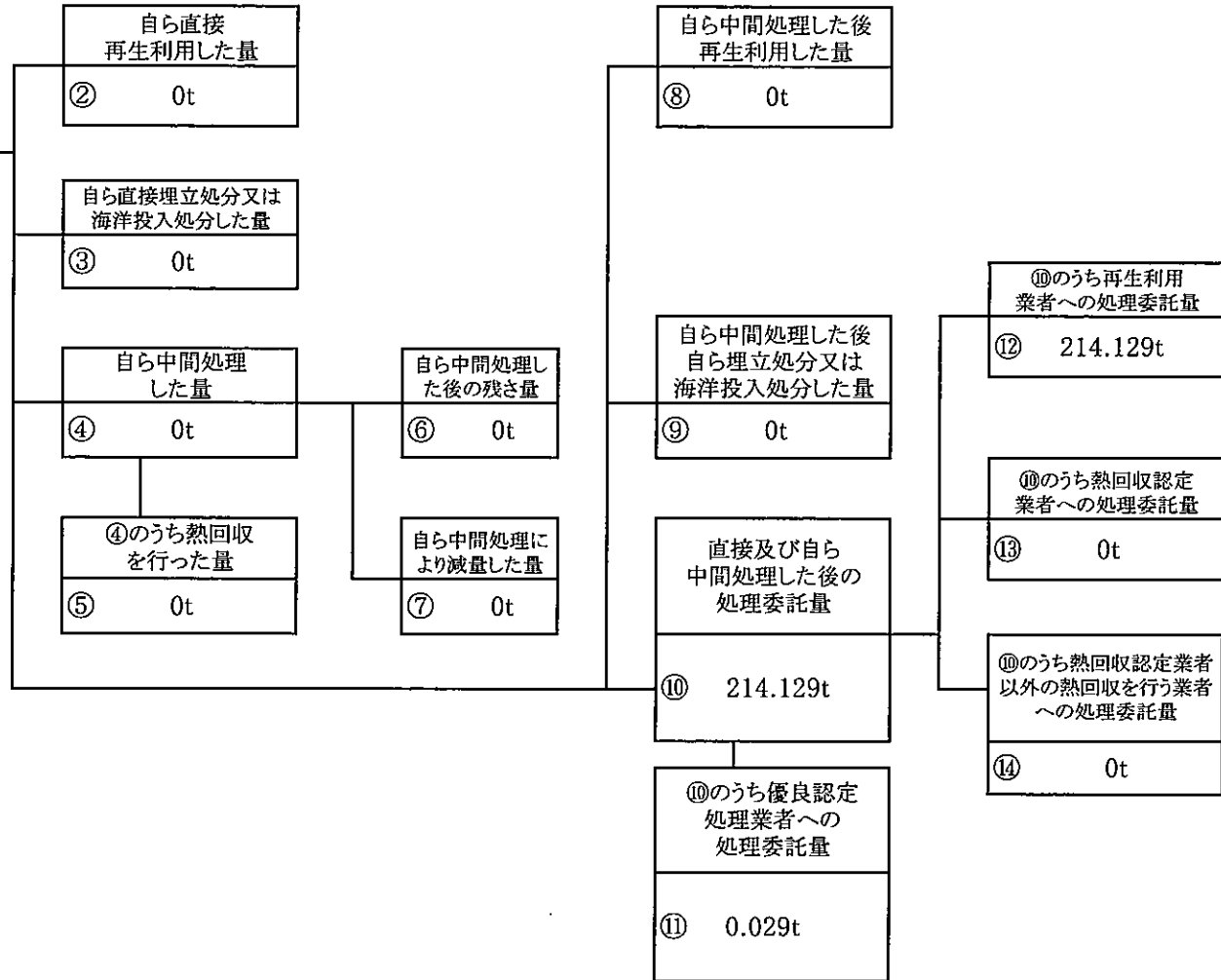


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器くず)

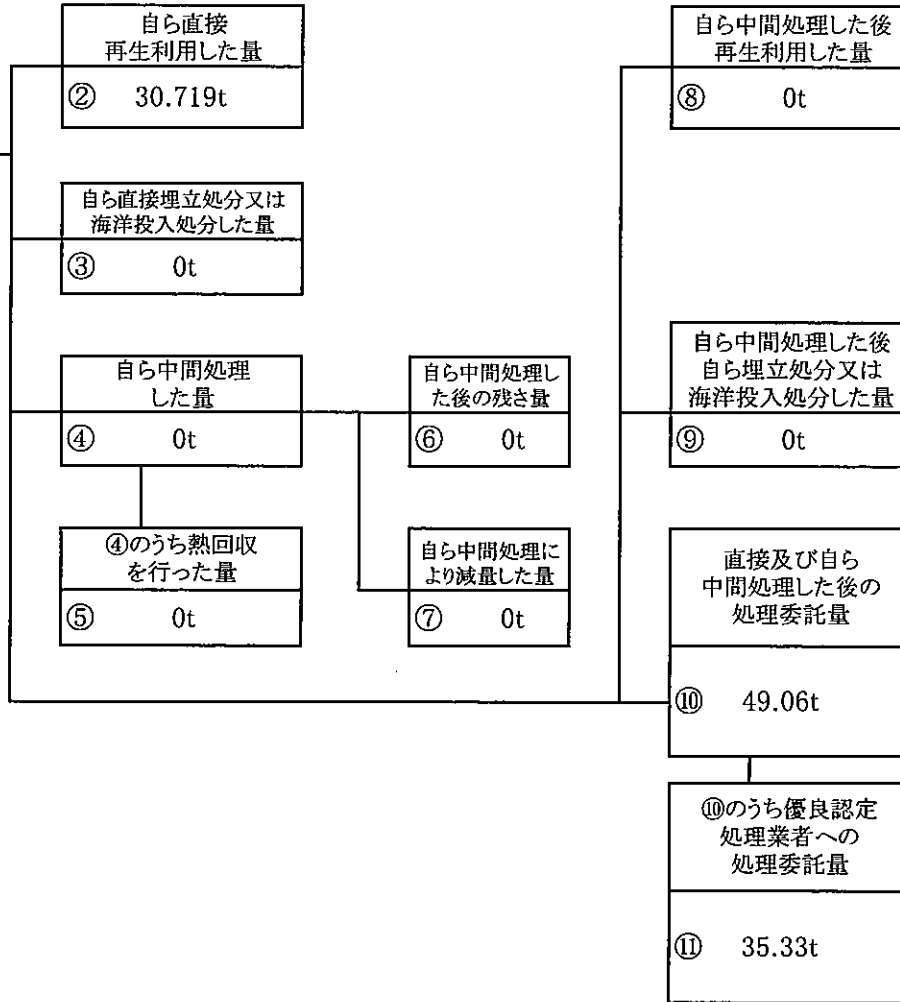
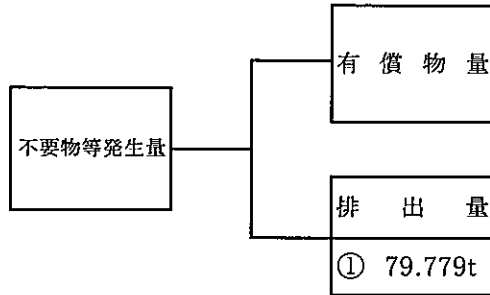


項目	実績値
①排出量	214.129t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	214.129t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.03t
⑫再生利用業者への処理委託量	214.129t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



項目	実績値
①排出量	79.779t
②+⑧自ら再生利用を行った量	30.7190t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	49.060t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	35.330t
⑫再生利用業者への処理委託量	49.060t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 26日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者 〒297-0033

住 所 千葉県茂原市大芝452番地

氏 名 妙中鋳業株式会社  
代表取締役社長 妙中信太郎

電話番号 0475-24-0140

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	妙中鋳業株式会社
事業場の所在地	千葉県茂原市大芝452番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

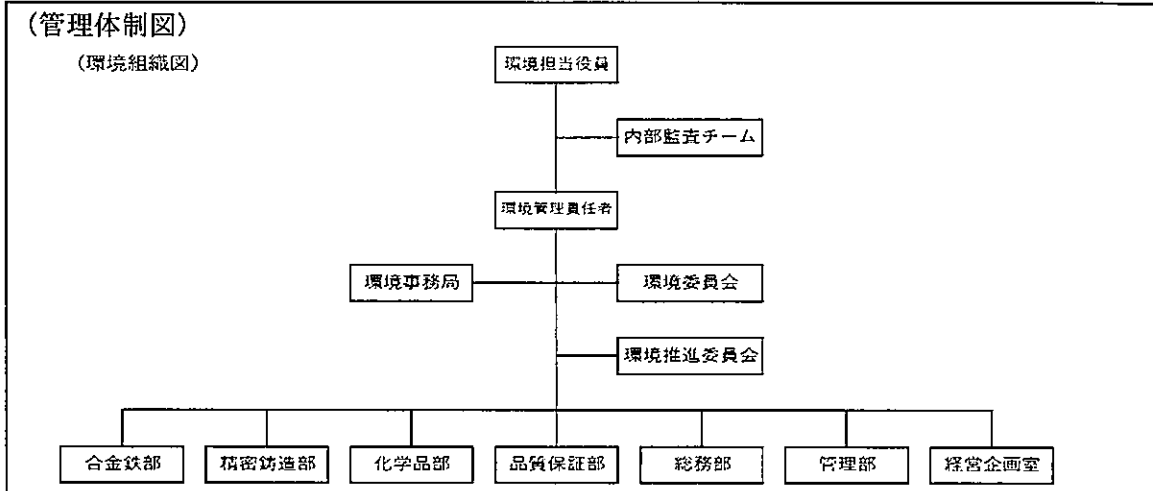
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：非鉄金属製錬業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額392億円
③ 従業員数	190人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	◆医薬品源末他製造：晶析・分離・洗浄―廃油―①自社で再生利用、②委託処理（中間処理、焼却） ◆鑄造品製造：検査（金属洗浄）―廃油―委託処理（中間処理、蒸留、油水分離） ◆試験分析作業：試験・分析―廃油―委託処理（中間処理、焼却）、試験・分析―汚泥―委託処理（中間処理、脱水）、試験・分析―廃酸/廃アルカリ―委託処理（中間処理、中和）



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	
（これまでに実施した取組） 廃油は自社蒸留設備により可能な限り自社で再生利用。再生利用不可能な数量を委託処理。その他の廃棄物は、試験法変更、購入試薬削減及び在庫管理を徹底し削減に努めている。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	
（今後実施する予定の取組） 引き続き現状の取組を行いながら、より一層の排出削減に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物ごとに分別管理している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き分別管理を継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 廃油は可能な限り自社で再生利用。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 引き続き現状の取組を行いながら、より一層の排出削減に努める。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	
（これまでに実施した取組） 実績なし。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	
（今後実施する予定の取組） 今後も予定なし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 実績なし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 今後も予定なし。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
（これまでに実施した取組） 廃油は可能な限り自社で再生利用。また、優良認定業者、認定熱回収業者への委託を心掛けている。		

	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
全 処 理 委 託 量			
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量			
再生利用業者への 処 理 委 託 量			
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量			
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量			
②計画	(今後実施する予定の取組) 引き続き現状の取組を行いながら、より一層の処理委託量削減に努める。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和 6 年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	403.093	t
	(今後実施する予定の取組等) 2023年4月から導入済		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことにより減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ				
	排出量	403.063 t	0.001 t	0.026 t	0.003 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ				
	排出量	543.300 t	0.001 t	0.025 t	0.003 t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	359.400 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ				
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	520.800 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ				
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ				
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の種類	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ				
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
【目標】									
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ				
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】										
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ					
		全処理委託量	43.663 t	0.001 t	0.026 t	0.003 t	t	t	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	43.465 t	0.001 t	0.026 t	0.003 t	t	t	t	t
		再生利用者への処理委託量	43.663 t	0.001 t	0.026 t	0.003 t	t	t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
【目標】										
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ					
		全処理委託量	22.500 t	0.001 t	0.025 t	0.003 t	t	t	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	20.000 t	0.001 t	0.025 t	0.003 t	t	t	t	t
		再生利用者への処理委託量	22.500 t	0.001 t	0.025 t	0.003 t	t	t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒297-0033  
 住 所 千葉県茂原市大芝452番地  
 氏 名 妙中鉱業株式会社  
 代表取締役社長 妙中信太郎  
 電話番号 0475-24-0140

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	妙中鉱業株式会社
事業場の所在地	千葉県茂原市大芝452番地
事業の種類	大分類:製造業 中分類:非鉄金属製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月～令和7年3月

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	526.4 t	全処理委託量	74.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	452.4 t	優良認定処理業者への処理委託量	20.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	20.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	54.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

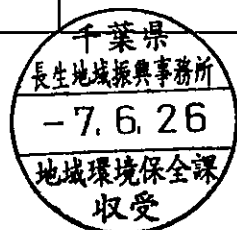
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	340.84	t
	前年度	403.093	t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

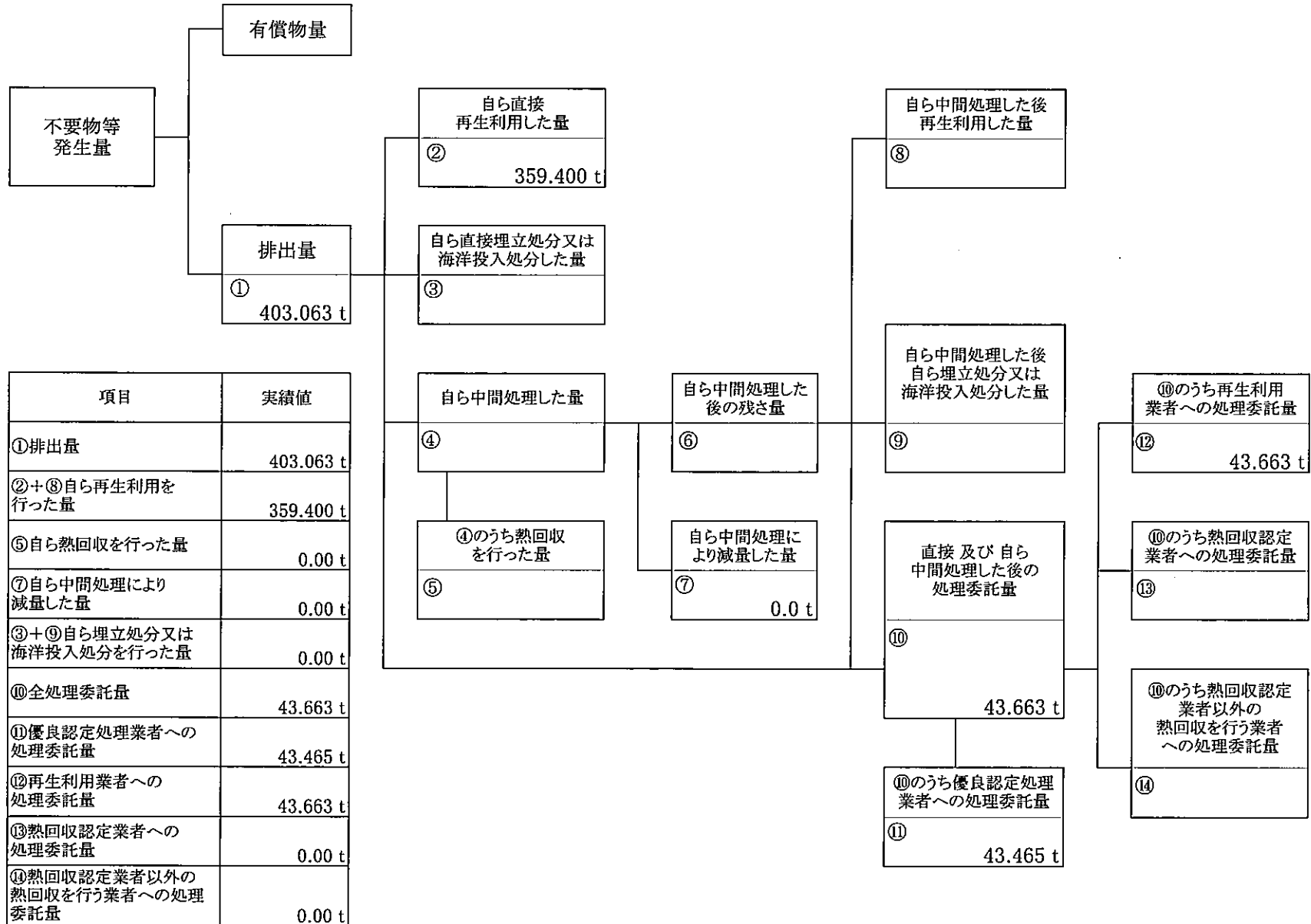
令和5年4月より導入済み

※事務処理欄



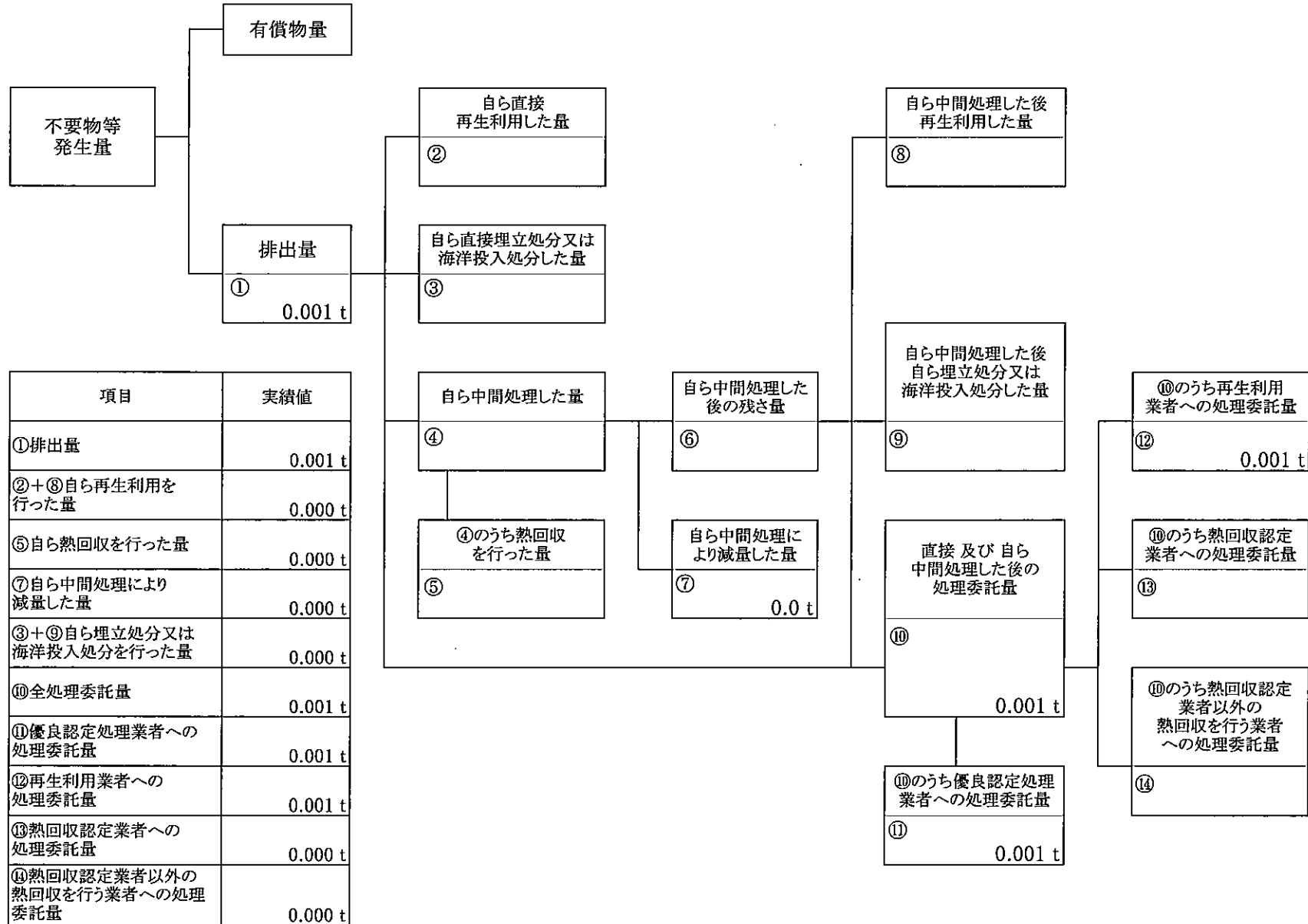
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油)



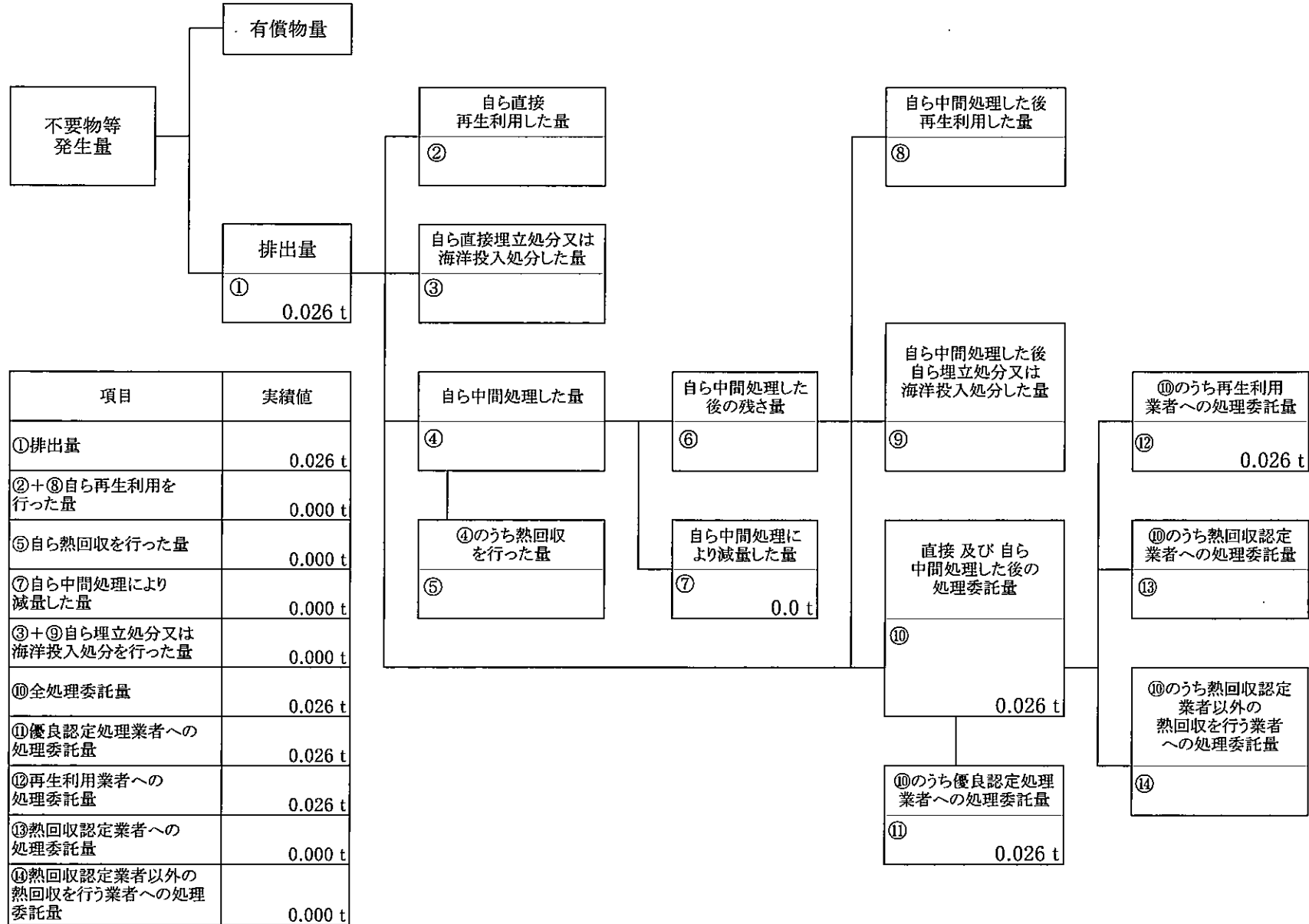
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥)



計画の実施状況

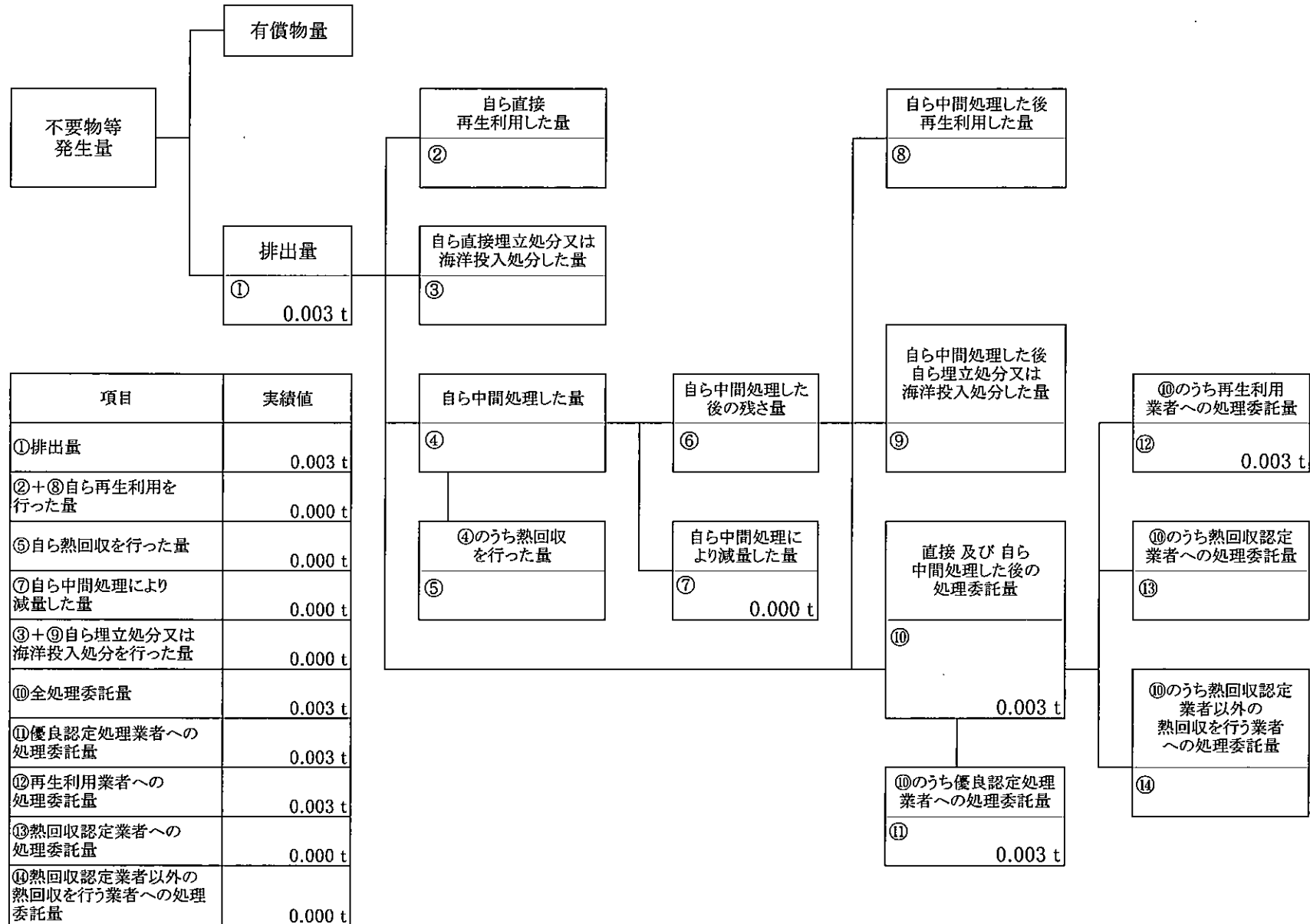
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)



項目	実績値
①排出量	0.026 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
⑩全処理委託量	0.026 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.026 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.026 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



項目	実績値
①排出量	0.003 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
⑩全処理委託量	0.003 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.003 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.003 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 4日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒271-0052

住 所 千葉県松戸市新作字高田111番地

氏 名 宝酒造株式会社 松戸工場

工場長 藤波 俊輔

電話番号 047-362-0261

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宝酒造株式会社 松戸工場
事業場の所在地	松戸市新作字高田111番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

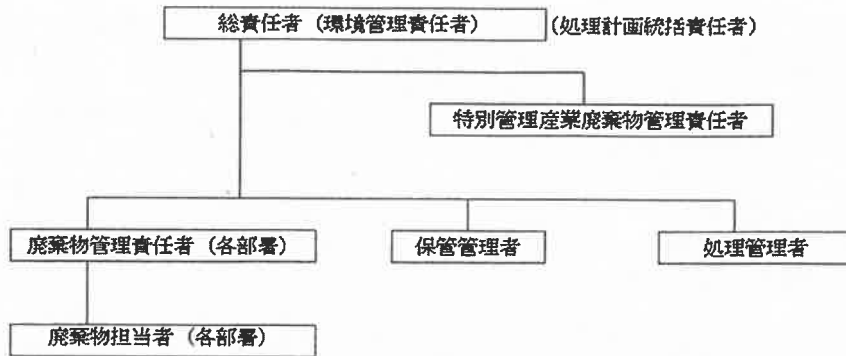
① 事業の種類	E10-飲料・たばこ・飼料製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額：638億円
③ 従業員数	191人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別図1、2参照



（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	排出量	75.5 t	11739.6 t
	(これまでに実施した取組) ・排水処理脱水汚泥の乾燥肥料化による産業廃棄物量削減 ・廃酸の自家再利用の実施による削減 ・廃プラスチックの分別教育による発生削減 ・廃プラスチックの有価物化 ・木くずの有価物化実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	排出量	56 t	11630 t
	(今後実施する予定の取組) ・さらなる廃棄物分別教育による削減 ・自ら中間処理する量の増加を図り、廃棄物減量化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状に即した分別基準を作成し適正な分別を継続
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物分別の継続的教育と複合物の分別減量・有価物化への取組み

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃酸をボイラにて燃焼させ、再生利用を行っている		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃酸の再生利用継続		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	11394.64 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	11290 t
(今後実施する予定の取組) ・ 排水余剰汚泥の継続的な脱水及び乾燥肥料化 ・ 排水処理設備の最適運転の継続			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	全処理委託量	75.5 t	345.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	75.5 t	225.4 t
	再生利用業者への処理委託量	33.4 t	225.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	4.2 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5.6 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)			
・適正な委託先との契約継続と電子マニフェストによる管理の徹底 ・委託先視察の実施			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	全処理委託量	56 t	230 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	56 t	230 t
	再生利用業者への 処理委託量	40 t	230 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	10 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	6 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物分別によるさらなる減量と再利用及び有償化の検討 ・委託先視察の継続的实施		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 10日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒271-0052  
 住所 千葉県松戸市新作字高田111番地  
 氏名 宝酒造株式会社 松戸工場  
 (法人にあ 工場長 藤波 俊輔  
 電話番号 047-362-0261

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物  
 処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	宝酒造株式会社 松戸工場
事業場の所在地	千葉県松戸市新作字高田111番地
事業の種類	E10-飲料・たばこ・飼料製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

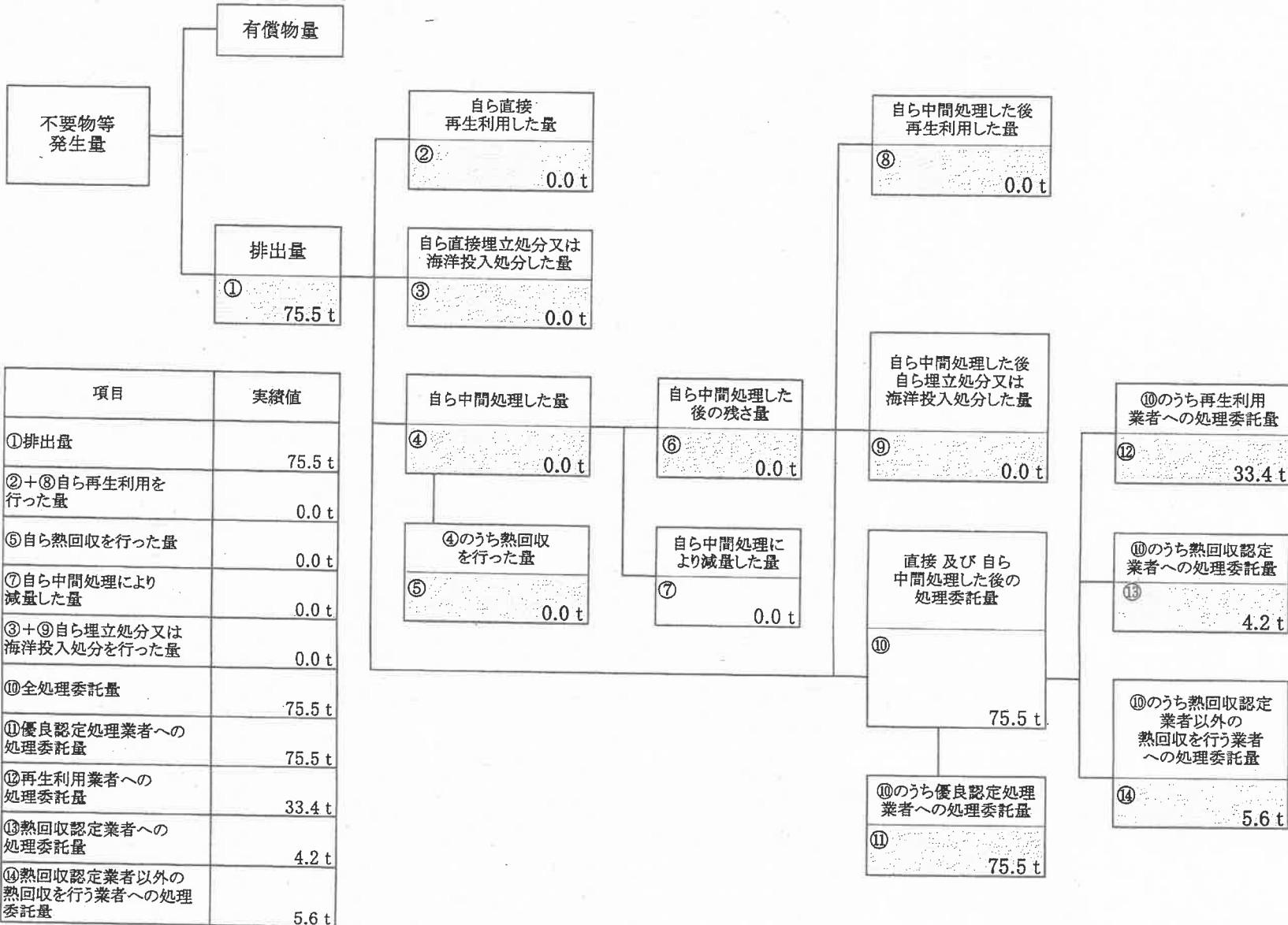
項目	目標値	項目	目標値
排出量	23698.0 t	全処理委託量	1028.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	120.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	168.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	971.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	22420.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	40.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	16.0 t

※事務処理欄



計画の実施状況

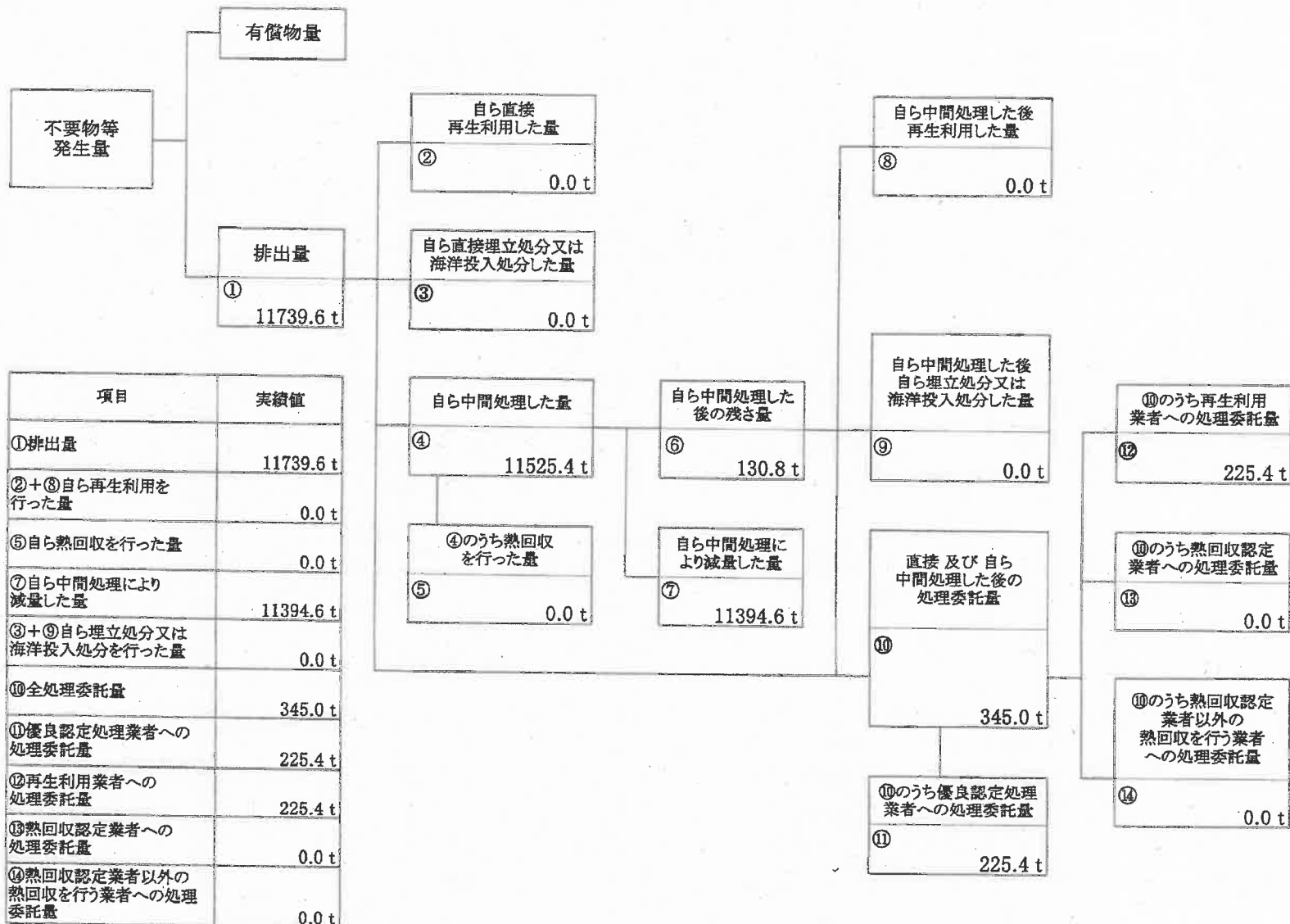
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



項目	実績値
①排出量	75.5 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	75.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	75.5 t
⑫再生利用業者への処理委託量	33.4 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	4.2 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5.6 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

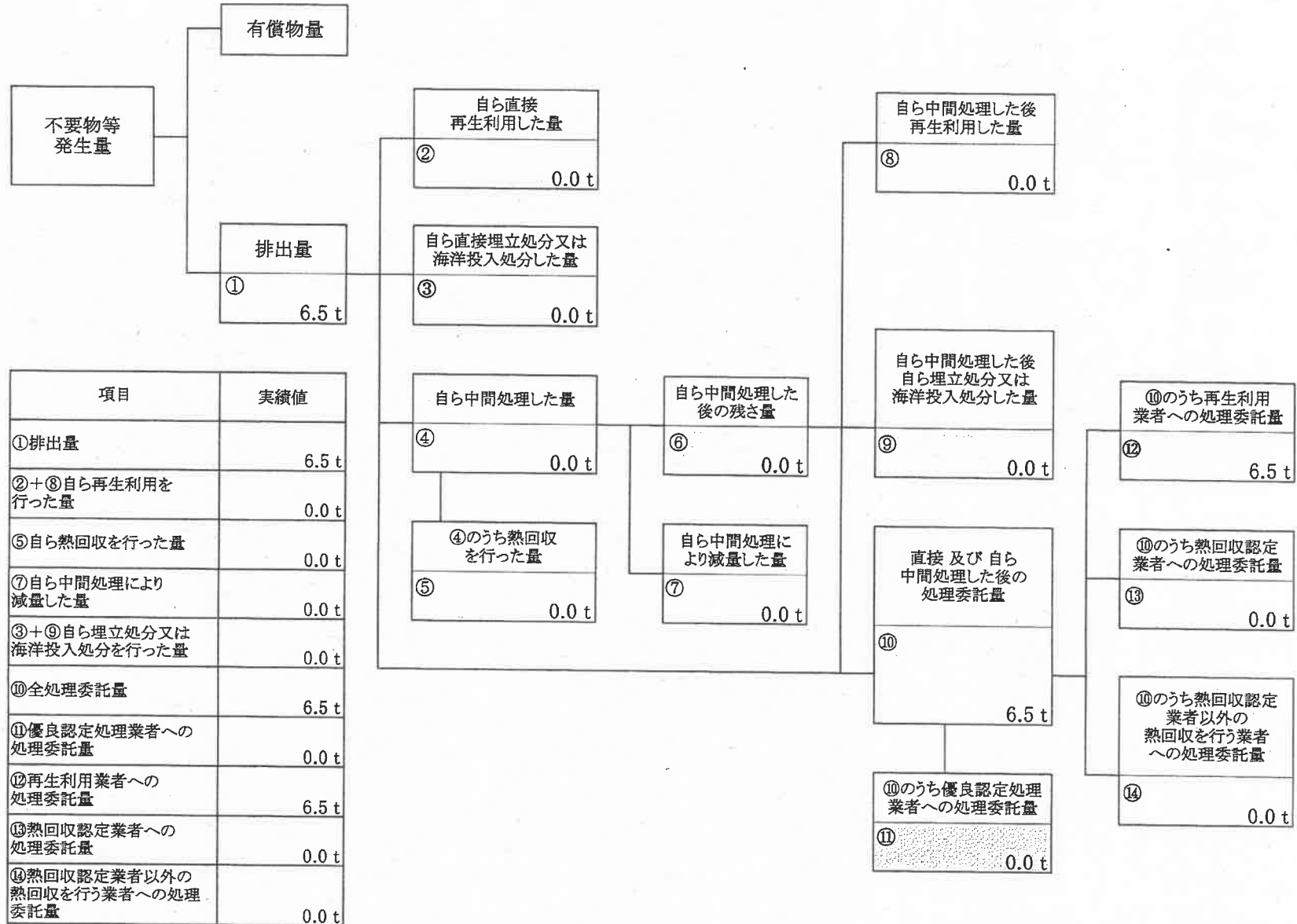


(第2面)

⑬

計画の実施状況

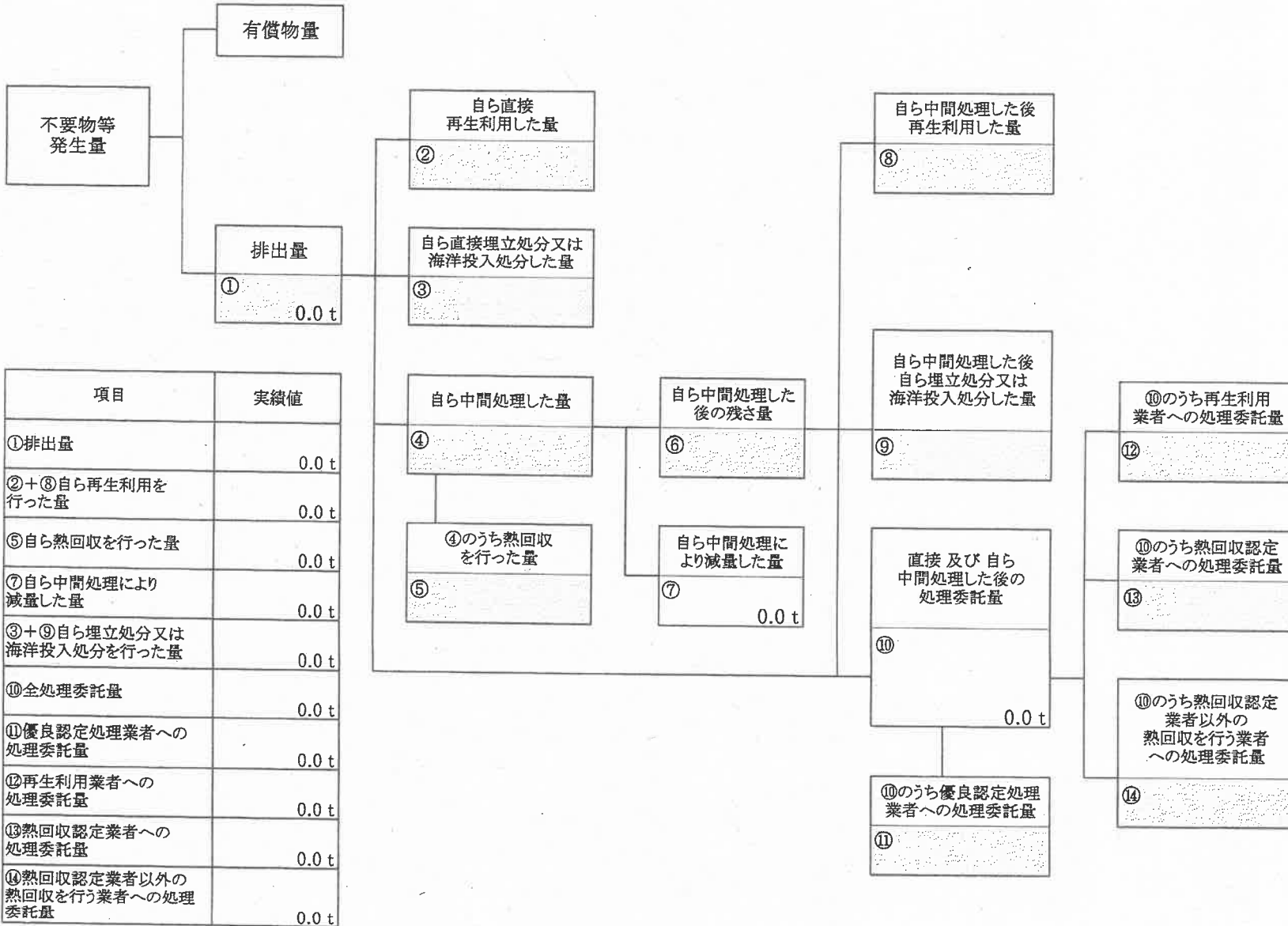
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず )



項目	実績値
①排出量	6.5 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	6.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用者への処理委託量	6.5 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

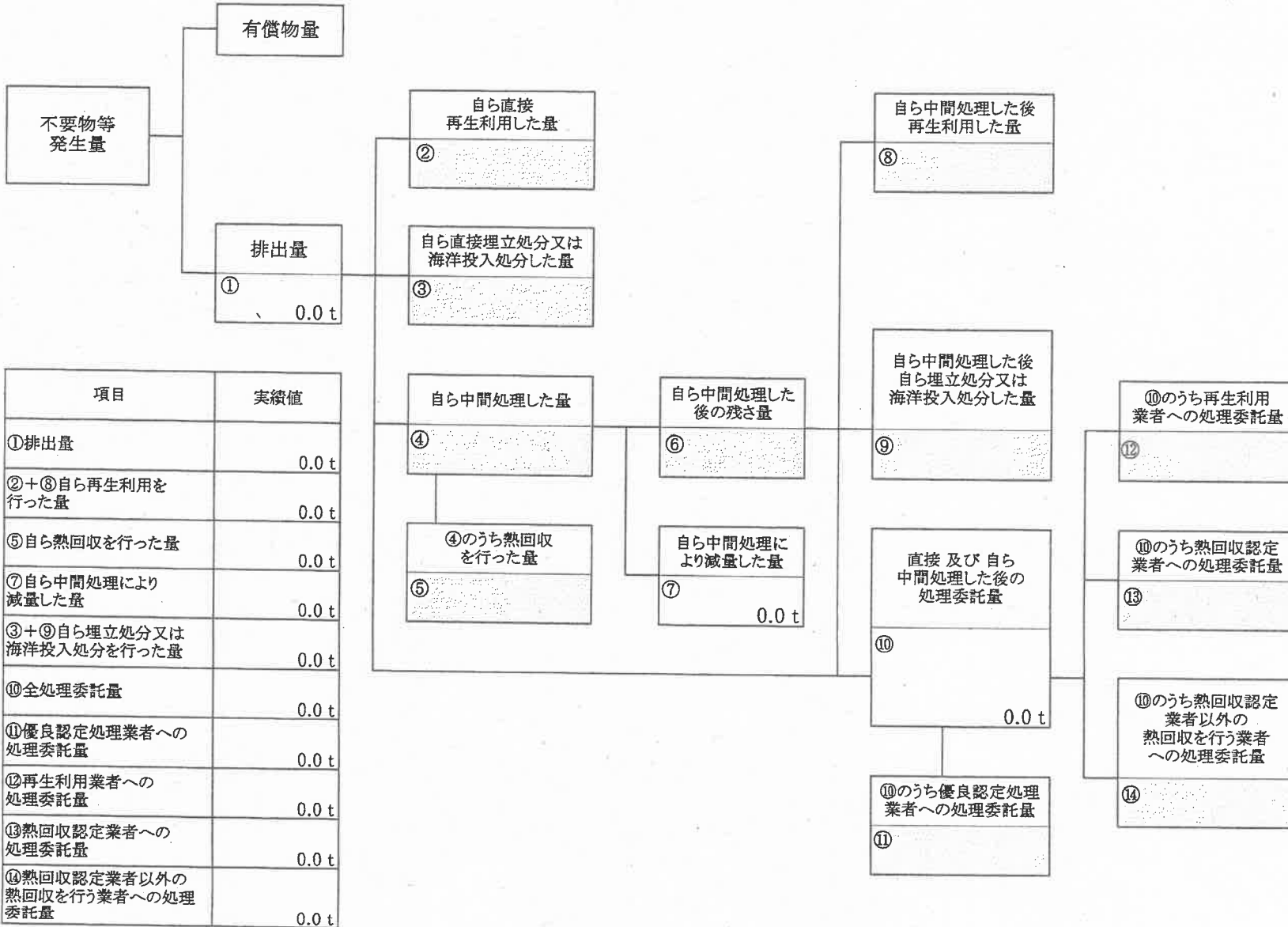
(産業廃棄物の種類: 金属くず )



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

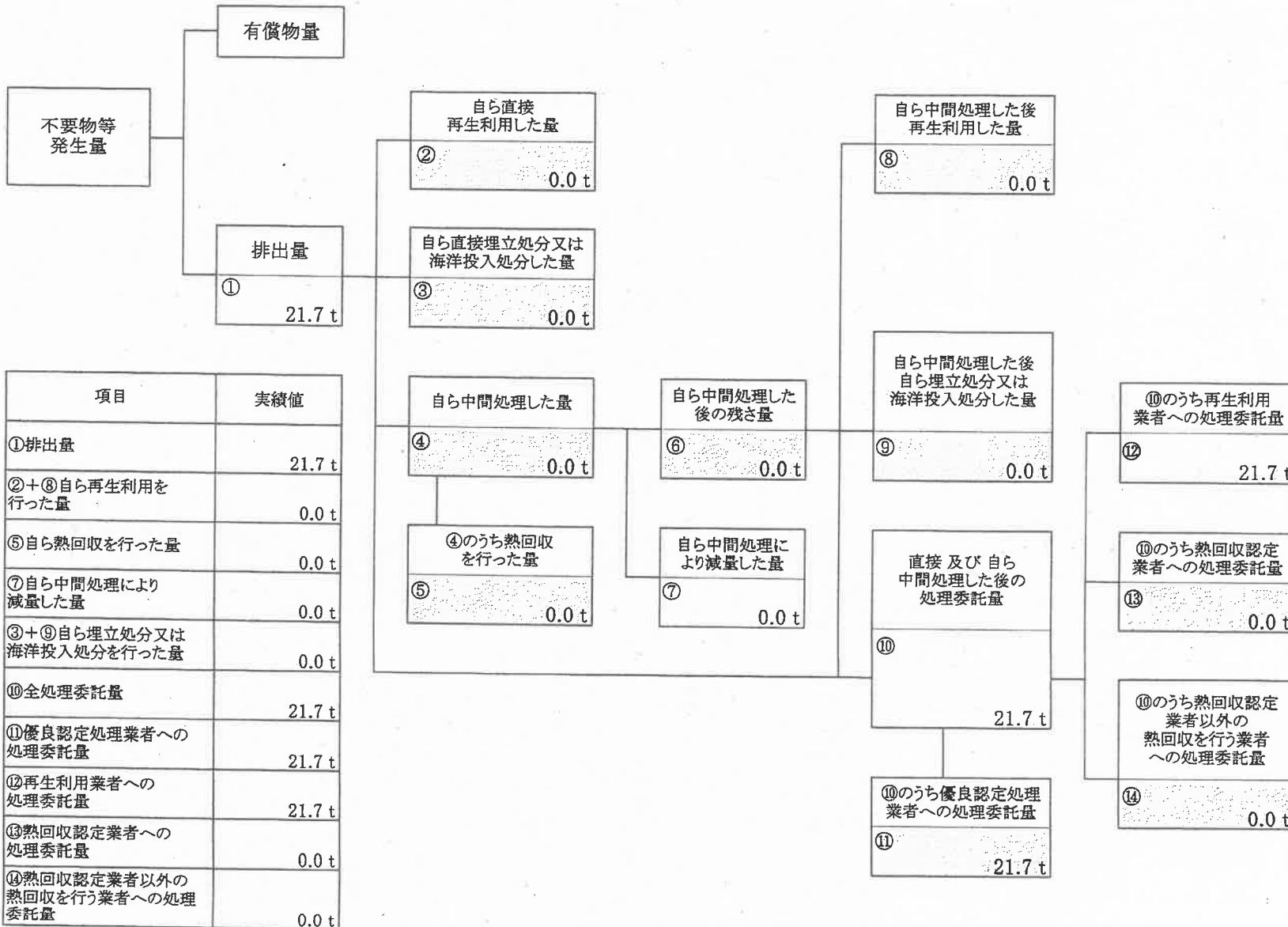
(産業廃棄物の種類: 木くず )



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

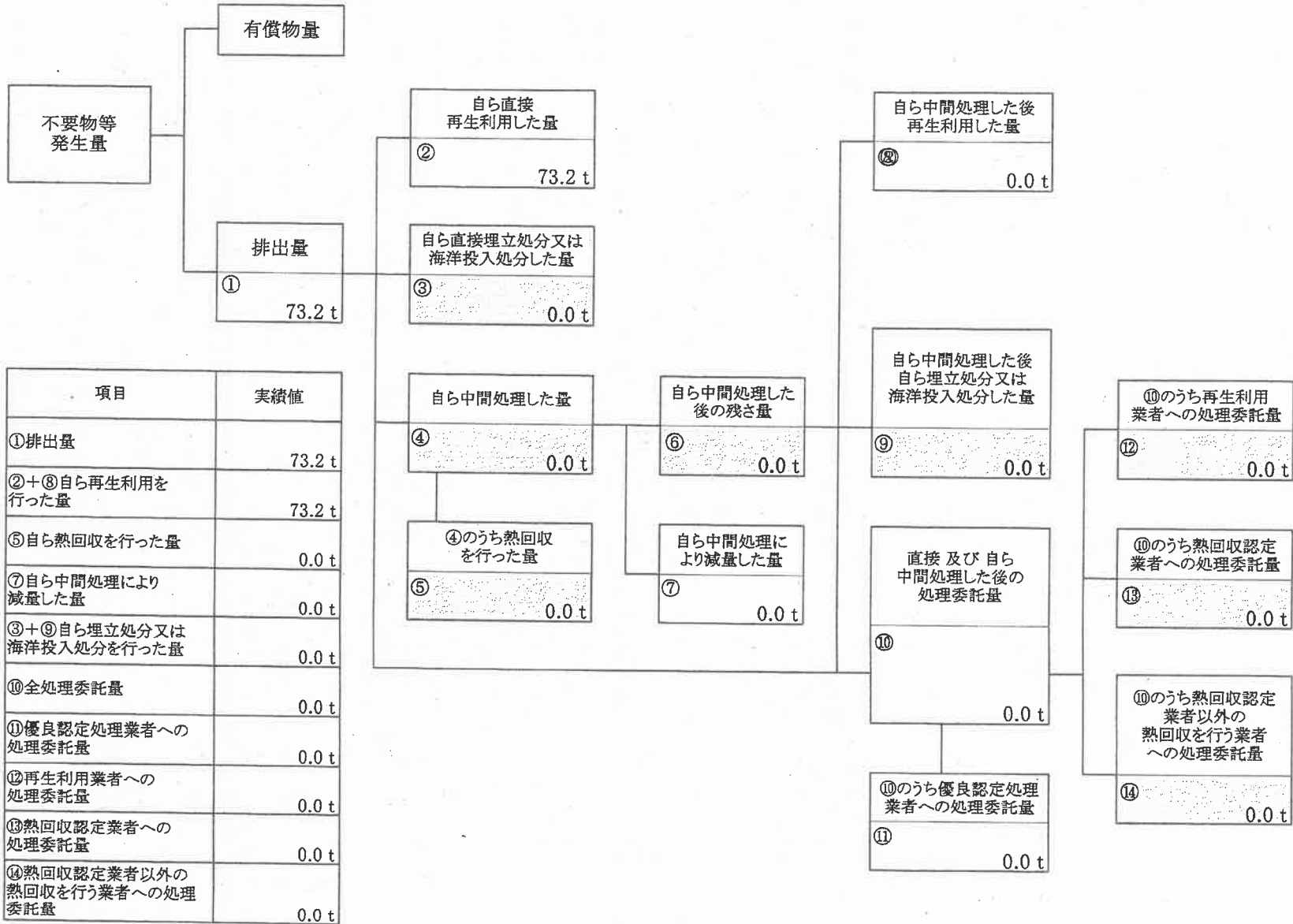
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



計画の実施状況

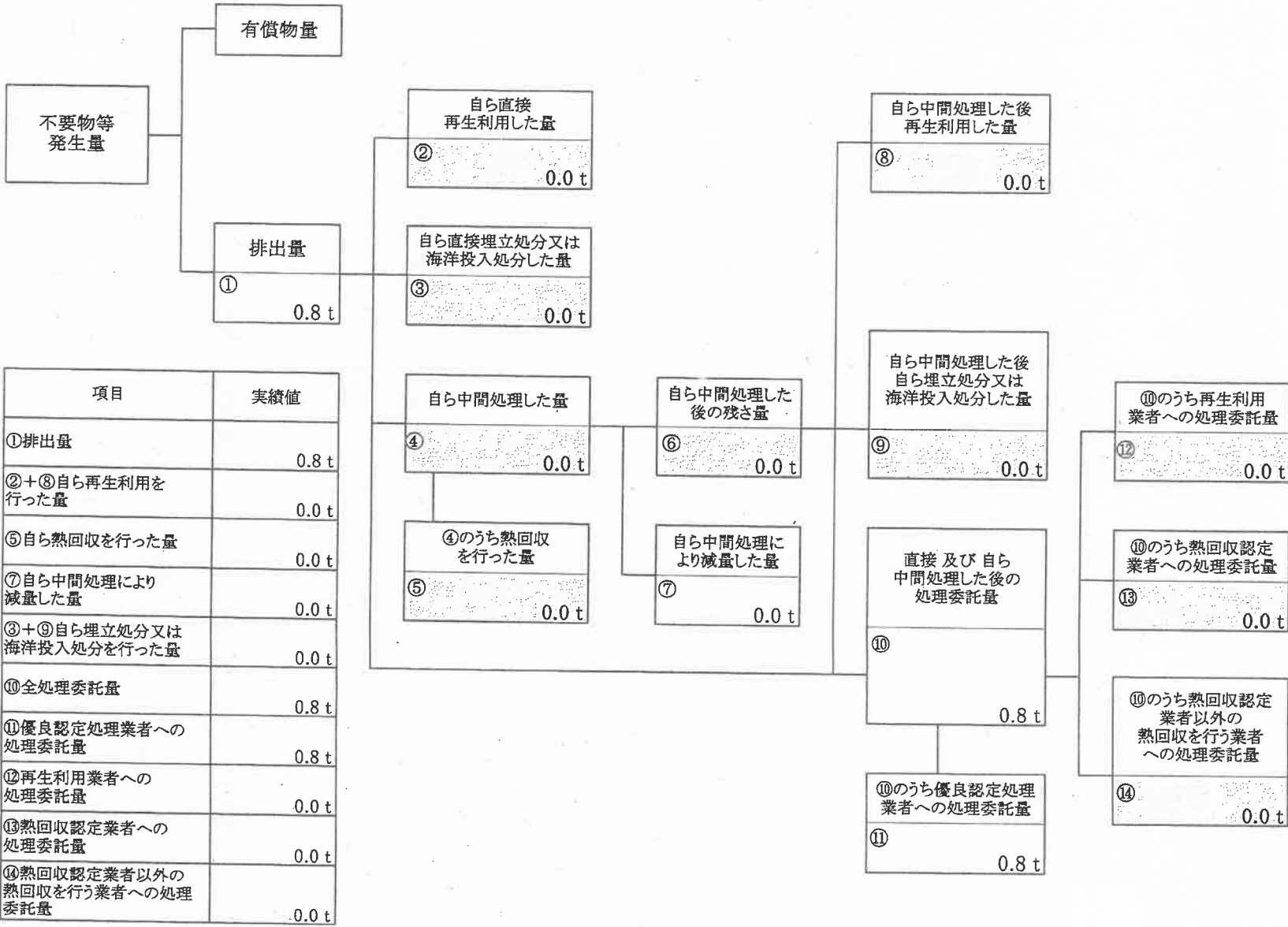
(産業廃棄物の種類: 廃酸)



項目	実績値
①排出量	73.2 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	73.2 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 水銀使用製品)



項目	実績値
①排出量	0.8 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月11日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 276-0022

住 所 千葉県八千代市上高野1807-4

法人名 タカラスタンダード株式会社 関東工場

代表者 肥塚 弘一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-482-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	タカラスタンダード株式会社 関東第一工場
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野1807-4
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度製品出荷額 32.1億円
③従業員数	95人（正社員65人、常勤関係職員30人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙（処理工程）」

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 「別紙(管理体制)」			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	排出量	122.78 t	t
	(これまでに実施した取組) 使用の殆どは、タンクから被洗浄容器、洗浄後の廃液タンクと密閉した状態で使用。出来る限り蒸発を少なくするよう対策済みである。廃油は産廃処理業者により、蒸留再生された物を、購入している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	排出量	120 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・洗浄1回に対する使用量の削減実施。更に検討中。 ・根本的にジクロロメタンの代替品を検討中		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油(ジクロロメタン) 分別済み		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	全処理委託量	122.78 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	122.78 t	t
	再生利用業者への処理委託量	122.78 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル業者に再生処理を委託</li> <li>・特別管理産業廃棄物ではない代替品の検討</li> </ul>			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	全 処 理 委 託 量	122 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	122 t	t
	再生利用業者への処理委託量	122 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・継続的なりサイクル業者への再生処理委託 ・特別管理産業廃棄物ではない代替品の検討 ・一回の洗浄に使用する量の削減			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		122.78 t
	(今後実施する予定の取組等) 2020年4月より実施開始済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

## 浴槽・カウンター製造工程

材料容器洗淨



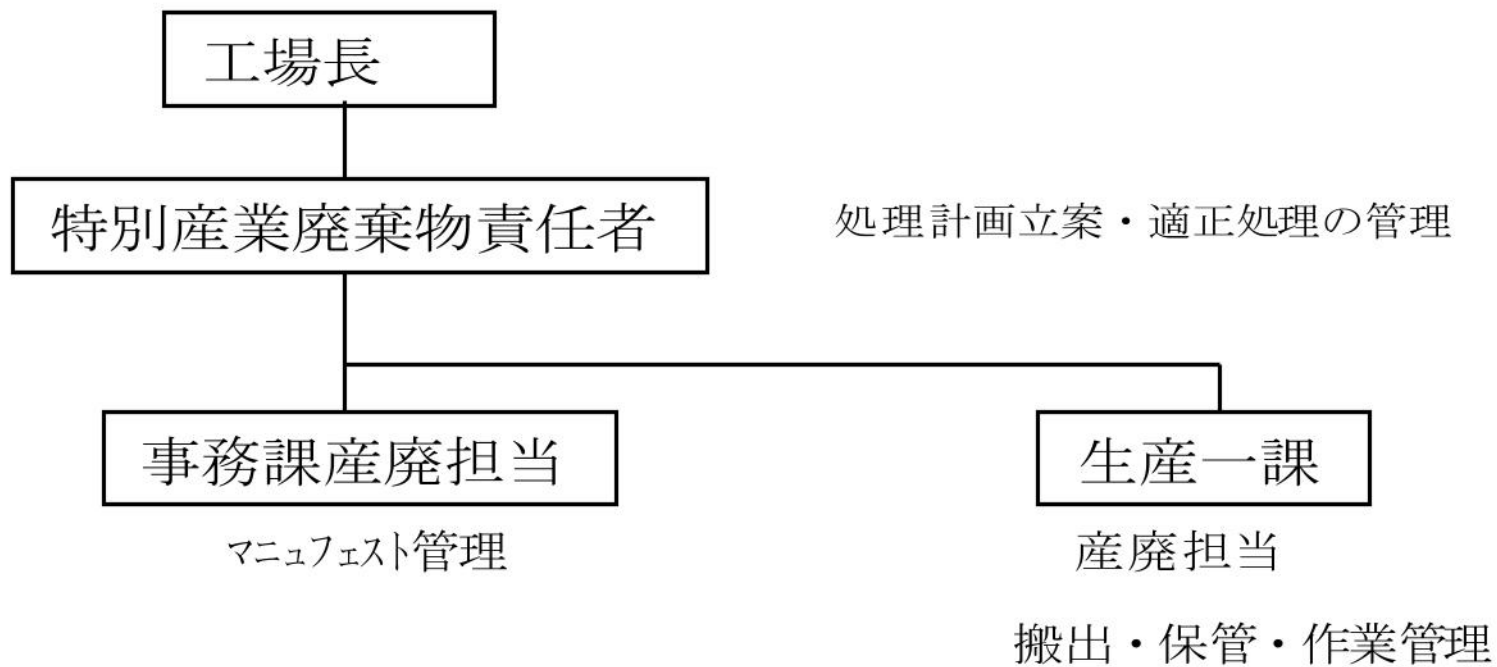
使用済ジクロロメタン回収



再生処理業者へ再生依頼



再生 → 再生品を購入



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月11日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 276-0022

住所 千葉県八千代市上高野1807-4

法人名 タカラスタндарт株式会社 関東工場

代表者 肥塚 弘一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-482-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	タカラスタндарт株式会社 関東第一工場		
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野1807-4		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	125 t	全処理委託量	125 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	125 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	125 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

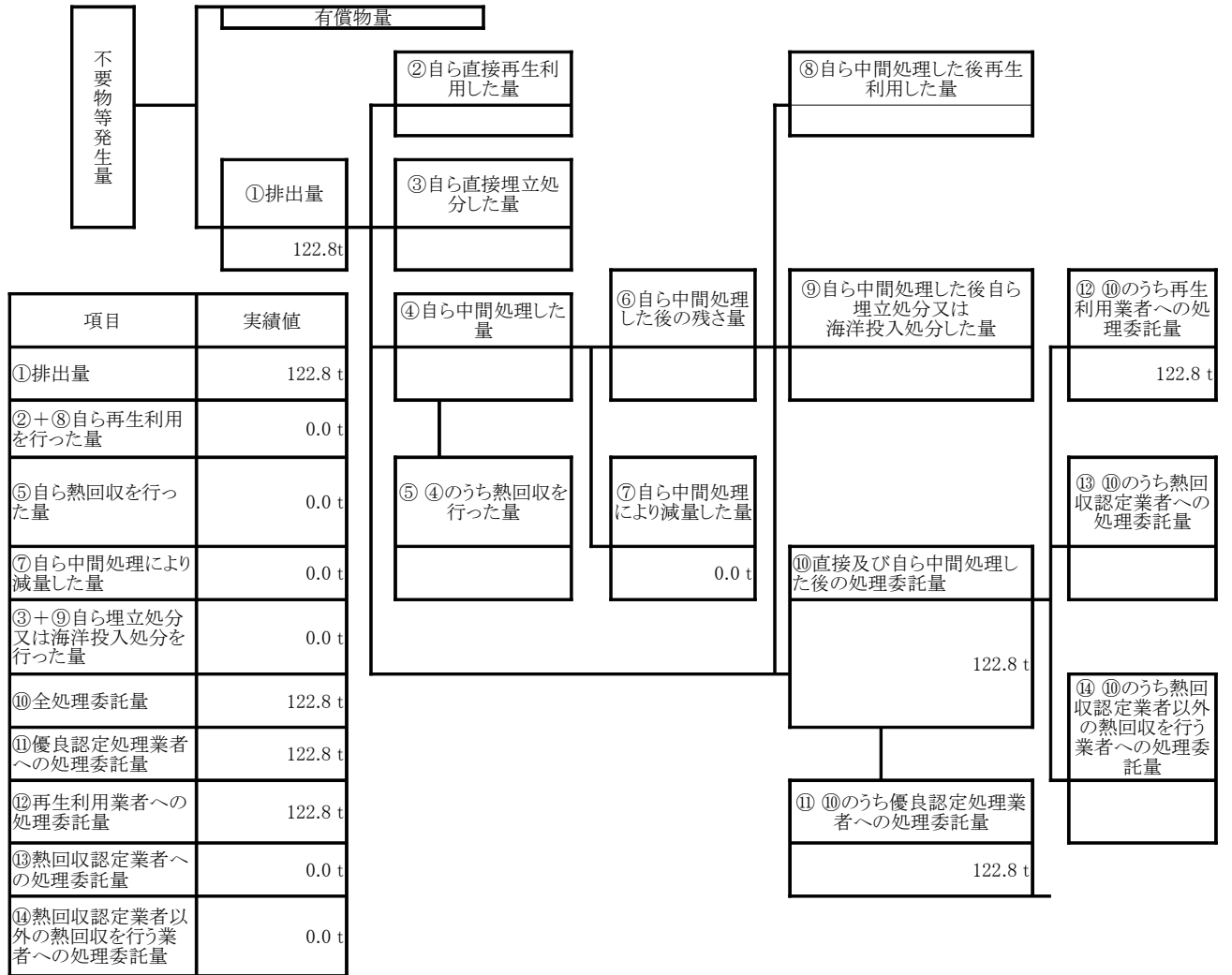
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	127.8 t
	前年度(令和6年度)	122.78 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 2020年4月より実施開始済み		

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

ジクロロメタン

)



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月11日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 276-0022

住 所 千葉県八千代市上高野1807-4

法人名 タカラストANDARD株式会社 関東工場

代表者 肥塚 弘一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-482-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	タカラストANDARD(株) 関東第二工場
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野1979-3
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度製品出荷額 95.9億円
③従業員数	311人（正社員172人、常勤関係職員139人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙（処理工程）」

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 「別紙 (管理体制)」			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排出量	2812 t	77.4 t
	(これまでに実施した取組) 「廃プラスチック」安定型廃棄物の中に、人工大理石の端材、粉等が多く入っており、広域認定取得の日本人工大理石リサイクル協会に委託し、廃プラスチックとしてリサイクル活用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排出量	2800 t	75 t
	(今後実施する予定の取組) 「廃プラスチック」人工大理石(廃プラスチック)を広域認定制度のリサイクル使用の増加を行う予定。人工大理石の廃材を再加工し、小物品、生活用品 (麵打ち台等) への販売により、廃材減を進めている。また、リサイクル可能な樹脂及び金属を区分し、産廃量を減らす。 「木くず」物品納入業者へ木パレットの引取り依頼を続行し量の減を図		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別はしているがまだ分別の余地がある (リサイクル可能品)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き周知徹底して分別を行う		

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	2812 t	77.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1645 t	77.4 t
	再生利用業者への処理委託量	2676 t	77.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) リサイクルできる業者（広域認定）への処理を増加し、安定型混合廃棄物を減少させている。 分別も、周知徹底をしているがまだ余地あり。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	2800 t	75 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1600 t	75 t
	再生利用業者への処理委託量	2600 t	75 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>安定型、管理型とも分別を行っているが、より分別を推進しリサイクル量の増加を行っていく。</p>		
※事務処理欄			

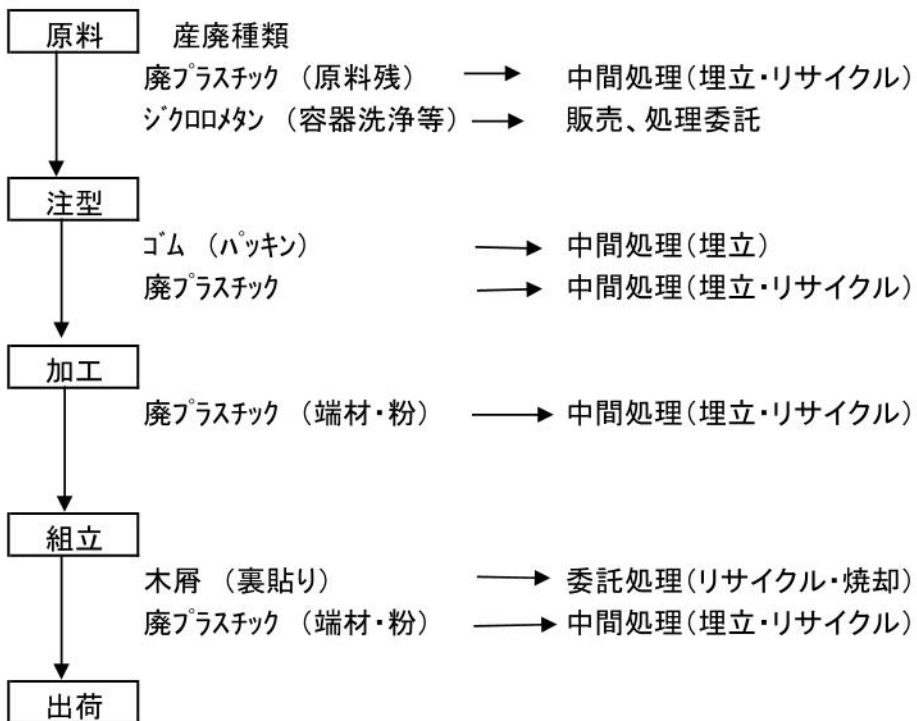
(第6面)

備考

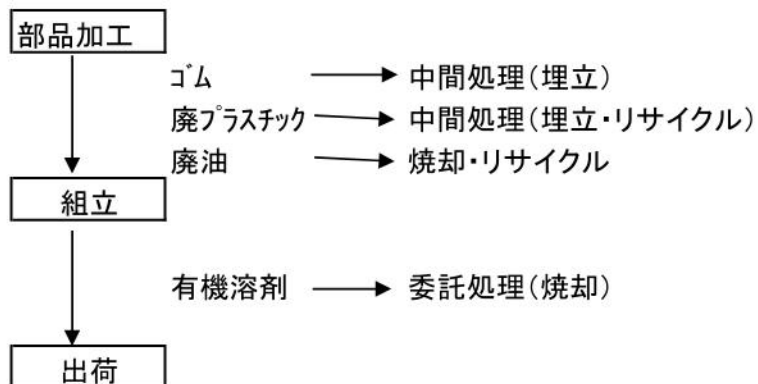
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙① 産業廃棄物一連の処理工程

人工大理石  
天板・洗面製造工程



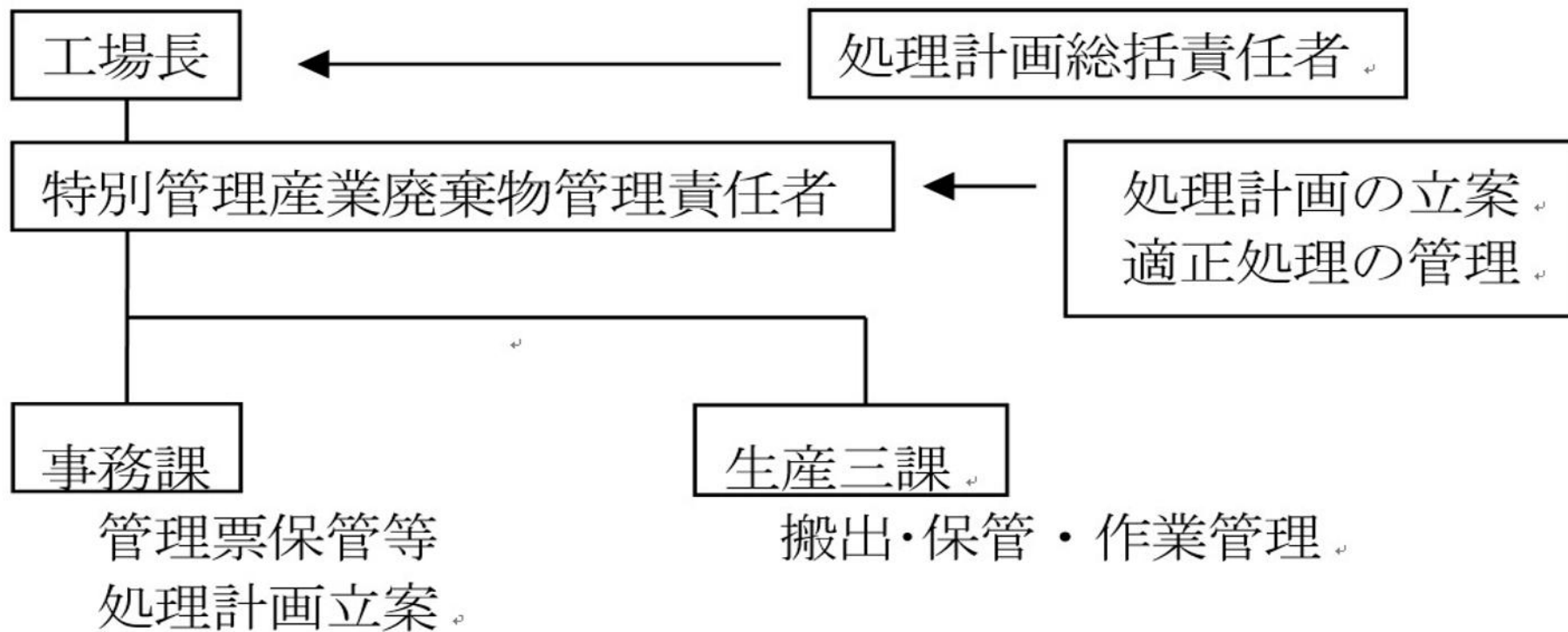
住宅設備製造  
水栓部品



\* その他

木くず
金属クズ

物品入庫時の木パレットの処置 → 委託処理(リサイクル・焼却)  
(有価品) 各種の機械、金属片に金属以外の物が、付いており、管理票で排出







(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月11日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 276-0022

住所 千葉県八千代市上高野1807-4

法人名 タカラスタндарт株式会社 関東工場 工場長

代表者 肥塚 弘一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-482-7171

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	タカラスタндарт株式会社 関東第二工場		
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野1979-3		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

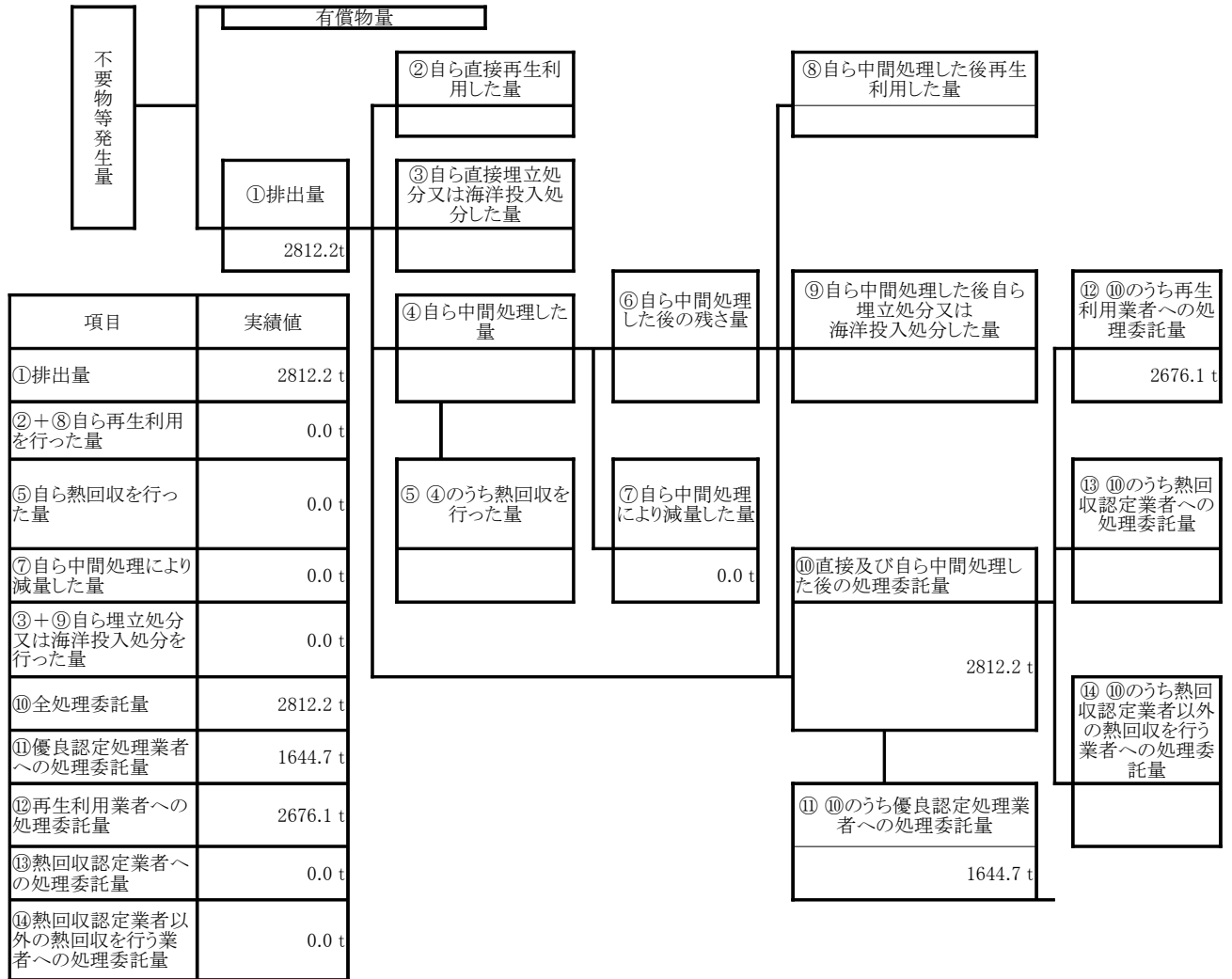
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2821.4 t	全処理委託量	2821.4 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	1706.4 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1205 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(日本産業規格 A列4番)

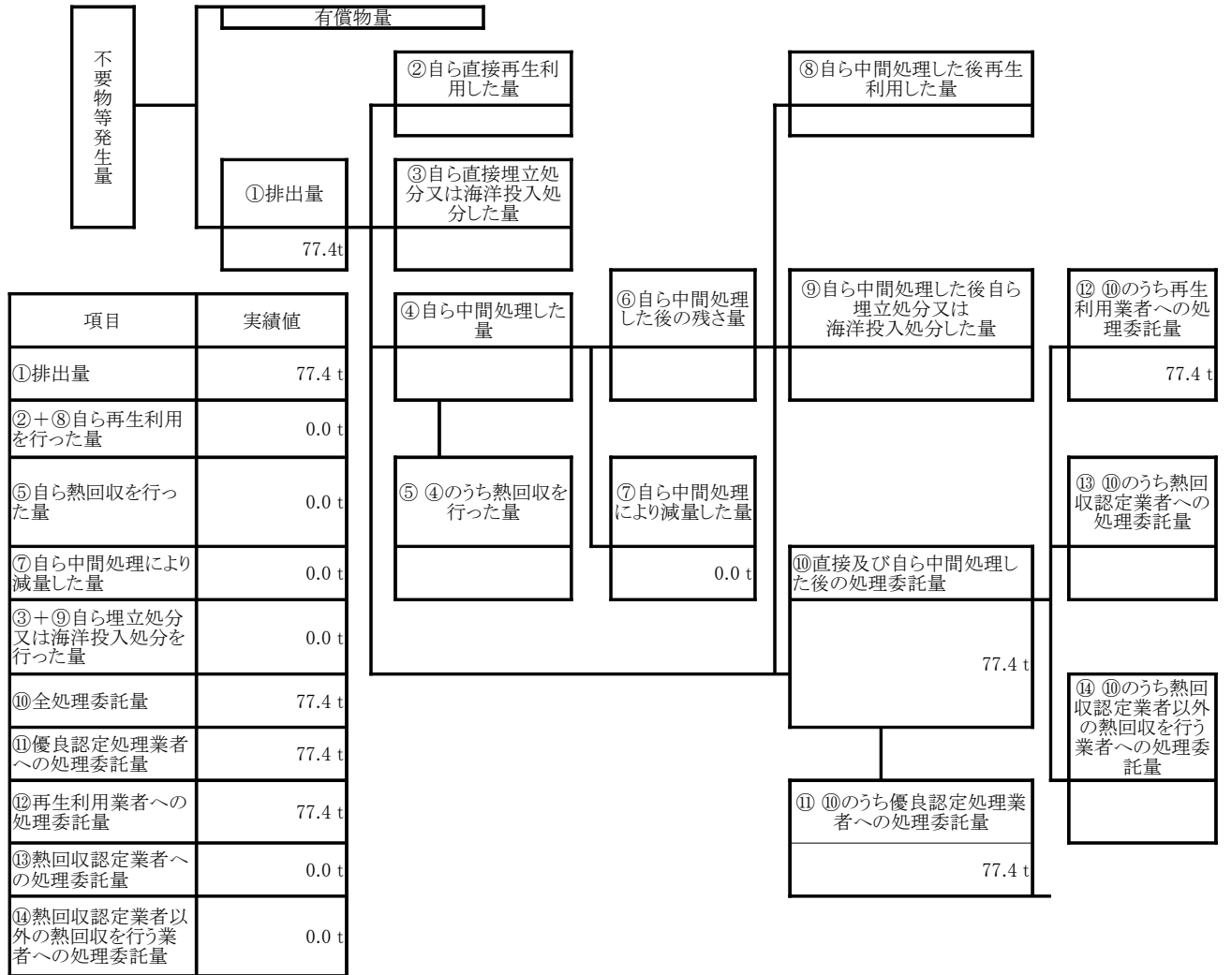
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



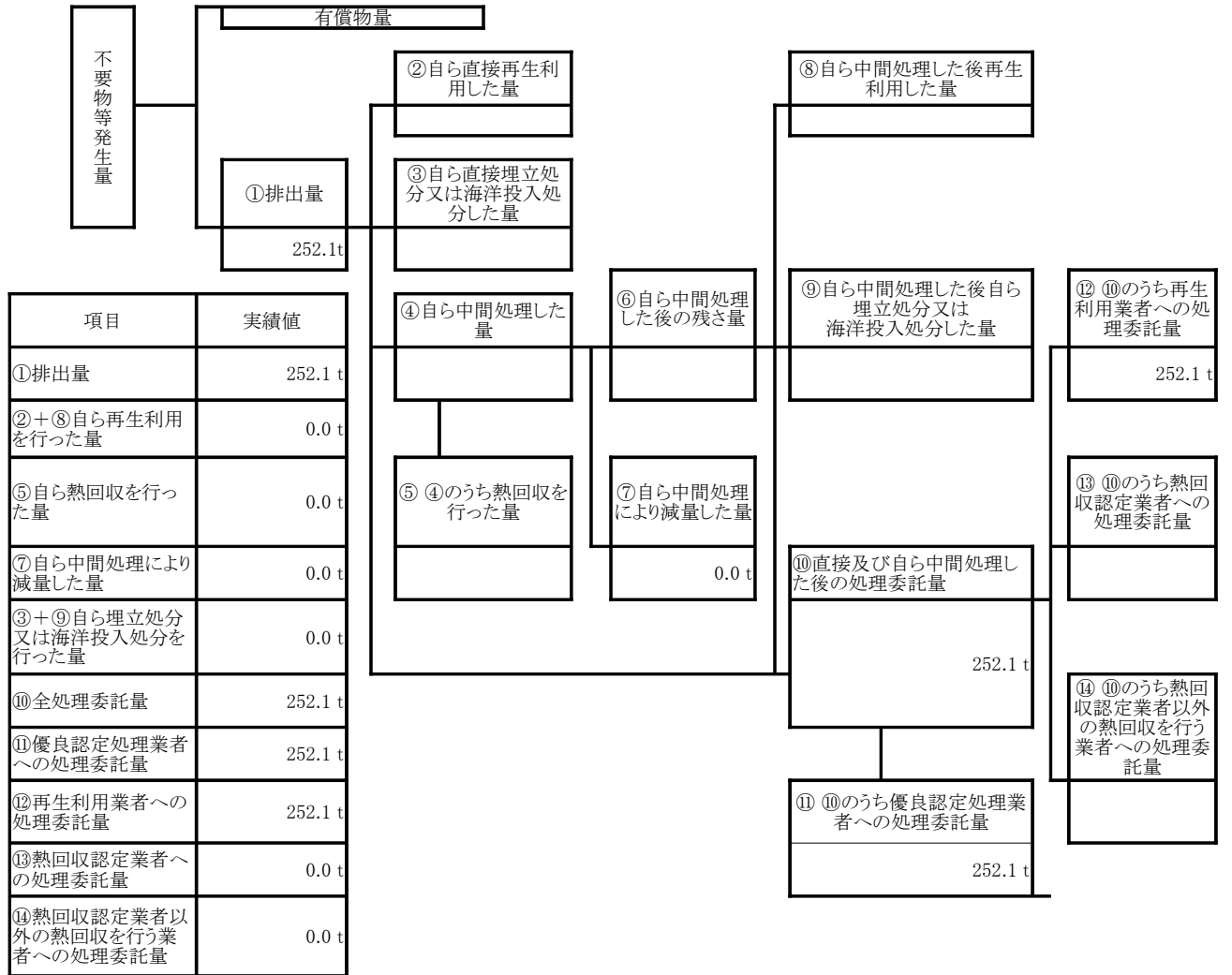
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



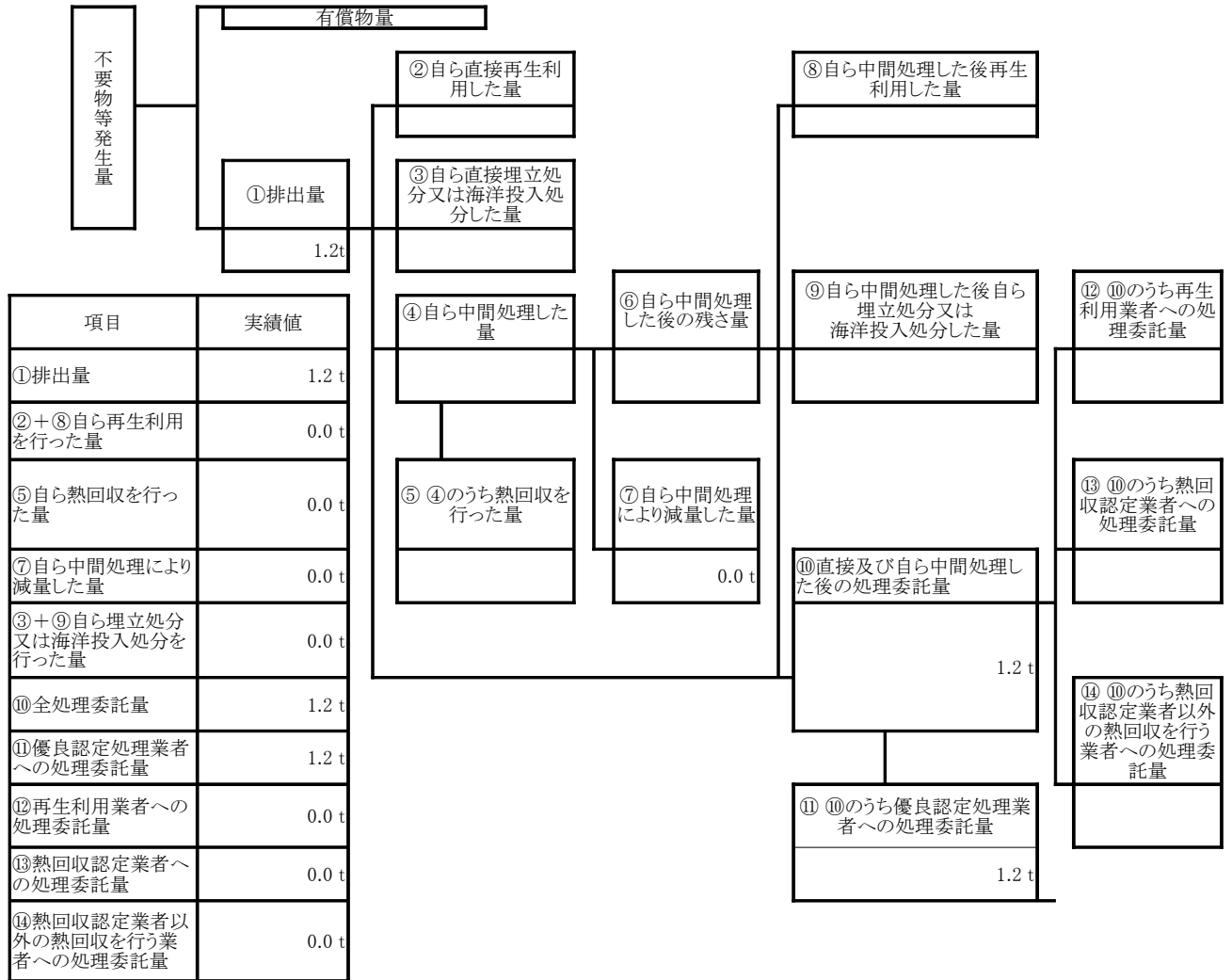
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月11日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 276-0022

住 所 千葉県八千代市上高野1807-4

法人名 タカラストANDARD株式会社 関東工場

代表者 肥塚 弘一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-482-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	タカラストANDARD株式会社 関東第二工場
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野1979-3
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度製品出荷額 95.9億円
③従業員数	311人（正社員172人、常勤関係職員139人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙（処理工程）」

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
「別紙 (管理体制)」

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (ジクロロメタン)	
	排出量	361.12 t	t
	(これまでに実施した取組) 使用の殆どは、タンクから被洗浄容器、洗浄後の廃液タンクと密閉した状態で使用。出来る限り蒸発を少なくするよう対策済みである。廃油は産廃処理業者により、蒸留再生された物を、購入している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (ジクロロメタン)	
	排出量	360 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・洗浄1回に対する使用量の削減実施。更に検討中。 ・根本的にジクロロメタンの代替品を検討中		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油 (ジクロロメタン) 分別済み
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	全処理委託量	361.12 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	361.12 t	t
	再生利用業者への処理委託量	361.12 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル業者に再生処理を委託</li> <li>・特別管理産業廃棄物ではない代替品の検討</li> </ul>			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(ジクロロメタン)	
	全 処 理 委 託 量	360 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	360 t	t
	再生利用業者への処理委託量	360 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・継続的なりサイクル業者への再生処理委託 ・特別管理産業廃棄物ではない代替品の検討 ・一回の洗浄に使用する量の削減			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		361.12 t
	(今後実施する予定の取組等) 2020年4月より実施開始済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

## 天板・シンク製造工程

材料容器洗浄



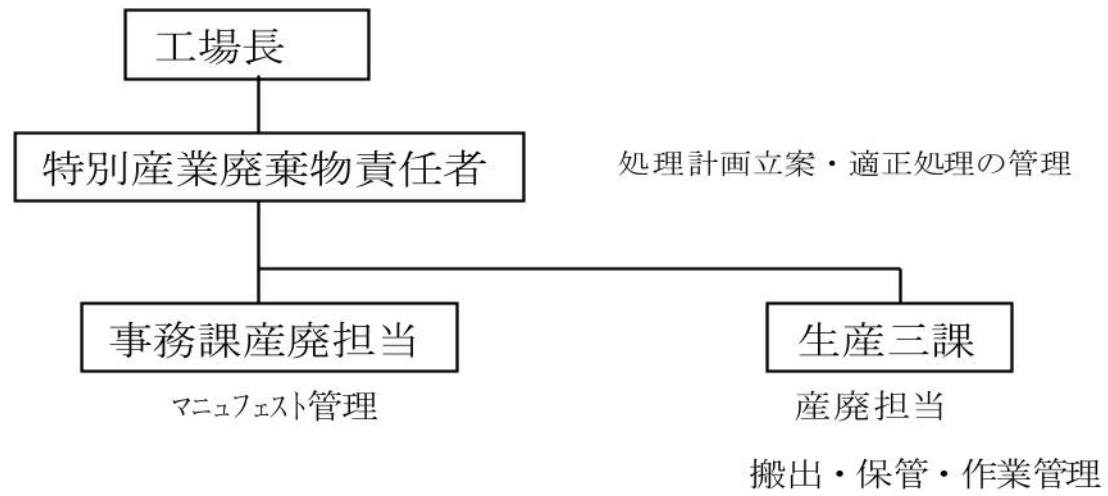
使用済ジクロロメタン回収



再生処理業者へ再生依頼



再生 → 再生品を購入



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月11日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 276-0022

住所 千葉県八千代市上高野1807-4

法人名 タカラスタндарт株式会社 関東工場

代表者 肥塚 弘一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-482-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	タカラスタндарт株式会社 関東第二工場		
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野1979-3		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	350 t	全処理委託量	350 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	350 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	350 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	352.3 t
	前年度(令和6年度)	361.1 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 2020年4月より実施開始済み		

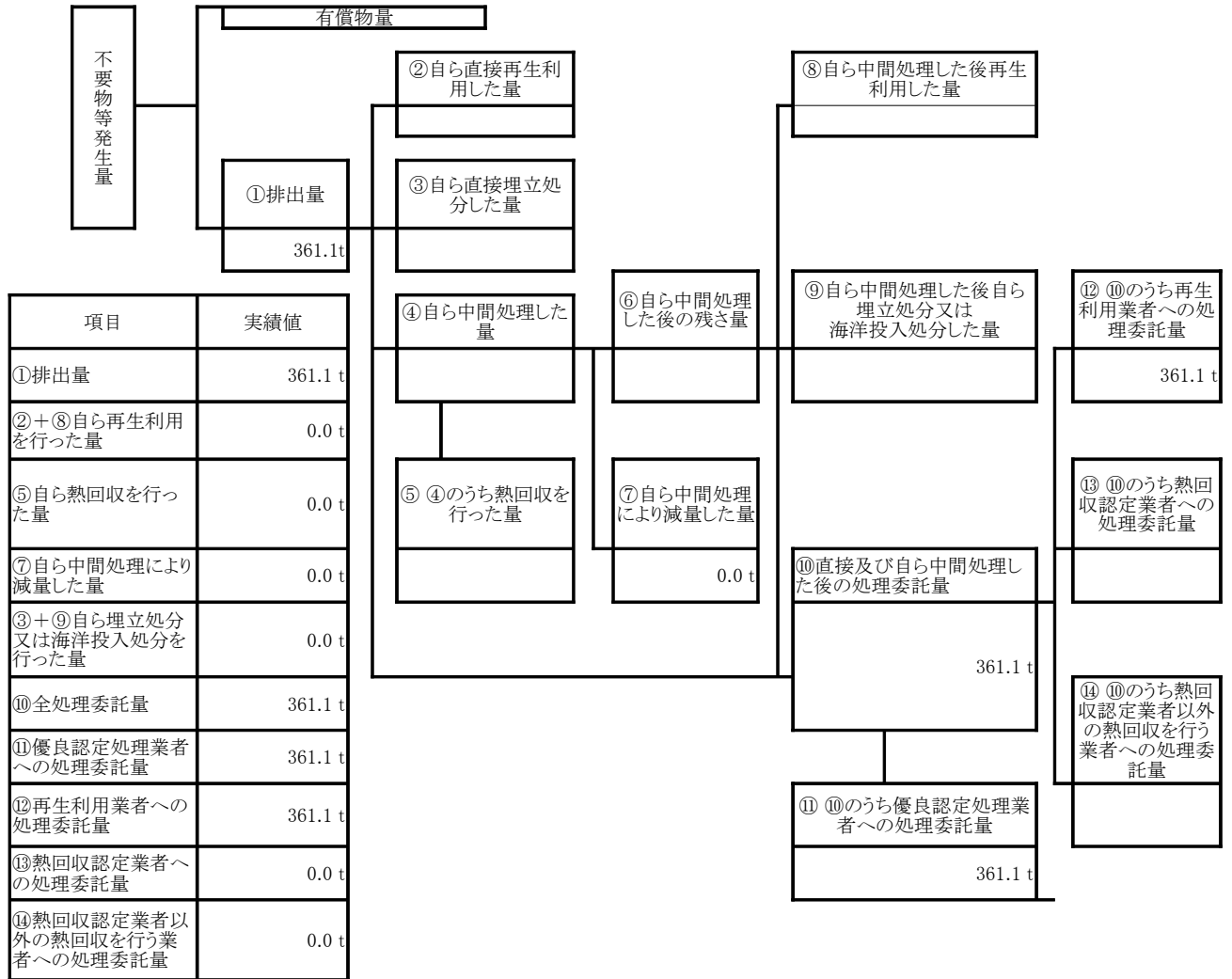
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

ジクロロメタン

)



項目	実績値
①排出量	361.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	361.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	361.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	361.1 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 286-0825

住 所 千葉県成田市新泉3番地の1

法人名 武田薬品工業株式会社 成田工場

代表者 道岡 武春

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0476-36-1225

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	武田薬品工業株式会社 成田工場
事業場の所在地	千葉県成田市新泉3番地の1
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額：120億円
③従業員数	241名（社員220名 ・派遣社員21名） 2025年3月末
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付ファイル参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 添付ファイル参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ドラムドライヤーの乾燥処理による廃油発生量の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・精製工程を見直し、廃油の発生量削減を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別に関する注意事項の教育を実施している		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も継続して教育を行い、再生利用可能な廃プラスチック類は分け可能な限り最終処分（埋立処理）でない処分先に処理委託する		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに実績はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施しない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 今後も実施しない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施しない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに実績はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実績はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 埋立処理ができる限り少なくなるよう、汚れの少ないプラスチック類に関しては分別を徹底し、RPF原料として再利用している業者への委託を行っている。		

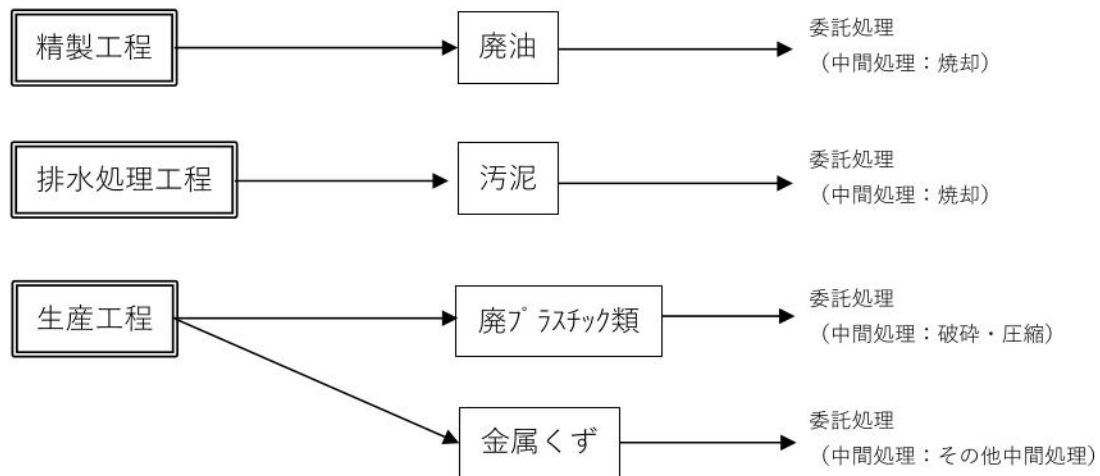
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後は廃プラスチック類の埋立処分を行っている業者の委託を見直し、再生利用ができる処理業者への委託を目指す。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

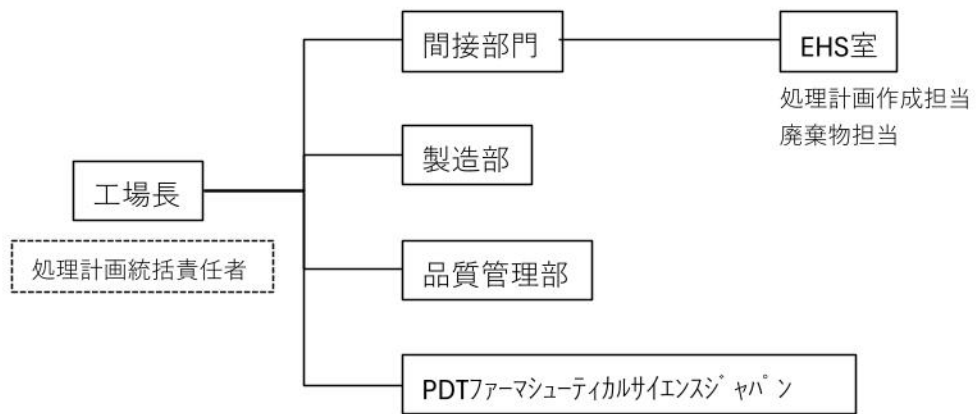
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程



管理体制図







(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 286-0825

住所 千葉県成田市新泉3番地の1

法人名 武田薬品工業株式会社 成田工場

代表者 道岡 武春

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0476-36-1225

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	武田薬品工業株式会社 成田工場		
事業場の所在地	千葉県成田市新泉3番地の1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	982.11 t	全処理委託量	982.11 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	11.41 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

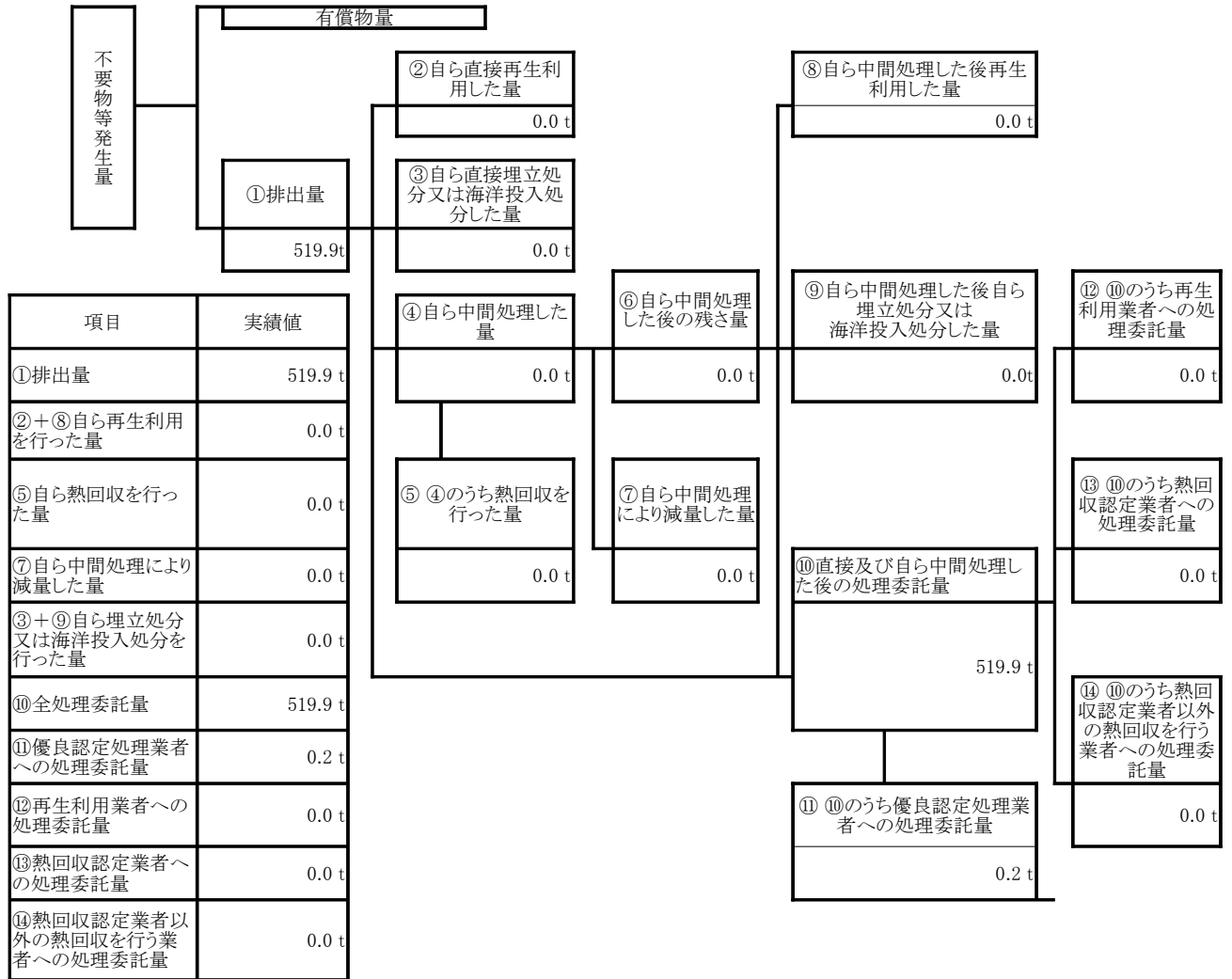
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃油

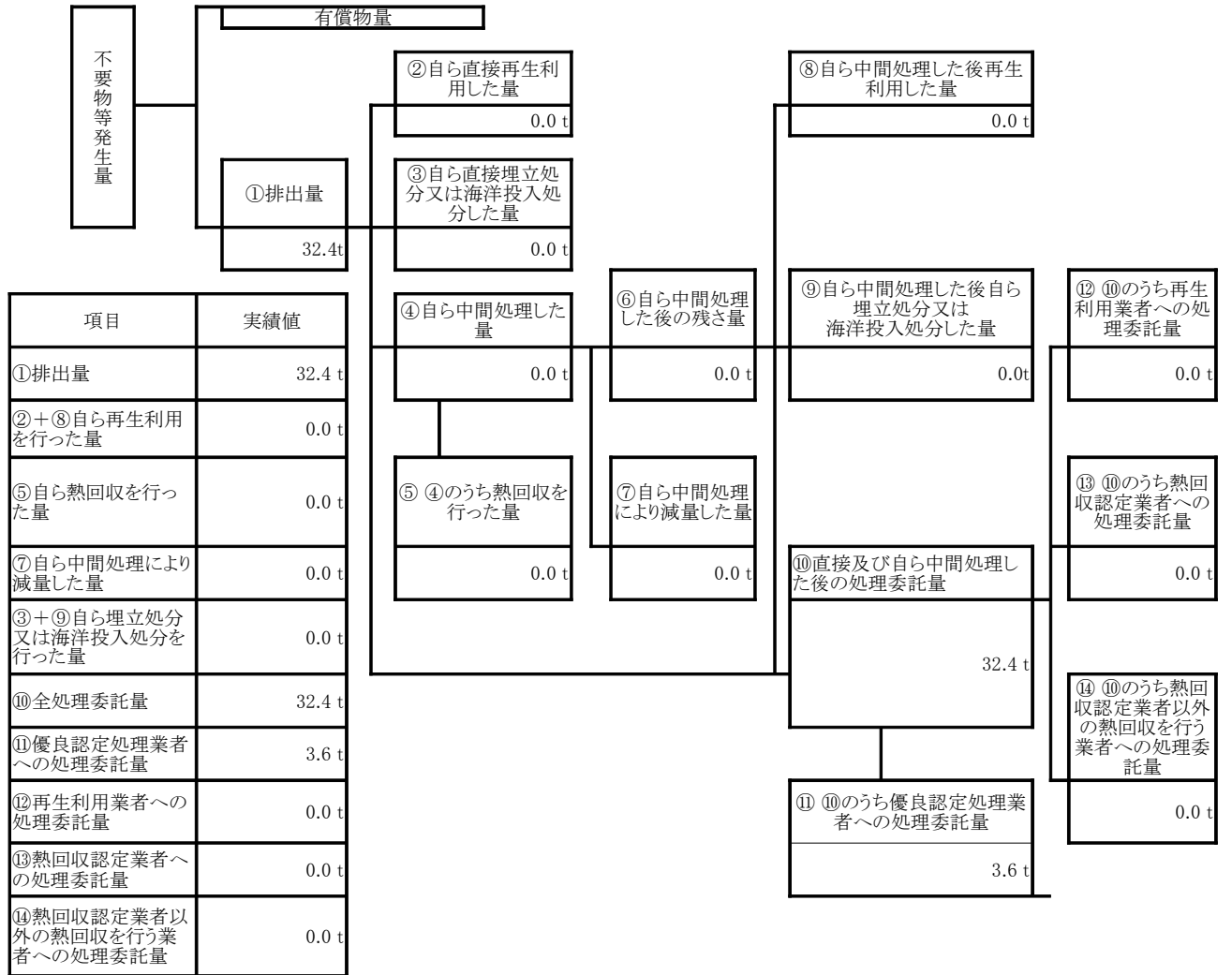
)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



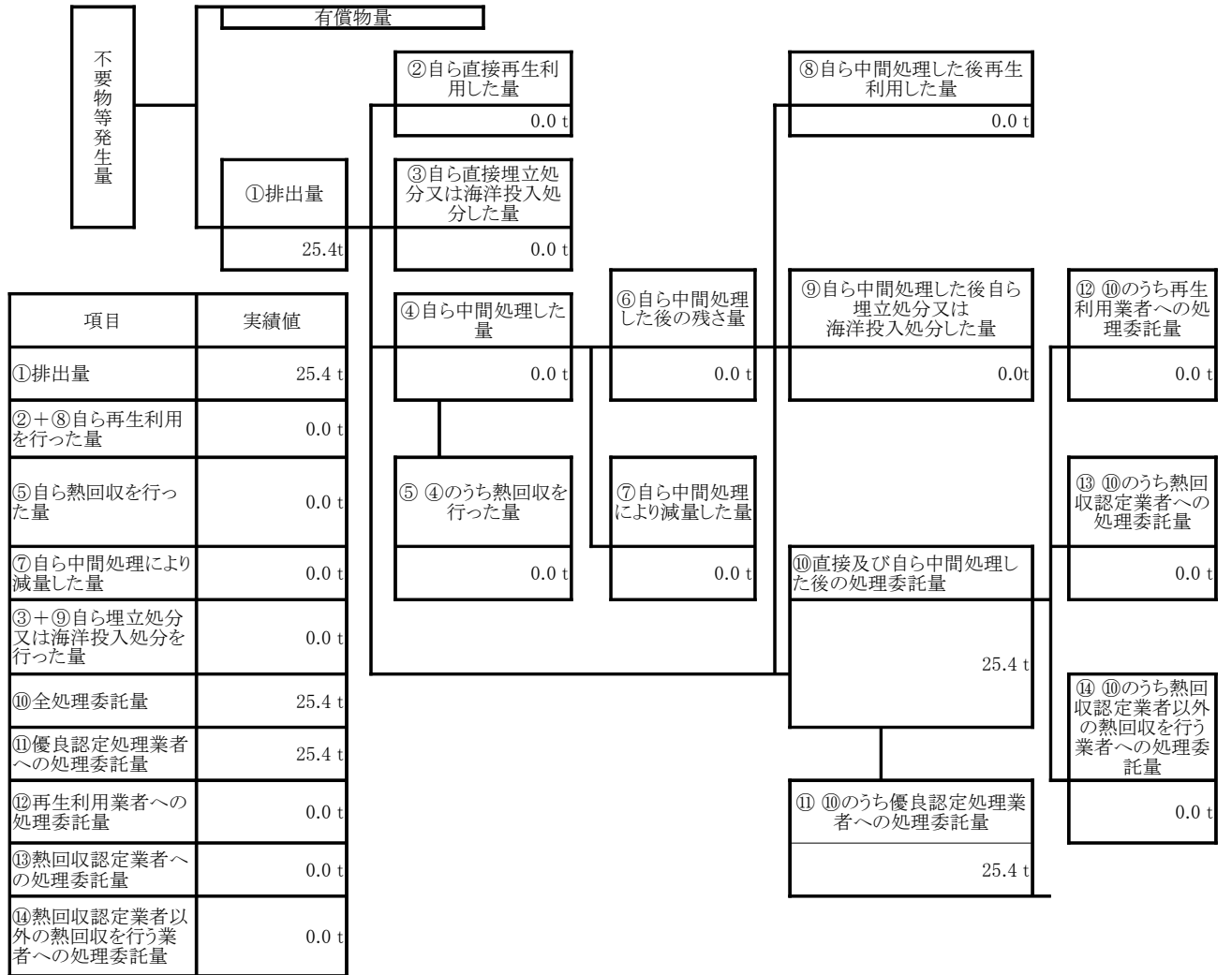
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



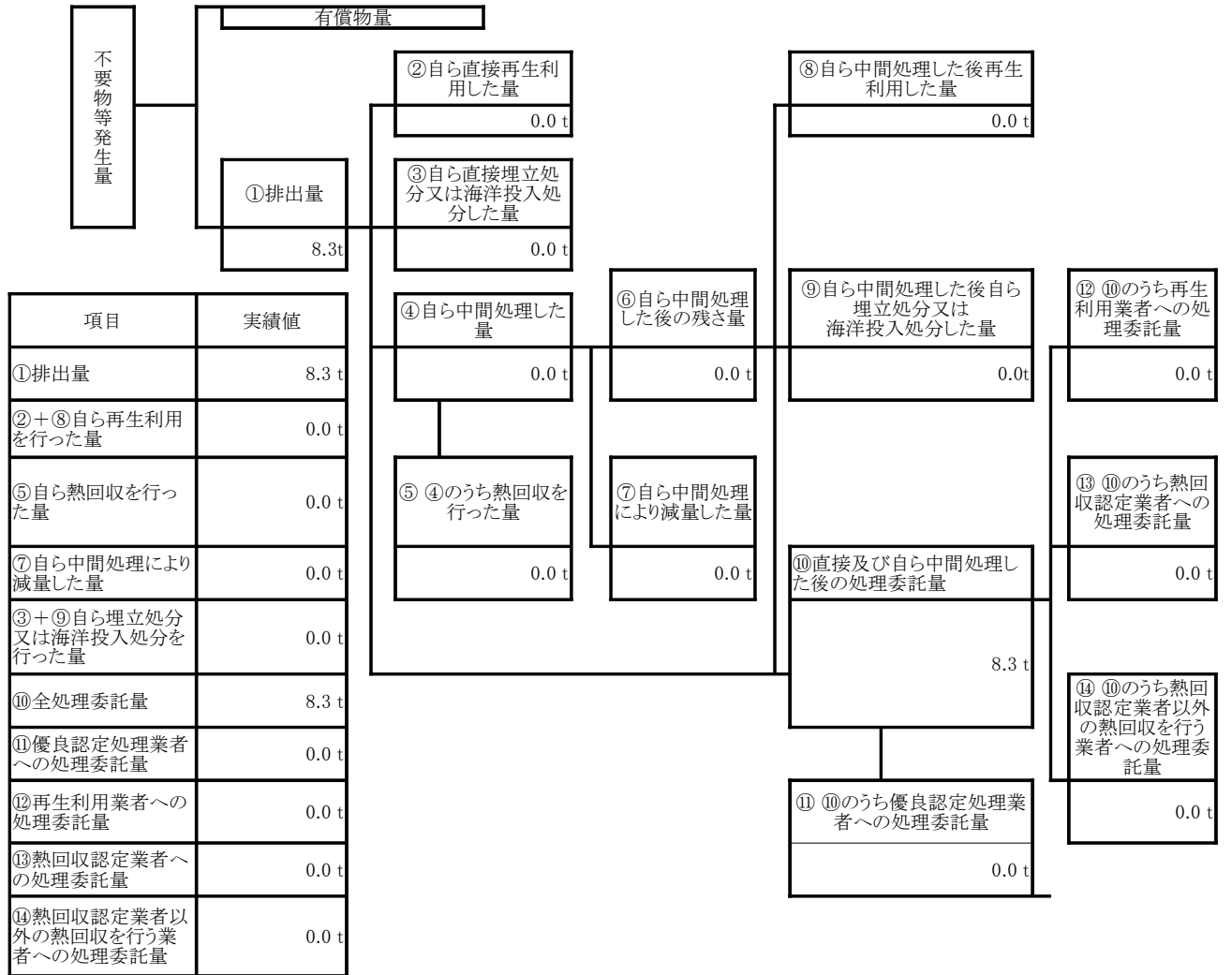
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



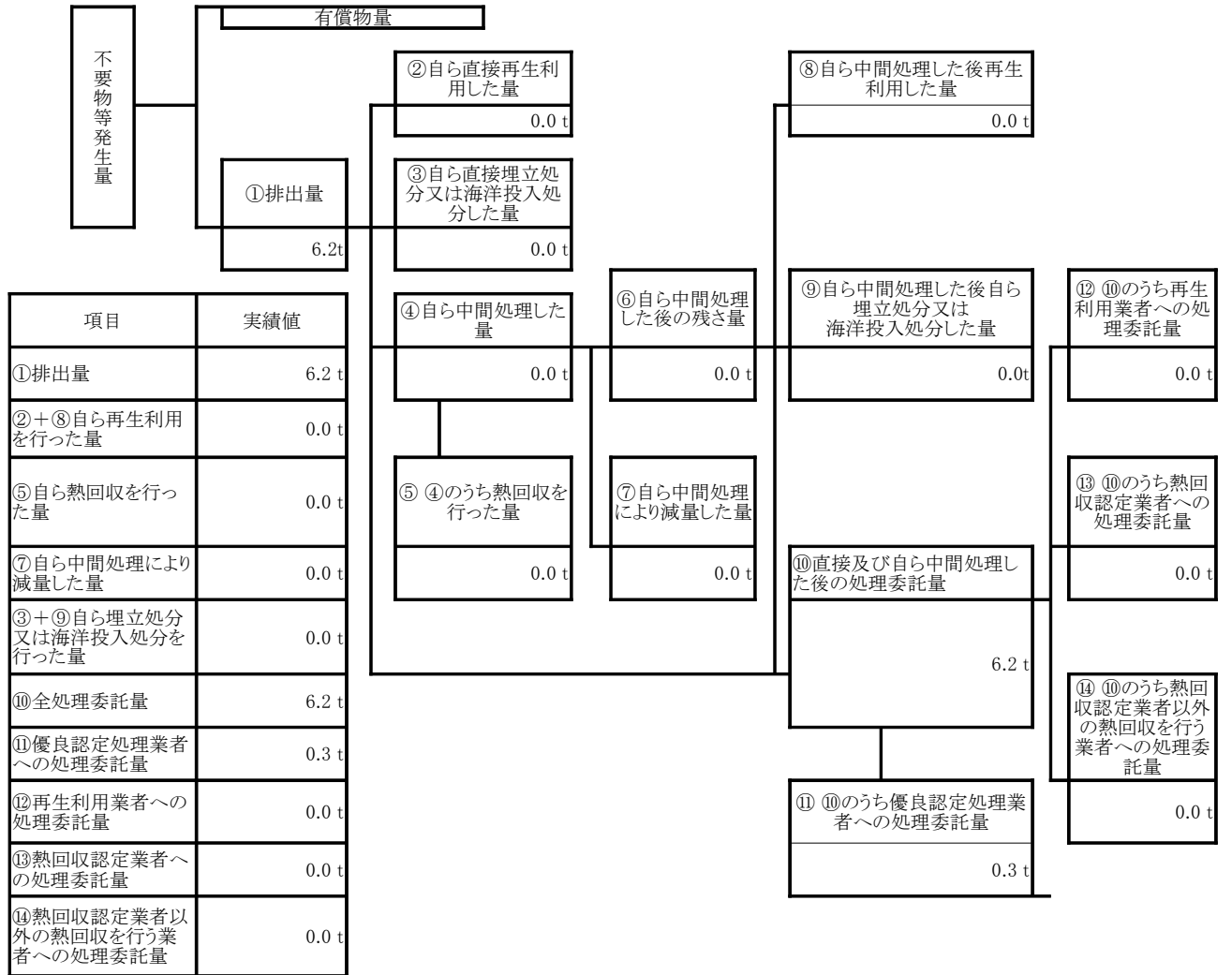
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃プラスチック類

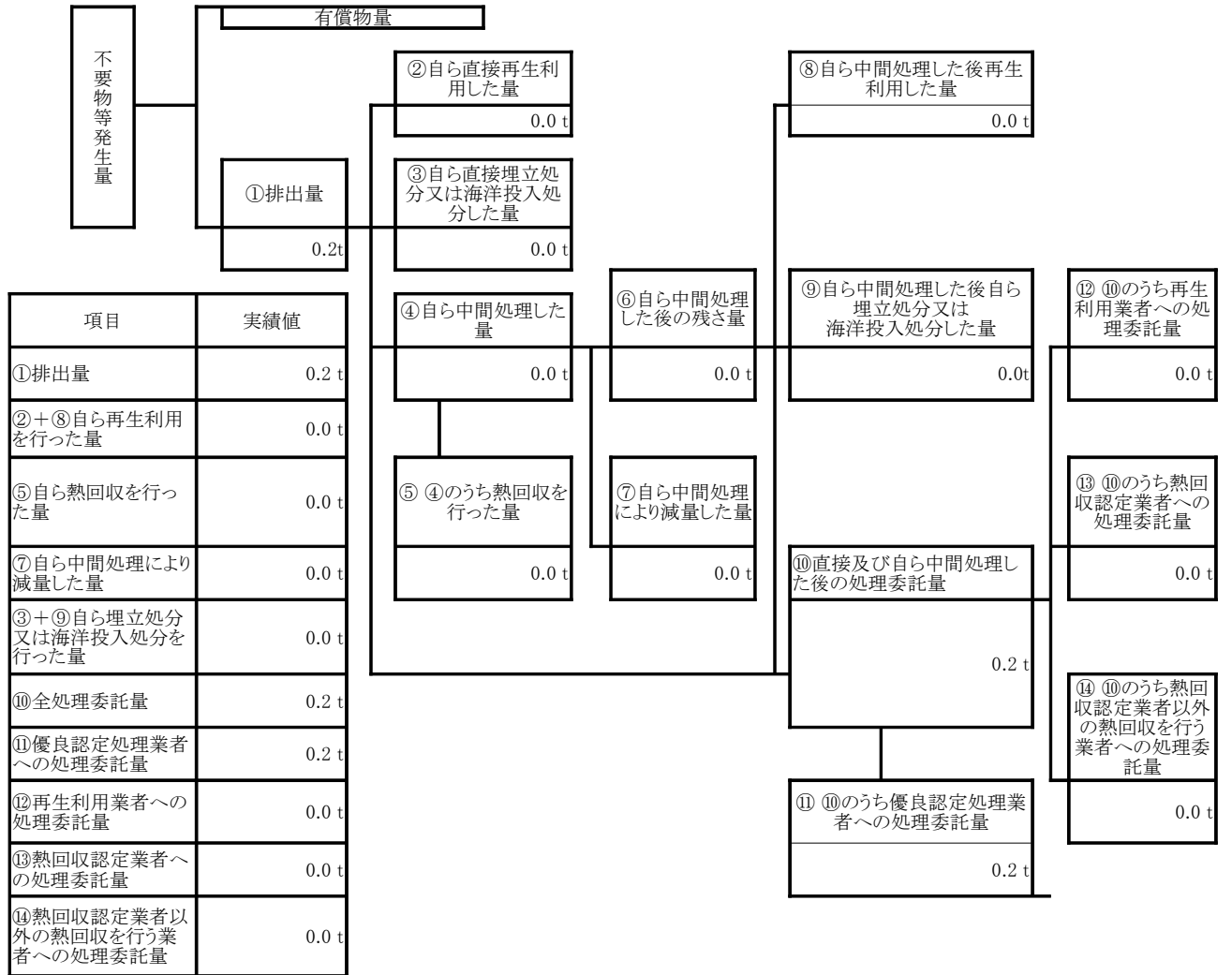
)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



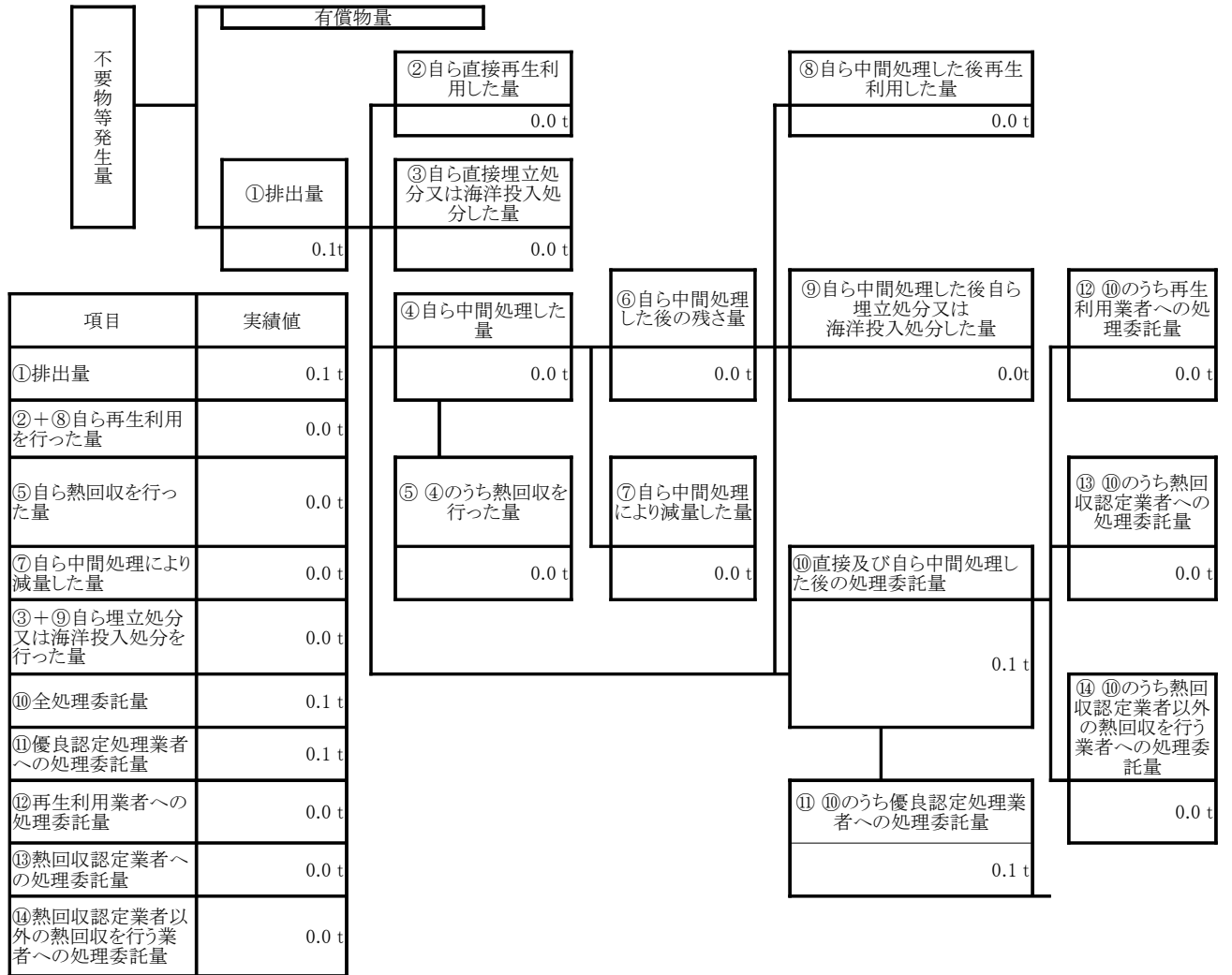
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 水銀使用製品産業廃棄物 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



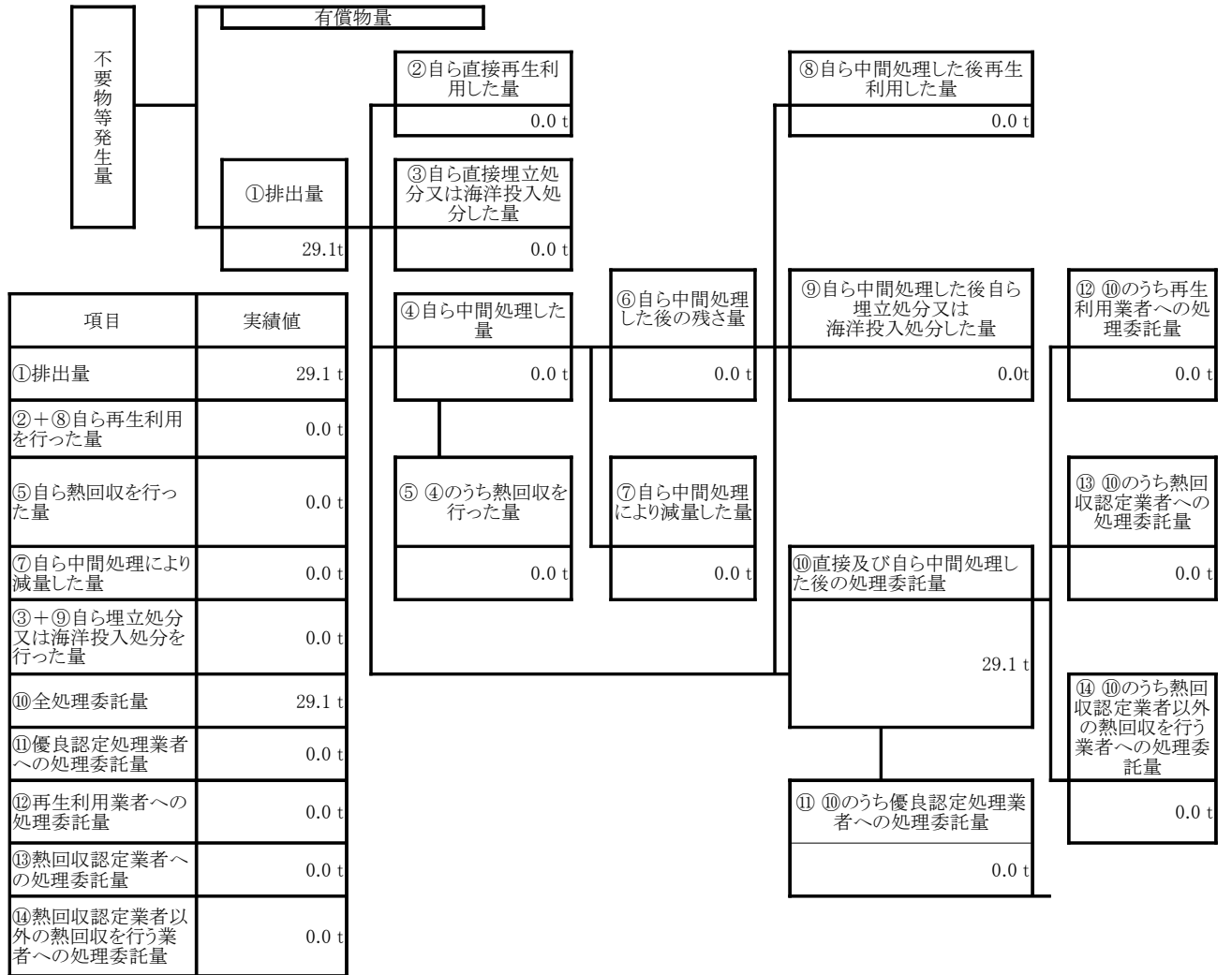
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 286-0825

住 所 千葉県成田市新泉3番地の1

法人名 武田薬品工業株式会社 成田工場

代表者 道岡 武春

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0476-36-1225

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	武田薬品工業株式会社 成田工場		
事業場の所在地	千葉県成田市新泉3番地の1		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類： 化学工業	
②事業の規模	前年度の製造品出荷額：120億円		
③従業員数	241名（社員220名 ・派遣社員21名） 2025年3月末		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付ファイル参照		

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
添付ファイル参照

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物の分別及び、製造工程の見直しによる削減 生産計画による生産量増加の影響あり。 逸脱処理品による廃棄物増加の影響あり。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 製造工程の見直しによる試験材料、フィルター使用本数の削減 作業効率化・原料精製工程削減による、感染性廃棄物削減		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物の種類 汚泥・廃プラスチック・ガラス類 特別管理産業廃棄物としての廃試薬 感染性廃棄物の分別及び液量確認の自動化による使用量削減 廃棄物の品目ごとに堅牢な容器で保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物の種類 汚泥・廃プラスチック・ガラス類 特別管理産業廃棄物としての廃試薬 感染性廃棄物の分別及び液量確認の自動化による使用量削減 引き続き、分別保管を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 発生する廃棄物は再生利用できる品目ではないため、実績はない。		
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、再生利用は行わない。		
	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに実績はない。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施しない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

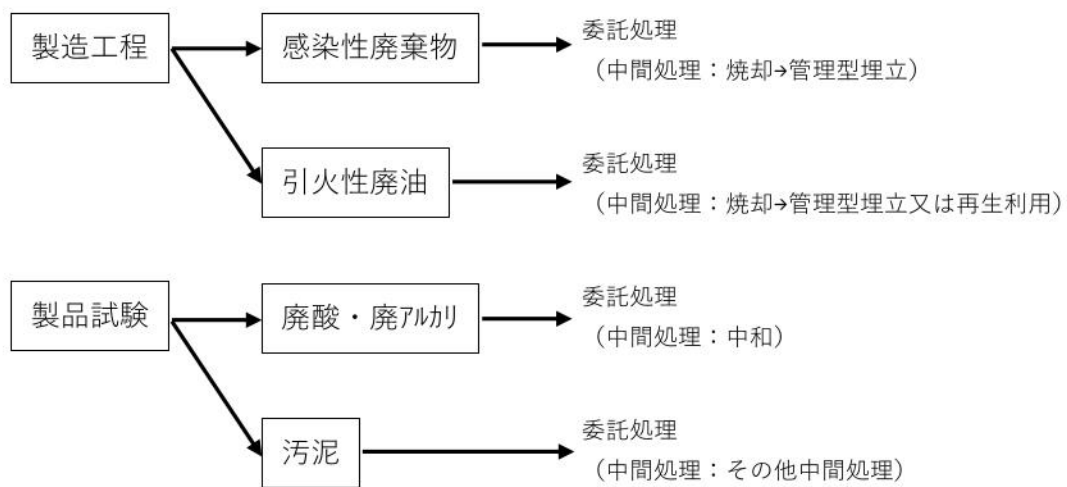
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 今後も実施しない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施しない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定事業者への委託を心掛けている。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙に記載 可能な限り優良認定事業者への委託を行っていく。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		323.73 t
(今後実施する予定の取組等) 既に、電子マニフェストを導入済			
※事務処理欄			

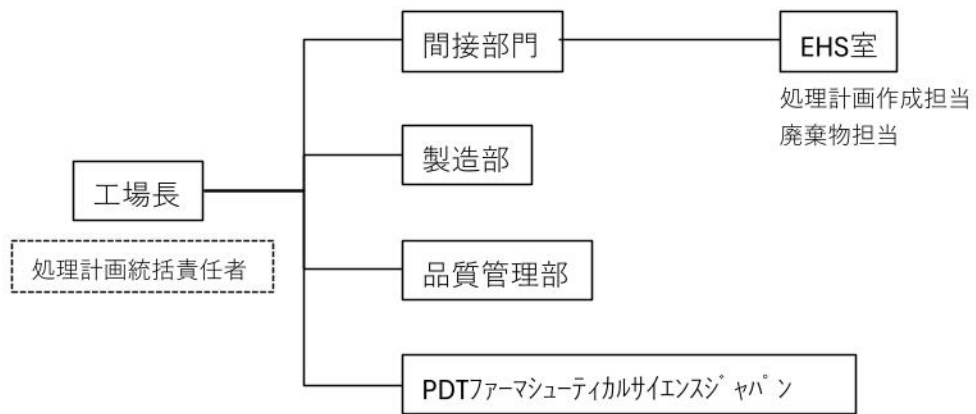
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



管理体制図







(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 286-0825

住所 千葉県成田市新泉3番地の1

法人名 武田薬品工業株式会社 成田工場

代表者 道岡 武春

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0476-36-1225

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	武田薬品工業株式会社 成田工場		
事業場の所在地	千葉県成田市新泉3番地の1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	428.03 t	全処理委託量	428.03 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	428.03 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

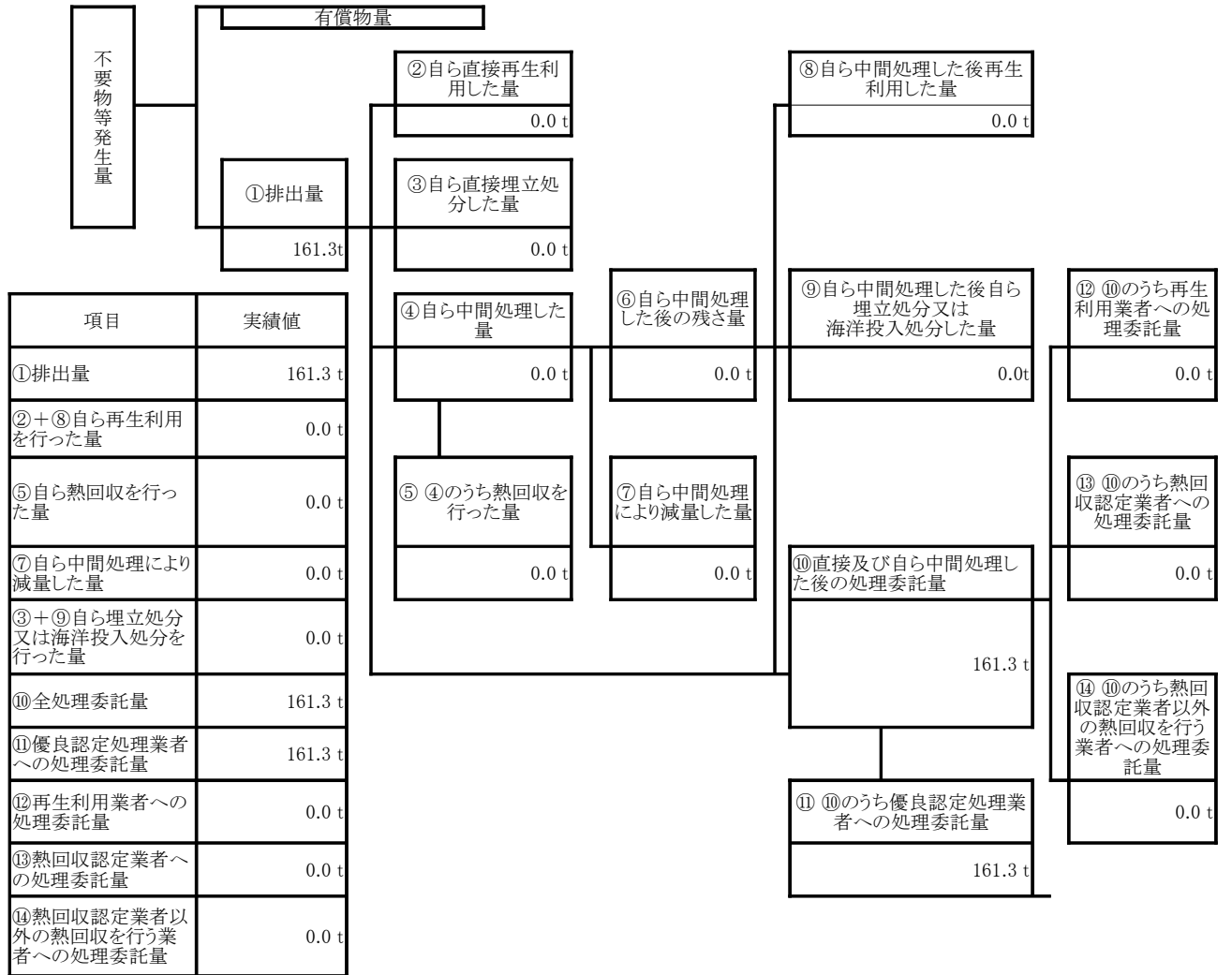
## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	437.9 t
	前年度(令和6年度)	323.73 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェスト登録済み		

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油 )

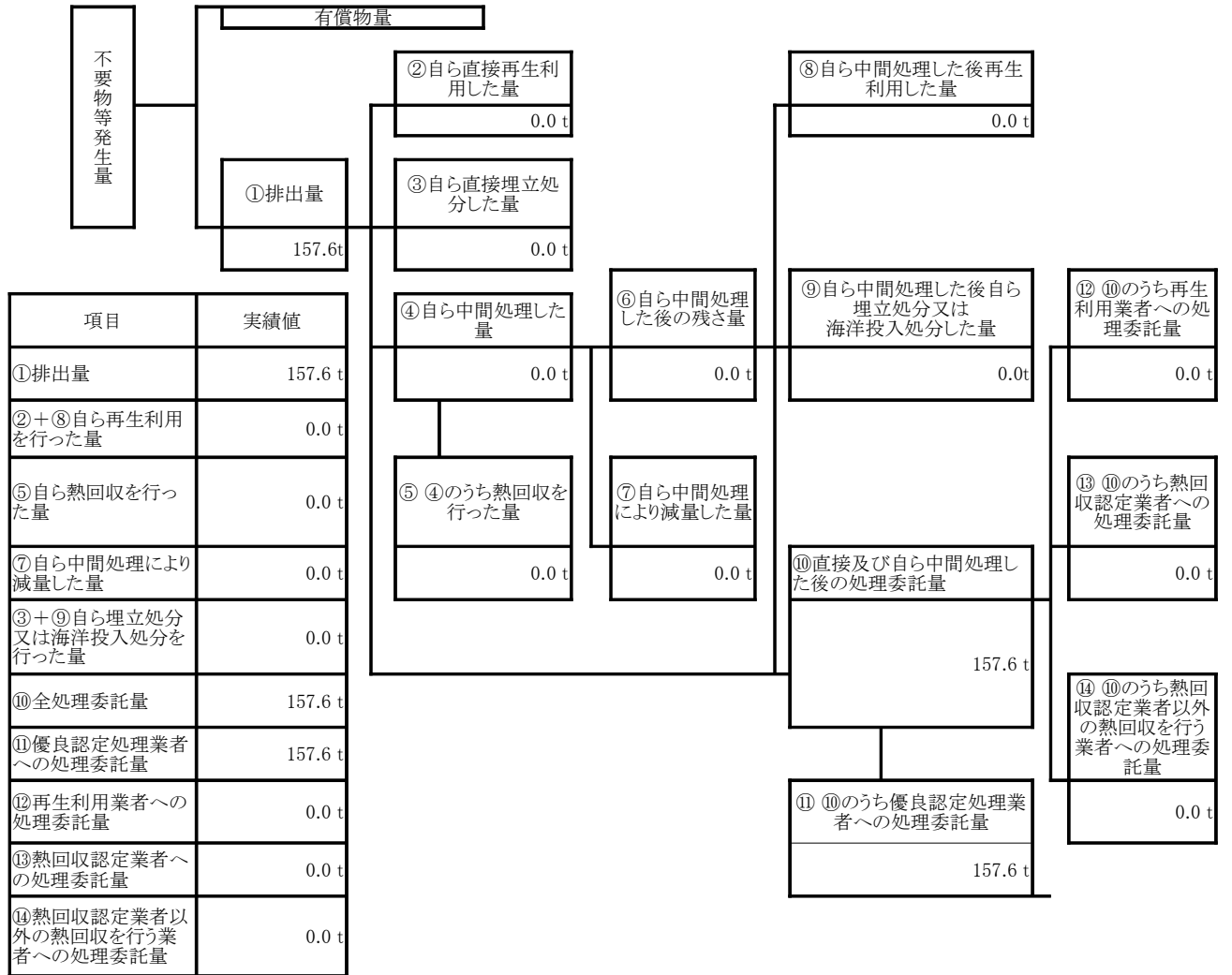


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

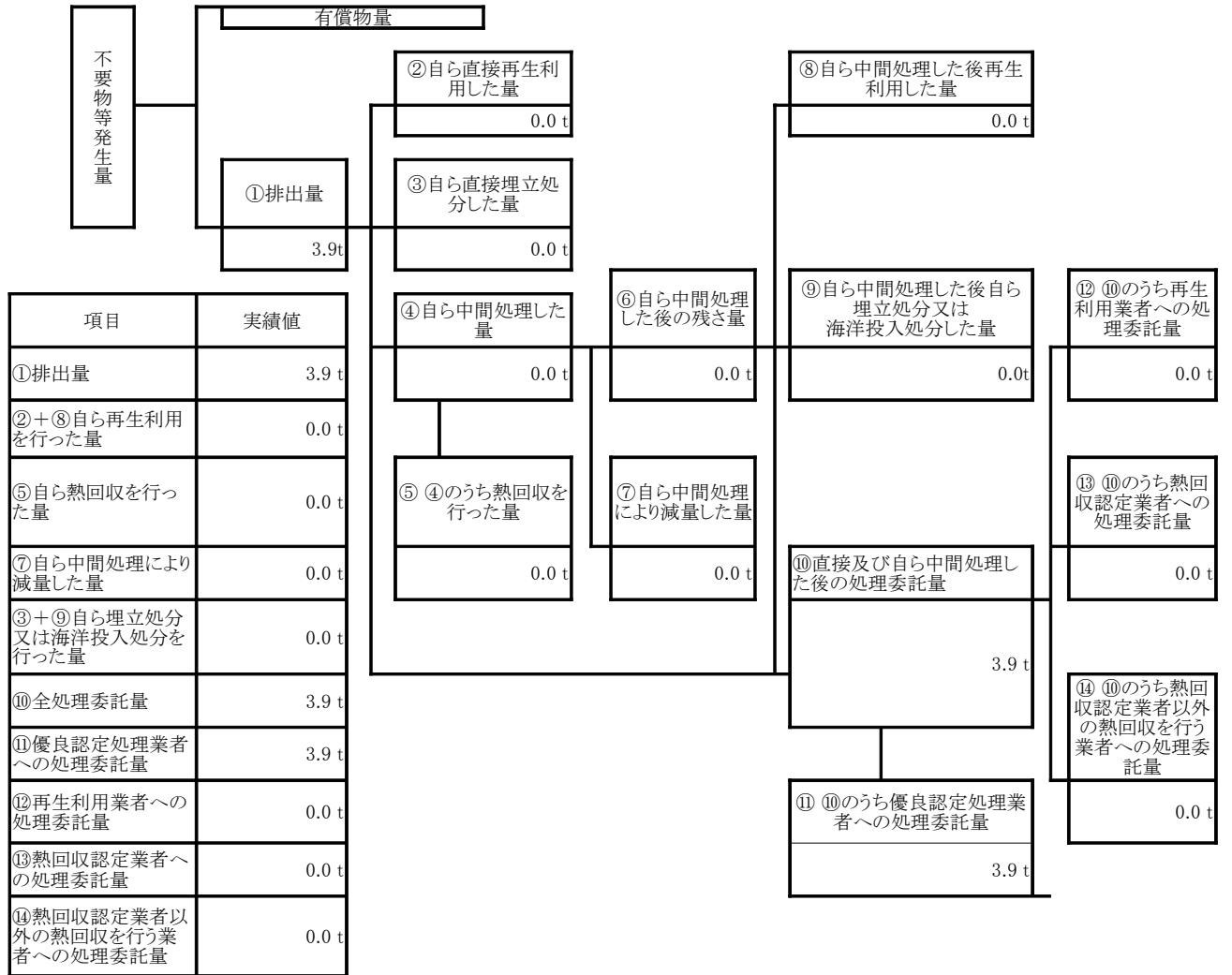
感染性廃棄物

)



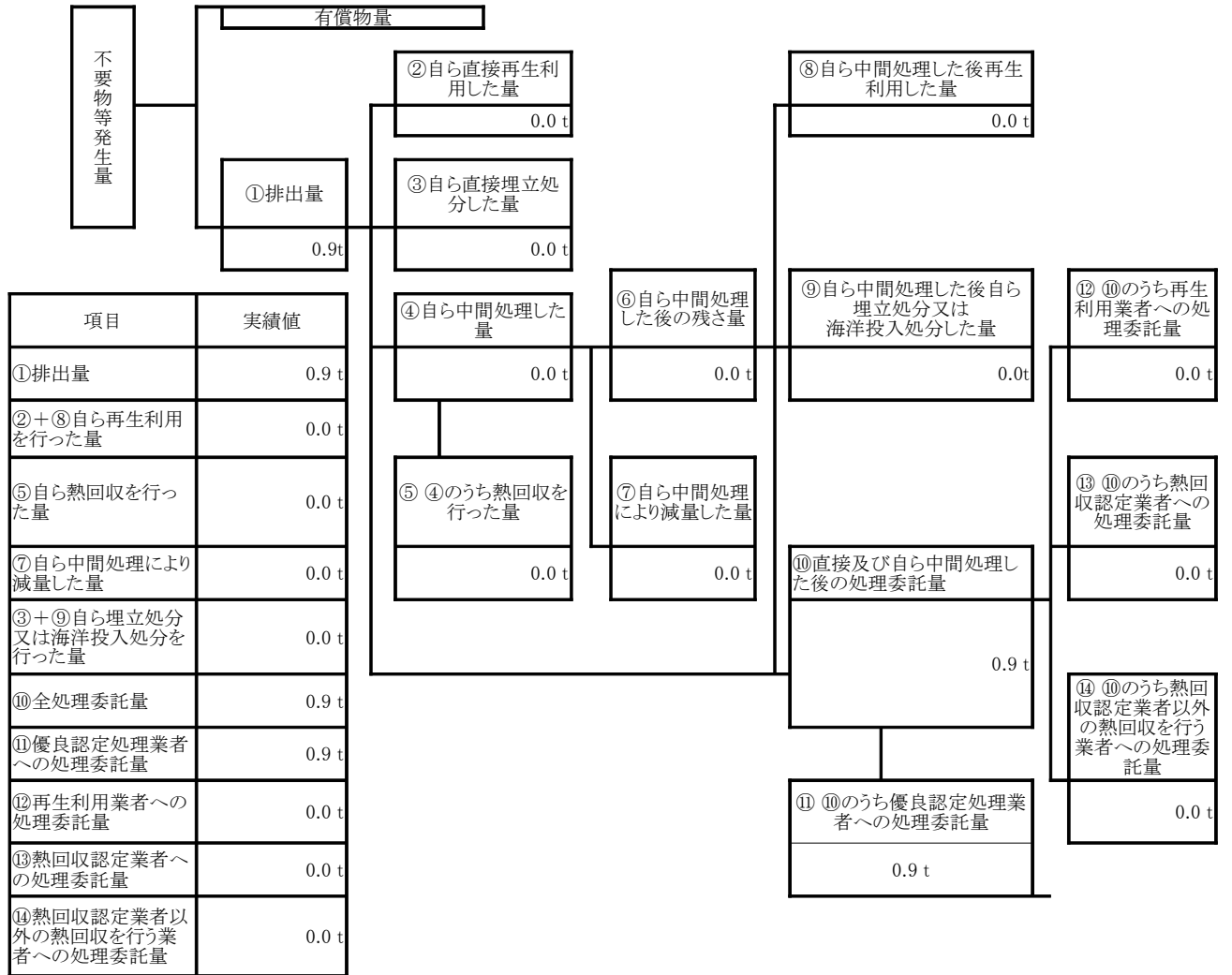
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH12.5以上の廃アルカリ )



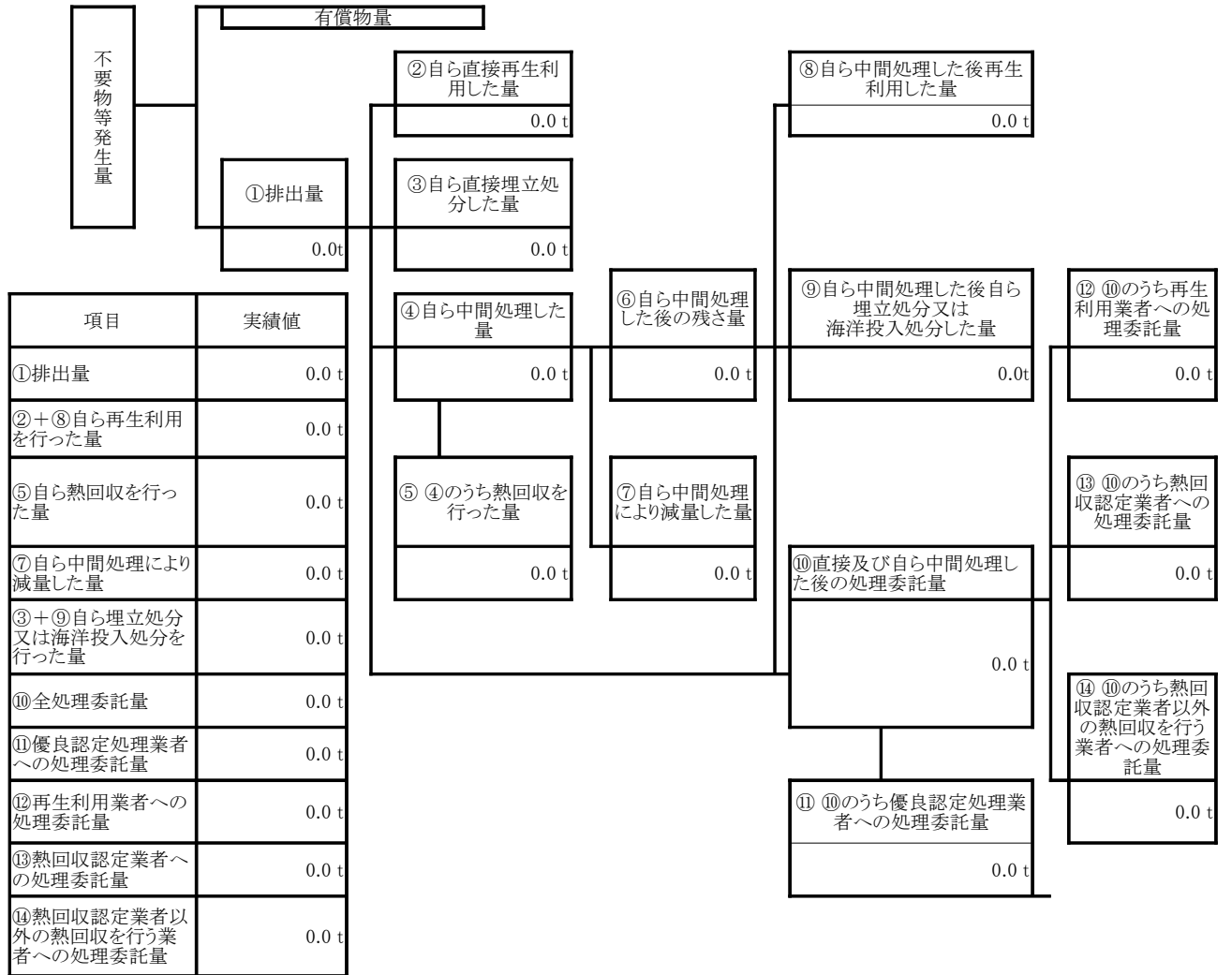
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: pH2.0以下の廃酸 )



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(基準値を超える))



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年4月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 294-0027

住所 千葉県館山市西長田字洞口971番地1

法人名 館山生コン株式会社

代表者 石井 裕

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0470-28-1311

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	館山生コン株式会社		
事業場の所在地	千葉県館山市西長田971-1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

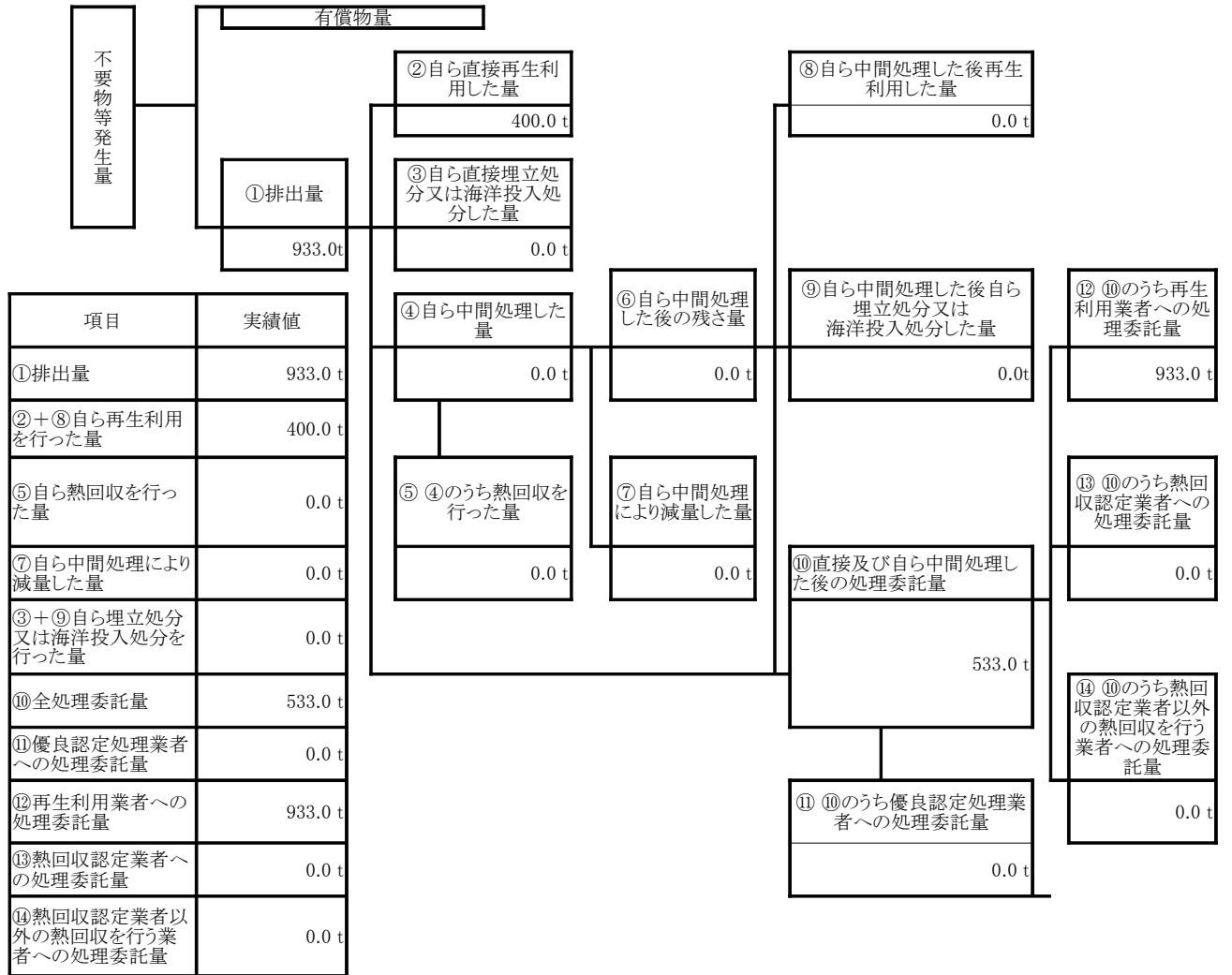
## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	900 t	全処理委託量	400 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	500 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラス陶磁器等くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年4月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 294-0027

住所 千葉県館山市西長田字洞口971番地1

法人名 館山生コン株式会社

代表者 石井 裕

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0470-28-1311

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	館山生コン株式会社
事業場の所在地	千葉県館山市西長田971-1
事業の種類	大分類 製造業 中分類 窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

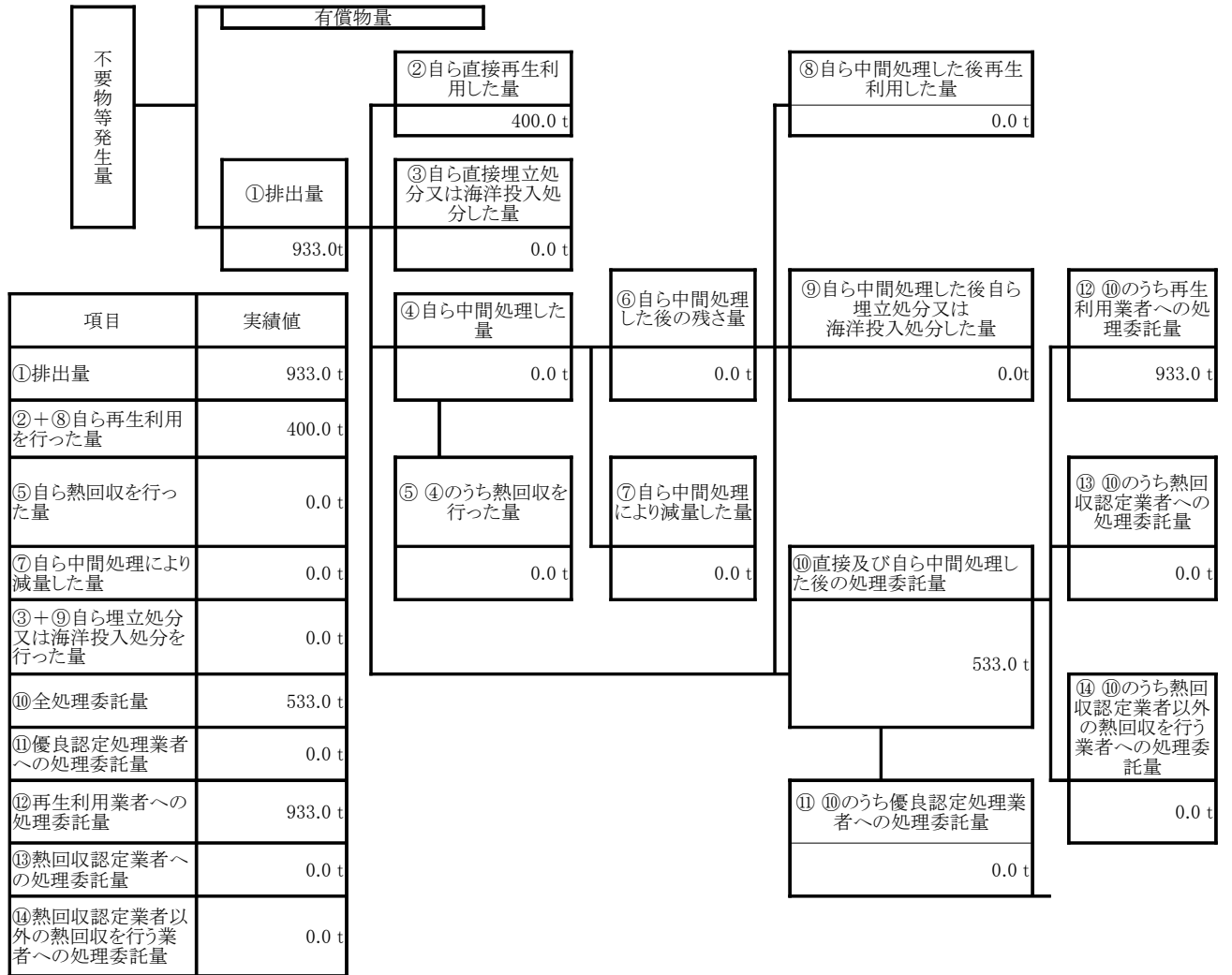
## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	900 t	全処理委託量	900 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	500 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラス陶磁器等くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 19日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 〒272-0013 千葉県市川市高谷2015-7

氏 名 田中貴金属株式会社 市川工場


工場長 小木曾 稔

電話番号 047-327-1101(代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	田中貴金属工業株式会社 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市高谷2015-7
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

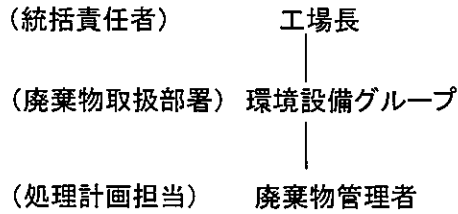
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類:製造業 中分類:非鉄貴金属製造業
② 事業の規模	令和6年度加工料 7,765 百万円
③ 従業員数	161名 (派遣社員22名含む)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	最終ページに添付しました。 

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
	排出量	365.4 t	10.8 t	1.1 t
	(これまでに実施した取組) 廃酸(特管)として産廃排出した一部の製造廃液を自社の排水処理に切り替えた。 廃アルカリ(特管)として産廃排出していた洗浄塔廃液を薬剤として有効利用する取り組みを継続している。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
	排出量	328.9 t	9.7 t	1.0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃アルカリ(特管)については、薬剤として再利用する取り組みを継続実施する。廃酸に関しても再利用可能か検討している。 また、製造工程の見直しを実施し廃棄物の排出抑制の検討を行う。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃アルカリ(特管)のうち、薬剤として有効利用できる洗浄塔廃液を分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。

## (第3面)

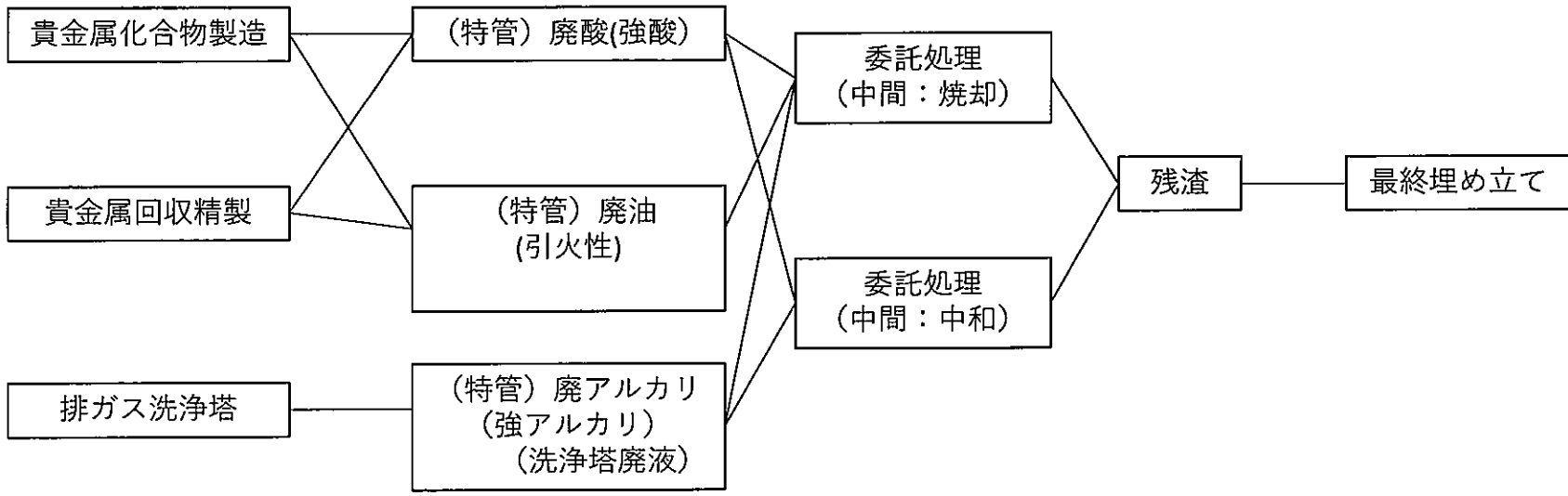
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用を行ったことはない。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も予定はない。			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら熱回収及び中間処理により減量したことはない。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も予定はない。			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分を行ったことはない。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も予定はない。			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
	全処理委託量	365.4 t	10.8 t	1.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	365.4 t	10.8 t	1.1 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	345.2 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への委託をすすめてきた。			

		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	廃油(引火性)
②計画	全処理委託量		328.9 t	9.7 t	1.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量		328.9 t	9.7 t	1.0 t
	再生利用業者への処理委託量		0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		310.7 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き優良認定業者への委託を継続する。				
		【前年度(令和6年度)実績】			
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	377.3 t		
		(今後実施する予定の取組等) 既に電子マニフェストを導入しております。			
※事務処理欄					

④特別産業廃棄物の一連の処理工程



備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月19日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住所 〒272-0013 千葉県市川市高谷2015-7

氏名 田中貴金属工業株式会社 市川工場

工場長 小木曾 稔

電話番号 047-327-1101(代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	田中貴金属工業株式会社 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市高谷2015-7
事業の種類	大分類:製造業 中分類:非鉄金属製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	378.2 t	全処理委託量	378.2 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	優良認定処理業者への処理委託量	378.2 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	再生利用業者への処理委託量	0.0t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	338.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	420.2 t
	前年度	377.3 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

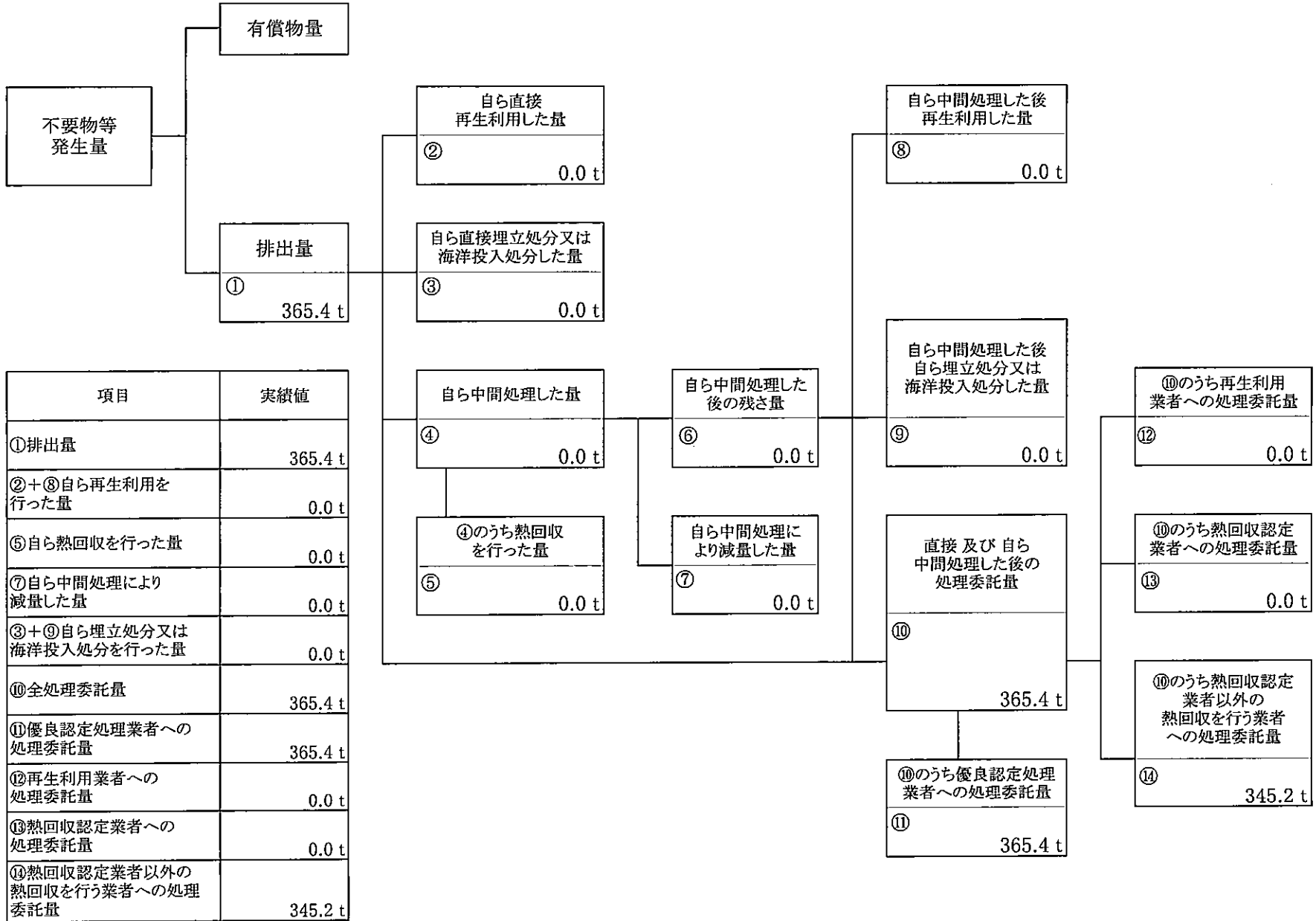
電子マニフェストを既に導入済です。



※事務処理欄

計画の実施状況

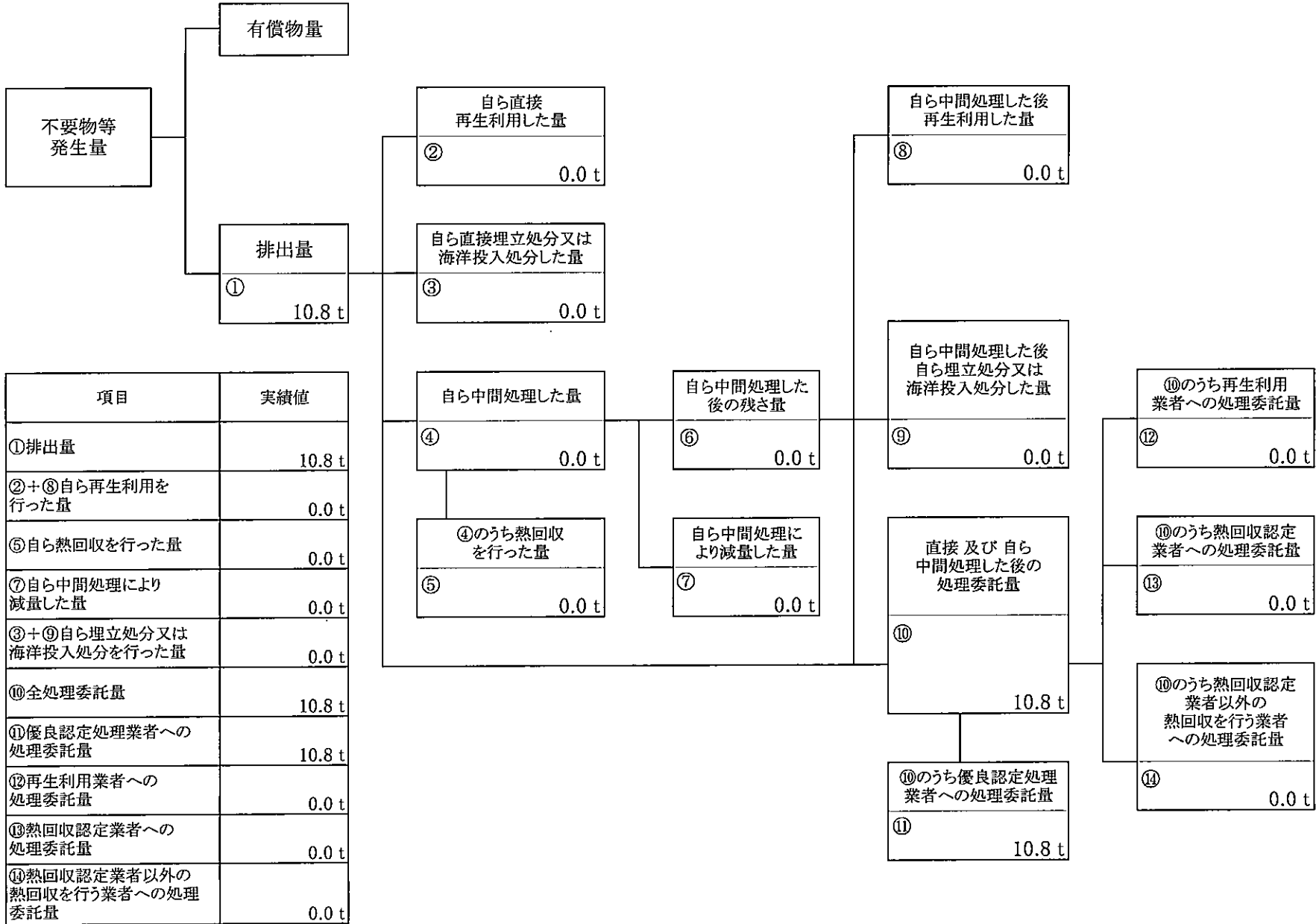
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(強酸) )



項目	実績値
①排出量	365.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	365.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	365.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	345.2 t

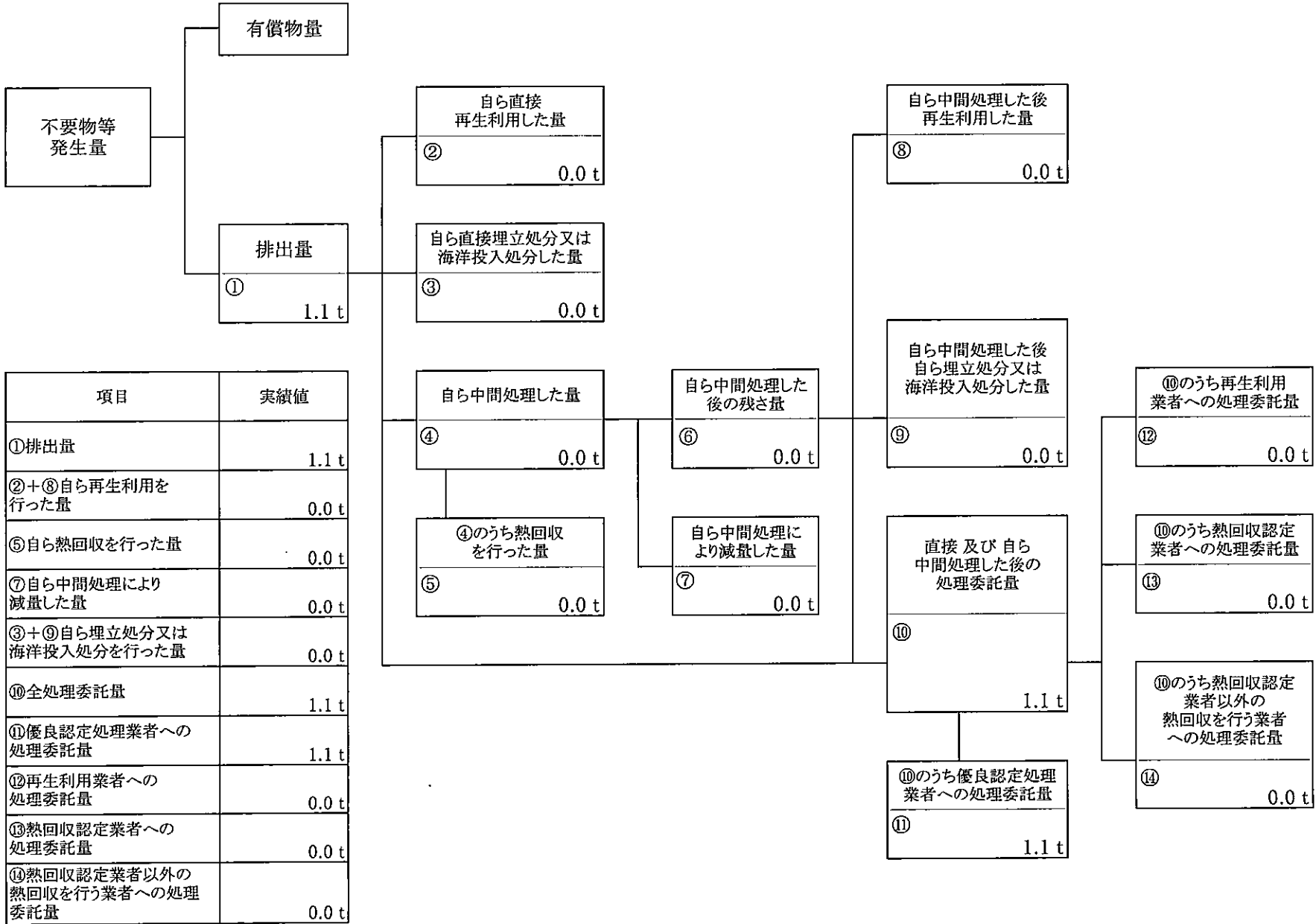
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ) )



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(引火性) )



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月20日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0247

住 所 千葉県袖ヶ浦市椎の森385-17

法人名 田中貴金属工業株式会社 袖ヶ浦工場

代表者 小木曾 稔

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0438-60-7710

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	田中貴金属工業株式会社
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市椎の森385-17
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 非鉄金属製造業
②事業の規模	3940百万円（2024年度加工量実績）
③従業員数	41人（袖ヶ浦工場のみ）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙 (管理体制)

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	122.4 t	840.7 t
	(これまでに実施した取組) 廃酸、廃アルカリの場内処理検討 製造条件の見直し、工程改善による排出抑制の検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	110 t	700 t
	(今後実施する予定の取組) 廃酸、廃アルカリの場内処理検討 製造条件の見直し、工程改善による排出抑制の検討		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 配管および排出ルートの見直し
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 製造条件の見直し、工程改善による分別の検討 実績に合わせた排出ルートの見直し

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃酸・廃アルカリを社内再生利用できないかを検討		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 自ら熱回収および中間処理により減量したことはない			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 廃酸・廃アルカリを社内で中間処理できないか検討する			

## (第4面)

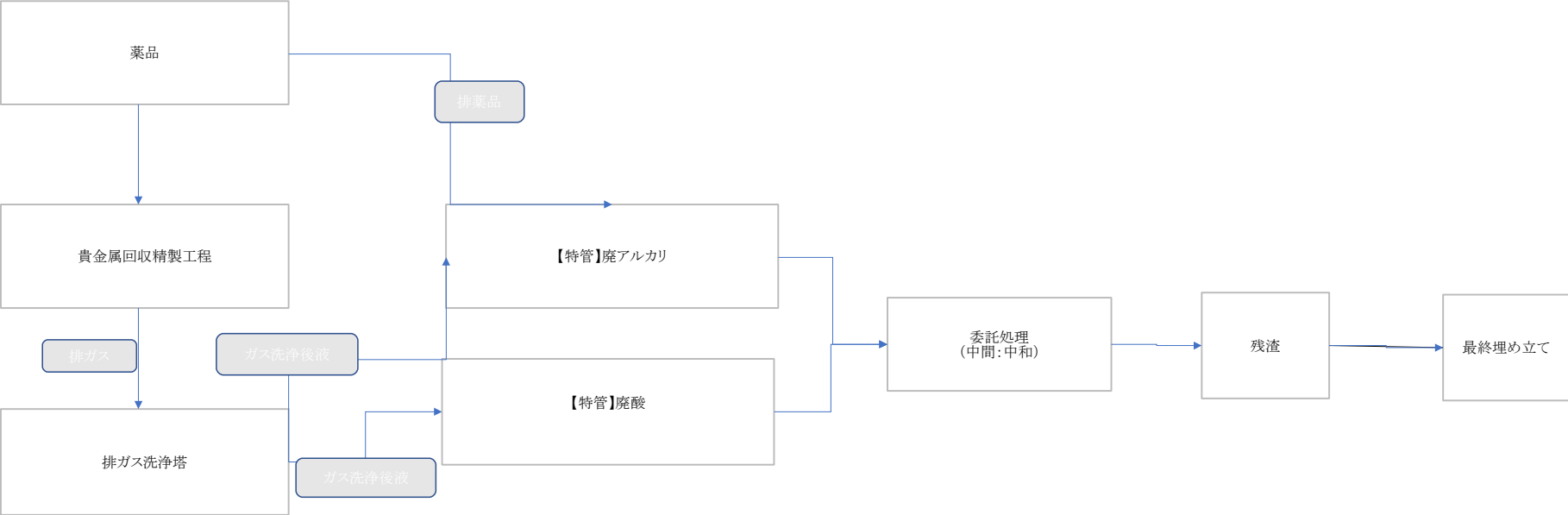
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋め立て処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋め立て処分を行う予定はない		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	122.4 t	840.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	122.4 t	840.7 t
	再生利用者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への委託を進めてきた			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	110 t	700 t
	優良認定処理業者への処理委託量	110 t	700 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も優良認定処理業者への委託を進める			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		963.1 t
	(今後実施する予定の取組等) 全て電子マニフェストにて対応		
※事務処理欄			

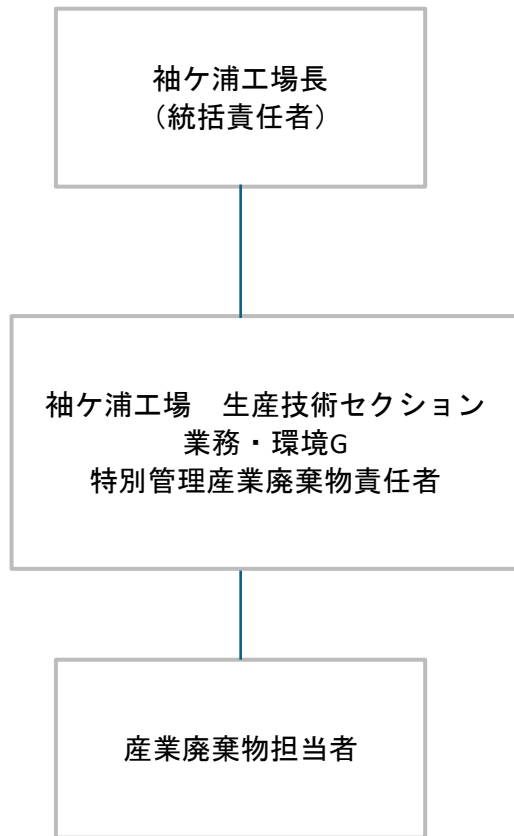
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

別紙1 産業廃棄物一連の処理工程



(管理体制図)



(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-0247

住所 千葉県袖ヶ浦市椎の森385-17

法人名 田中貴金属工業株式会社 袖ヶ浦工場

代表者 小木曾 稔

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-60-7710

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	田中貴金属工業株式会社 袖ヶ浦工場		
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市椎の森385-17		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 非鉄金属製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	700 t	全処理委託量	700 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	700 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	981.16 t
	前年度(令和6年度)	963.1 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 全て電子マニフェストにて対応		

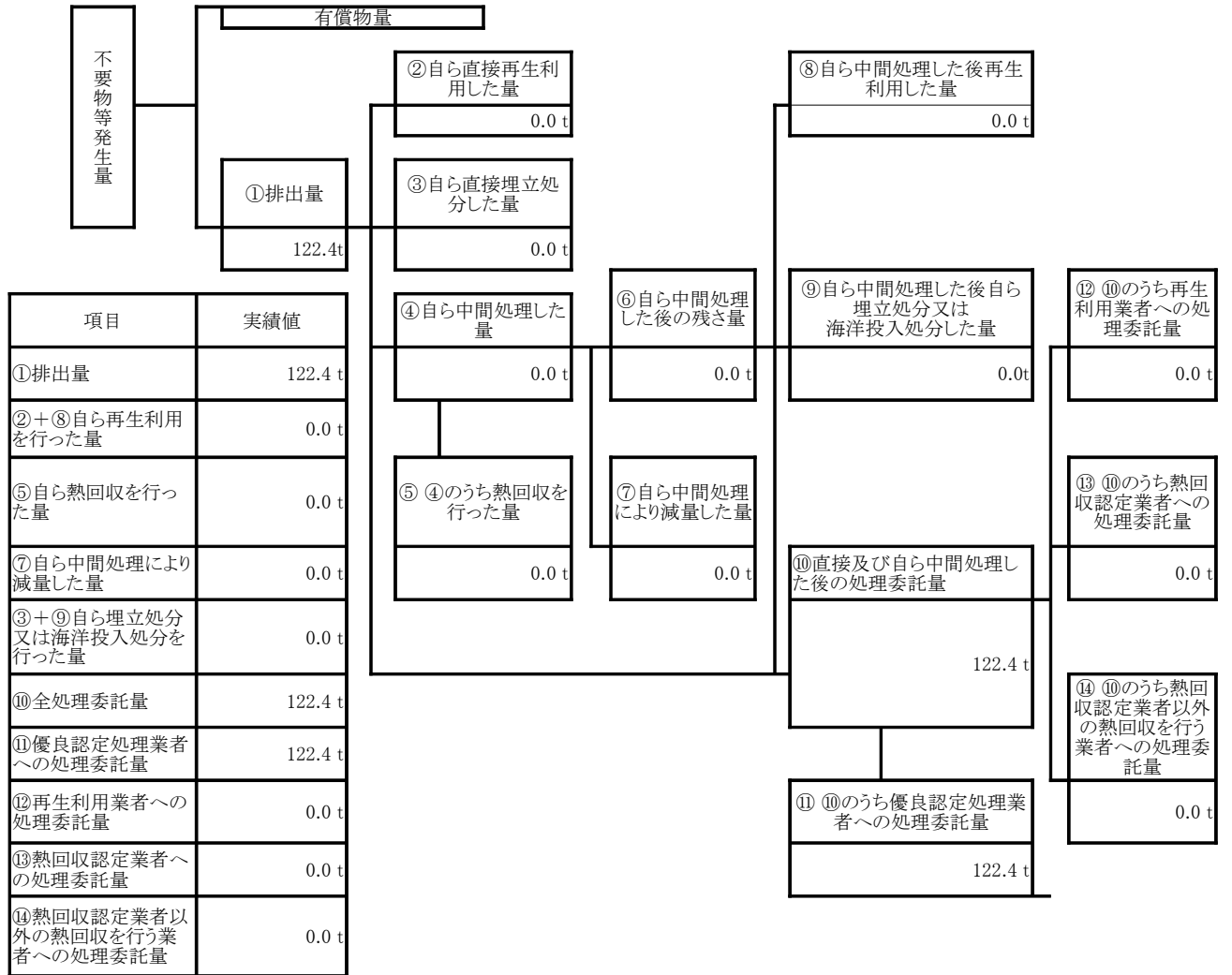
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

【特管】廃酸

)

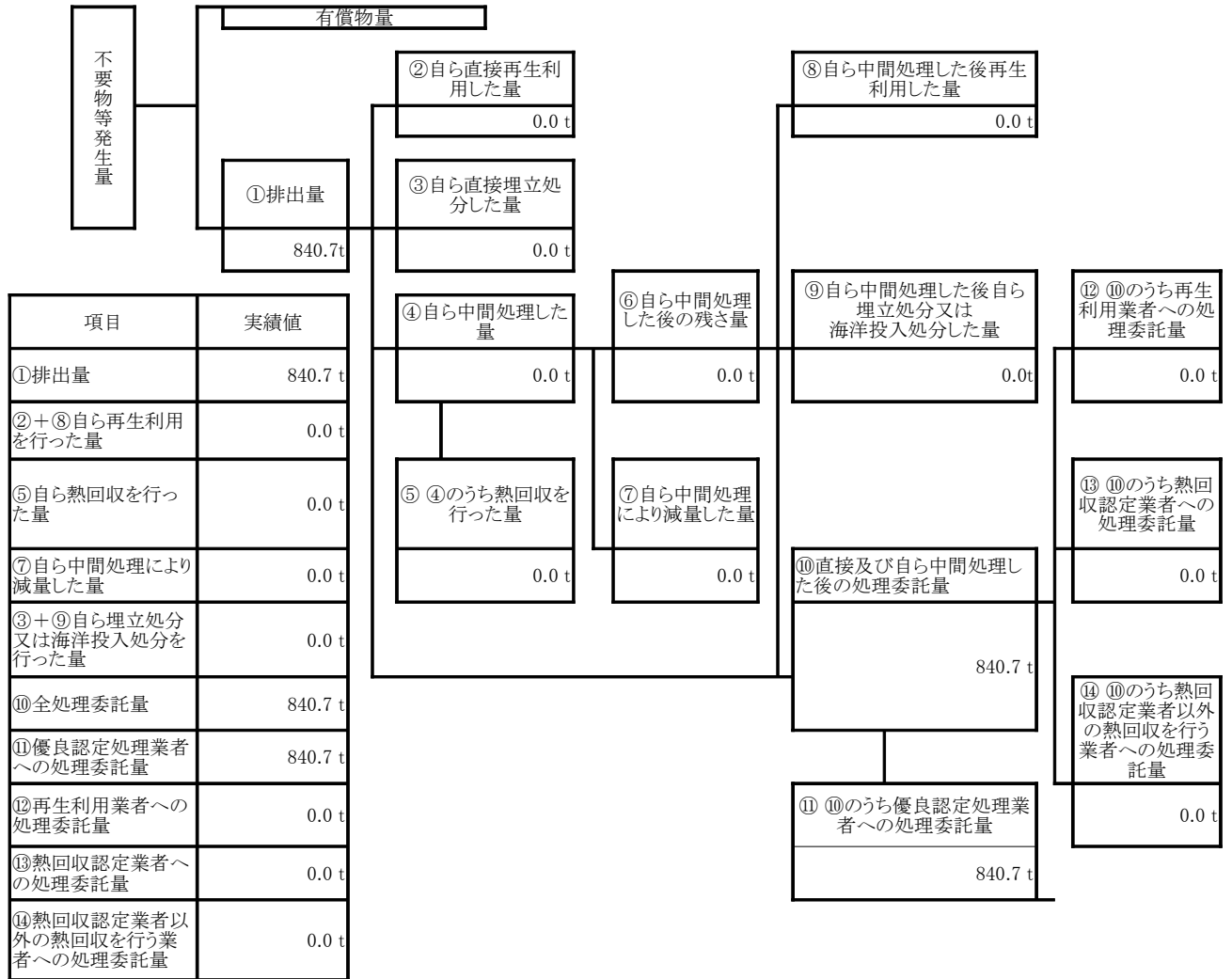


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

【特管】廃アルカリ

)

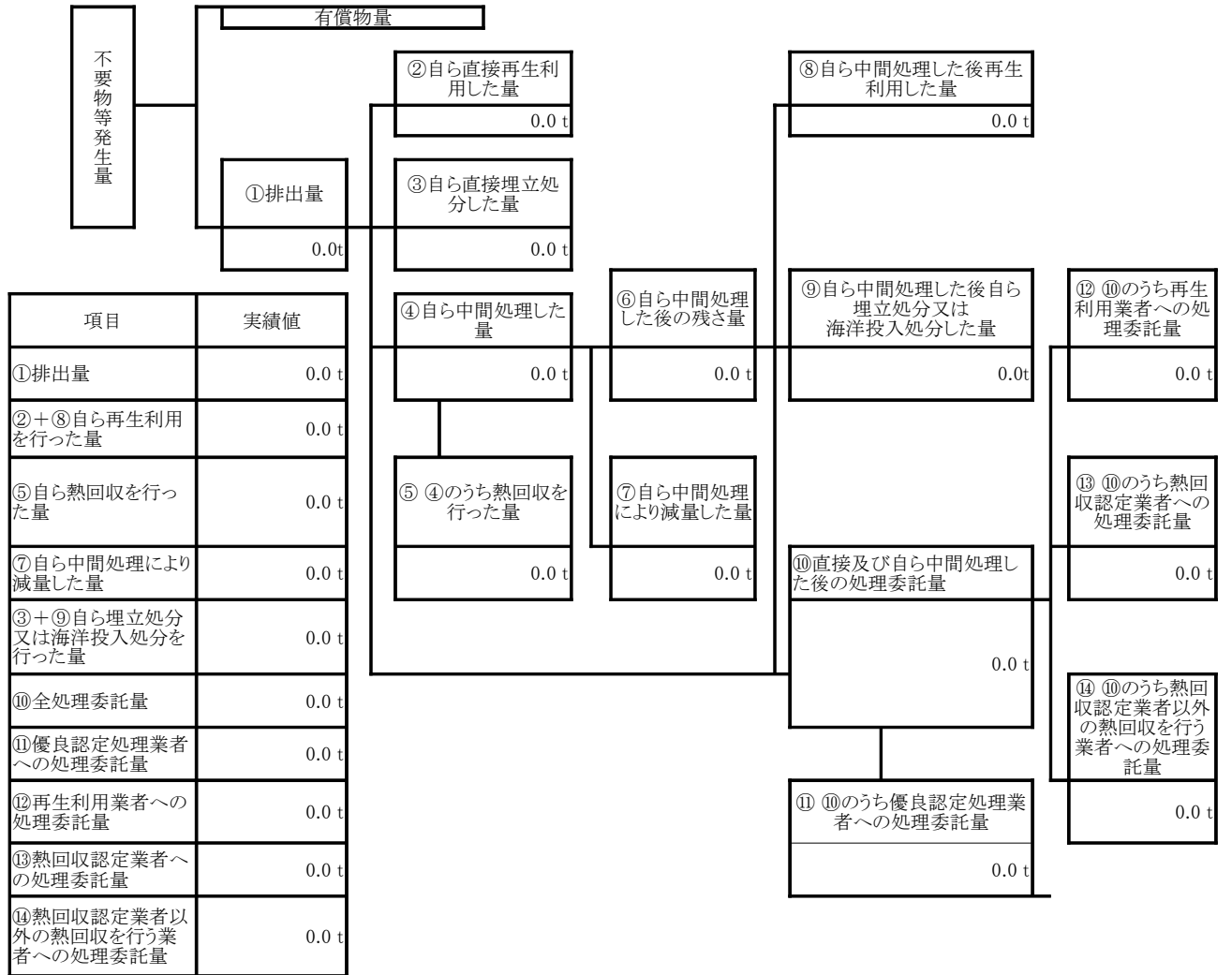


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

【特管】廃油

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月7日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 290-0045

住 所 千葉県市原市五井南海岸2番地

法人名 千葉アルコン製造株式会社

代表者 代表取締役社長 田原 勝彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-25-3556

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	千葉アルコン製造株式会社		
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸2番地		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類： E16-化学工業	
②事業の規模	892.6百万円		
③従業員数	48		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	アルコン製造工場 → 引火性廃油 → 委託処理(中間処理：焼却、エマルジョン化等) 試験室 → 引火性廃油 → 委託処理(中間処理：焼却等) 試験室 → 強廃酸 → 委託処理(中間処理：中和等)		

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
添付参照のこと。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	排出量	104.05 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・生産設備の故障頻度を低減する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	排出量	360 t	0.01 t
	(今後実施する予定の取組) ・生産設備の故障頻度を低減する。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の品目毎に堅牢な容器で保管する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、分別保管を継続する。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	全処理委託量	104.05 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	104.05 t	0 t
	再生利用者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	21.88 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 優良事業者への排出をこころがけている。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強廃酸
	全 処 理 委 託 量	360 t	0.01 t
	優良認定処理業者への処理委託量	360 t	0.01 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	70 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・生産設備の故障頻度を低減する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		104.05 t
	(今後実施する予定の取組等) 令和7年3月より電子マニフェストを導入した。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

社長

事務部

製造部

安全環境品質部

総務課

経理課

製造課

工務課

安全環境課

品質管理課

廃棄物担当

処理計画作成担当

廃棄物担当

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月7日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 290-0045

住所 千葉縣市原市五井南海岸2番地

法人名 千葉アルコン製造株式会社

代表者 代表取締役社長 田原 勝彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-25-3556

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	千葉アルコン製造株式会社		
事業場の所在地	千葉縣市原市五井南海岸2番地		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 E16-化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	100.01 t	全処理委託量	100.01 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	100.01 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	20 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	60.8 t
	前年度(令和6年度)	104.05 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

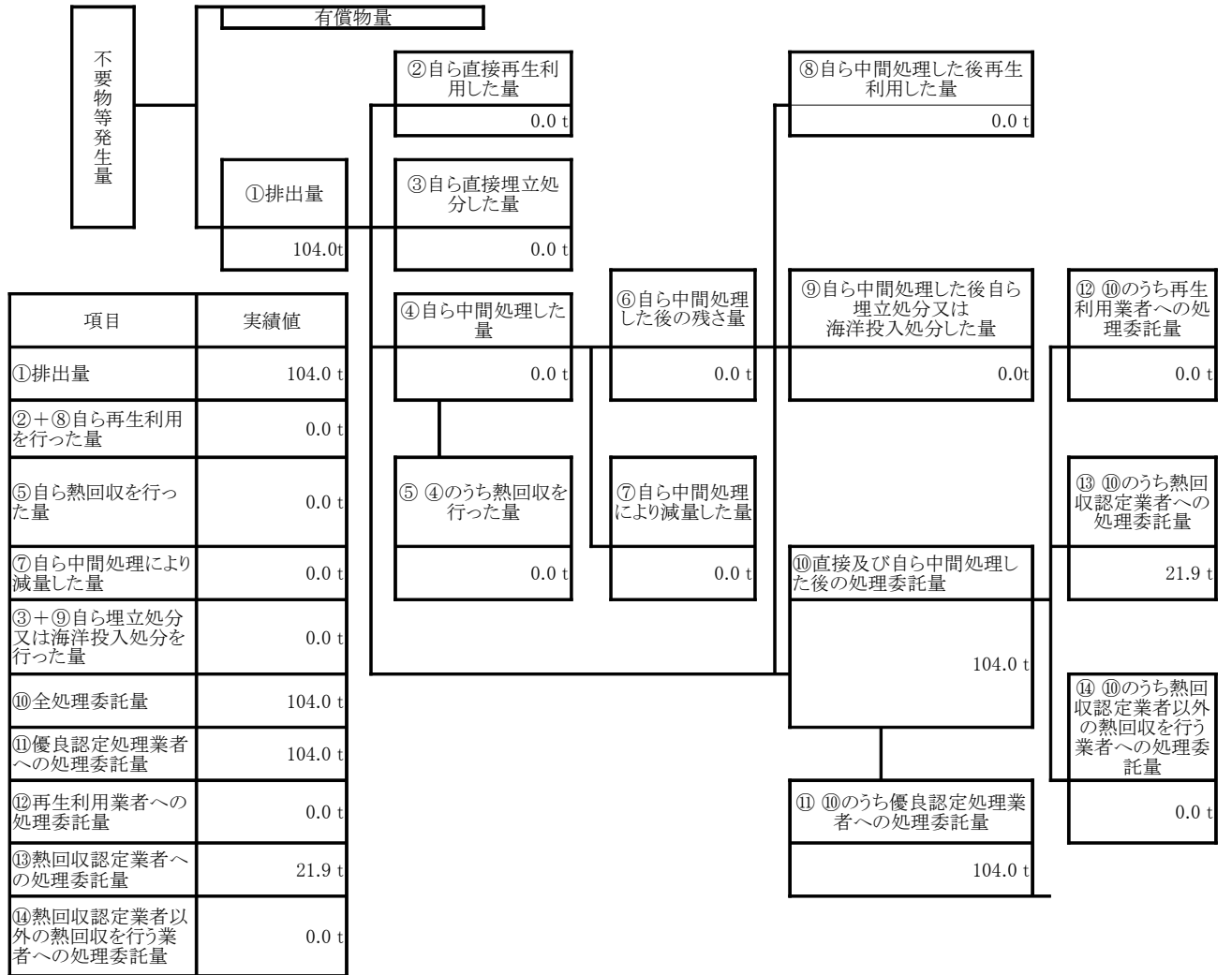
令和7年3月より電子マニフェストを導入した。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

引火性廃油

)

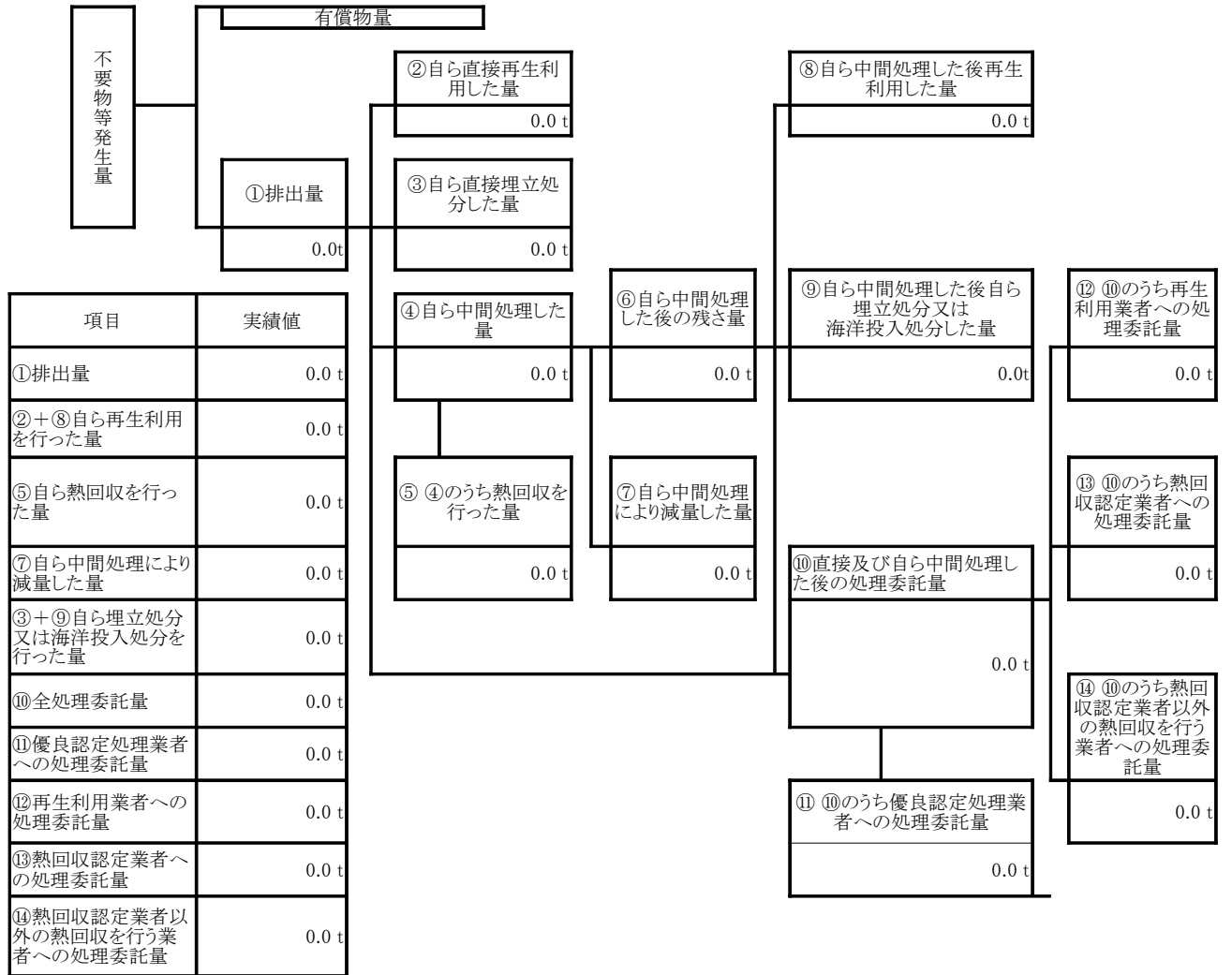


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

強廃酸

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住所 千葉県袖ヶ浦市北袖17

法人名 株式会社千葉サンソセンター 袖ヶ浦工場

代表者 寺本 憲治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-62-0161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社千葉サンソセンター 袖ヶ浦工場		
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖17		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

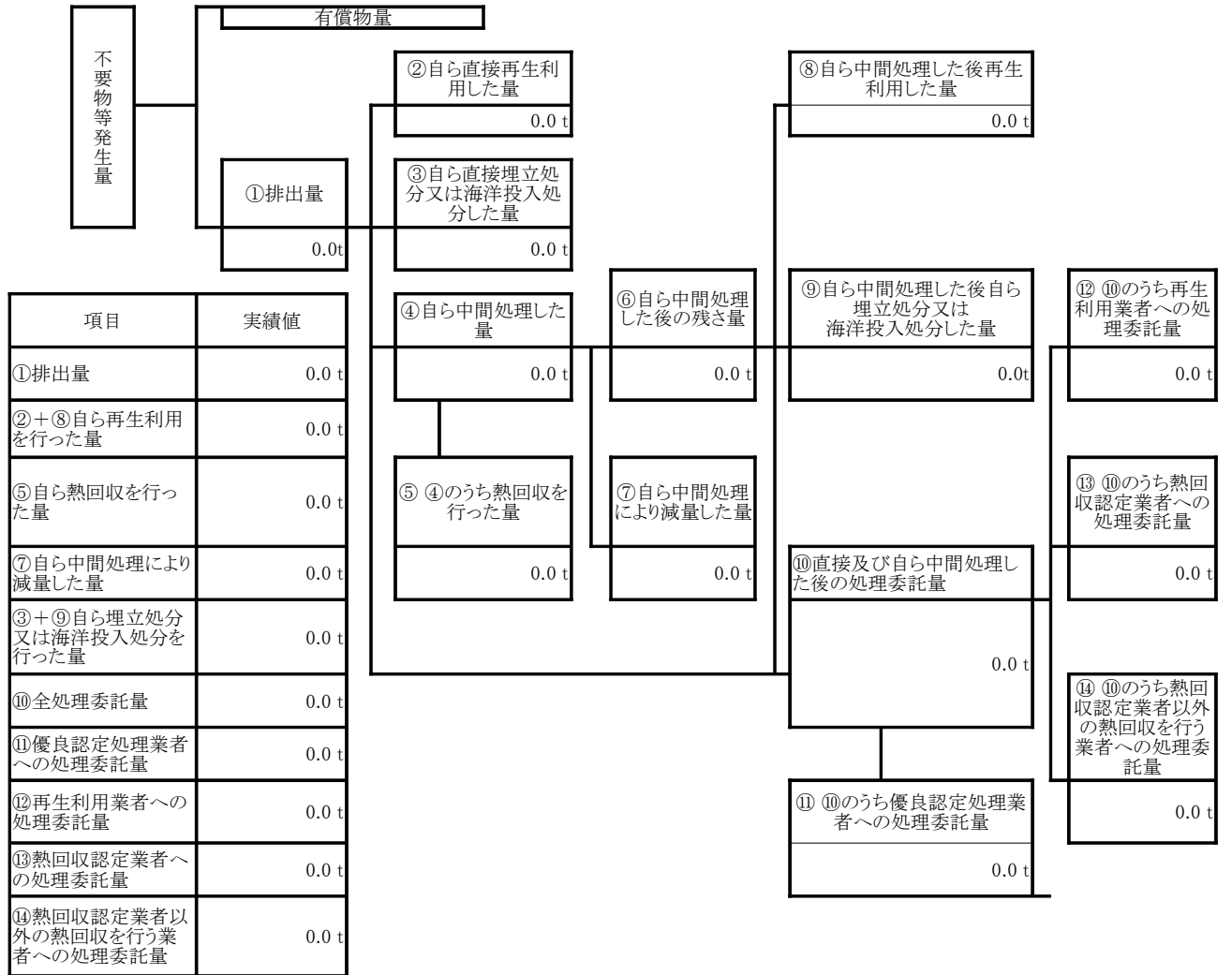
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3.5 t	全処理委託量	3.5 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

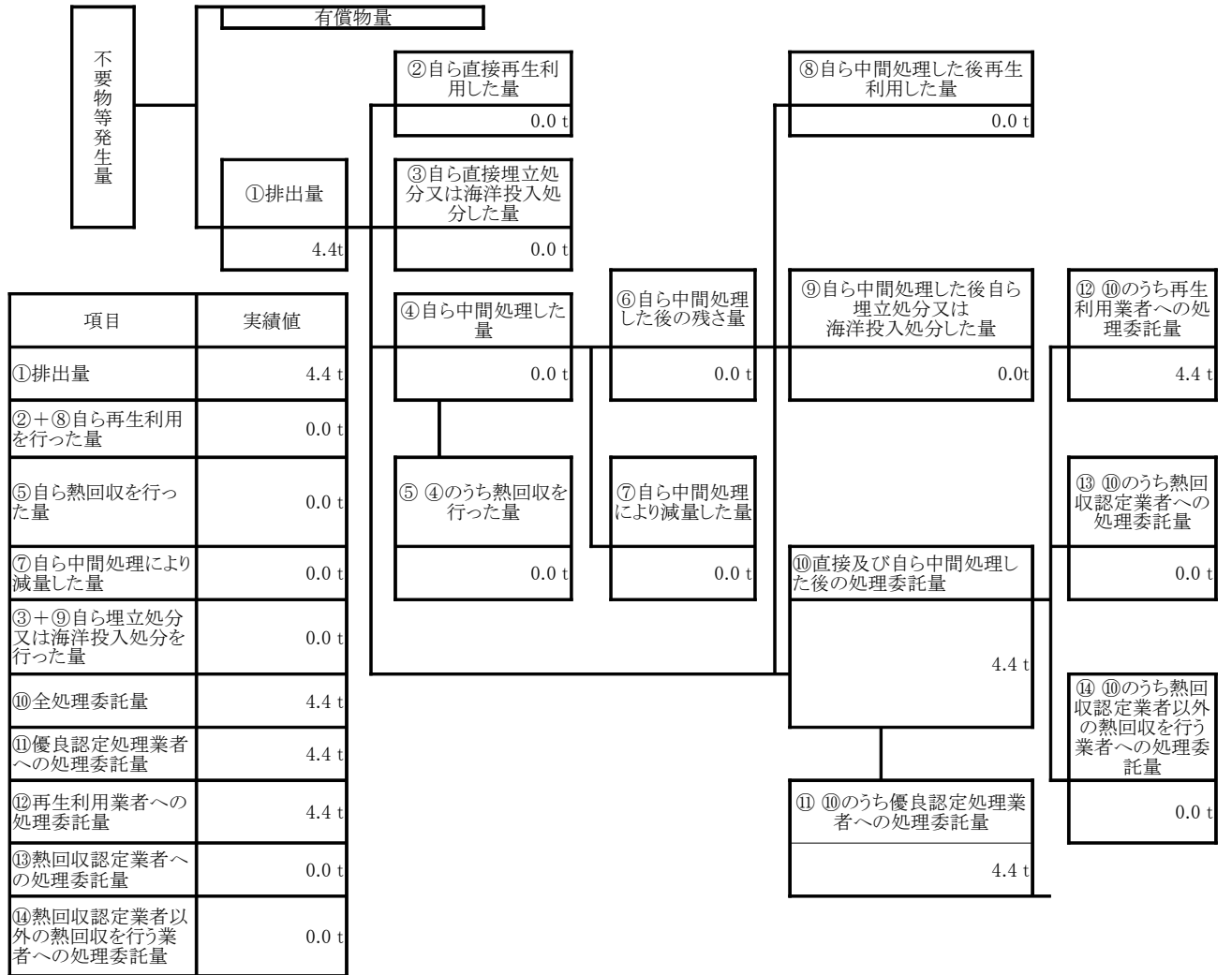
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: がれき類 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

産業廃棄物処理計画書

令和7年9月13日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿



提出者 〒299-0266

住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖12-1

法人名 チヨダウーテ株式会社

代表者名平田 芳久

電話番号 0438-63-2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	チヨダウーテ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖12-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E21-窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額：80億円
③ 従業員数	80名（正社員60名、協力会社20名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR     A[ボード製造工程] --&gt; B[廃プラ]     C[製品出荷工程] --&gt; B     B --&gt; D[委託処理]     D --&gt; E[焼却・燃料]     F[ボイラー工程] --&gt; G[燃え殻]     G --&gt; H[委託処理]     H --&gt; I[焼却・燃料]             </pre>

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場長

- ・適正な処理、リサイクルの確保に向けた人員と処理コストを確保すること

廃棄物管理担当者

- ・廃棄物等の処理、リサイクル業者の適切な選定、契約、委託に係わる情報共有の為の仕組みをつくる

現場担当

- ・現場における廃棄物等の発生実態等に応じて分別管理を徹底する

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排出量	2945.7 t	60.46 t
	(これまでに実施した取組) 燃え殻に関しては、木屑ボイラーから発生する燃え殻の色や形を確認し、未燃分があるか判断し、燃焼空気量を調整している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排出量	2800 t	55 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・木屑の品質向上を販売元に求める。</li> <li>・ボイラー用耐熱レンガの再利用。</li> <li>・ゴミの分別の強化。</li> <li>・無駄の排除、廃棄物を出さない取組。</li> </ul>		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物種類は、燃え殻・一般ごみ・廃プラスチック・がれき類・廃油・ガラス・陶磁器・コンクリートに分類し再資源化に努めている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別を適正に行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全処理委託量	2945.7 t	60.46 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2001 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 優良処理業者への処理委託を探している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全処理委託量	2800 t	55 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2000 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 木屑チップ販売元への品質向上を要請する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行う際に熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	排出量	42.97 t	291.65 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	排出量	40 t	270 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	全処理委託量	42.97 t	291.65 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	がれき類						
	全処理委託量	40 t	270 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年9月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



提出者 〒299-0266  
 住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖12-1  
 法人名 チョダウーテ株式会社  
 代表者名 平田 芳久  
 電話番号 0438-63-2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	チョダウーテ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖12-1
事業の種類	E21-窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

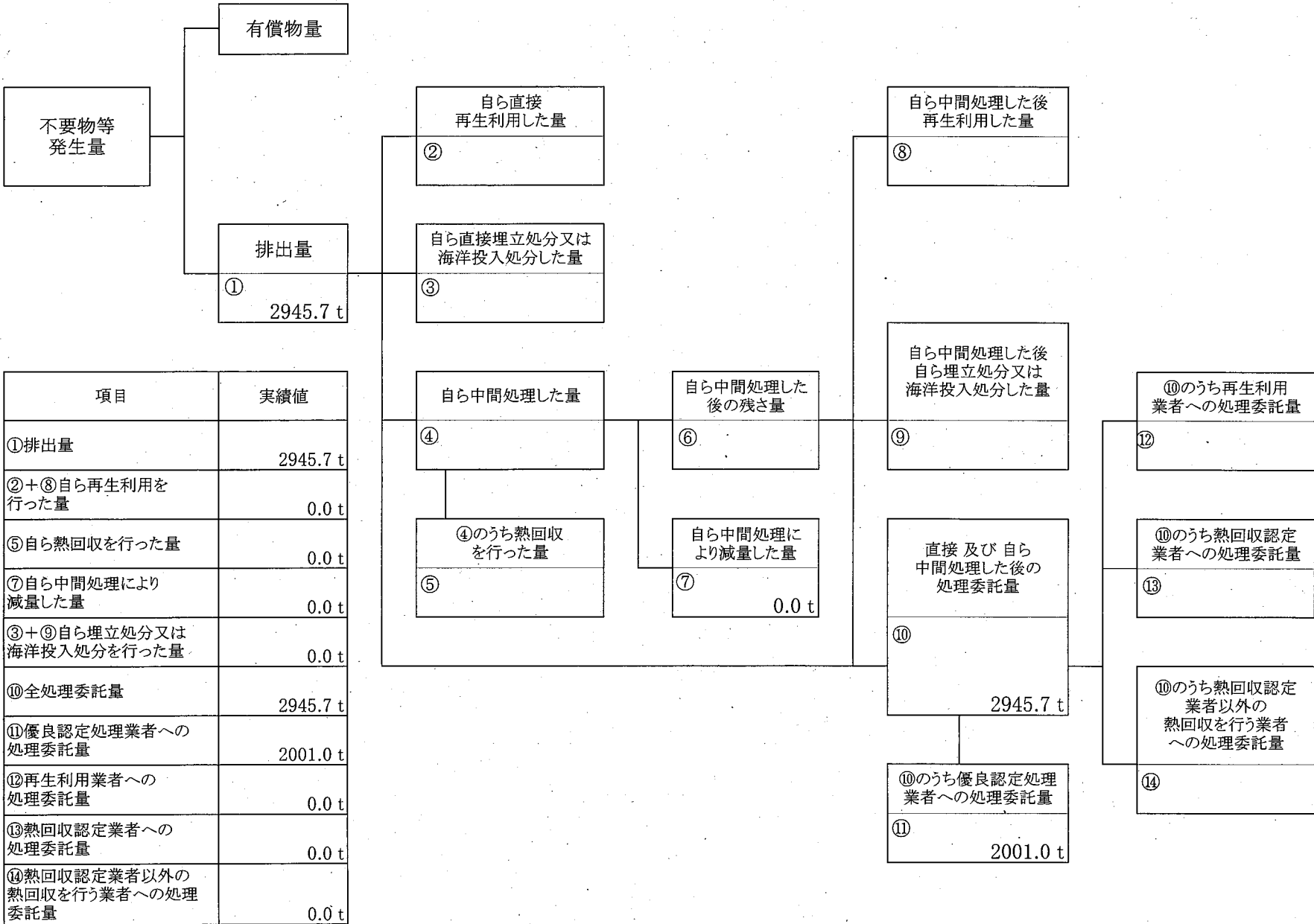
項目	目標値	項目	目標値
排出量	3610.0 t	全処理委託量	3610.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	3610.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

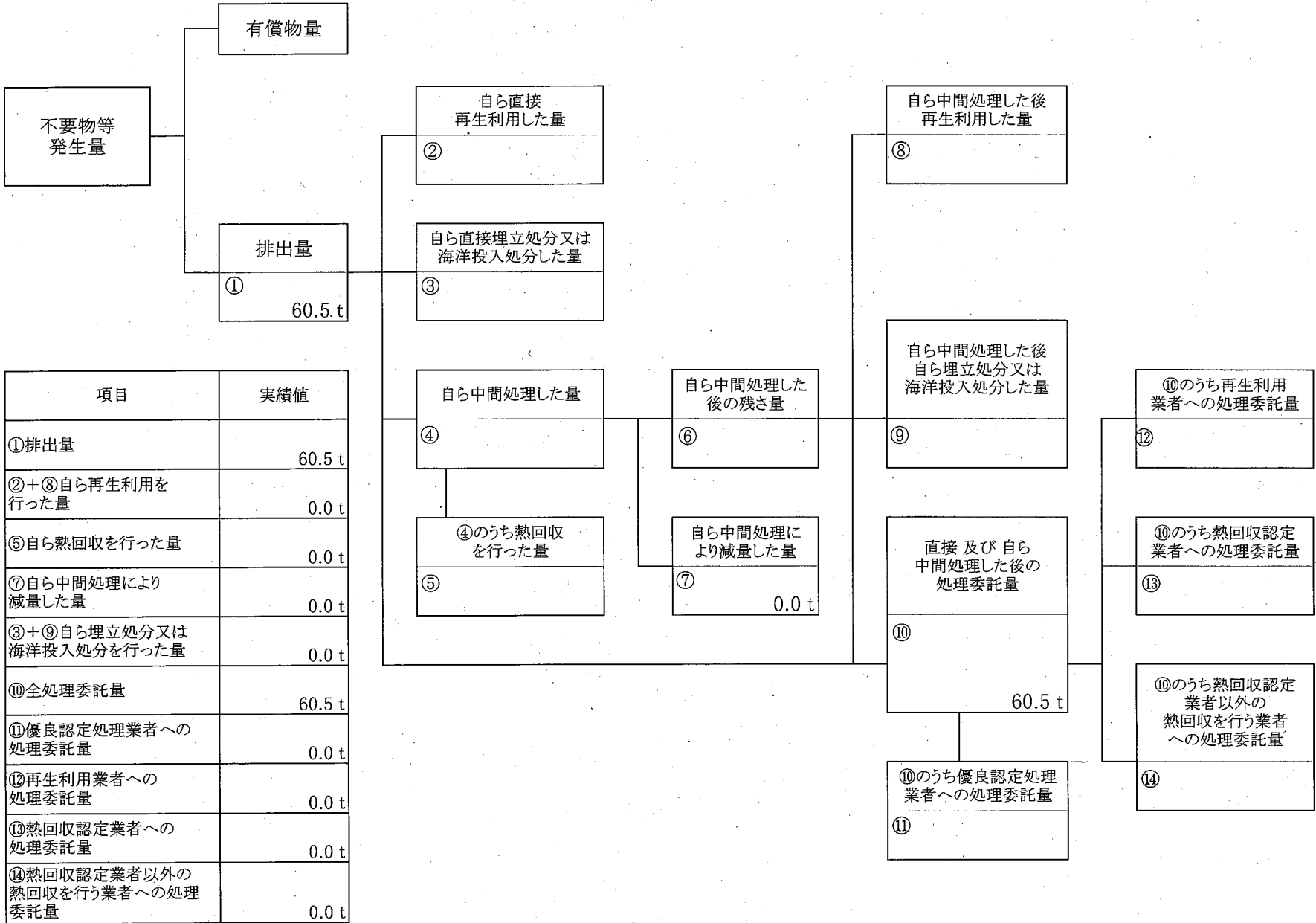
(産業廃棄物の種類: 燃え殻)



項目	実績値
①排出量	2945.7 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	2945.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2001.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

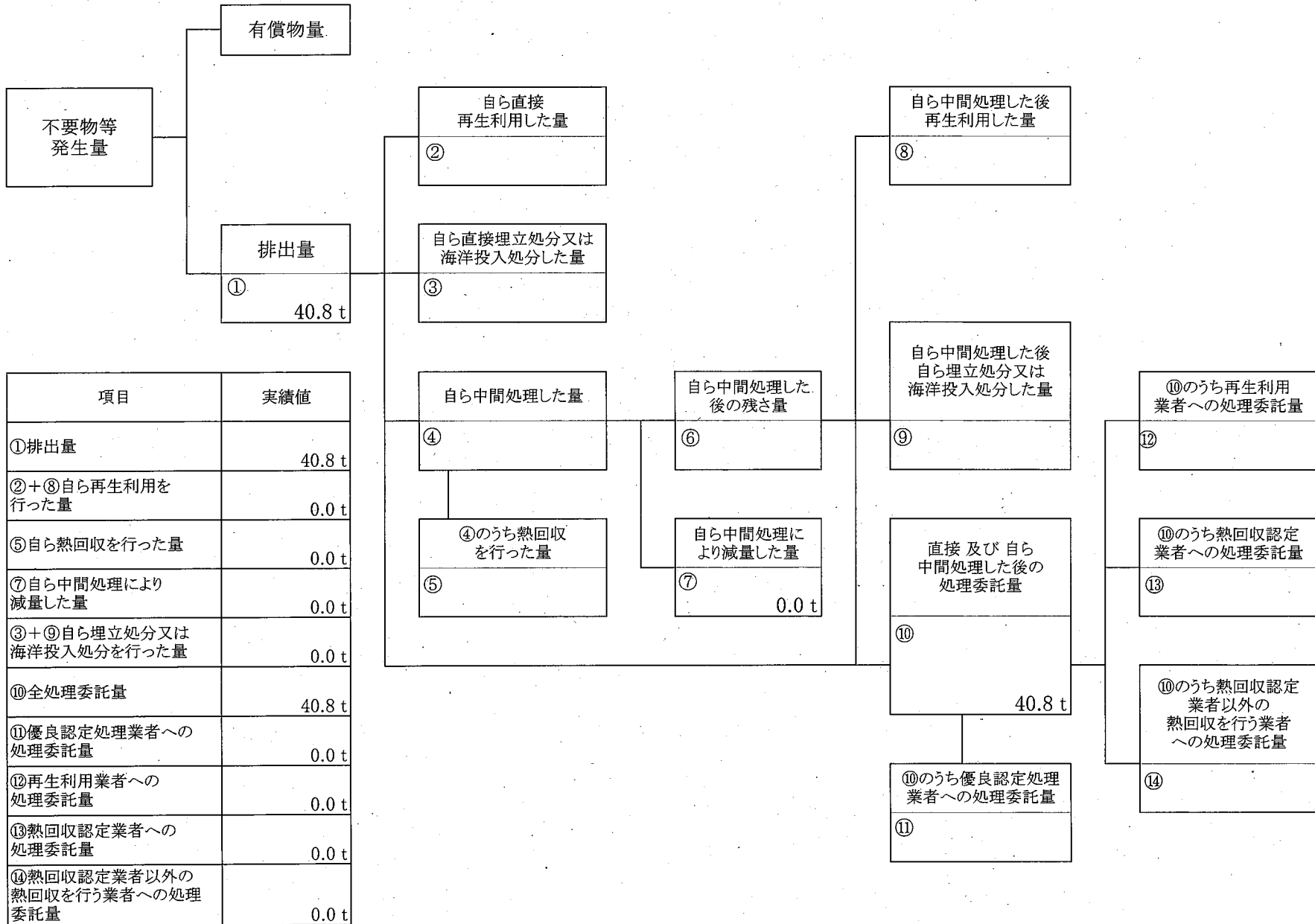
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず )



項目	実績値
①排出量	60.5 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	60.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

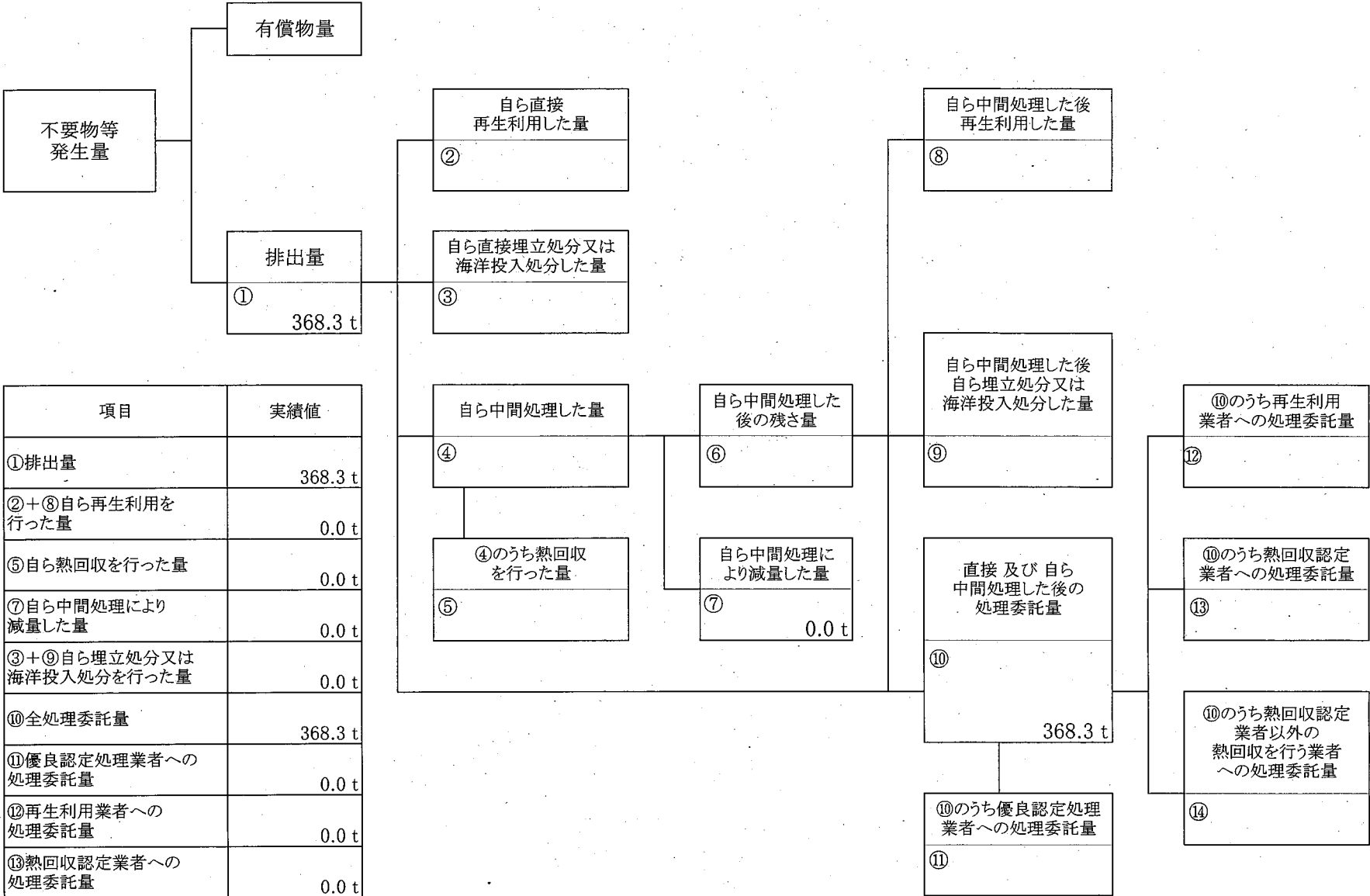
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



項目	実績値
①排出量	40.8 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	40.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)



項目	実績値
①排出量	368.3 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	368.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年9月13日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-0266



住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖12-1

法人名 チヨダウーテ株式会社

代表者名 平田 芳久

電話番号 0438-63-2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	チヨダウーテ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖12-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E21-窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額：80億円
③ 従業員数	80名(正社員60名、協力会社20名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	ばいじん→不溶化→路盤材(再利用)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場長

- ・適正な処理、リサイクルの確保に向けた人員と処理コストを確保すること

廃棄物管理担当者

- ・廃棄物等の処理、リサイクル業者の適切な選定、契約、委託に係わる情報共有の為に仕組みをつくる

現場担当

- ・現場における廃棄物等の発生実態等に応じて分別管理を徹底する

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	排出量	349.4 t	t
	(これまでに実施した取組) 燃料の木屑チップの品質向上を販売先に求めている。 品質の良い木屑チップの販売先を探している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	排出量	320 t	t
	(今後実施する予定の取組) 燃料の木屑チップの品質向上を販売先に求めている。 品質の良い木屑チップの販売先を探している。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の品目ごとに高耐久のフレコンバックで保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別保管を維持する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	全処理委託量	349.4 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	
	全 処 理 委 託 量	320	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量		t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	349.4	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済み。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月5日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖11-5

法人名 D I C E P株式会社

代表者 川端 隆広

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0438-63-0070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	D I C E P株式会社袖ヶ浦工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖11-5
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 25億9千万円
③従業員数	36（令和7年4月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃アルカリ（強アルカリ）：中間処理業者、再生処理業者等に委託して、再生利用または焼却処理する。

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙 (管理体制)		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)
	排出量	195 t t
	(これまでに実施した取組) 廃アルカリの回収・再利用	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)
	排出量	145 t t
	(今後実施する予定の取組) 廃アルカリの有価化検討 廃アルカリの回収・再利用促進 ※ 令和6年度は設備更新のため、生産量が一時的に減少することによる影響も見込んでいる	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を継続し、生産工程での回収、優良認定委託処理業者での再利用、熱回収を実施している。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を継続し、生産工程での回収、優良認定委託処理業者での再利用、熱回収の推進を図る。	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	
	全処理委託量	195 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	195 t	t
	再生利用業者への処理委託量	57.1 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	137.9 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 委託業者は優良認定及びマテリアルリサイクルを行う委託業者を選定している。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	
	全 処 理 委 託 量	145 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	145 t	t
	再生利用業者への処理委託量	40 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	105 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>生産工程の改良等により、廃アルカリの生産工程での回収を推進し、処理委託量の更なる削減を図る。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）		195 t
<p>（今後実施する予定の取組等）</p> <p>既に、電子マニフェストを導入済。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8585

住 所 千葉県市原市八幡海岸通12

氏 名 代表取締役社長執行役員 池田 尚志

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-41-4115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	D I C株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通12
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

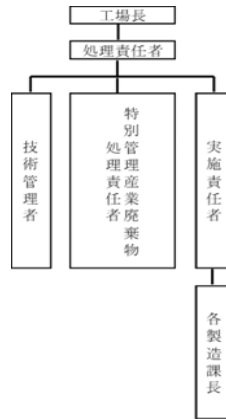
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	製品出荷額：：337億円程度
③ 従業員数	約900名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>アルキド樹脂工程 ※その他の工程は、別紙『工程図』を参照</p> <pre> graph TD     A[植物油、酞酸酐] --&gt; C[反応]     B["(1) アルキド樹脂/ロウソク系樹脂 無水フタル酸 トリメチレン 芳香性-ナフ、リン酸"] --&gt; C     C --&gt; D[洗浄]     D --&gt; E[溶解]     E --&gt; F[取出]     F --&gt; G[廃製品 ① 出荷]     F --&gt; H[取出]     H --&gt; I[濾過残渣 ② 出荷]     </pre>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 有価販売の促進による廃棄物発生抑制		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物ステーション設置により、分別方法を明確化。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現行分別方法の維持と徹底。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	非該当	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	予定なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 有価販売の促進による廃棄物発生抑制			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 同上			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	非該当	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	予定なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 有価販売の促進による廃棄物発生抑制		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃油	廃プラスチック類	燃え殻	汚泥	木くず	混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	2768.3 t	1366.8 t	1675.4 t	192.0 t	114.1 t	55.1 t	18.5 t	3.9 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃油	廃プラスチック類	燃え殻	汚泥	木くず	混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	2685.251 t	1325.796 t	1625.138 t	186.24 t	110.677 t	53.447 t	17.945 t	3.783 t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃油	廃プラスチック類	燃え殻	汚泥	木くず	混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃油	廃プラスチック類	燃え殻	汚泥	木くず	混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃油	廃プラスチック類	燃え殻	汚泥	木くず	混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1208.7 t	1314 t	1599.2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1131.1 t	1229.6 t	1496.5 t	0 t	t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃油	廃プラスチック類	燃え殻	汚泥	木くず	混合廃棄物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	1172.439 t	1274.58 t	1551.224 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1097.167 t	1192.712 t	1451.605 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	排出量	2.1 t	0.2 t	0.3 t	0.1 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	排出量	2.037 t	0.194 t	0.291 t	0.097 t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	全処理委託量	2.1 t	0.2 t	0.3 t	0.1 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.1 t	0.2 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0.2 t	0.3 t	0.1 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	2.1 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃酸	(水銀製品) 電池類	(水銀製品) 照明機器				
	全処理委託量	2.037 t	0.194 t	0.291 t	0.097 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.037 t	0.194 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0.194 t	0.291 t	0.097 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	2.037 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8585

住 所 千葉県市原市八幡海岸通り12

DIC株式会社 代表取締役 池田 尚志  
氏 名 上記代理人 DIC株式会社 千葉工場  
工場長 井上 唯之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-41-4115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	DIC株式会社 千葉工場
事業場の所在地	市原市八幡海岸通12
事業の種類	大分類:製造業、中分類:化学工業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

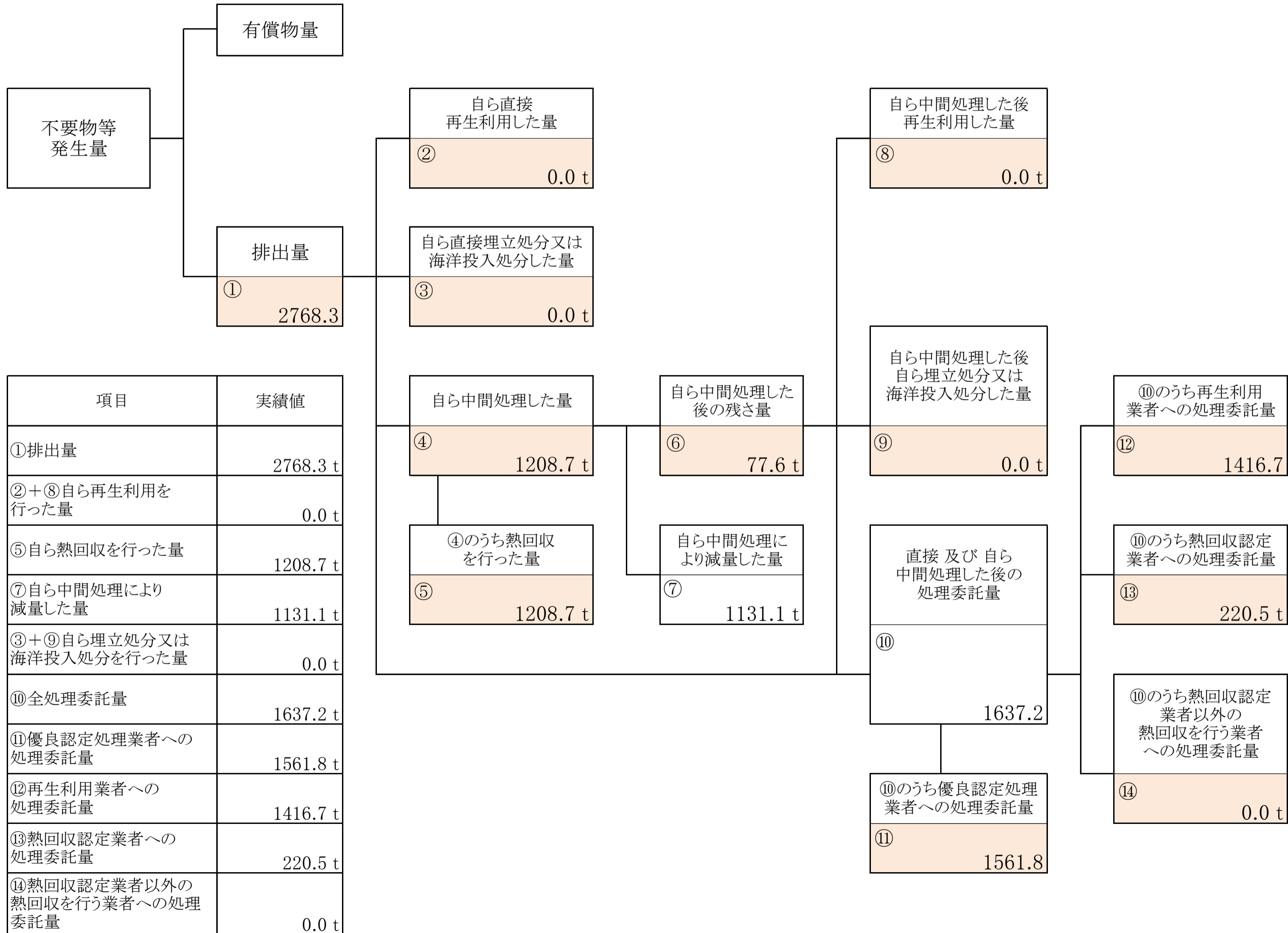
## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	6074.2 t	全 処 理 委 託 量	2443.6 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2147.5 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	3905.4 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2253.3 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	3630.6 t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	190.3 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.0 t

※事務処理欄

計画の実施状況

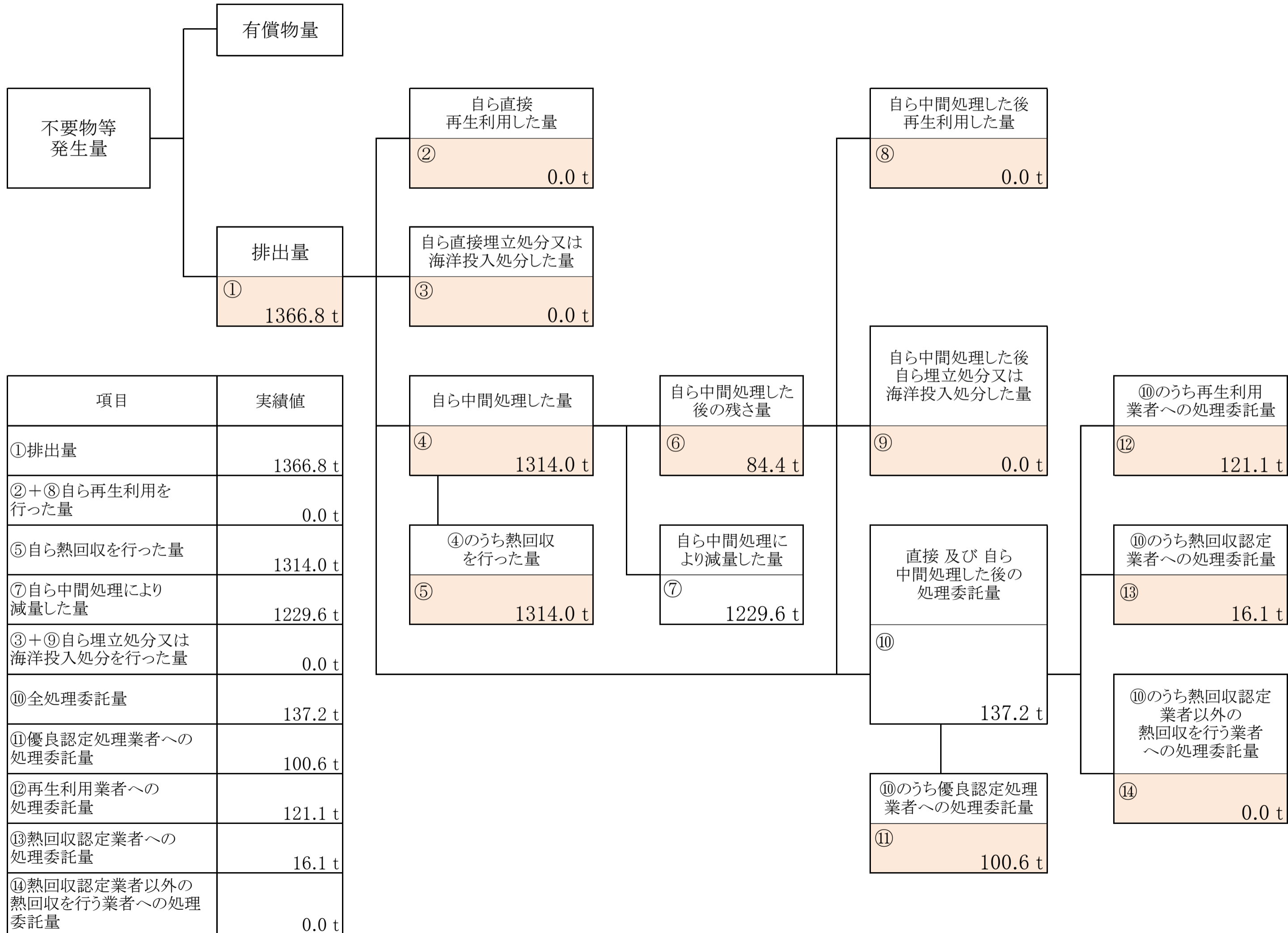
(産業廃棄物の種類: **有機性汚泥**)



項目	実績値
①排出量	2768.3 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	1208.7 t
⑦自ら中間処理により減量した量	1131.1 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1637.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1561.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	1416.7 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	220.5 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

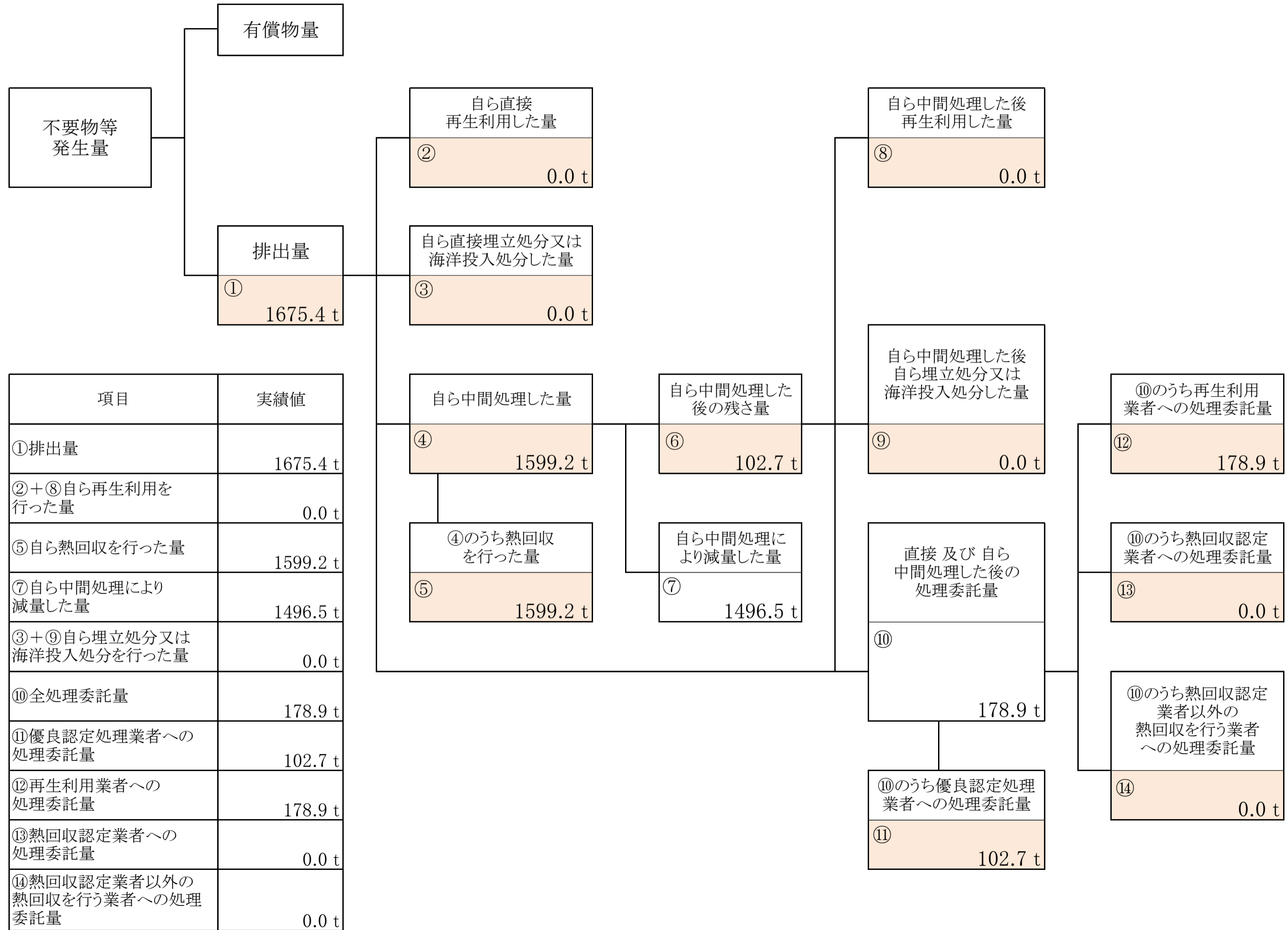
(産業廃棄物の種類: **廃油**)



項目	実績値
①排出量	1366.8 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	1314.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	1229.6 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	137.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	100.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	121.1 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	16.1 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

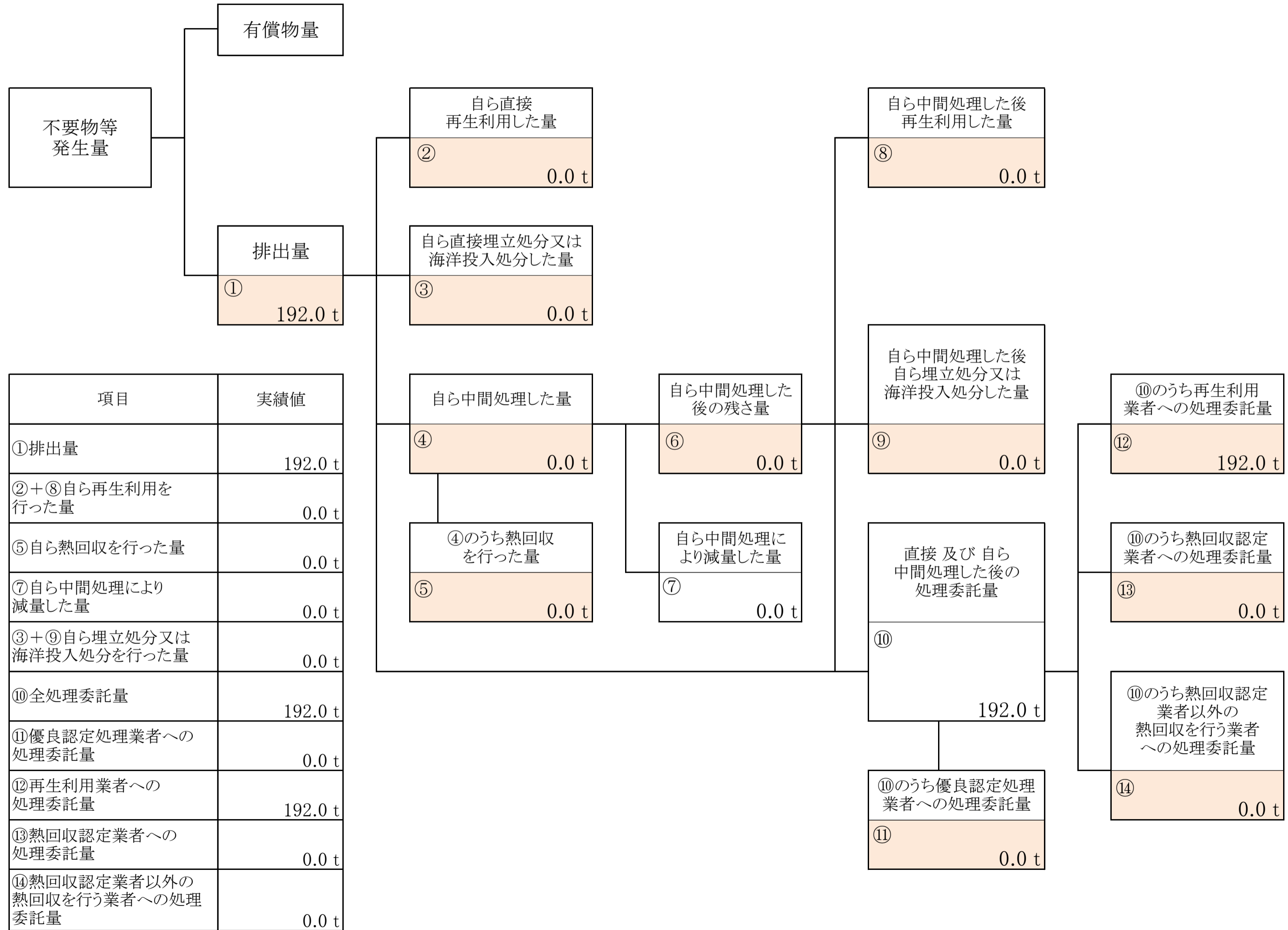
(産業廃棄物の種類: **廃プラスチック類**)



項目	実績値
①排出量	1675.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	1599.2 t
⑦自ら中間処理により減量した量	1496.5 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	178.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	102.7 t
⑫再生利用業者への処理委託量	178.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

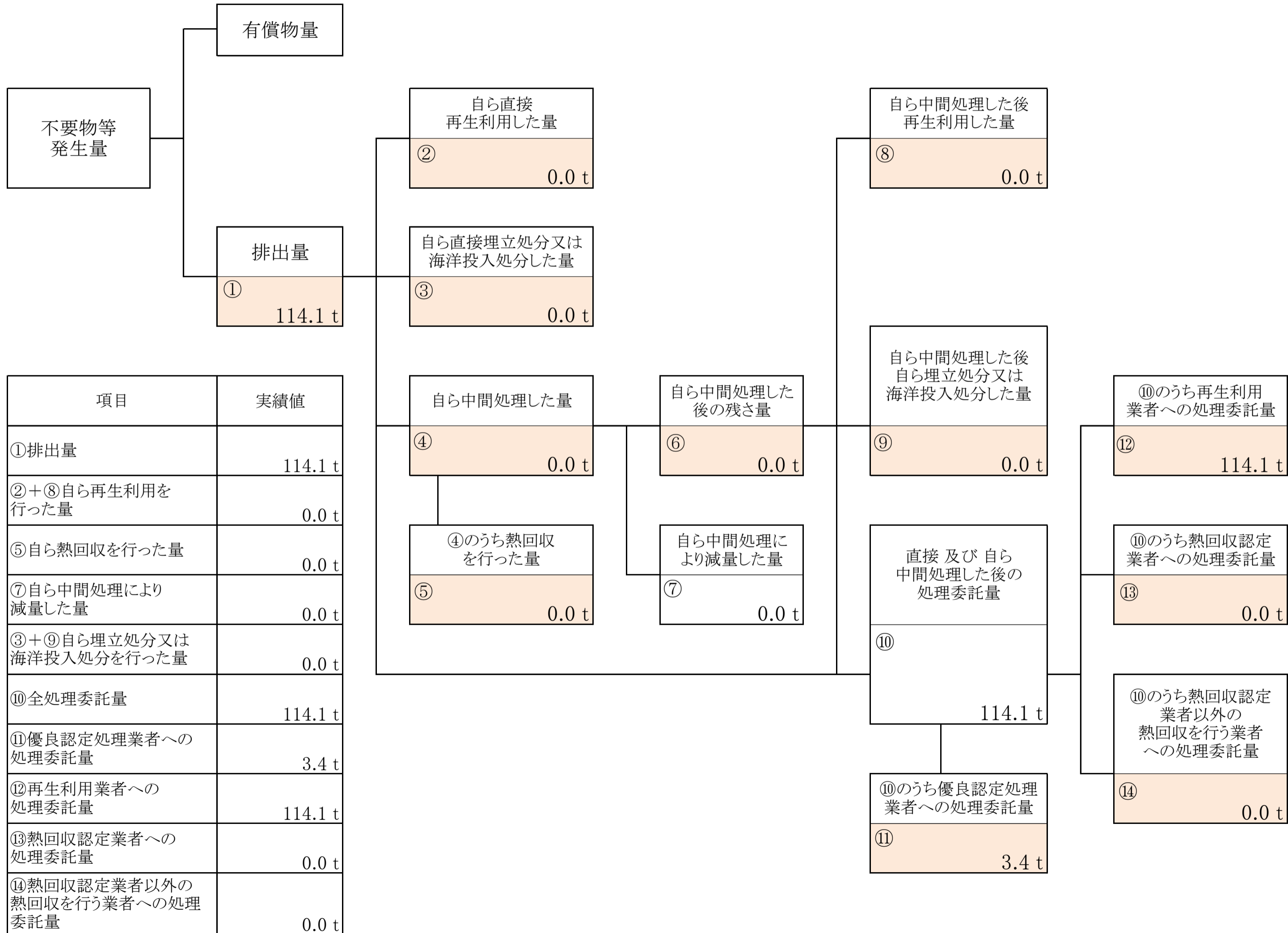
(産業廃棄物の種類: **燃え殻** )



項目	実績値
①排出量	192.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	192.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	192.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

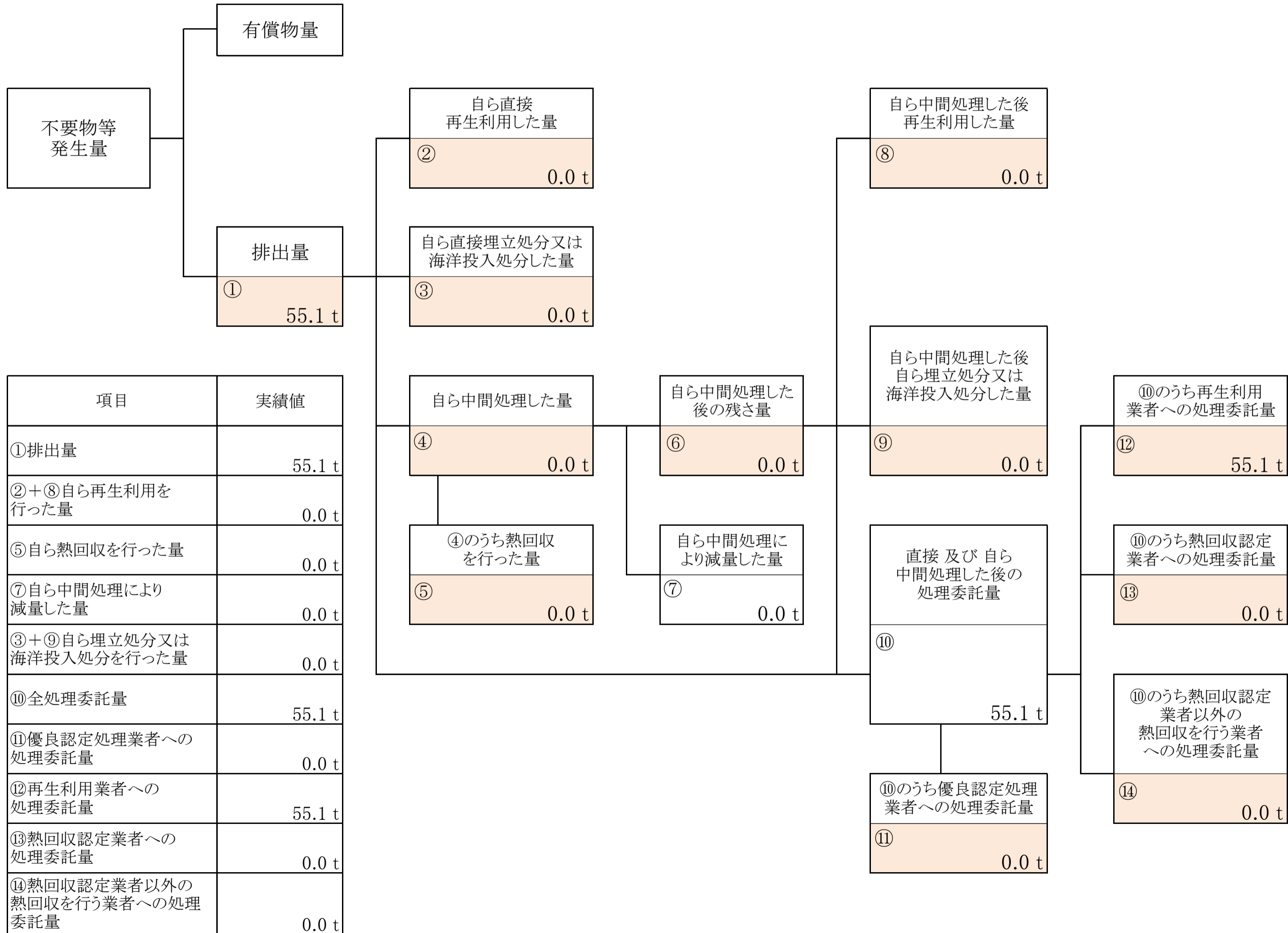
(産業廃棄物の種類: **汚泥**)



項目	実績値
①排出量	114.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	114.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	114.1 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

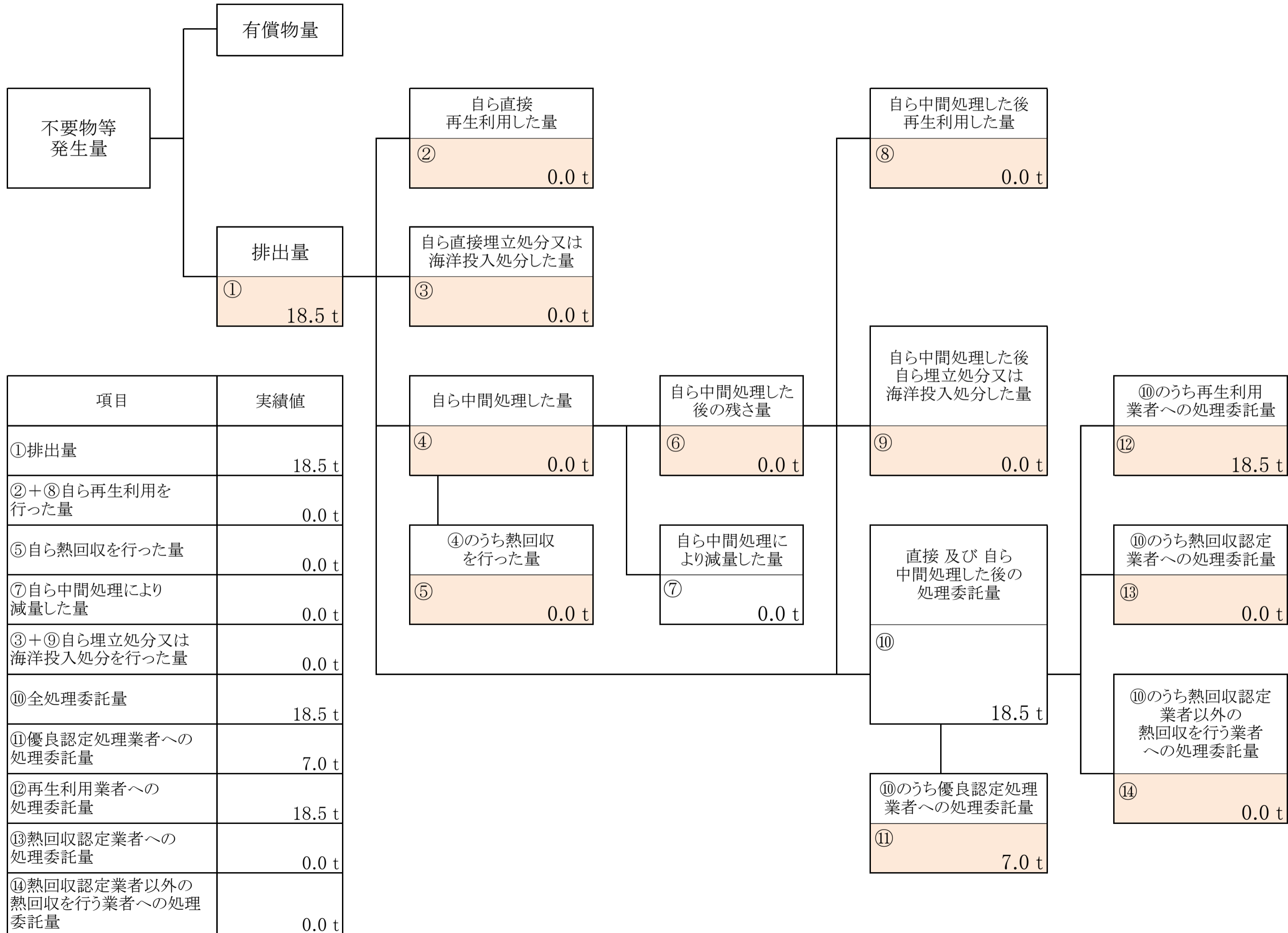
(産業廃棄物の種類: **木くず**)



項目	実績値
①排出量	55.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	55.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	55.1 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

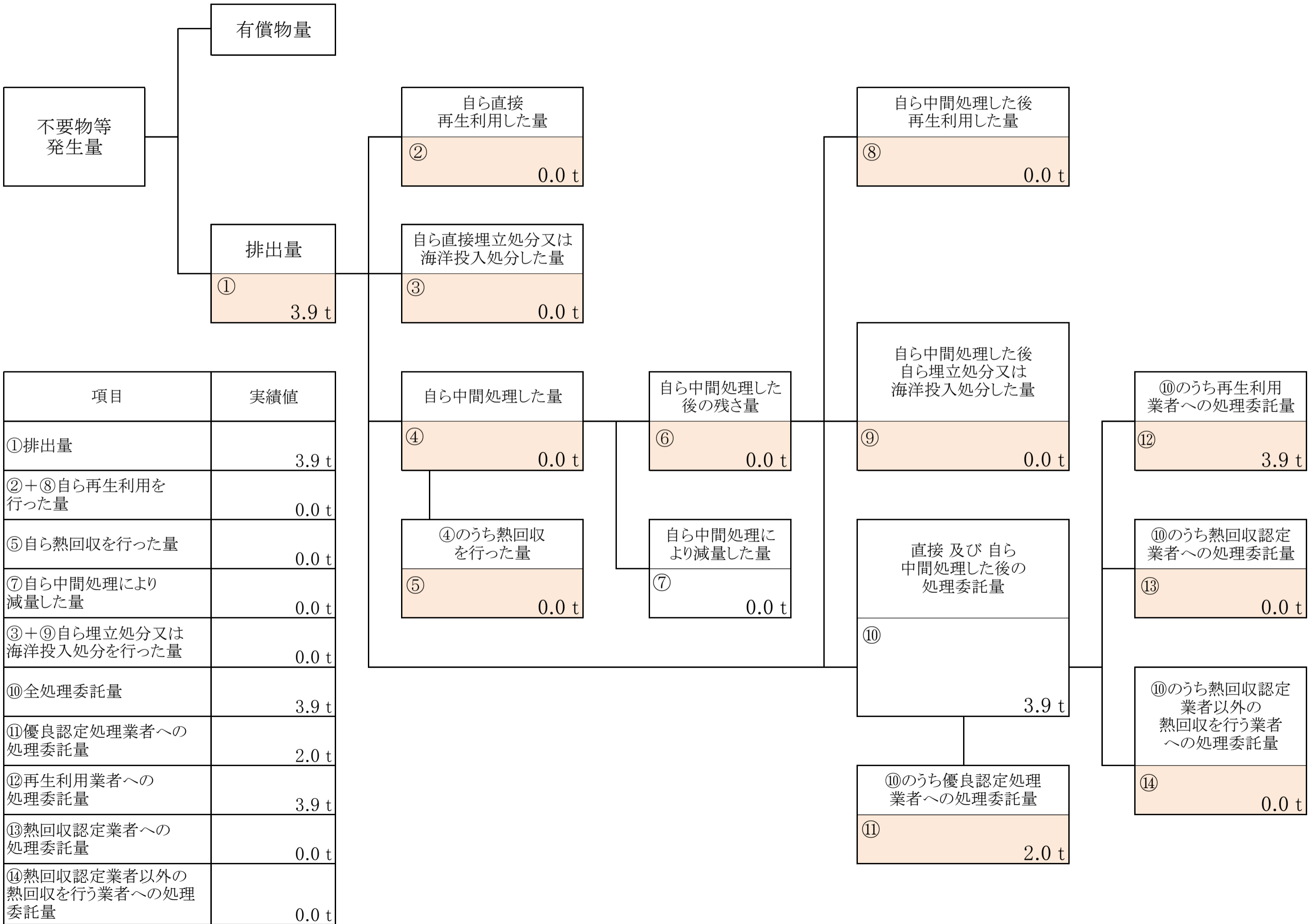
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **混合廃棄物**)



計画の実施状況

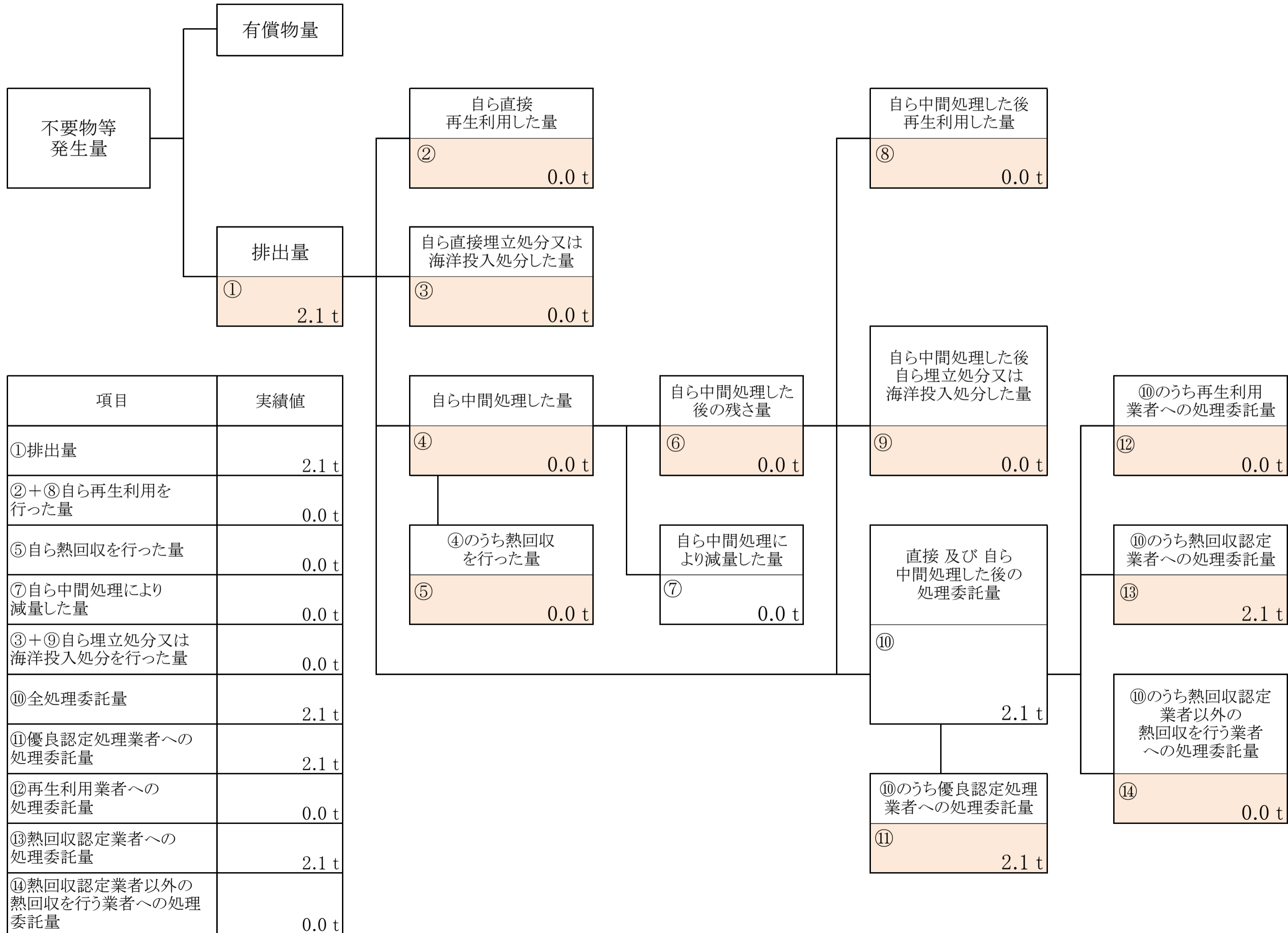
(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)



項目	実績値
①排出量	3.9 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	3.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	3.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

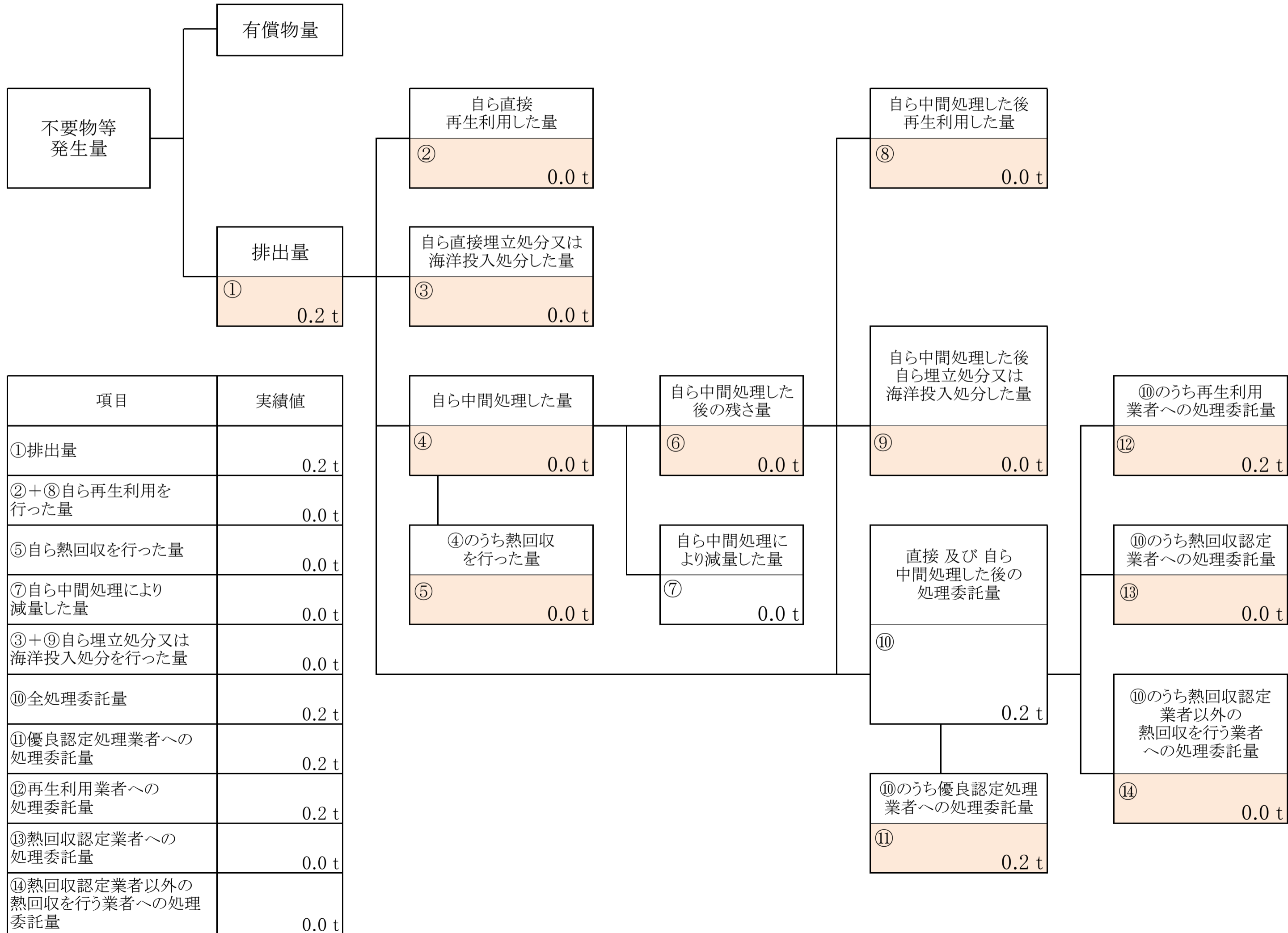
(産業廃棄物の種類: **廃アルカリ**)



項目	実績値
①排出量	2.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	2.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	2.1 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

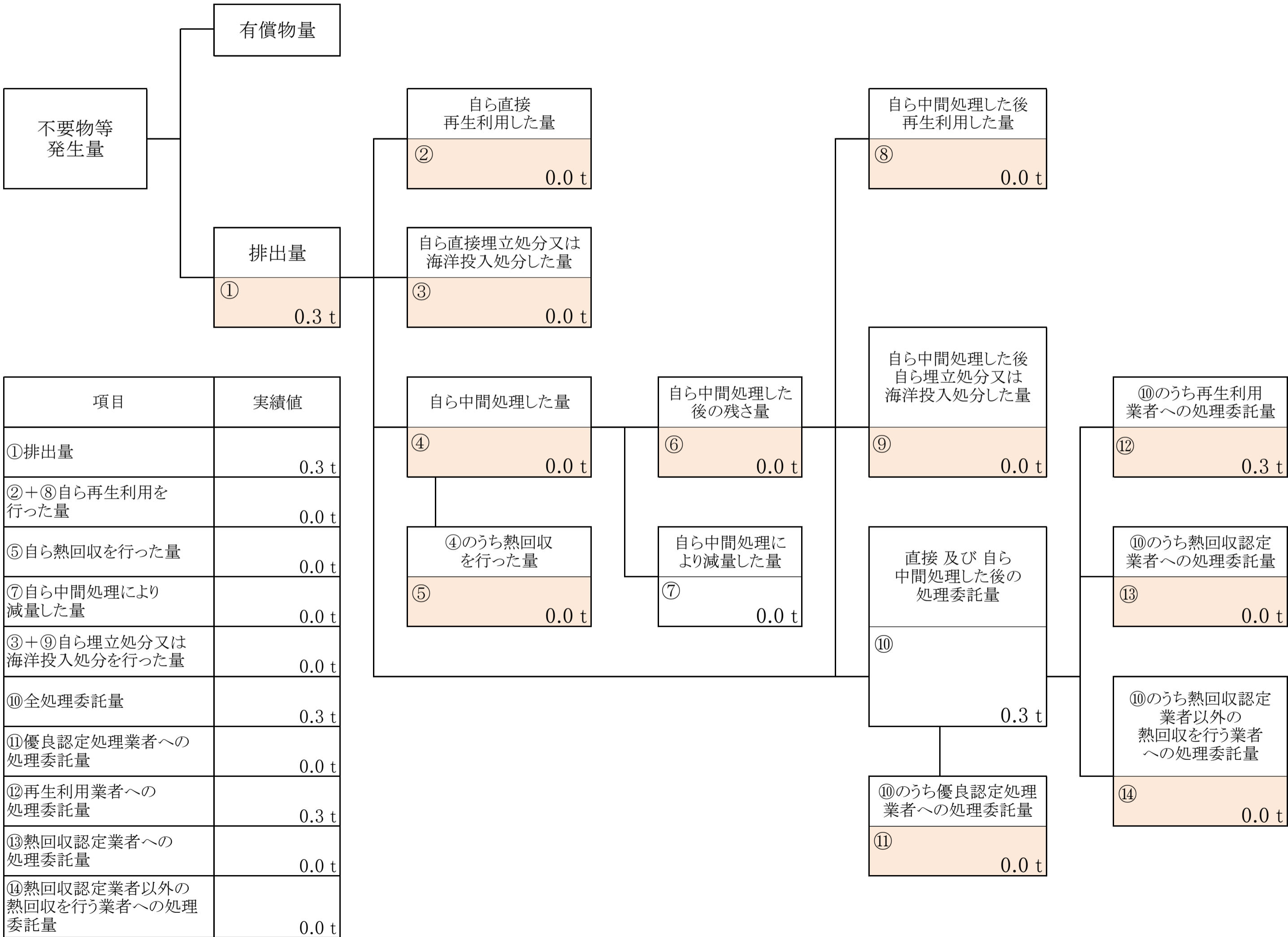
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃酸**)



計画の実施状況

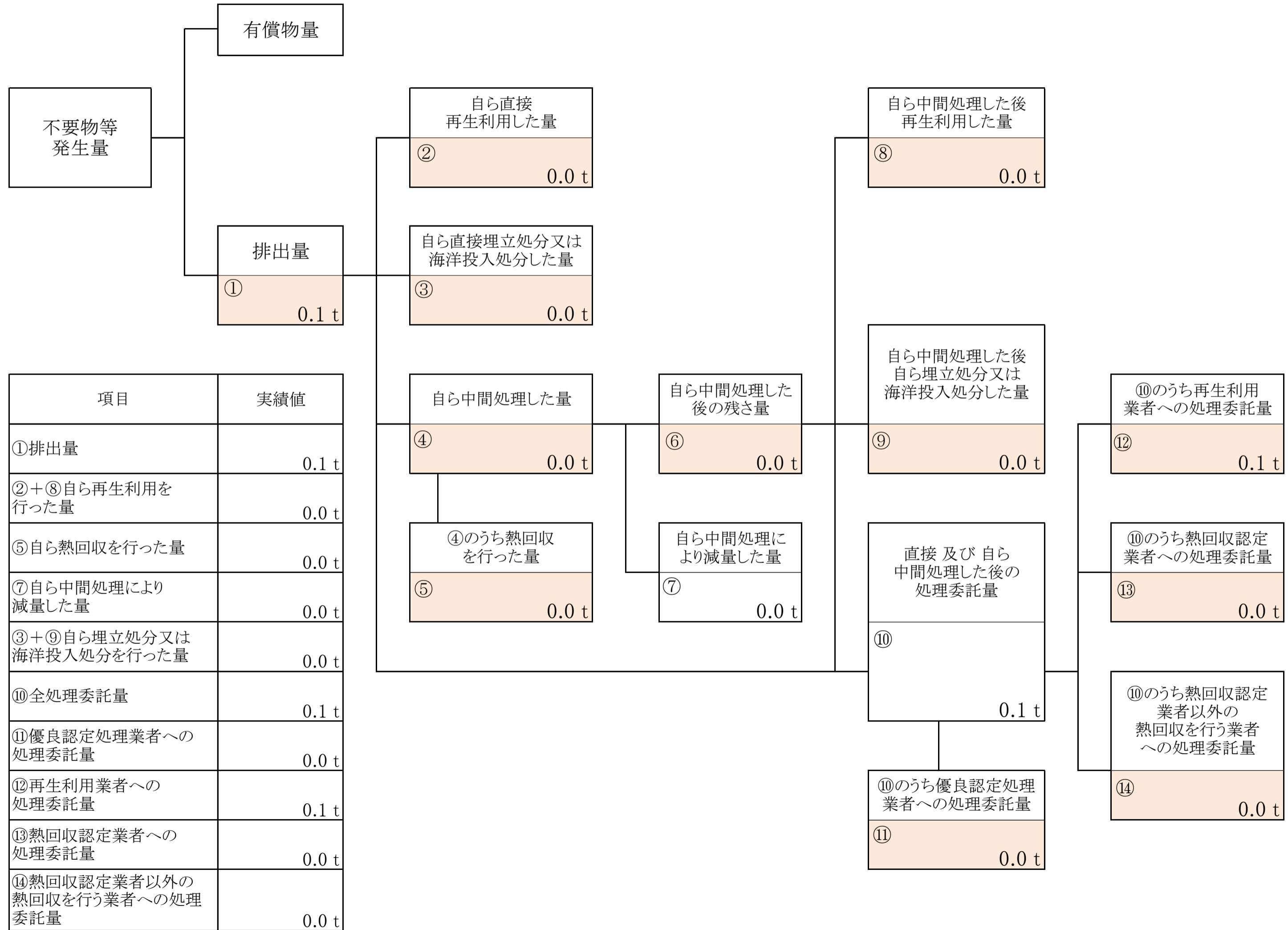
(産業廃棄物の種類: (水銀製品)電池類 )



項目	実績値
①排出量	0.3 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.3 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: (水銀製品)照明機器 )



項目	実績値
①排出量	0.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.1 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8585

住 所 千葉県市原市八幡海岸通12

氏 名 代表取締役社長執行役員 池田 尚志  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-41-4115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

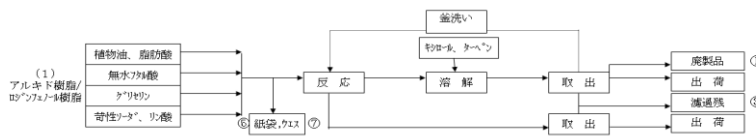
事業場の名称	D I C株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通12
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	製品出荷額：：300億円程度
③ 従業員数	約900名

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 アルキド樹脂工程 ※その他の工程は、別紙『工程図』を参照

④ 特別管理  
産業廃棄物の  
一連の処理の工程



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 有価販売の促進による廃棄物発生の抑制		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物ステーション設置により、分別方法を明確化。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現行分別方法の維持と徹底。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	非該当	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	予定なし	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 有価販売の促進による廃棄物発生の抑制			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 同上			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	非該当	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	予定なし	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 有価販売の促進による廃棄物発生の抑制		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	813.3	t
	(今後実施する予定の取組等) 実務関係者に対する教育によって、円滑な廃棄物処理運用の維持		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	排出量	72.7 t	740.6 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	排出量	70.519 t	718.382 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	はいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	はいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	はいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	全処理委託量	72.7 t	740.6 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	230.9 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	72.7 t	510.2 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	230.9 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	はいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	燃えやすい廃油						
	全処理委託量	70.519 t	718.382 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	223.973 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	70.519 t	494.894 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	223.973 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8585

住所 千葉県市原市八幡海岸通り12

氏名 DIC株式会社 代表取締役 池田 尚志  
 上記代理者 DIC株式会社 千葉工場  
 工場長 井上 唯之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-41-4115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 6年度の特別管理産業  
 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	DIC株式会社 千葉工場
事業場の所在地	市原市八幡海岸通12
事業の種類	E16-化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画 における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	927.5 t	全処理委託量	918.9 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	647.6 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	9.3 t	再生利用業者への 処理委託量	647.6 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	8.6 t	認定熱回収業者への 処理委託量	271.0 t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t

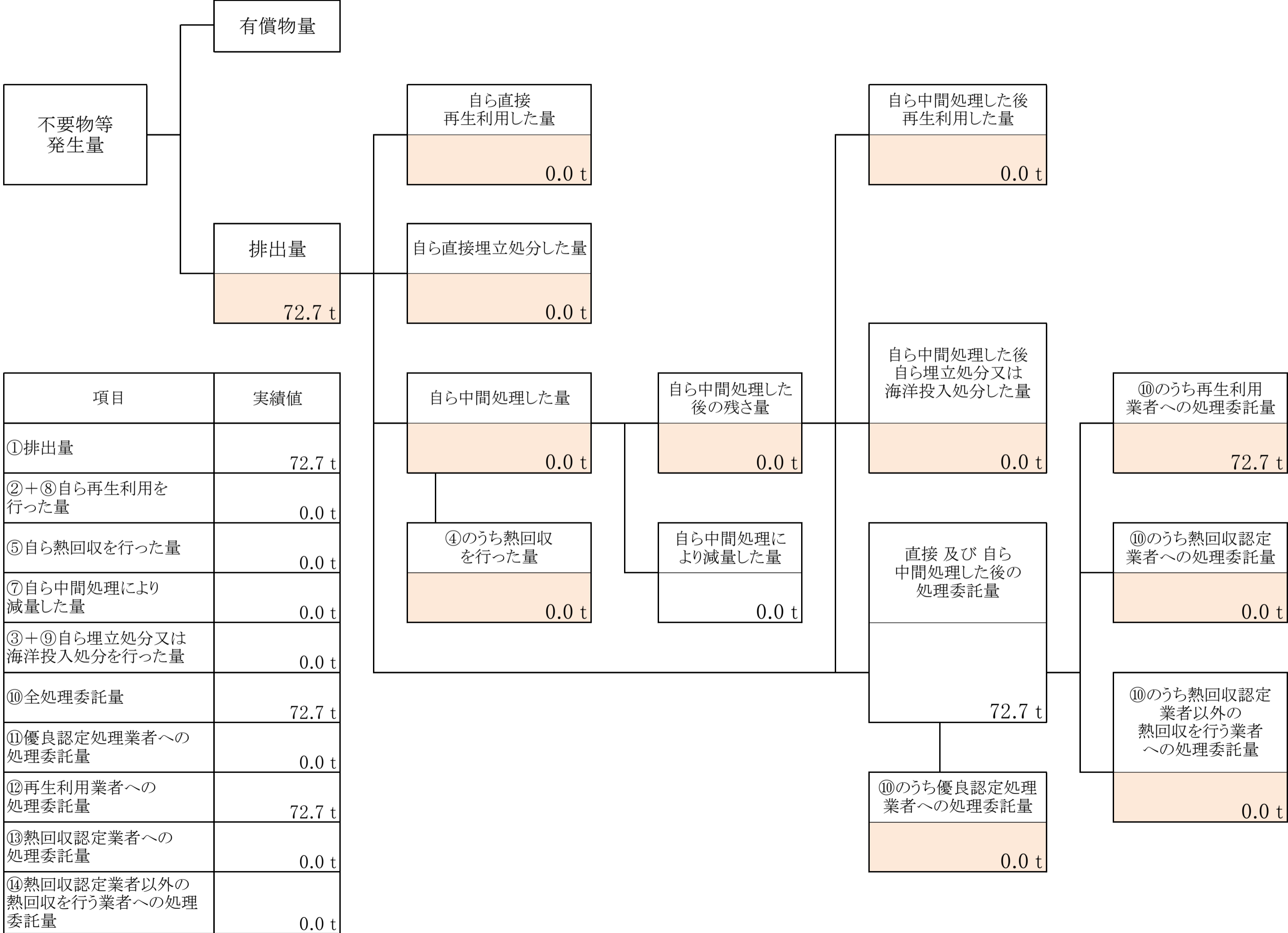
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	937.3
	前年度	813.3
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
実務関係者に対する教育によって、円滑な廃棄物処理運用の維持		

※事務処理欄

計画の実施状況

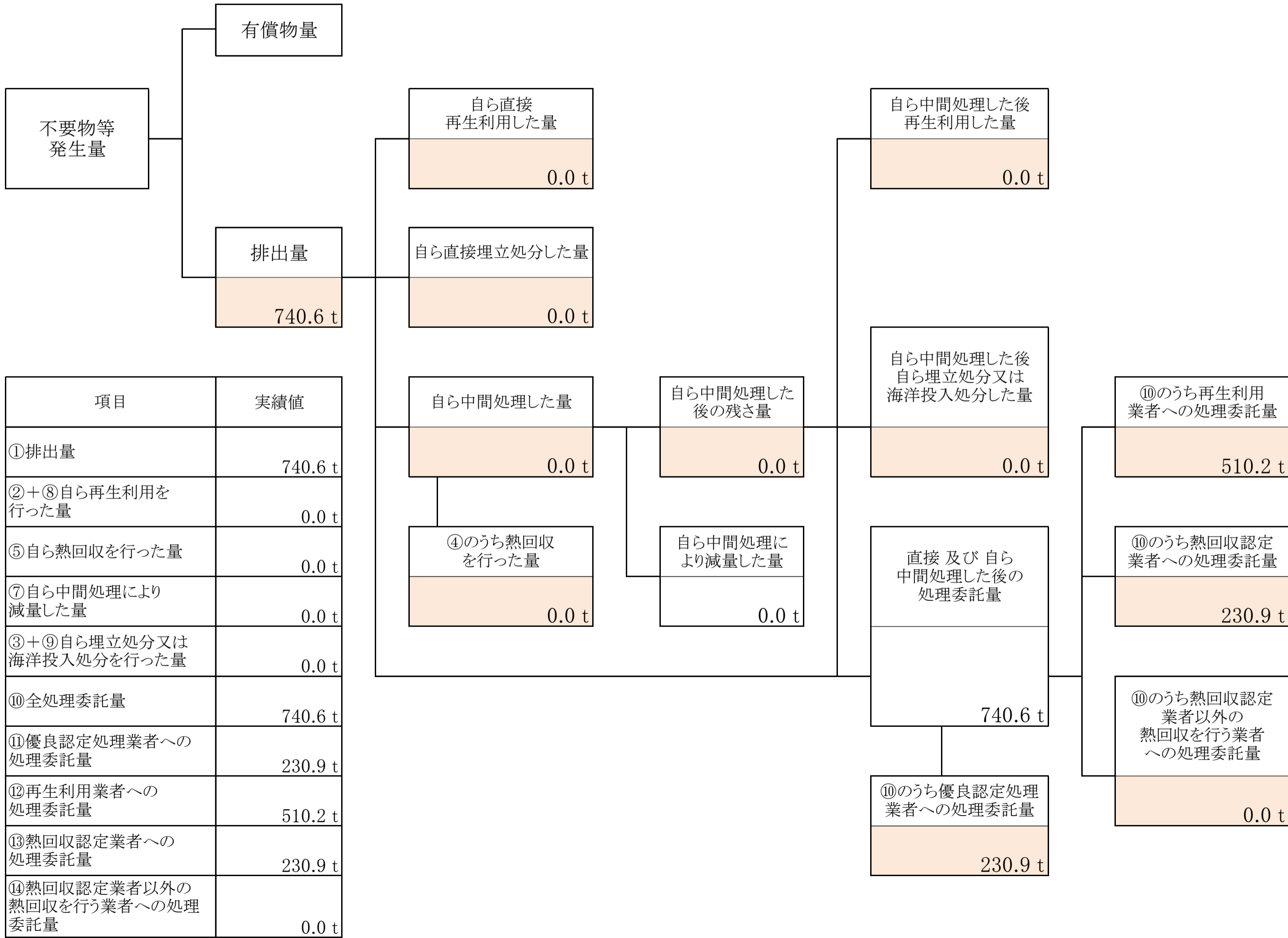
(特別管理産業廃棄物の種類: ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの))



項目	実績値
①排出量	72.7 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	72.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	72.7 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **燃えやすい廃油**)



項目	実績値
①排出量	740.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	740.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	230.9 t
⑫再生利用業者への処理委託量	510.2 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	230.9 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 290-0067

住 所 千葉県市原市八幡海岸通2番16

法人名 DM三井製糖株式会社 千葉工場

代表者 寺田 智明

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-44-0321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	DM三井製糖株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通2-16
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 食料品製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額216億円
③従業員数	204人(正社員58人、常勤関係職員146人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙 (管理体制)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	- t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組 クラフト紙、ポリ袋、紙、ダンボール、蛍光灯、電池はそれぞれ分別し、再生紙、再生プラスチック、再生燃料等としてリサイクルしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き廃棄物の分別を徹底し、リサイクルに努めるとともに、社内ペーパーレス化推進など、排出量を減らす取り組みを実施していく。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

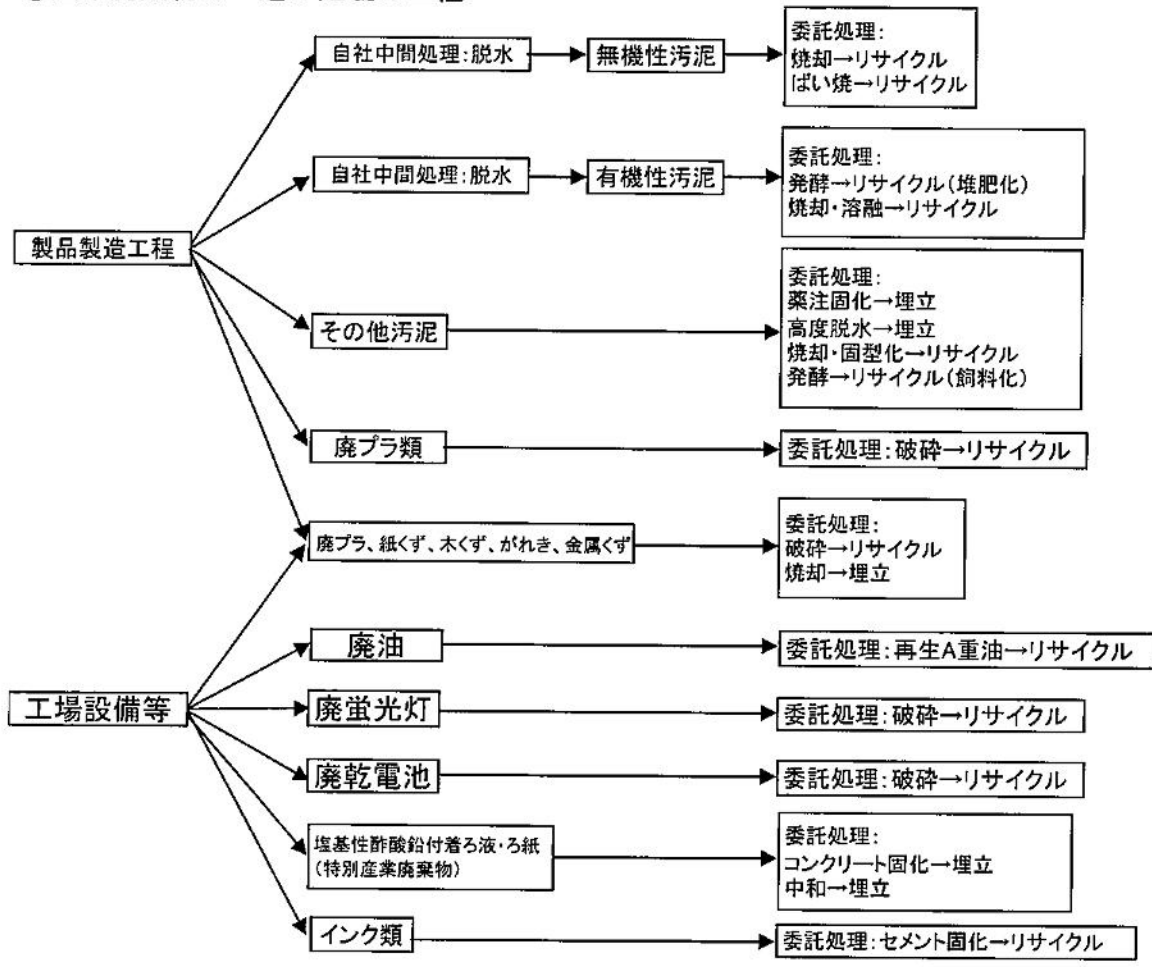
(第6面)

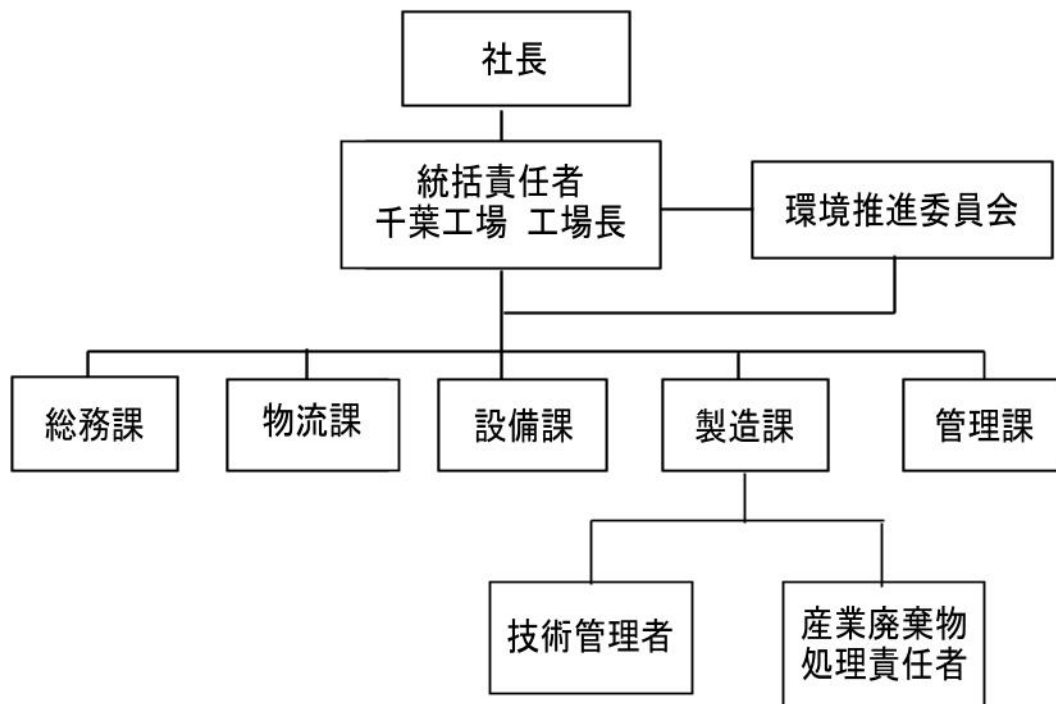
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

④産業廃棄物の一連の処理の工程





別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	有機性汚泥	その他汚泥	廃プラスチック類	廃プラ、紙くず、木くず、がれき、金属くず	廃油	廃蛍光灯	廃乾電池
	排出量	95,111.86	4,900.04	397.50	18.14	26.62	3.36	0.38	0.00
	（これまでに実施した取組） 無機性汚泥：セメント材料への再利用 有機性汚泥：肥料化 廃プラ、紙くず、木くず、がれき、廃油：製造工程の運転管理の更なる徹底 廃蛍光灯：寿命の長い蛍光管の購入やLED化による排出量削減								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	有機性汚泥	その他汚泥	廃プラスチック類	廃プラ、紙くず、木くず、がれき、金属くず	廃油	廃蛍光灯	廃乾電池
	排出量	113,384.30	5,849.90	415.60	17.96	26.35	3.33	0.32	0.12
	（今後実施する予定の取組） 無機性汚泥：操業日数や生産量、原料糖の品質に依存するが、工程で使用する濾過助剤の使用量の削減を目指す事で、生産量あたりの廃棄物量の削減を行う。 有機性汚泥：操業日数や生産量で、廃棄物の量は変化するが、排水処理に関する凝集剤の見直しや、脱水の改善による含水率の削減の検討を続け、生産量あたりの廃棄物量の削減を目指す。 廃プラ、紙くず、木くず、がれき、廃油：分別の徹底により、排出量を減らす。 廃蛍光灯：蛍光灯のLED化を更に進め、排出量を減らす。								

別紙3

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	有機性汚泥	その他汚泥	廃プラスチック類	廃プラ、紙くず、木くず、がれき、金属くず	廃油	廃蛍光灯	廃乾電池
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	91954.43	4404.43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	（これまでに実施した取組） 無機性汚泥：プレスフィルターの運転管理を行い、脱水効率を高めることにより排出量削減を図っている。 有機性汚泥：定期的な脱水機ろ布の薬液洗浄を行い、脱水効率を高めることにより排出量削減を図っている。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	有機性汚泥	その他汚泥	廃プラスチック類	廃プラ、紙くず、木くず、がれき、金属くず	廃油	廃蛍光灯	廃乾電池
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	109620.10	5259.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	（今後実施する予定の取組） 無機性汚泥：今後もプレスフィルターの運転管理を継続していく。 有機性汚泥：乾燥機による含水率の低減など、減量に向けた検討を継続していく。								

別紙4

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状		【前年度（2024年度）実績】								
		産業廃棄物の種類	無機性汚泥	有機性汚泥	その他汚泥	廃プラスチック類	廃プラ、紙くず、木くず、がれき、金属くず	廃油	廃蛍光灯	廃乾電池
		全処理委託量	3,157.43	495.61	397.50	18.14	26.62	3.36	0.38	0.00
		優良認定処理業者への処理委託量	2,730.22	495.61	22.64	18.14	26.42	3.36	0.38	0.00
		再生利用業者への処理委託量	3,157.43	441.05	1.58	13.23	0.20	3.36	0.38	0.00
		認定熱回収業者への処理委託量	0.00	54.56	0.00	4.91	26.20	0.00	0.00	0.00
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		（これまでに実施した取組） 無機性汚泥、有機性汚泥、その他汚泥：サーマルリサイクルや再資源化など、再生利用に心掛けた。 廃プラ、紙くず、木くず、がれき、金属くず、廃油：分別を徹底し再生利用率を高めている。また、認定熱回収業者への処理委託量を増やした。 廃蛍光灯：全量、再生利用業者へ処理委託してきた。								

別紙5

②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	有機性汚泥	その他汚泥	廃プラスチック類	廃プラ、紙くず、木くず、がれき、金属くず	廃油	廃蛍光灯	廃乾電池
	全処理委託量	3,764.20	590.90	415.60	17.96	26.35	3.33	0.32	0.12
	優良認定処理業者への処理委託量	3,764.20	590.90	207.80	0.00	0.00	3.33	0.00	0.00
	再生利用業者への処理委託量	3,764.20	443.18	207.80	0.00	0.00	3.33	0.32	0.12
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00	147.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	(今後実施する予定の取組) 優良認定業者への委託量を増やす予定。 今後も再生利用業者へ処理委託するとともに、LED化により排出量を減らしていく。								

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 290-0067

住所 千葉県市原市八幡海岸通2番16

法人名 DM三井製糖株式会社 千葉工場

代表者 寺田 智明

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-44-0321

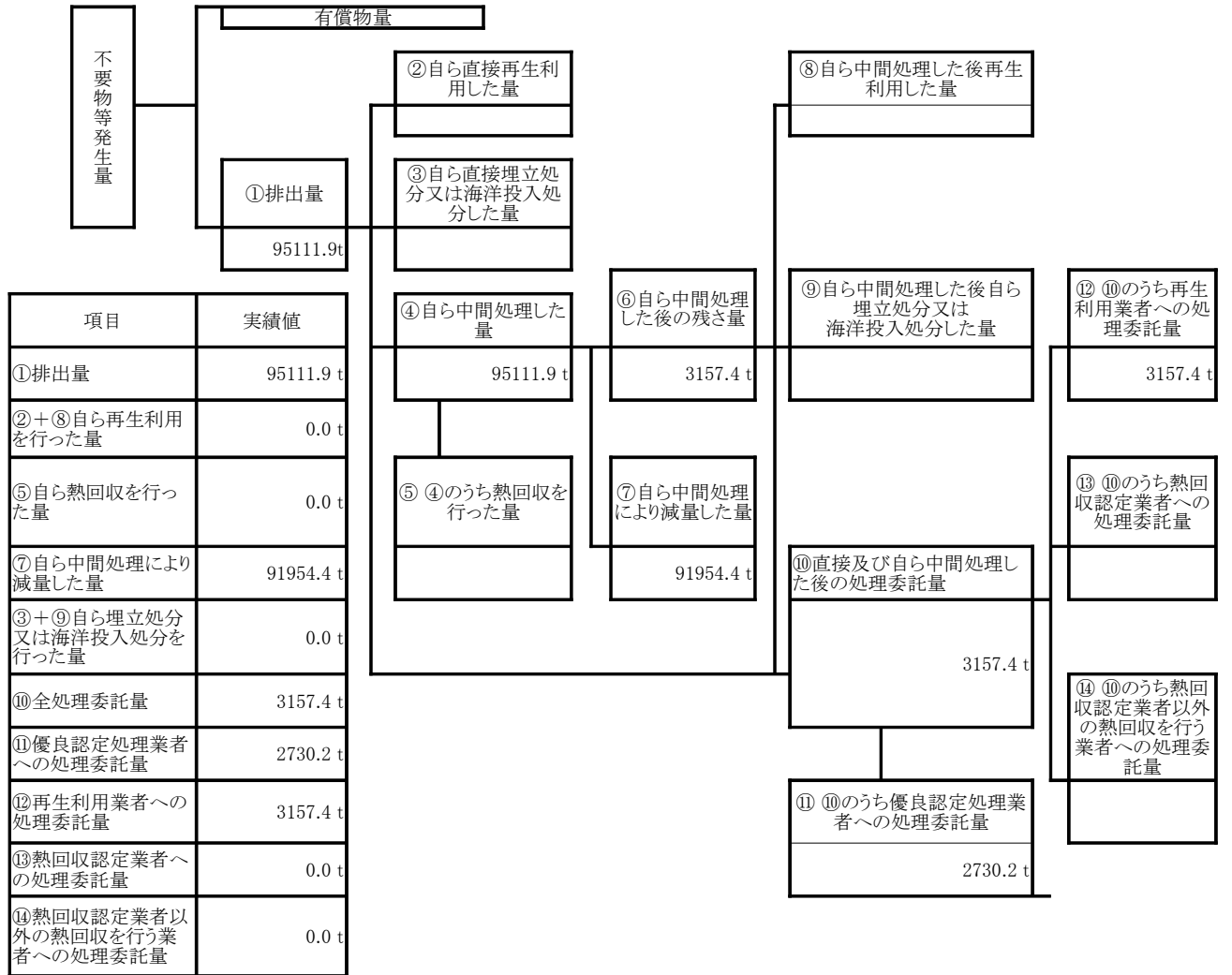
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	DM三井製糖株式会社 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通2番16		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	102873.9 t	全処理委託量	4092.1 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	3890.8 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	3780.7 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	98781.8 t	認定熱回収業者への処理委託量	110.5 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

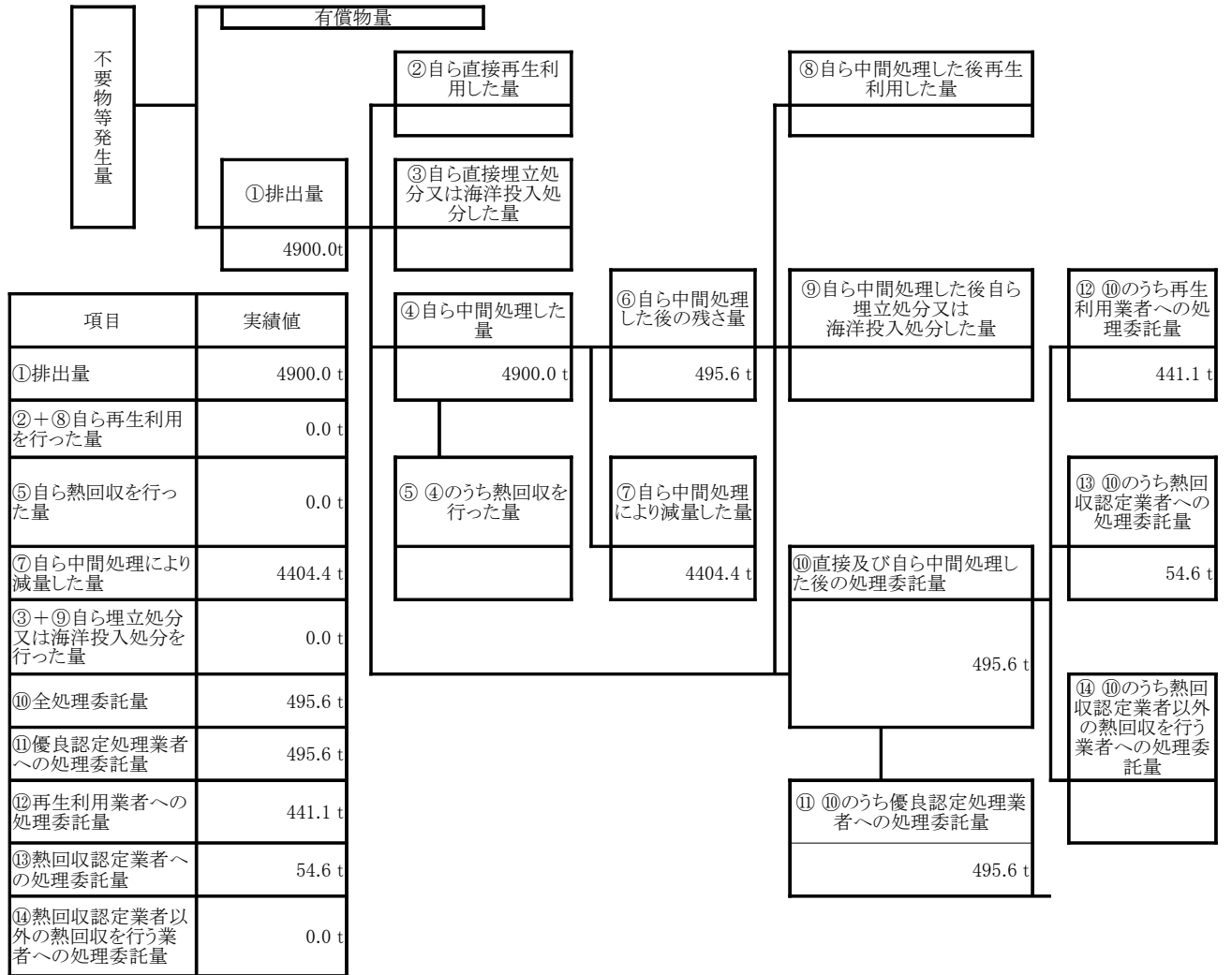
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 無機性汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



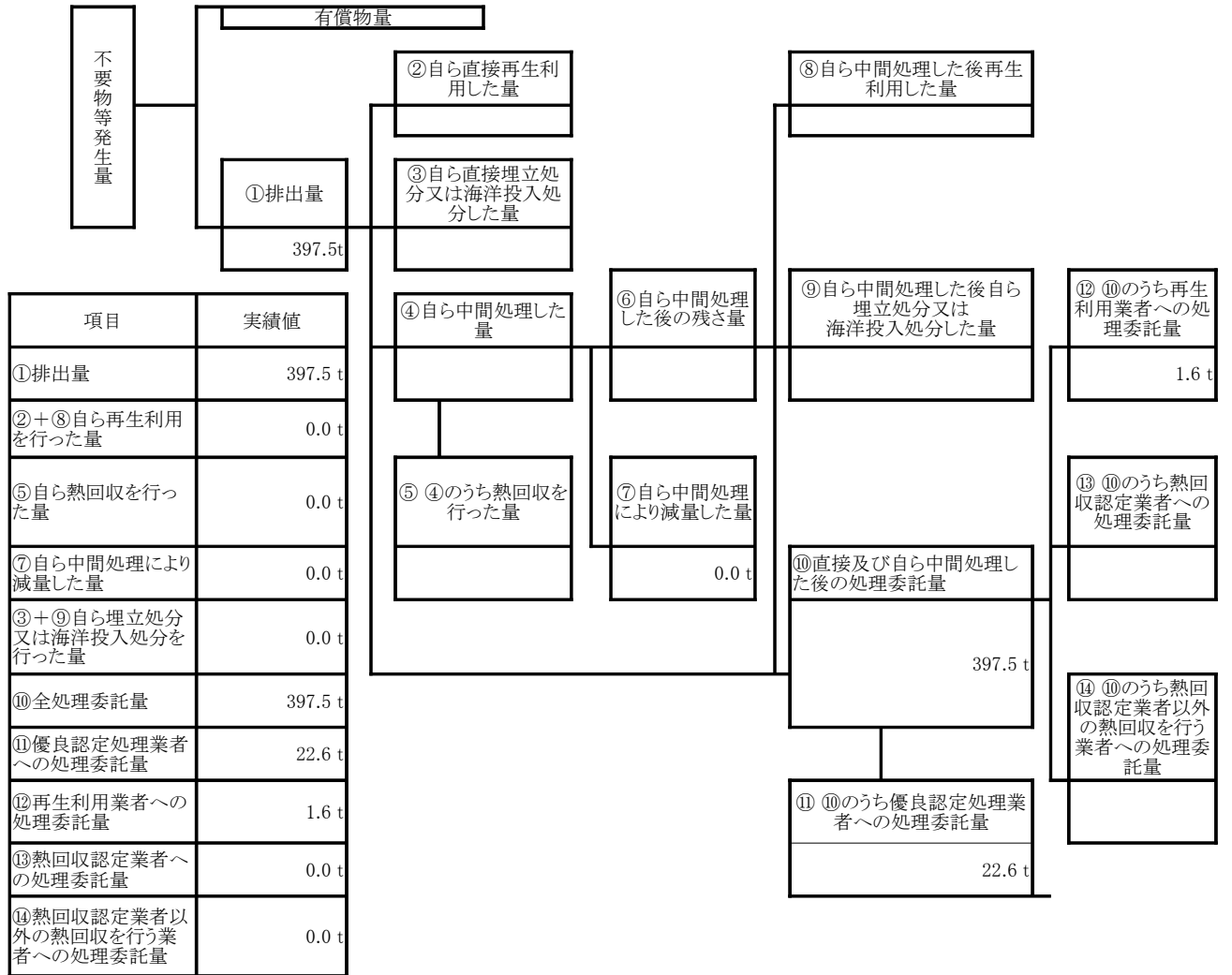
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 有機性汚泥)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



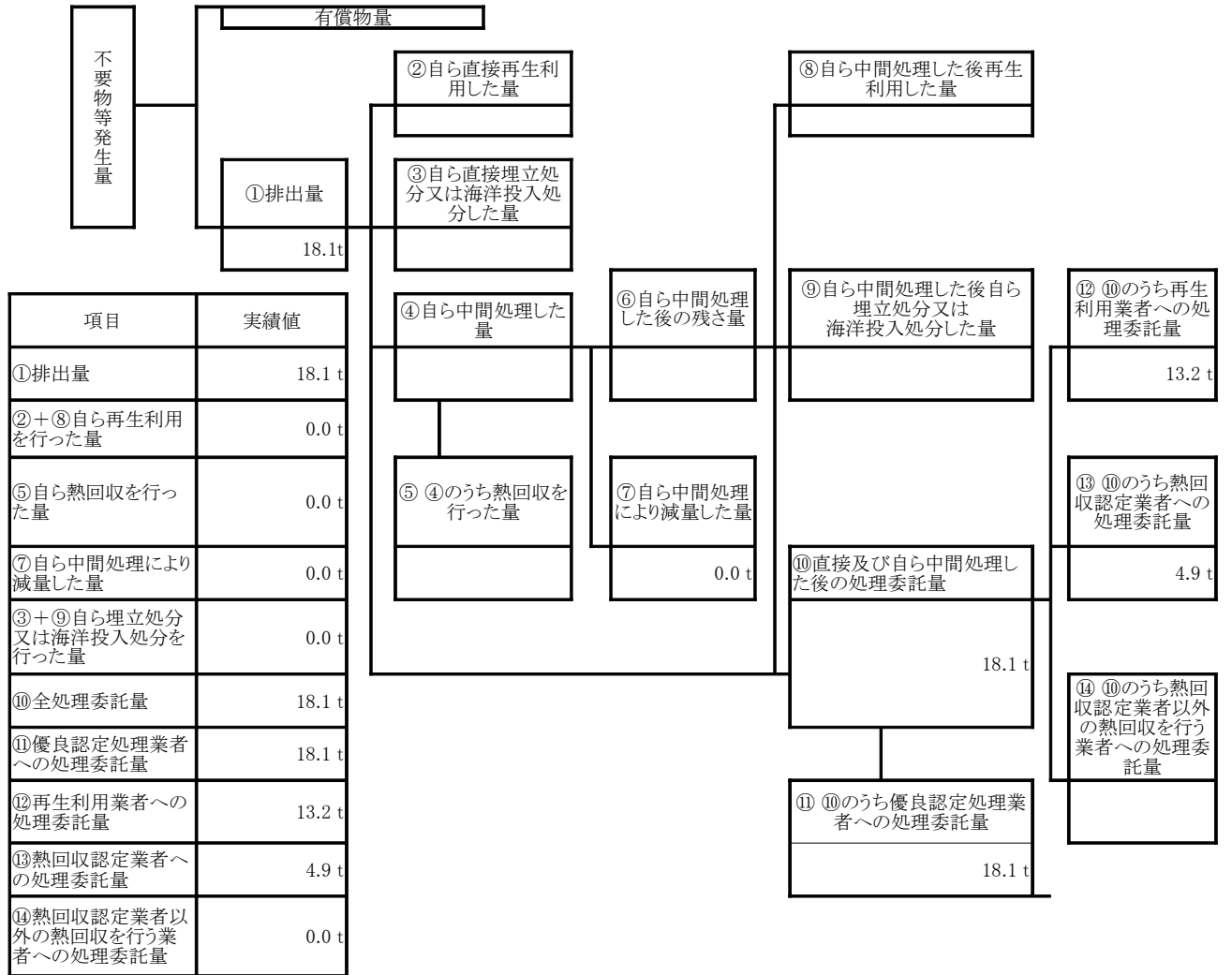
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: その他汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



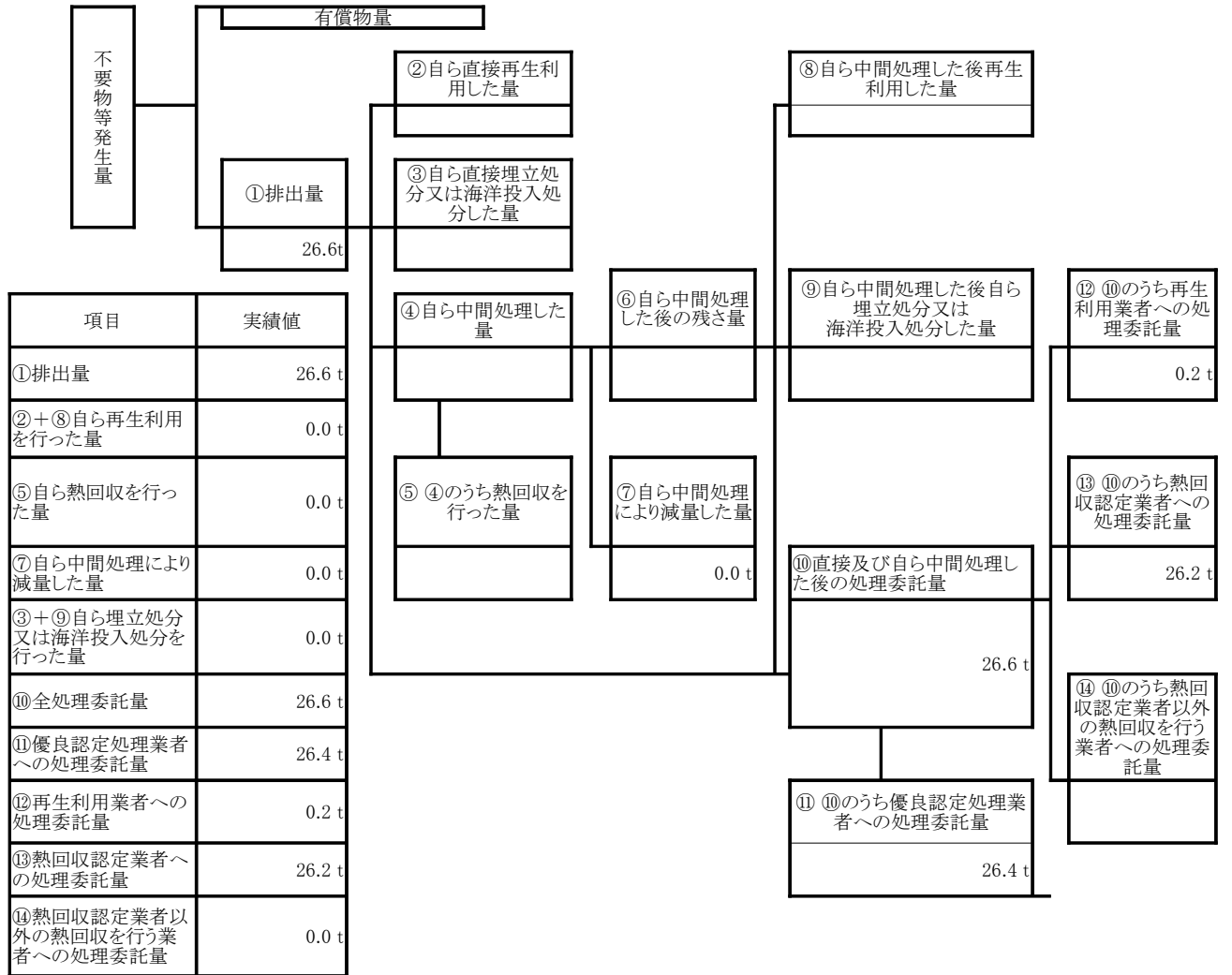
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラ )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



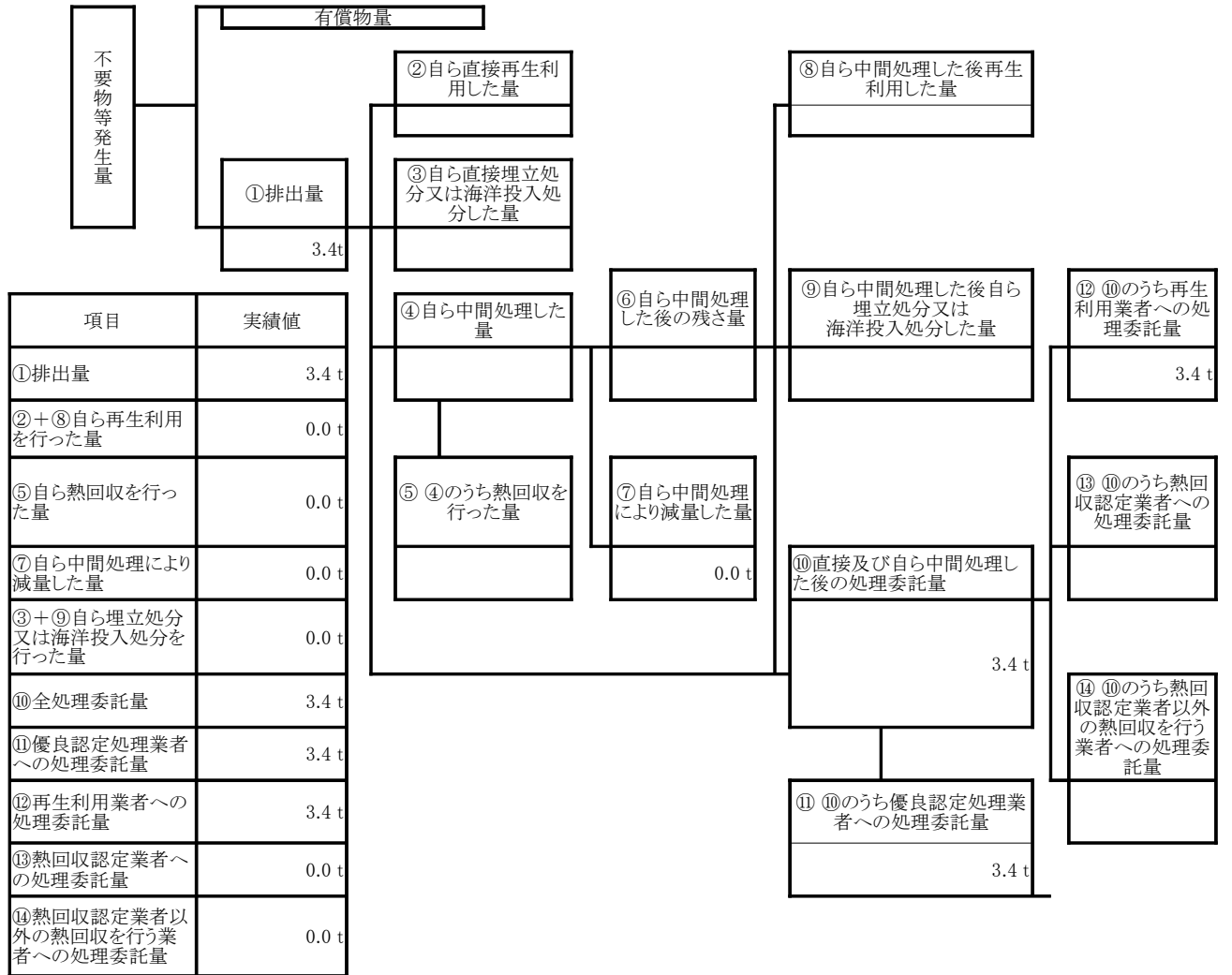
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 管理型混合廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



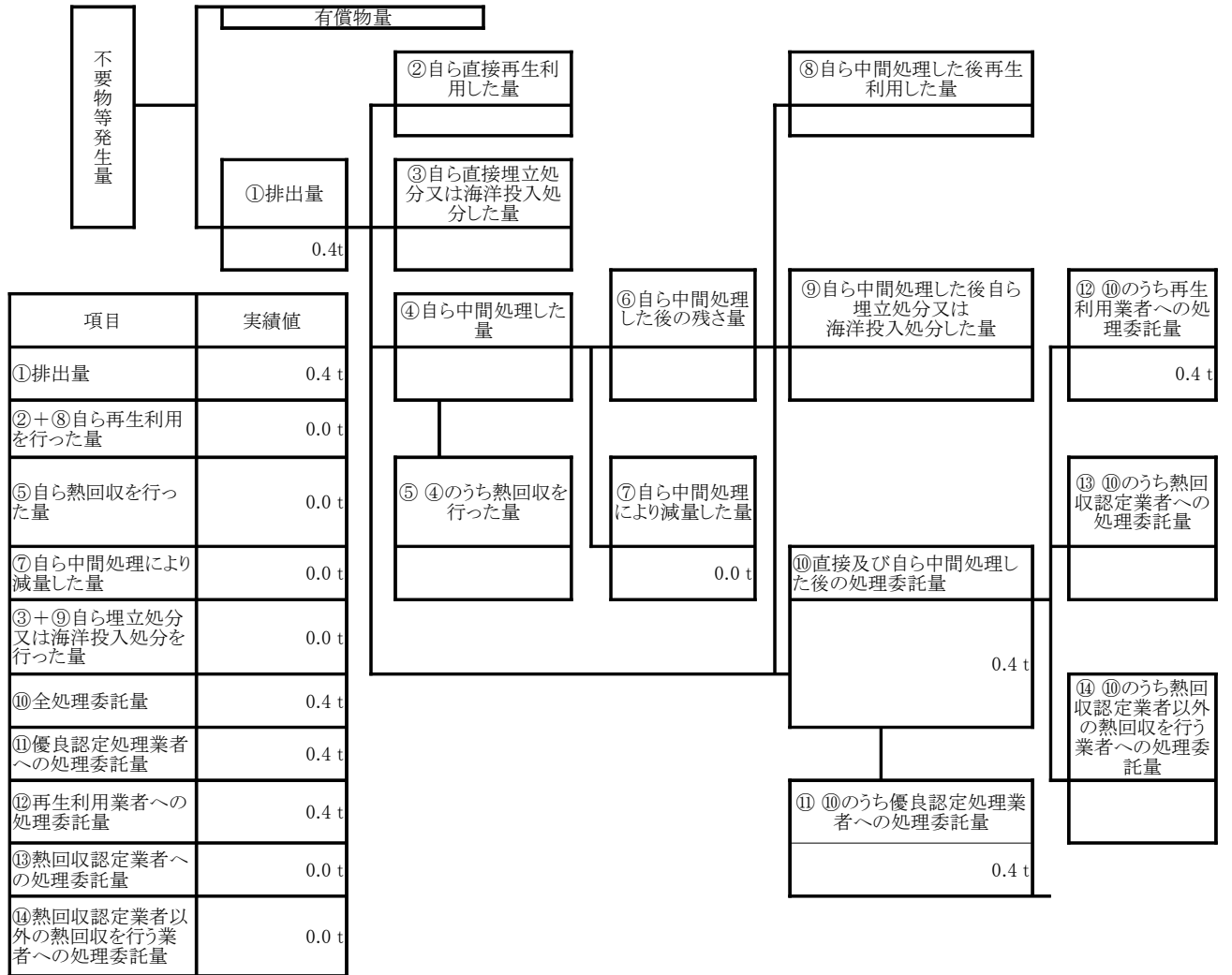
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



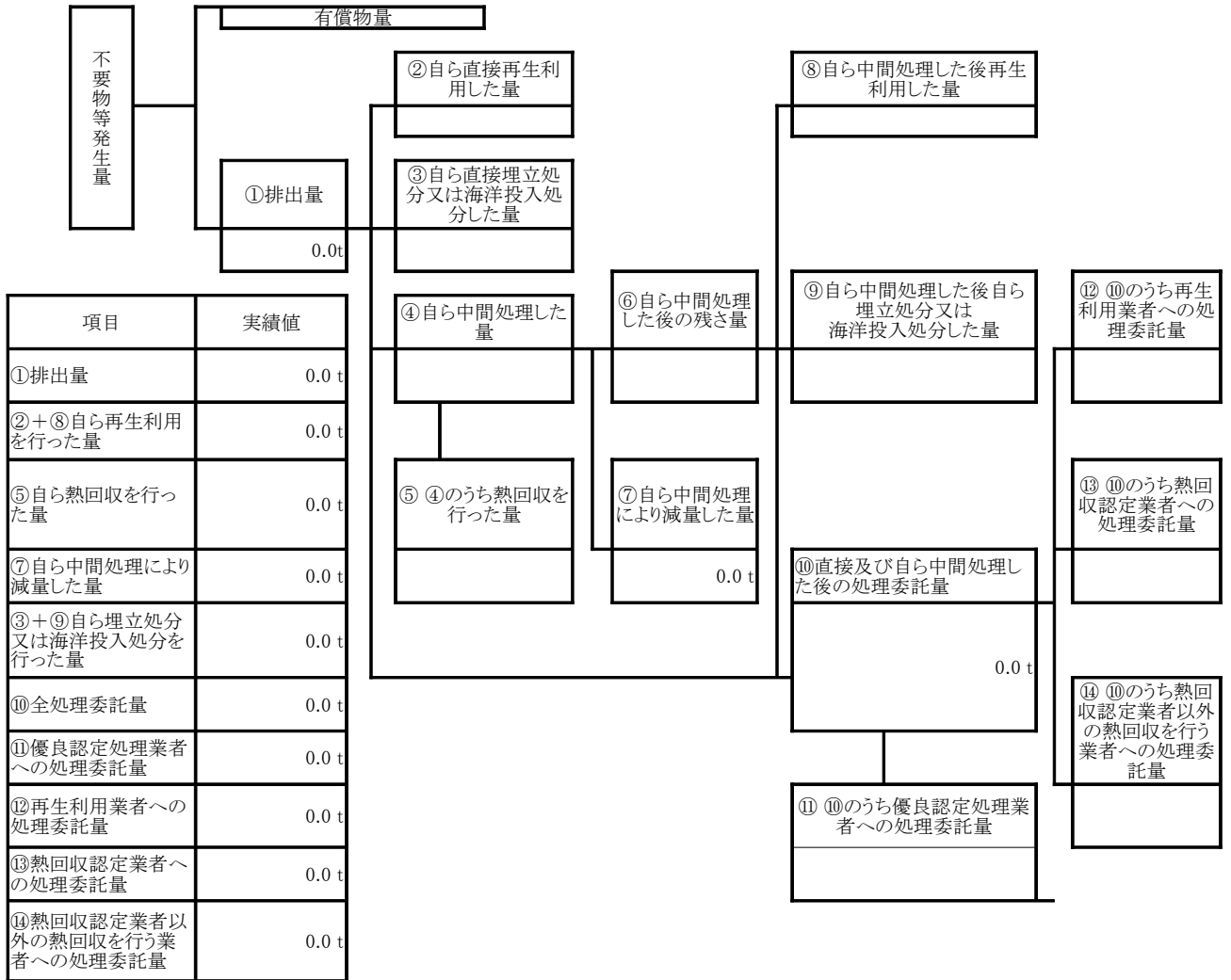
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃蛍光灯 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃乾電池 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月19日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 290-0044

住 所 千葉県市原市玉前西2-8-3

法人名 ディップソール株式会社

代表者 高橋 和重

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-22-2155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ディップソール株式会社 製造管理本部 市原工場
事業場の所在地	千葉県市原市玉前西二丁目8番3
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	製造品出荷額 56億円
③従業員数	45名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	排出量	42.29 t	12.86 t
	(これまでに実施した取組) pH12.5以上のアルカリ溶液を用いて製造タンクの洗浄をしている。1回の洗浄で廃棄していた洗浄水を2回使用することにより、廃液を削減した。今後もこの取り組みを継続する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	排出量	33.83 t	12.86 t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄する製品の削減。 現状、pH2.0以下の廃酸の約20%が製品の廃棄である。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ。 廃棄物の性状、内容物により、分別している。また、それぞれ発生場所が異なる。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	全処理委託量	42.29 t	12.86 t
	優良認定処理業者への処理委託量	42.29 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への委託をすすめてきた。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ
	全処理委託量	33.83 t	12.86 t
	優良認定処理業者への処理委託量	33.83 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への委託をすすめる。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		55.15 t
(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物は、すべて、電子マニフェストで管理している。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。



図1. 特別管理産業廃棄物の処理工程

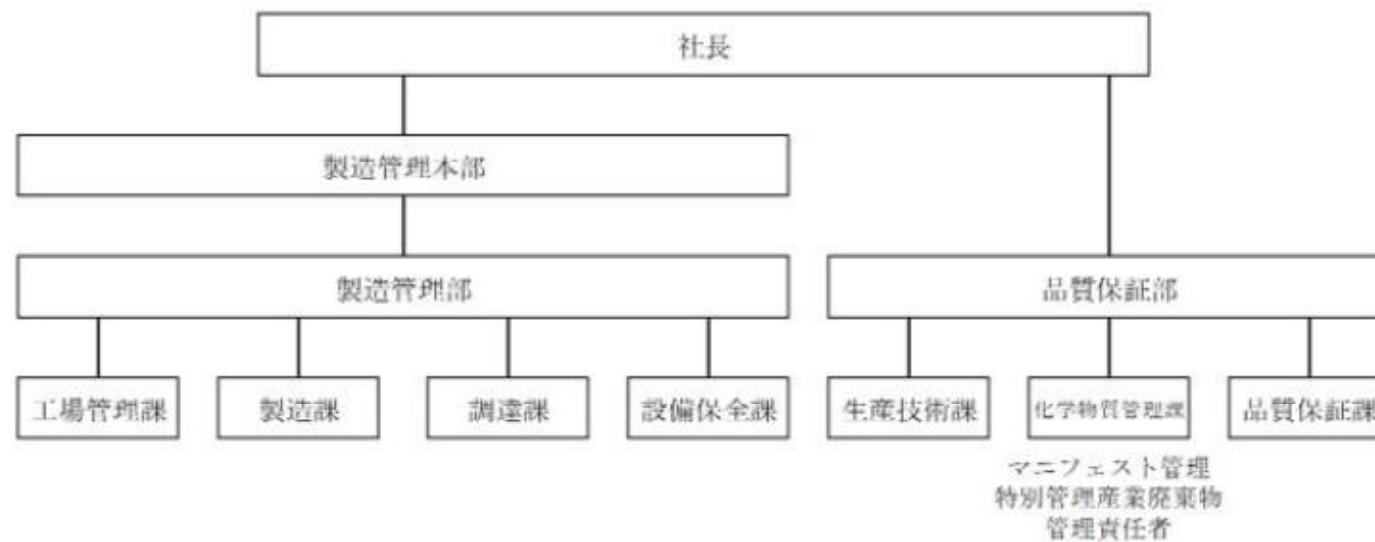


図2. 特別管理産業廃棄物の管理体制図

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県市原市五井南海岸6番地

氏 名 デンカ株式会社 千葉工場

執行役員工場長 栗田 弘道

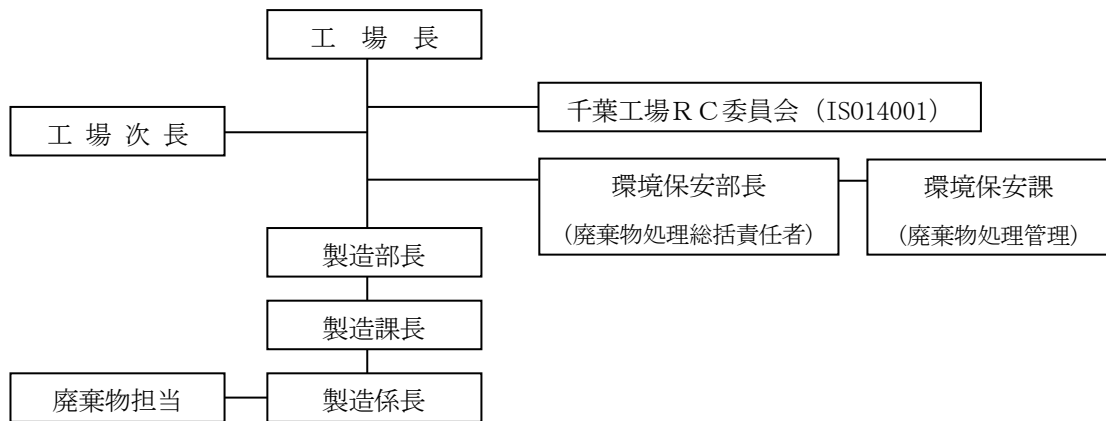
電話番号 0436-26-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	デンカ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸6番地
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額 80,000百万円
③従業員数	839人(正社員575人、常勤関係職員264人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 金属くずについて、金属部分と他部材部分の分別を強化し、できるだけ有価物（鉄くず）として売却している。</li><li>・ 廃プラスチック類について、種類・形状毎に分類し、可能な限り有価物として売却している（プラパレット、プラペール缶、ペットボトルなど実績化）。</li><li>・ 研究部門にて、試験後に余った各種樹脂ペレット、薬剤等について、種類ごとに分別し可能な限り有価物として売却している。</li></ul>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 引続き上記取組みを行っていく。</li><li>・ 廃プラスチック類については、種類ごとに分別すれば売却（逆有償含む）できる可能性があり、取組みを強化する。</li></ul>

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社で産業廃棄物の再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 自社で産業廃棄物の再生利用を実施する計画はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	33,384 t	t
(これまでに実施した取組) ・ 排水処理工程から出る余剰汚泥について、脱水機を最新鋭のものに更新し、脱水率を向上させ、汚泥排出量を減らしている。 ・ 余剰汚泥の脱水性が良くなるように、高分子凝集剤の種類や添加量を調整している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	37,250 t	t
(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き、これまでの取組みを継続する。  ※生産設備の稼働率向上により、余剰汚泥発生量は増加を見込む。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社で産業廃棄物の埋立処分や海洋投入処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 自社で産業廃棄物の埋立処分や海洋投入処分を実施する計画はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3(1)のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

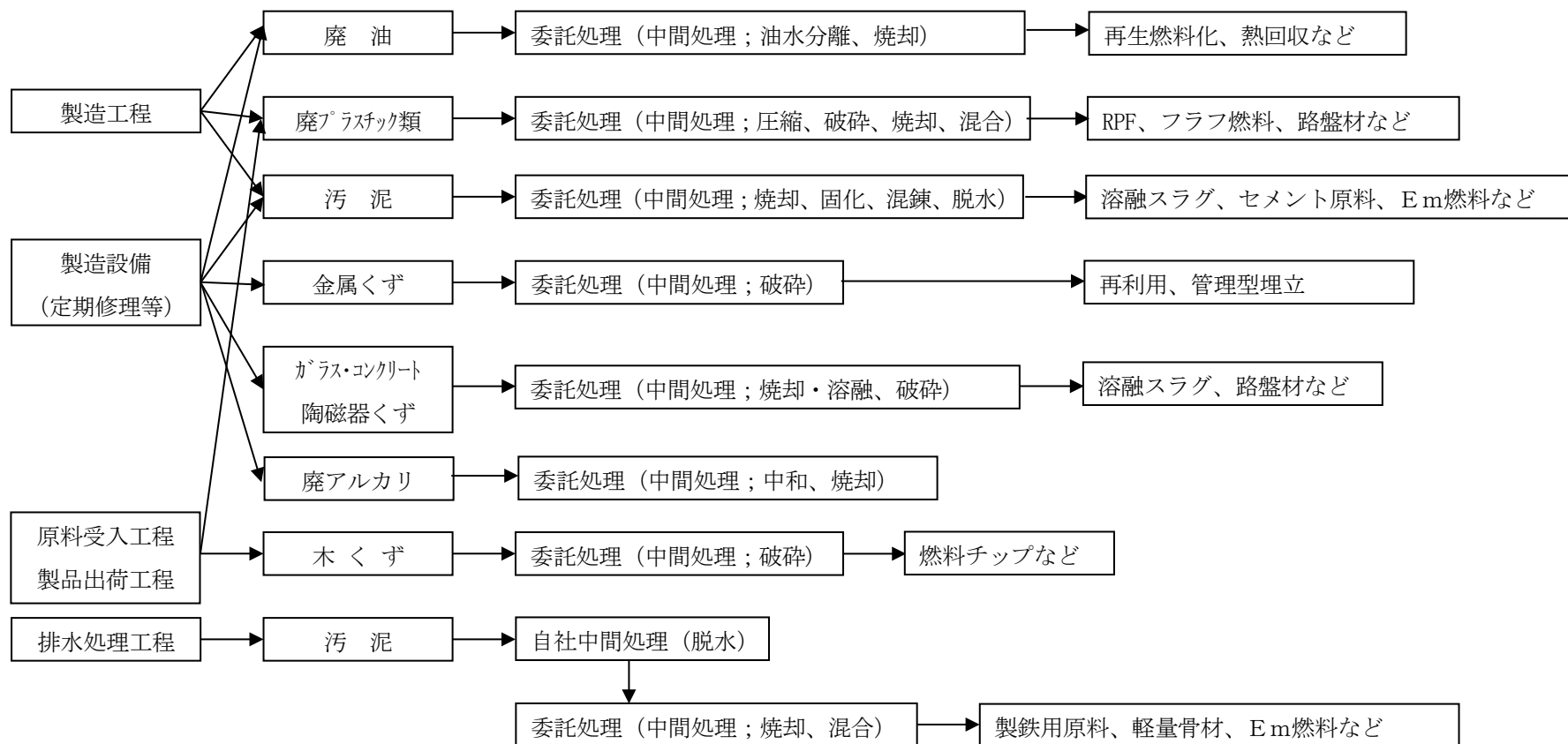
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3 (2) のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃 油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	廃アルカリ
	排 出 量	34,691t	48t	388t	50t	8t	5t	4t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> <li>排水処理設備から排出される余剰汚泥について、生産工程の改善等により処理排水中の汚濁負荷を減らすことで、発生量を削減している。</li> <li>新規導入した凝集沈殿設備の運転最適化（薬剤使用量の削減等）を進め、排出量を削減している。</li> <li>プラントのスタートアップや品種切り替えに伴い排出される樹脂の端切れ品等について、有価売却化を進め、廃棄物（廃プラスチック類）としての排出を減らしている。</li> <li>樹脂製パレットについては、有価売却先を見つけ、廃棄物（廃プラスチック類）としての排出を無くした。</li> <li>廃油については、場内（ボイラー、加熱炉）で可能な限り副生燃料として有効利用することで、排出量を削減している。</li> <li>一時期、産廃となっていたテープスクラップ（廃プラスチック類）については、新たな売却先を見つけ全量リサイクルが可能となり、排出量の大きく削減した。（約300t～400t／年削減）</li> <li>木くずについては、木製パレットの一部を逆有償ではあるが、有価売却を開始した。（約50t／年削減）</li> <li>AB研究試作品（汚泥）について、保管管理徹底し、顔料（マスターバッチ）として有価売却を開始した。（約70t／年削減）</li> </ul>							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃 油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	廃アルカリ
	排 出 量	38,670t	55t	370t	20t	10t	5t	5t
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、これまでの取組みを継続する。</li> <li>樹脂生産施設では、品種切り替え時に廃棄物（廃プラスチック類）が多く発生することから、生産計画の最適化を進める。</li> <li>テープスクラップのリサイクル時に紙管屑が発生している（約50t／年）。逆有償であるが古紙業者への売却契約を進め、7月から実績化の目処が立った。</li> <li>景気の動向により、有価売却品が再度、廃棄物化することがあるため、有価売却先の複数化も進める。</li> </ul> ※各種取組みにより廃棄物の削減に努めているが、生産設備の稼働率向上により廃棄物発生量は増加する計画となっている。							

別紙－3（1）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃 油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	廃アルカリ
	全処理委託量	1,307t	48t	388t	50t	8t	5t	4t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,307t	48t	241t	17t	8t	0t	4t
	再生利用業者への 処理委託量	206t	45t	239t	50t	8t	5t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	382t	3t	20t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水処理設備からの余剰汚泥については、その発生量の3～5割を自社青海工場（新潟県糸魚川市）のセメントキルンにて原材料としてリサイクルしていたが、セメント事業撤退のため、やむを得ず運用を停止した。</li> <li>その他の汚泥についても、可能な限りリサイクルし、直接リサイクル困難な場合は焼却による減容化後にリサイクルできる業者に処理を依頼している。（埋立てはしない）</li> <li>廃油については、9割以上を再生燃料油等としてリサイクルできる業者に処理を委託している。性状により、再生燃料化が困難なものについては、単純焼却ではなく、できるだけ熱回収できる業者で焼却処理をしている。</li> <li>廃プラスチック類については、第一にRPF（フラフ燃料）化等によりリサイクルできる業者に処理を委託し、困難な場合、焼却による減容処理（可能ならば熱回収）できる業者に処理を委託している。</li> <li>特に、廃プラスチック類のRPF（フラフ燃料）化については、専用の置場を設置する等、特に力を入れて進めている。</li> <li>ガラスくず等については、保温材は従来、全量を埋立て処分していたが、種類ごと（ガラスウール、ロックウール等）に分別することで、全量、熔融スラグ等としてリサイクルしている。</li> </ul>								

別紙－3（2）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃 油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	廃アルカリ
	全処理委託量	1,420t	55t	370t	20t	10t	5t	5t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,420t	55t	300t	20t	10t	5t	5t
	再生利用業者への 処理委託量	200t	50t	300t	20t	10t	5t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	400t	5t	10t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、これまでの取組みを継続し、第一に再生利用、次いで焼却処理（可能な限り熱回収）できる業者へ処理を委託し、埋立てはしない。</li> <li>廃プラスチック類のRPF（フラフ燃料）化については、さらに推し進めるため、複数業者との処理委託契約を進めている。</li> <li>新規契約する場合は、原則、優良認定を受けた業者と契約をする。</li> </ul>								

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県市原市五井南海岸6番地

氏 名 デンカ株式会社 千葉工場

執行役員工場長 栗田 弘道

電話番号 0436-26-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	デンカ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸6番地
事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

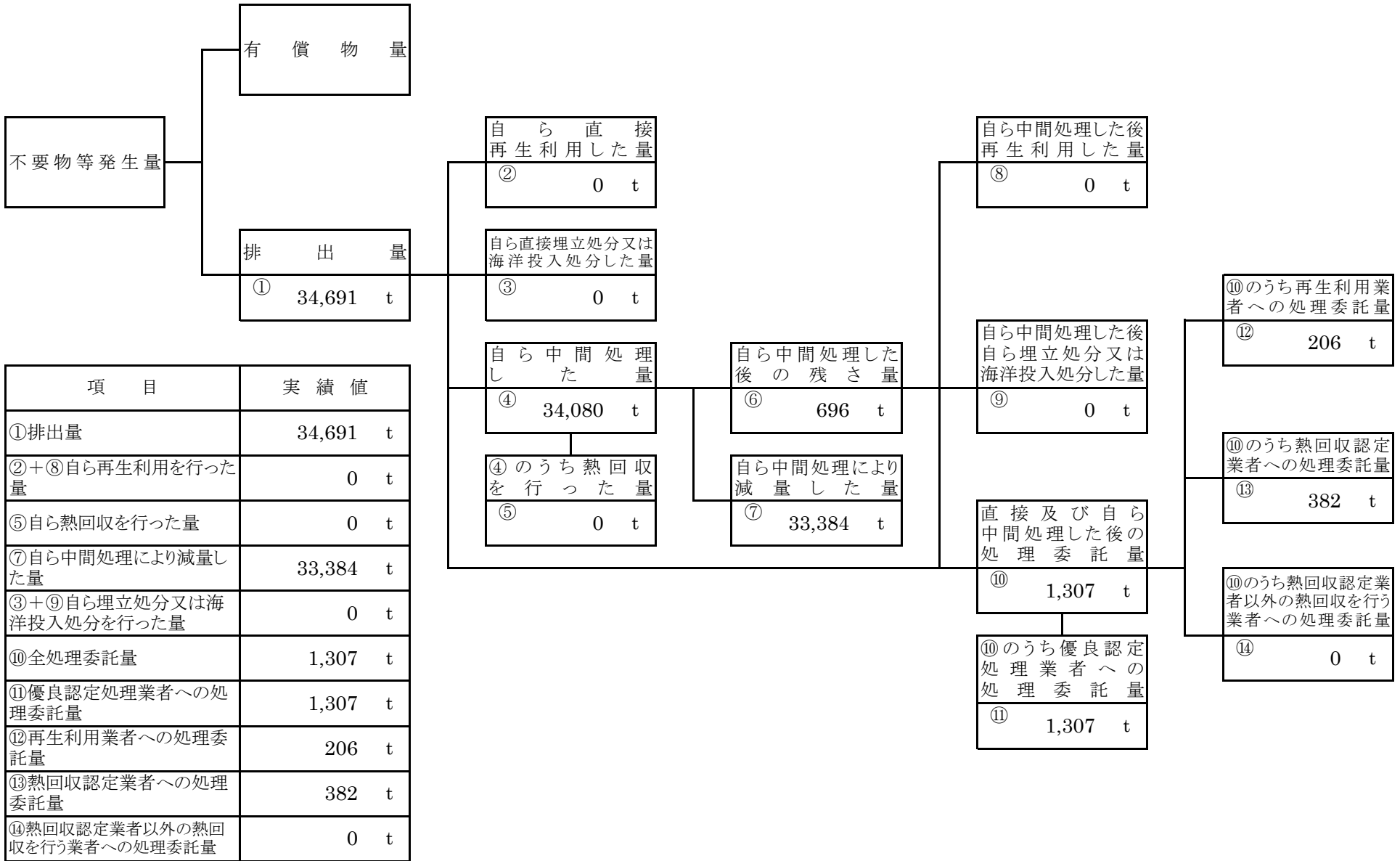
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	46,325 t	全処理委託量	2,525 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	2,275 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	445 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	43,800 t	認定熱回収業者への処理委託量	510 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

※事務処理欄

# 計画の実施状況

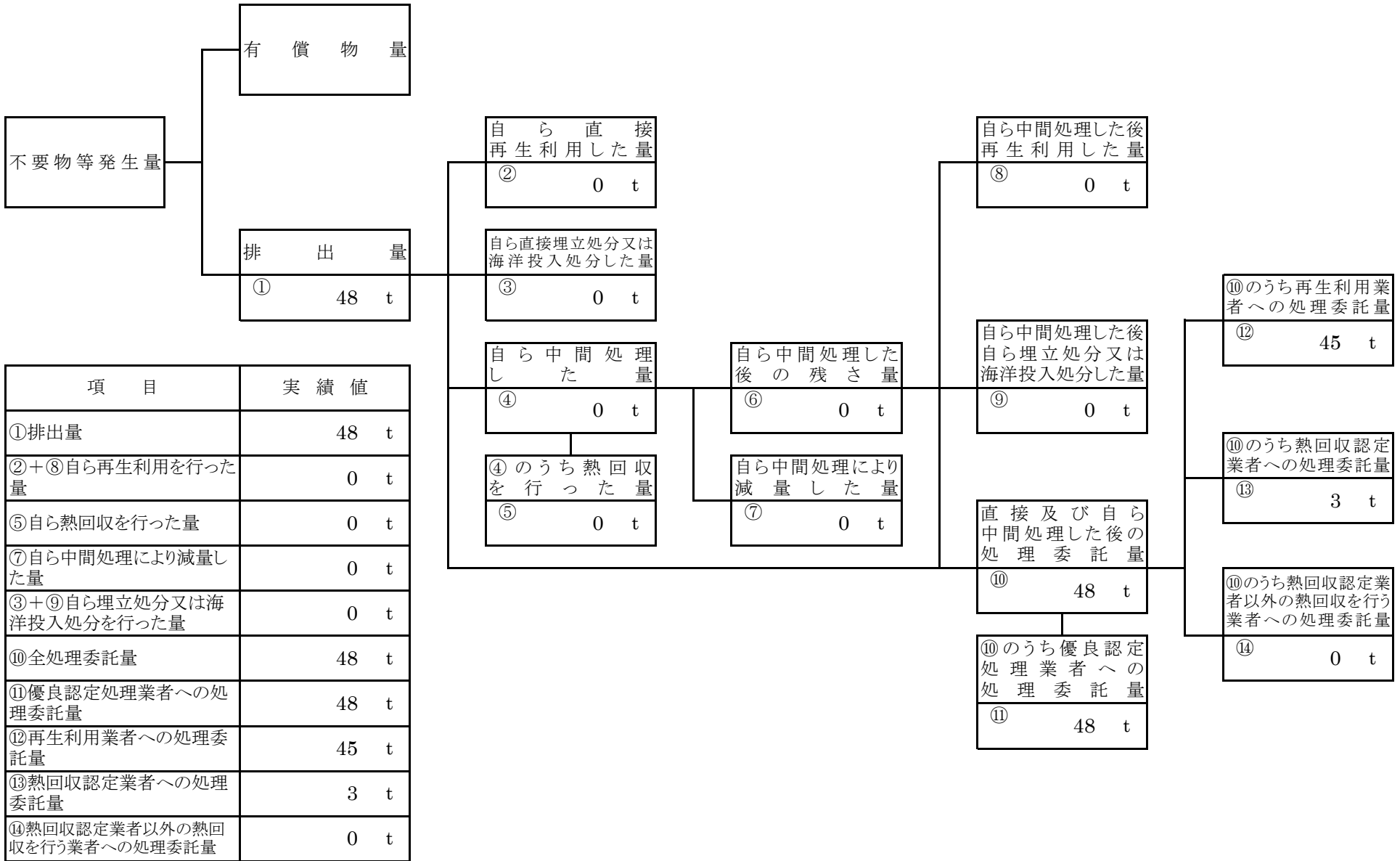
(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	34,691 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	33,384 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	1,307 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1,307 t
⑫再生利用業者への処理委託量	206 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	382 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

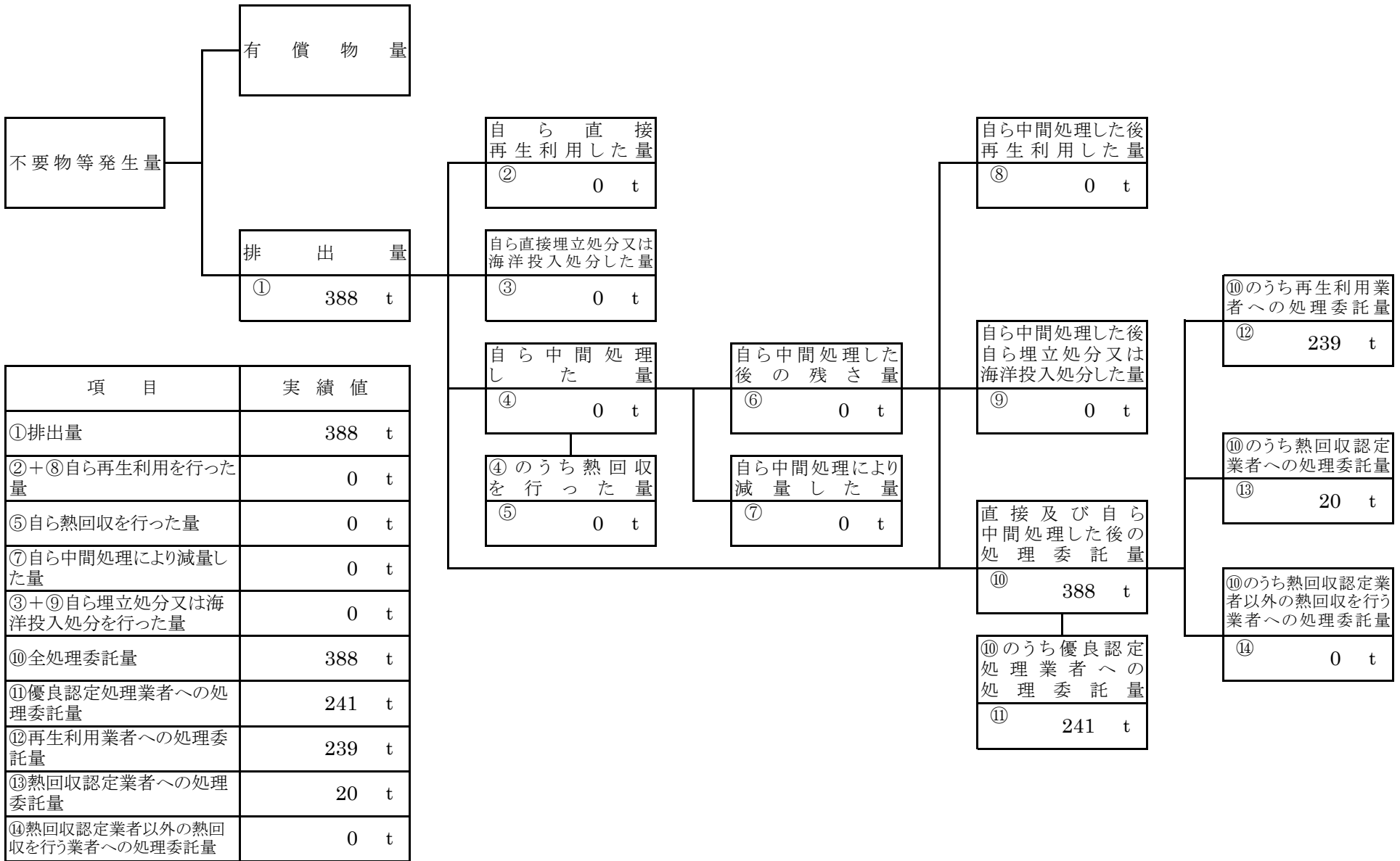
(産業廃棄物の種類: 廃油)



項目	実績値
①排出量	48 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	48 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	48 t
⑫再生利用業者への処理委託量	45 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	3 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

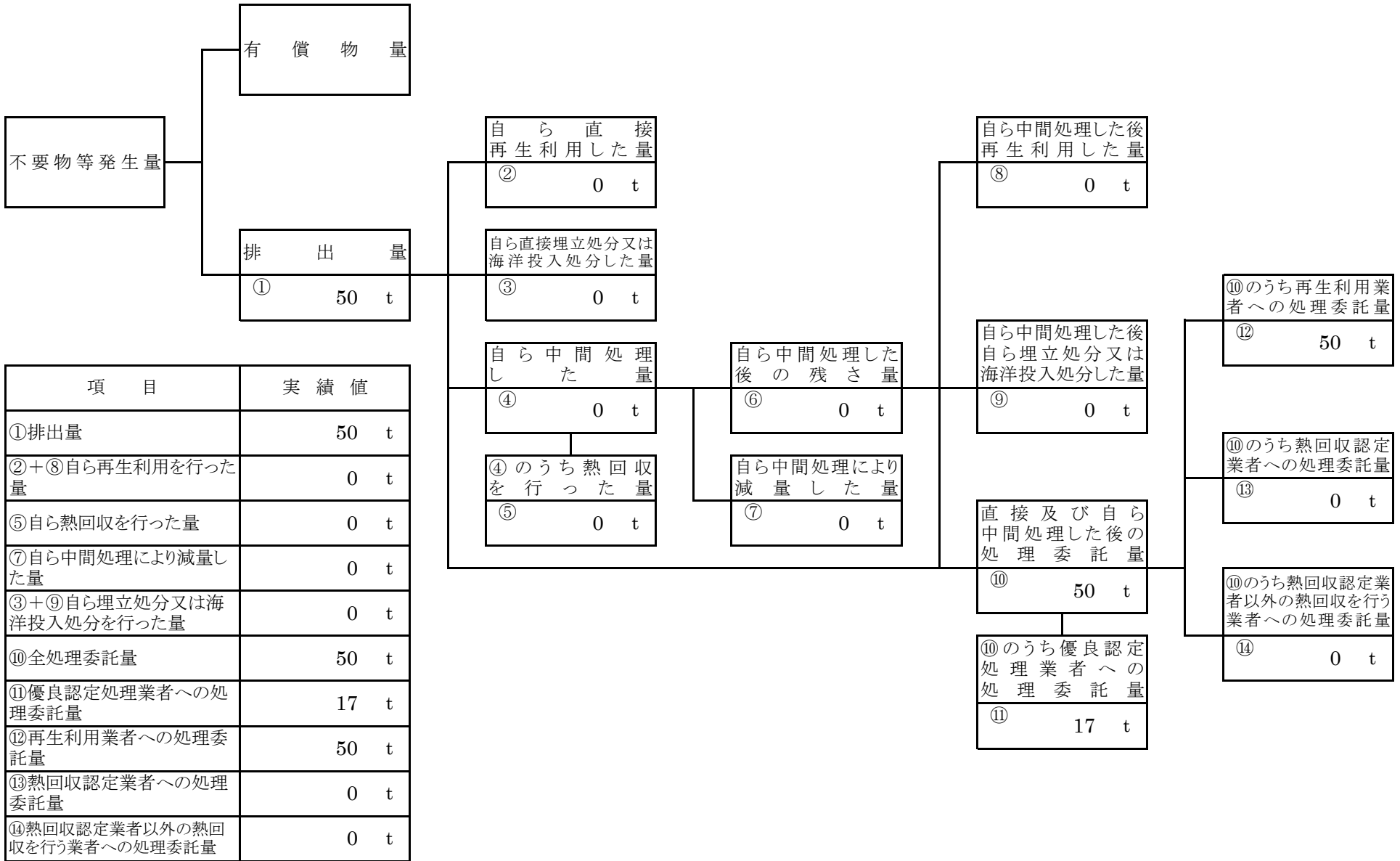
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



項目	実績値
①排出量	388 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	388 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	241 t
⑫再生利用業者への処理委託量	239 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	20 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

# 計画の実施状況

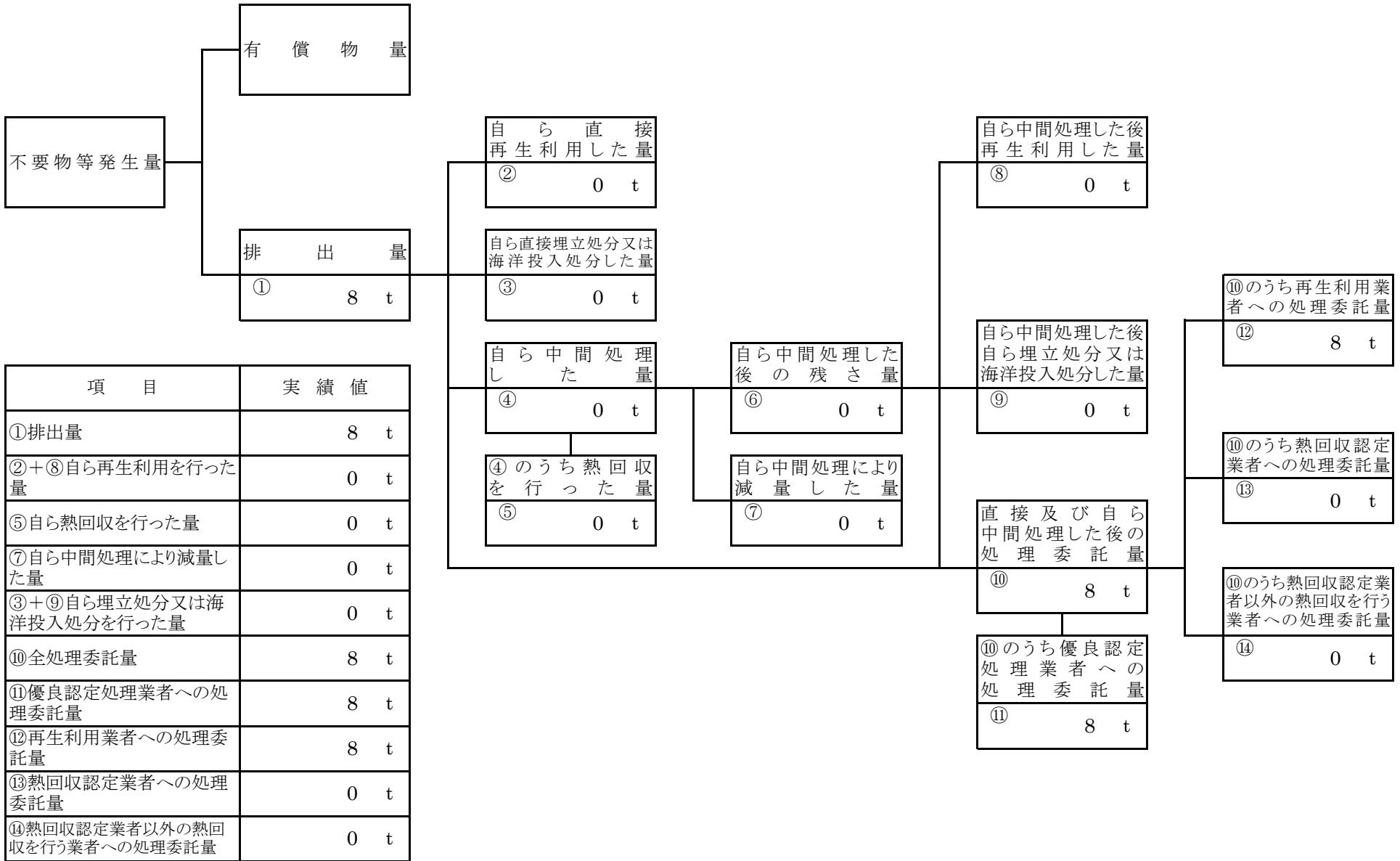
(産業廃棄物の種類: 木くず)



項目	実績値
①排出量	50 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	50 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	17 t
⑫再生利用業者への処理委託量	50 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

# 計画の実施状況

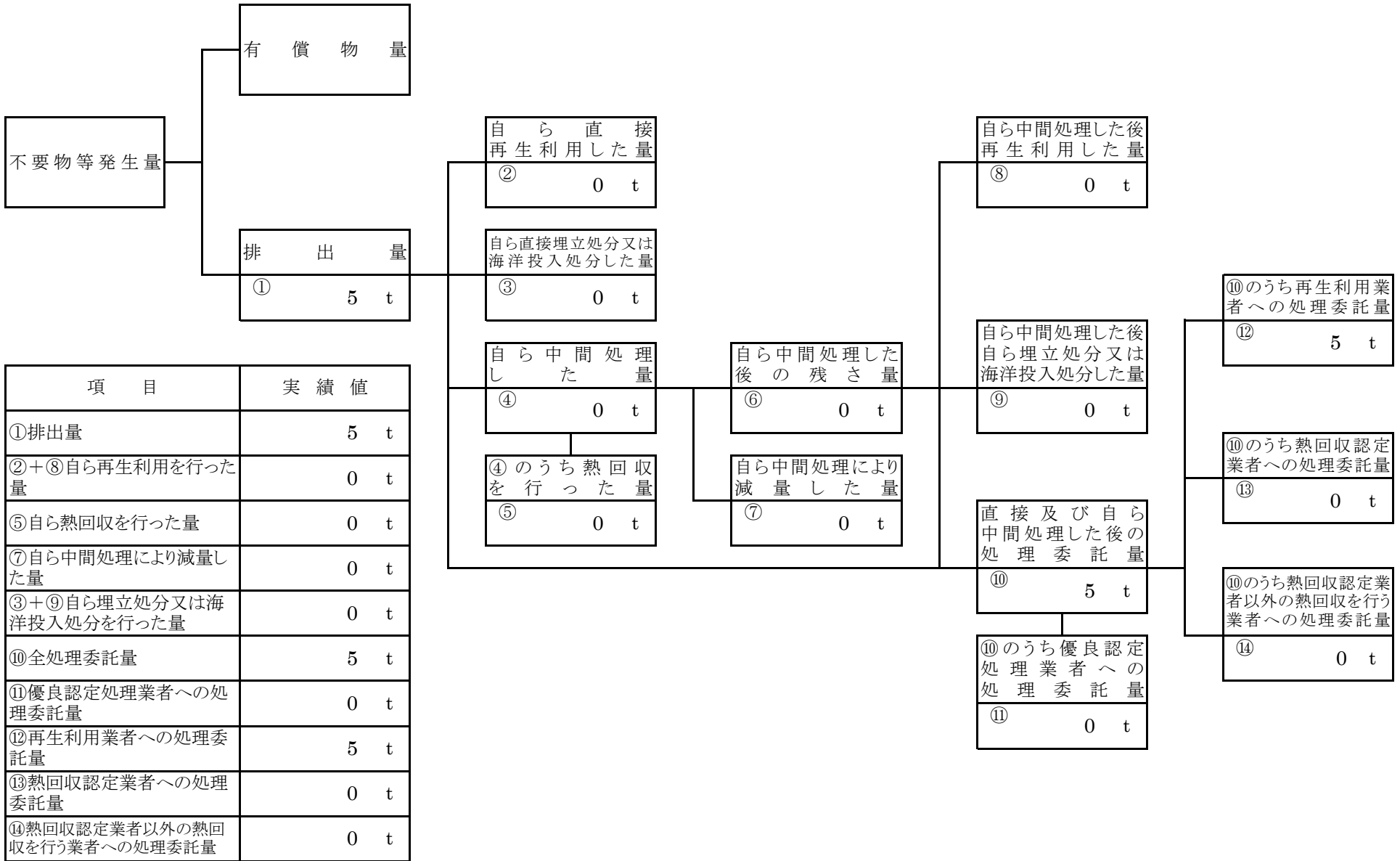
(産業廃棄物の種類: 金属くず)



項目	実績値
①排出量	8 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	8 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

# 計画の実施状況

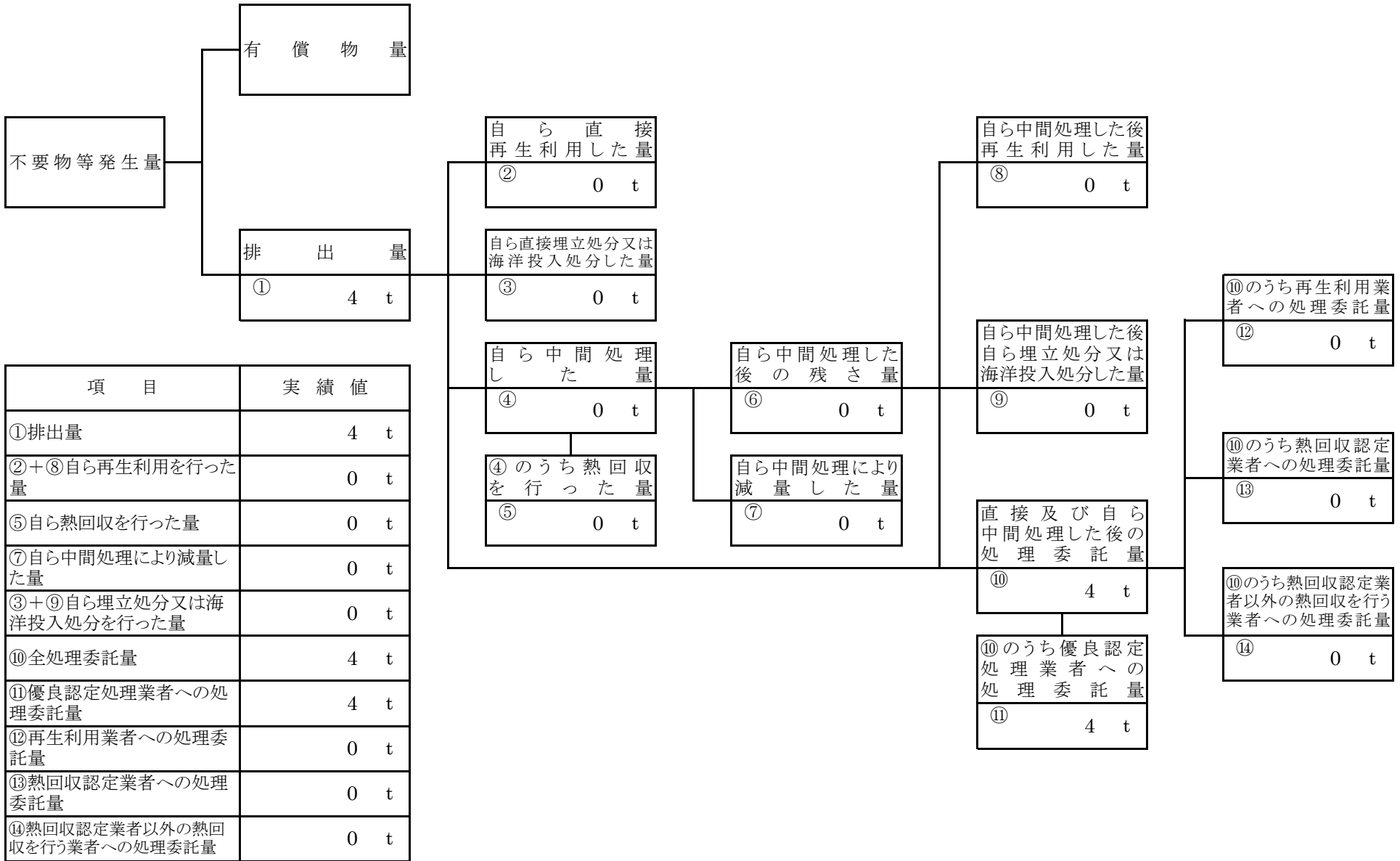
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



項目	実績値
①排出量	5 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	5 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



項目	実績値
①排出量	4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 2 4 日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県市原市五井南海岸6番地

氏 名 デンカ株式会社 千葉工場

執行役員工場長 栗田 弘道

電話番号 0436-26-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	デンカ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸6番地
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額 80,000百万円
③従業員数	839人(正社員575人、常勤関係職員264人)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD     A[製造工程] --&gt; B[引火性廃油]     C[製造設備 (定期修理等)] --&gt; B     C --&gt; D[強アルカリ 強酸]     B --&gt; E[委託処理(中間処理) [油水分離、焼却]]     D --&gt; F[委託処理(中間処理) [中和、焼却]]     E --&gt; G[再生燃料化]             </pre>

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図)				
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	強酸
	排出量	453t	2t	15t
	(これまでに実施した取組) ・ 引火性廃油については、製造工程、精製工程の改善（収率アップ）により、発生量を抑制している。 ・ 一部の引火性廃油について、溶剤蒸留再生メーカーにて精製し、重合溶媒として再使用する検討をしているが、課題があり進んでいない。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	強酸
	排出量	500t	5t	10t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き、これまでの取組みを継続する。 ・ 引火性廃油の再使用について、調査を継続する。 ・ 強アルカリ、強酸は、タンクの開放点検のため定期的に発生することから、在庫管理を強化し、排出量を抑制する。 ※各種取組みにより廃棄物の削減に努めているが、生産設備の稼働率向上により引火性廃油発生量は増加する計画となっている。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引火性廃油：再使用を検討している引火性廃油については、専用タンクに分別貯蔵している。			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引き続き、これまでの取組みを継続する。			

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物の再生利用は行っていない。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物を再生利用する計画はない。			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
(これまでに実施した取組) ・ 酢酸ビニル製造設備から排出される引火性廃油について、工場内の廃油焼却炉にて焼却処理をしていたが、製造設備の廃止により、廃油焼却炉も廃止した。(平成28年)				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
(今後実施する予定の取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物を中間処理する計画は無い。				

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分は行っていない。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う計画はない。			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	強酸
	全処理委託量	453t	2t	15t
	優良認定処理業者への処理委託量	453t	2t	15t
	再生利用業者への処理委託量	387t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	54t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・ 引火性廃油については、可能な限り、再生燃料油等として再生利用できる業者に処理を委託しているが、一部、性状により再生困難な廃油については、やむなく焼却処理している。 ・ 再生燃料化は1社に頼っていたが、新たに再生燃料化できる業者と契約締結し、複数社で対応できるようにした。(BCP対応) ・ 特別管理産業廃棄物は、全量を優良認定処理業者へ処理を委託した。			

②計画	<b>【目標】</b>			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	強酸
	全処理委託量	500t	5t	10t
	優良認定処理業者への処理委託量	500t	5t	10t
	再生利用業者への処理委託量	450t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	30t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引火性廃油については、可能な限り再生燃料油等として再生利用できる業者に処理を委託する。</li> <li>特別管理産業廃棄物については、全量を優良認定処理業者へ処理委託する。</li> </ul>				
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	470t		
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存処理先については、全処理先で電子化済み。</li> <li>新規処理先についても、電子化可能な業者のみと契約する。</li> </ul>			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住所 千葉県市原市五井南海岸6番地

氏名 デンカ株式会社 千葉工場

執行役員工場長 栗田 弘道

電話番号 0436-26-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	デンカ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸6番地
事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	430.1 t	全処理委託量	430.1 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	430.1 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	300 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	60 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	373 t
	前年度	470 t

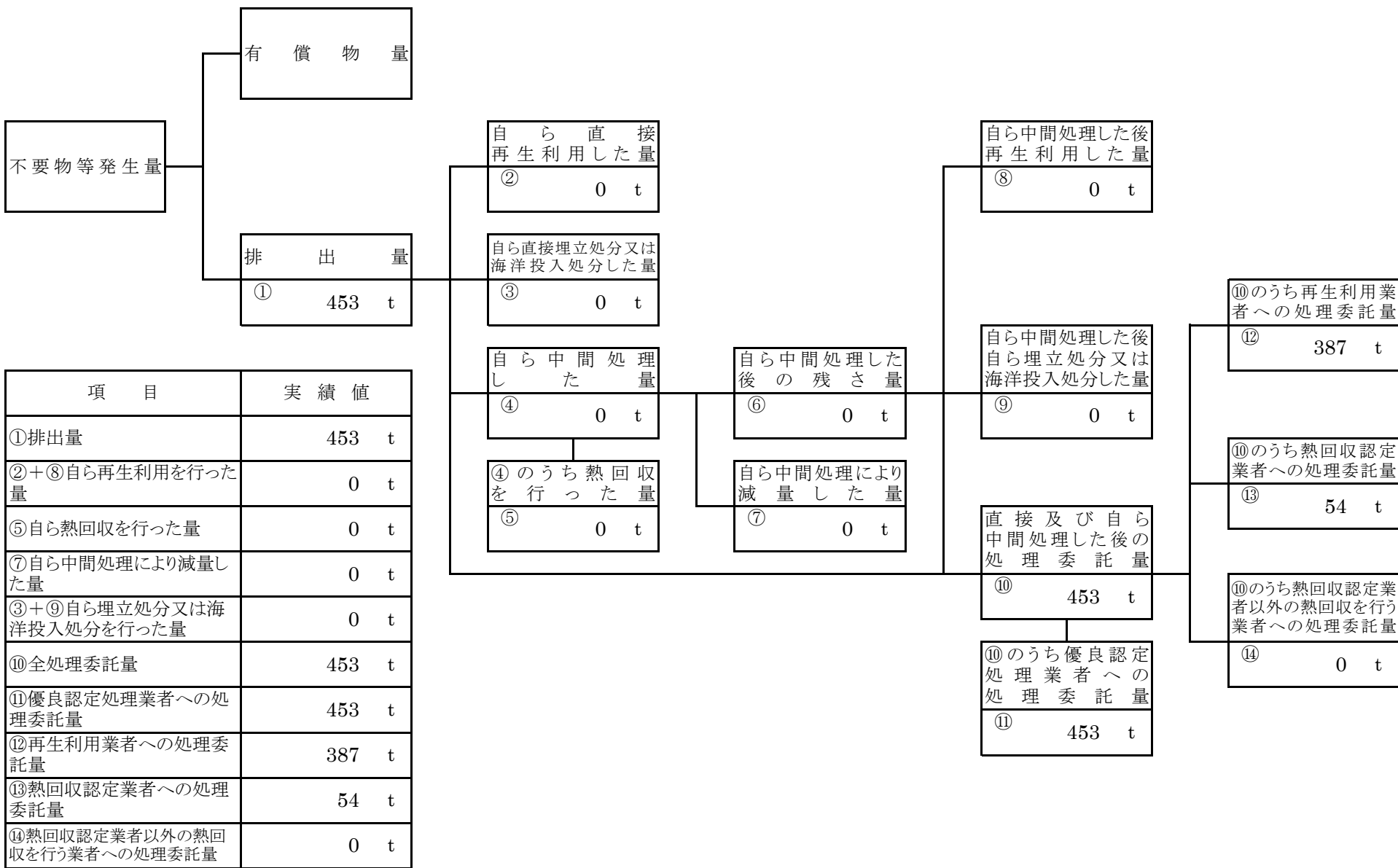
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

- ・特別管理産業廃棄物のマニフェストは全て電子化済み。
- ・紙マニフェストを使用している1社に対して、電子化の申し入れを行い、令和7年度中に電子化することで了解頂いた。
- ・電子マニフェストに対応できない業者とは新規に契約しない。

※事務処理欄

# 計画の実施状況

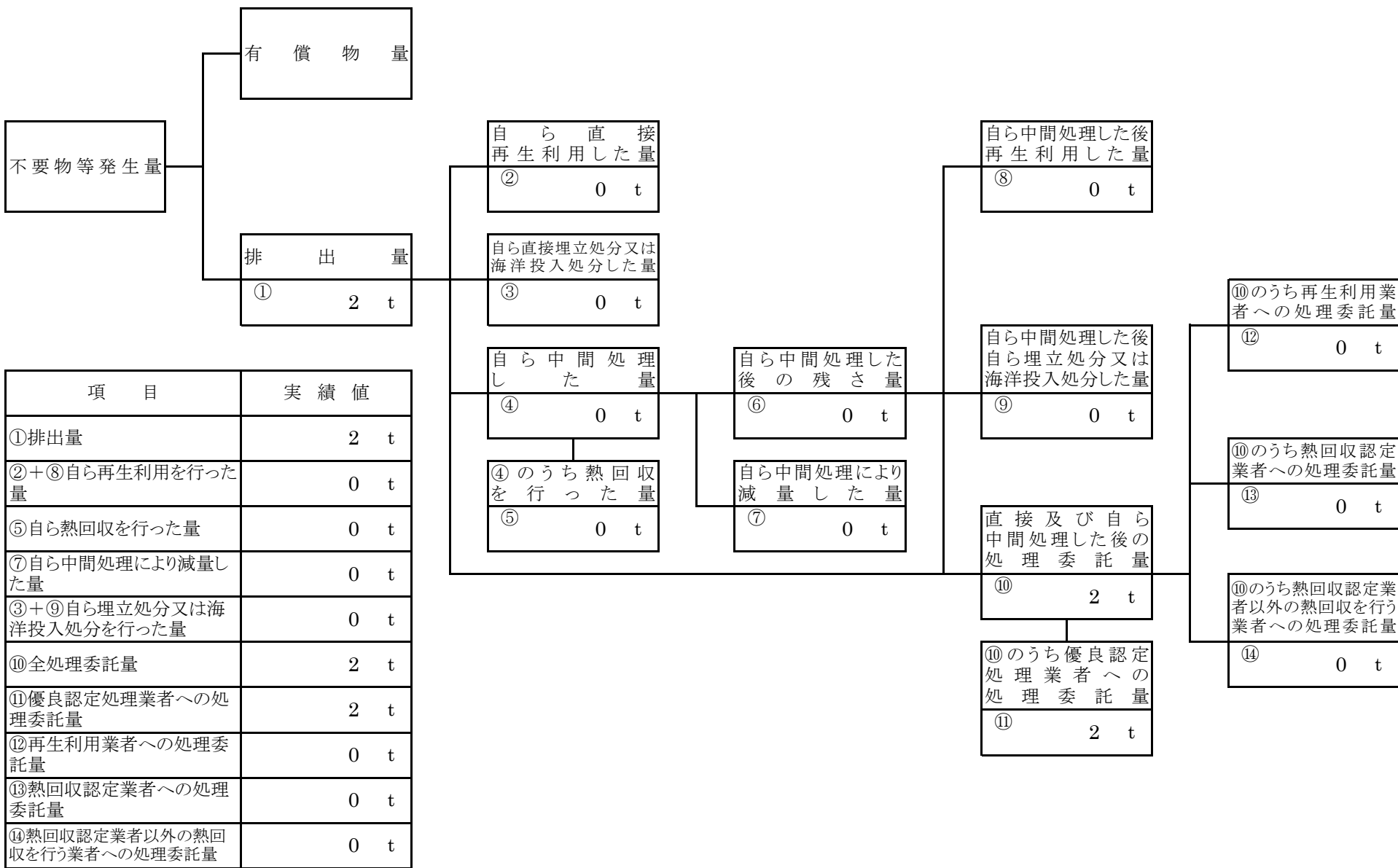
(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油)



項目	実績値
①排出量	453 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	453 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	453 t
⑫再生利用業者への処理委託量	387 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	54 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

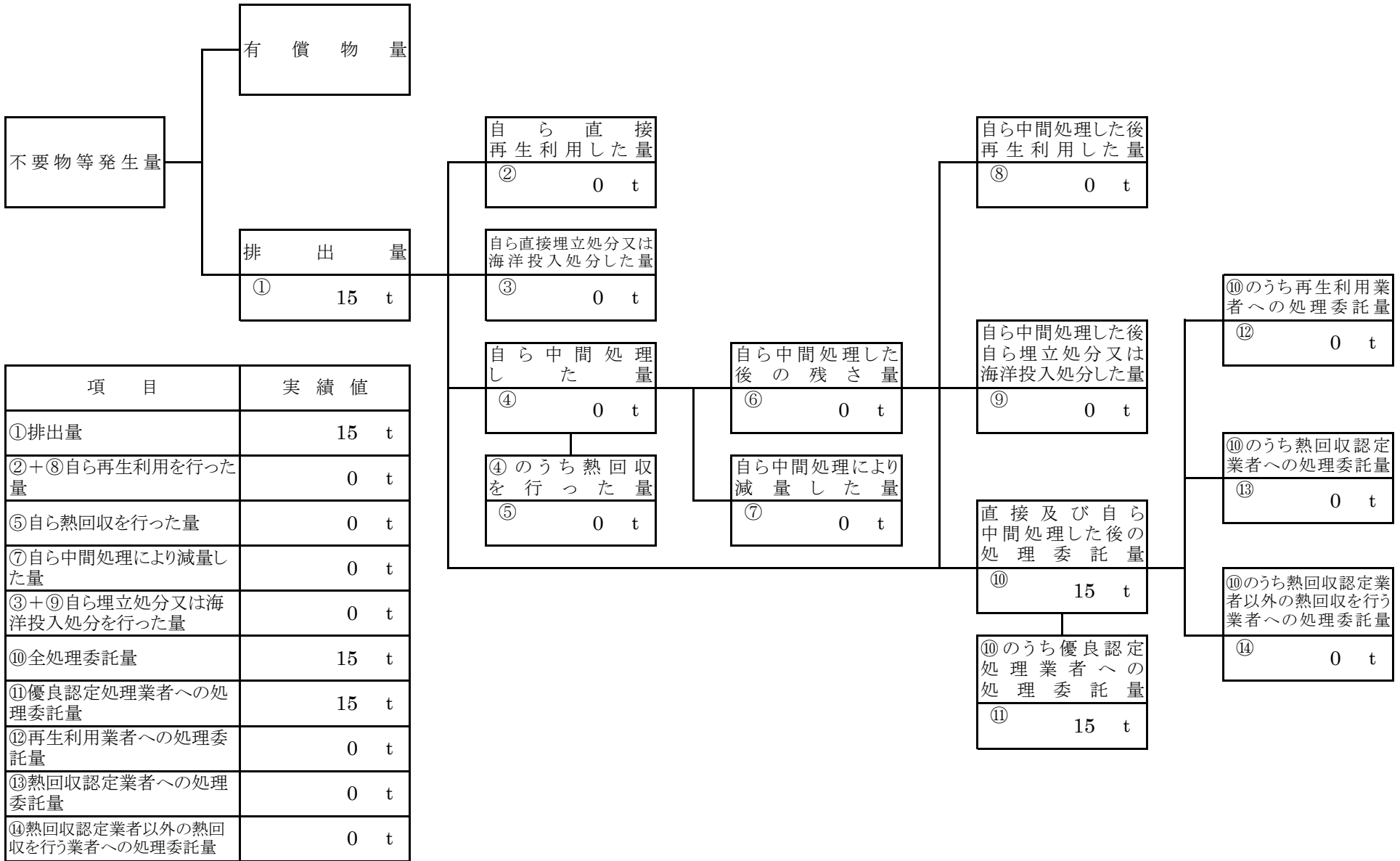
# 計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 強アルカリ)



# 計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 強酸)



備考

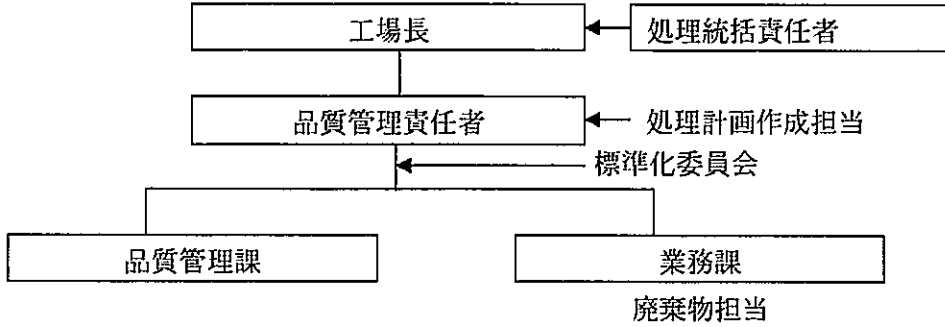
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年 5月23日	
千葉県知事 熊谷 俊人 殿	
提出者 〒 272-0002 住 所 千葉県市川市二俣新町22番地 氏 名 東京エスオーシー株式会社 市川工場 工場長 大見川 隆治 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 047-328-4171	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東京エスオーシー株式会社 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市二俣新町22番地
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日迄
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類 製造業 中分類 窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	2024年度製造品出荷額 900 百万円
③ 従業員数	11人(正社員8名 常勤関係職員3名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙による

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	① 汚泥(スラッジ水)
	排出量	8102.0t
	(これまでに実施した取組) 現場との連絡を密にし、残コンの減少を図る。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	① 汚泥(スラッジ水)
	排出量	8000.0t
	(今後実施する予定の取組) 業界にて戻りコンの削減対策を引き続き継続しており、 当社も積極的に推進する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥・ガラス・コンクリートくずの表示看板を設け、識別を明確にしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も適正処理を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	② コンクリートくず	③汚泥（不養生コンクリート）
	排 出 量	1644.2 t	749.2 t
	（これまでに実施した取組） ・現場との連絡を密にし、残コン戻りコンの発生抑制に努めている。 ・コンクリート出荷製品の不適合（不合格品）を発生させないため、品質管理の徹底と人的ミスの抑制に努めている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	②コンクリートくず	③汚泥（不養生コンクリート）
	排 出 量	2000.0 t	900.0 t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も現場との打ち合わせ、数量確認を密に行い、残コン・戻りコンの低減に努める。 ・安定した製品の出荷に努める。		

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラッジ）	②コンクリートくず	③汚泥（不養生コンクリート）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラッジ）	②コンクリートくず	③汚泥（不養生コンクリート）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラッジ水）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	6886.7 t
（これまでに実施した取組）		
・コンクリート処理及び洗浄等にて発生した汚泥（スラッジ水）を中間処理（分級処理及び脱水処理）にて、回収水（上澄水）として再利用している		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラッジ水）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	6800.0 t
（今後実施する予定の取組）		
・今後も現場との打ち合わせ、数量確認を密に行う。 ・引き続きコンクリート処理及び洗浄等にて発生した汚泥（スラッジ水）を中間処理（分級処理及び脱水処理）にて、回収水（上澄水）として再利用する。		

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（2024年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	②コンクリートくず	③汚泥（不養生コンクリート）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	②コンクリートくず	③汚泥（不養生コンクリート）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（2024年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラッジ）	②コンクリートくず	③汚泥（不養生コンクリート）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラッジ）	②コンクリートくず	④汚泥（不養生コンクリート）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（2024年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラッジ水）		
	全処理委託量	1215.3 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t		
	再生利用業者への処理委託量	1215.3 t		
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t		
	（これまでに実施した取組） 現場との連絡を密にし、残コンの減少を図る。 ・脱水処理したガラス・コンクリート・陶磁器くずの状態での産業廃棄物の再利用ができる委託業者に依頼している。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	②コンクリートくず	③汚泥（不養生コンクリート）
① 現状	全処理委託量	1644.2 t	749.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1644.2 t	749.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・産業廃棄物の有効利用を図るべく、再生路盤材として再利用できる委託業者に処理を依頼している。		

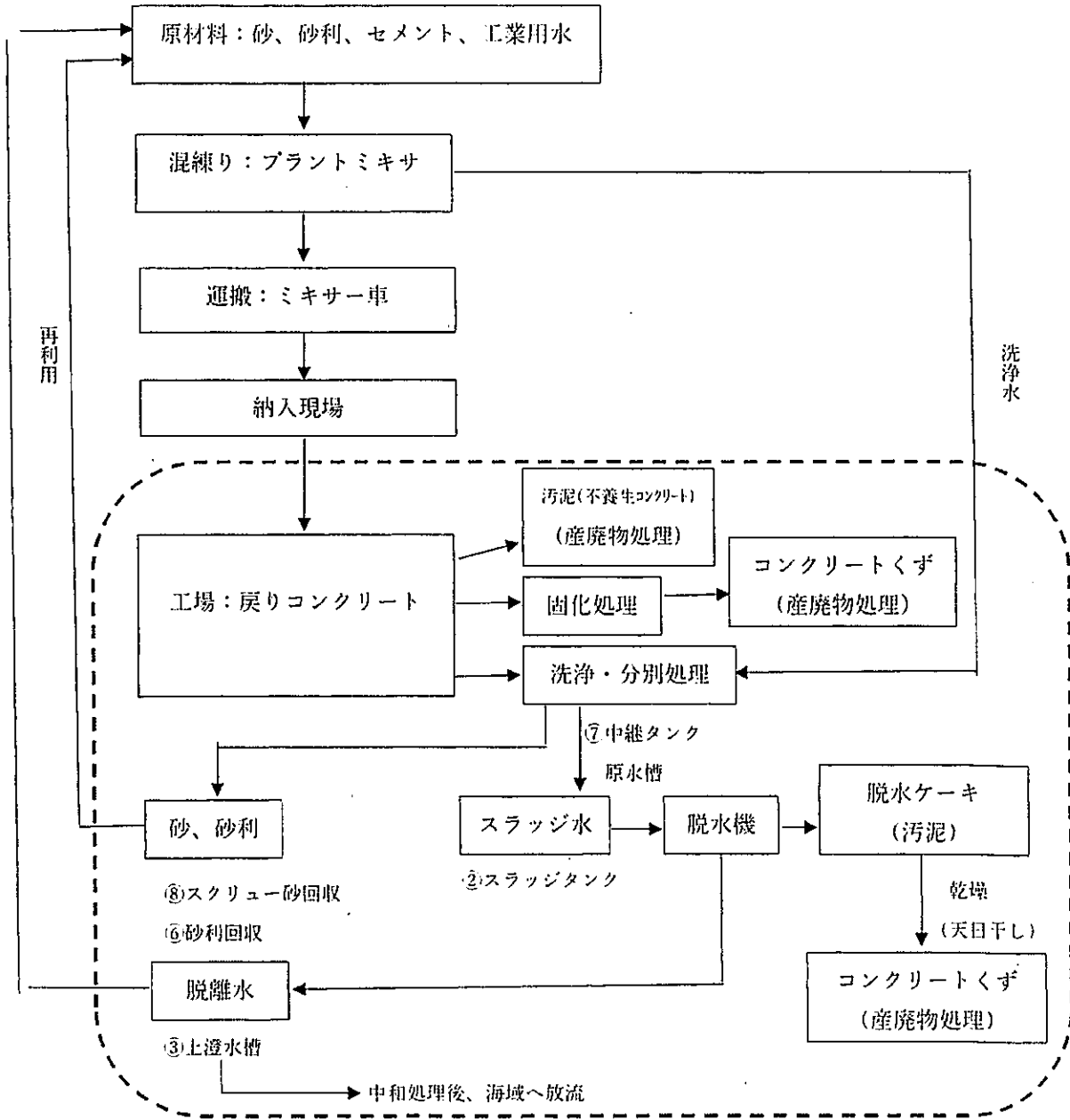
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	①汚泥(スラッジ水)
	全処理委託量	1200.0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t
	再生利用業者への 処理委託量	1200.0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き脱水処理したガラス・コンクリート・陶磁器くずの状態 で産業廃棄物の再利用ができる委託業者に依頼する。</li> <li>汚泥の中間処理施設(脱水施設)の維持管理を徹底し、故障・老朽 化の防止に努め安定稼働させる。</li> </ul>	
※事務処理欄		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	②コンクリートくず	③汚泥（不養生コンクリート）
	全処理委託量	2000.0t	900.0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t
	再生利用者への 処理委託量	2000.0t	900.0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も産業廃棄物の有効利用を図るべく、再生路盤材として再利用 できる委託業者に処理を依頼する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

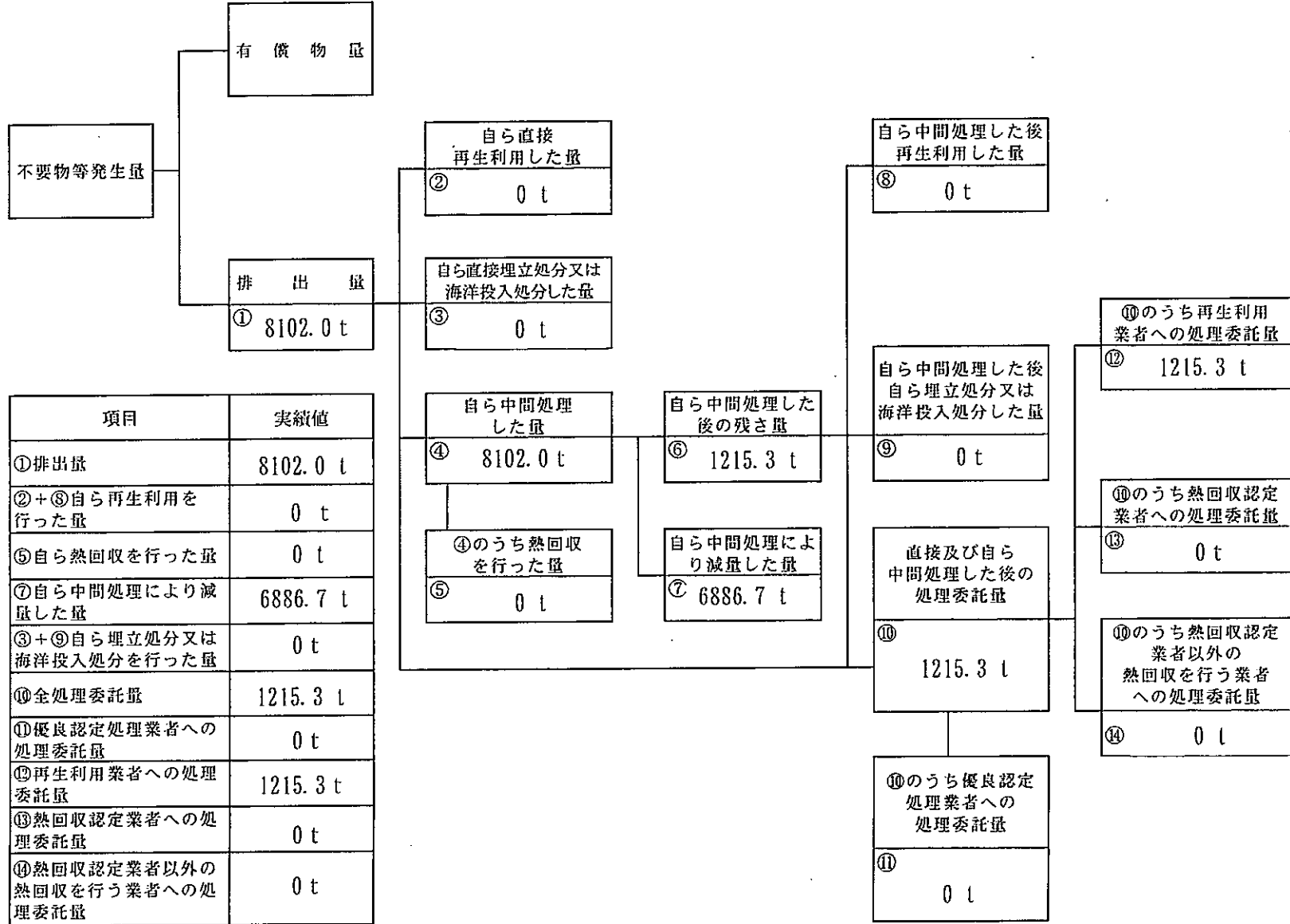
# 産業廃棄物の一連の処理工程



産業廃棄物処理計画実施状況報告書		2025年 5月23日	
千葉県知事 熊谷 俊人 殿			
提出者 〒 272-0002 住 所 千葉縣市川市二俣新町22番地 氏 名 東京エスオーシー株式会社 市川工場 工場長 大見川 隆治 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 047-328-4171			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	東京エスオーシー株式会社市川工場		
事業場の所在地	市川市二俣新町22番地		
事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	12200.0 t	全処理委託量	4550.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	4550.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	7650.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

計画の実施状況

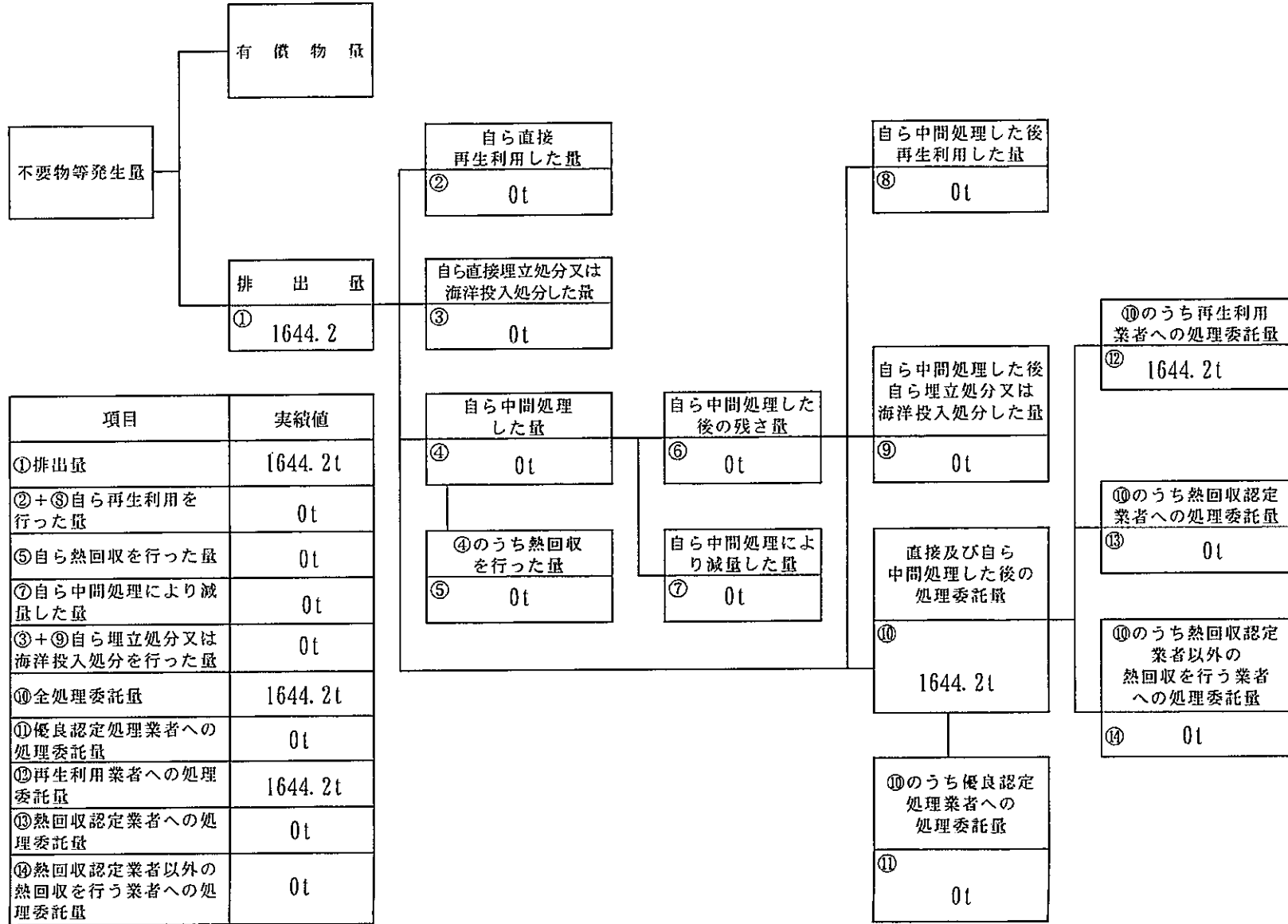
(産業廃棄物の種類: 汚泥 (スラッジ) )



項目	実績値
①排出量	8102.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	6886.7 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	1215.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	1215.3 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

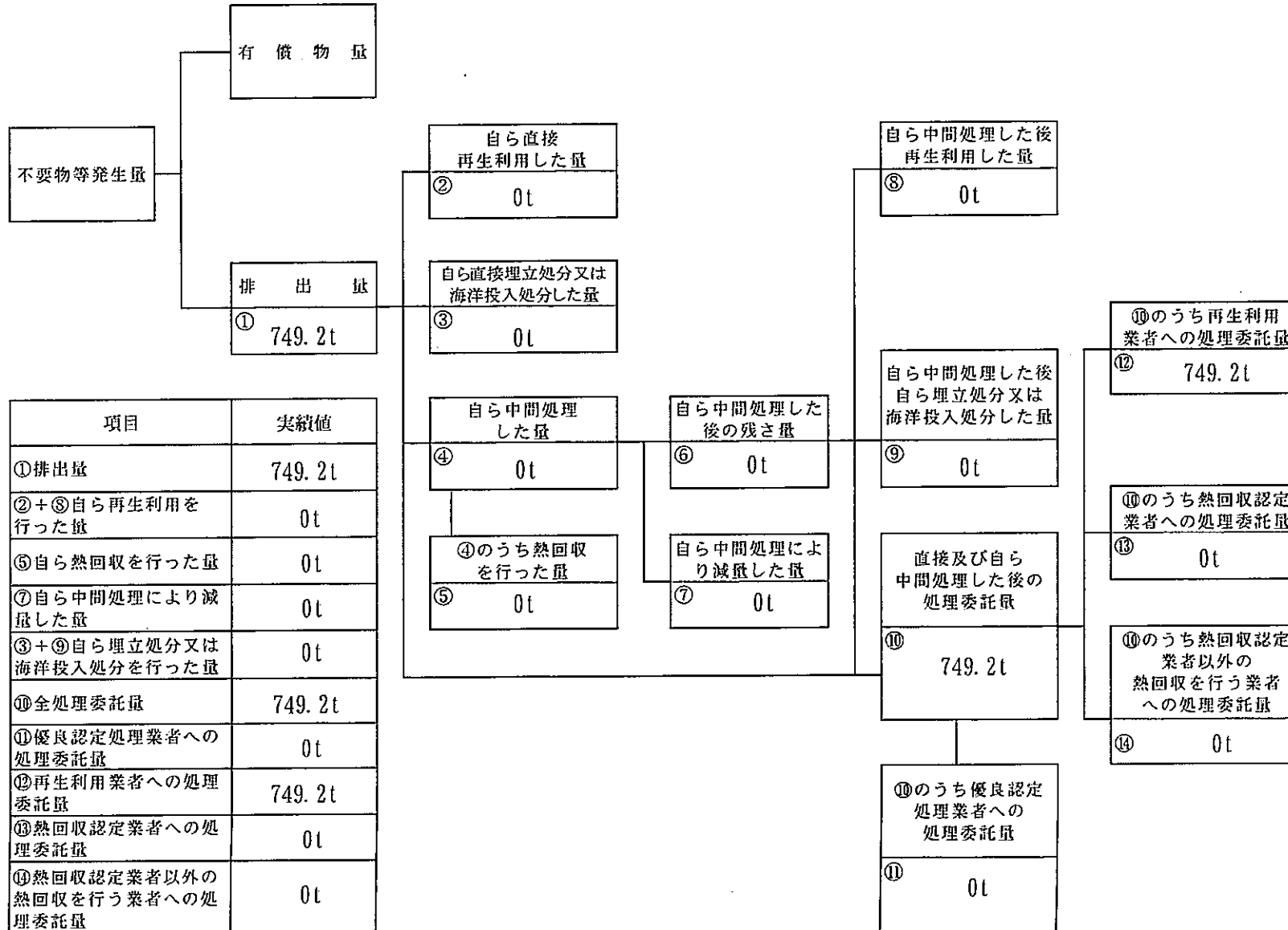
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: コンクリートくず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥(不養生コンクリート))



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年4月22日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 272-0011

住 所 千葉県市川市高谷新町9-5

法人名 東京製線株式会社

代表者 松任 建樹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-327-1131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京製線株式会社
事業場の所在地	千葉県市川市高谷新町9-5
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 鉄鋼業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額：30.1億円
③従業員数	29
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	排出量	742.13 t	t
	(これまでに実施した取組) ・硫酸濃度等液管理を徹底する事により、使用寿命を1日でも長く伸ばし廃酸の排出量を少しでも抑える。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	排出量	730 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記同様の取組を実施する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・強酸類において、廃硫酸、廃ボンデ、廃塩化第二鉄液をそれぞれ分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状と同じ。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	52.1 t	t
	(これまでに実施した取組) ・排水処理にて、スラッジ沈殿バランスを保つため廃硫酸を利用している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	55 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も、排水処理にてスラッジ沈殿バランスを保つため廃硫酸を利用する。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) ・自ら熱回収、及び中間処理を行った事はない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・今後も自ら熱回収、及び中間処理を行う予定はない。			

## (第4面)

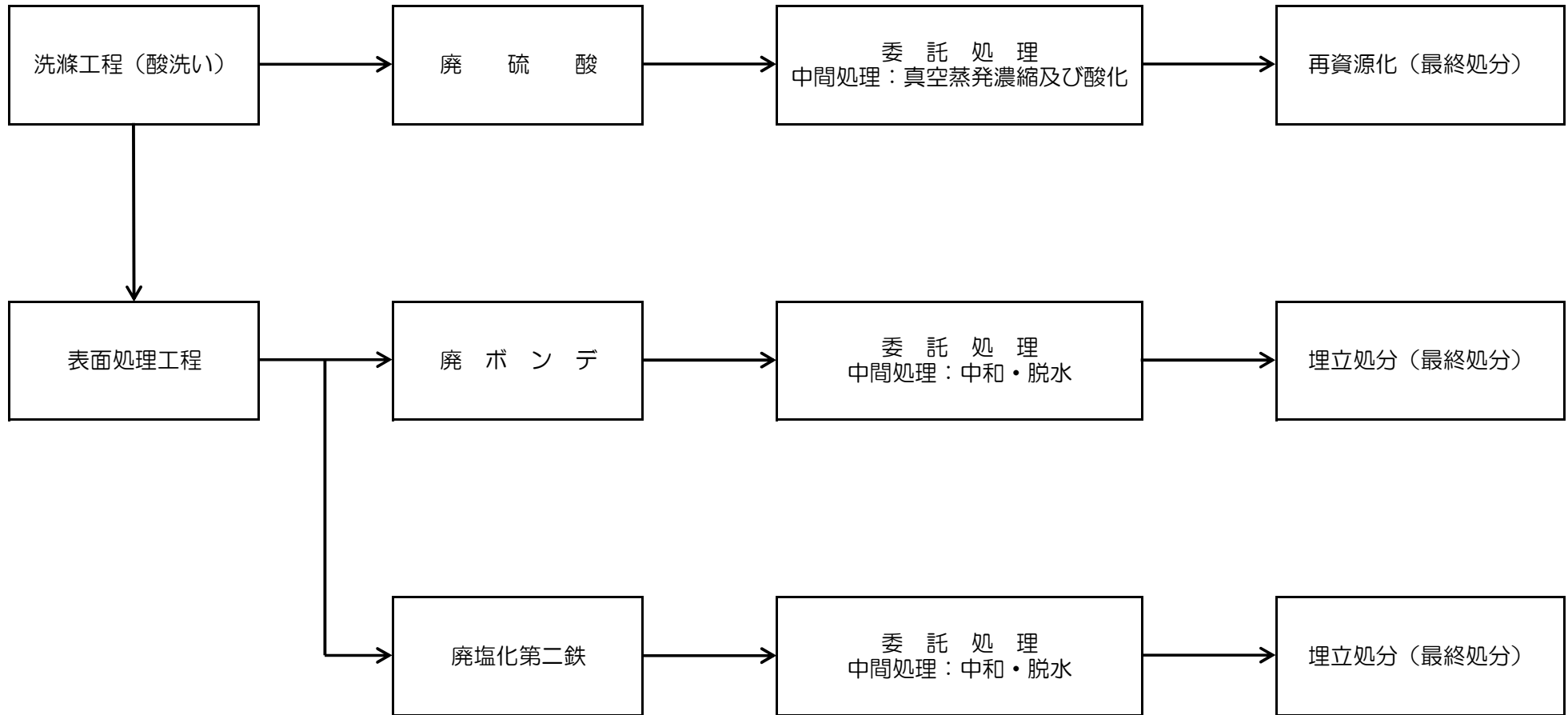
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・自ら埋立処分を行った事はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も、自ら埋立処分を行う予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	全処理委託量	690.03 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	38.99 t	t
	再生利用業者への処理委託量	651.04 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・廃硫酸においては、全量再生利用業者へ委託。 ・廃ボンデ、廃塩化第二鉄液は優良認定業者へ委託。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	全 処 理 委 託 量	675 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	40 t	t
	再生利用業者への処理委託量	635 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引続き、これまでと同様の取組を実施する。</li> </ul>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		742.13 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子マニフェスト導入済み。</li> </ul>		
※事務処理欄			

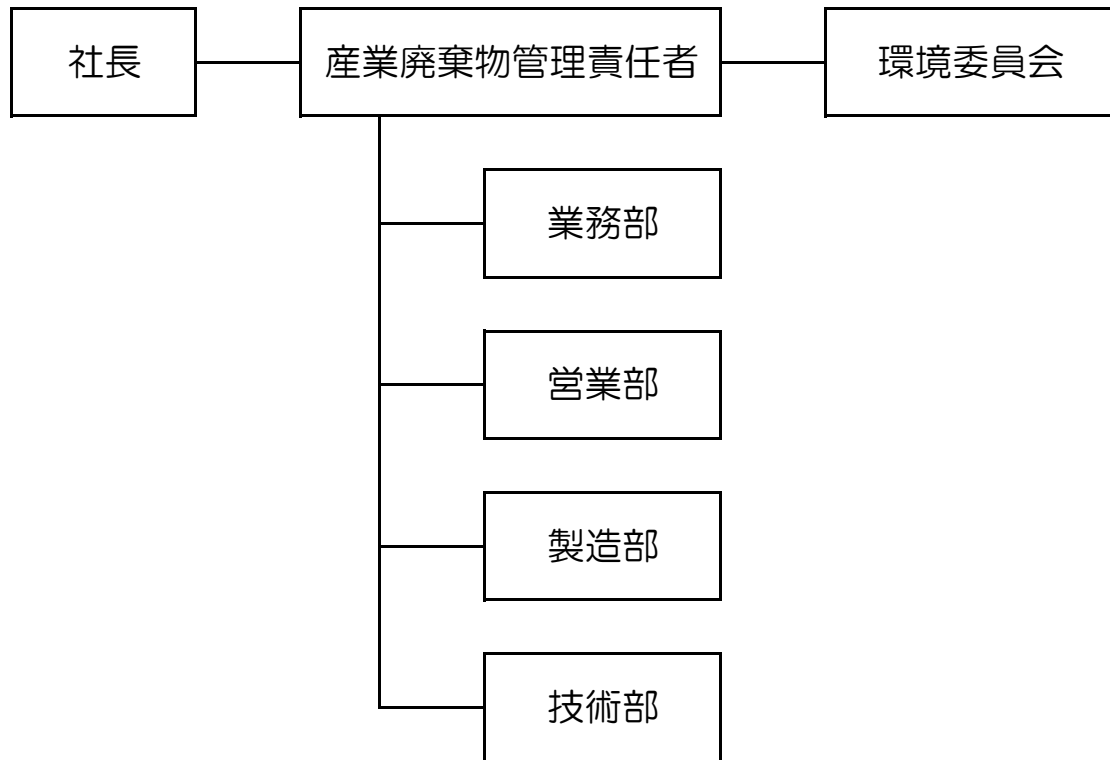
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

別紙1 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程



別紙2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制



(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年4月22日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 272-0011

住所 千葉縣市川市高谷新町9-5

法人名 東京製線株式会社

代表者 松任 建樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-327-1131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東京製線株式会社
事業場の所在地	千葉縣市川市高谷新町9-5
事業の種類	大分類 製造業 中分類 鉄鋼業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	720 t	全処理委託量	670 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	50 t	優良認定処理業者への処理委託量	30 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	640 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	731.53 t
	前年度(令和6年度)	742.13 t

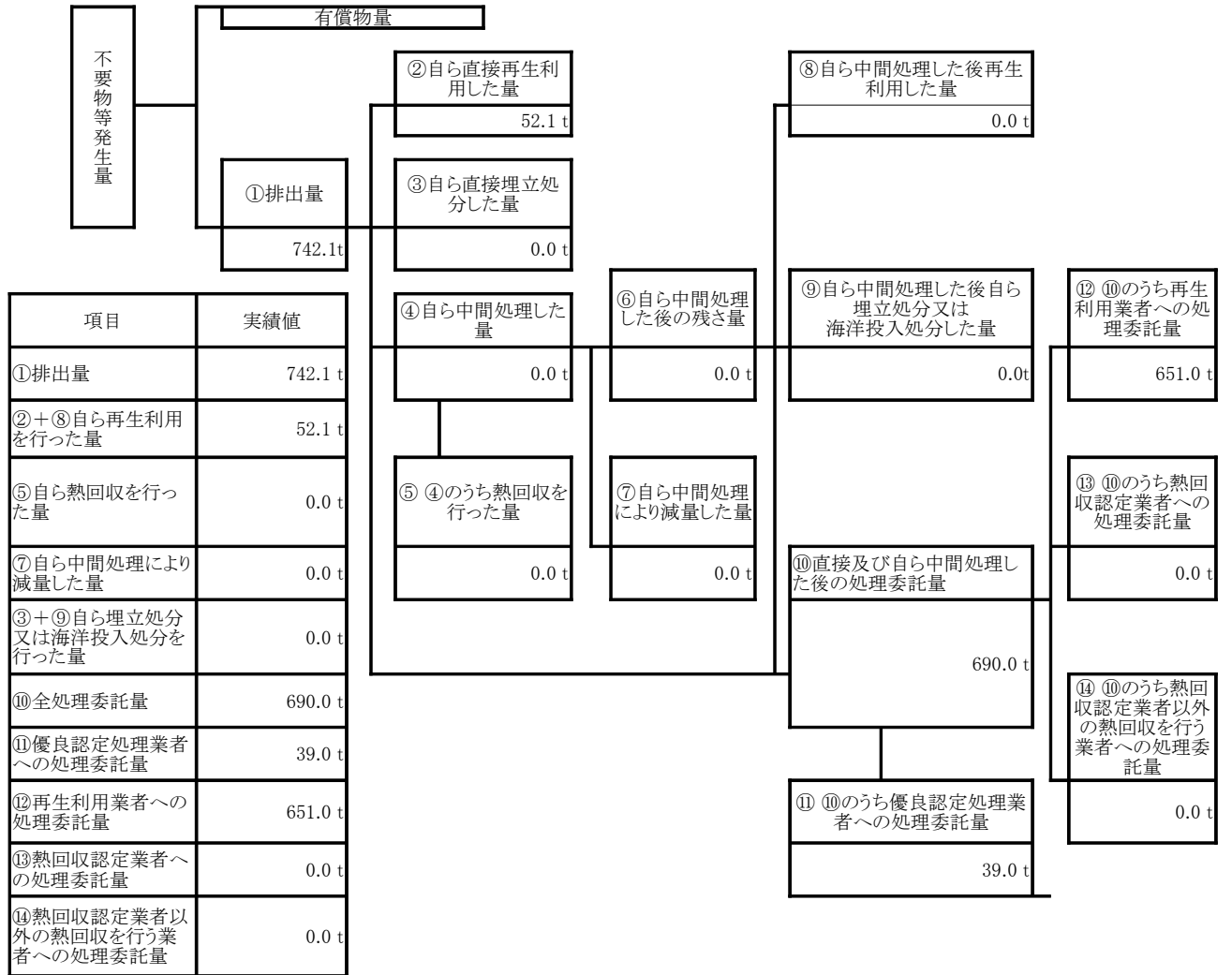
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)  
2018年度よりJWNETへ加入し、電子マニフェストシステムを運用している。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 5月 26日

千葉県知事

熊谷 俊人

殿

提出者 〒299-0266

住 所 袖ヶ浦市北袖10番地

氏 名 東邦化学工業(株) 千葉工場  
工場長 越坂 誠一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0438-62-3211



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

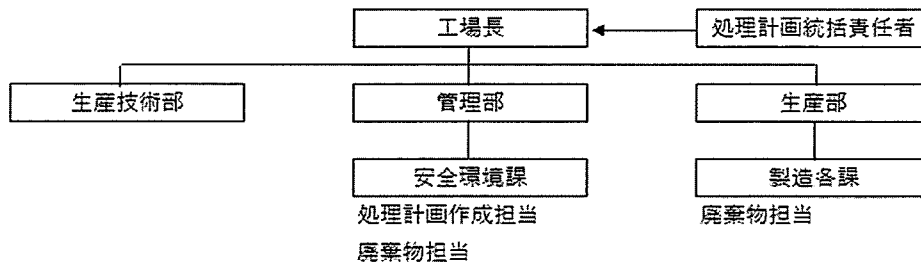
事業場の名称	東邦化学工業(株) 千葉工場
事業場の所在地	袖ヶ浦市北袖10番地
計画期間	令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業		
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 21,624百万円		
③ 従業員数	281人（正社員 246人、常勤関係職員 35人）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	界面活性剤製造工程 → 廃アルカリ、腐蝕	→ 委託処理 (中間処理：焼却、中和、混合エマルジョン)	
	→ 汚泥	→ 委託処理 (中間処理：焼却)	
	→ 廃油	→ 委託処理 (中間処理：焼却、混合エマルジョン)	
	→ 廃プラ	→ 委託処理 (中間処理：焼却、再生)	
	→ 木くず	→ 委託処理 (中間処理：粉砕燃料化)	
	→ 紙くず	→ 委託処理 (中間処理：焼却)	
		→ 自社中間処理 (自社設備で焼却)	→ 委託処理 燃え殻 スラグ化
	製品性能試験、建蔽 → コンクリガラ	→ 委託処理 (中間処理：粉砕)	
	→ 金属くず	→ 委託処理 (中間処理：焼却)	
	→ 水銀使用製品産業廃棄物	→ 委託処理 (中間処理：破砕)	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	排出量	7886.7 t	28 t
	(これまでに実施した取組) 生産計画を効率よく計画し、製品切り替え時の洗浄廃水の削減をしている。 製造量のスケールアップを検討し、生産回数の削減、洗浄回数の削減を行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	排出量	7000 t	20 t
	(今後実施する予定の取組) 廃水処理施設を設置、稼働し産業廃棄物の排出の削減を図る。 更なる生産計画の効率化を図り、製品切り替え時で発生する廃水の削減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類別に分別回収している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃溶剤を分別回収し、更なる有価販売を検討する

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 輸入原料購入時に付いてくる木製パレットを構内で再使用できるものを分別し利用する。また、運送業者へ積極的に提供する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	（これまでに実施した取組） 製造工程で発生する汚泥の一部を一般廃棄物（紙くず）と共に自社小型焼却炉で焼却処理している		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 自社処理は最小限とし、熱回収処理業者へ処理を委託する。		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引続き埋立処分又は海洋投棄処分する予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	全処理委託量	7886.7 t	28 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7886.7 t	28 t
	再生利用業者への処理委託量	21.6 t	21.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	6848.7 t	0.9 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1016.4 t	5.9 t
(これまでに実施した取組) 優良認定業者へ優先処理委託			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	全処理委託量	7000 t	20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7000 t	20 t
	再生利用業者への処理委託量	100 t	15 t
	認定熱回収業者への処理委託量	5900 t	2 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1000 t	3 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>「廃アルカリ」、「汚泥」等焼却処理する産業廃棄物を排出する先は熱回収の認定を受けた処理御者へ委託を行う</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	排出量	412.5 t	5.4 t	9.1 t	0 t	9.5 t	75.2 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	排出量	350 t	4 t	8	0	8	70 t	0 t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	16.7 t	0 t	0 t	0 t	0 t	53.7 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の種類	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	20 t	0 t	0 t	0 t	0 t	50 t	0 t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
【目標】									
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	全処理委託量	395.8 t	5.4 t	9.1 t	0 t	9.5 t	21.5 t	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	101.7 t	5.4 t	9.1 t	0 t	8.6 t	0 t	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	2 t	21.5 t	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	156 t	5.4 t	0 t	0 t	6.6 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	237.6 t	0 t	9.1 t	6 t	0.9 t	0 t	0 t	t
【目標】									
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸	燃え殻	金属くず	廃プラスチック	紙くず	水銀使用製品	
	全処理委託量	330 t	4 t	8 t	0 t	8 t	20 t	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	330 t	4 t	8 t	0 t	8 t	0 t	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	20 t	0 t	0 t	0 t	4 t	20 t	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	280 t	4 t	0 t	0 t	4 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	30 t	0 t	8 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 5月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



提出者 〒299-0266

住所 袖ヶ浦市北袖10番地

氏名 東邦化学工業(株) 千葉工場  
取締役工場長 越坂 誠一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-62-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東邦化学工業(株) 千葉工場
事業場の所在地	袖ヶ浦市北袖10番地
事業の種類	大分類;製造業 中分類;化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 6年 4月から令和 7年 3月

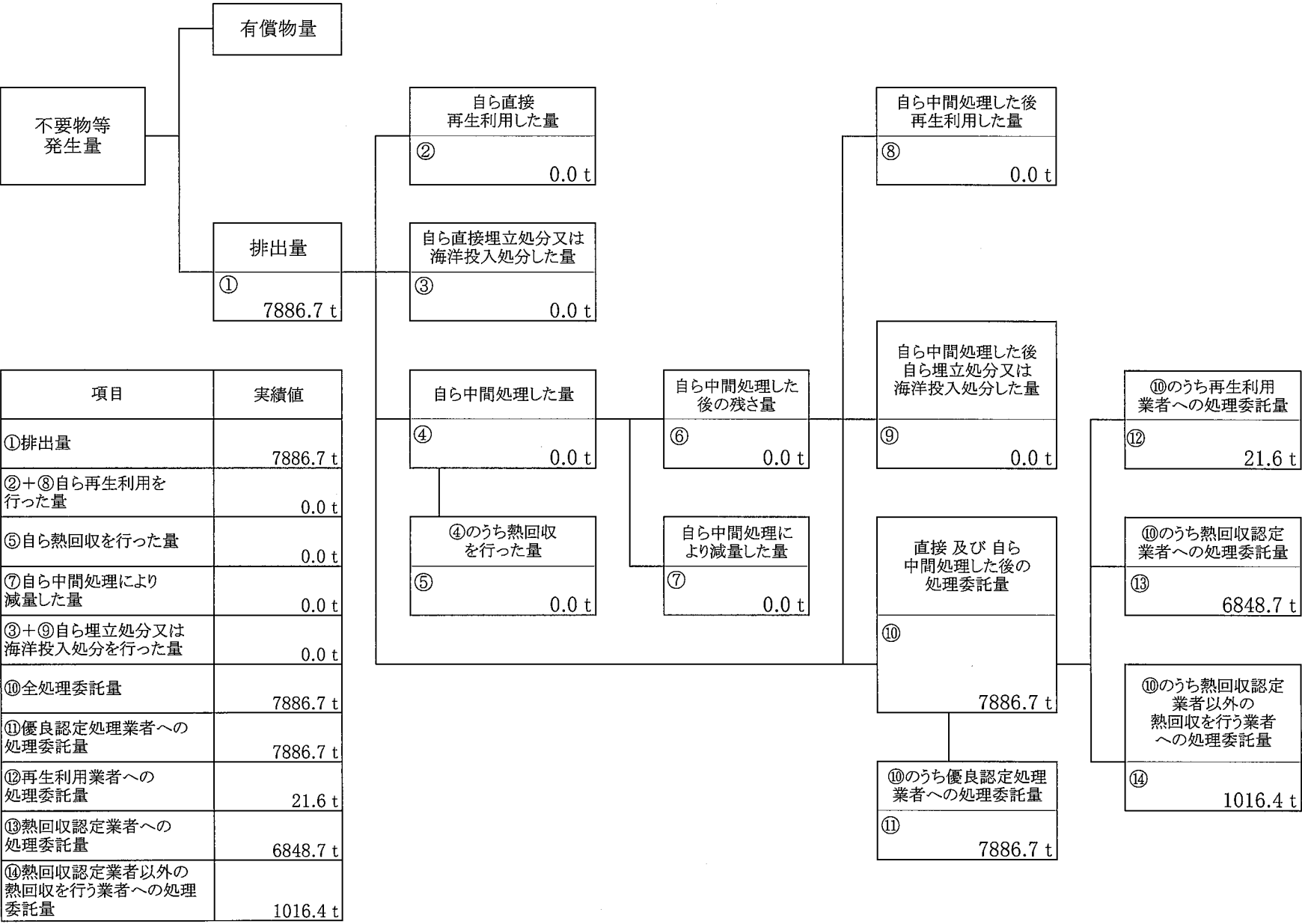
## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	12761.0 t	全処理委託量	12736.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	12721.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	197.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	25.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	10339.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2200.0 t

※事務処理欄

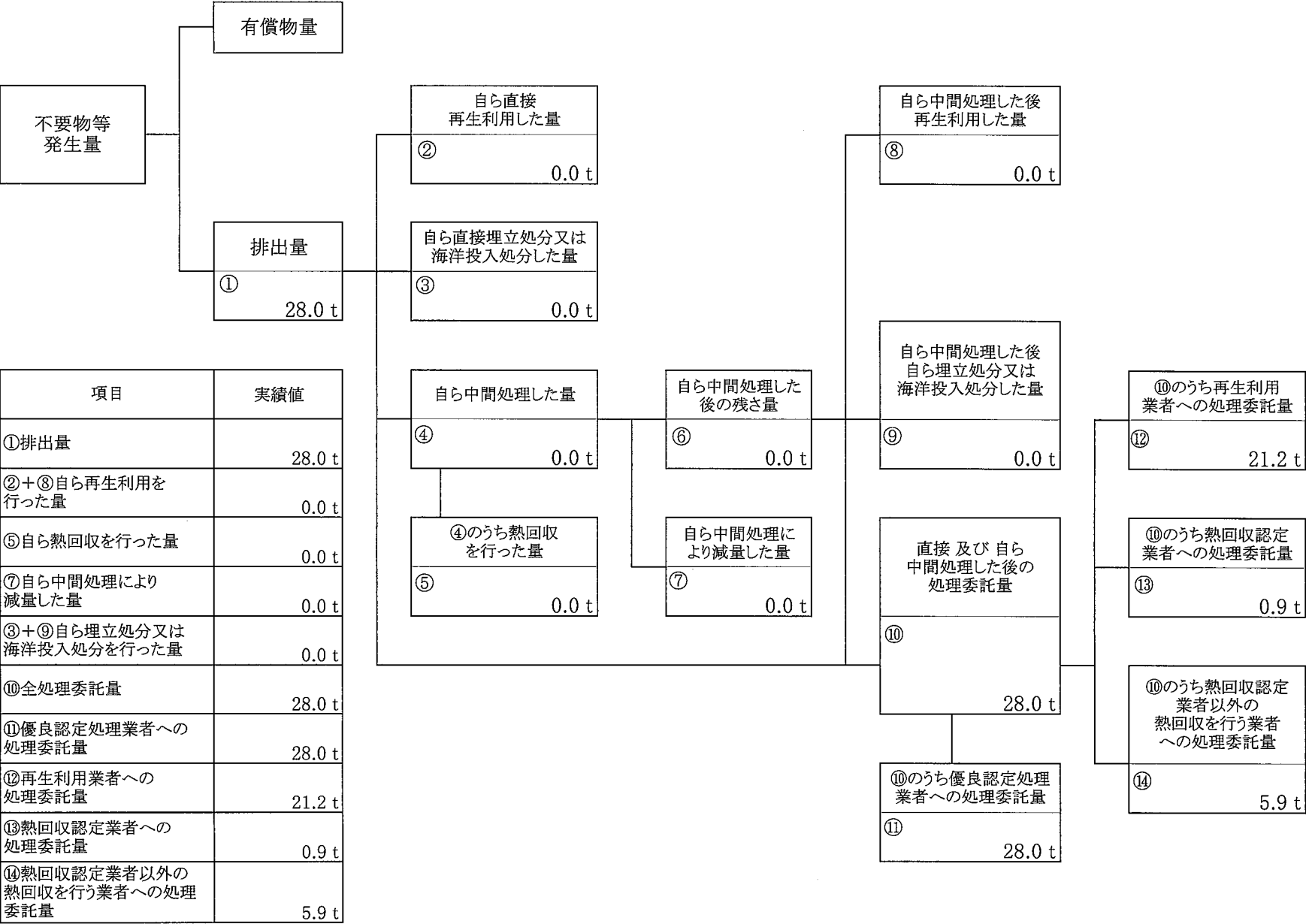
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



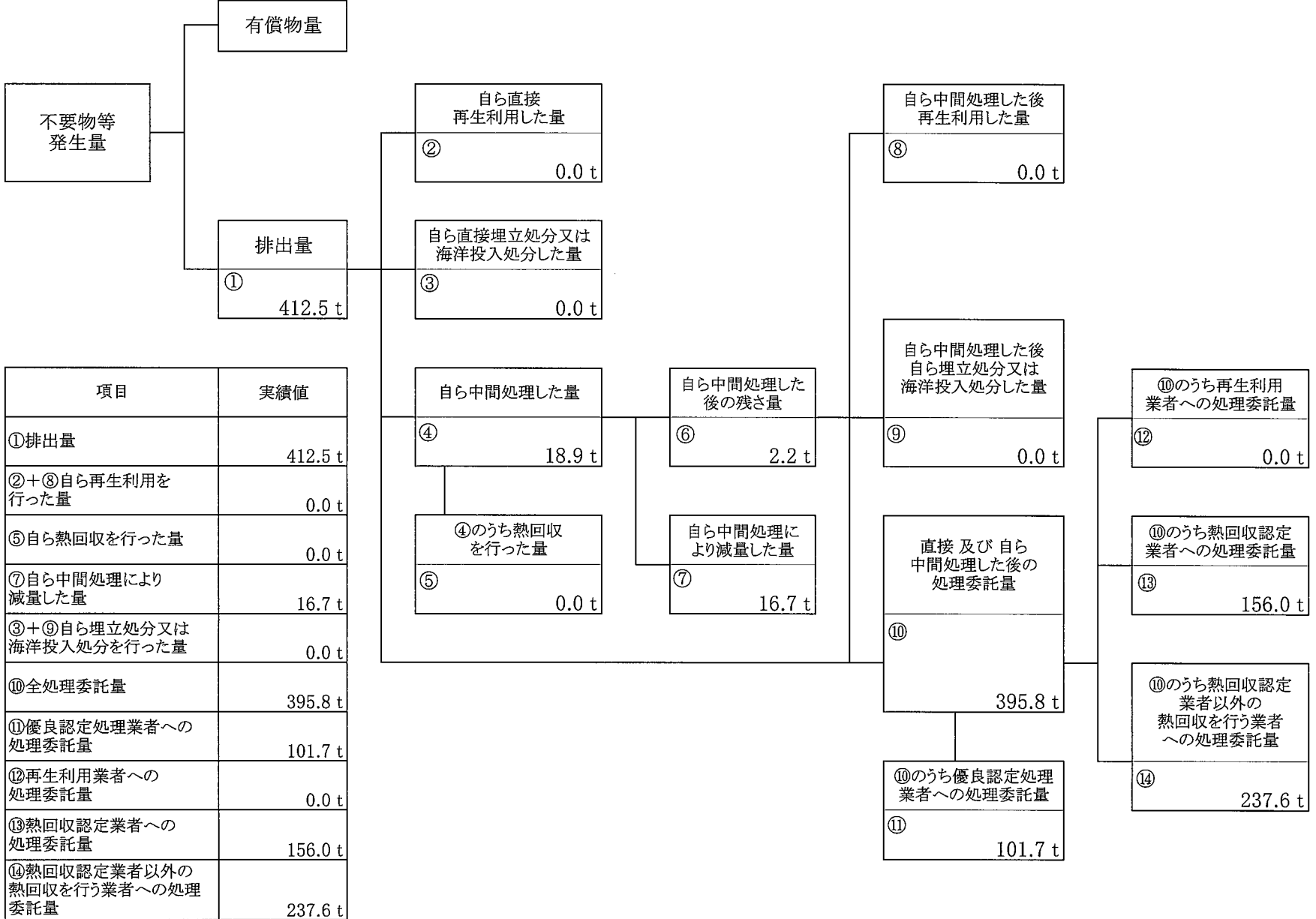
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



計画の実施状況

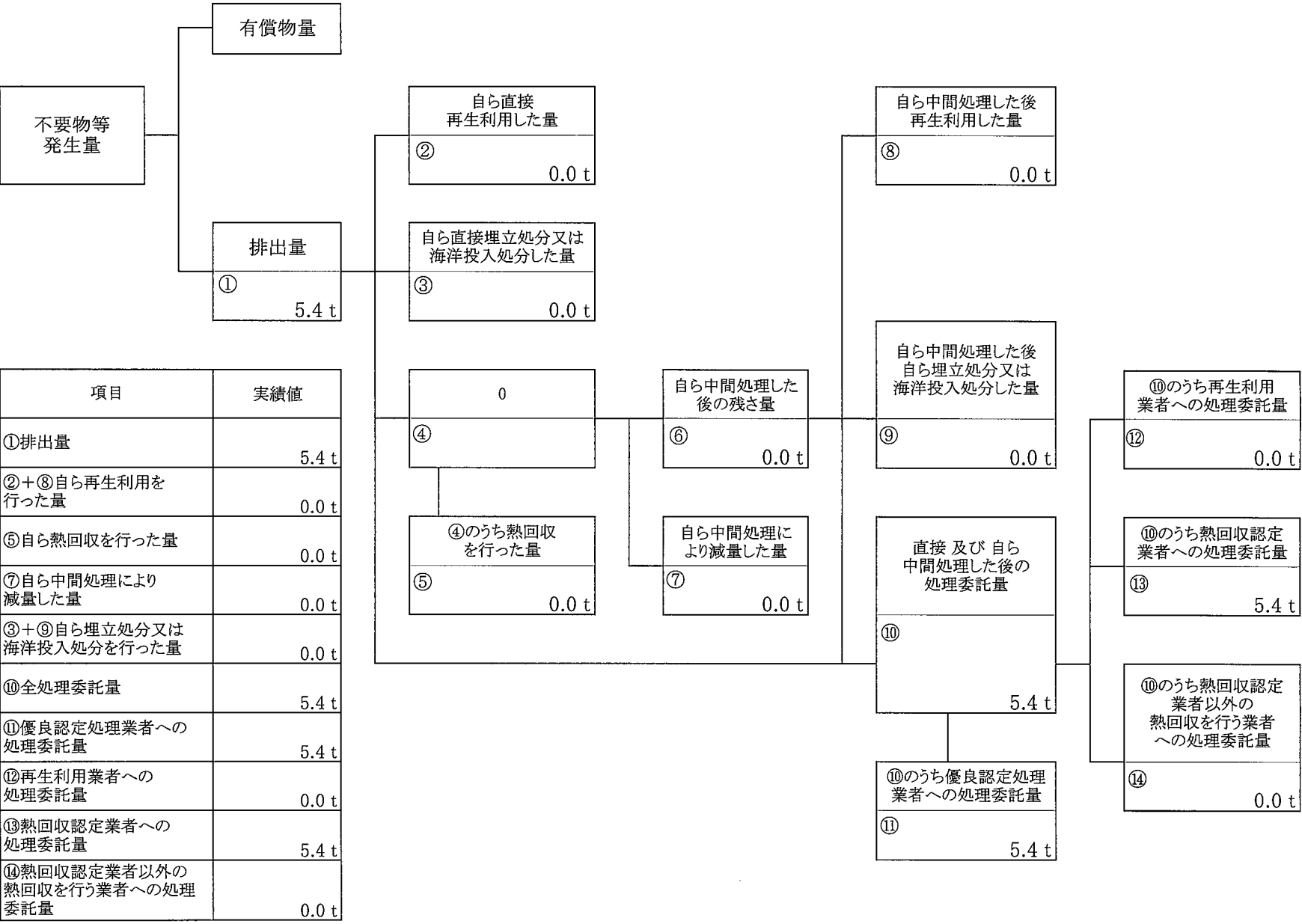
(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	412.5 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	16.7 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	395.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	101.7 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	156.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	237.6 t

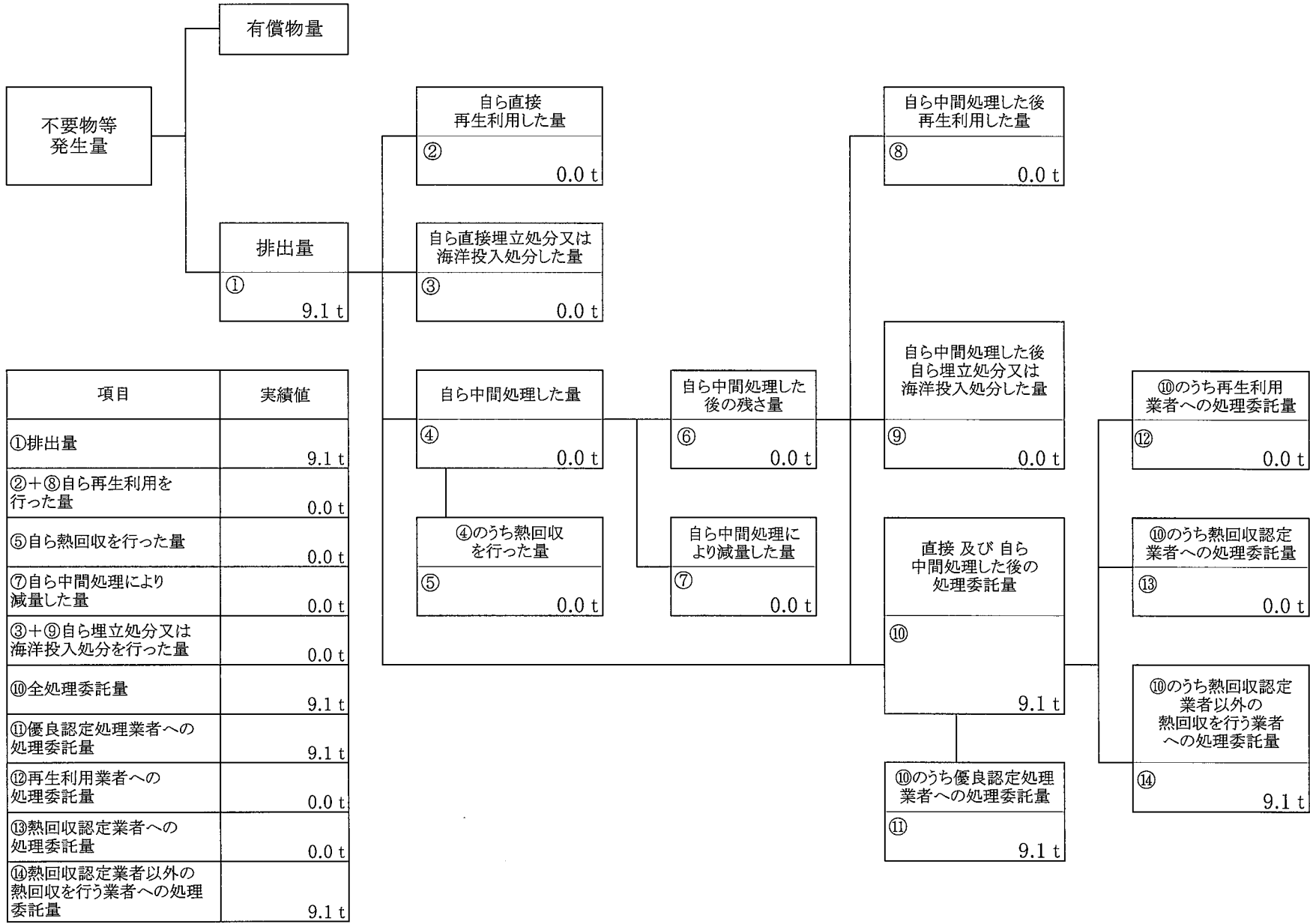
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)



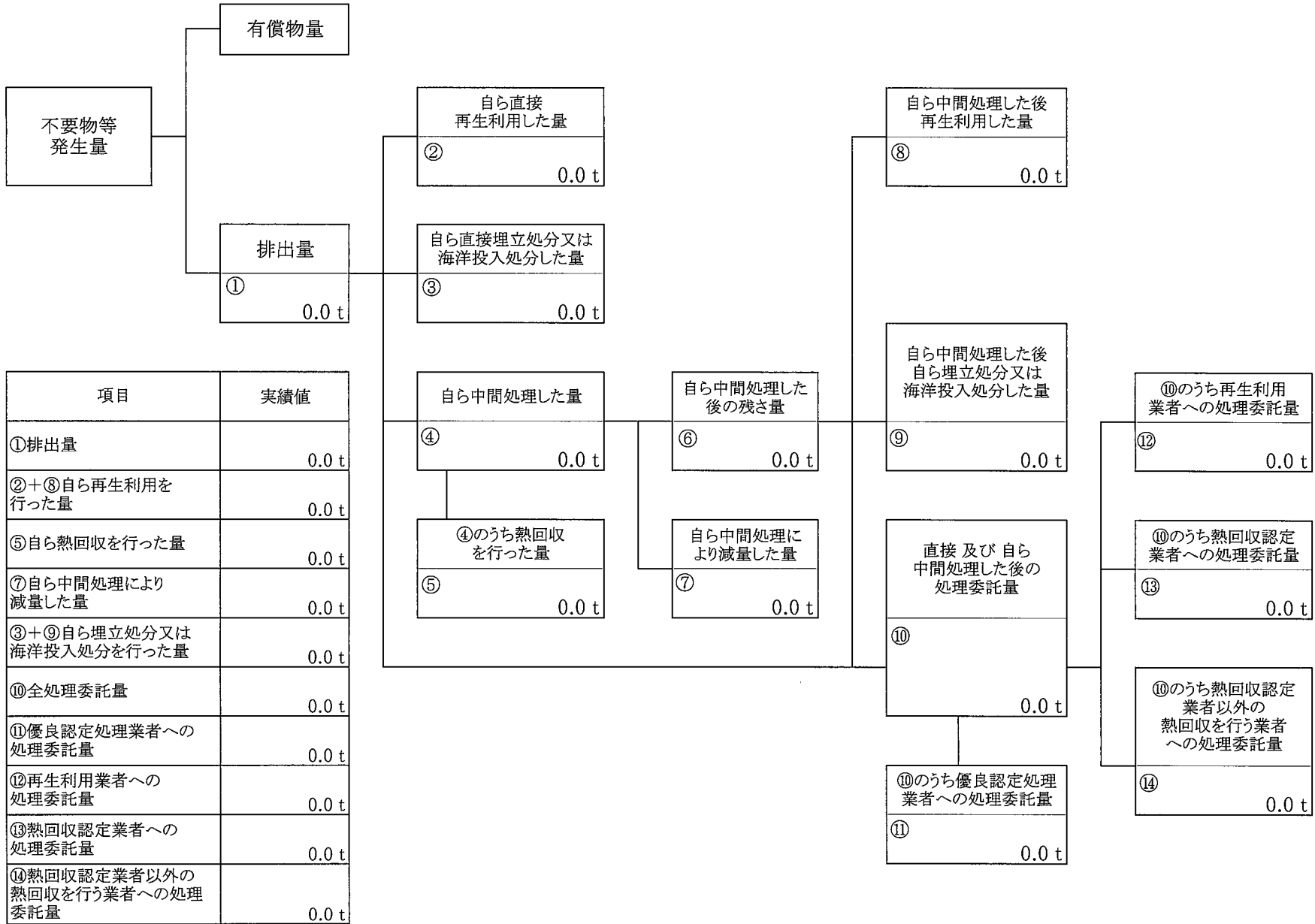
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 燃え殻 )



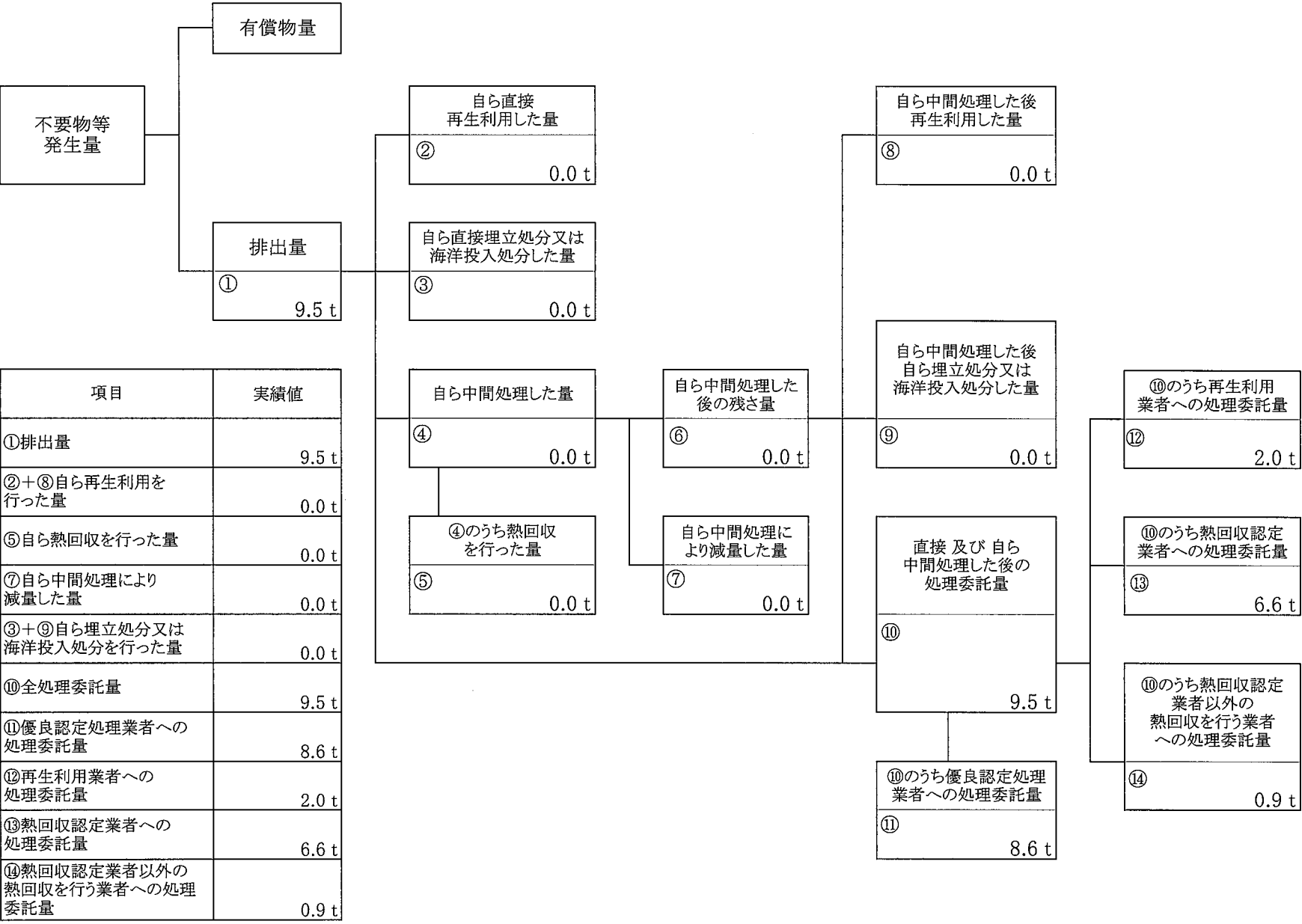
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)



計画の実施状況

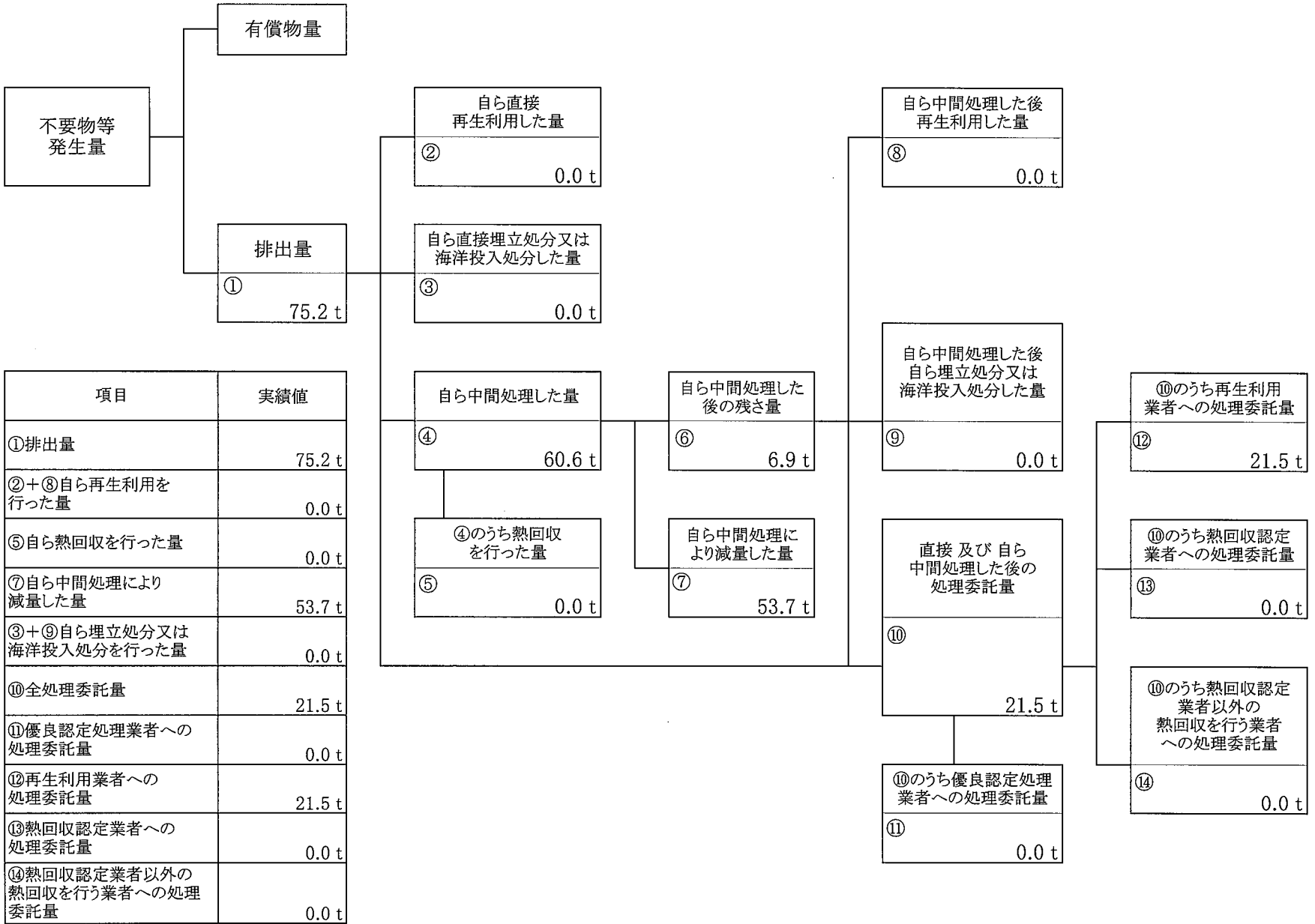
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )



項目	実績値
①排出量	9.5 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	9.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	8.6 t
⑫再生利用者への処理委託量	2.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	6.6 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.9 t

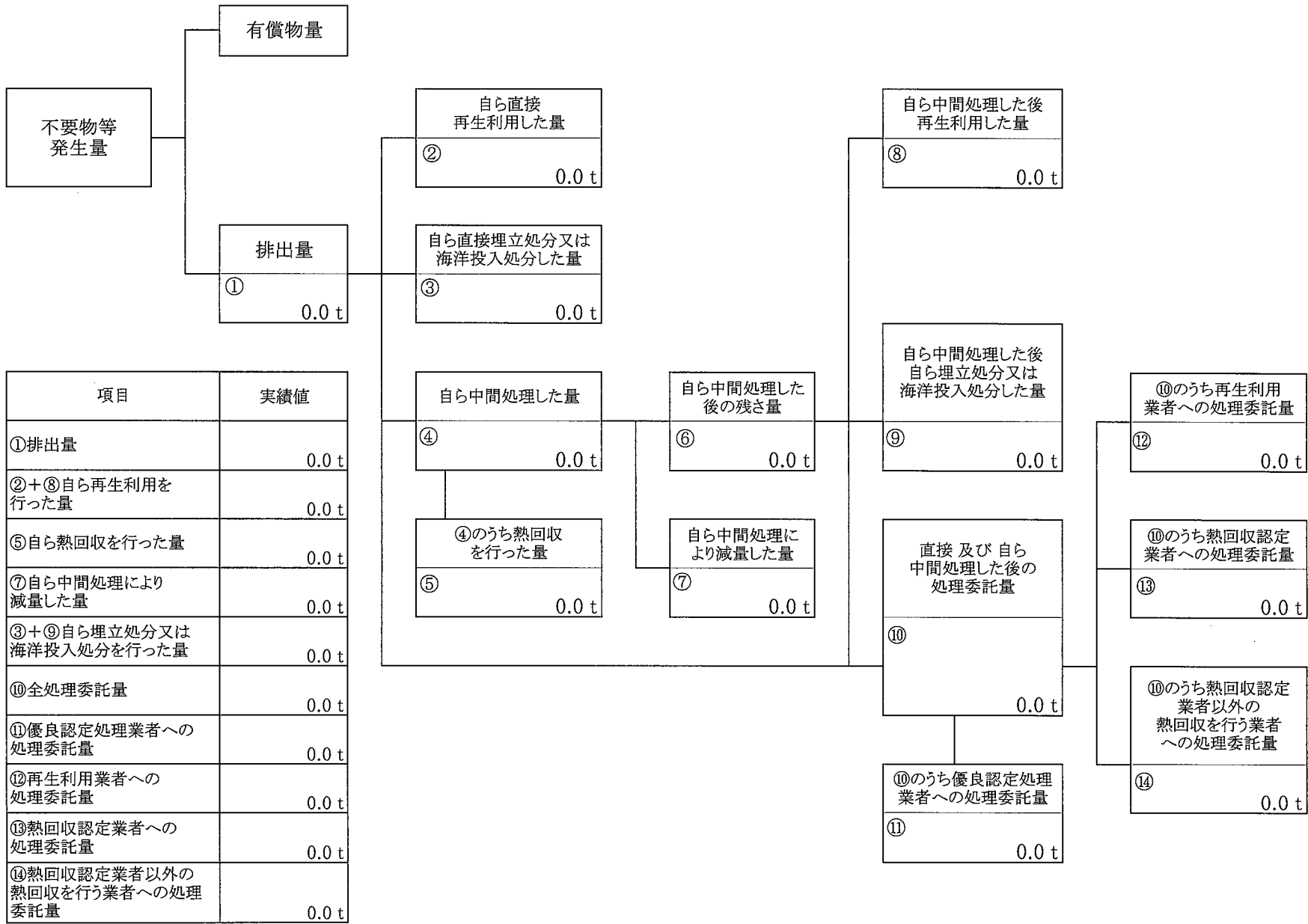
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 紙くず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 水銀使用製品 )



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 5月 26日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-0206

住 所 袖ヶ浦市北袖10番地

氏 名 東邦化学工業(株) 千葉工場  
工場長 越坂 誠一  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-62-3211



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東邦化学工業(株) 千葉工場
事業場の所在地	袖ヶ浦市北袖10番地
計画期間	令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日

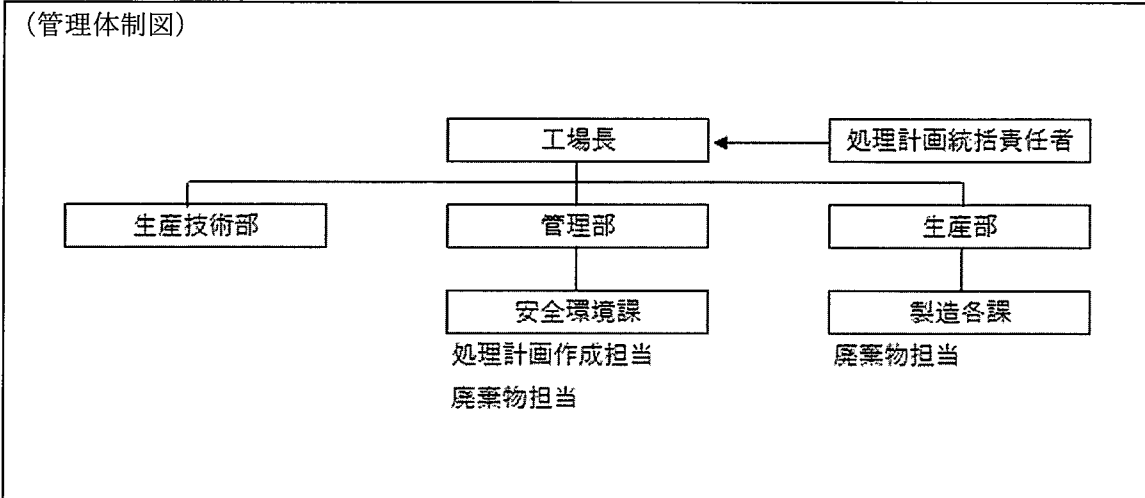
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業																									
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 21,624百万円																									
③ 従業員数	281人(正社員 246人、常勤関係職員 35人)																									
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"> <tr> <td>界面活性剤製造工程</td> <td>→</td> <td>廃アルカリ (強アルカリ・有害)</td> <td>→</td> <td>委託処理 (中間処理：焼却、混合エマルジョン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>廃酸(強酸)</td> <td>→</td> <td>委託処理 (中間処理：焼却、中和)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>廃アルカリ(有害)</td> <td>→</td> <td>委託処理 (中間処理：焼却、混合エマルジョン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>引火性廃油</td> <td>→</td> <td>委託処理 (中間処理：焼却、中和)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>汚泥(有害)</td> <td>→</td> <td>委託処理 (中間処理：焼却)</td> </tr> </table>	界面活性剤製造工程	→	廃アルカリ (強アルカリ・有害)	→	委託処理 (中間処理：焼却、混合エマルジョン)			廃酸(強酸)	→	委託処理 (中間処理：焼却、中和)			廃アルカリ(有害)	→	委託処理 (中間処理：焼却、混合エマルジョン)			引火性廃油	→	委託処理 (中間処理：焼却、中和)			汚泥(有害)	→	委託処理 (中間処理：焼却)
界面活性剤製造工程	→	廃アルカリ (強アルカリ・有害)	→	委託処理 (中間処理：焼却、混合エマルジョン)																						
		廃酸(強酸)	→	委託処理 (中間処理：焼却、中和)																						
		廃アルカリ(有害)	→	委託処理 (中間処理：焼却、混合エマルジョン)																						
		引火性廃油	→	委託処理 (中間処理：焼却、中和)																						
		汚泥(有害)	→	委託処理 (中間処理：焼却)																						

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ・有害）	廃酸（強酸）
	排出量	649.2 t	324.3 t
	（これまでに実施した取組） 洗浄用廃油をリサイクル使用し、排出量を削減する		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ・有害）	廃酸（強酸）
	排出量	600 t	300 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、洗浄用廃油の再利用を継続する 廃油の有価販売先を開拓し、廃棄物を削減する		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃油を分別し、燃料化業者へ委託している
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後も廃油を分別し、燃料化業者へ委託を継続する

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ(強アルカリ・有害)	廃酸(強酸)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ(強アルカリ・有害)	廃酸(強酸)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ(強アルカリ・有害)	廃酸(強酸)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ(強アルカリ・有害)	廃酸(強酸)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 中間処理できるものはない			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	アルカリ(強アルカリ・有)	廃酸(強酸)
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自社で埋立処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	アルカリ(強アルカリ・有害)	廃酸(強酸)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引続き埋立処分する予定はない		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	アルカリ(強アルカリ・有害)	廃酸(強酸)
	全処理委託量	649.2 t	324.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	649.2 t	324.3 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	565.5 t	216 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	83.7 t	108.3 t
	(これまでに実施した取組) 廃油の内、分別回収できたものを、燃料化業者へ委託している。		

## (第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ(強アルカリ・有害)	廃酸(強酸)
	全処理委託量	600 t	300 t
	優良認定処理業者への処理委託量	600 t	300 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	400 t	200 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	200 t	100 t
	<p>(今後実施する予定の取組)  「強アルカリ」、「強酸」等焼却処理する特別産業廃棄物を排出する先は、優良認定処理業者へ委託を行う。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度(令和6年度)実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	7021.6 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)  今後も3日以内の登録を心掛ける。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)					
	排出量	101.7 t	5893 t	53.4 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)					
	排出量	80 t	5500 t	50 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の種類	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和 6 年度）実績】							
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)					
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
		【目標】							
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)					
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 6 年度）実績】								
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)						
		全処理委託量	101.7 t	5893 t	53.4 t	t	t	t	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	101.7 t	5893 t	53.4 t	t	t	t	t	t
		再生利用者への処理委託量	46.9 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	42.5 t	5645.9 t	46.6 t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	12.2 t	247.1 t	9.8 t	t	t	t	t	t
		【目標】								
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)						
		全処理委託量	80 t	5500 t	50 t	t	t	t	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	80 t	5500 t	50 t	t	t	t	t	t
		再生利用者への処理委託量	50 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	20 t	4000 t	40 t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10 t	1500 t	10 t	t	t	t	t	t

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 5月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



提出者 〒299-026

住 所 袖ヶ浦市北袖10番地

氏 名 東邦化学工業(株) 千葉工場  
工場長 越坂 誠一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-62-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東邦化学工業(株) 千葉工場
事業場の所在地	袖ヶ浦市北袖10番地
事業の種類	大分類:製造業 中分類:化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 6年 4月から令和 7年 3月

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	750.0 t	全処理委託量	750.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	750.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	100.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	440.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	210.0 t

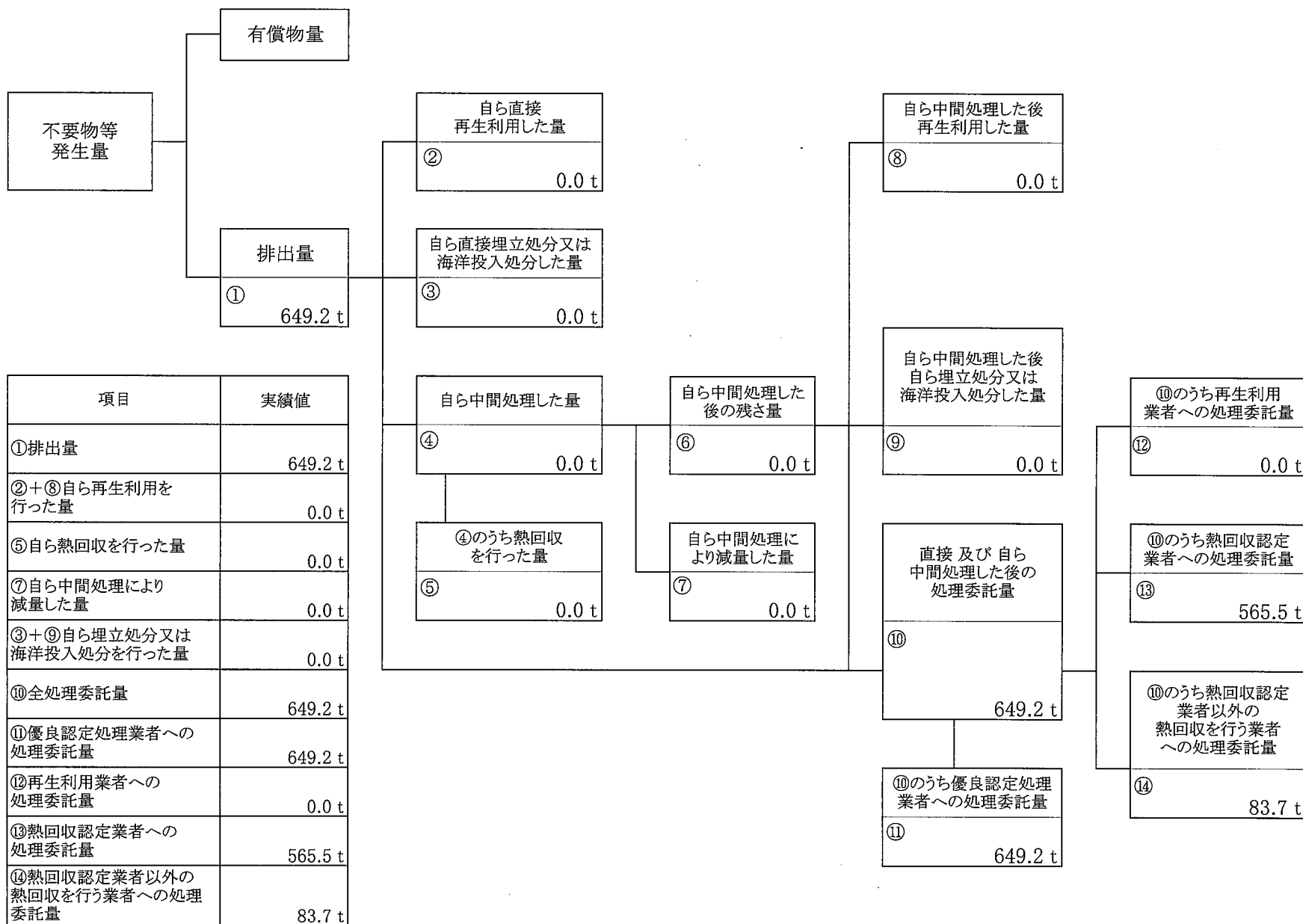
## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	879.0 t
	前年度	7021.6 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
電子マニフェスト導入済み		

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ・有害) )



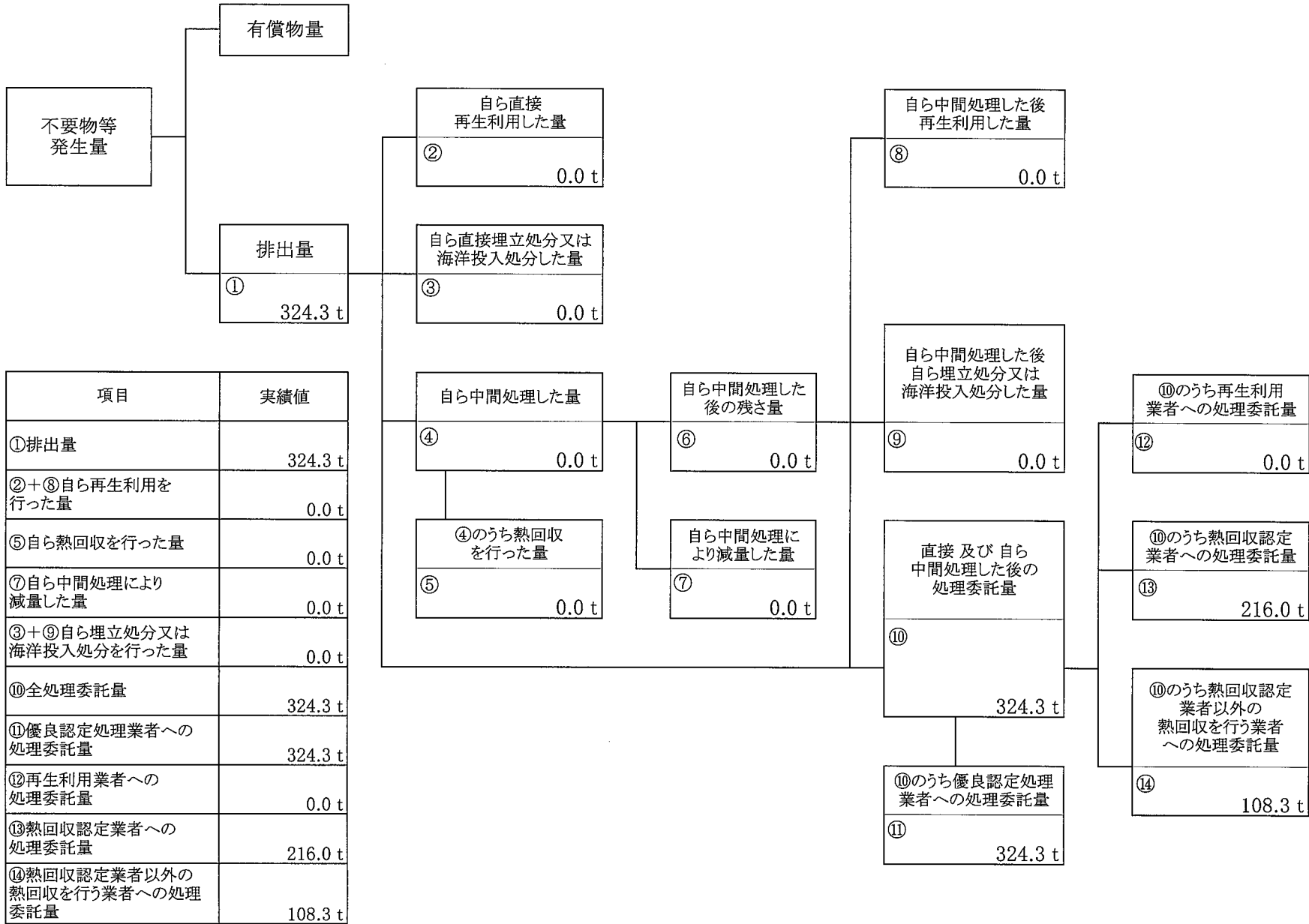
項目	実績値
①排出量	649.2 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	649.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	649.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	565.5 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	83.7 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)

)

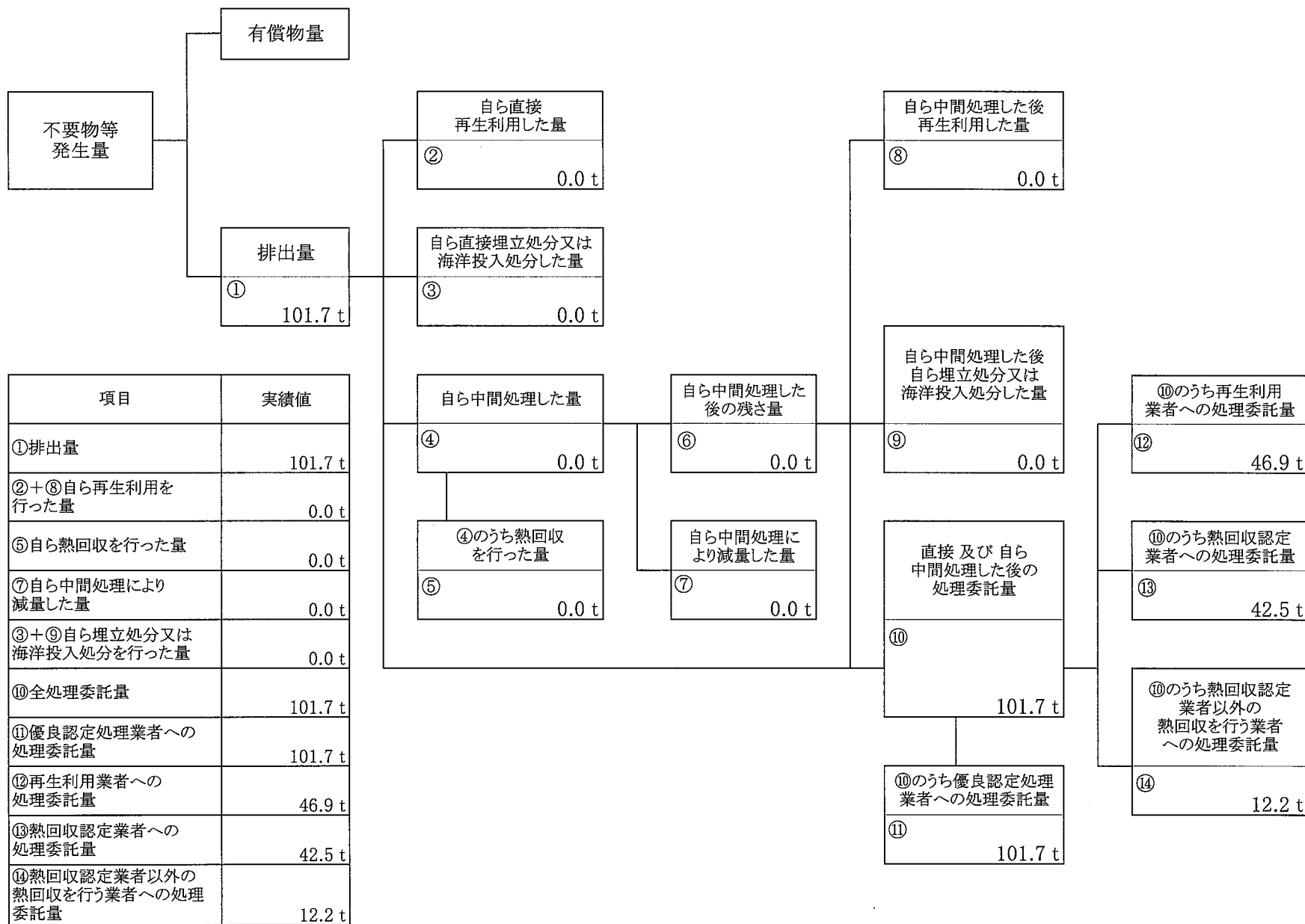


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)



(第2面)

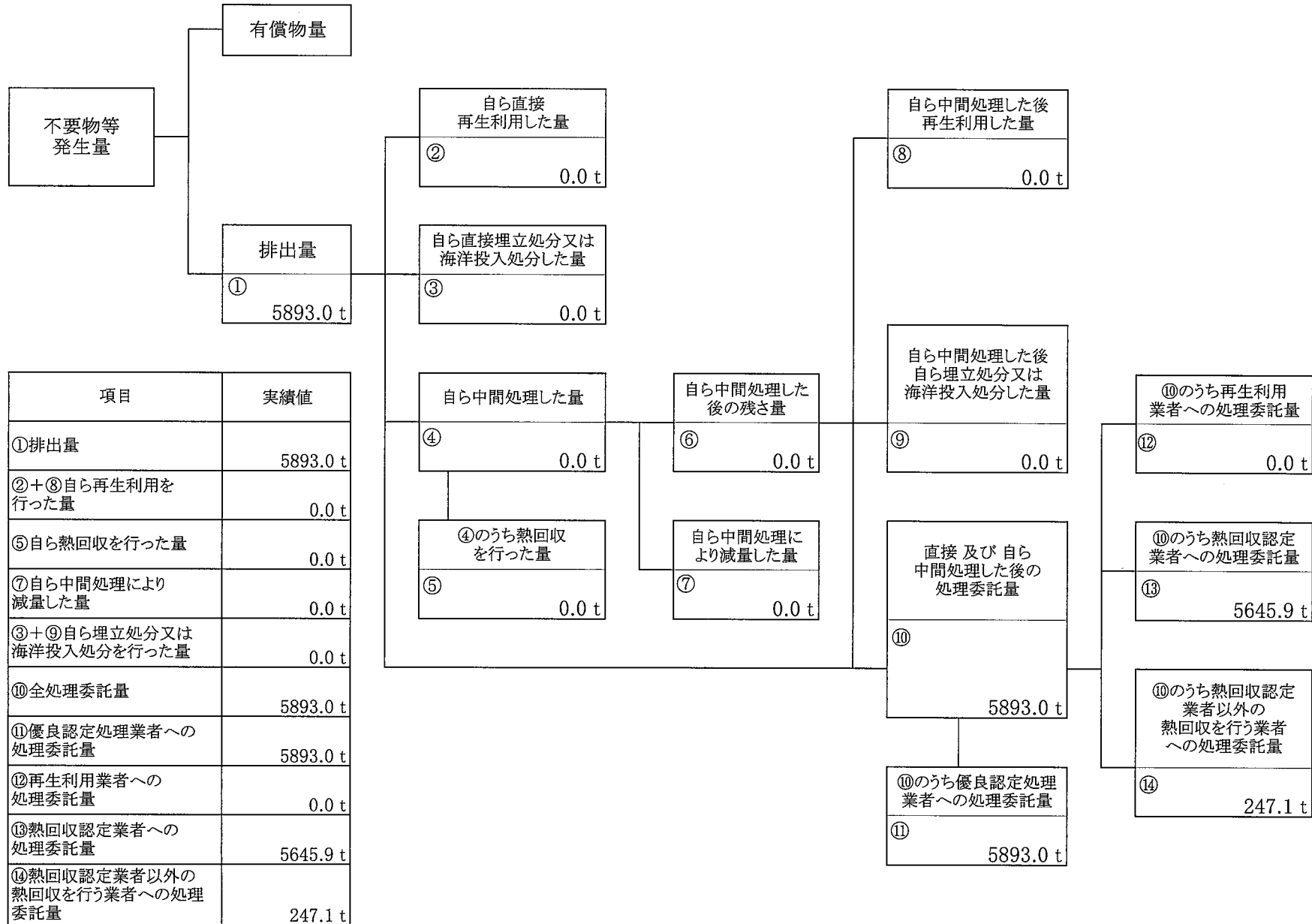
項目	実績値
①排出量	101.7 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	101.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	101.7 t
⑫再生利用者への処理委託量	46.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	42.5 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	12.2 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

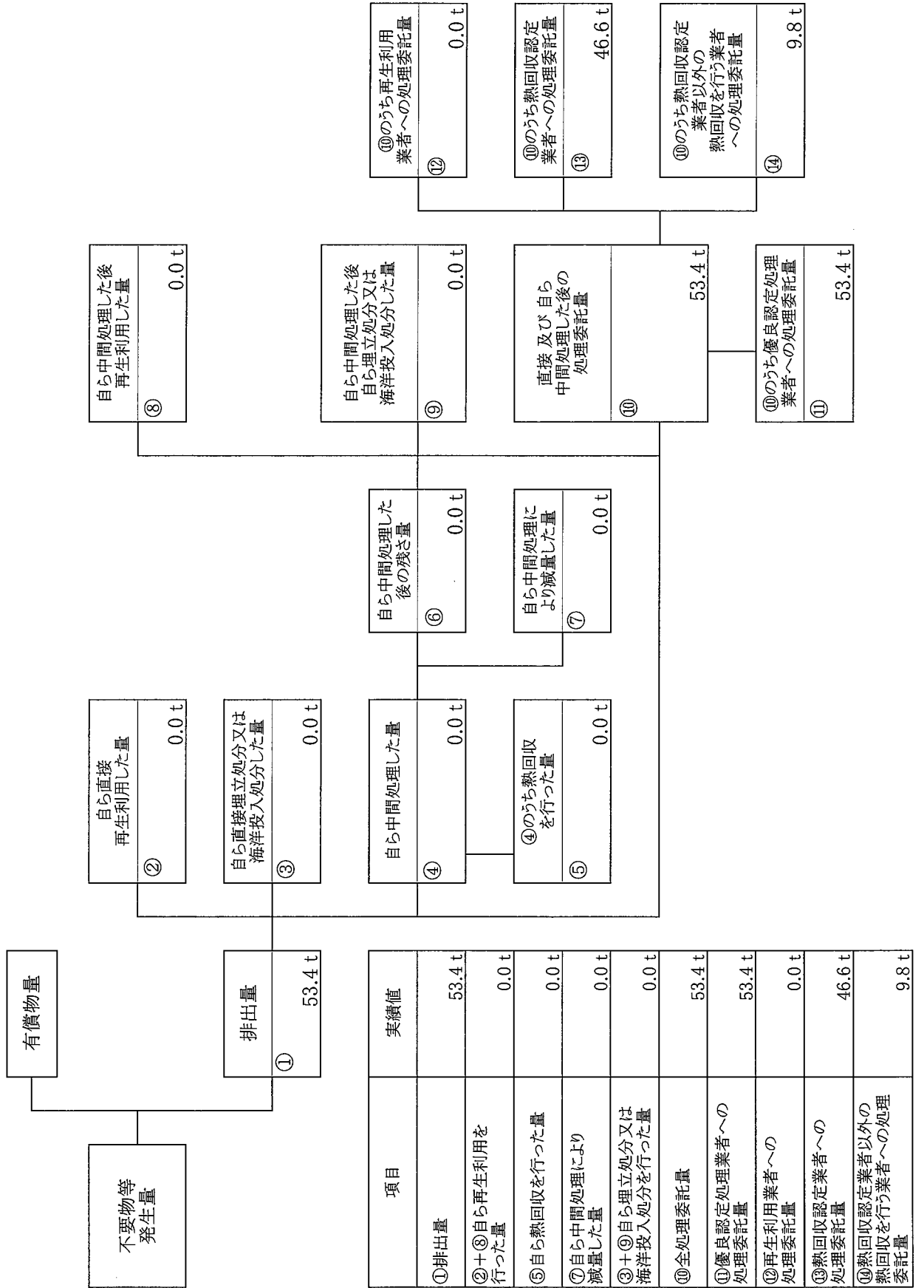
廃アルカリ(有害)

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(有害))



（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 16日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒272-0012

住 所 千葉県市川市妙典1603番地

氏 名 東洋合成工業株式会社 市川工場

工場長 木村 純

電話番号 047-327-2121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市上妙典1603番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

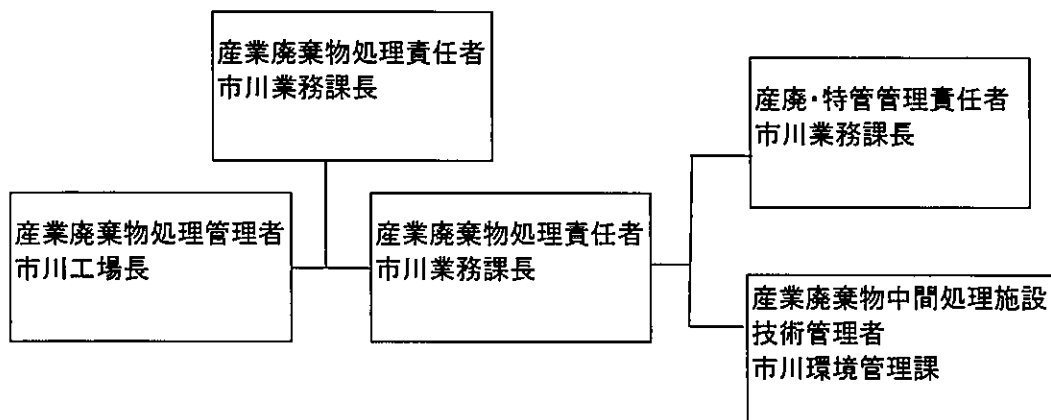
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額約47億円
③ 従業員数	152人（正社員125人、常勤関係社員27人）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙2参照		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	5885.52 t	t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の削減を図るため、副生油を燃料として工場内で消費した。 生産効率の向上にロスを減らした。		
②計画	【目標】 別紙2参照		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	5625.50 t	t
	（今後実施する予定の取組） 工程の改善など生産性の向上によりロスをなくす。 廃水の自社処理、副生油の工場内消費を継続して行なう。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃木材・廃プラスチック・金属くずについては分別を徹底的に行ない、 再利用につなげた。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記の分別は継続して行ない、環境負荷低減に努める。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1022.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 工場内で発生した副生油を燃料として消費した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1001.56 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、副生油を燃料として消費する。 廃油の発生自体も削減していきたい。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2896.48 t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2751.66 t	t
（今後実施する予定の取組） 今後も脱水処理施設の稼働により廃棄物量を削減する。 一年を通じて安定した脱水処理施設の運営を行なう。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに実施したことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する予定はない。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙3参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定を受けている産廃処理場のほうが望ましいが、処理会社とコミュニケーションを取り、適正に処分をできる処理会社を選択した。		

②計画	【目標】 別紙3参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>日常から処理会社と密なコミュニケーションを取り、現状をきちんと把握しておく。優良認定を受けている処理会社を中心に考えるが、そうでない会社でも事業が適正にできるかを見極める力を持って取り組む。</p>		
※事務処理欄			

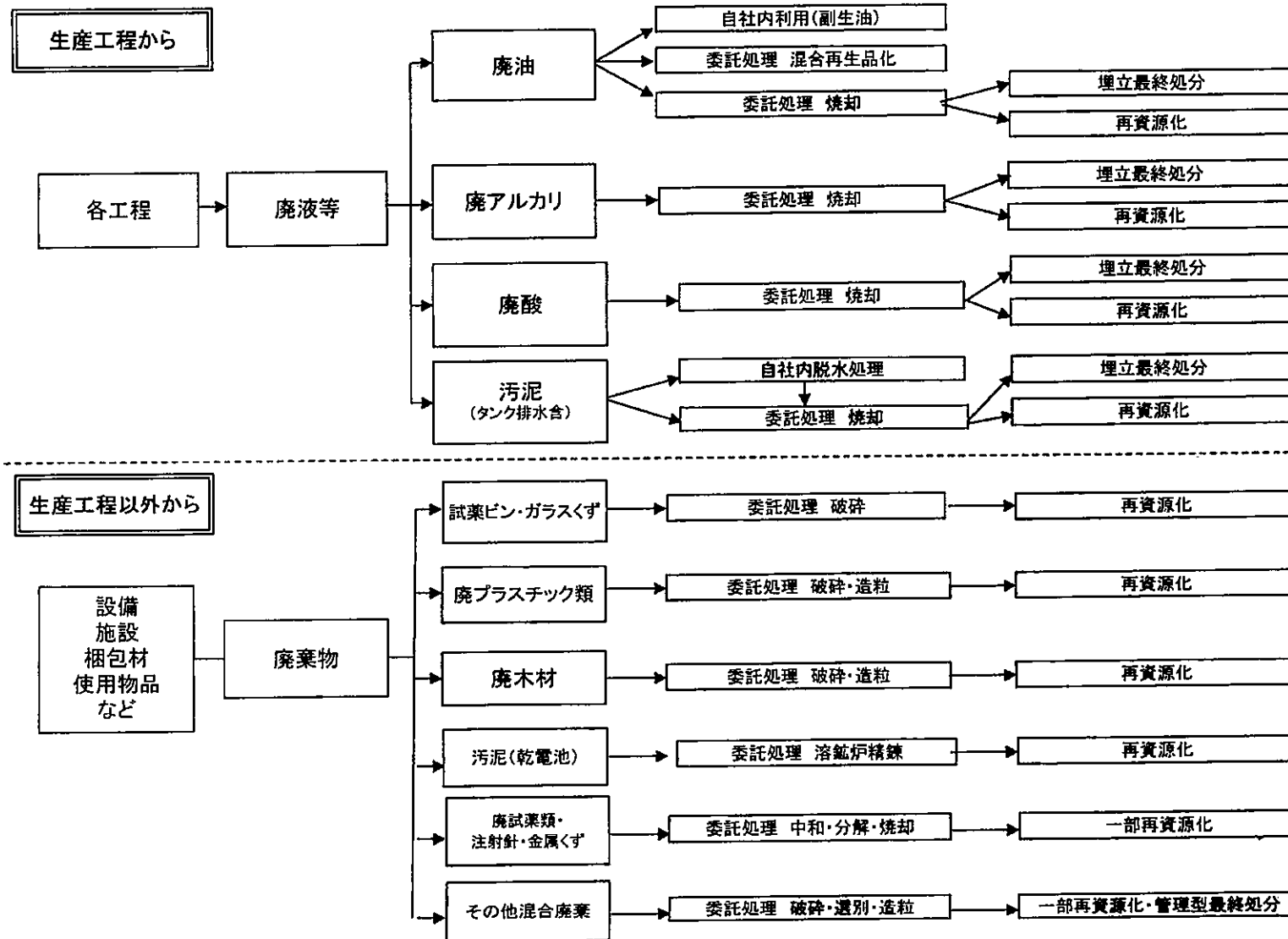
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 【別紙1】④産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙1



## (別紙2) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙2

### 【前年度（6年度）実績】

① 現 状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート ・陶磁器くず	木くず	廃酸	廃アルカリ	廃油	汚泥	金属くず	水銀使用製品	複合材
	排 出 量	0.74t	1.17t	9.15t	0.00t	1412.49t	1160.84t	3297.77t	0.60t	0.00t	2.76t

### 【目標】

② 計 画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート ・陶磁器くず	木くず	廃酸	廃アルカリ	廃油	汚泥	金属くず	水銀使用製品	複合材
	排 出 量	0.70t	1.11t	8.69t	0.00t	1341.87t	1137.62t	3132.88t	0.00t	0.00t	2.62t

(別紙3) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙3

【前年度（6年度）実績】

① 現 状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	木くず	廃酸	廃アルカリ	廃油	汚泥	金属くず	水銀使用製品	複合材
	全処理委託量	0.74t	1.17t	9.15t	0.00t	1412.49t	138.84t	401.29t	0.60t	0.00t	2.76t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.74t	1.17t	0.75t	0.00t	1412.49t	138.84t	401.29t	0.60t	0.00t	2.76t
	再生利用者への処理委託量	0.74t	1.17t	9.15t	0.00t	0.00t	138.84t	0.00t	0.00t	0.00t	2.76t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	1412.49t	0.00t	401.29t	0.60t	0.00t	0.00t

【目標】

② 計 画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	木くず	廃酸	廃アルカリ	廃油	汚泥	金属くず	水銀使用製品	複合材
	全処理委託量	0.70t	1.11t	8.69t	0.00t	1341.87t	136.06t	381.22t	0.00t	0.00t	2.62t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.70t	1.11t	0.71t	0.00t	1341.87t	136.06t	381.22t	0.00t	0.00t	2.62t
	再生利用者への処理委託量	0.70t	1.11t	8.69t	0.00t	0.00t	136.06t	0.00t	0.00t	0.00t	2.62t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	1341.87t	0.00t	381.22t	0.00t	0.00t	0.00t

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月16日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒272-0012

住 所 千葉県市川市上妙典1603番地

氏 名 東洋合成工業株式会社 市川工場

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

工場長 木村 純

電話番号 047-327-2121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市上妙典1603番地
事業の種類	大分類:製造業 中分類:化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月から令和7年3月



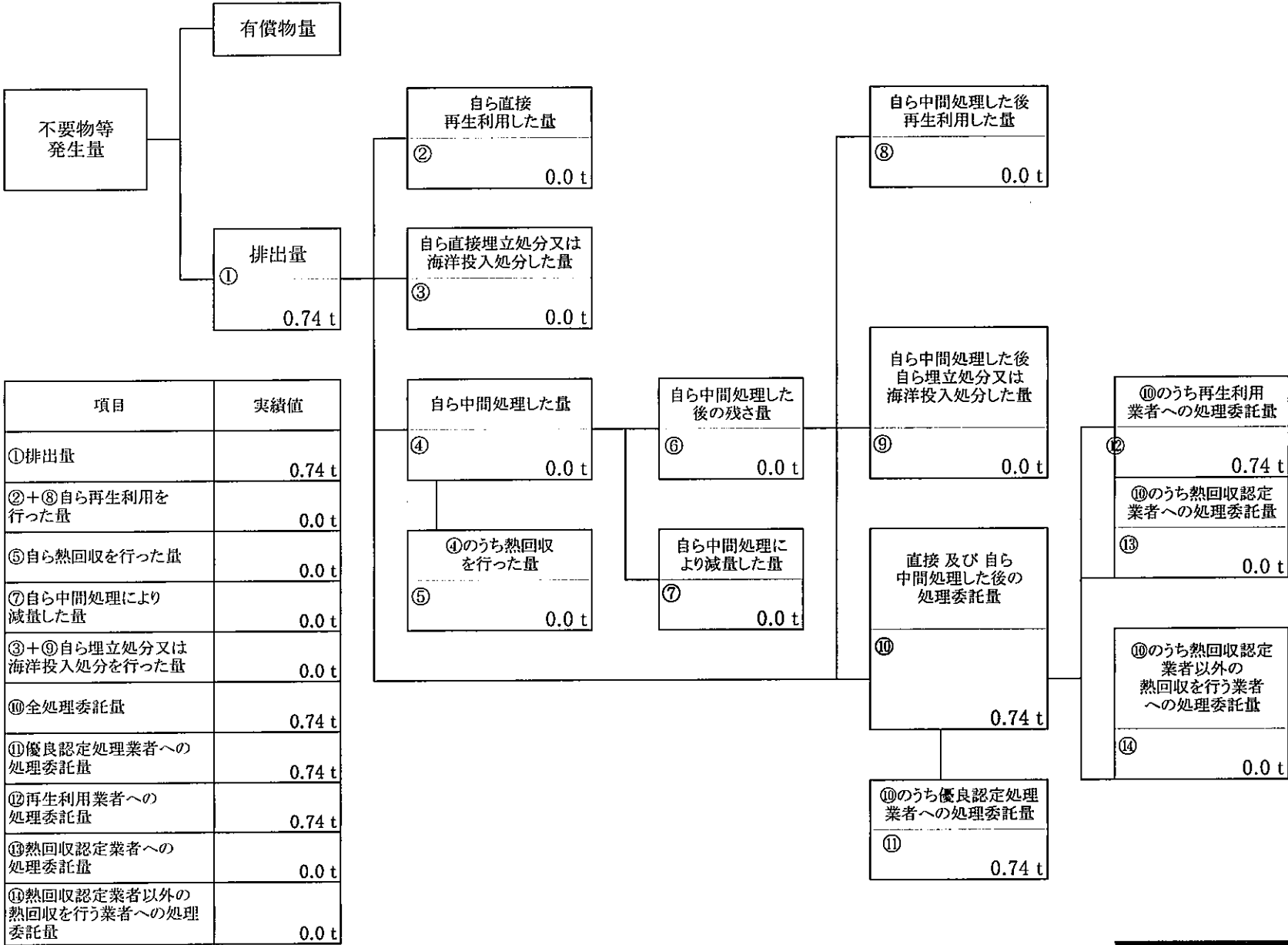
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	4245.85 t	全処理委託量	1394.64 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	805.19 t	優良認定処理業者への処理委託量	1388.99 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	94.78 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2046.02 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.8 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1230.54 t

※事務処理欄

計画の実施状況

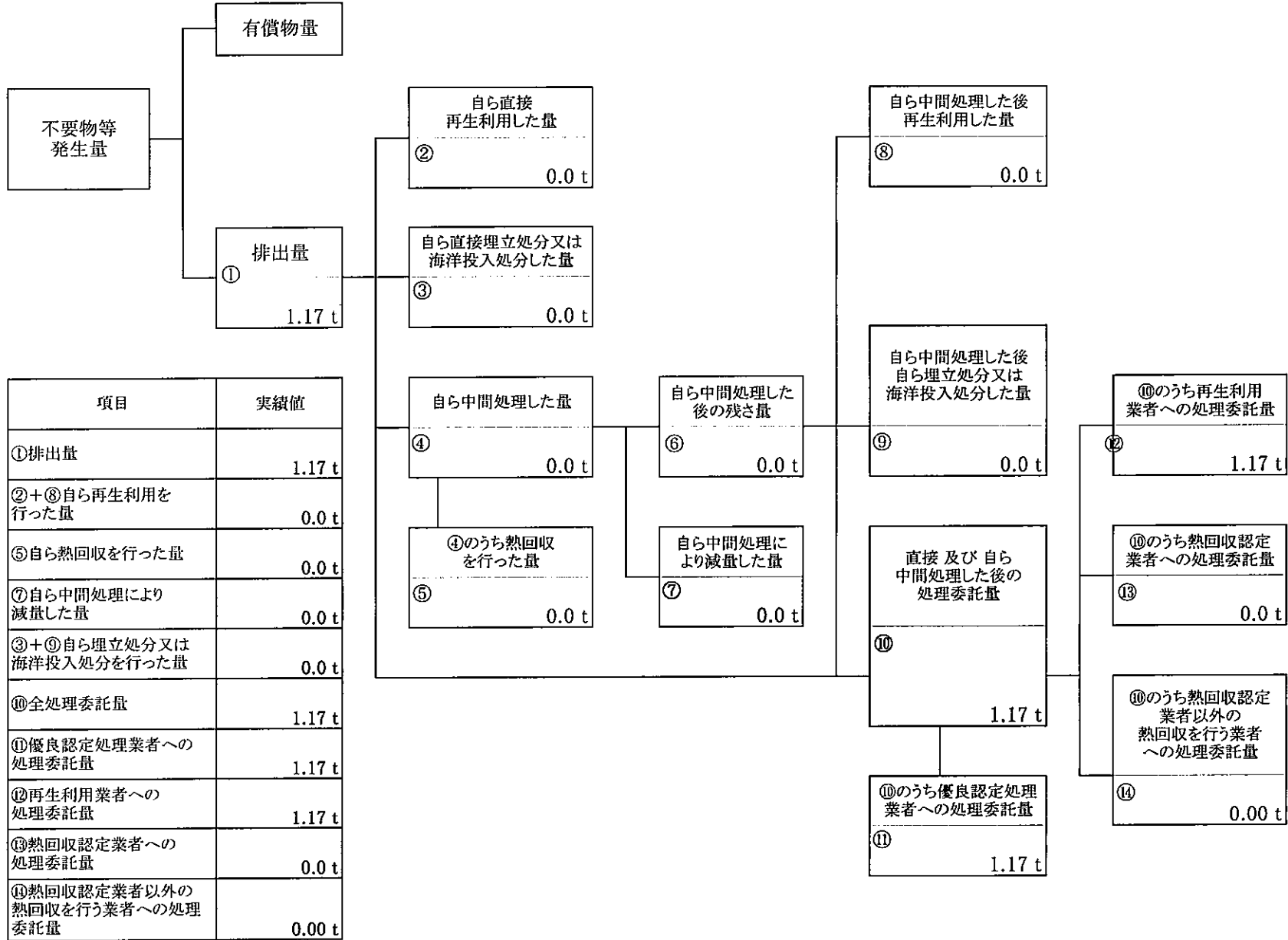
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )



項目	実績値
①排出量	0.74 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.74 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.74 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.74 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

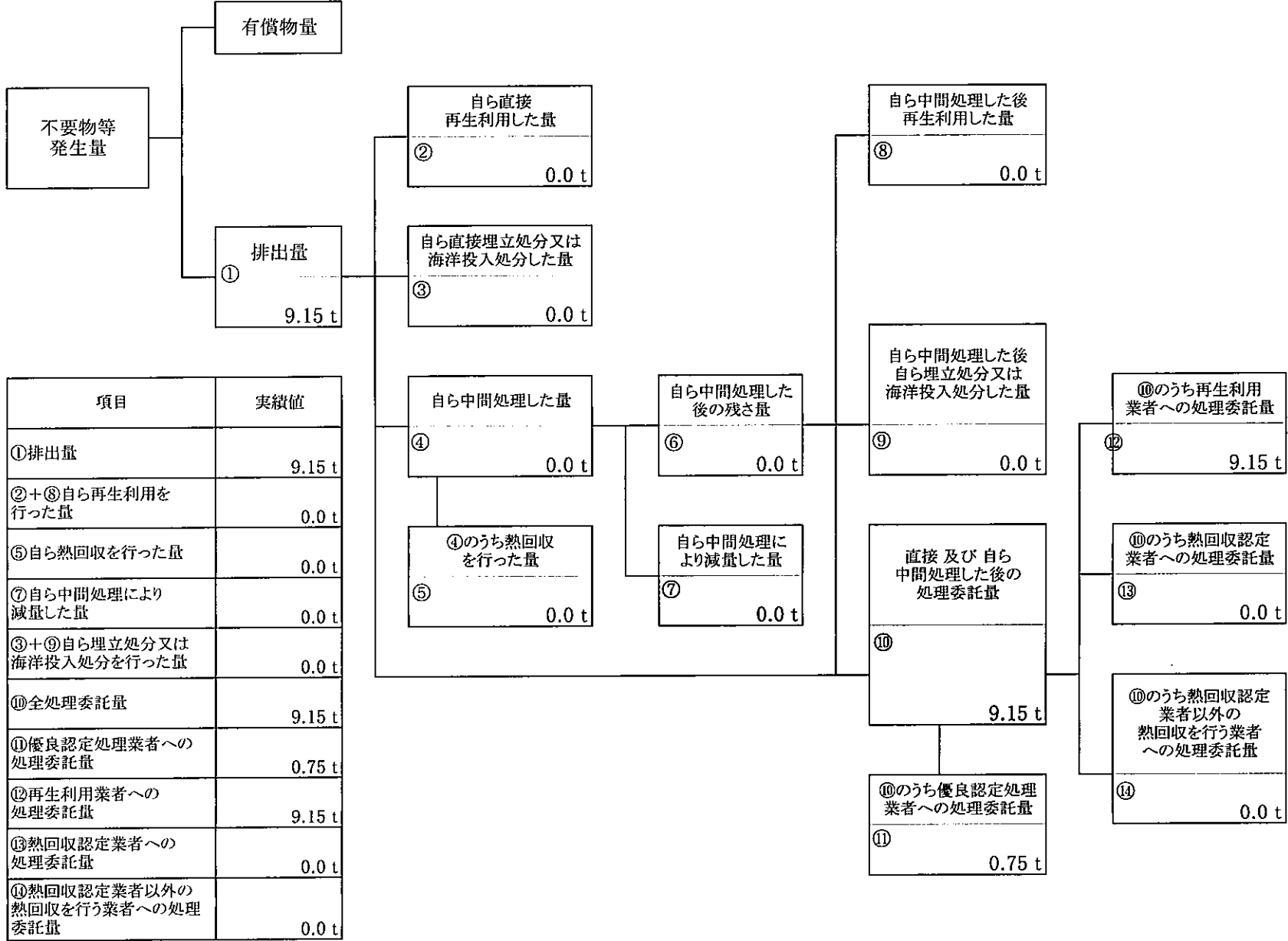
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず )



項目	実績値
①排出量	1.17 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1.17 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.17 t
⑫再生利用者への処理委託量	1.17 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

計画の実施状況

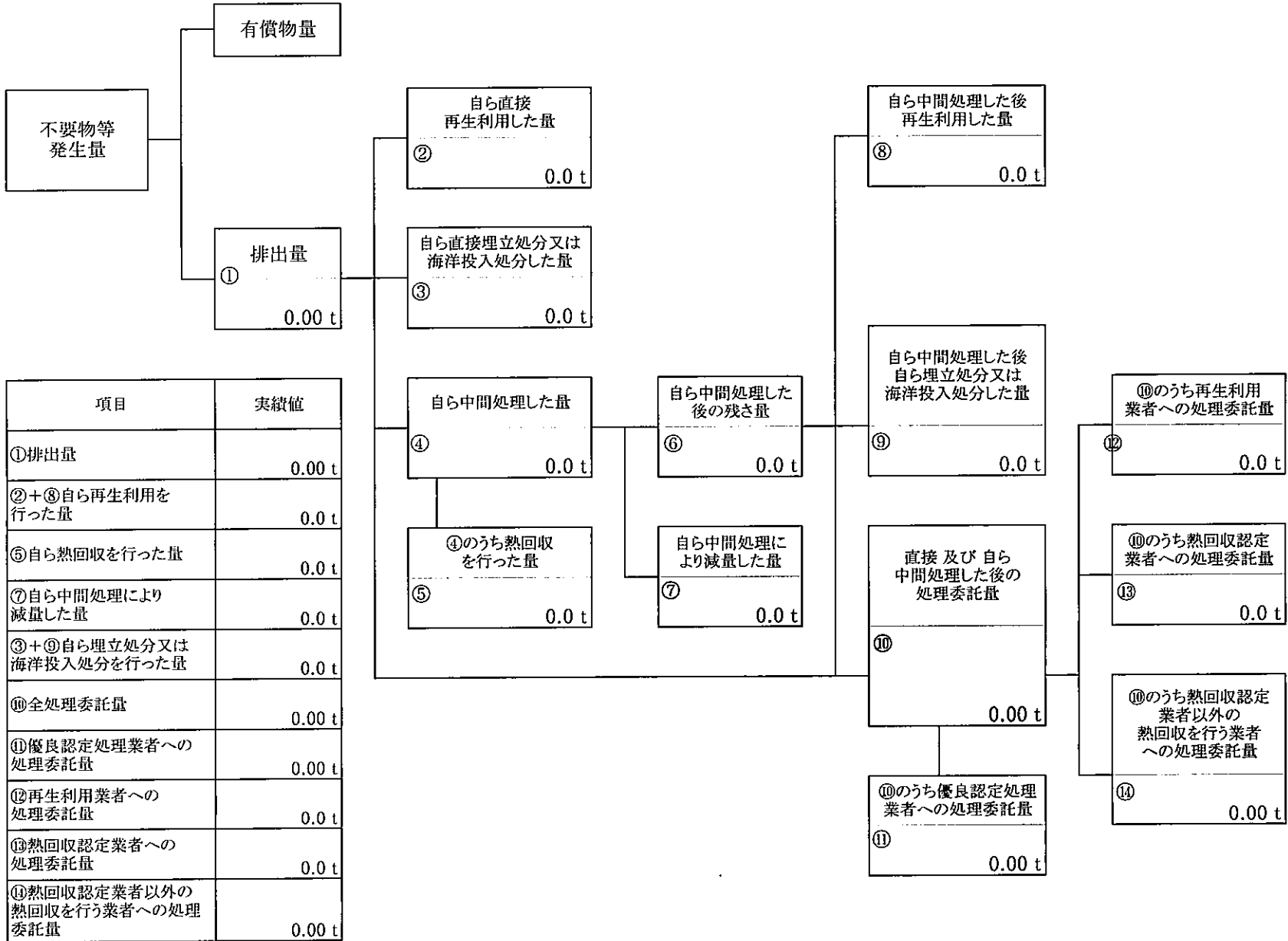
(産業廃棄物の種類: 木くず )



項目	実績値
①排出量	9.15 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	9.15 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.75 t
⑫再生利用業者への処理委託量	9.15 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

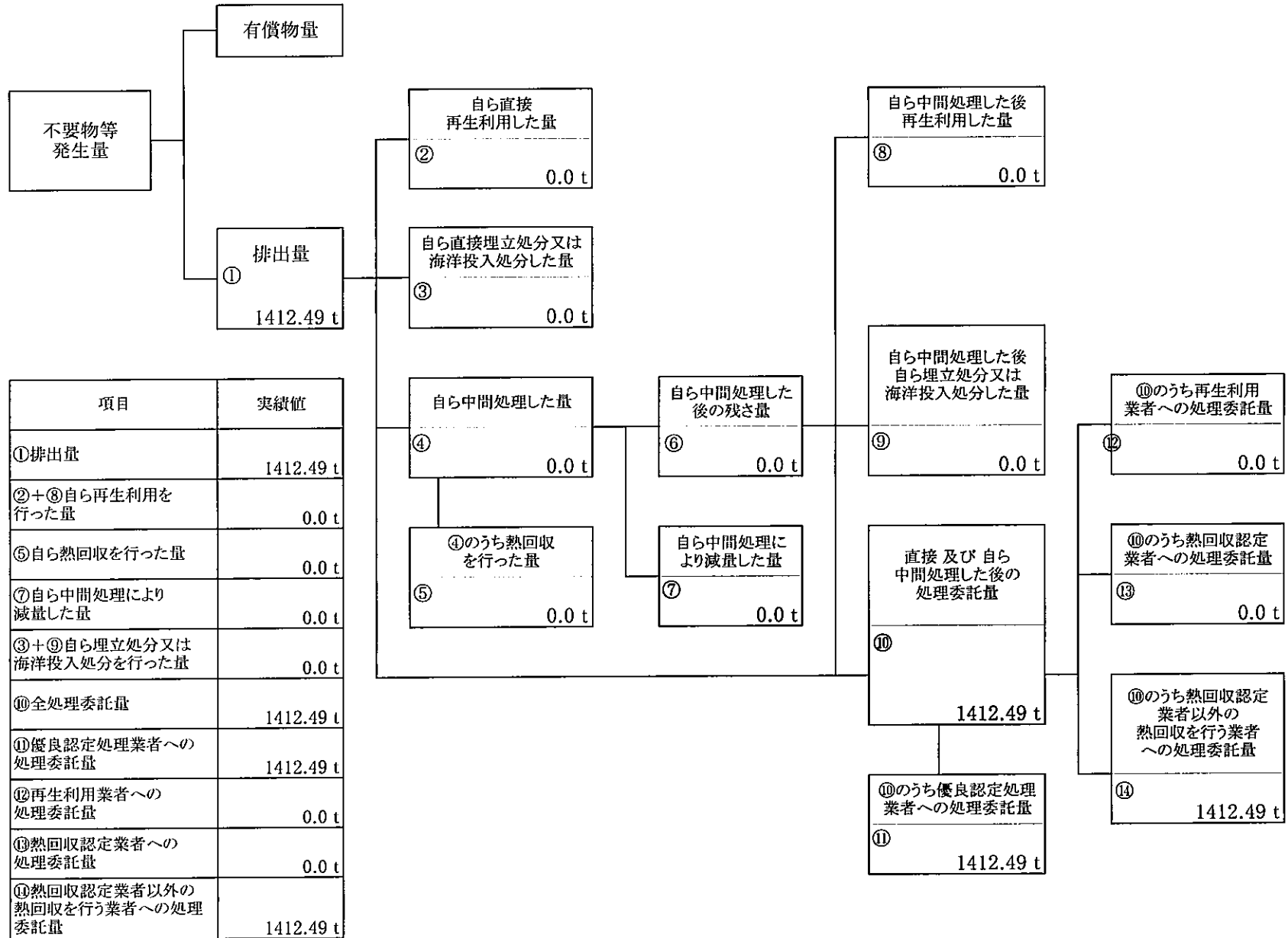
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸 )



計画の実施状況

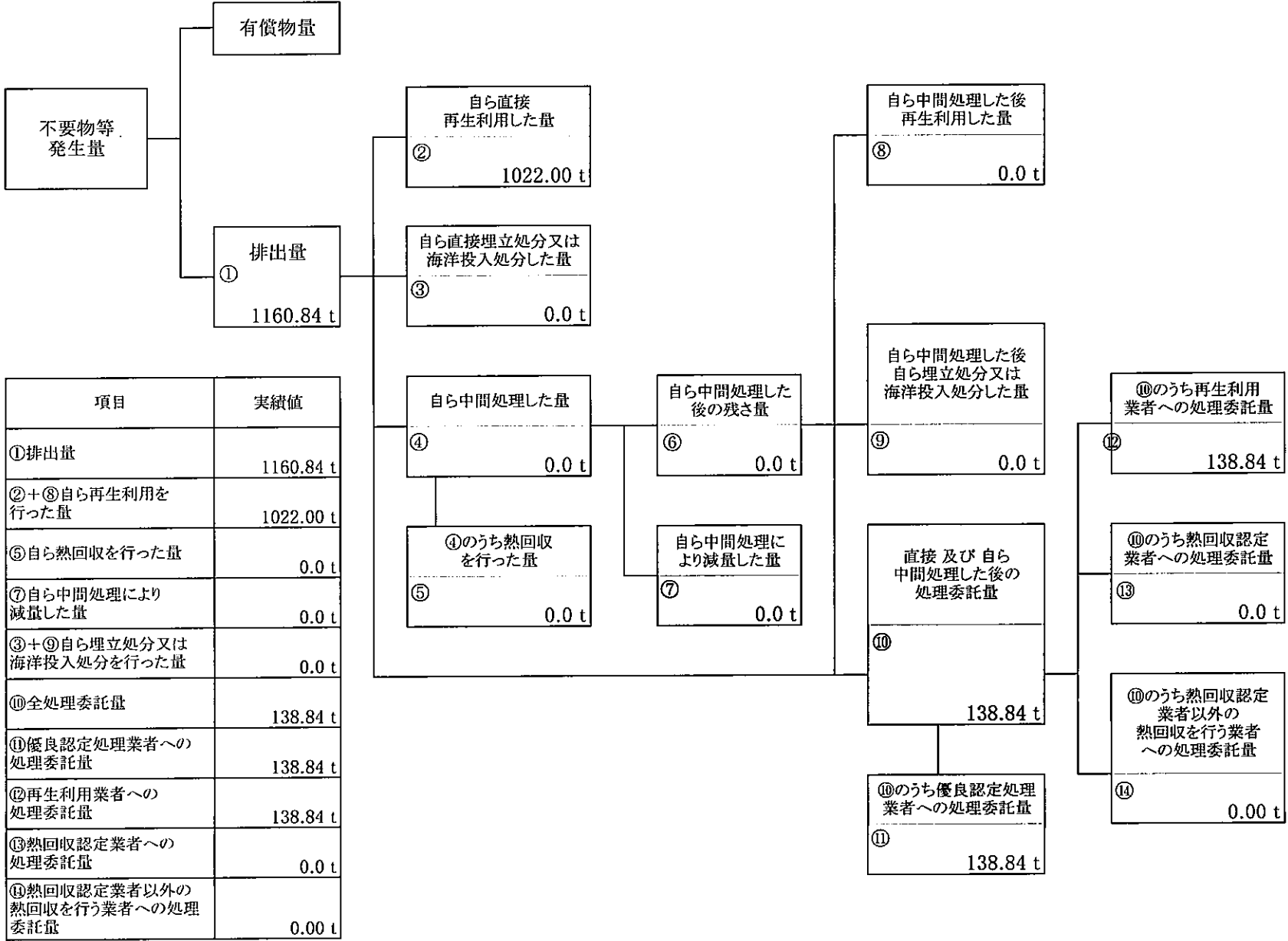
(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )



項目	実績値
①排出量	1412.49 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1412.49 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1412.49 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1412.49 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油 )

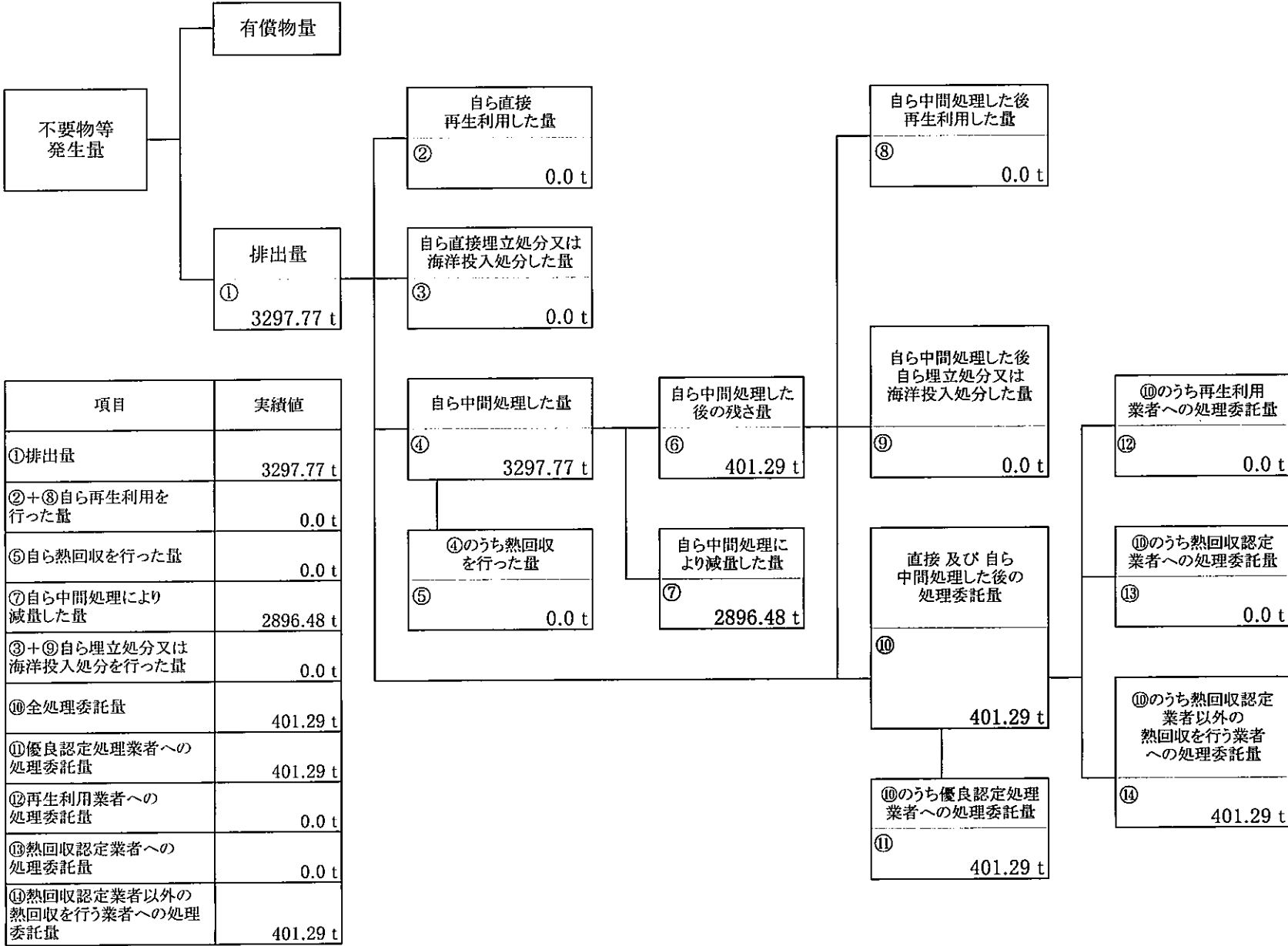


(第2面)

項目	実績値
①排出量	1160.84 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	1022.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	138.84 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	138.84 t
⑫再生利用業者への処理委託量	138.84 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

計画の実施状況

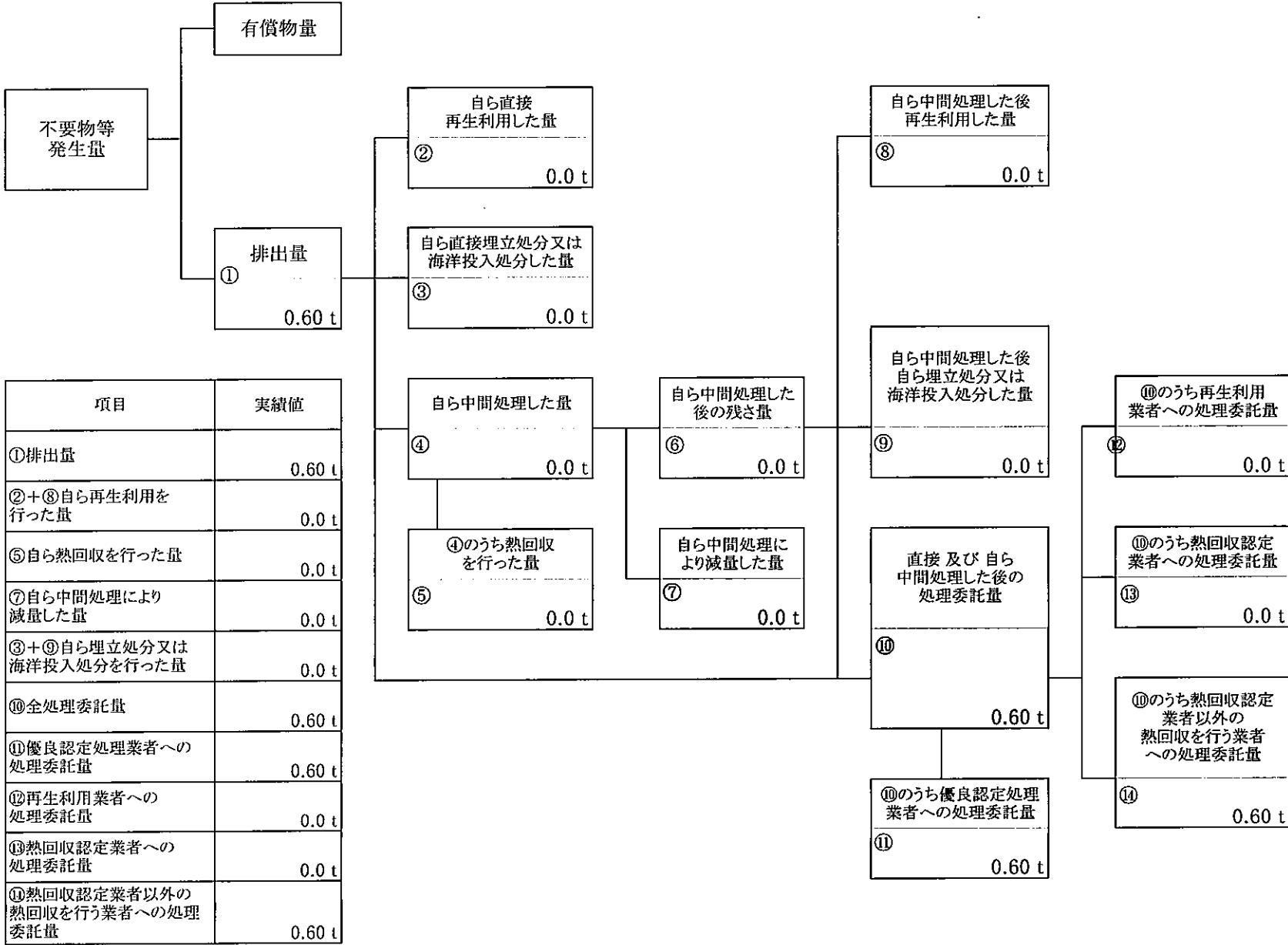
(産業廃棄物の種類: 汚泥 )



項目	実績値
①排出量	3297.77 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	2896.48 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	401.29 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	401.29 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	401.29 t

計画の実施状況

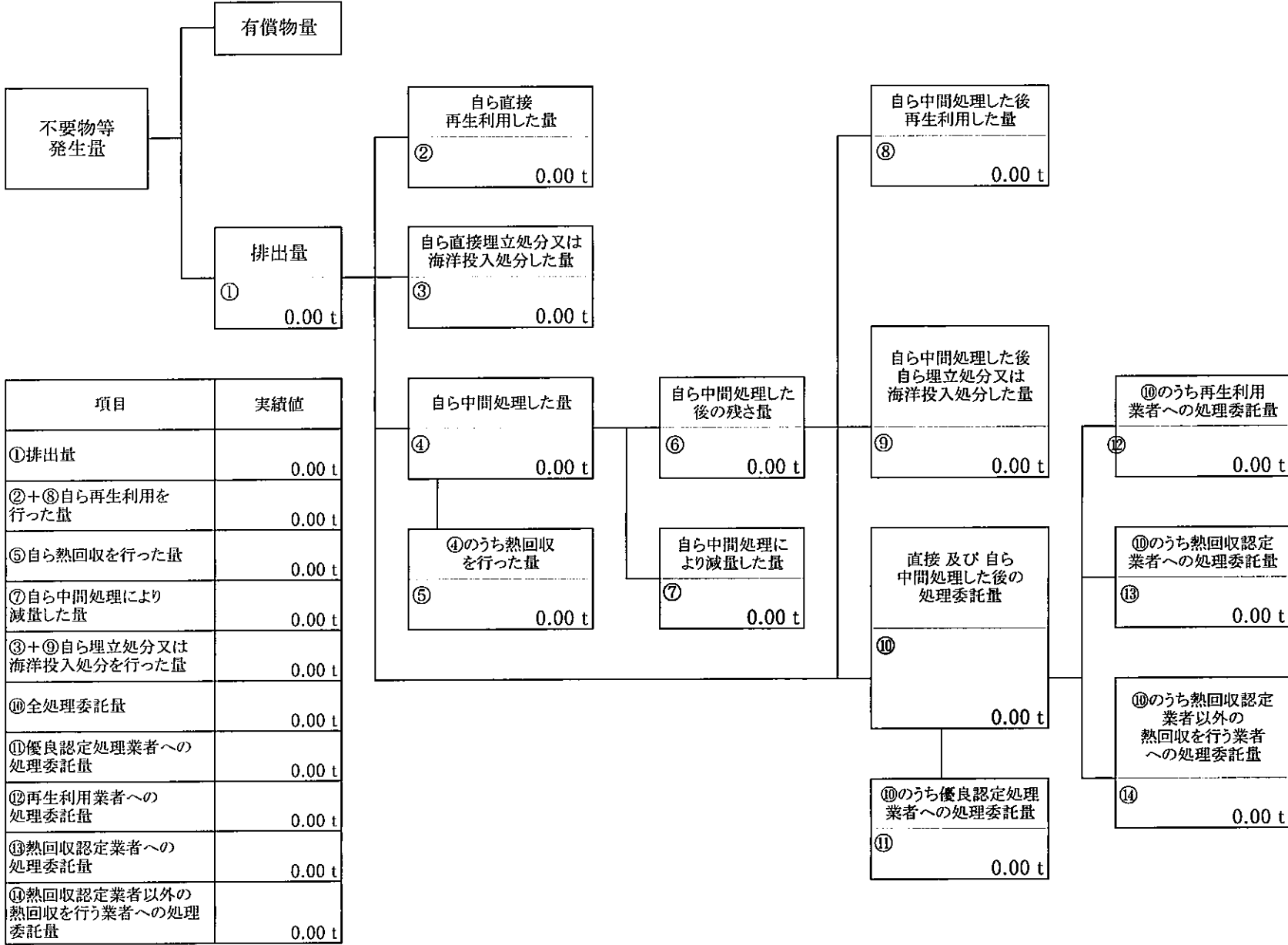
(産業廃棄物の種類: 金属くず )



項目	実績値
①排出量	0.60 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.60 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.60 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.60 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 水銀使用製品 )

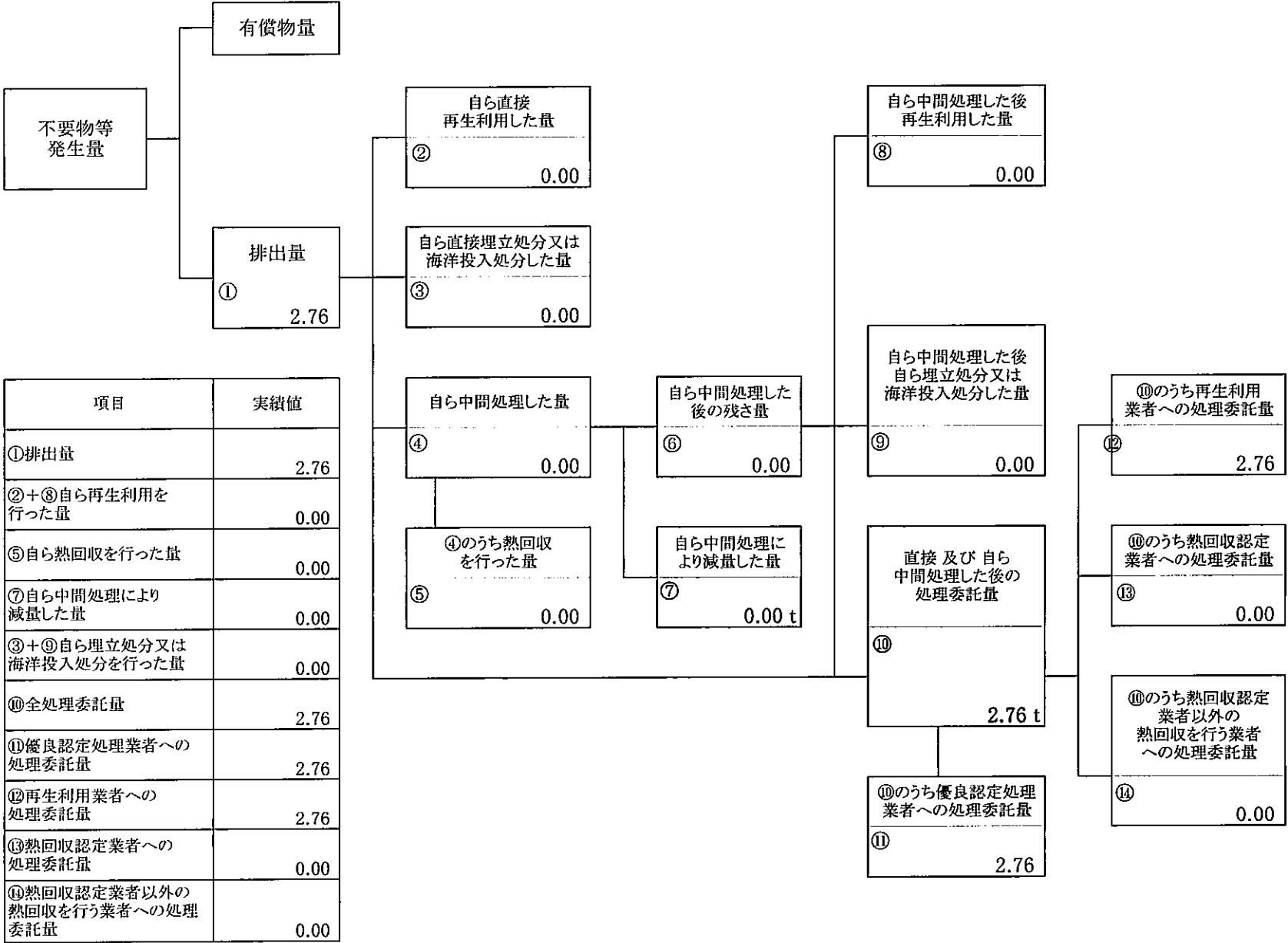


(第2面)

項目	実績値
①排出量	0.00 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全処理委託量	0.00 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物 )



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 16日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県市川市妙典1603番地

氏 名 東洋合成工業株式会社 市川工場  
工場長 木村 純

電話番号 047-327-2121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市上妙典1603番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

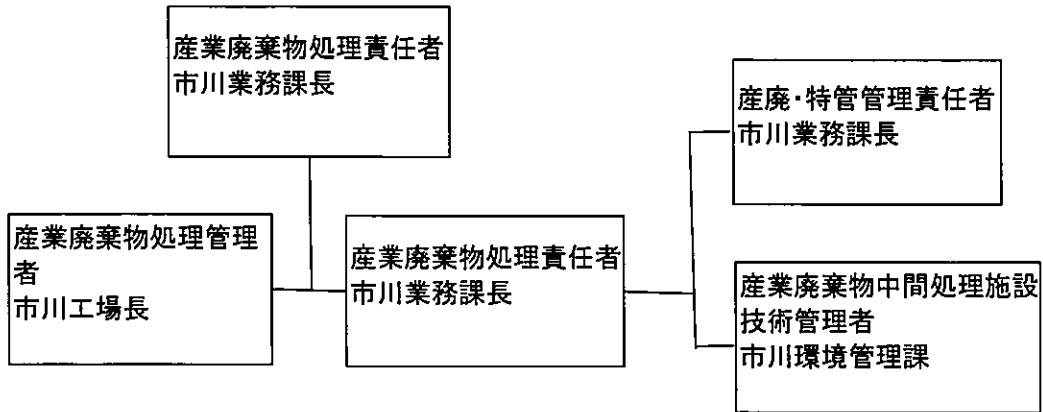
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額約47億円
③ 従業員数	152人（正社員125人、常勤関係社員27人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>○廃油 ① 収集運搬 ⇒ 焼却 ⇒ 最終処分 ② 収集運搬 ⇒ 混合 / 混合・油水分離 ⇒ 再生燃料とし販売</p> <p>○廃酸 収集運搬 ⇒ 中和 / 混合・油水分離 ⇒ 再生燃料とし販売</p> <p>○廃アルカリ 収集運搬 ⇒ 焼却 ⇒ 最終処分</p>



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】 ※任意様式参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 生産工程の見直しにより廃液量を削減している。		
②計画	【目標】 ※任意様式参照		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 生産工程の見直しにより廃液量を削減する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 有価売却及び再利用の可能性のあるものについて分別を検討している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 有価売却及び再利用の可能性のあるものについて分別を検討する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 該当なし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 該当なし。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】 ※任意様式参照	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り、優良認定を受けた処理会社への処分を委託した。	

②計画	<b>【目標】 ※任意様式参照</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組) 今後も優良認定を受けた処理会社を中心に処分を依頼する。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 <small>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</small>	300.92	t
	<p>(今後実施する予定の取組等) 既に電子マニフェストを使用しており、今後も電子マニフェストの使用を 継続する。</p>		
<b>※事務処理欄</b>			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	廃酸	特定有害産業廃棄物				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	廃酸	特定有害産業廃棄物				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	廃酸	特定有害産業廃棄物				
	全処理委託量	0 t	261.15 t	39.77 t	0 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	261.15 t	39.77 t	0 t	t	t	t	t
	再生利用者への処理委託量	0 t	226.76 t	39.77 t	0 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	34.29 t	0 t	0 t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0.10 t	0 t	0 t	t	t	t	t	
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	廃酸	特定有害産業廃棄物				
	全処理委託量	0 t	255.93 t	38.97 t	0 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	255.93 t	38.97 t	0 t	t	t	t	t
	再生利用者への処理委託量	0 t	222.22 t	38.97 t	0 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	33.60 t	0 t	0 t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0.10 t	0 t	0 t	t	t	t	t	

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 16日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒272-0012  
 住 所 千葉県市川市妙典1603番地  
 氏 名 東洋合成工業株式会社 市川工場  
 工場長 木村 純  
 電話番号 047-327-2121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市上妙典1603番地
事業の種類	大分類:製造業 中分類:化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月から令和7年3月

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	336.3 t	全処理委託量	336.3 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	336.3 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	116.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	86.2 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	134.1 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	343.2	t
	前年度	300.9	t

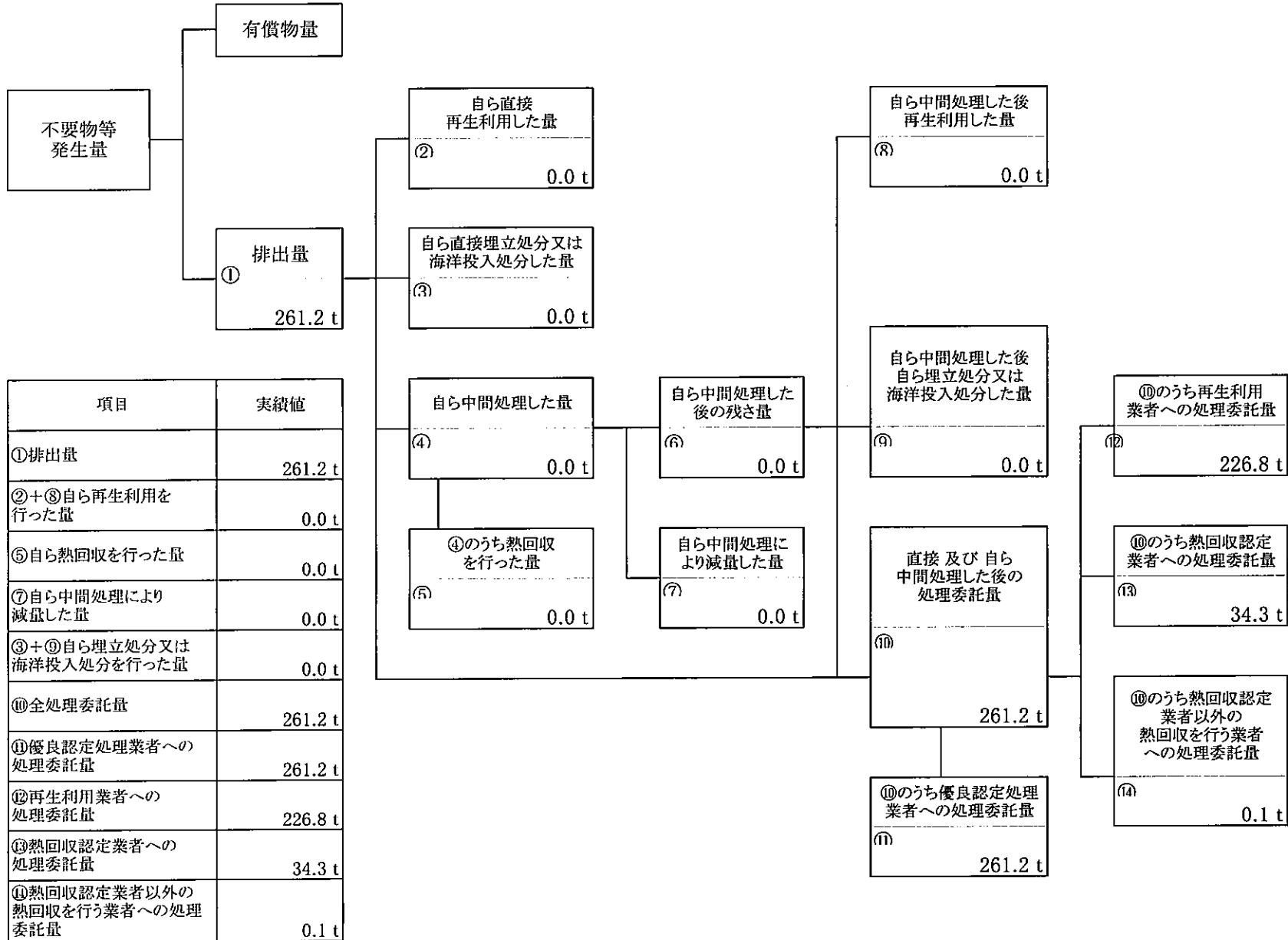
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)



※事務処理欄

計画の実施状況

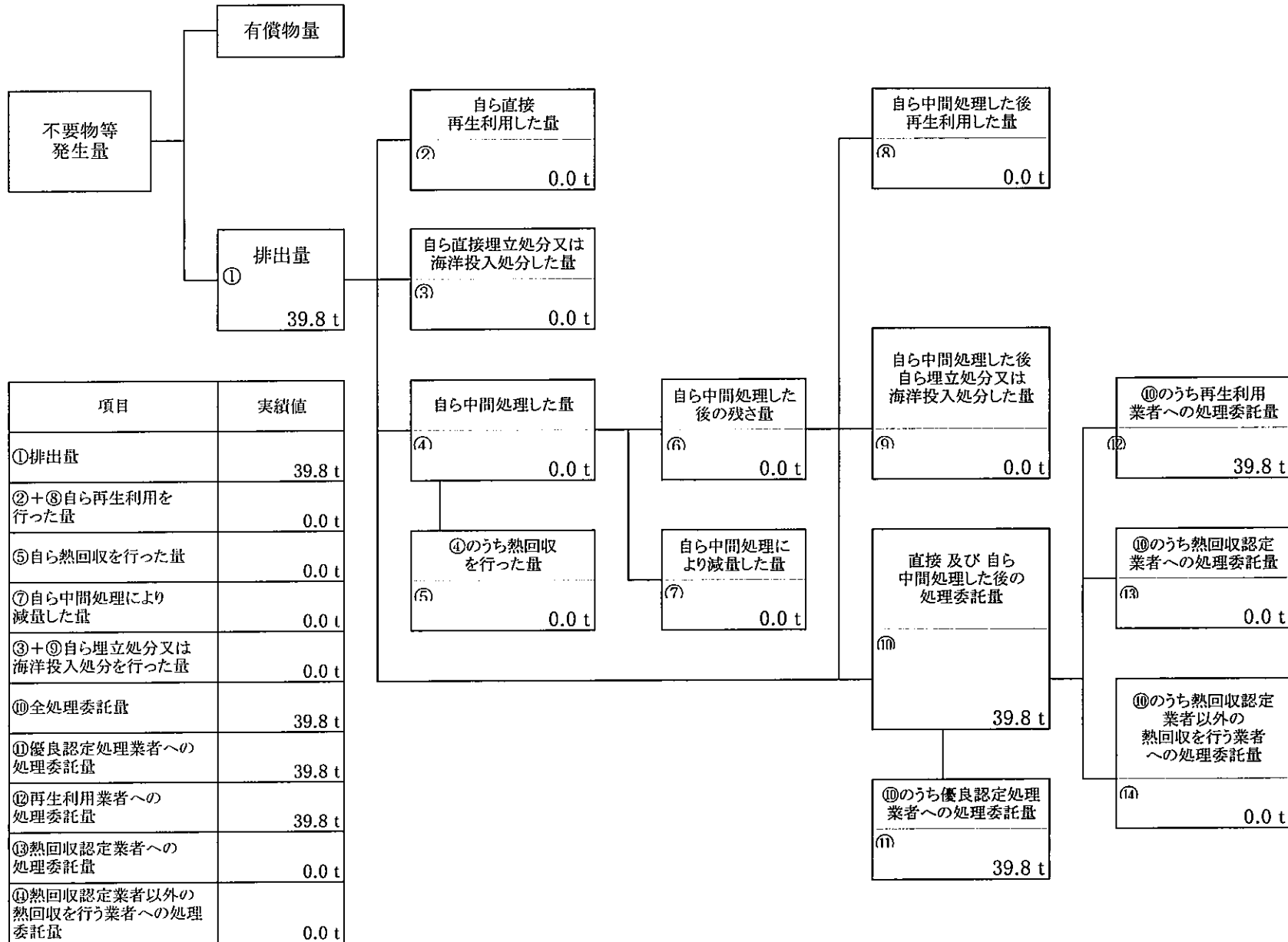
管理産業廃棄物の種類: 廃油



(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸 )



(第2面)

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 289-0623

住 所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-58

法人名 東洋合成工業株式会社 香料工場

代表者 鈴木 歩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0478-87-2830

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 香料工場
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町宮野台1-58
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年の製造品出荷額 4,235,484千円
③従業員数	35人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (管理体制)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	排出量	1842.3 t	5.8 t
	(これまでに実施した取組) 排出量削減の為の取組みとして製造工程の改善及び製造収率向上により排出量の抑制に取り組んだ。 また有価引取が可能な物について有価物とした。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	排出量	1800 t	5 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き製造工程の改善及び製造収率の向上に努めると共に、有価引取の数量を増加させることで排出数量低減に取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物は適切に分別し専用貯蔵タンク及びドラム缶等の容器で保管している。 保管場所には産業廃棄物の表示を行い、容器で保管する場合は容器自体にも表示を行い廃棄物の種類を明確にしている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き産業廃棄物の表示および保管場所の区分管理を徹底する。 また従業員に対して廃棄物の分別について周知教育を行う。		

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1260 t	0 t
(これまでに実施した取組) 廃アルカリについて自社の別事業場にて処理を行うことで、産業廃棄物の減量に取り組んだ。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1300 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 引き続き廃アルカリについて自社処理に取り組んでいく。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	全処理委託量	582.3 t	5.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	582.3 t	5.8 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 排出量削減の為、製造工程の改善及び製造収率向上により排出量の抑制に取り組んだ。 有価引取が可能な物は有価物とした。 自社処理が可能な物については自社処理を行った。		

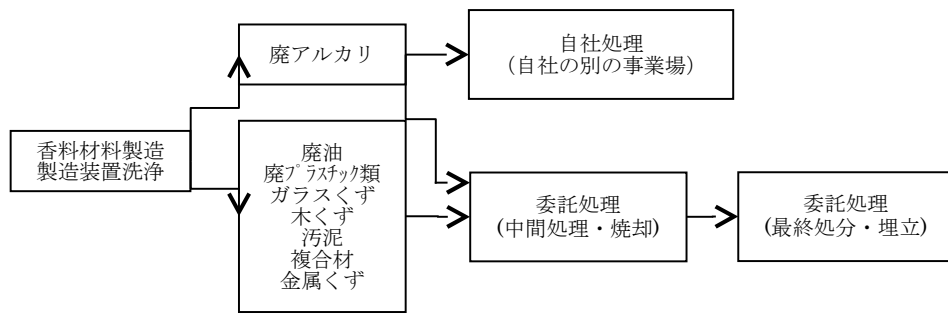
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	全処理委託量	500 t	5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	500 t	5 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き製造工程の改善及び製造収率の向上に努めると共に、自社処理、有価引取の増加を推進して処理委託数量の減少に取り組む。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

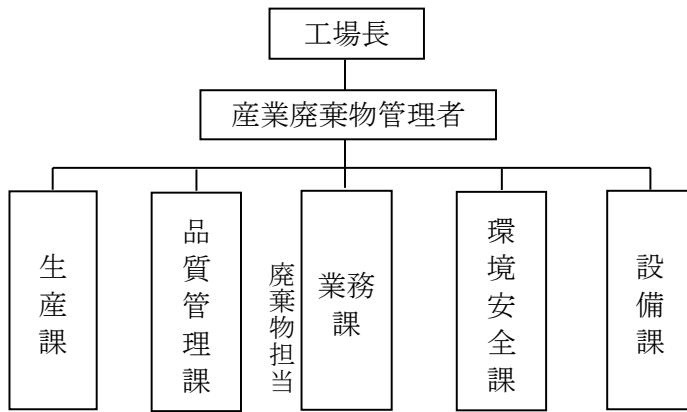
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

#### ④産業廃棄物の一連の処理の工程



④産業廃棄物の管理体制







(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 289-0623

住所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-58

法人名 東洋合成工業株式会社 香料工場

代表者 鈴木 歩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0478-87-2830

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 香料工場		
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町宮野台1-58		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

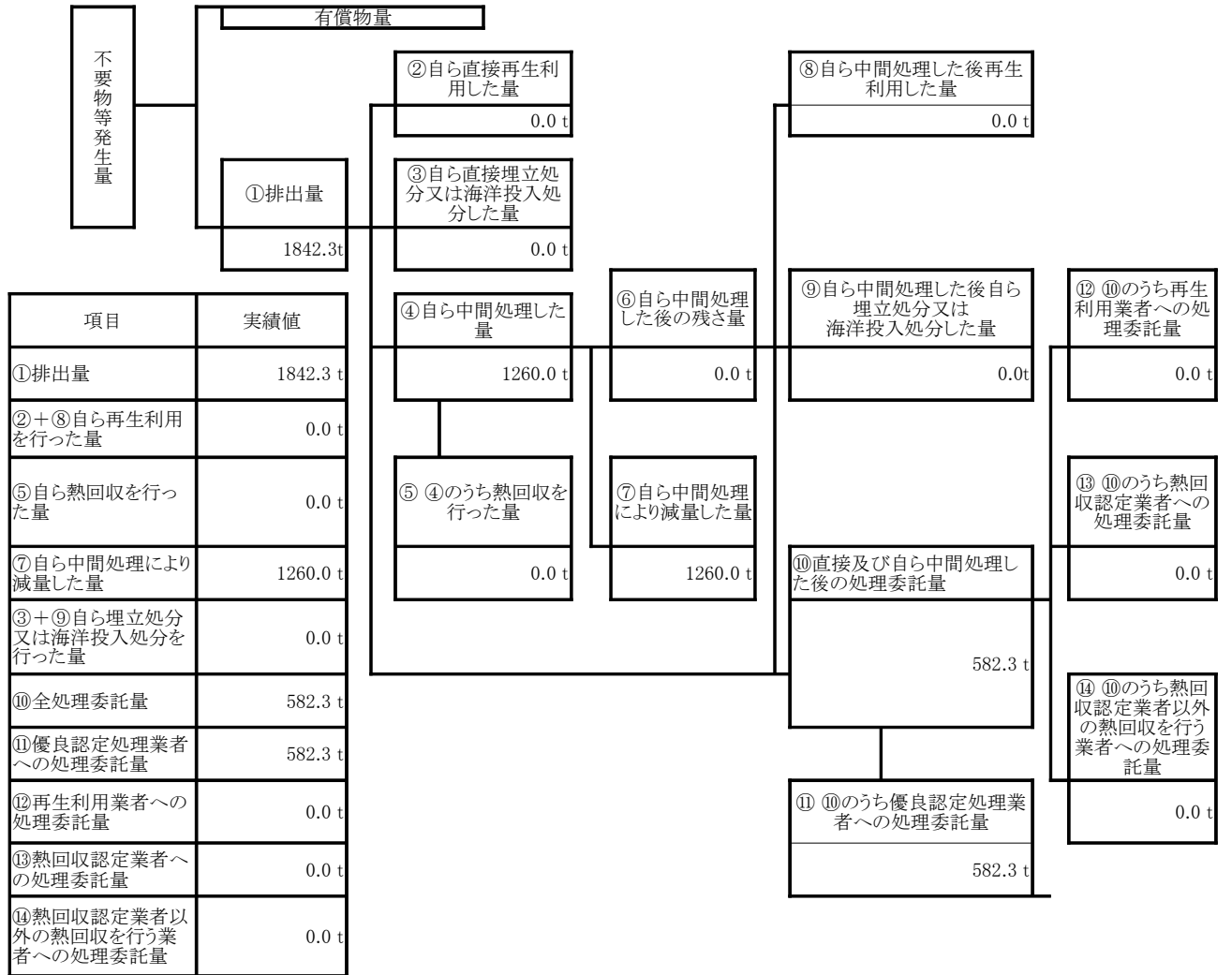
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1636 t	全処理委託量	566 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	401.5 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1070 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

(日本産業規格 A列4番)

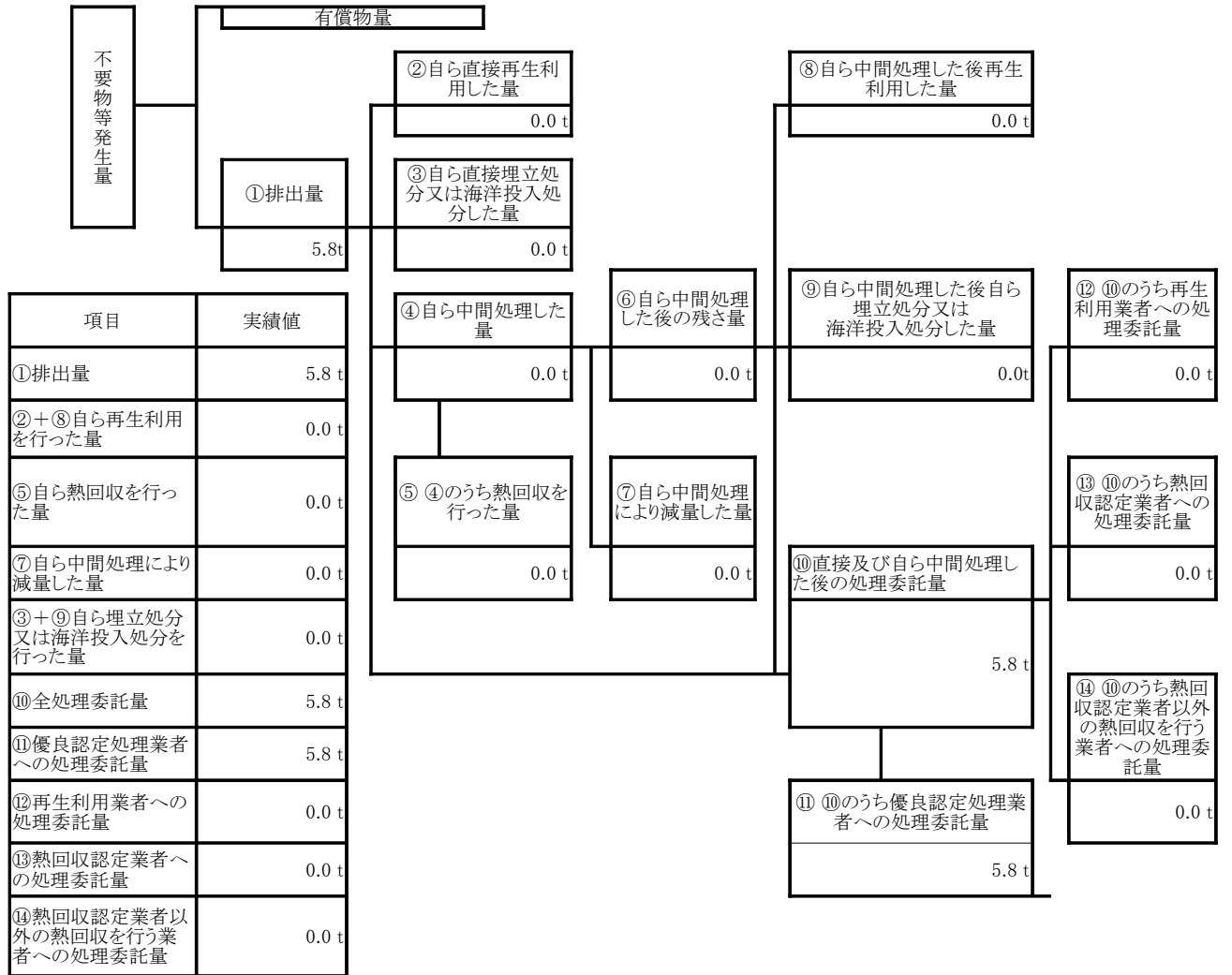
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



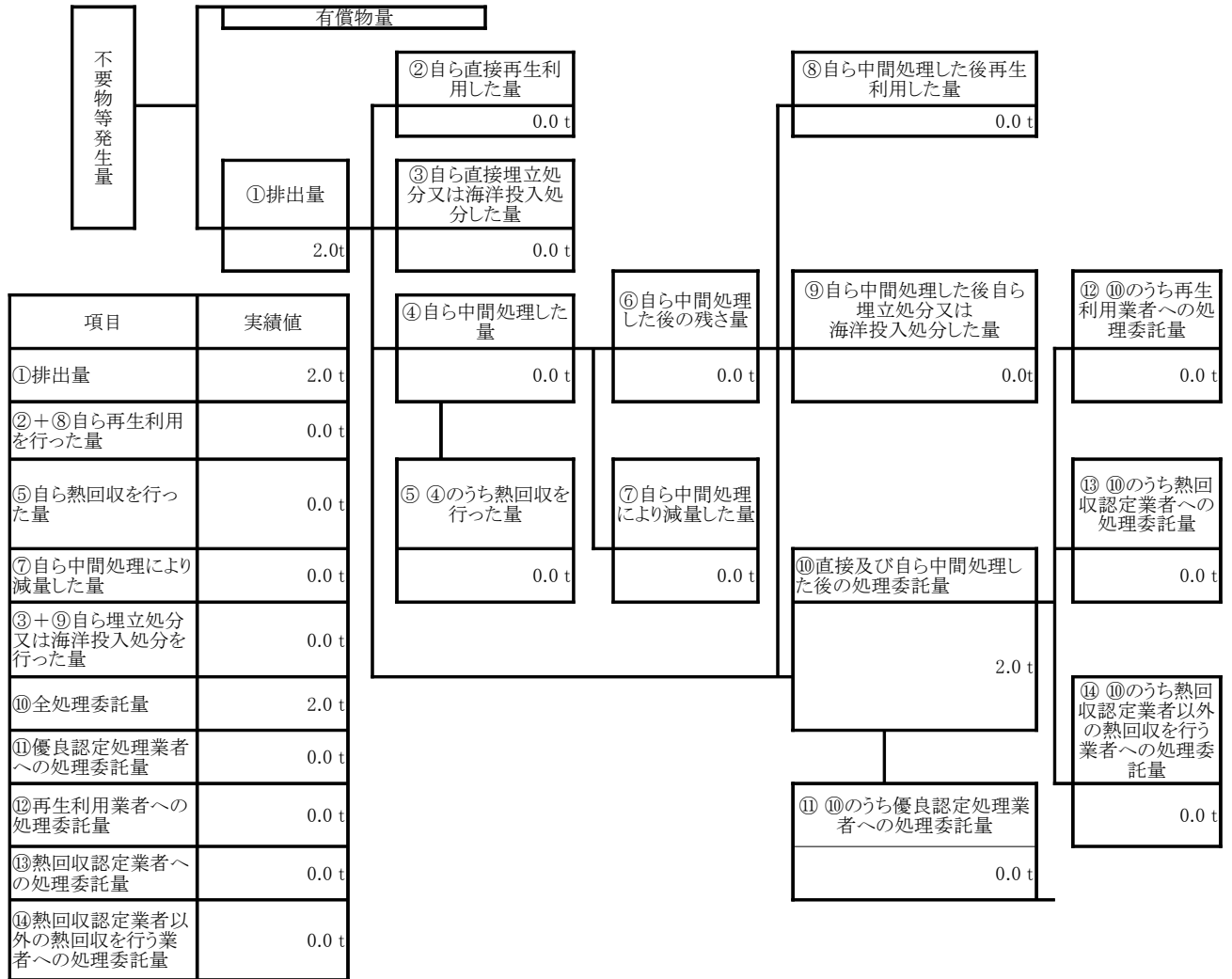
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃プラスチック類

)

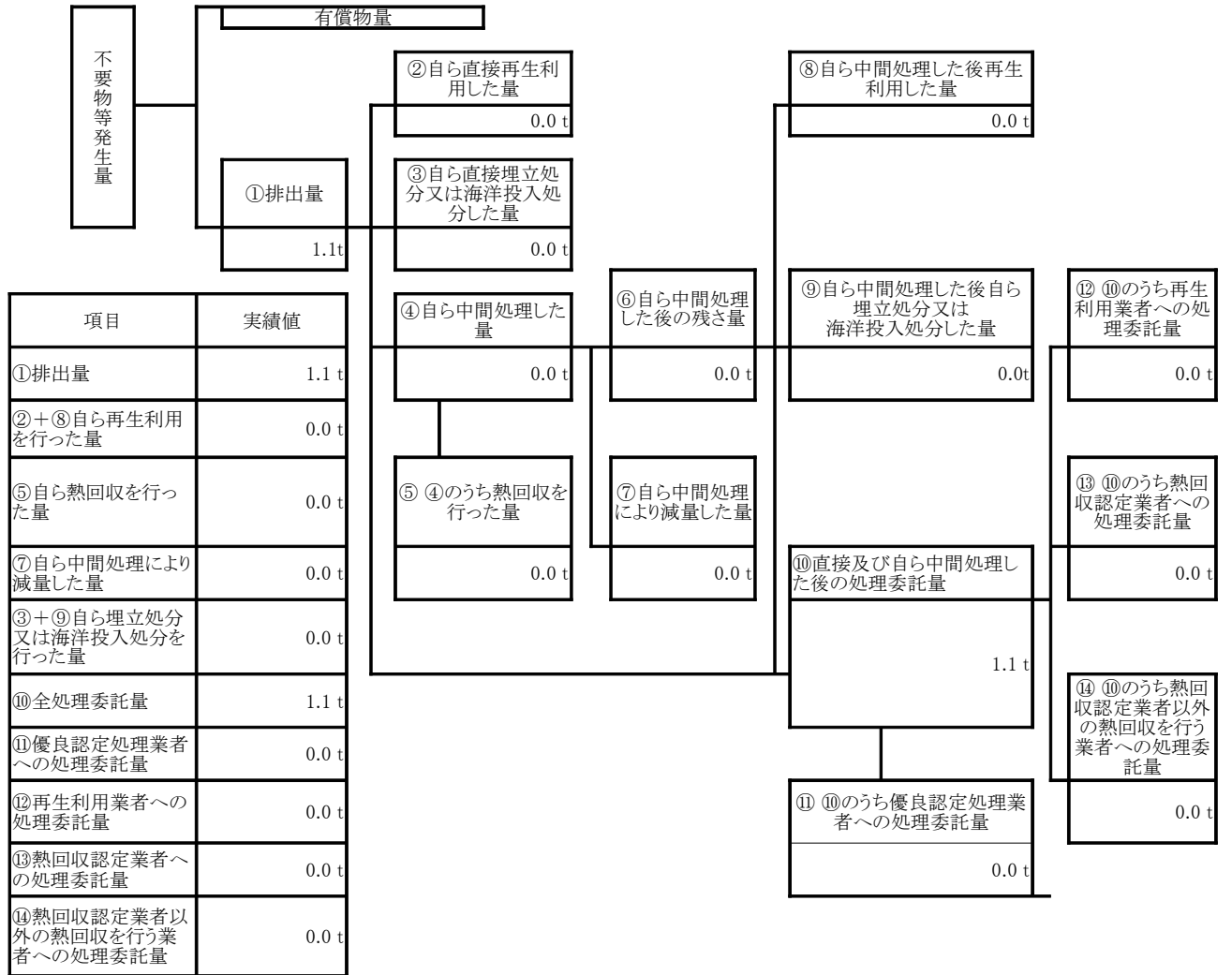
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況

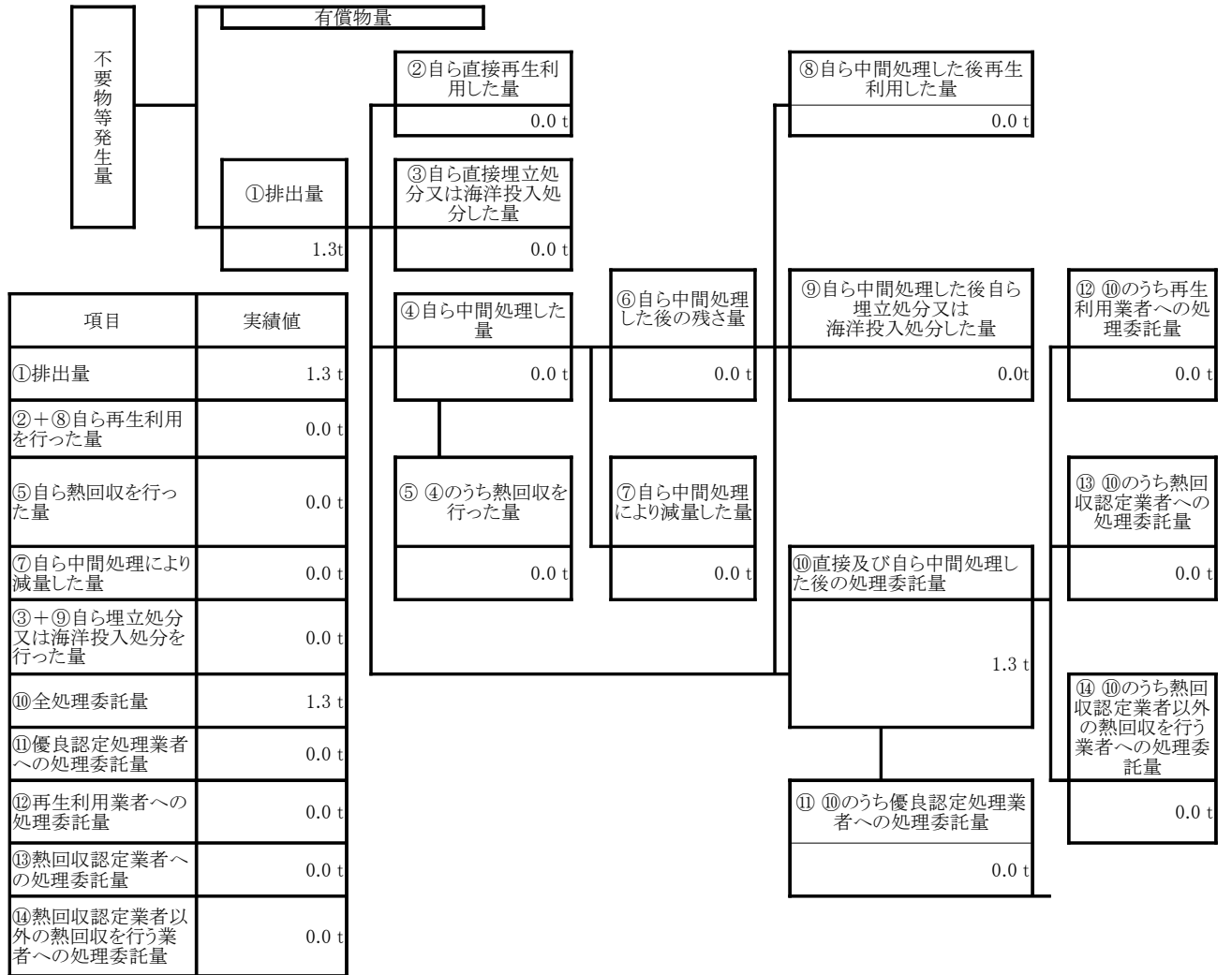
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



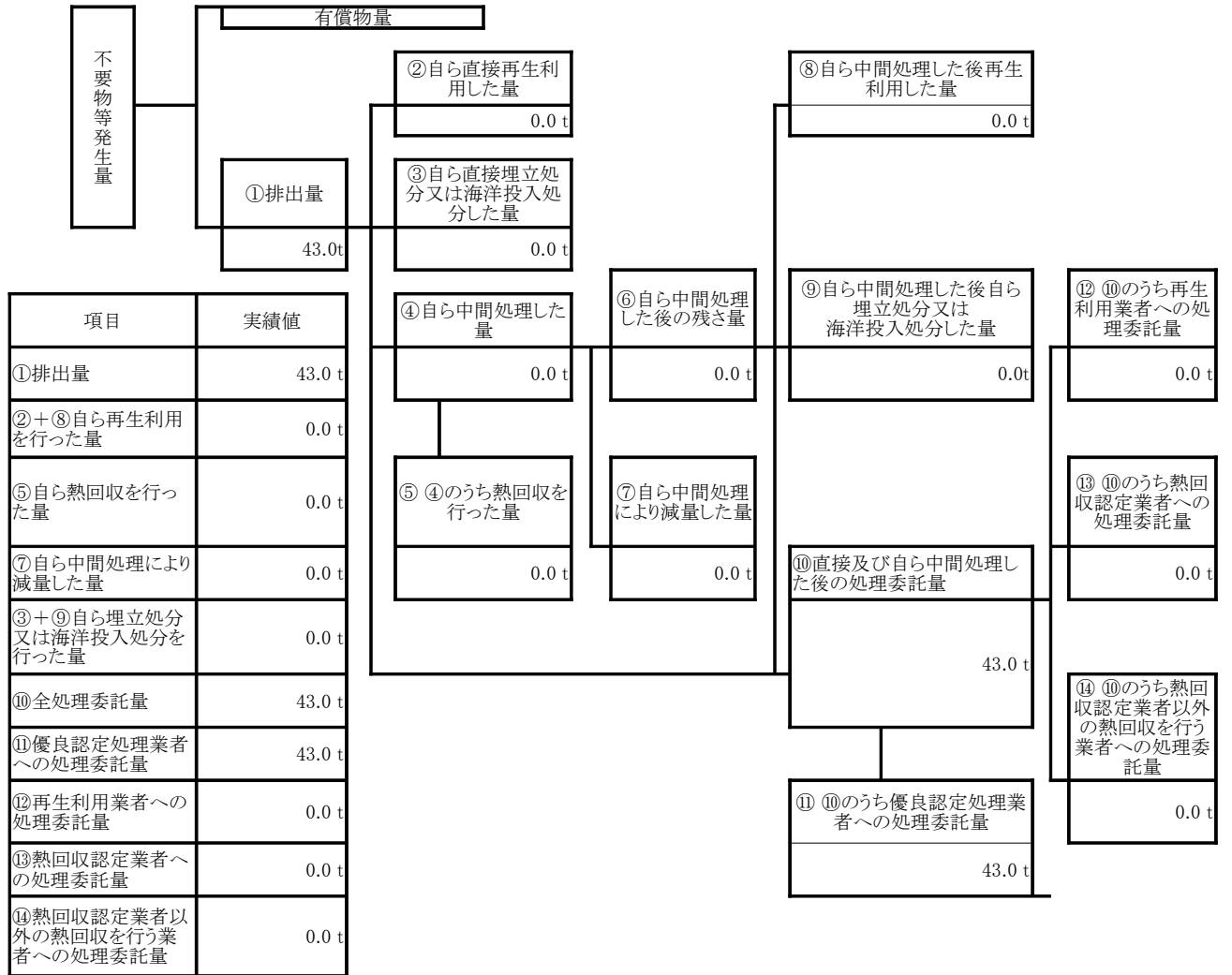
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



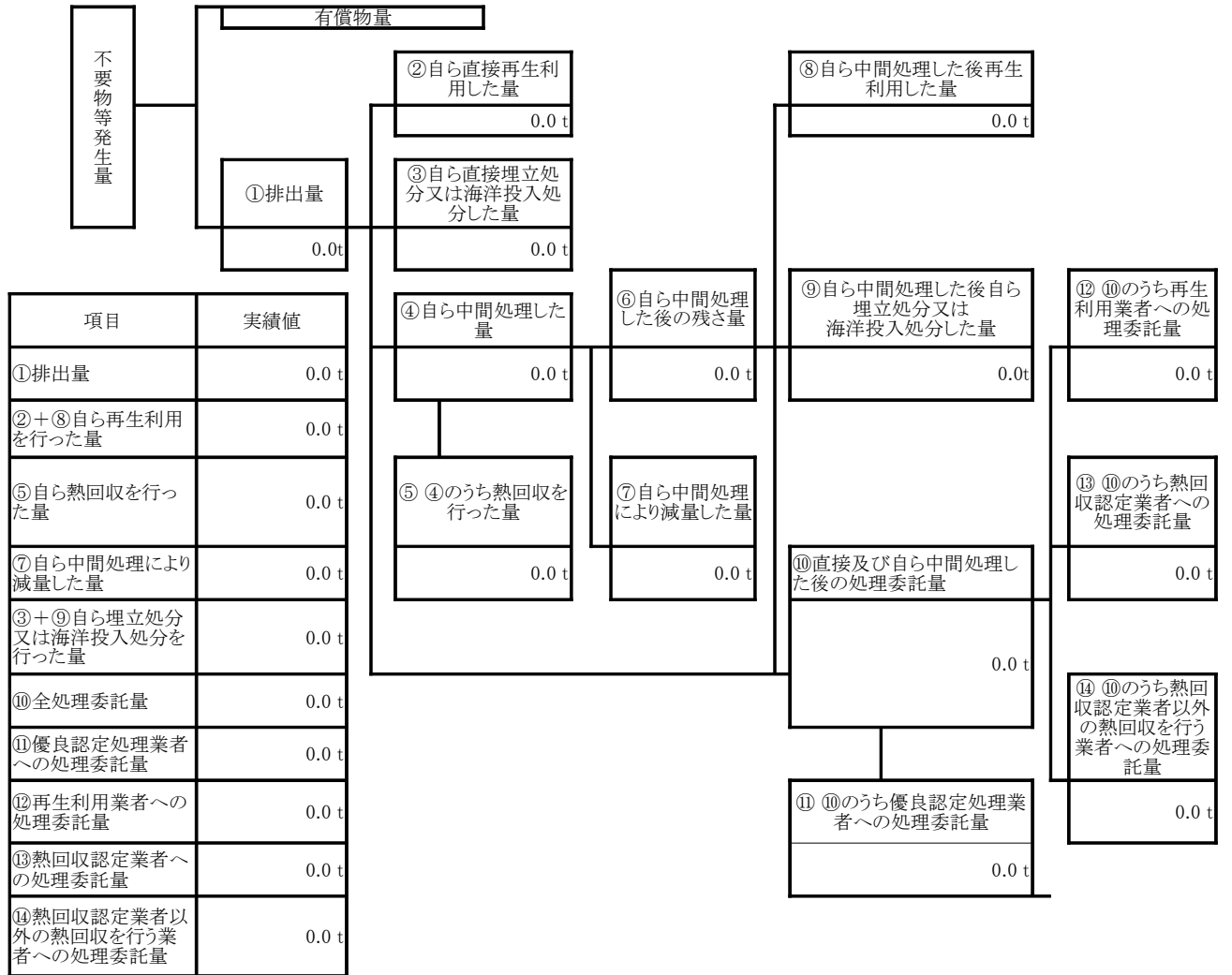
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



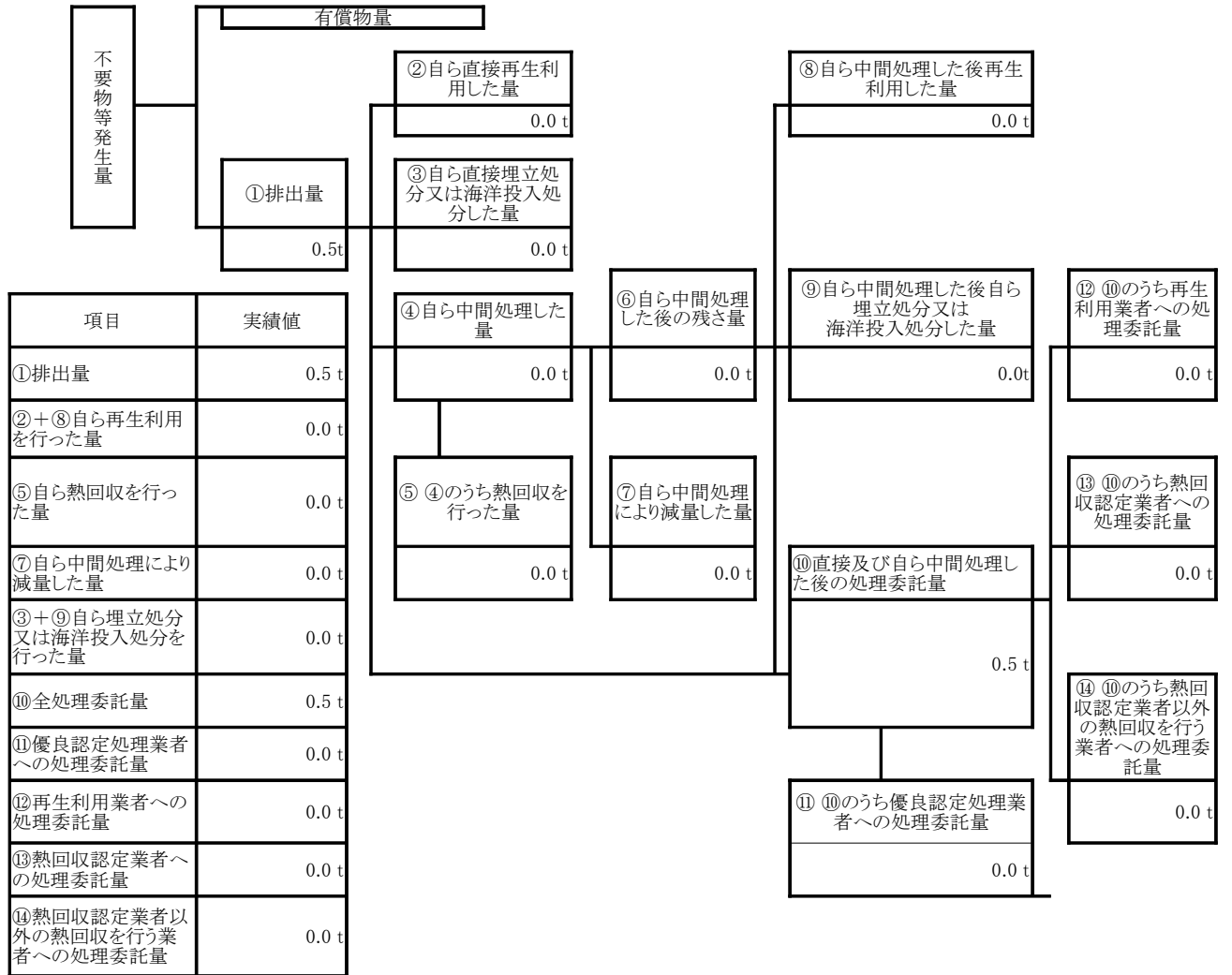
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



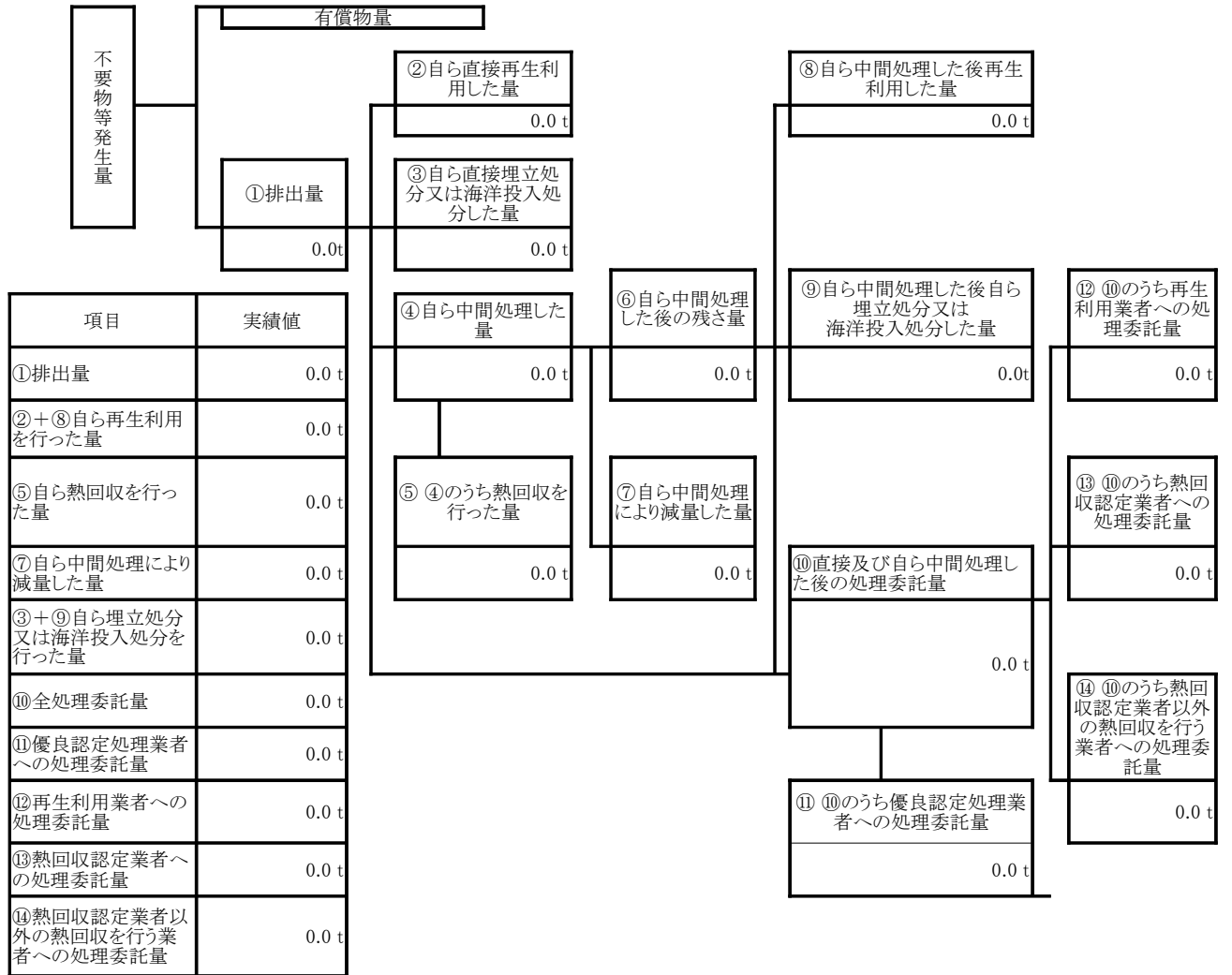
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 複合材 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 289-0623

住 所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-58

法人名 東洋合成工業株式会社 香料工場

代表者 鈴木 歩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0478-87-2830

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 香料工場		
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町宮野台1-58		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類： 化学工業	
②事業の規模	前年の製造品出荷額	4,235,484千円	
③従業員数	35人		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）		

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙 (管理体制)		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油
	排出量	455.9 t t
	(これまでに実施した取組) 排出量削減の為の取組みとして、製造工程の改善及び製造収率向上により廃棄物排出量の抑制に取り組んだ。 また回収可能な引火性廃油は自社で蒸留回収し再生利用を行った。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油
	排出量	435 t t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き製造工程の改善及び製造収率の向上に努めると共に、引火性廃油の再生利用数量増加や有価物化させることで、廃棄物の排出数量低減に取り組む。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃えやすい廃油は専用貯蔵タンク及び専用のドラム缶で保管している。 保管場所には特別管理産業廃棄物の表示を行い、ドラム缶で保管する場合は保管場所をその他の廃棄物と区別することで管理をしている。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き特別管理産業廃棄物の表示および保管場所の区分管理を徹底する。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	207.1 t	t
	(これまでに実施した取組) 回収可能な引火性廃油の蒸留回収に努め、再生利用に取り組んだ。		
	②計画		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	215 t	t
	(今後実施する予定の取組) 蒸留回収による再生利用数量の向上に取り組む。		
	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

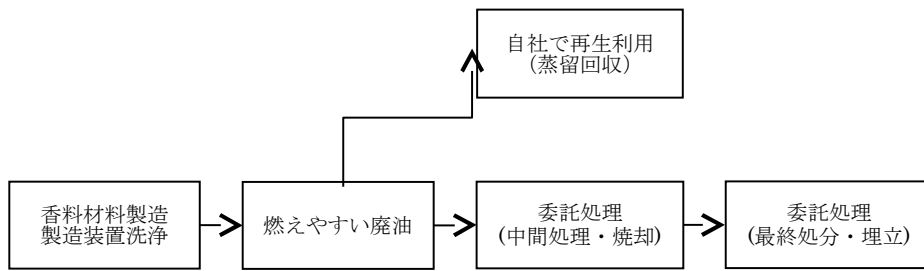
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全処理委託量	248.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	248.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 排出量削減の為の取り組みとして製造工程の改善及び製造収率向上により廃棄物排出量の抑制に取り組んだ。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全 処 理 委 託 量	220 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	220 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き製造工程の改善及び製造収率向上に努めると共に、設備洗浄工程の見直しや有価物化を行い廃棄物排出量の低減に取り組む。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		455.9 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>当事業場では排出した全ての特別管理産業廃棄物について電子マニフェストを使用している。 引き続き電子マニフェストの使用を継続していく。</p>		
※事務処理欄			

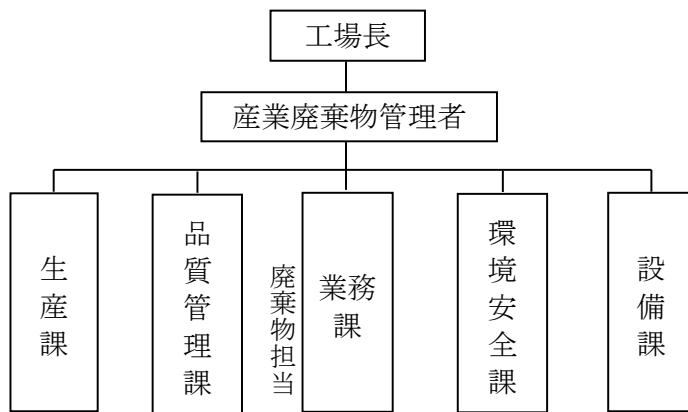
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



④産業廃棄物の管理体制



(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 289-0623

住所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-58

法人名 東洋合成工業株式会社 香料工場

代表者 鈴木 歩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0478-87-2830

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 香料工場		
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町宮野台1-58		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	390 t	全処理委託量	170 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	220 t	優良認定処理業者への処理委託量	170 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	413.9 t
	前年度(令和6年度)	455.9 t

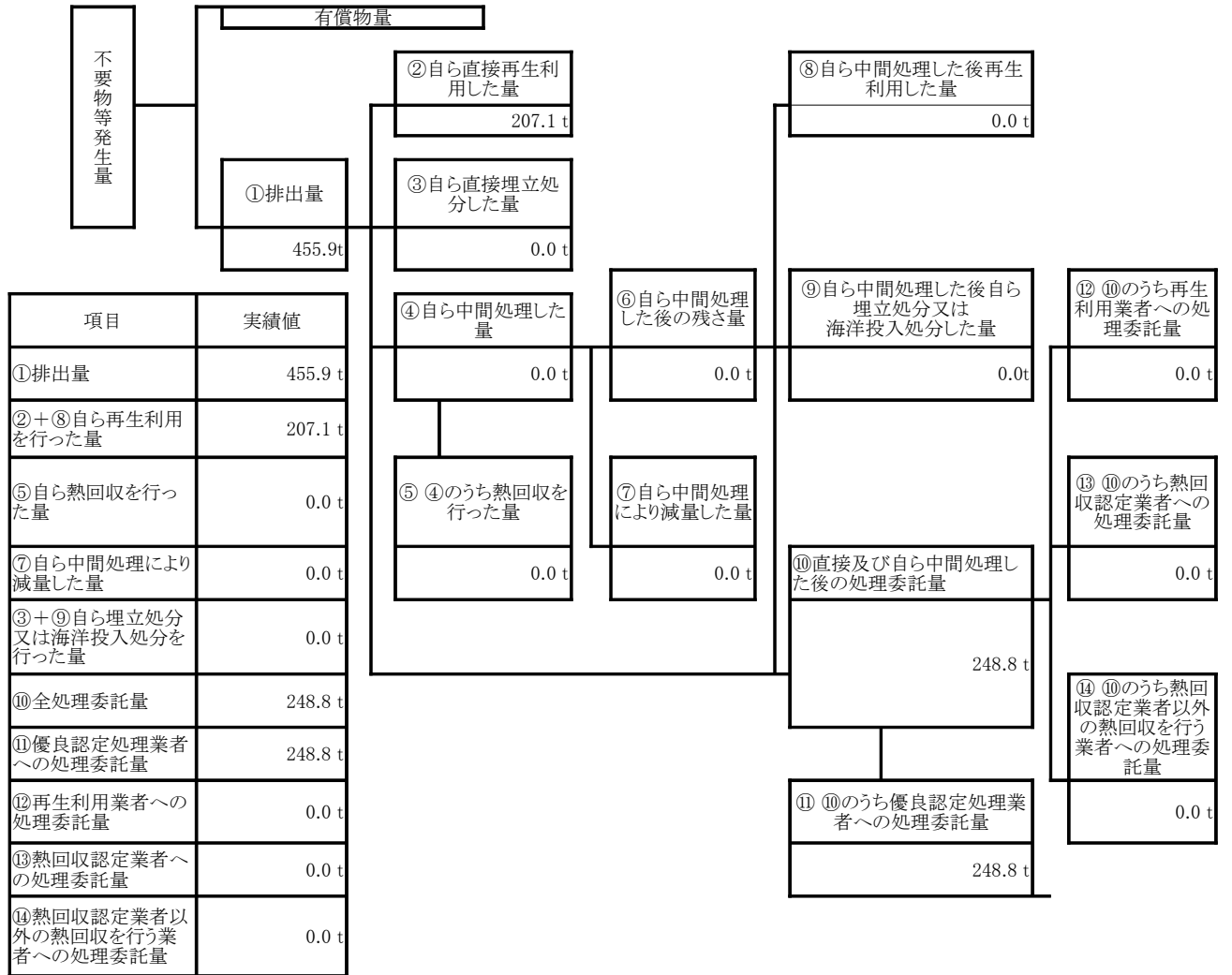
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

当事業所では排出した全ての特別管理産業廃棄物について電子マニフェストを使用している。  
引き続き電子マニフェストの使用を実施していく。

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 燃えやすい廃油 )



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 20日

千葉県知事 熊谷俊人 殿

提出者

住 所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-51

氏 名 東洋合成工業株式会社 千葉工場

上席執行役員工場長 林 孝雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0478-87-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町宮野台1-51
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業 小分類：その他の化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 239億円
③従業員数	571人(正社員)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 参照

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙2 参照		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組)	
別紙3 参照		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
別紙3 参照		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ、ガラスくず、木くず、汚泥については、専用コンテナに分別し、 廃アルカリは、専用タンクに分別し管理している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記、同様の分別を継続していく。 廃金属を細分化し、有償物として扱うことにより、産業廃棄物を削減する。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4 参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4 参照		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 別紙5 参照			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙5 参照			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙6 参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙6 参照		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙7 参照		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙7 参照			
※事務処理欄			

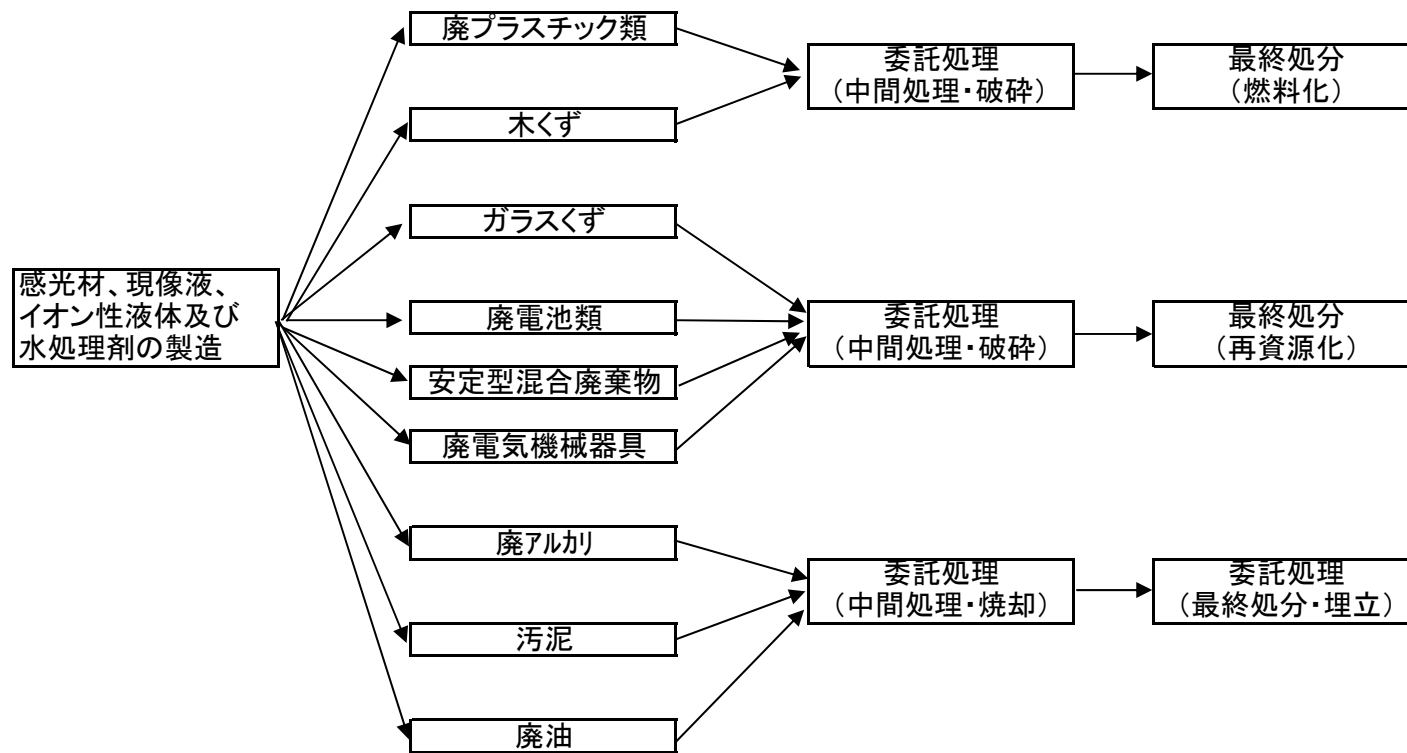
(第6面)

備考

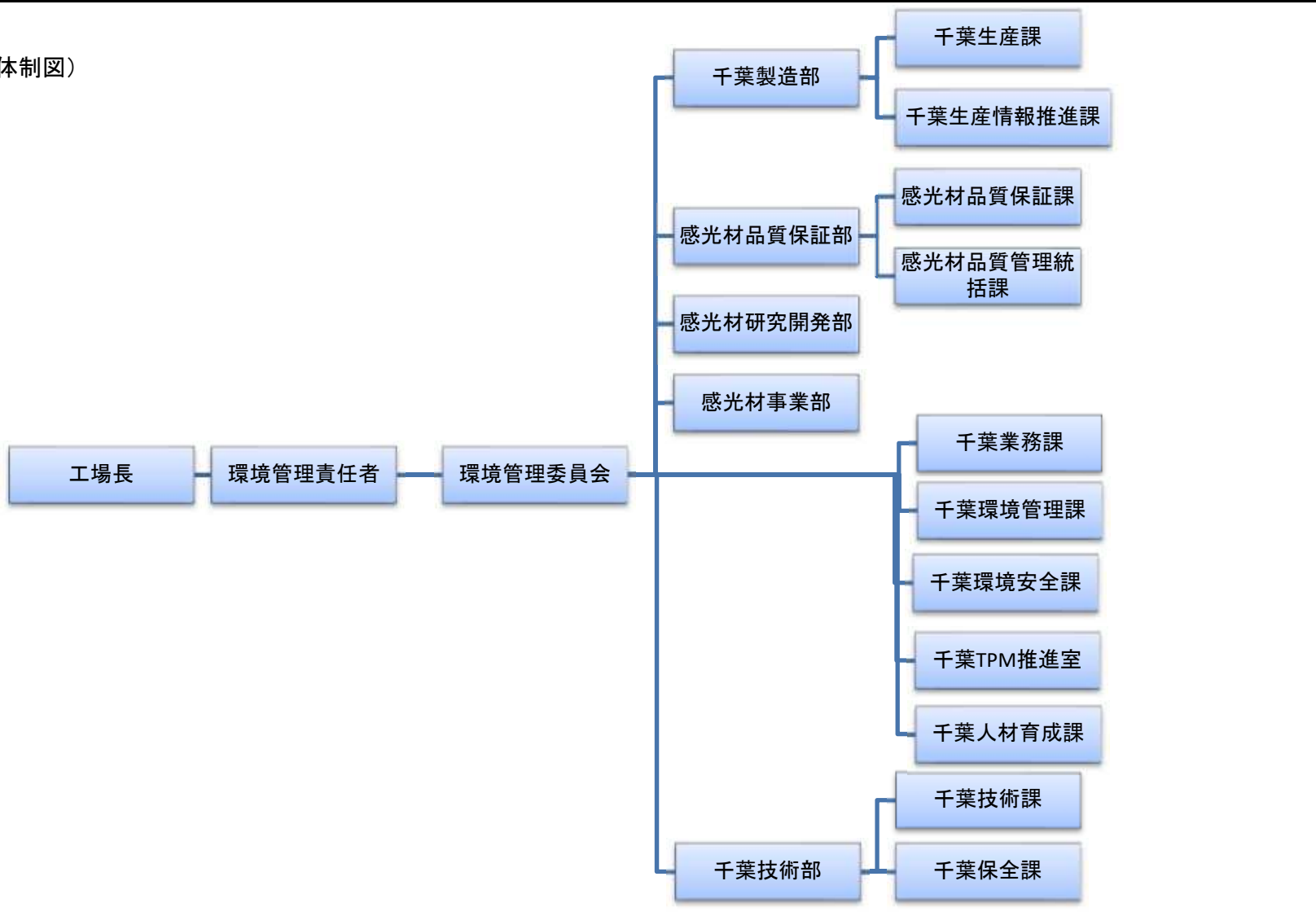
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物処理工程図



(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											単位 t
① 現 状	【前年度（令和6年）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルミ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	排出量	12.870	7.090	5,729.900	103.380	8.420	9.490	0.000	0.330	0.002	9.340
	（これまでに実施した取組） 使用原材料削減等、製造工程見直しを行い、製造量あたりの収率向上による排出量の抑制を行った。 金属くずについては、分別・細分化することにより有償物化を推し進めた。 廃プラスチック類（ドラム品・ポリ缶）についても、有償物化を達成。 廃油の一部と高カロリー品をブレンドし有償物化を継続実施。（新規生産棟及び分析棟が立ち上がり廃油が前年より増加）										
② 計 画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルミ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	排出量	13.192	7.267	5,873.148	105.965	8.631	9.727	0.000	0.338	0.002	9.574
	（今後実施する予定の取組） 前年より3.5%の増産を計画しています、使用原材料削減、製造工程見直しを継続し、収率向上及び廃棄物分別による廃棄物排出抑制に努め廃棄物排出量+2.5%に抑えます。 金属くずについては分別の推進、大型金属を買取可能な新規業者の開拓を進め完全有償物化を目指す。 廃油の分別を進め有償化を目指す。										

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項											単位 t
① 現 状	<b>【前年度（令和6年）実績】</b>										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0.000	0.000	0.000	0	0	0	0.000
(これまでに実施した取組) 今年度、自ら再生利用を行った産業廃棄物はない。											
② 計 画	<b>【目標】</b>										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0.000	0.000	0	0	0	0.000
(今後実施する予定の取組) 今年度も自ら再生利用を行う予定の産業廃棄物はないが、廃棄物排出抑制に努める。											

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項											単位 t
① 現 状	【前年度（令和6年）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(これまでに実施した取組) 今年度、自ら熱回収や中間処理により減量した産業廃棄物はない。											
② 計 画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(今後実施する予定の取組) 今年度も、自ら熱回収や中間処理により減量する産業廃棄物はないが、廃棄物排出抑制に努める。											

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項											単位 t
① 現 状	【前年度（令和6年）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(これまでに実施した取組) これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。										
② 計 画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組) 引続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。										

産業廃棄物の処理の委託に関する事項											単位 t
① 現 状	【前年度（令和6年）実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	全処理委託量	12.870	7.090	5,729.900	103.380	8.420	9.490	0.000	0.330	0.002	9.340
	優良認定処理業者への処理委託量	12.870	7.090	5,729.900	77.621				0.330		
	再生利用業者への処理委託量				25.760	8.420	9.490	0.000		0.002	9.340
	認定熱回収業者への処理委託量										
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う処理委託量										
（これまでに実施した取組） 廃プラスチック類（ドラム品・ポリ缶）を有償物化し処理委託量を削減した。 金属くずの細分化による有償物化を達成。											
② 計 画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず	廃電気機械器具	廃電池類	金属くず	安定型混合廃棄物
	全処理委託量	13.192	7.267	5873.148	105.965	8.631	9.727	0.00	0.338	0.002	9.574
	優良認定処理業者への処理委託量	13.192	7.267	5873.148	79.561				0.340		
	再生利用業者への処理委託量				26.404	8.631	9.727	0.00		0.002	9.574
	認定熱回収業者への処理委託量										
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										
（今後実施する予定の取組） 前年より3.5%の増産を計画しています、使用原材料削減、製造工程見直しを継続し、収率向上及び廃棄物分別による廃棄物排出抑制に努め廃棄物排出量+2.5%に抑えます。 金属くずについては分別の推進、大型金属を買取可能な新規業者の開拓を進め完全有償物化を目指す。 廃油の分別を進め有償化を目指す。											

## 様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年6月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

## 提出者

住 所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-51

氏 名 東洋合成工業株式会社 千葉工場

上席執行役員工場長 林 孝雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0478-87-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町宮野台1-51
事業の種類	大分類:製造業 中分類:化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

## 産業廃棄物処理計画における目標値

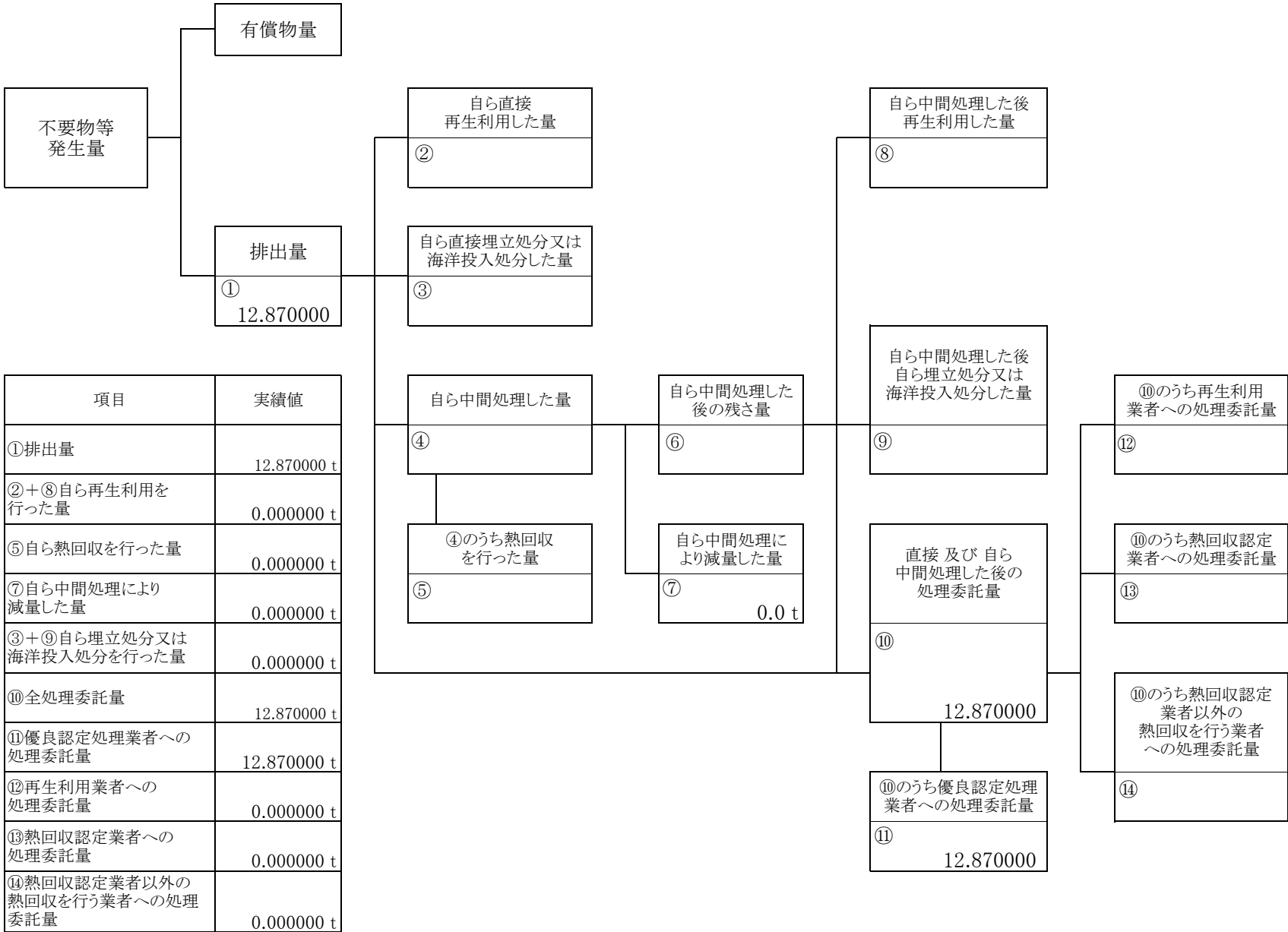
項目	目標値	項目	目標値
排出量	6447.19 t	全処理委託量	6447.19 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	優良認定処理業者への処理委託量	6383.84 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	再生利用業者への処理委託量	63.35 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

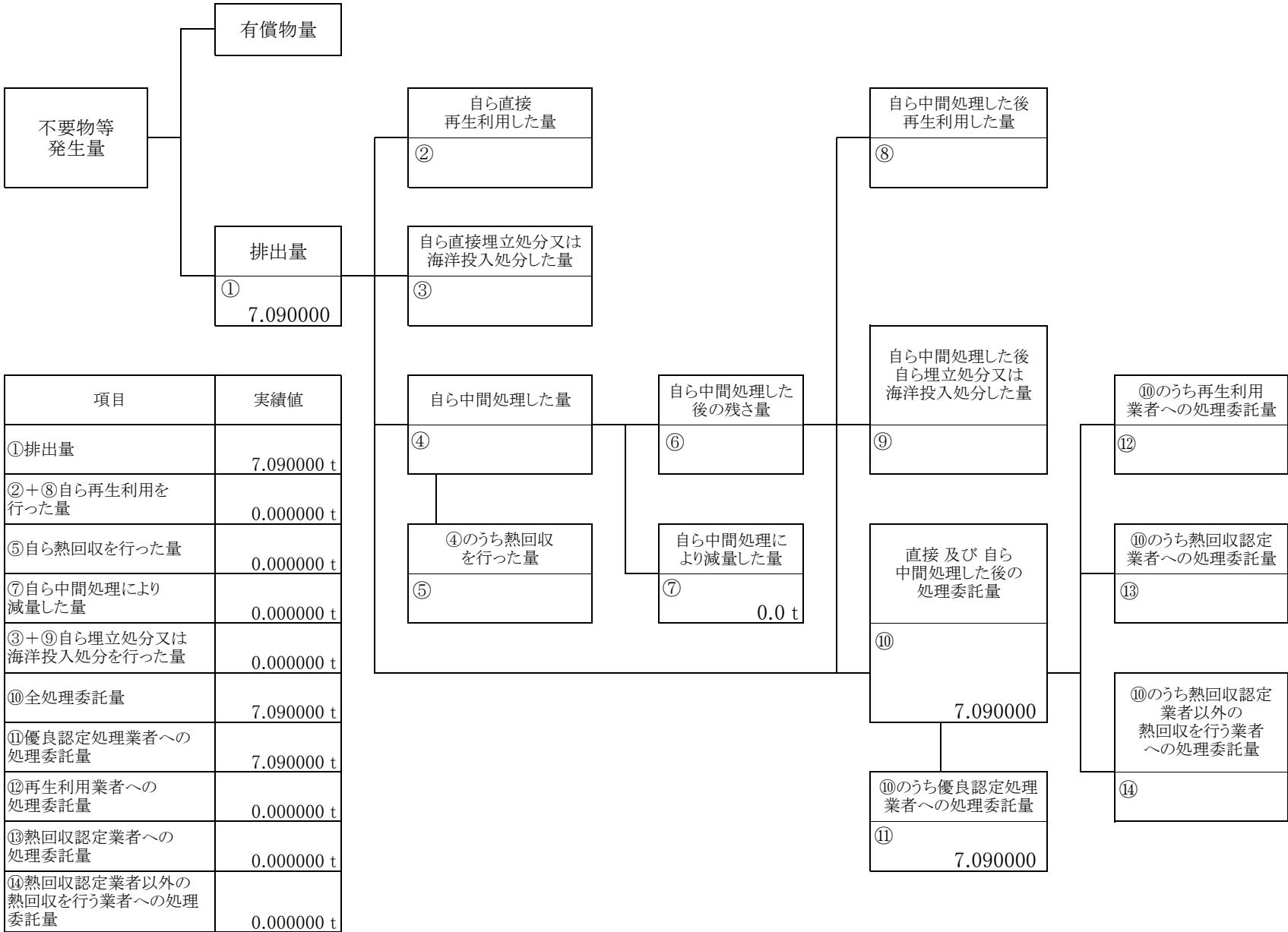
(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	12.870000 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000000 t
⑩全処理委託量	12.870000 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	12.870000 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000000 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000000 t

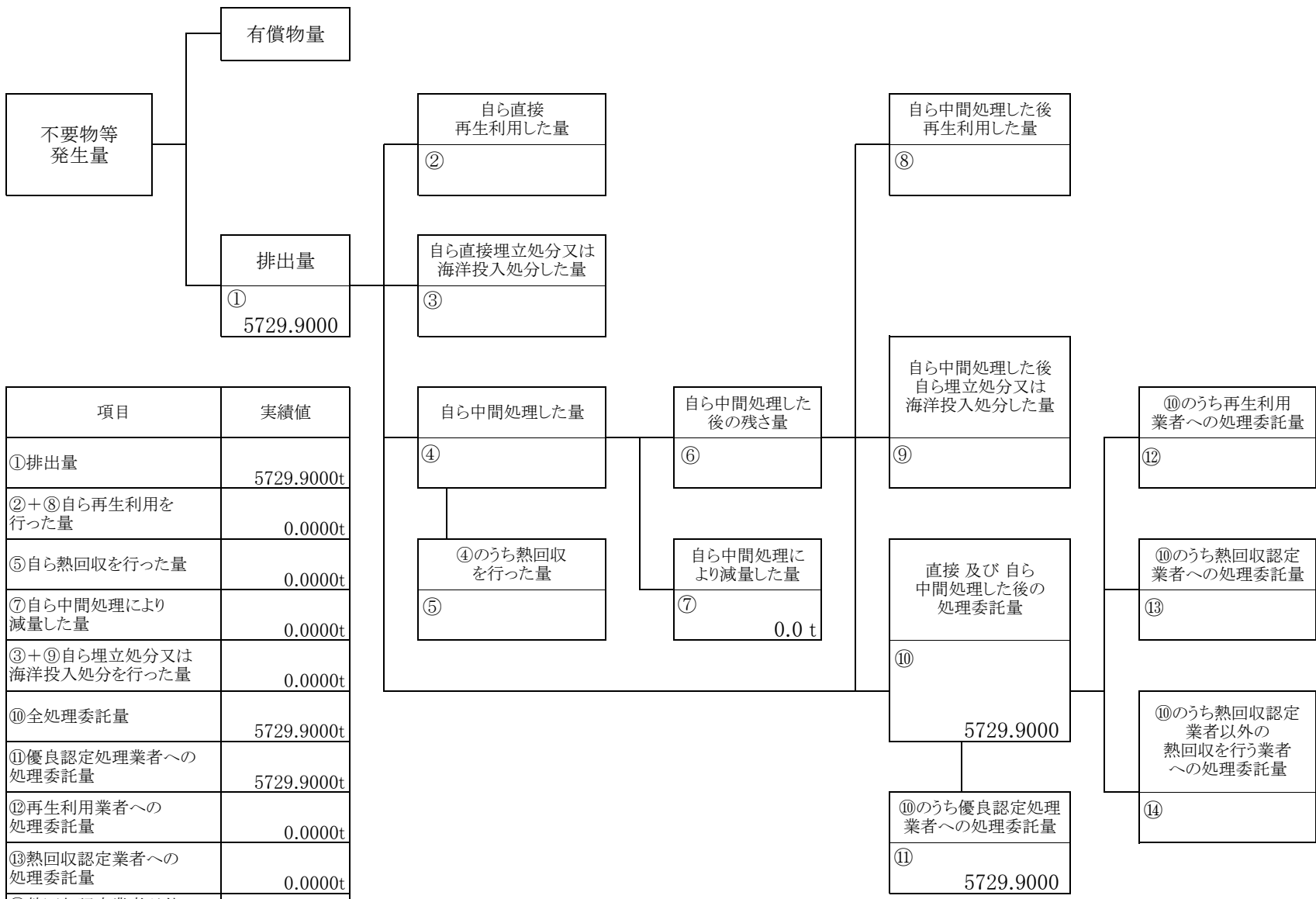
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



計画の実施状況

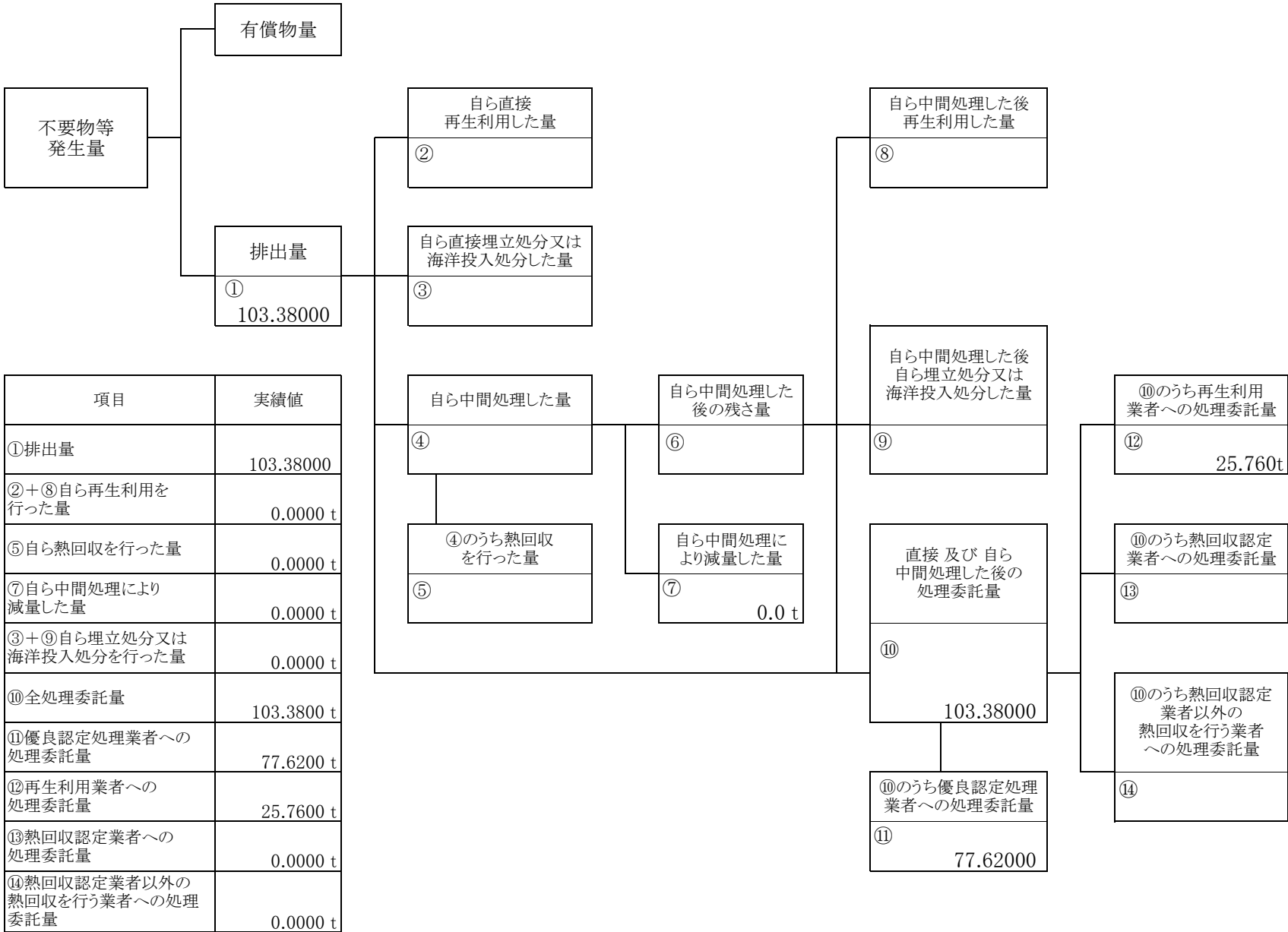
(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )



項目	実績値
①排出量	5729.9000t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0000t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0000t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0000t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0000t
⑩全処理委託量	5729.9000t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	5729.9000t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0000t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0000t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0000t

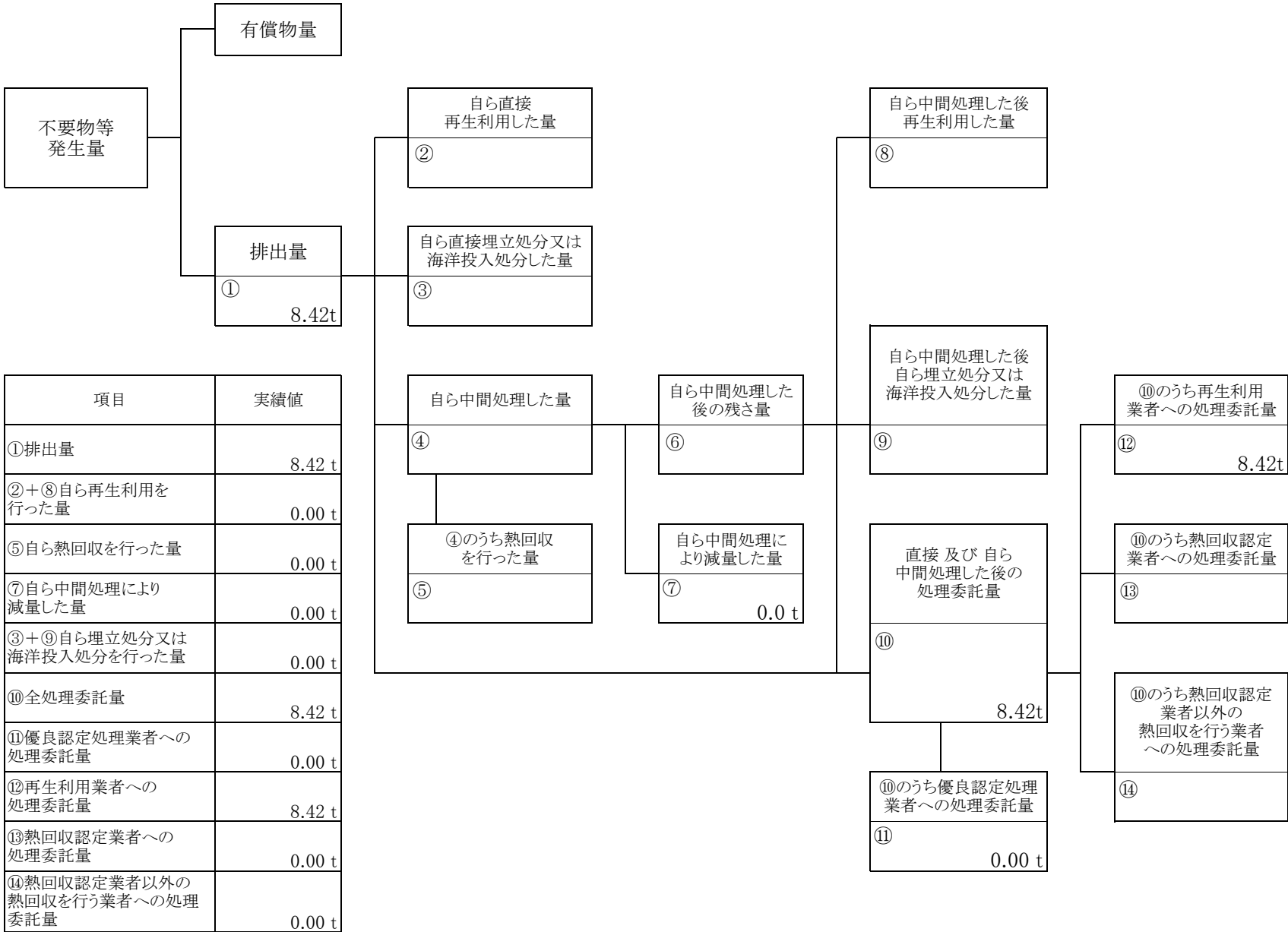
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



計画の実施状況

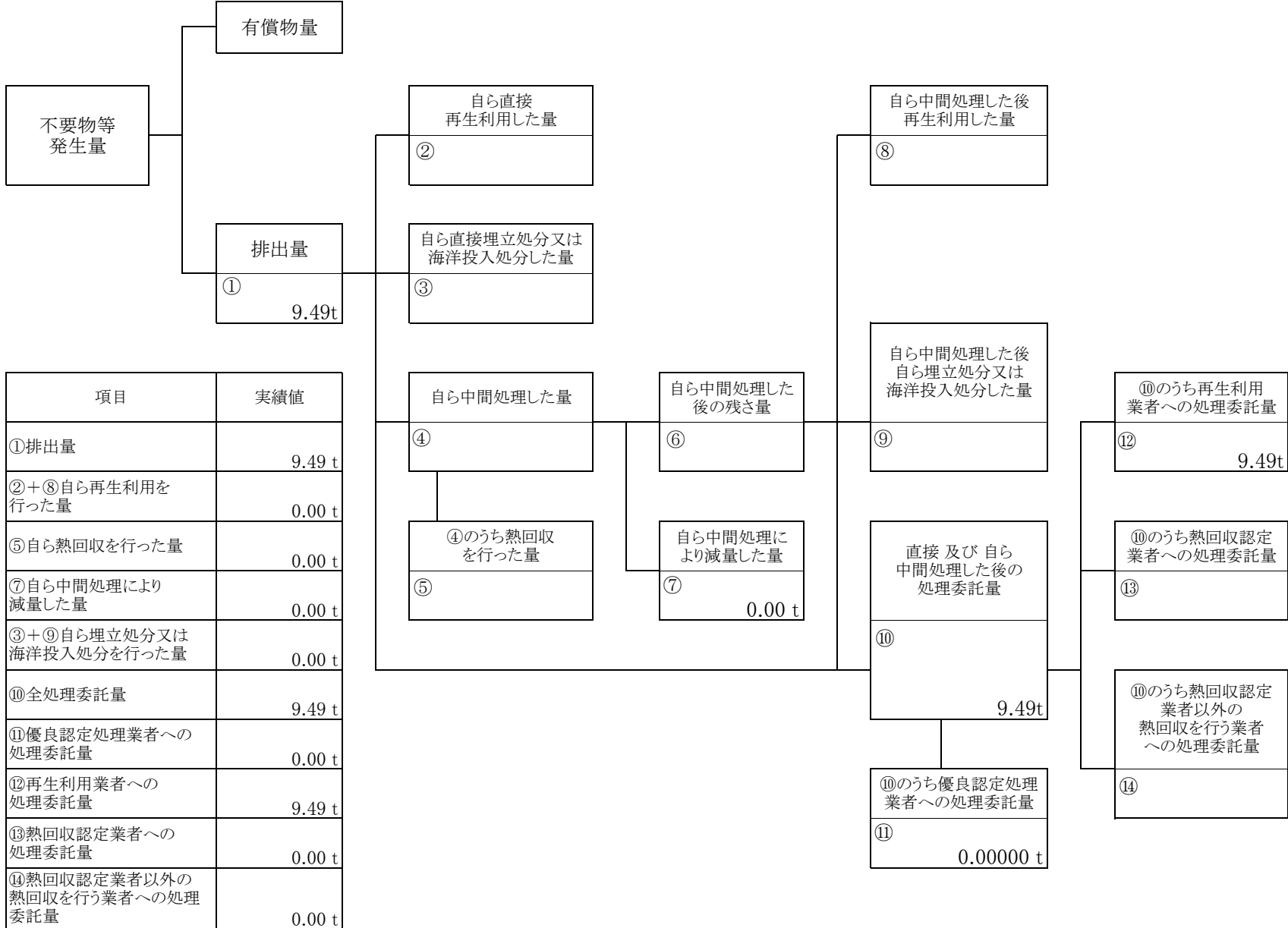
(産業廃棄物の種類: 木くず )



項目	実績値
①排出量	8.42 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全処理委託量	8.42 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	8.42 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

計画の実施状況

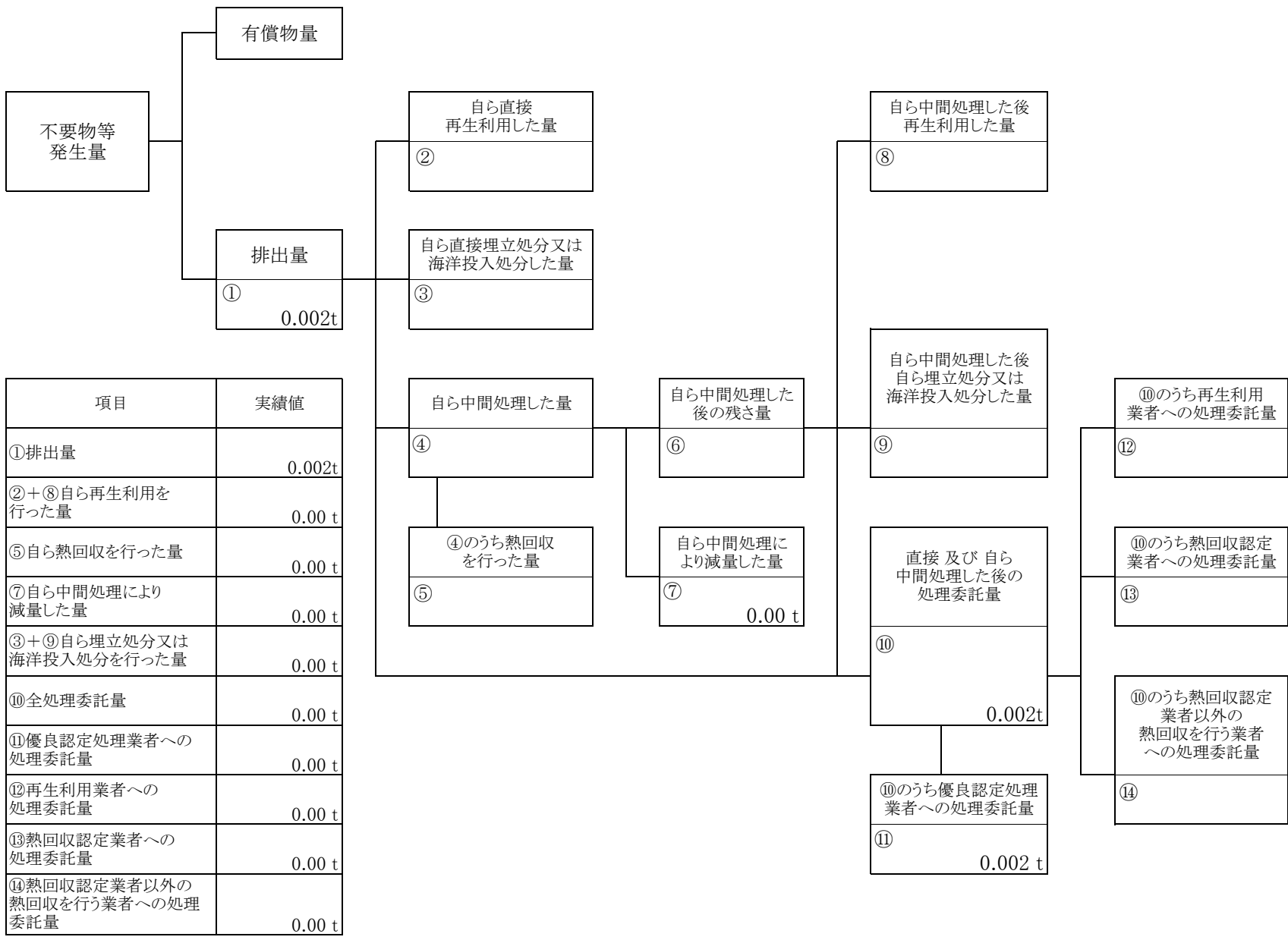
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず )



項目	実績値
①排出量	9.49 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全処理委託量	9.49 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用者への処理委託量	9.49 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

計画の実施状況

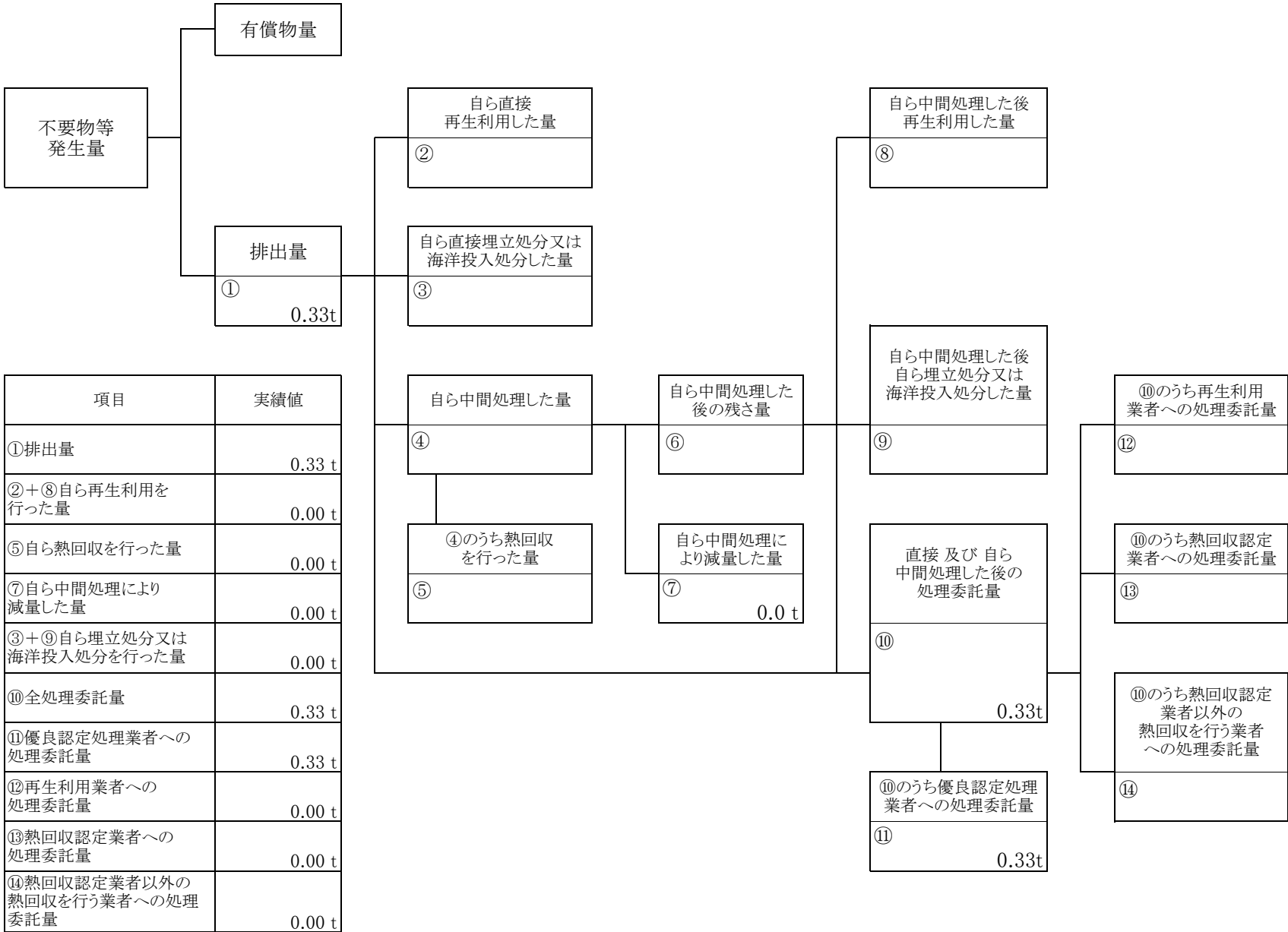
(産業廃棄物の種類: 金属くず )



項目	実績値
①排出量	0.002t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全処理委託量	0.00 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

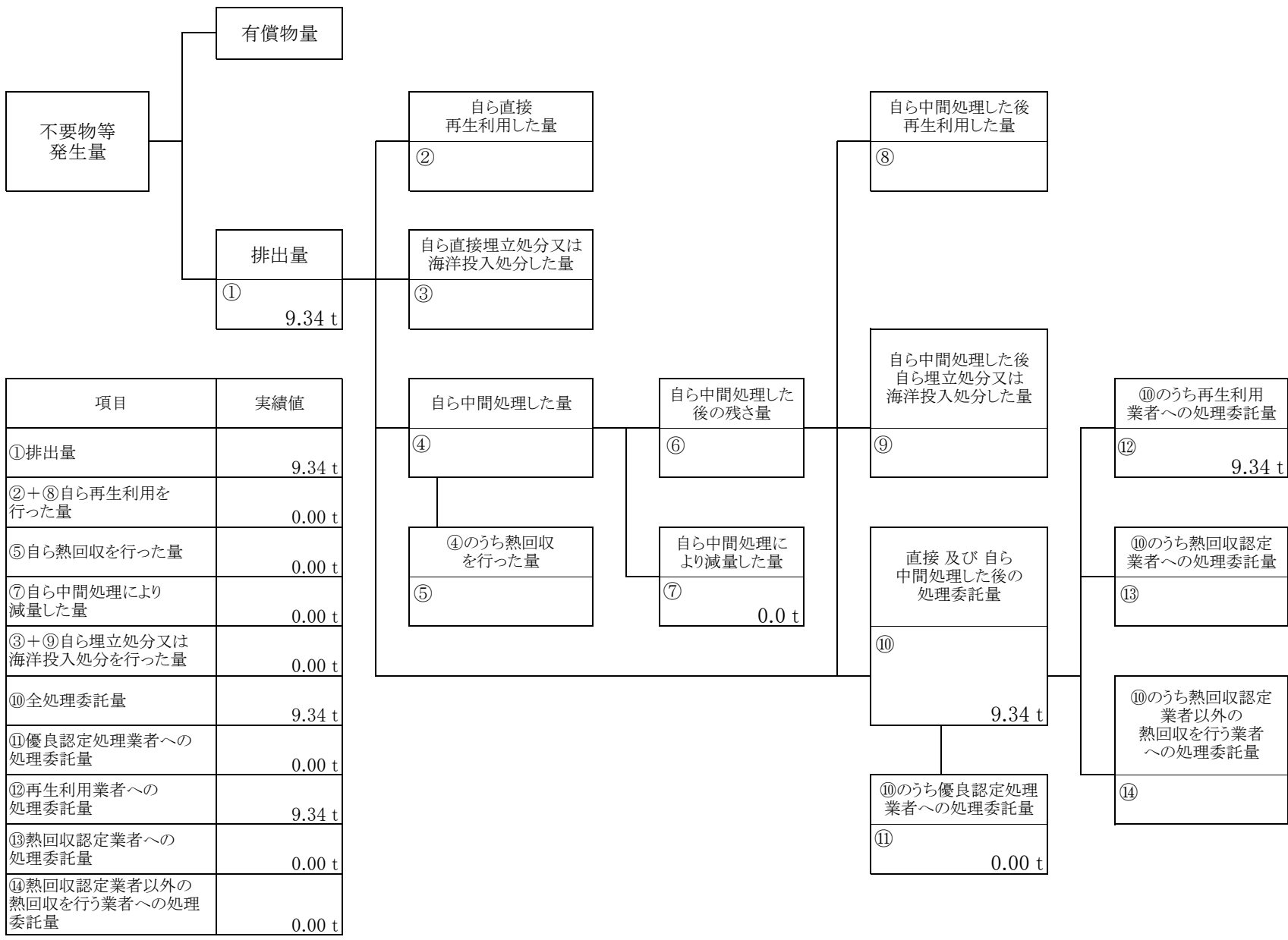
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃電池類 )



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 安定型混合廃棄物 )



項目	実績値
①排出量	9.34 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全処理委託量	9.34 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	9.34 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 20 日

千葉県知事  
熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-51

氏 名 東洋合成工業株式会社 千葉工場  
上席執行役員工場長 林 孝雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0478-87-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町宮野台1-51
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業 小分類：その他の化学工業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 239億円
③ 従業員数	571人(正社員)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3 参照		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3 参照		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油(有害)、廃油(有害)、廃アルカリ(有害)、廃アルカリ(PH12.5以上)については専用タンクにて保管。 汚泥(有害)、引火性廃油については専用危険物倉庫にて保管し管理行っています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も継続して品目ごとの分別管理を徹底致します。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）  別紙4 参照		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）  別紙4 参照		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）  別紙5 参照			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）  別紙5 参照			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別紙6 参照		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙6 参照		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙7 参照		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙7 参照		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	114353.35	t
	(今後実施する予定の取組等) 令和6年度は、全ての産業廃棄物・特別管理産業廃棄物について、 電子マニフェスト対応致しました。 本年度も同様に、完全電子マニフェスト対応を継続致します。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙3

特別産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								単位 t
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	特別産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸（強酸）	廃油（有害）	汚泥（有害）	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（PH12.5以上）
	排出量	106.5	763.2	21.2	12,162.9	1,272.8	93,624.4	6,402.4
	（これまでに実施した取組） 使用原材料削減等、製造工程見直しを行い、製造量あたりの収率向上による排出量の抑制を行った。 引火性廃油の一部を有償化を行い廃棄物削減に繋がりました。							
②計画	【目標】							
	特別産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸（強酸）	廃油（有害）	汚泥（有害）	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（PH12.5以上）
	排出量	109.2	779.1	21.7	12,467.0	1,289.2	94,610.1	6,469.9
	（今後実施する予定の取組） 前年より3.5%増産を計画しています、使用原材料削減、製造工程見直しを継続し、収率向上及び廃棄物分別による廃棄物排出抑制に努め廃棄物排出量+1.2%に抑えます。 廃油の分別を進め有償化を目指す。							

別紙 4

自ら行う特別産業廃棄物の再生利用に関する事項								単位 t
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	特別産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸(強酸)	廃油(有害)	汚泥(有害)	廃アルカリ(有害)	廃アルカリ(PH12.5以上)
	自ら再生利用を行った特別産業廃棄物の量	0	209.0	0	0.000	0	3221.8	220.3
	（これまでに実施した取組） 蒸留による引火性廃油（有害）・廃油（有害）・廃アルカリ（有害）の減量化を行った。 蒸留により再生したものを、再利用及び有償物化することによる廃棄物削減を行った。							
②計画	【目標】							
	特別産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸(強酸)	廃油(有害)	汚泥(有害)	廃アルカリ(有害)	廃アルカリ(PH12.5以上)
	自ら再生利用を行う特別産業廃棄物の量	0.0	211.1	0.0	0.0	0.0	3254.0	222.5
	（今後実施する予定の取組） 蒸留による引火性廃油（有害）・廃アルカリ（有害）の減量化を行う。 蒸留効率向上による再利用及び有償物化量増加に努める。							

自ら行う特別産業廃棄物の中間処理に関する事項								単位 t
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	特別産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸（強酸）	廃油（有害）	汚泥（有害）	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（PH12.5以上）
	自ら熱回収を行った特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	1025.5	87,108.0	5,956.1
（これまでに実施した取組） 蒸留による廃アルカリ（有害）の減量化を行った。 脱水による汚泥（有害）の減量化を行った。 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物はない。								
②計画	【目標】							
	特別産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸（強酸）	廃油（有害）	汚泥（有害）	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（PH12.5以上）
	自ら熱回収を行う特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	1,035.8	87,979.1	6,015.7
（今後実施する予定の取組） 蒸留による廃アルカリ（有害）の減量化に努める。 脱水による汚泥の減量化に努める。 今年度も、自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物はない。								

自ら行う特別産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		単位 t						
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	特別産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸（強酸）	廃油（有害）	汚泥（有害）	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（PH12.5以上）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
（これまで実施した取組） これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸（強酸）	廃油（有害）	汚泥（有害）	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（PH12.5以上）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
（今後実施する予定の取組） 今後も自社で埋立処分または海洋投入処分を行う予定はない。								

特別産業廃棄物の処理の委託に関する事項								単位 t
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	特別産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸（強酸）	廃油（有害）	汚泥（有害）	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（PH12.5以上）
	全処理委託量	106.5	554.2	21.2	12162.9	247.2	3294.7	226.0
	優良認定処理業者への処理委託量	106.5	554.2	21.2	12162.9	247.2	3294.7	226.0
	再生利用者への処理委託量							
	認定熟回収業者への処理委託量							
	認定熟回収業者以外の熟回収を行う業者への処理委託量							
<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>使用原材料削減等、製造工程見直しによる収率向上を図り、排出量削減を行った。  蒸留による引火性廃油（有害）・廃アルカリ（有害）の処理委託量を削減した。  脱水による汚泥（有害）の処理委託量を削減した。  引火性廃油（有害）は一部有価引き取りを行い処理委託量は減少した。</p>								
②計画	【目標】							
	特別産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	引火性廃油（有害）	廃酸（強酸）	廃油（有害）	汚泥（有害）	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（PH12.5以上）
	全処理委託量	109.2	568.0	21.7	12467.0	253.4	3377.0	231.7
	優良認定処理業者への処理委託量	109.2	568.0	21.7	12467.0	253.4	3377.0	231.7
	再生利用者への処理委託量							
	認定熟回収業者への処理委託量							
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>前年より3.5%増産を計画しています、使用原材料削減、製造工程見直しを継続し、収率向上及び廃棄物分別による廃棄物排出抑制に努め廃棄物排出量+1.2%を目標とします。  蒸留による引火性廃油（有害）・廃アルカリ（有害）の処理委託量削減に努める。  脱水による汚泥（有害）の処理委託量削減に努める。  蒸留効率向上による処理委託量削減に努める。  処理委託先については、今後も継続して優良認定処理業者を推進し、処理委託を進めていく。</p>								

## 様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

## 提出者

住所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-51

氏名 東洋合成工業株式会社 千葉工場

上席執行役員工場長 林 孝雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0478-87-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東洋合成工業株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県香取郡東庄町宮野台1-51
事業の種類	大分類:製造業 中分類:化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	111102.784t	全処理委託量	12596.510t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	3738.060t	優良認定処理業者への処理委託量	12596.510t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00t	再生利用業者への処理委託量	0.00t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	93336.75t	認定熱回収業者への処理委託量	0.00t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	12435.5200 t
	前年度	114353.3470 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

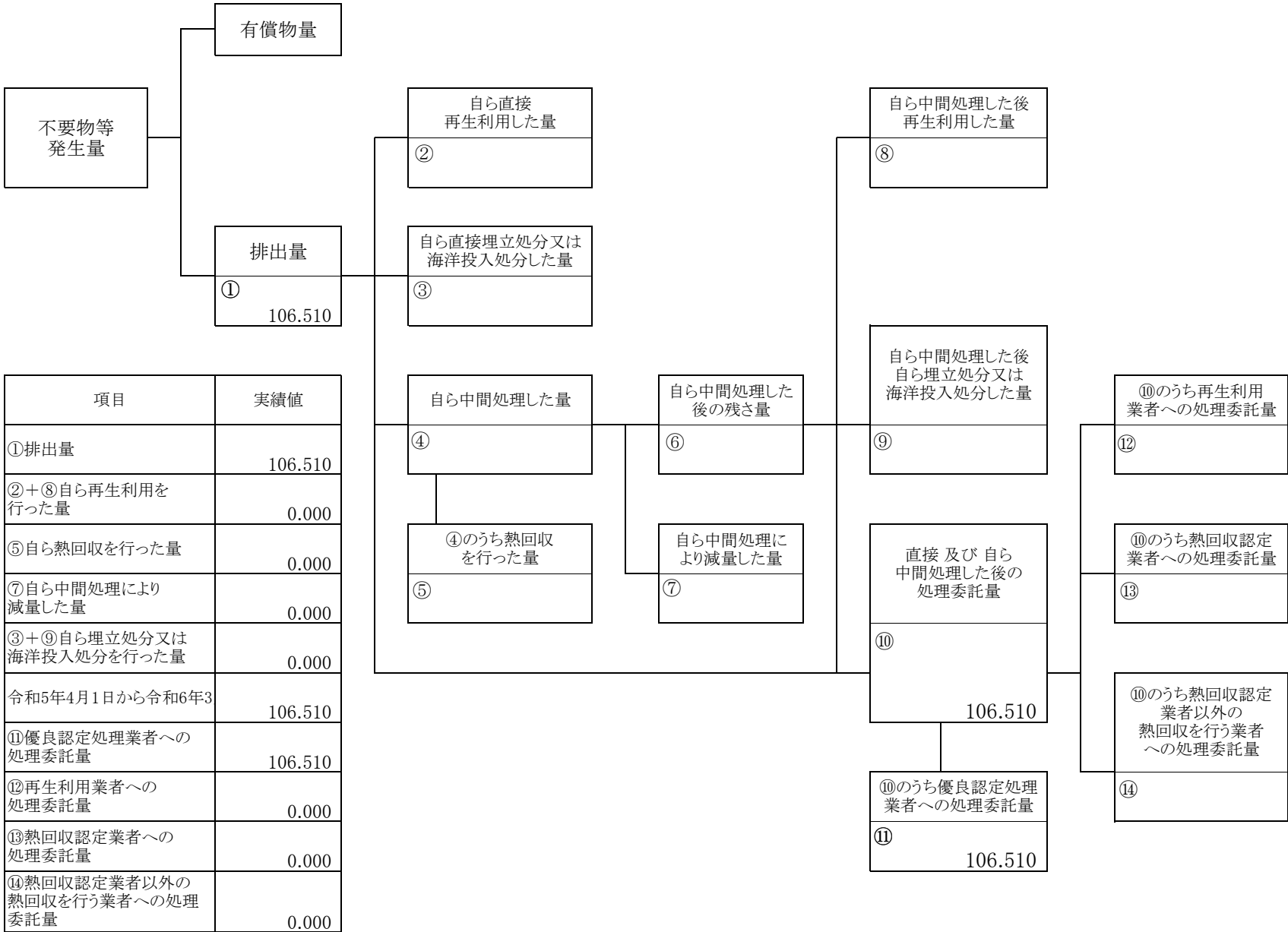
令和5年度は、全ての産業廃棄物・特別管理産業廃棄物について、電子マニフェスト対応致しました。本年度も同様に、完全電子マニフェスト対応を継続致します。

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(引火性) )



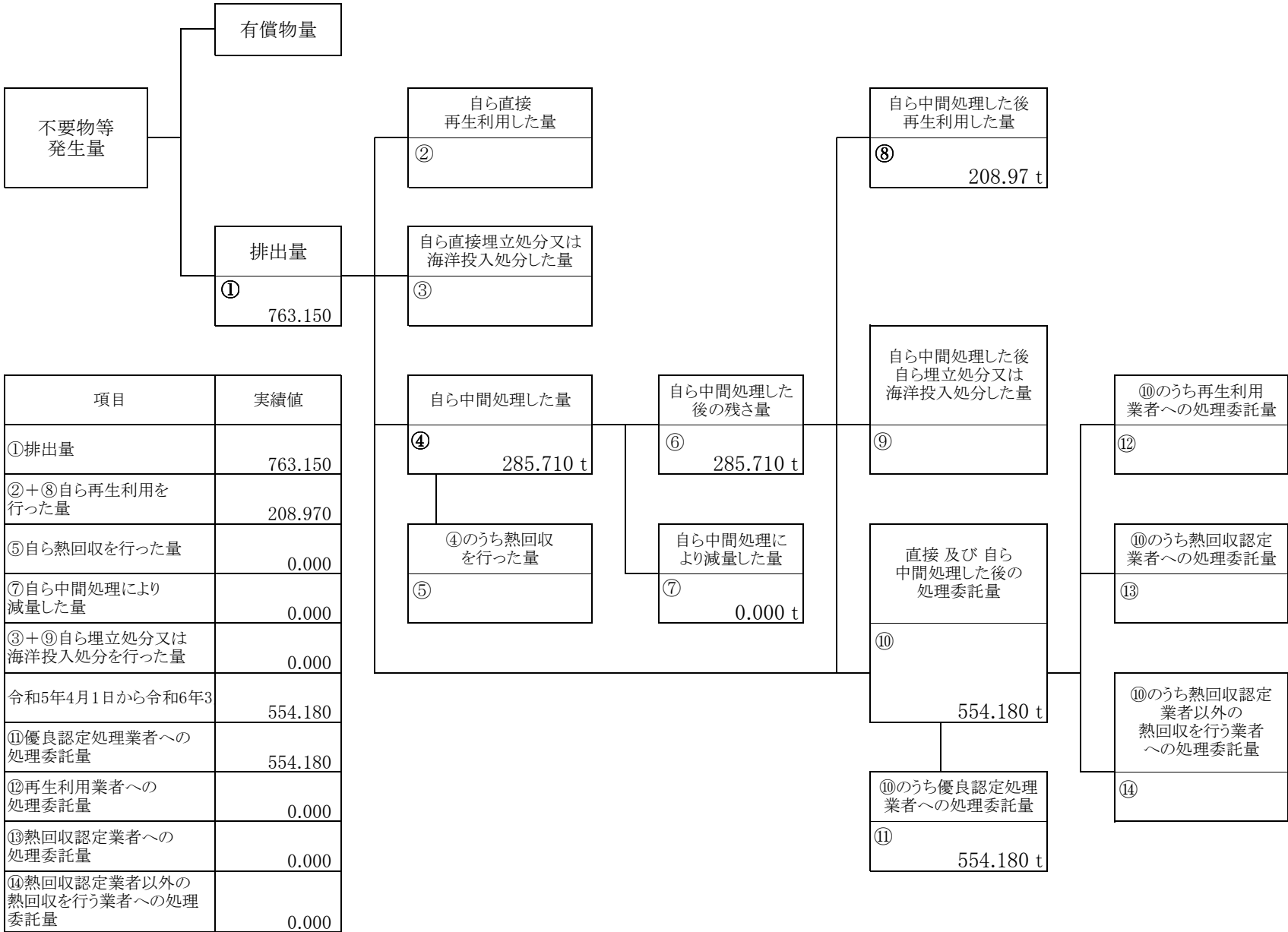
項目	実績値
①排出量	106.510
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000
⑤自ら熱回収を行った量	0.000
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000
令和5年4月1日から令和6年3	106.510
⑪優良認定処理業者への処理委託量	106.510
⑫再生利用者への処理委託量	0.000
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000

特別管

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油(有害) )

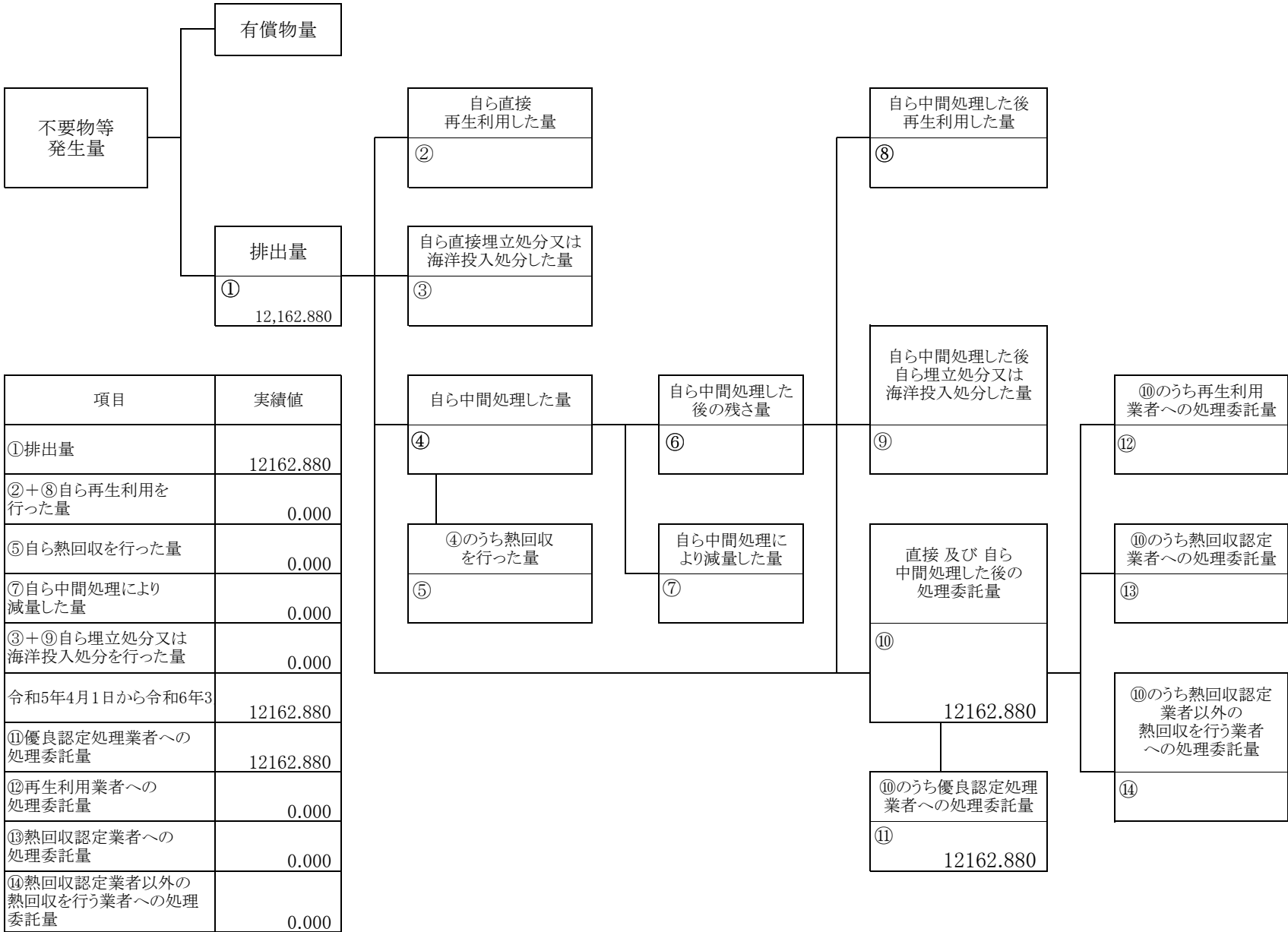


特別管

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(有害) )



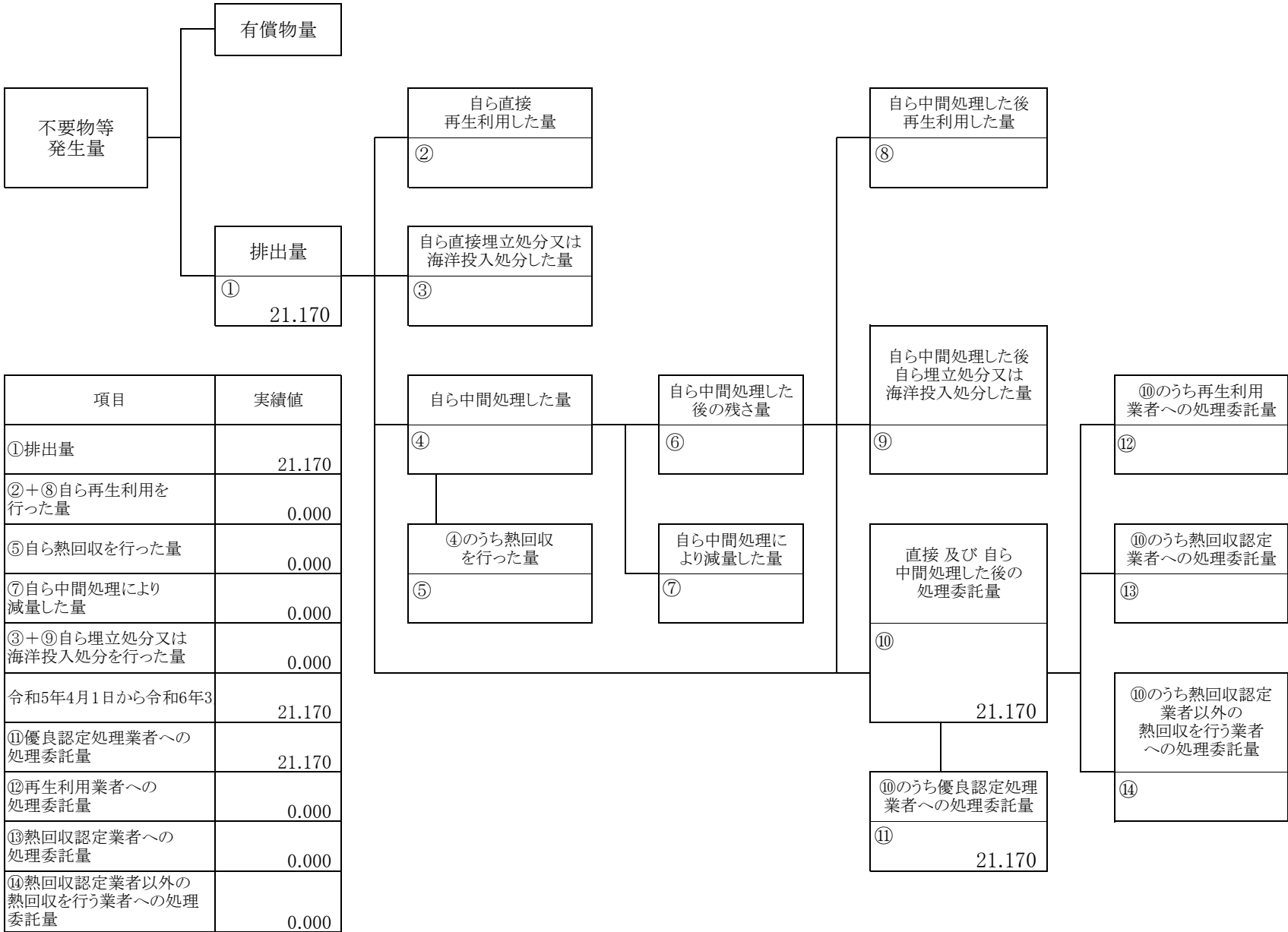
項目	実績値
①排出量	12162.880
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000
⑤自ら熱回収を行った量	0.000
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000
令和5年4月1日から令和6年3月	12162.880
⑪優良認定処理業者への処理委託量	12162.880
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000

単位: ㎏

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(強酸) )



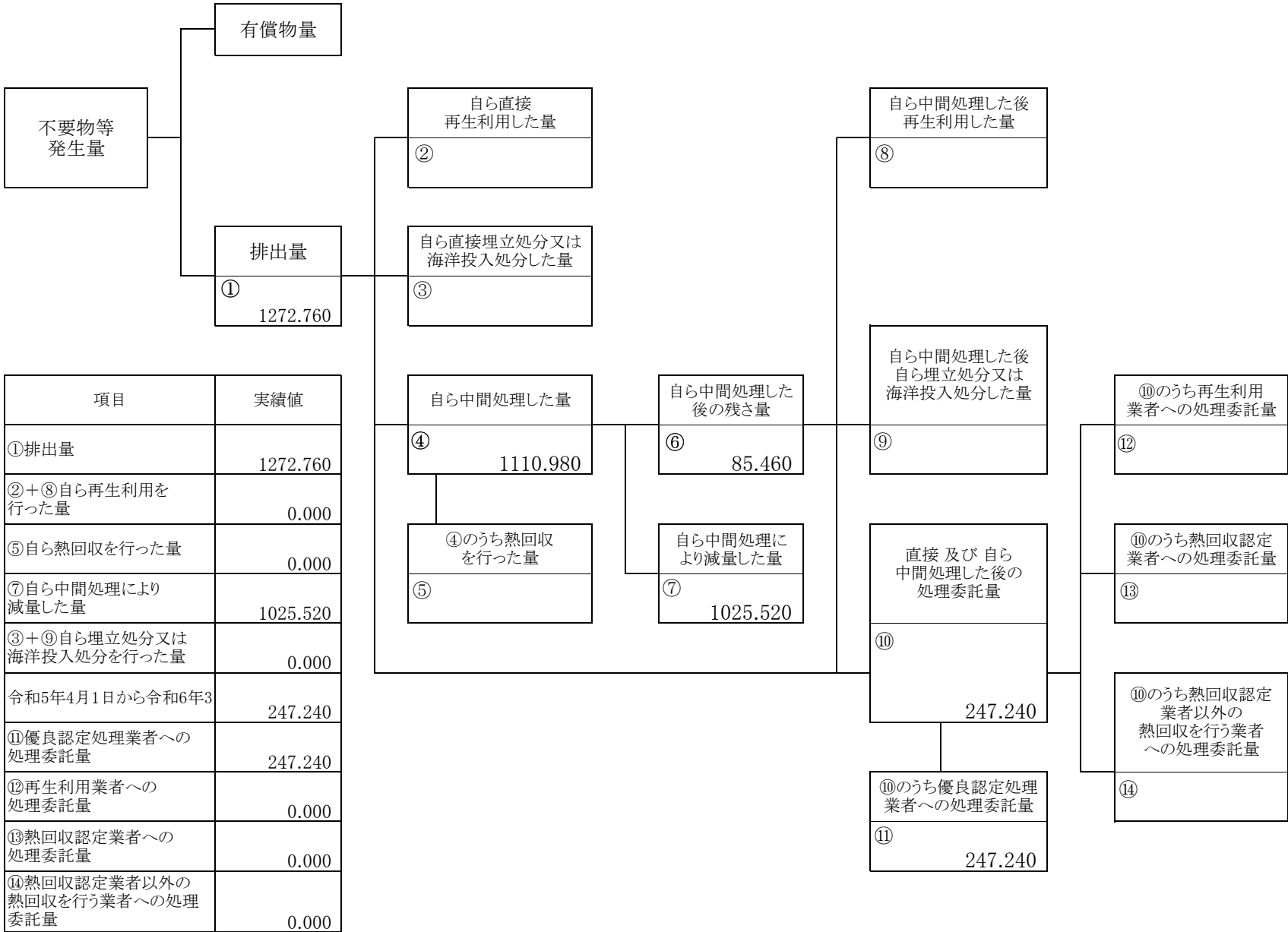
項目	実績値
①排出量	21.170
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000
⑤自ら熱回収を行った量	0.000
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000
令和5年4月1日から令和6年3月	21.170
⑪優良認定処理業者への処理委託量	21.170
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000

特別管

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(有害) )



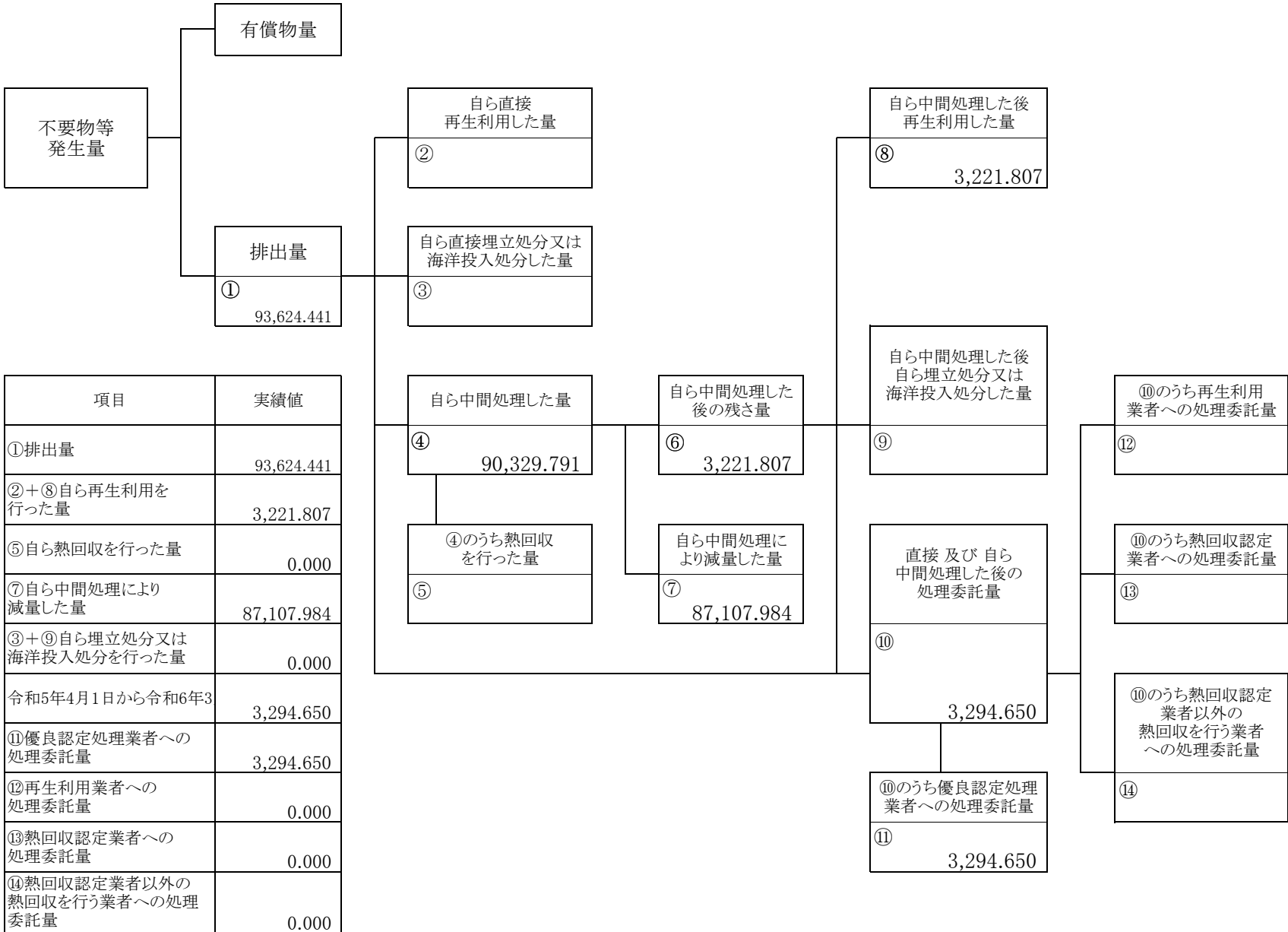
(第2面)

横別管

項目	実績値
①排出量	1272.760
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000
⑤自ら熱回収を行った量	0.000
⑦自ら中間処理により減量した量	1025.520
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000
令和5年4月1日から令和6年3	247.240
⑪優良認定処理業者への処理委託量	247.240
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(有害) )



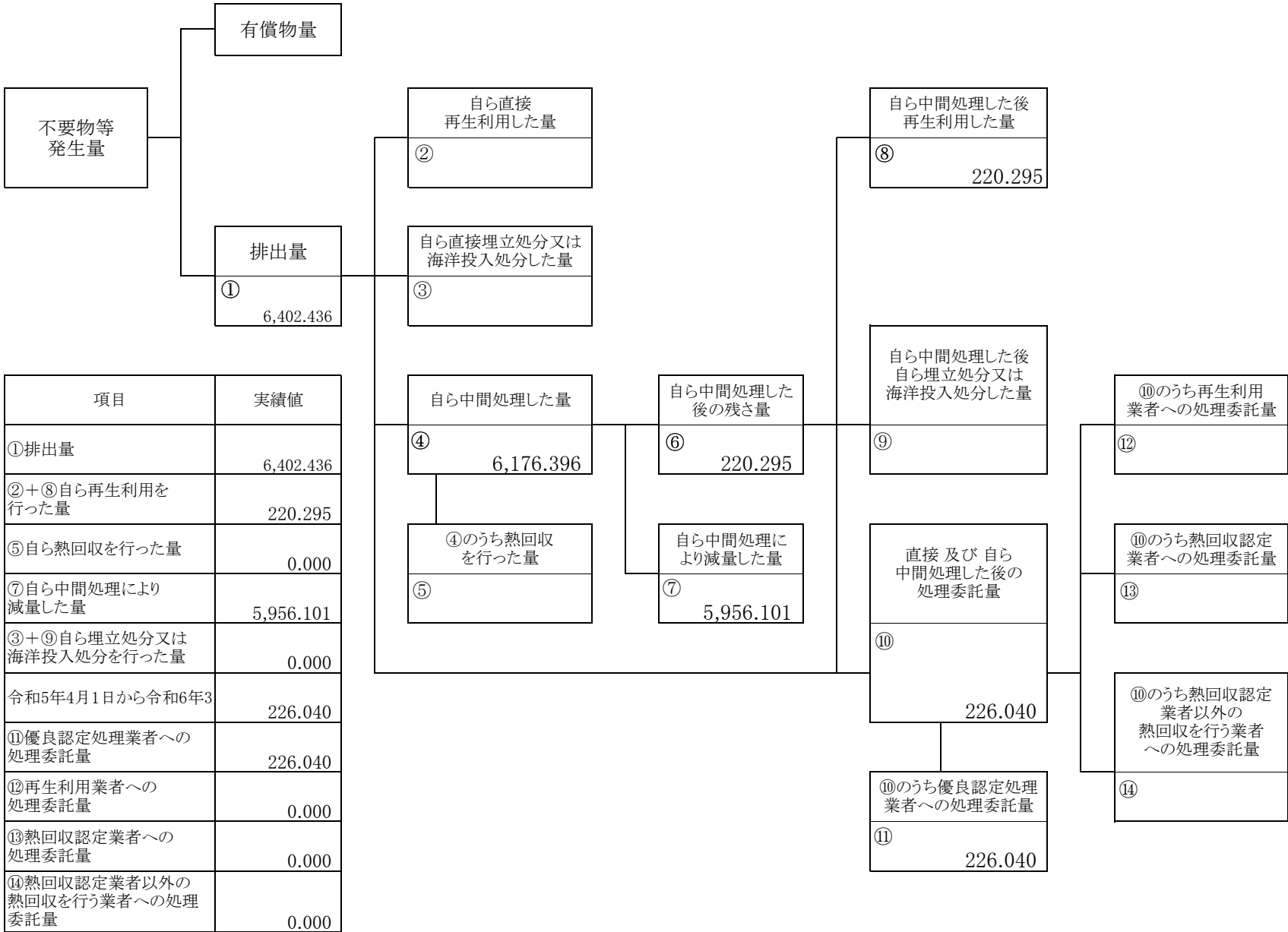
項目	実績値
①排出量	93,624.441
②+⑧自ら再生利用を行った量	3,221.807
⑤自ら熱回収を行った量	0.000
⑦自ら中間処理により減量した量	87,107.984
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000
令和5年4月1日から令和6年3	3,294.650
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3,294.650
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000

特別管

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(PH12.5以上の強アルカリ) )



特別管

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 26日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒276-0046

住 所 千葉県八千代市大和田新田559

氏 名 東洋佐々木ガラス(株)千葉工場  
工場長 鹿島 一敏

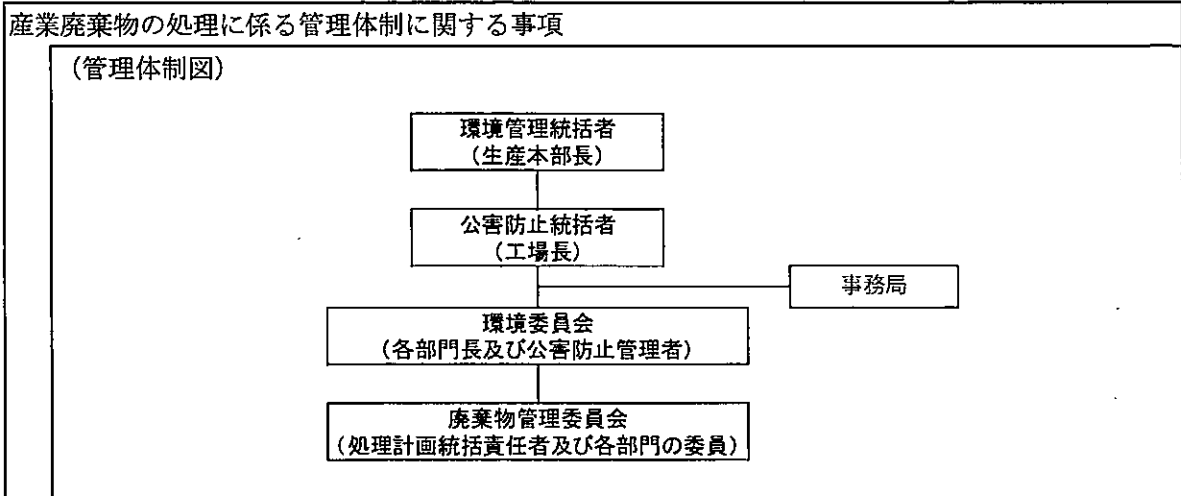
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-459-3101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋佐々木ガラス株式会社千葉工場
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田559
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E21-窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前年度の出荷額：79億円
③ 従業員数	342人（正社員：232人 常勤関係職員：110人）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1および別紙2のとおり

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排出量	1722.73 t	944.04 t
	(これまでに実施した取組) 別紙3-1のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	排出量	1636.59 t	896.84 t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3-1のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3-1のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3-1のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 無し。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1547.46 t	0 t
(これまでに実施した取組) 別紙3-2のとおり			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1470.09 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 別紙3-2のとおり			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 無し。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全処理委託量	175.27 t	944.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	12.07 t	80.82 t
	再生利用業者への処理委託量	91.07 t	869.11 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 別紙3-2のとおり			

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
②計画	全処理委託量	166.50	t	896.84	t
	優良認定処理業者への処理委託量	11.47	t	76.78	t
	再生利用業者への処理委託量	86.52	t	825.65	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3-2のとおり				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



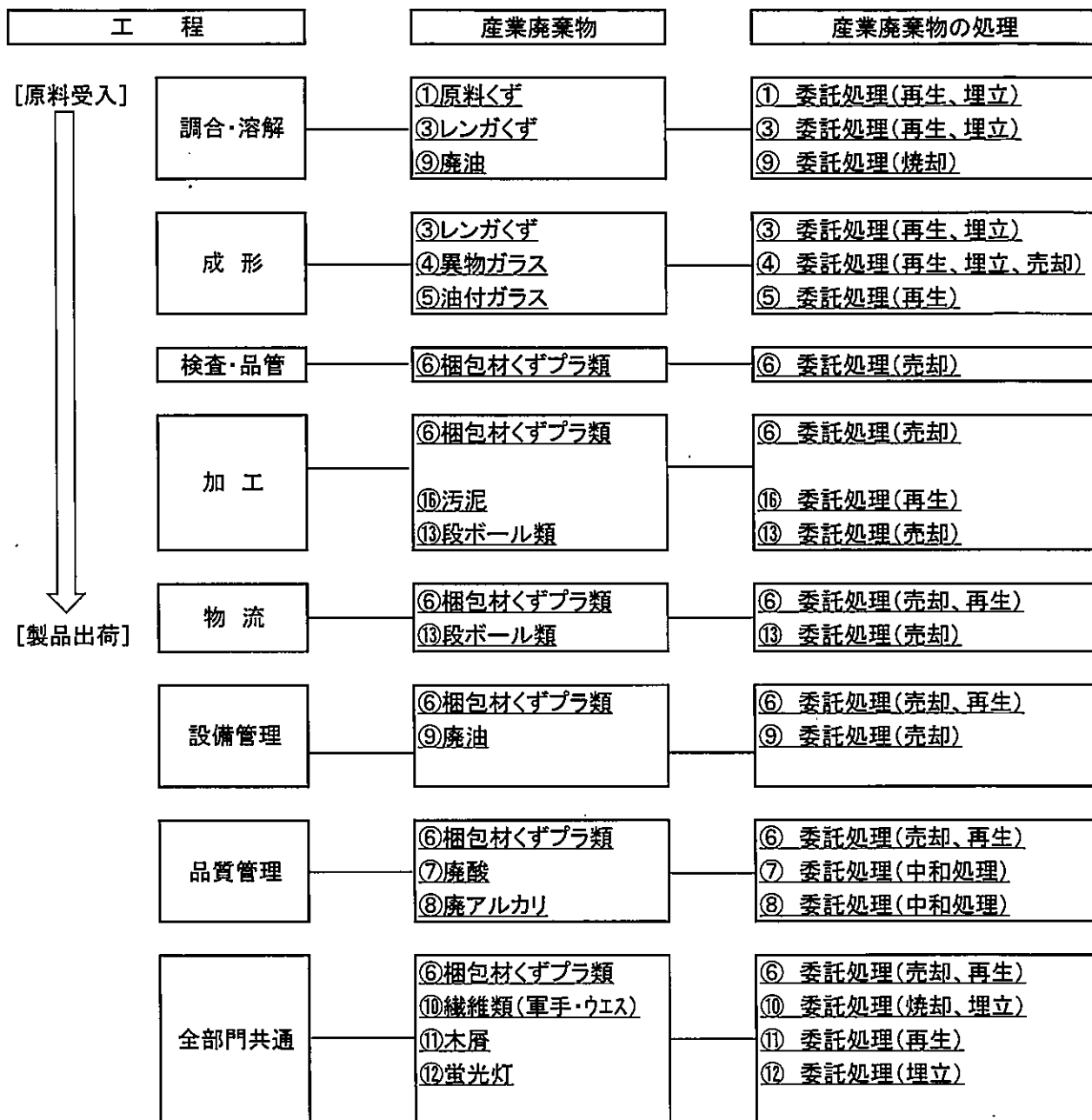
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類	廃油	廃アルカリ	その他混合廃棄物		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類	廃油	廃アルカリ	その他混合廃棄物		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t

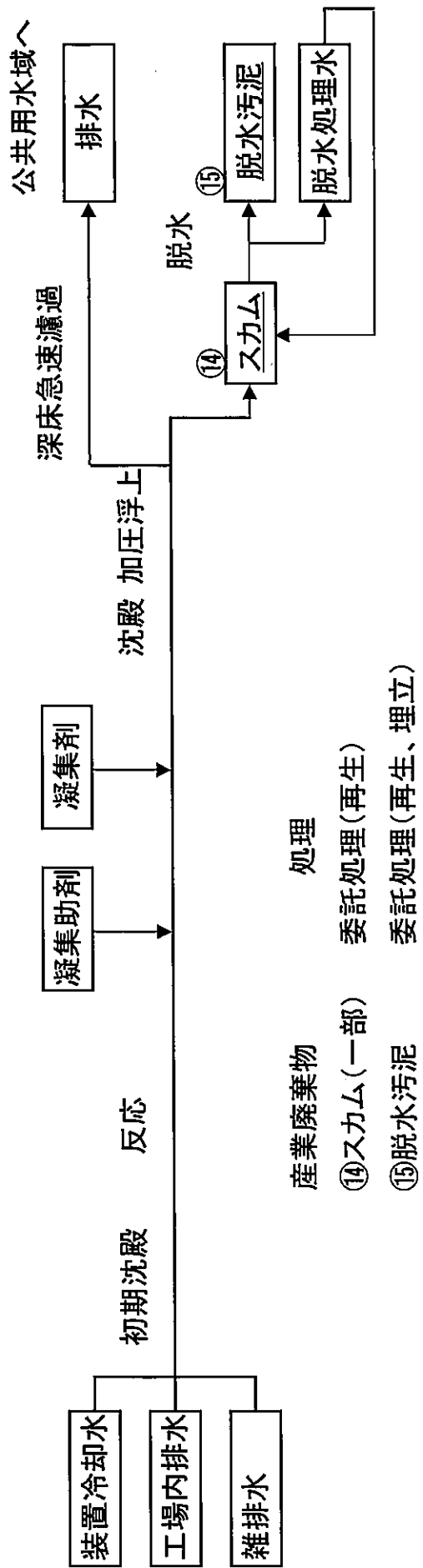
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類	廃油	廃アルカリ	その他混合廃棄物		
	全処理委託量	43.59 t	10.32 t	18.80 t	0 t	0.75 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	43.59 t	9.26 t	0.03 t	0 t	0.75 t	t	t
	再生利用者への処理委託量	43.59 t	1.06 t	18.77 t	0 t	0.62 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類	廃油	廃アルカリ	その他混合廃棄物		
	全処理委託量	41.41 t	9.80 t	17.86 t	1.00 t	0.71 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	41.41 t	8.80 t	0.03 t	0 t	0.71 t	t	t
	再生利用者への処理委託量	41.41 t	1.01 t	17.83 t	1.00 t	0.59 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t

(1)ガラス食器製造工程図



(2)排水処理工程図



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>①汚泥 ・水配管の見直しで水使用量が減少し、それに伴い汚泥の発生量が減少。</p> <p>②ガラス・コンクリート・陶磁器くず ・異質ガラスの再利用化。</p> <p>③木くず ・平成19年より「木製パレット」でサイズの大きなものを売却化した。</p> <p>④廃プラスチック類 ・売却品と廃棄品の分別を強化した。</p> <p>⑤廃酸 ・機械の更新により、定着廃液として排出していた廃酸が0となった。</p> <p>⑥廃アルカリ ・平成25年度「廃アルカリ液（洗浄液での使用）」の日常管理方法を改善したことで、産業廃棄物としての処理量を減量することができた。 ・機械の更新により、現像廃液として排出していた廃アルカリが0となった。</p>
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>①ガラス・コンクリート・陶磁器くず ・分別を徹底し、排出量を抑制する。</p> <p>②木くず ・計画的な処分の実施。</p> <p>③廃プラスチック類 ・引き続き売却品と廃棄品の分別を強化する。</p>

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>①ガラス・コンクリート・陶磁器くず ・平成22年～従来、すべて埋立処理としていたが、レンガを再利用する処理業者との委託契約が実現し、以降、分別を実施している。</p> <p>②廃プラスチック類 ・平成19年～売却化の推進を実施し、売却可能となった項目の分別化を実施している。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>①ガラス・コンクリート・陶磁器くず ・生産工程で発生する様々な種類のガラスくずを種類別に分別し、廃棄量を抑制する。</p> <p>②廃プラスチック類 ・引き続き売却品と廃棄品の分別を強化する。</p>

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ①汚泥 ・ガラス製造過程で使用する水の使用量の見直し。 ・循環水の使用割合を増加し、排水処理量を減量。
②計画	(今後実施する予定の取組) ①汚泥 ・ガラス製造過程で使用する水の使用量の見直し。 ・循環水の使用割合を増加し、排水処理量を減量。

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ①汚泥 ・中間処理後、再利用ができる委託業者に委託している。 ・平成19年より、水処理工程における添加薬品(凝集剤)を変更することにより、脱水汚泥の発生量を減量。 ②ガラス・コンクリート・陶磁器くず ・平成22年から再利用ができる処理業者に委託している。 ・生産工程の見直しと生産量に合わせた製造ラインの効率的な運用を実施し廃棄物の抑制を行った。 ③廃プラスチック類 ・平成20年より発泡スチロール・シュリンクバンドの売却化を実施した。 ④廃酸 機械の更新により、定着廃液として排出していた廃酸処理委託がなくなった。 ⑤廃アルカリ 機械の更新により、現像廃液として排出していた廃酸処理委託がなくなった。
②計画	(今後実施する予定の取組) ①汚泥 ・工程使用水量の見直しと循環水使用割合を増加させる。 ②ガラス・コンクリート・陶磁器くず ・ガラスくずの分別を徹底し、廃棄処理委託する量を抑制する。 ③廃プラスチック類 ・再生処理業者を模索する。 ④廃油 ・引き続き売却化している「水処理設備で発生する浮上油」と「廃油(マシンオイル等)」の安定した管理を維持する。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒276-0046  
 住 所 千葉県八千代市大和田新田559  
 氏 名 東洋佐々木ガラス株式会社千葉工場  
 工場長 鹿島 一敏  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 047-459-3101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物  
 処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東洋佐々木ガラス株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田559
事業の種類	E21一窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

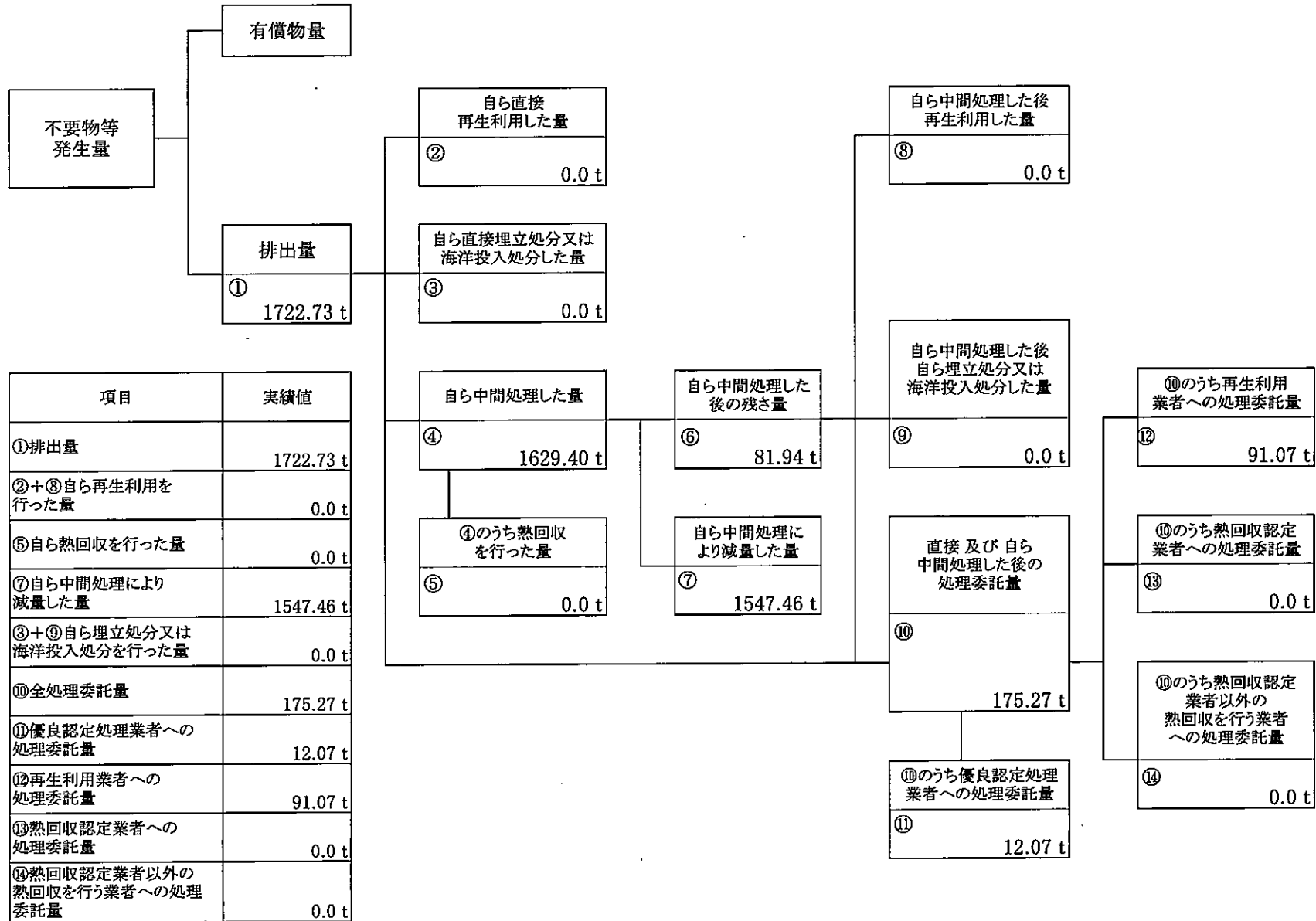
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2766.8 t	全処理委託量	1439.8 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	143.8 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	1343.3 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1326.9 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

※事務処理欄

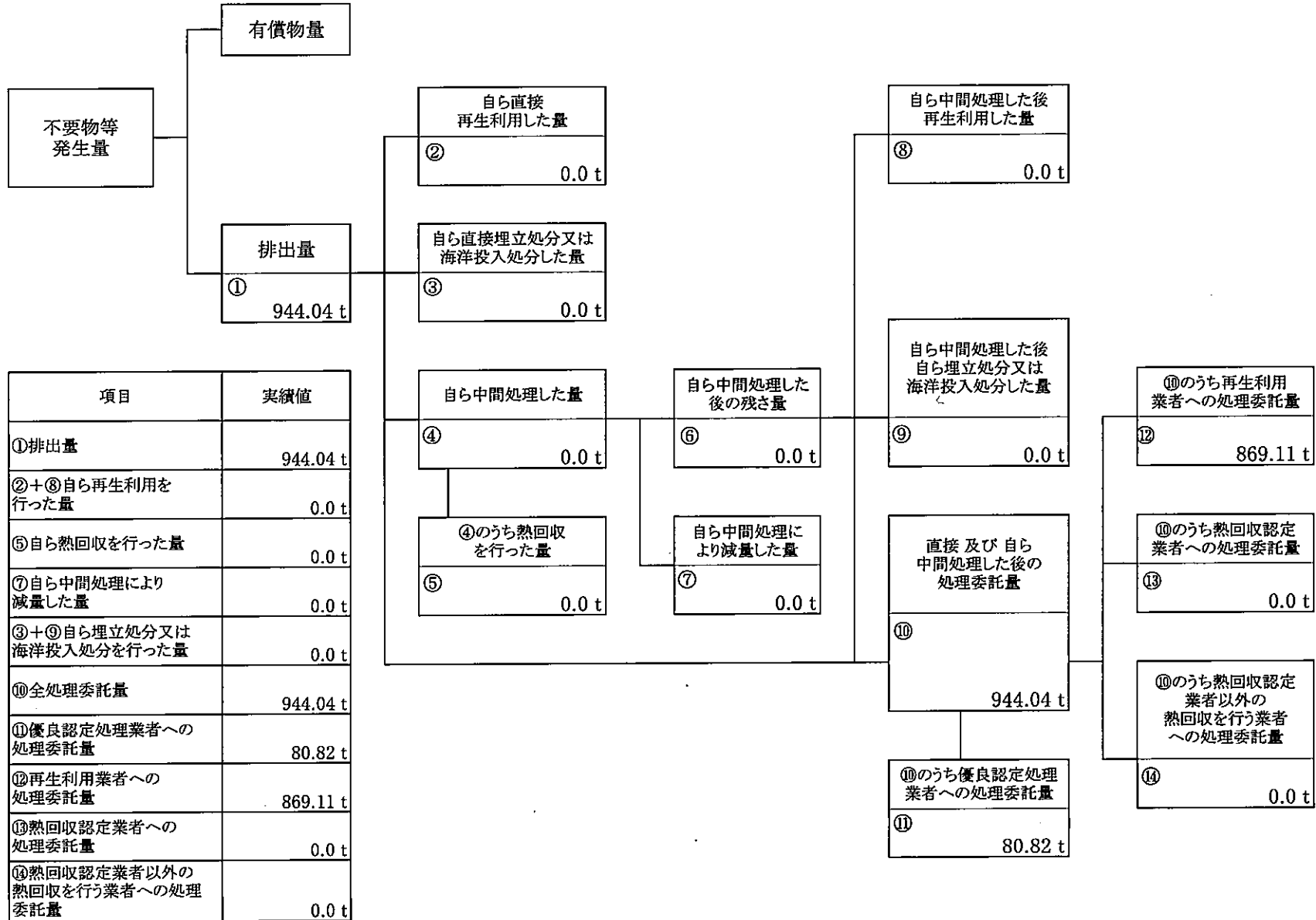
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



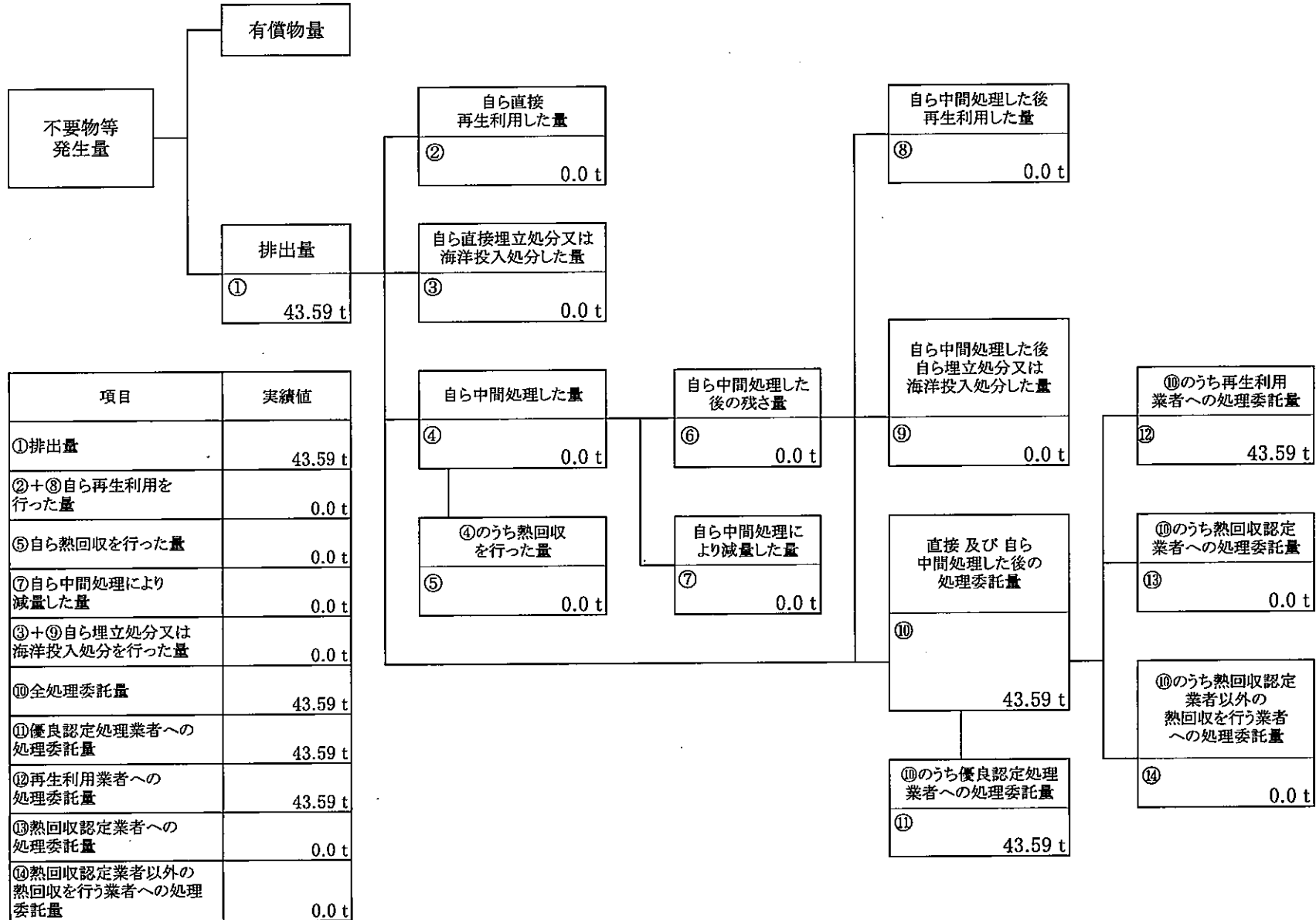
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず )



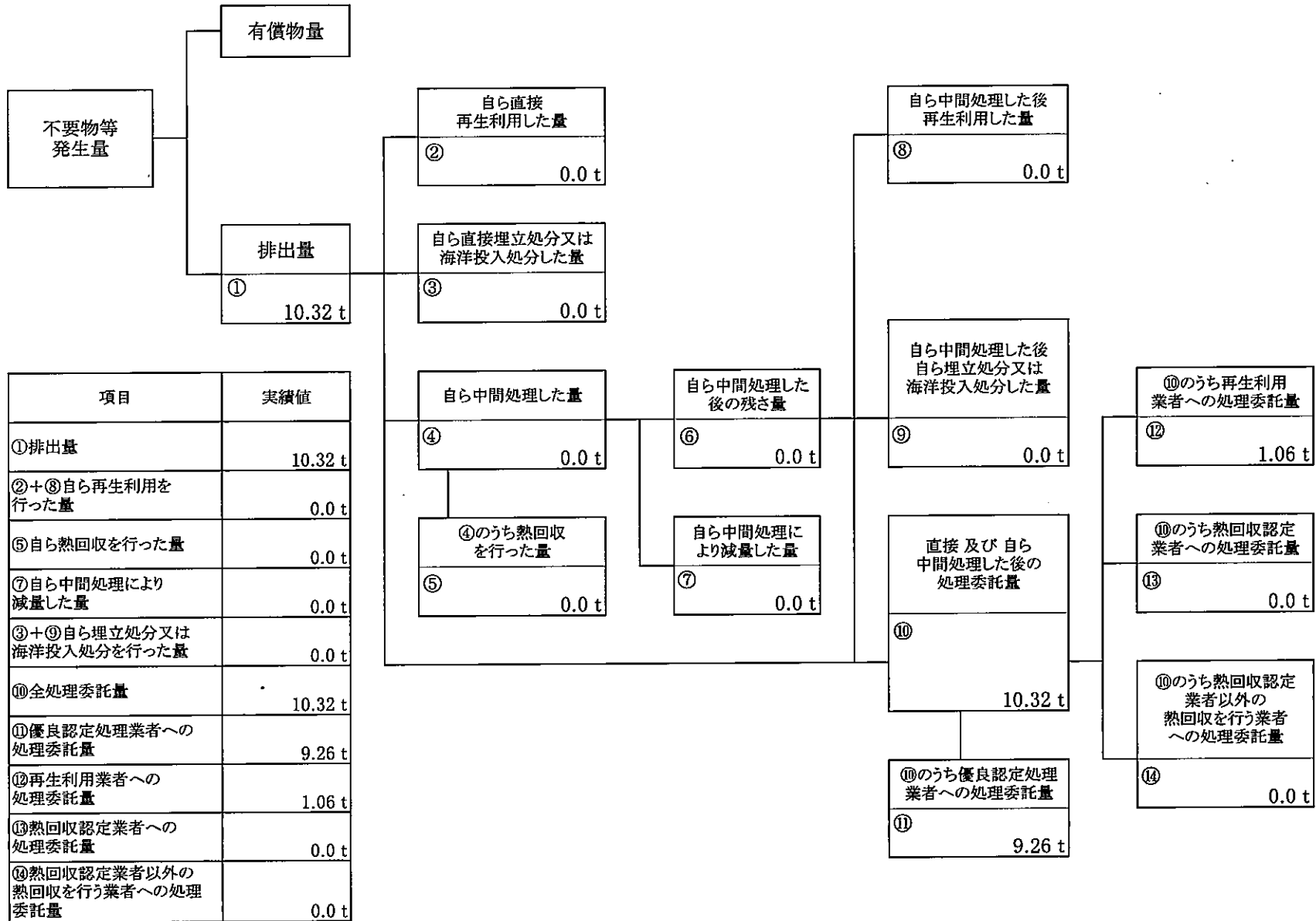
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず )



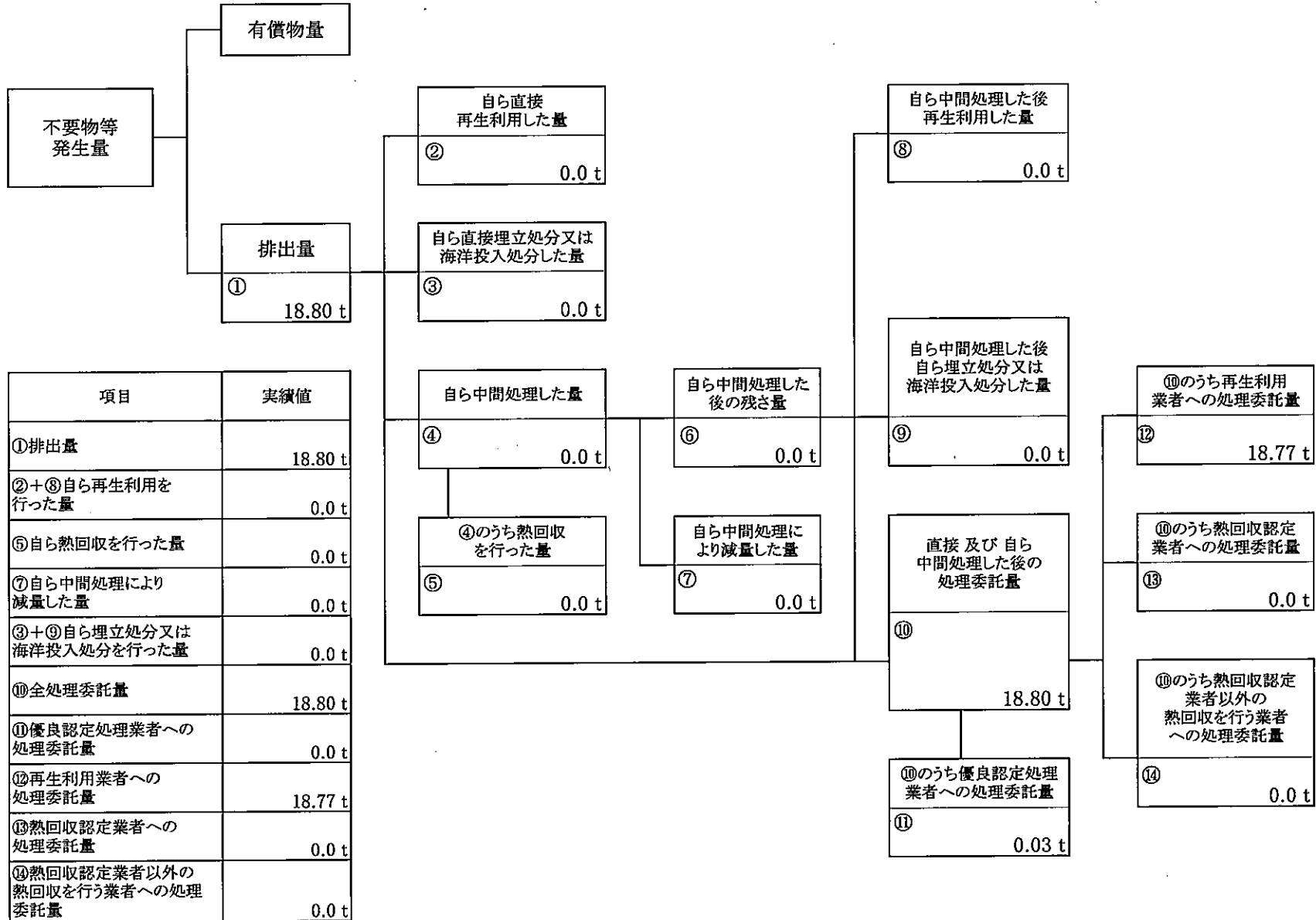
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



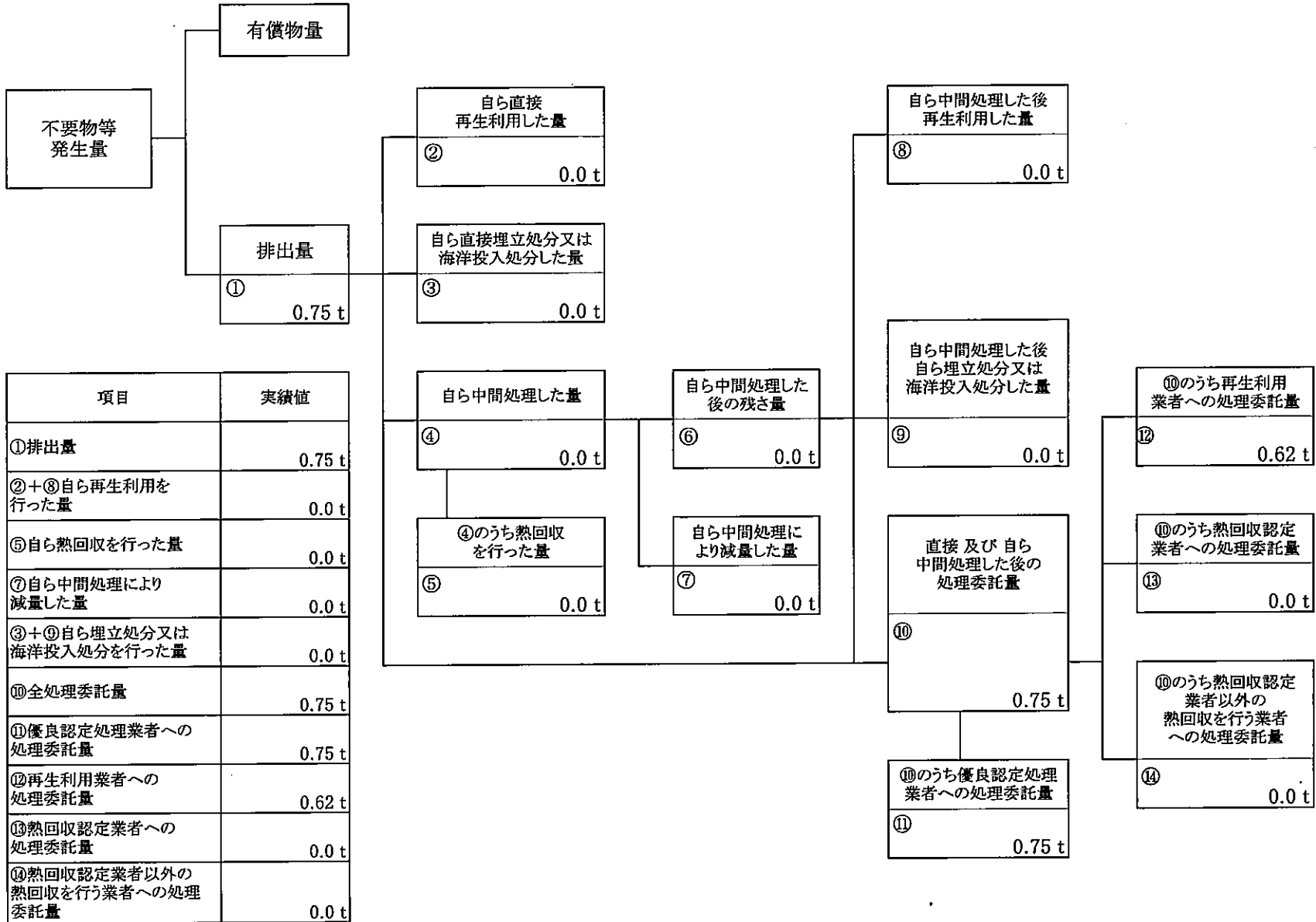
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

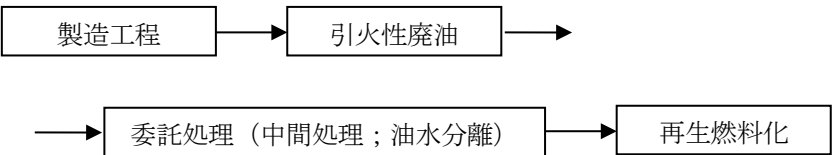
提出者

住所 千葉県市原市五井南海岸6番地  
氏名 東洋スチレン株式会社五井工場  
工場長 小澤 幸一  
電話番号 0436-26-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋スチレン株式会社五井工場
事業場の所在地	千葉県市原市五井南海岸6番地
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額 14,000百万円
③従業員数	26人(正社員 26人、常勤関係職員 0人)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre>graph LR; A[製造工程] --&gt; B[引火性廃油]; B --&gt; C[委託処理(中間処理; 油水分離)]; C --&gt; D[再生燃料化]</pre>

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図) デンカ株式会社千葉工場に管理を委託							
<pre> graph TD     A[工場長] --- B[工場次長]     A --- C[千葉工場RC委員会 (IS014001)]     A --- D[環境保安部長 (処理計画総括責任者)]     D --- E[環境保安課 (処理計画作成)]     D --- F[特別管理産業廃棄物管理責任者]     B --- G[製造部長]     B --- H[廃棄物担当]     G --- I[製造課長]     I --- J[製造係長]   </pre>							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>引火性廃油</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>54 t</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		排出量	54 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油					
	排出量	54 t	t				
(これまでに実施した取組)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>製造工程の改善、精製工程の運転最適化により、廃油発生量を抑制している。</li> <li>製造設備が稼働・停止を繰り返すと、廃油発生量は増加することから、生産計画を綿密に立て、連続運転することによりロス (=廃油) を削減している。</li> <li>前年度は大型定修工事を実施したため、一時的に廃油発生量が増加した。</li> </ul>							
②計画	【目標】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>引火性廃油</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>30 t</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		排出量	30 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油					
	排出量	30 t	t				
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記取組みを継続するとともに、トラブルによる製造設備の停止を起こさないようにする。</li> </ul>							
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>引火性廃油：場内で副生燃料として利用できるよう、異物等が混入しないように管理している。</li> </ul>						
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、廃油に異物等が混入しないように管理する。</li> </ul>						

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物の再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物の再生利用する計画はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物の中間処理は行っていない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・ 自社で特別管理産業廃棄物の中間処理をする計画はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う計画はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	54 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	54 t	t
	再生利用業者への処理委託量	54 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 引火性廃油については、全量、優良認定を受け、再生燃料油として再生利用ができる業者に処理を委託している。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	30 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	30 t	t
	再生利用業者への処理委託量	30 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引続き、引火性廃油については、全量、優良認定を受け、再生燃料油として再生利用ができる業者に処理を委託する。</li> </ul>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		54 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存処理先については、全処理先で電子化済み。</li> <li>・ 新規処理先についても、全処理先で電子化する。</li> </ul>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2025年6月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

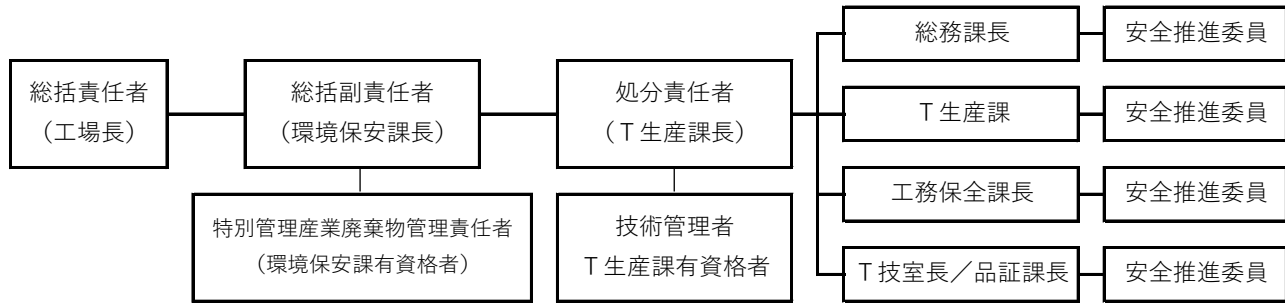
提出者 東レ株式会社 千葉工場  
住 所 千葉県市原市千種海岸2番1  
氏 名 兼田 庸弘  
電話番号 0436-21-5211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9号の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東レ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸2番1
計画期間	令和7年4月～令和8年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額：142億円
③従業員数	98名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量（t）	21,349.5	67.3
	(これまでに実施した取り組み) 汚泥：1. 凝集剤変更による含水率低減 廃プラ：1. 分別強化による産廃扱いの廃プラスチックを有価物化 2. 運転管理強化による不良品発生量の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量（t）	21,776.5	68.6
	(今後実施する予定の取り組み) 汚泥：1. 脱水設備の安定運転による低含水率維持。 廃プラ：1. 有価物として受入れ可能な引取り先の探索。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み) 1. 廃プラ：産廃と有価物 2. 廃木製パレット：産廃と有価物
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み) 特になし

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート・ガラス・陶磁器屑	木屑
	排出量（t）	0.0	17.3
	（これまでに実施した取り組み） 1. 産廃処理と有価物となる廃パレットの分別。 2. 原料購入時に付帯するパレットは、原料メーカーへ返却。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート・ガラス・陶磁器屑	木屑
	排出量（t）	0.00	17.6
	（今後実施する予定の取り組み） 特になし		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年／2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	金属屑
	排出量（t）	82.5	1.1
	（これまでに実施した取り組み） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	金属屑
	排出量（t）	84.2	1.12
	（今後実施する予定の取り組み） 1. 含水廃油の減容化（工程洗浄排水の管理強化により減容化）		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量（t）	0.0	0.0
	（これまでに実施した取り組み） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量（t）	0.0	0.0
	（今後実施する予定の取り組み） 特になし		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（           —          ）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量（t）	—	—
	（これまでに実施した取り組み）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量（t）	—	—
	（今後実施する予定の取り組み）		

自ら行う産業廃棄物の再利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0	—
	(これまでに実施した取り組み) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0	—
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	19,662.6	—
(これまでに実施した取り組み) 1. 凝集剤変更による含水率の低減。 2. 汚泥濃縮機設置。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	20,055.9	—
(今後実施する予定の取組) 特になし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0	—
	(これまでに実施した取り組み) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0	—
	(今後実施する予定の取り組み) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量（t）	1,686.9	67.3
	優良認定処理業者への処理委託量	1,135.7	67.3
	再生利用業者への処理委託量	551.3	57.1
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0	0.0
	認定熱回収処理業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,135.7	10.2
	(これまでに実施した取り組み) 1. 汚泥：再資源化処理できる業者への委託 2. 廃プラ：全体の9割以上を再資源化できる業者への委託又は売却		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート・ガラス・陶磁器屑	木屑
	全処理委託量（t）	0.0	17.3
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0	15.5
	再生利用業者への処理委託量	0.0	17.3
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0	0.0
	認定熱回収処理業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0
	（これまでに実施した取り組み） 1. コンクリート・ガラス・陶磁器屑：再資源化処理できる業者への委託 2. 木屑：再資源化できる業者へ委託		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	金属屑
	全処理委託量（t）	82.5	1.1
	優良認定処理業者への処理委託量	26.1	1.1
	再生利用業者への処理委託量	56.3	1.1
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0	
	認定熱回収処理業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	26.1	0.0
	（これまでに実施した取り組み） 1. 廃油：再資源化処理（サーマルリサイクル）できる業者への委託 2. 金属屑：再資源化できる業者へ委託 3. 売却できる金属屑は、可能な限り有価物化		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年／2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量（t）	0.0	0.0
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0	0.0
	再生利用業者への 処理委託量	0.0	0.0
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0	0.0
	認定熱回収処理業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0	0.0
	(これまでに実施した取り組み) 特になし		

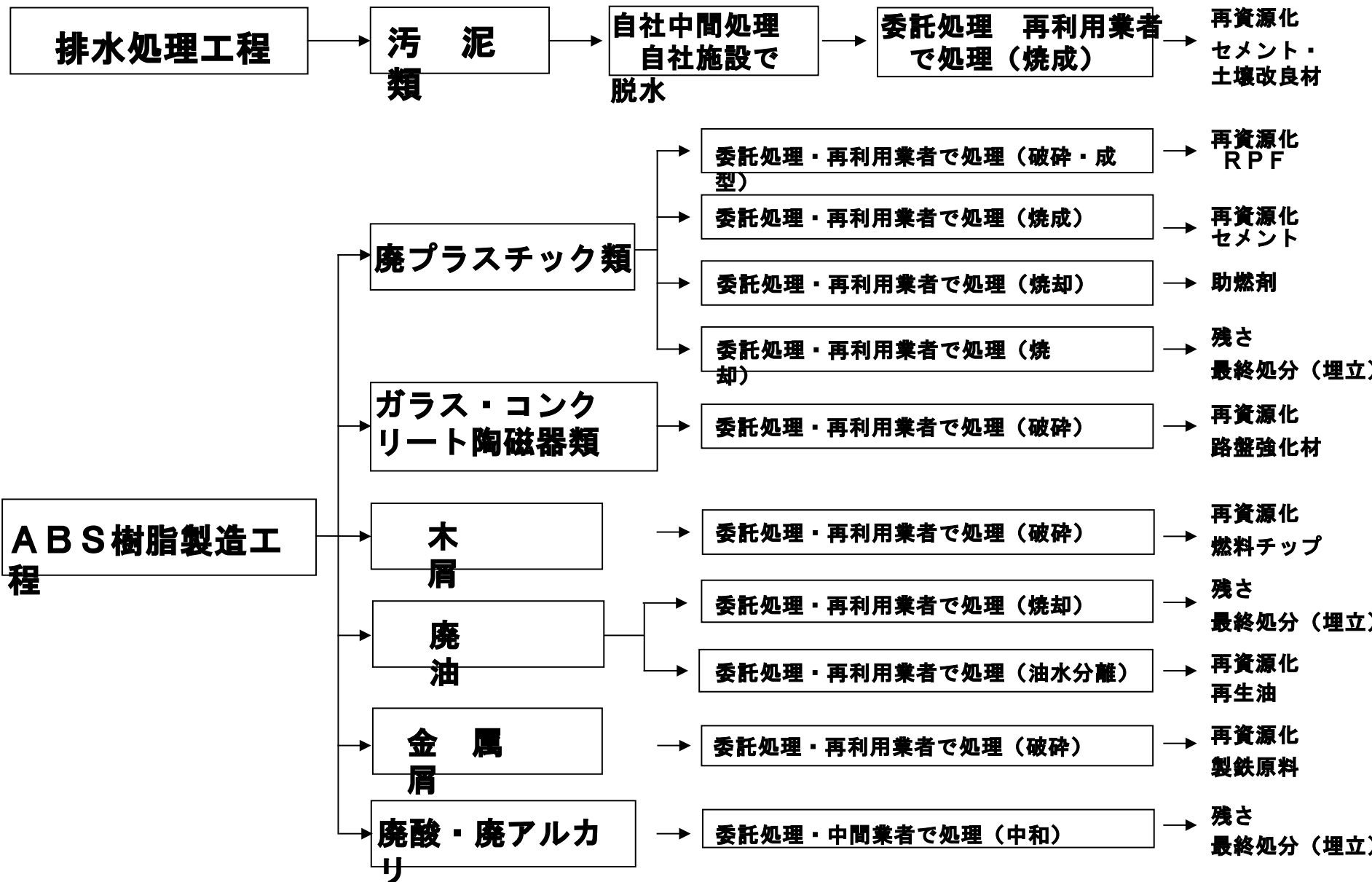
①現状	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量 (t)	1,720.6	68.6
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,158.4	68.6
	再生利用業者への 処理委託量	562.3	58.2
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0	0.0
	認定熱回収処理業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量	1,158.4	52.1
	(今後実施する予定の取り組み) 特になし		
※事務処理欄	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート・ガラス・陶磁器屑	木屑
	全処理委託量 (t)	0.0	17.6
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0	15.8
	再生利用業者への 処理委託量	0.0	17.6
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0	0.0
	認定熱回収処理業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0	0.0
	(これまでに実施した取り組み) 特になし		

①現状	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	金属屑
	全処理委託量 (t)	84.2	1.1
	優良認定処理業者への 処理委託量	26.6	1.1
	再生利用業者への 処理委託量	0.0	1.1
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0	0.0
	認定熱回収処理業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量	84.2	0.0
	(今後実施する予定の取り組み) 1. 含水廃油の減容化 (工程洗浄排水の管理強化)		
※事務処理欄	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量 (t)	0.0	0.0
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0	0.0
	再生利用業者への 処理委託量	0.0	0.0
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0	0.0
	認定熱回収処理業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0	0.0
	(これまでに実施した取り組み)		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 別紙-1 廃棄物の処理工程図



排水処理工程

汚泥類

自社中間処理  
自社施設で  
脱水

委託処理 再利用業者  
で処理（焼成）

再資源化  
セメント・  
土壌改良材

廃プラスチック類

委託処理・再利用業者で処理（破碎・成  
型）

再資源化  
RPF

委託処理・再利用業者で処理（焼成）

再資源化  
セメント

委託処理・再利用業者で処理（焼却）

助燃剤

委託処理・再利用業者で処理（焼  
却）

残さ  
最終処分（埋立）

ガラス・コンク  
リート陶磁器類

委託処理・再利用業者で処理（破碎）

再資源化  
路盤強化材

ABS樹脂製造工  
程

木屑

委託処理・再利用業者で処理（破碎）

再資源化  
燃料チップ

廃油

委託処理・再利用業者で処理（焼却）

残さ  
最終処分（埋立）

委託処理・再利用業者で処理（油水分離）

再資源化  
再生油

金属屑

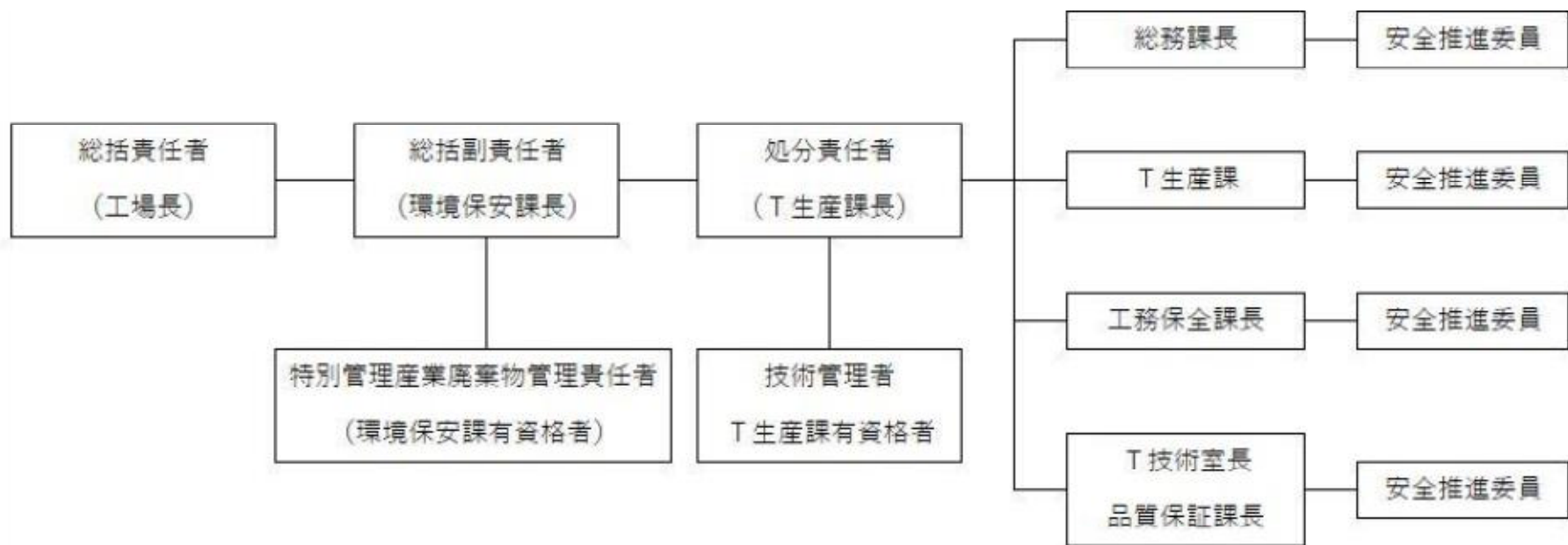
委託処理・再利用業者で処理（破碎）

再資源化  
製鉄原料

廃酸・廃アルカ  
リ

委託処理・中間業者で処理（中和）

残さ  
最終処分（埋立）



## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

## 提出者

住 所 千葉県市原市千種海岸2-1

氏 名 東レ株式会社 千葉工場

工 場 長 兼田 庸弘

電話番号 0436-21-5211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

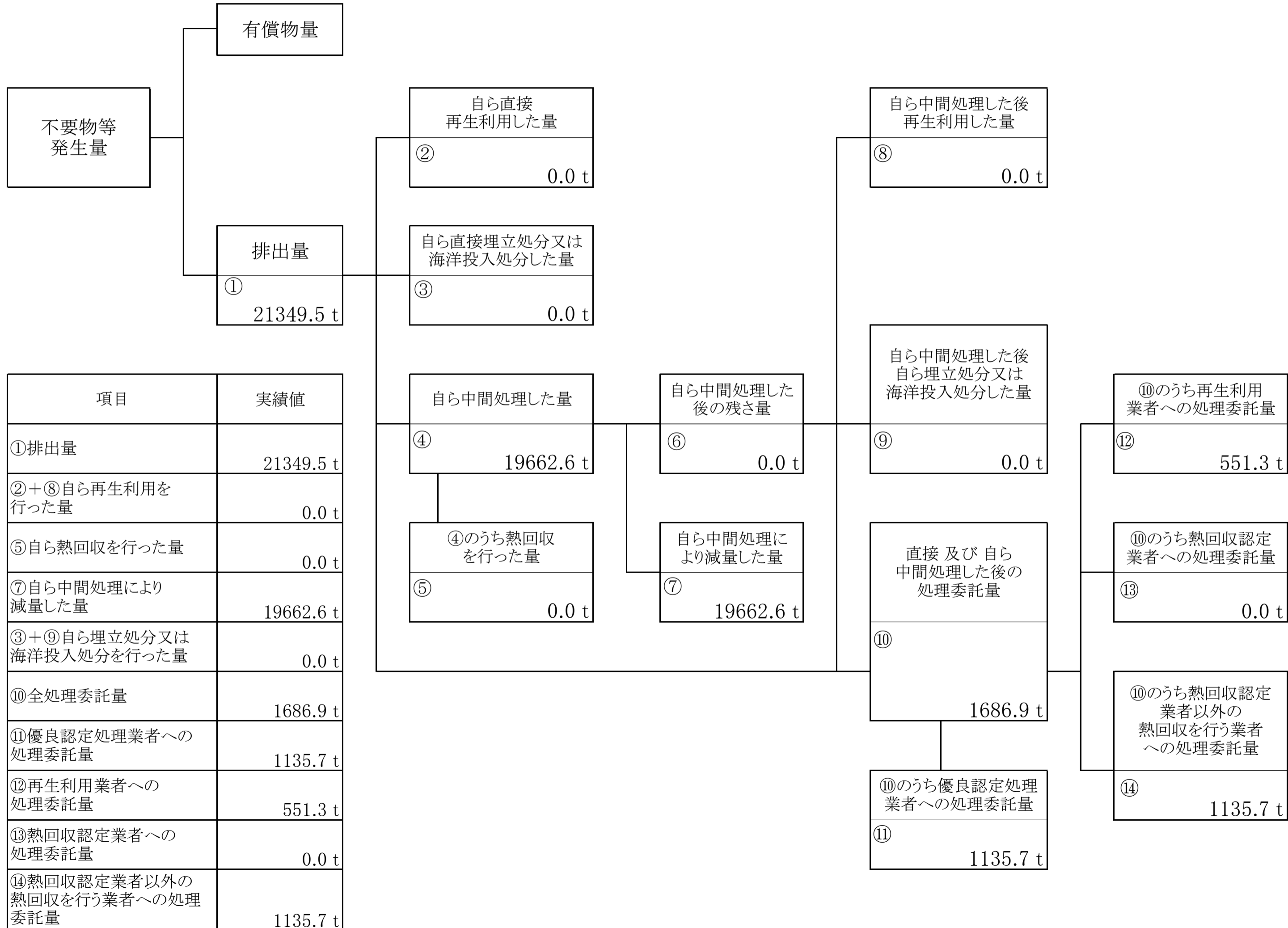
事業場の名称	東レ株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸2番1
事業の種類	大分類:製造業 中分類:化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月～令和7年3月

## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	20295.9 t	全処理委託量	1745.6 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	1222.9 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	624.2 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	18550.3 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1184.0 t
※事務処理欄			

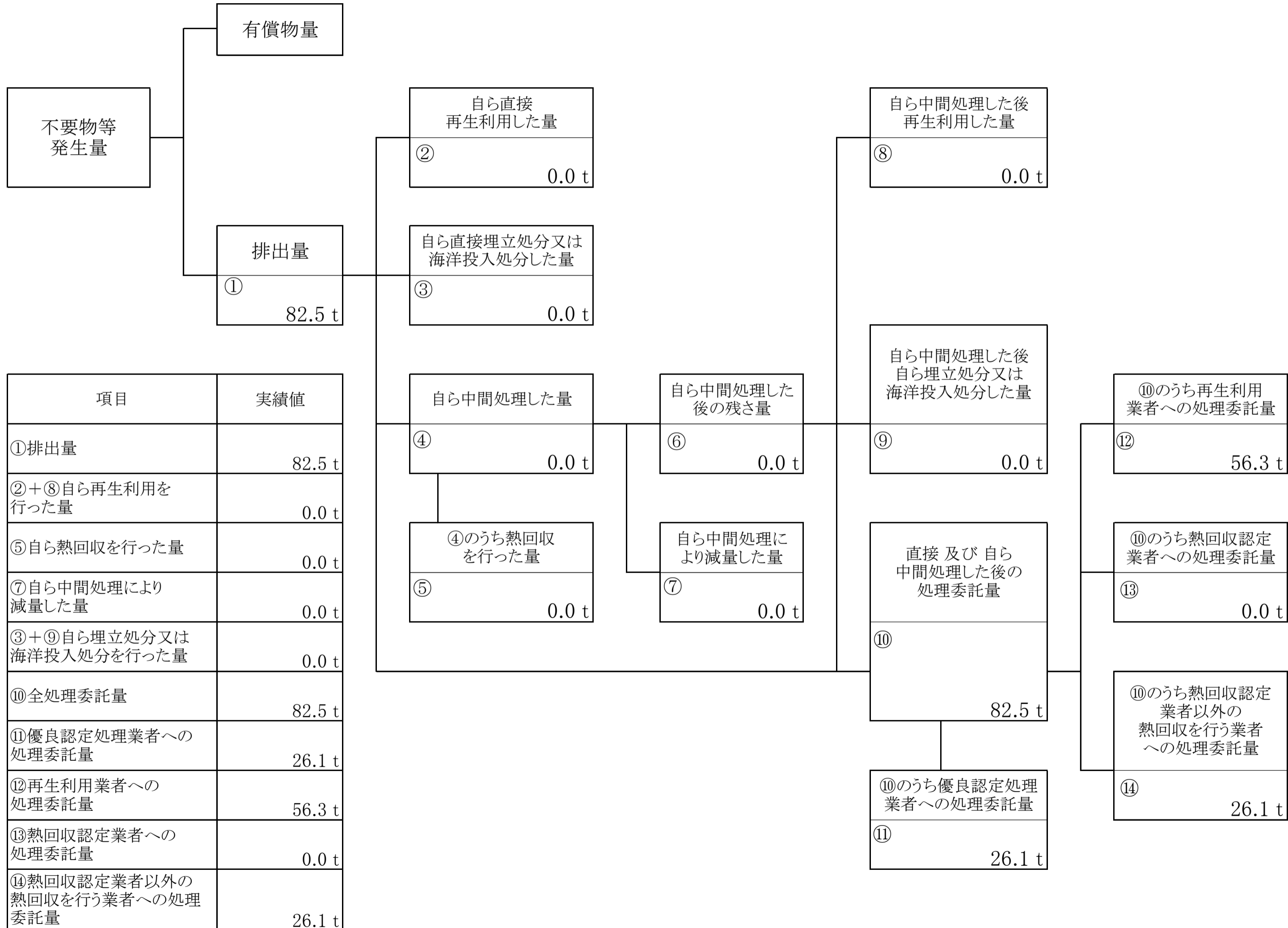
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



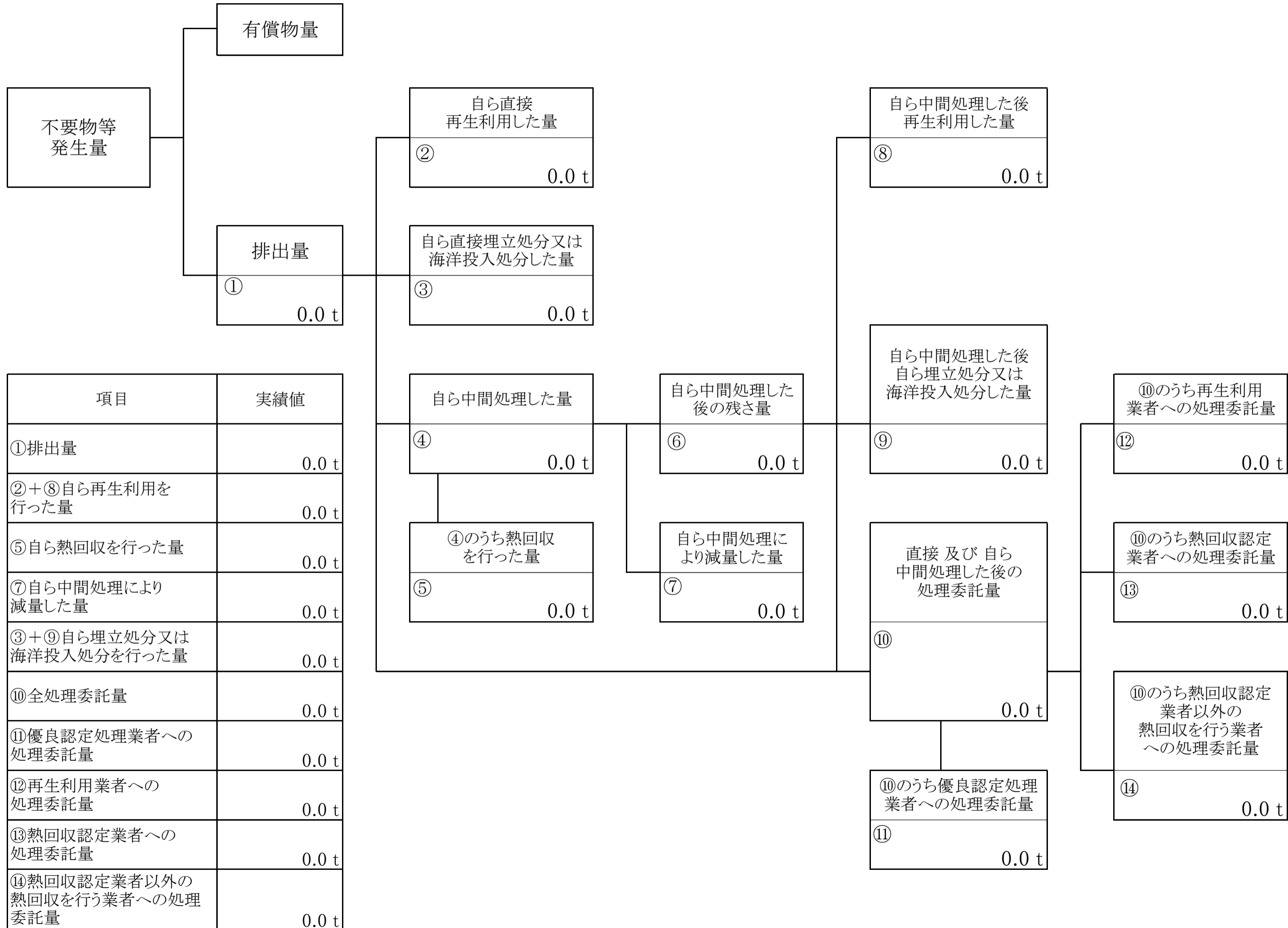
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油 )



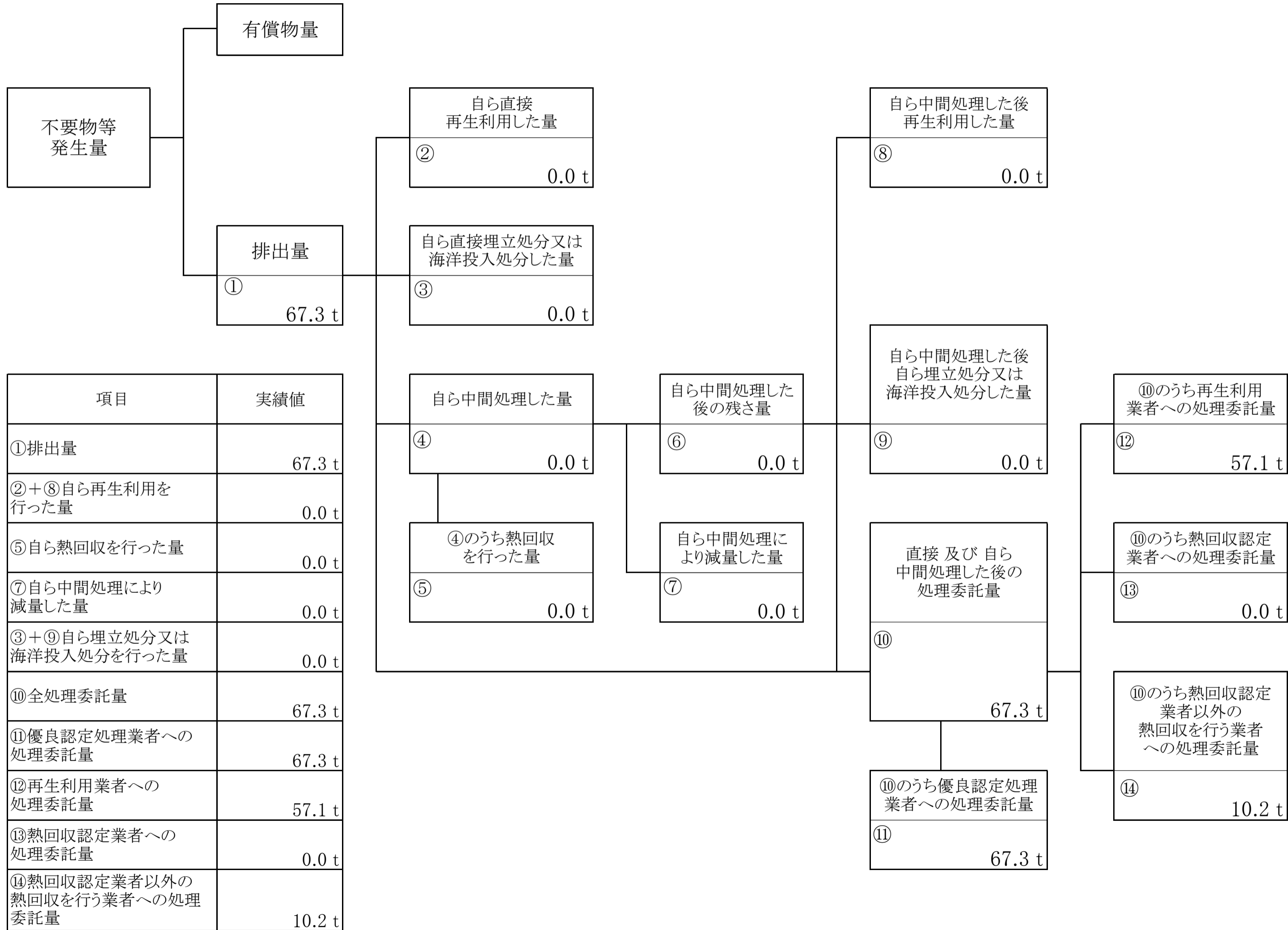
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸 )



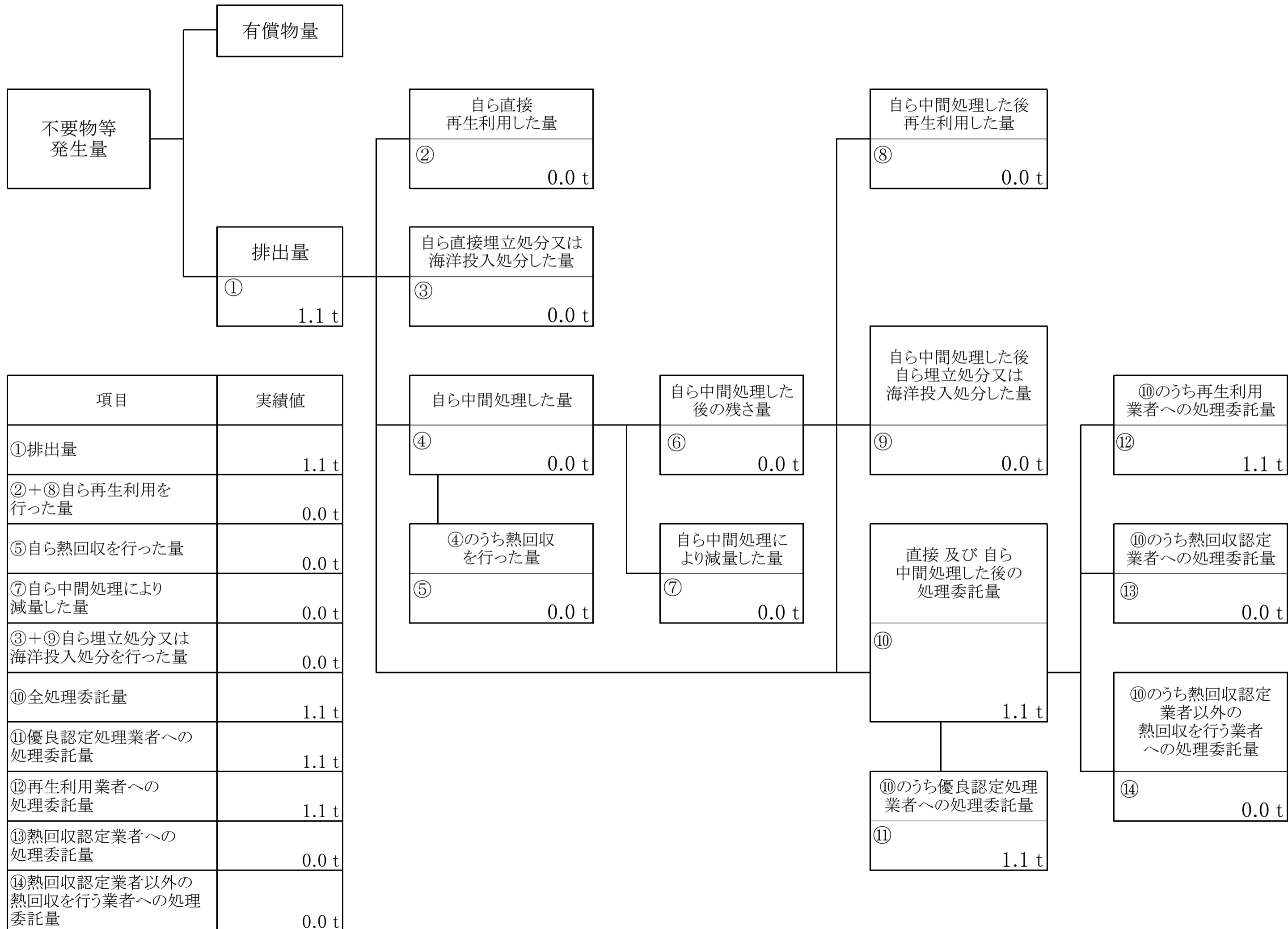
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )



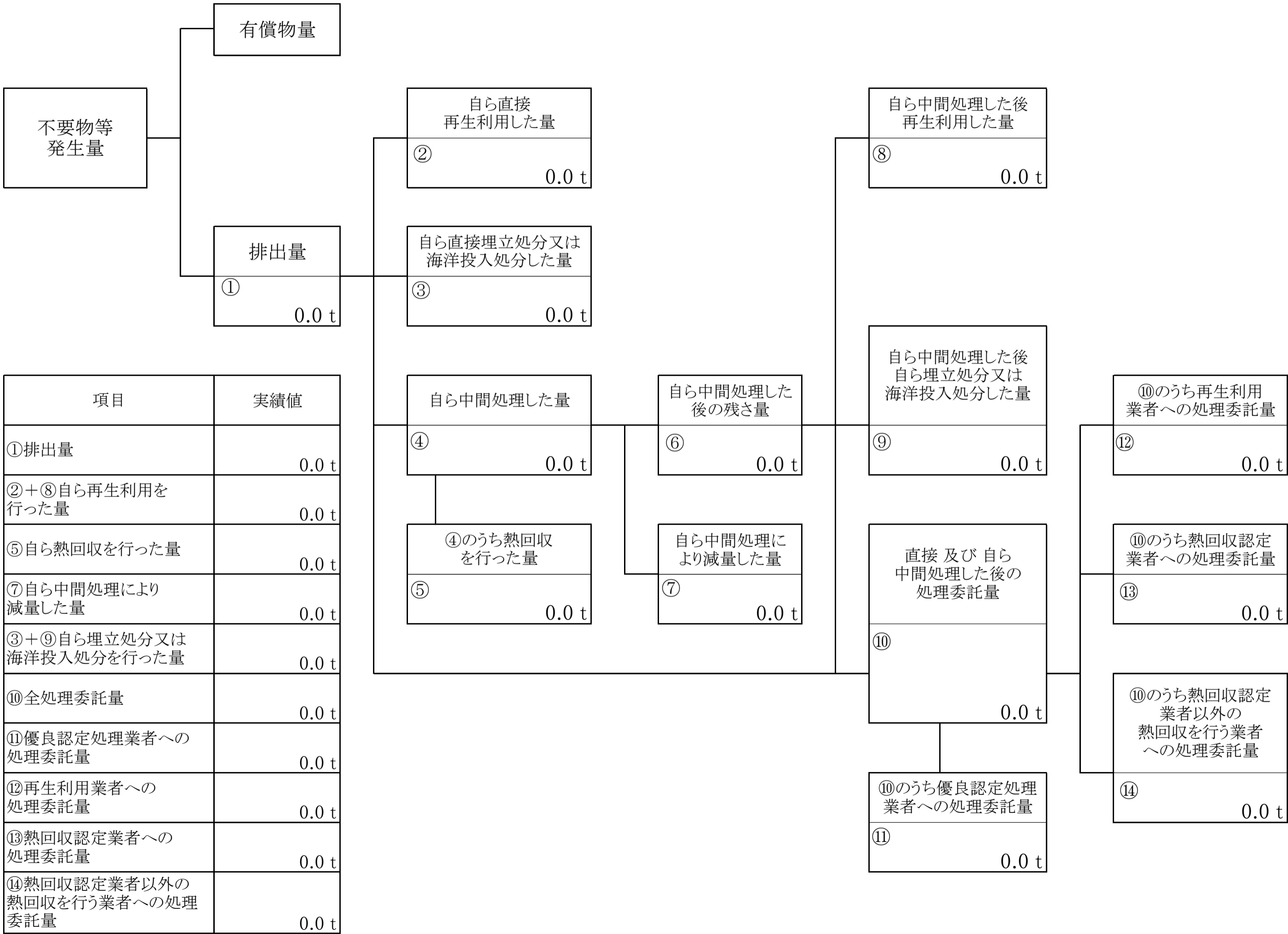
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず )



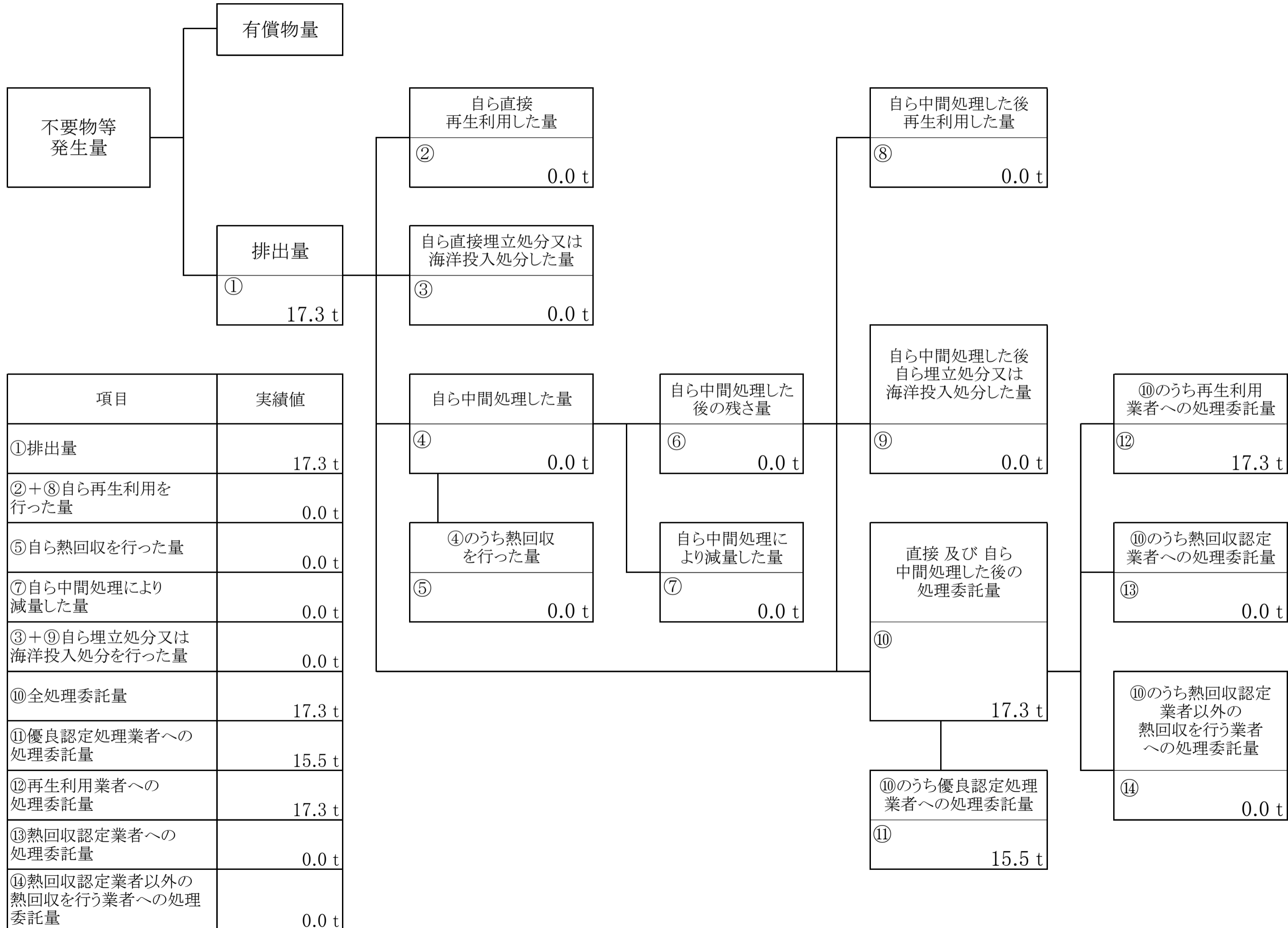
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず )



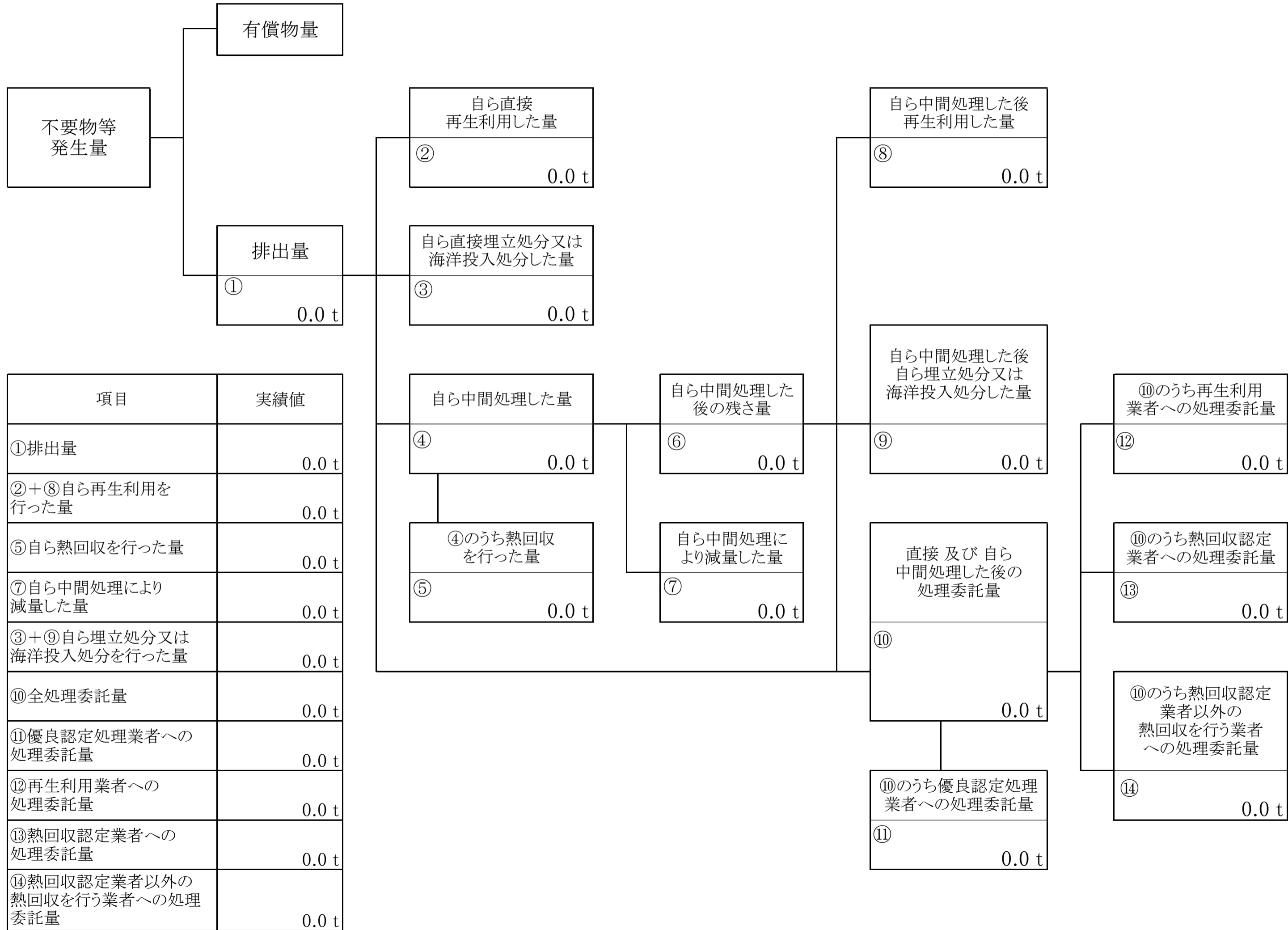
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず )



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0196

住 所 千葉県市原市千種海岸2番3

法人名 東レ・ファインケミカル株式会社 千葉事業場

代表者 岩崎 泰司

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-22-3716

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東レ・ファインケミカル株式会社 千葉事業場
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸2番3
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	製造品出荷額（前年度実績）15,195百万円
③従業員数	社員（嘱託含む）：80名 出向：33名 派遣：9名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙 (管理体制)

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	廃油 (有害)
	排出量	12.6 t	240.9 t
	(これまでに実施した取組) 廃油 (引火性) から有価物を分別し廃油排出量の抑制を実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	廃油 (有害)
	排出量	12.9 t	245.7 t
	(今後実施する予定の取組) 廃油 (引火性) と有価物の分別を強化。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油 (引火性) から有価物を分別し廃油排出量を抑制。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油 (引火性) と有価物の分別を強化。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

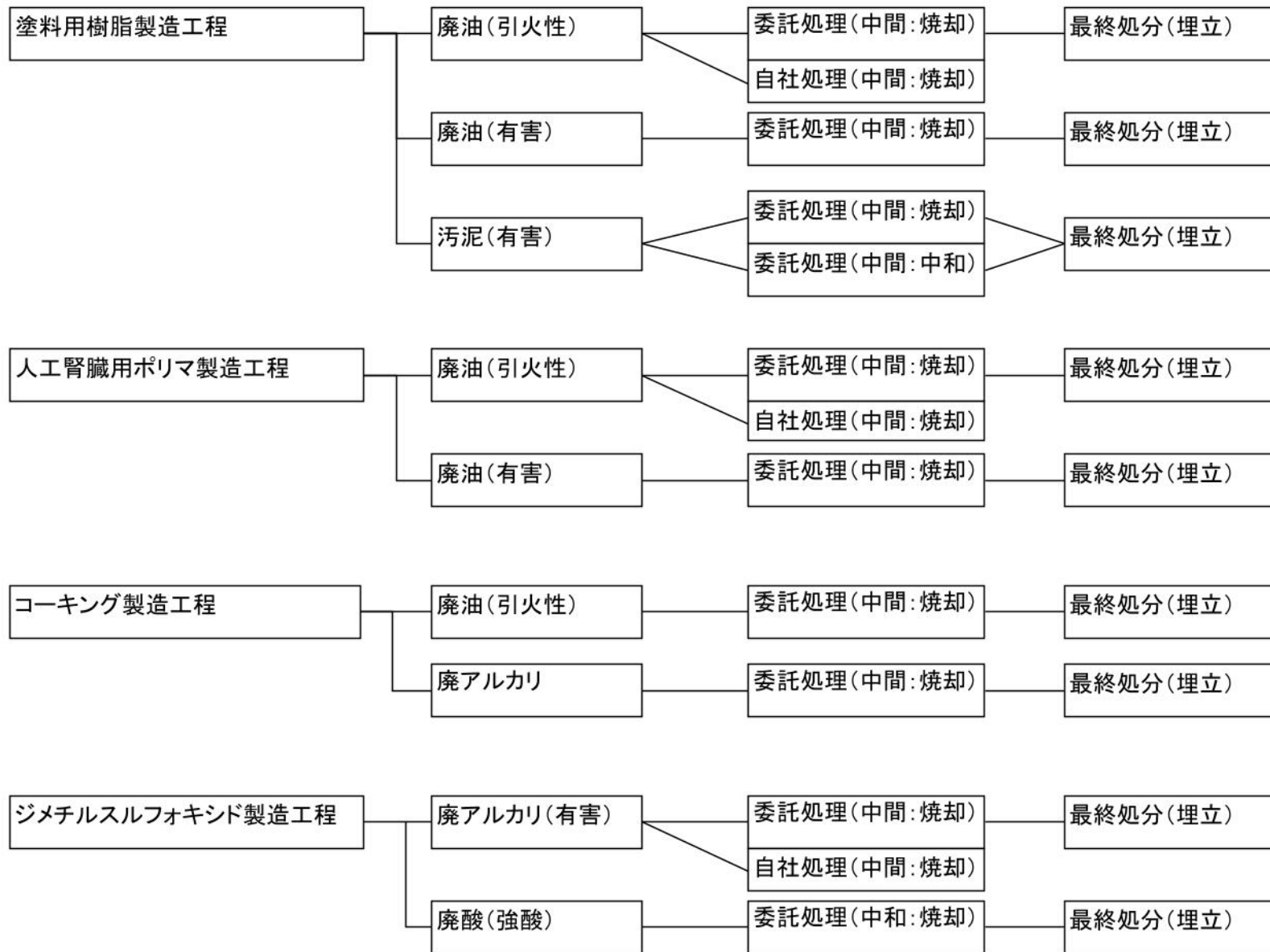
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	全処理委託量	12.6 t	240.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4.9 t	226 t
	再生利用者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	51.4 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	12.6 t	189.5 t
（これまでに実施した取組） 優良認定処理業者へ処理を委託しています。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	全 処 理 委 託 量	12.9 t	245.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	5 t	230.5 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	52.4 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	12.9 t	193.3 t
<p>（今後実施する予定の取組） 優良認定処理業者への処理委託を継続して取り組みます。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）		2034.43 t
<p>（今後実施する予定の取組等） 電子マニフェスト導入実施済み。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

様式第二号の十三(第1面-別紙1)



(管理体制図)



処理計画者	実務担当者
製造 1 課生産 1 掛	廃棄物担当者
製造 1 課生産 2 掛	廃棄物担当者
製造 2 課	廃棄物担当者
技術開発室	廃棄物担当者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	① 現状	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>				
		特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	廃アルカリ（有害）	強酸	水銀使用廃棄物
		排出量	179.3 t	1601.4 t	0.2 t	0.01 t
		(これまでに実施した取組)				
	②計画	<b>【目標】</b>				
		特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ（強アルカリ）	廃アルカリ（有害）	強酸	水銀使用廃棄物
		排出量	182.9 t	1633.4 t	0.3 t	0.1 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃アルカリ(有害)	強酸	水銀使用廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)				
② 計画	<b>【目標】</b>				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃アルカリ(有害)	強酸	水銀使用廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃アルカリ(有 害)	強酸	水銀使用廃棄物
① 現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量し た特別管理産業廃棄物の量		0 t	1 5 0 4. 6 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 廃アルカリ発生工程の安定化					
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃アルカリ(有 害)	強酸	水銀使用廃棄物
②計画	自ら熱回収を行う特別管理 産業廃棄物の量		0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量す る特別管理産業廃棄物の量		0 t	1 5 3 4. 7 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃アルカリ発生工程の安定化					

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 該当なし

① 現状	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃アルカリ(有害)	強酸	水銀使用廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	<b>【目標】</b>				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃アルカリ(有害)	強酸	水銀使用廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃アルカリ(有害)	強酸	水銀使用廃棄物
	全処理委託量	179.3 t	96.8 t	0.2 t	0.01 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	179.3 t	96.8 t	0.2 t	0.01 t
	再生利用業者への 処理委託量	9.8 t	0 t	0.2 t	0.01 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	149.7 t	96.8 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	19.8 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)				

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃アルカリ(有害)	強酸	水銀使用廃棄物
	全処理委託量	182.9 t	98.7 t	0.3 t	0.1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	182.9 t	98.7 t	0.3 t	0.1 t
	再生利用業者への 処理委託量	10 t	0 t	0.3 t	0.1 t
	認定熱回収業者への処 理委託量	152.7 t	98.7 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	20.2 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)				

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-0196

住所 千葉県市原市千種海岸2番3

法人名 東レ・ファインケミカル株式会社 千葉事業場

代表者 岩崎 泰司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-22-3716

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東レ・ファインケミカル株式会社 千葉事業場		
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸2番3		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2095.2 t	全処理委託量	495.2 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	460.2 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	10.2 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	1600 t	認定熱回収業者への処理委託量	300 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	205 t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	1996.03 t
	前年度(令和6年度)	2034.43 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェスト導入実施済み		

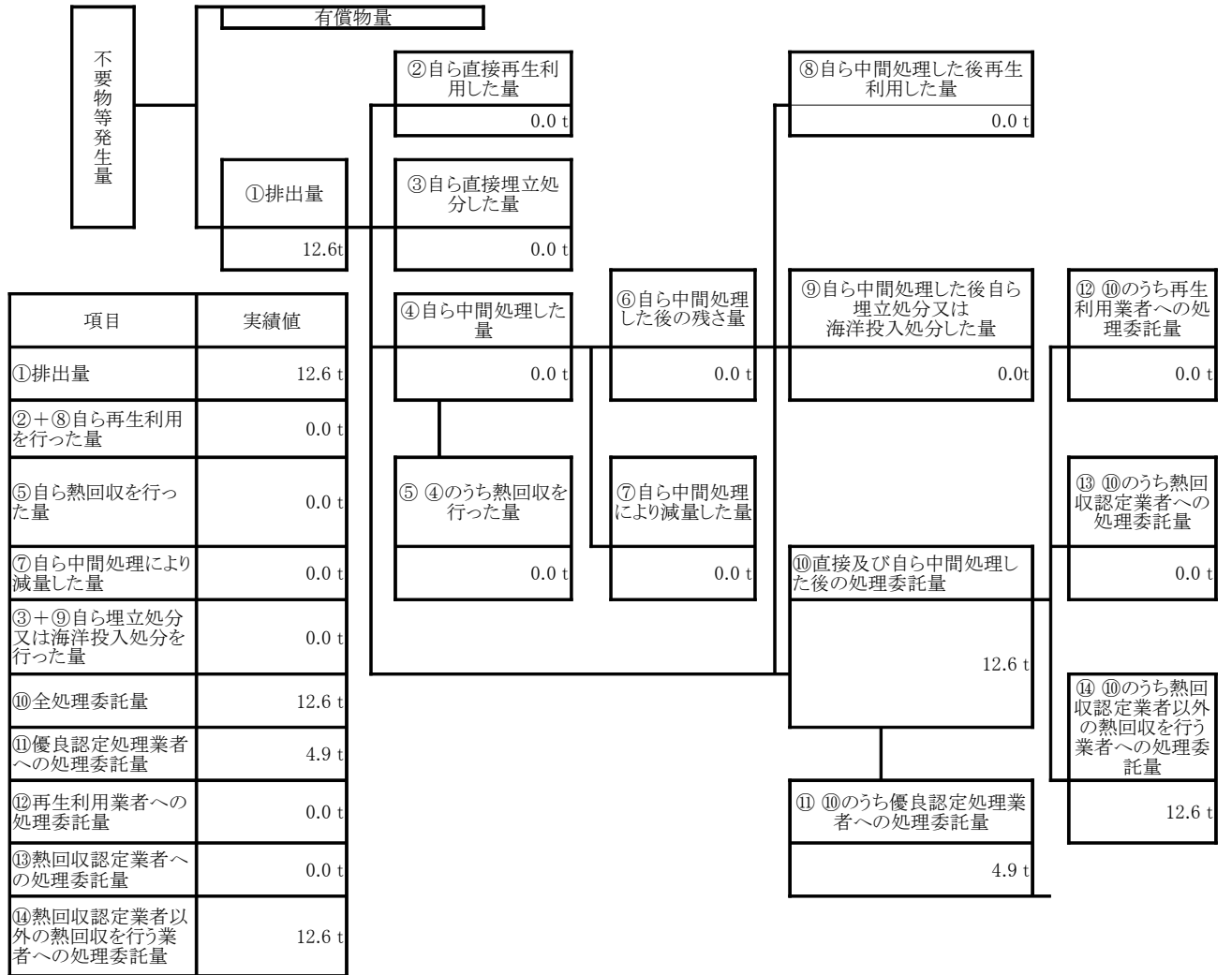
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)

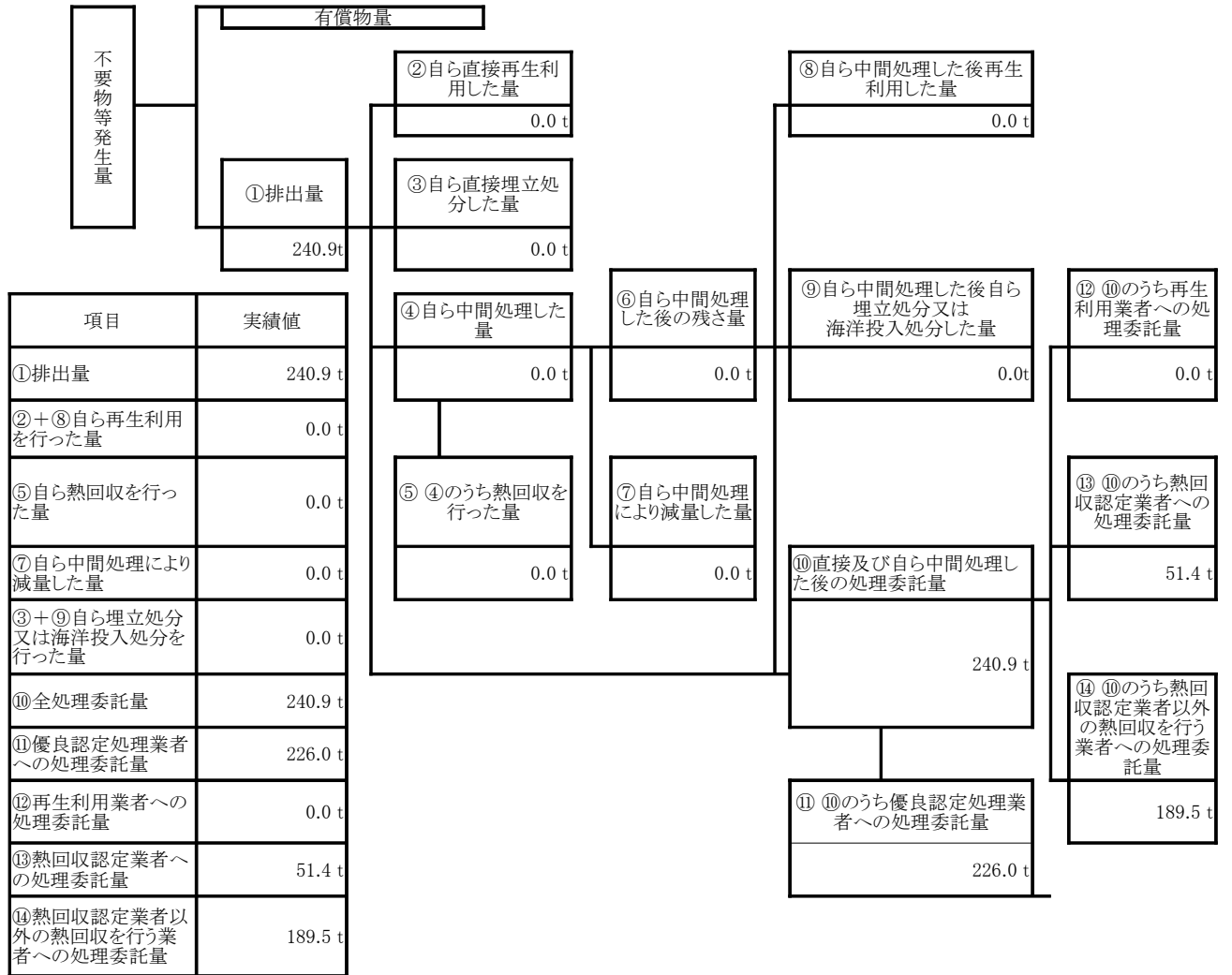


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

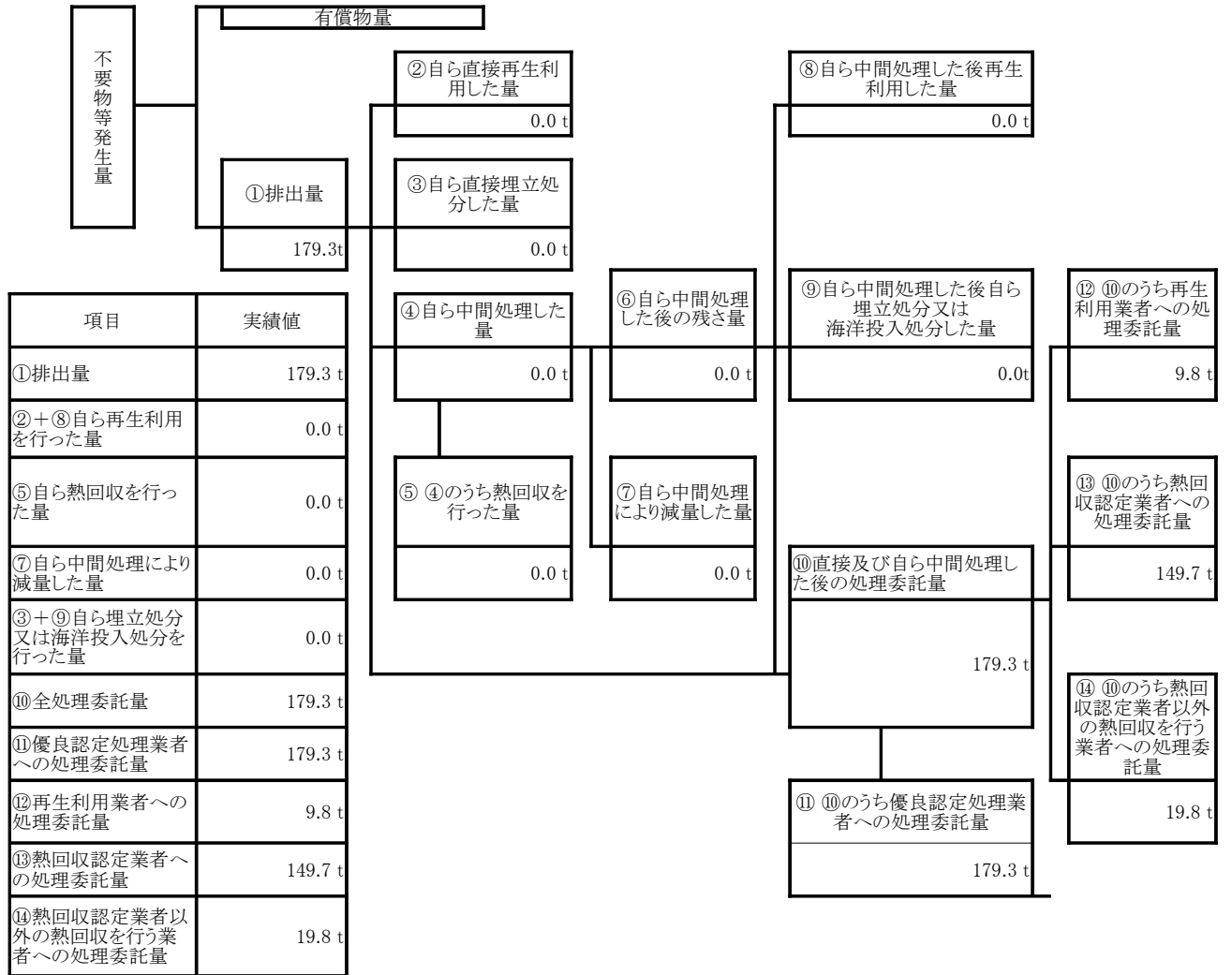
廃油(有害)

)



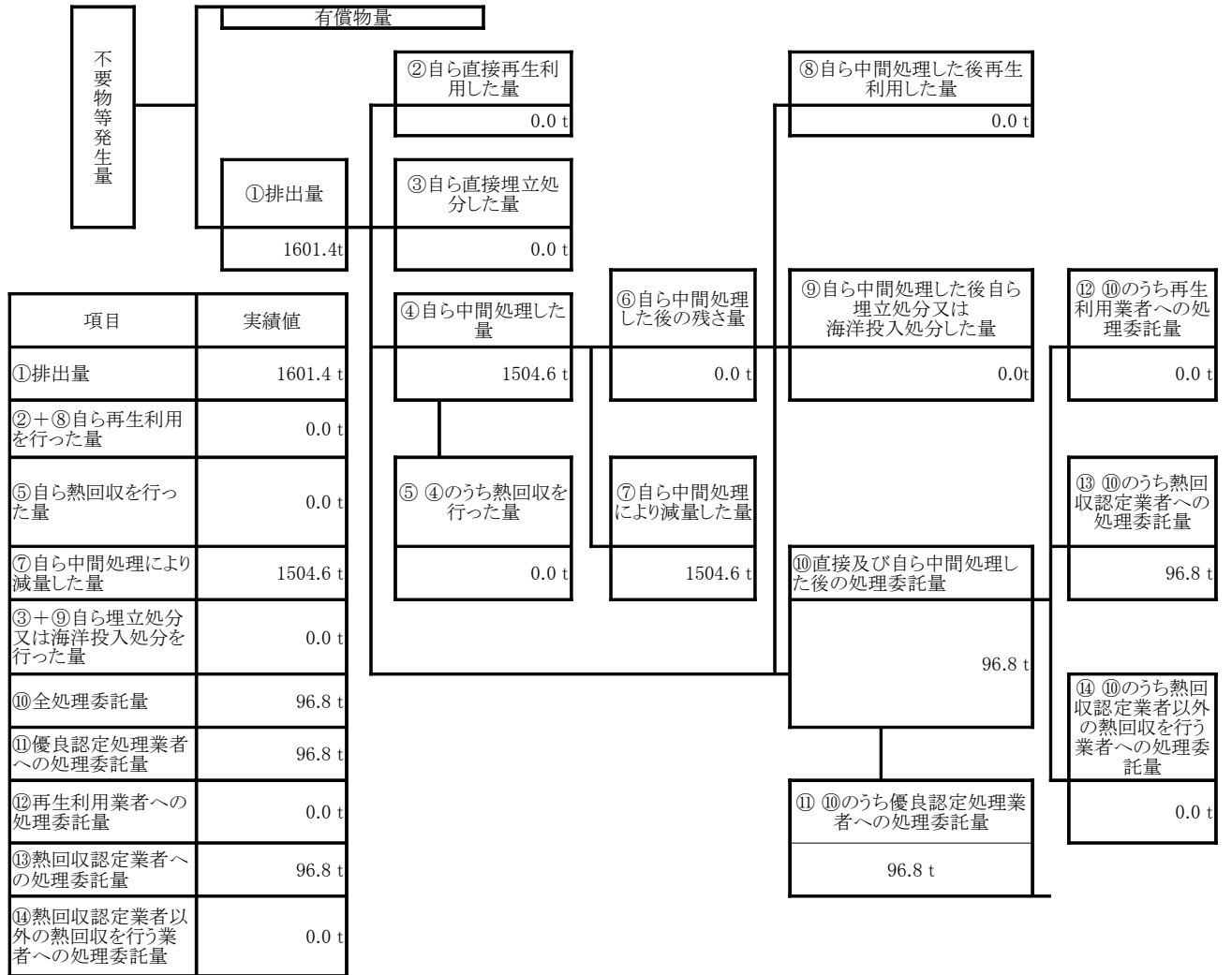
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ) )



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(有害) )

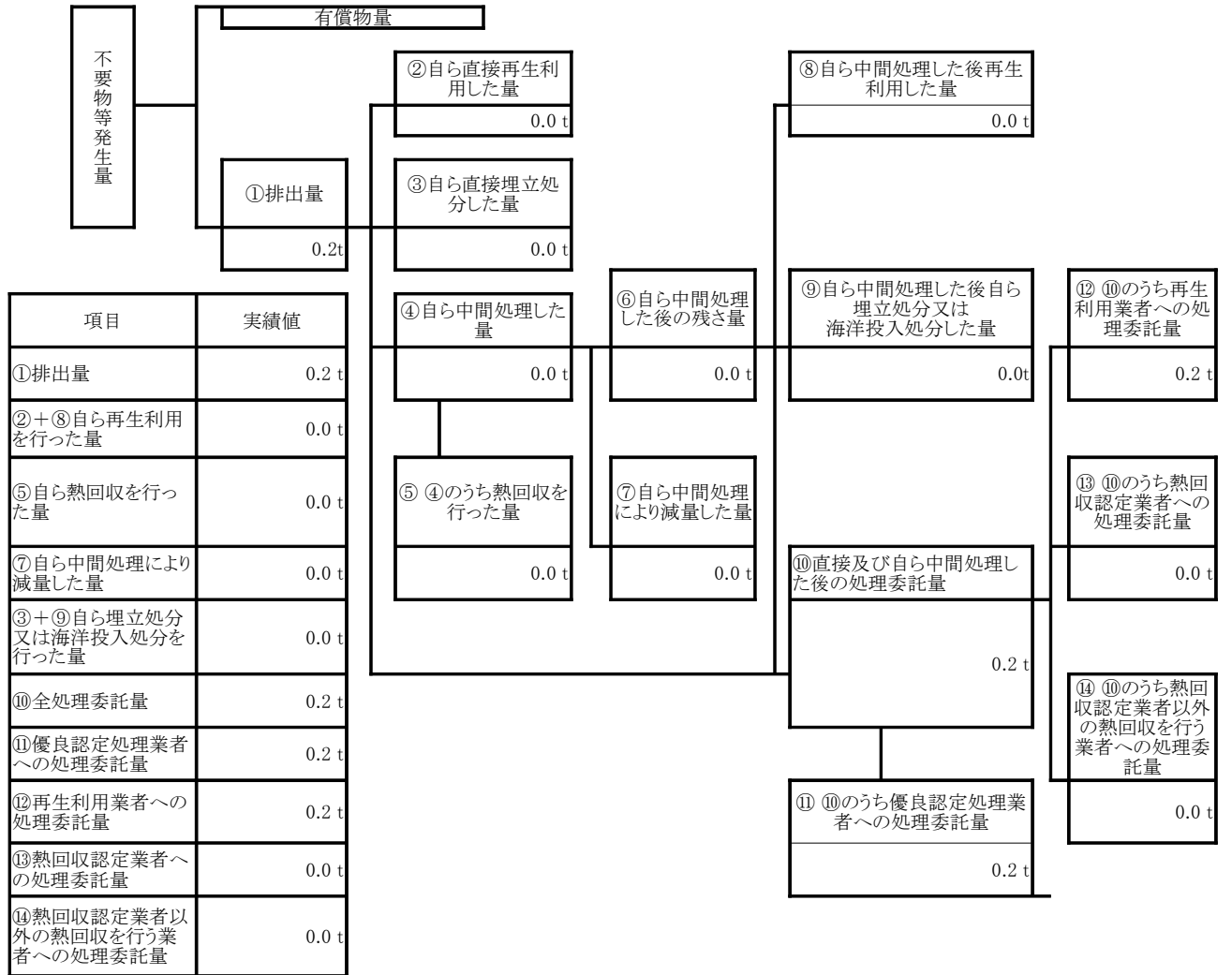


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

強酸

)

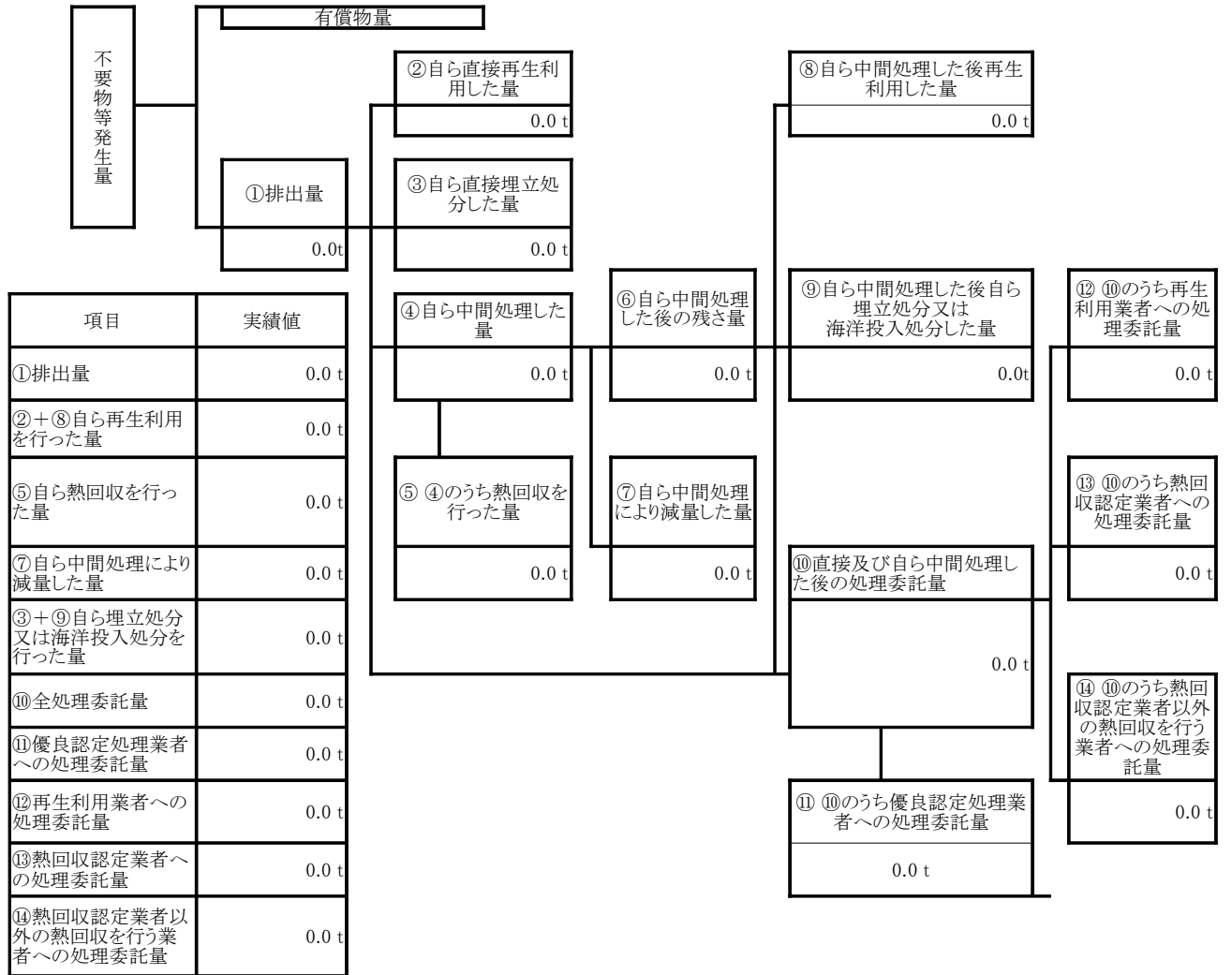


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

水銀使用廃棄物

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 25日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒223-0061

住 所 神奈川県横浜市港北区日吉  
7-15-14

氏 名 トオカツフーズ株式会社

代表取締役 池田 晋一

電話番号 045-564-5813

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	トオカツフーズ株式会社 八千代工場
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田727
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E09-食料品製造業
② 事業の規模	年商約79億円（約3200万食製造）
③ 従業員数	361名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚泥 ⇒ 脱水 ⇒ 埋立</li> <li>○廃プラ類 ⇒ 焼却 ⇒ 再資源化</li> <li>○動植物性残さ ⇒ 飼料</li> <li>○混合廃棄物その他 ⇒ 破碎 ⇒ 焼却 ⇒ 再資源化・埋立</li> </ul>

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- 汚泥 ⇒ 脱水 ⇒ 埋立
- 廃プラ類 ⇒ 焼却 ⇒ 再資源化
- 動植物性残さ ⇒ 飼料
- 混合廃棄物その他 ⇒ 破碎 ⇒ 焼却 ⇒ 再資源化・埋立

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	排出量	298.0 t	498.2 t
	（これまでに実施した取組） 見込み精度向上に向けた社内情報を共有し、製品廃棄ロス削減を強化。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	排出量	268.2 t	490 t
	（今後実施する予定の取組） 新商品改廃時の歩留まり確認を行い歩留まり向上による廃棄ロス削減につなげる		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラ、動植物性残渣、汚泥、金属くず、混合廃棄物、乾電池、蛍光灯
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラと動植物性残渣の分別強化

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	全処理委託量	298 t	498.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	73 t	t
	再生利用業者への処理委託量	225 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	498.2 t
	（これまでに実施した取組） 以前は有価物買取であったパン耳について、収集運搬のみ産業廃棄物として扱う取引に変更したため、前年と比べて動植物性残さ排出量が増加した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃プラスチック類
	全処理委託量	268.2 t	490 t
	優良認定処理業者への処理委託量	65.7 t	t
	再生利用業者への処理委託量	202.5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	490 t
	（今後実施する予定の取組） 排水処理施設の管理運用を適切に行い、発生する汚泥量の適正化を進める		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行う際に熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒223-0061

住 所 神奈川県横浜市港北区日吉7-15-14

氏 名 トオカツフーズ株式会社

代表取締役 池田 晋一

電話番号 045-564-5813

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

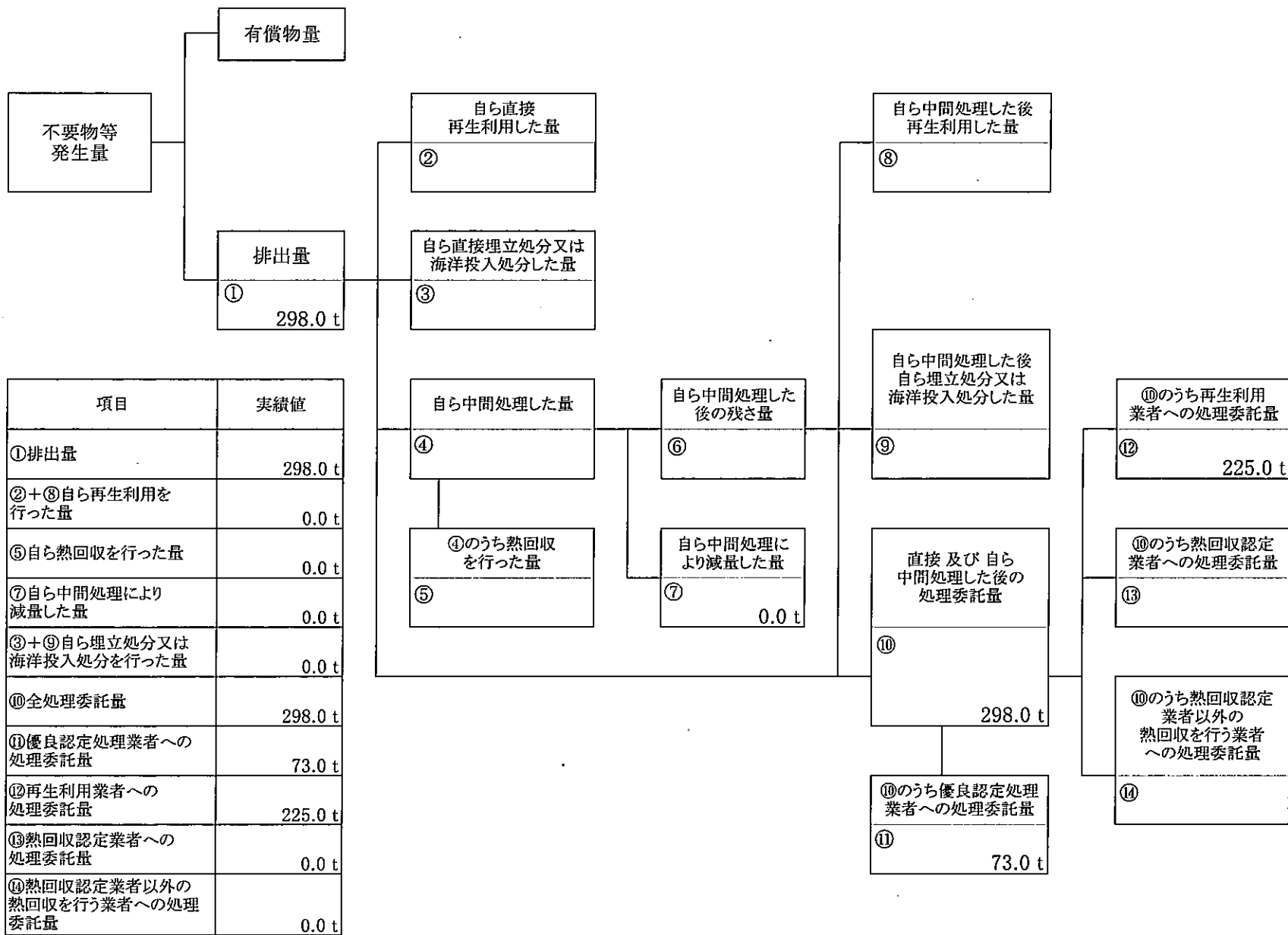
事業場の名称	トオカツフーズ株式会社 八千代工場
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田727
事業の種類	E09-食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2093.0 t	全処理委託量	2093.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	863.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	23.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	450.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
※事務処理欄			

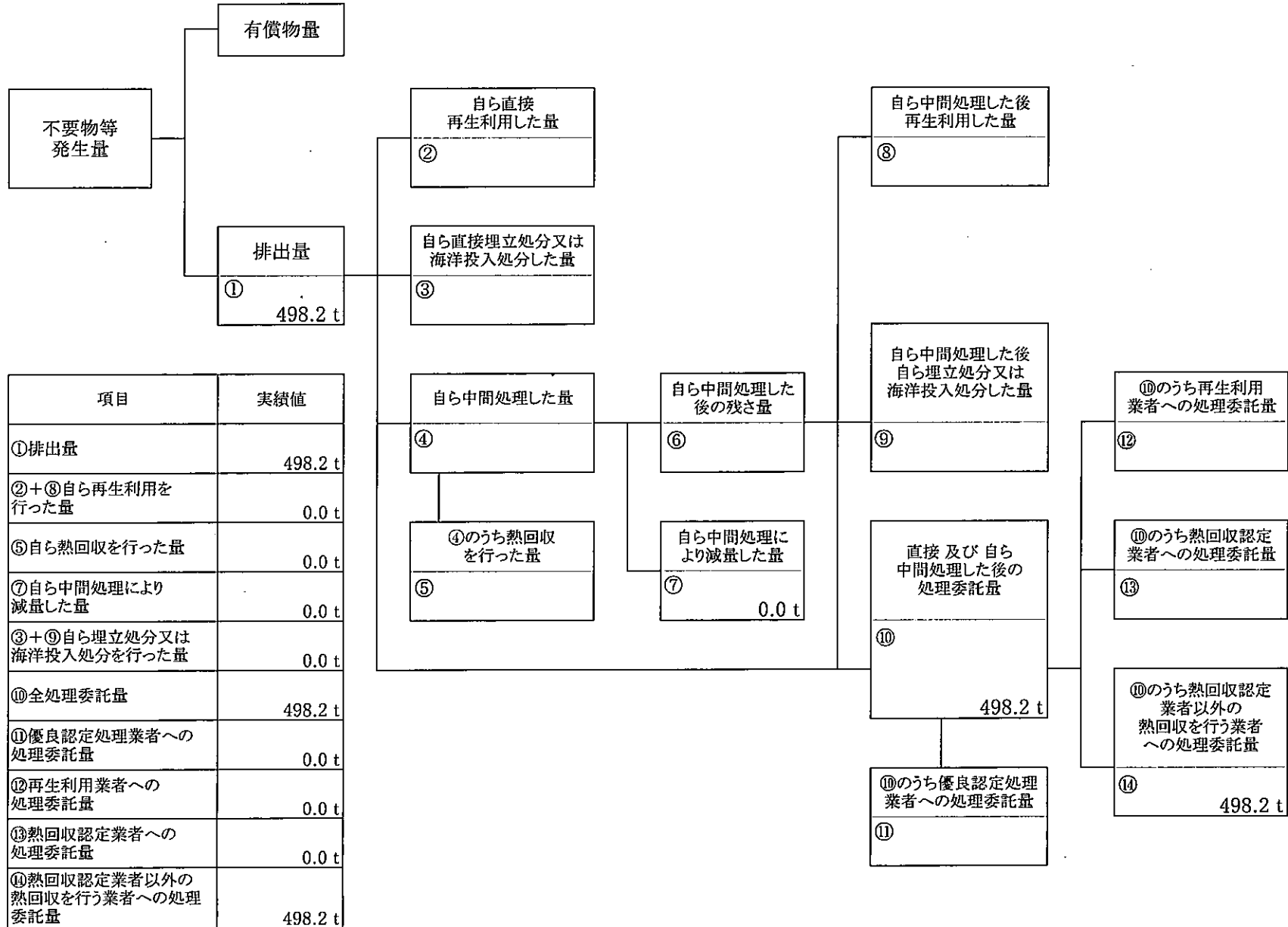
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥(泥状のもの) )



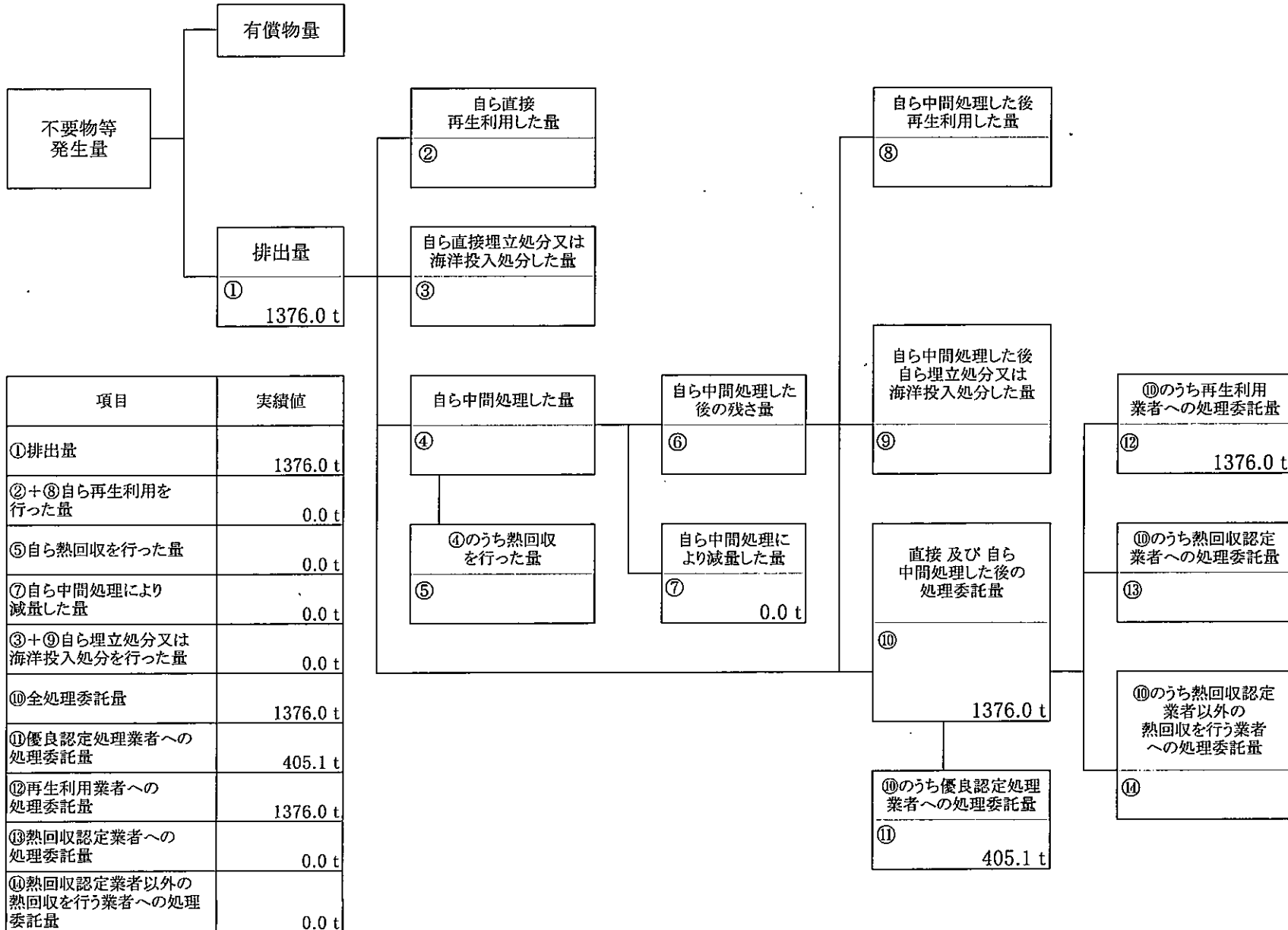
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )



計画の実施状況

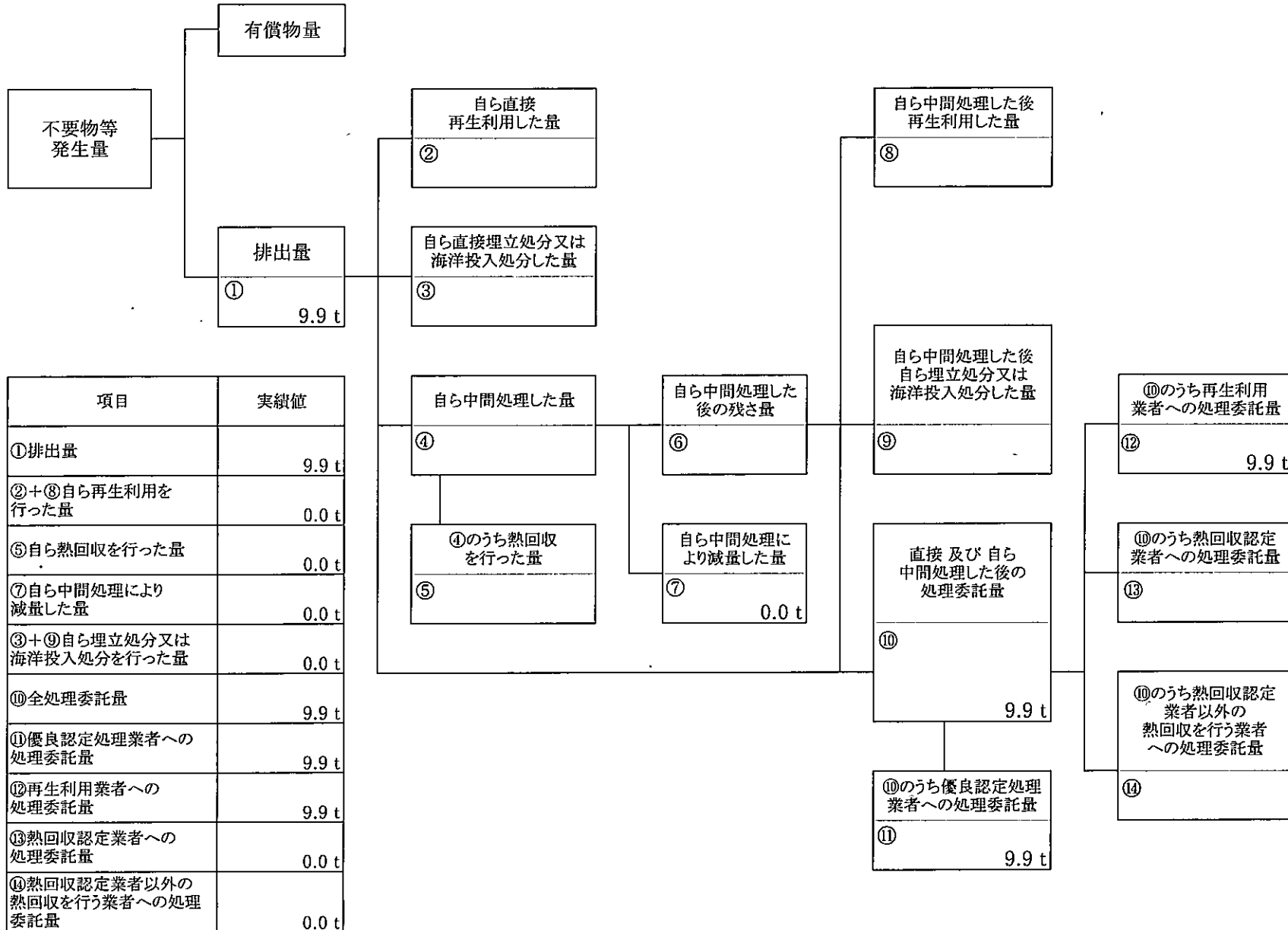
(産業廃棄物の種類: 動・植物性残渣 )



項目	実績値
①排出量	1376.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1376.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	405.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	1376.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

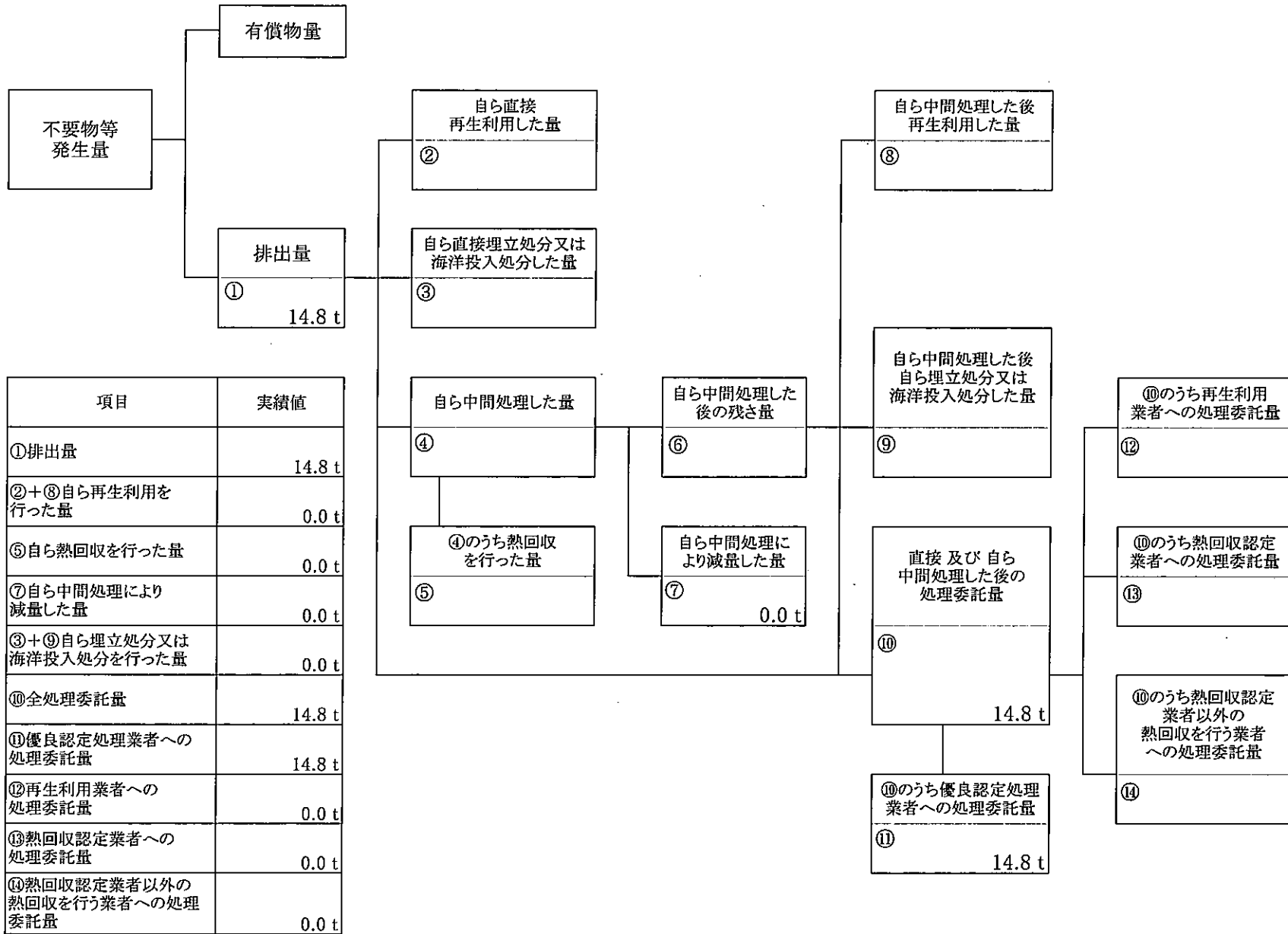
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)



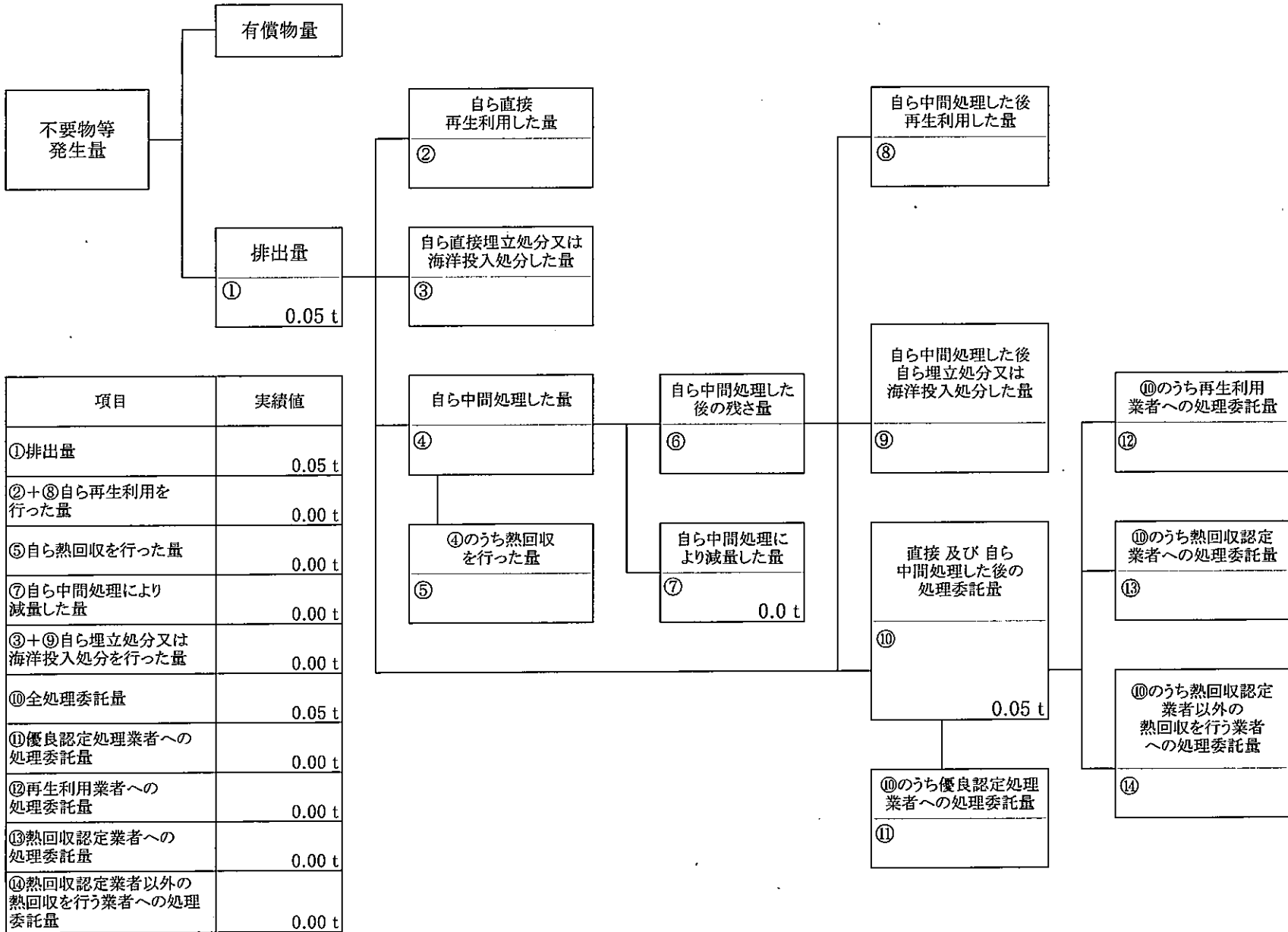
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 管理型混合廃棄物)



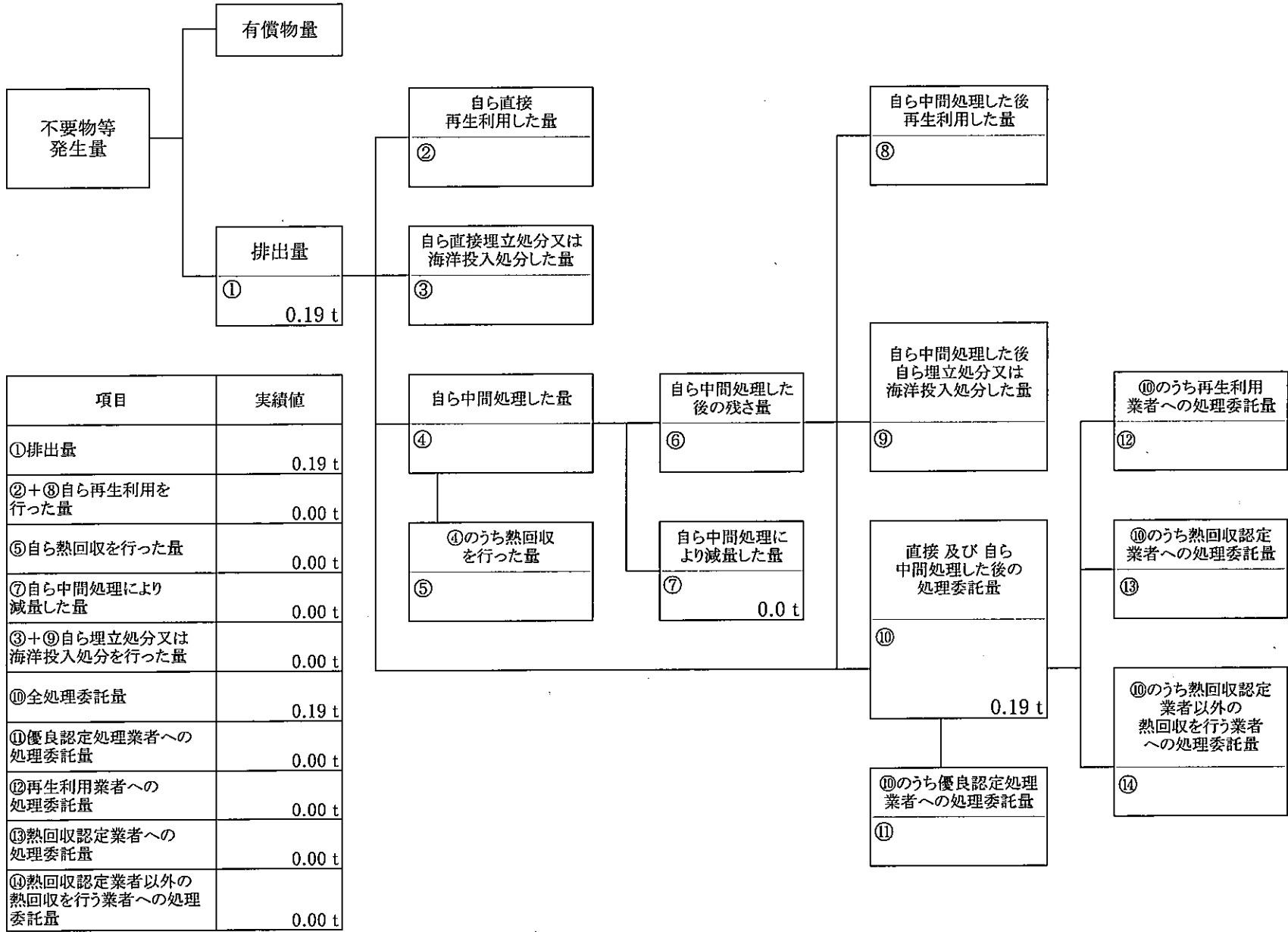
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 蛍光灯)



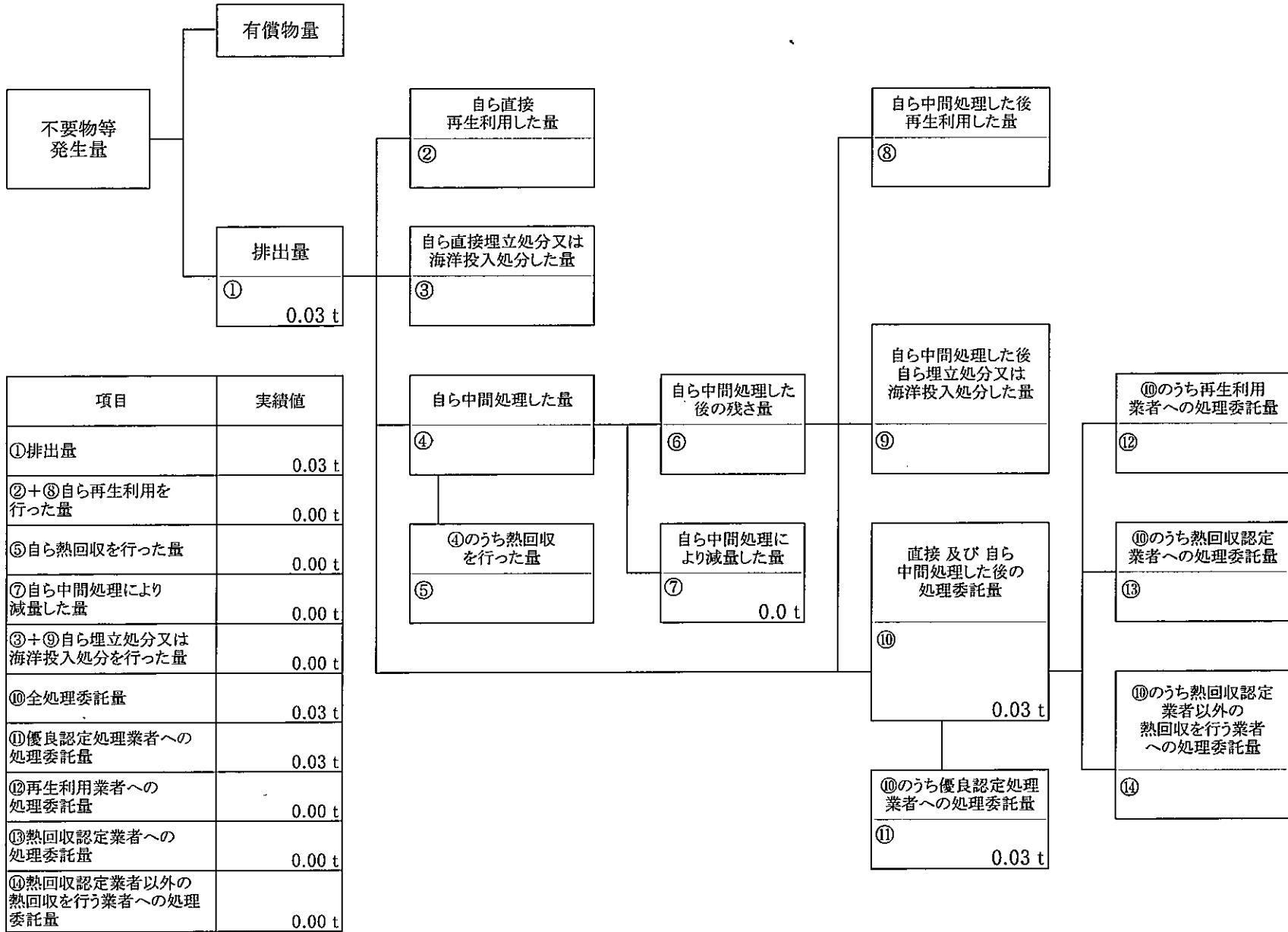
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃電気機械器具 )



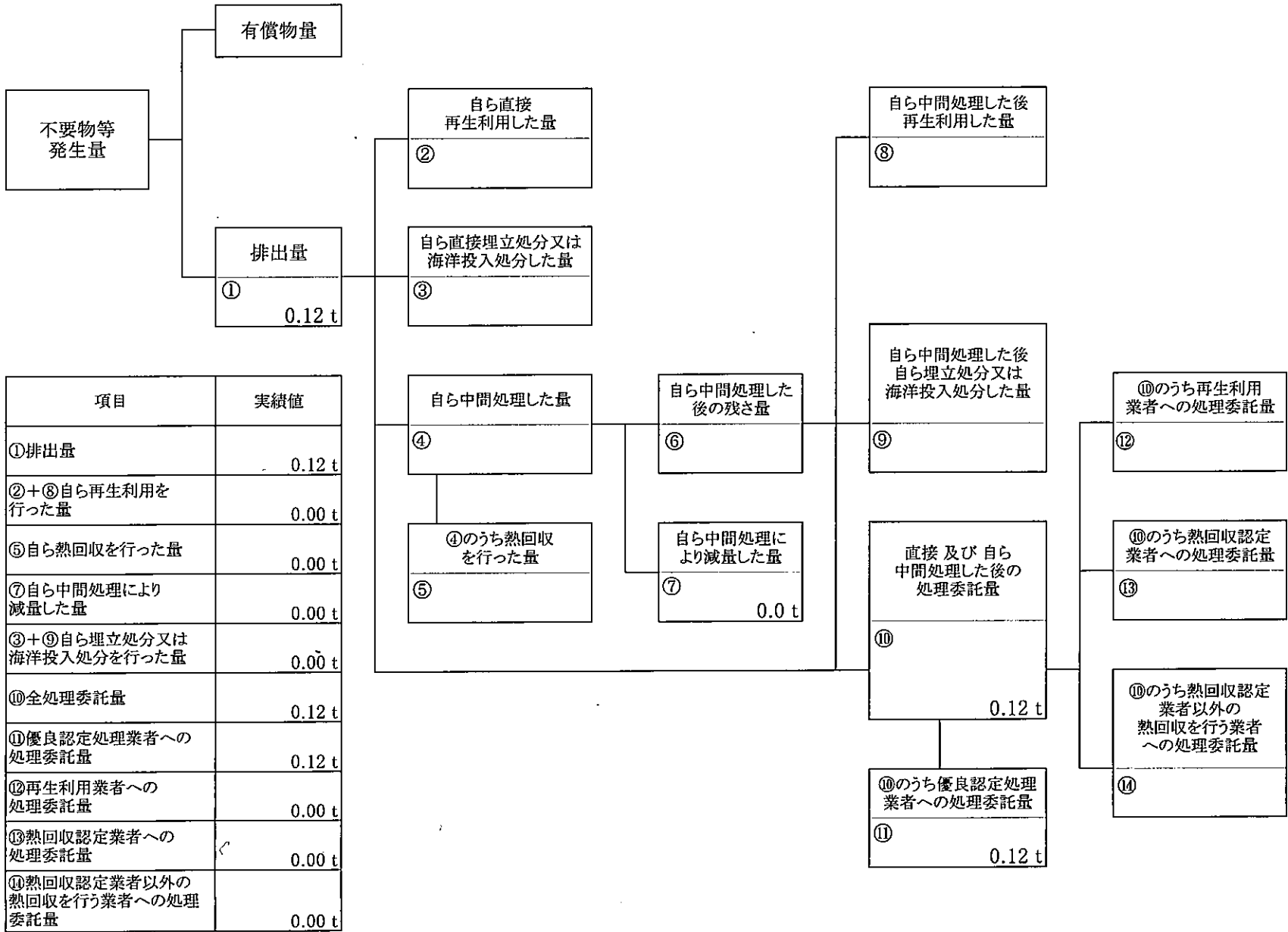
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃電池類 )



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 乾電池 )



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-4114

住 所 千葉県茂原市本納3210-1

法人名 TOTOハイリビング株式会社 代表取締役社長

代表者 三石 聡

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0475-34-3555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	TOTOハイリビング株式会社 茂原工場		
事業場の所在地	千葉県茂原市本納3210-1		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類：	家具・装備品製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 9,923,475,769円		
③従業員数	621人（社員296人グループ会社社員20人派遣社員44人請負社員261人）		
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1（処理工程）		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 「別紙 (管理体制)」		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	木くず
	排出量	2355.6 t
	廃プラスチック類	63 t
(これまでに実施した取組) ・製造工程を見直し、製造量あたりの廃棄物排出量を削減している。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	木くず
	排出量	2360.4 t
	廃プラスチック類	60.5 t
(今後実施する予定の取組) ・製造工程の見直しを継続するとともに、製造量に併せて製造ラインの効率的な運用を図り、廃棄物の排出抑制を行う。 ・再生事業者の開拓を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず：廃材を「マテリアルリサイクル」と「サーマルリサイクル」向けに分別している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず：廃材を継続して分別する。	

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 自社で再生利用した産業廃棄物はありません。		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 予定はありません。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ H24年2月に焼却炉を廃止。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 予定はありません。		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・引続き、埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

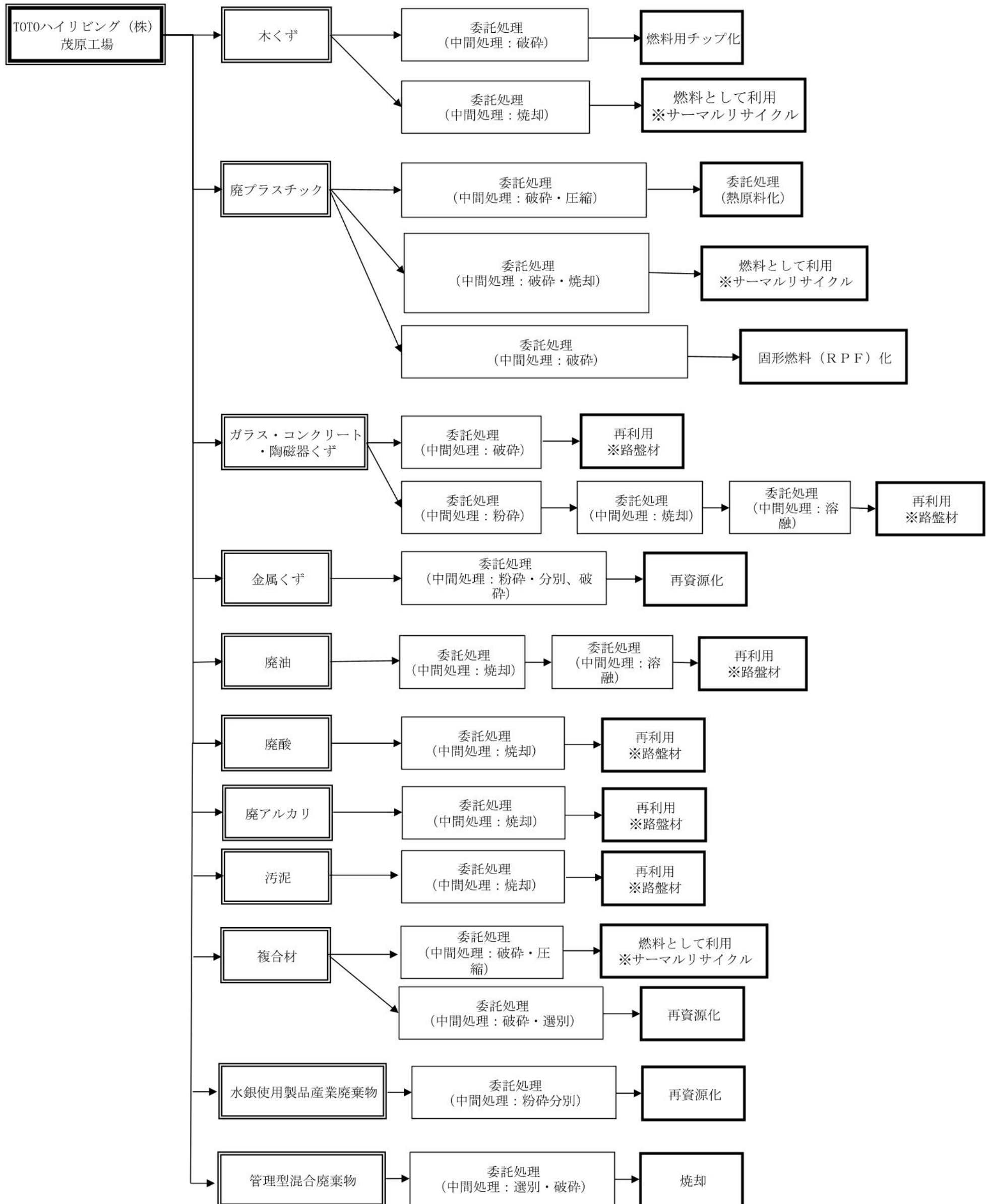
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	2355.6 t	63 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1685.6 t	35 t
	再生利用者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2355.6 t	63 t
	（これまでに実施した取組） ・ガラス・コンクリート・陶磁器くず、金属くずについては、再生利用者へ処理を委託している。 ・2015年度から優良認定処理業者へ処理委託をしている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	2360.4 t	60.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1689 t	33 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2360.4 t	60.5 t
	(今後実施する予定の取組) ・継続して再生利用業者へ処理委託をする。 ・継続して優良認定処理業者へ処理委託をする。		
※事務処理欄			

(第6面)

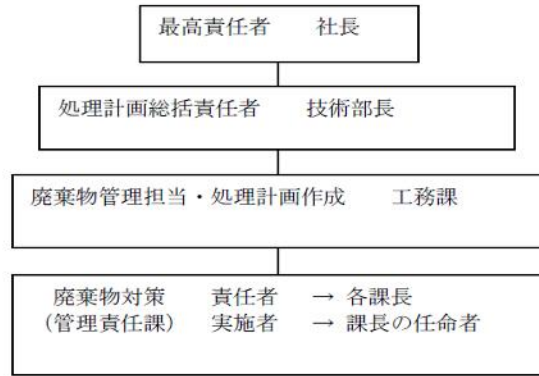
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



セルが足りない場合は右側に追加をお願いします。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
①現状	【前年度（令和6年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	排出量	19.6 t	0 t	1.8 t	0.2 t	0.2 t	1.3 t	139 t	0 t	6.8 t	0.2 t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	排出量	19.6 t	0.3 t	1.8 t	0.2 t	0.2 t	0.5 t	133.4 t	0.3 t	6.8 t	0.2 t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項											
①現状	【前年度（令和6年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項											
①現状	【前年度（令和6年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	【目標】										
②計画	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の種類	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	【目標】										
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項											
①現状	【前年度（令和6年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
①現状	【前年度（令和6年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	全処理委託量	19.6 t	0 t	1.8 t	0.2 t	0.2 t	1.3 t	139 t	0 t	6.8 t	0.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	1.8 t	0.2 t	0.2 t	1.3 t	55.3 t	0 t	6.8 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	13.4 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6.2 t	0 t	1.8 t	0.2 t	0.2 t	1.3 t	139 t	0 t	6.8 t	0 t	
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	複合材	水銀使用製品産業廃棄物	管理型混合廃棄物	廃電気機械器具
	全処理委託量	19.6 t	0.3 t	1.8 t	0.2 t	0.2 t	0.5 t	133.4 t	0.3 t	6.8 t	0.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0.3 t	1.8 t	0.2 t	0.2 t	0.5 t	53.1 t	0.3 t	6.8 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	13.4 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6.2 t	0.3 t	1.8 t	0.2 t	0.2 t	0.5 t	133.4 t	0.3 t	6.8 t	0 t	

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 299-4114

住所 千葉県茂原市本納3210-1

法人名 TOTOハイリビング株式会社 代表取締役社長

代表者 三石 聡

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-34-3555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	TOTOハイリビング株式会社 茂原工場		
事業場の所在地	千葉県茂原市本納3210-1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 家具・装備品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

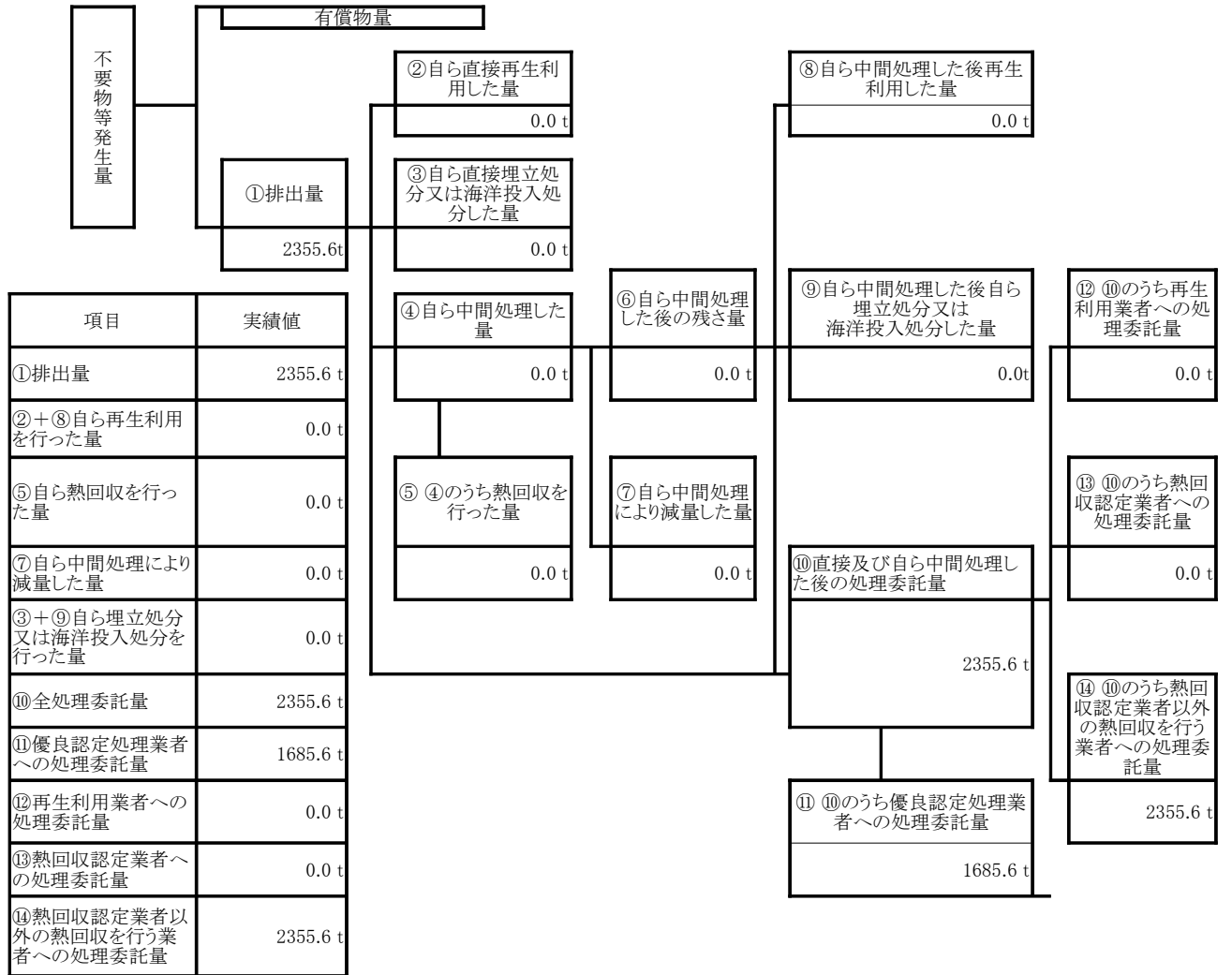
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2764 t	全処理委託量	2764 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	2083.6 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	6.2 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2757.8 t

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず )

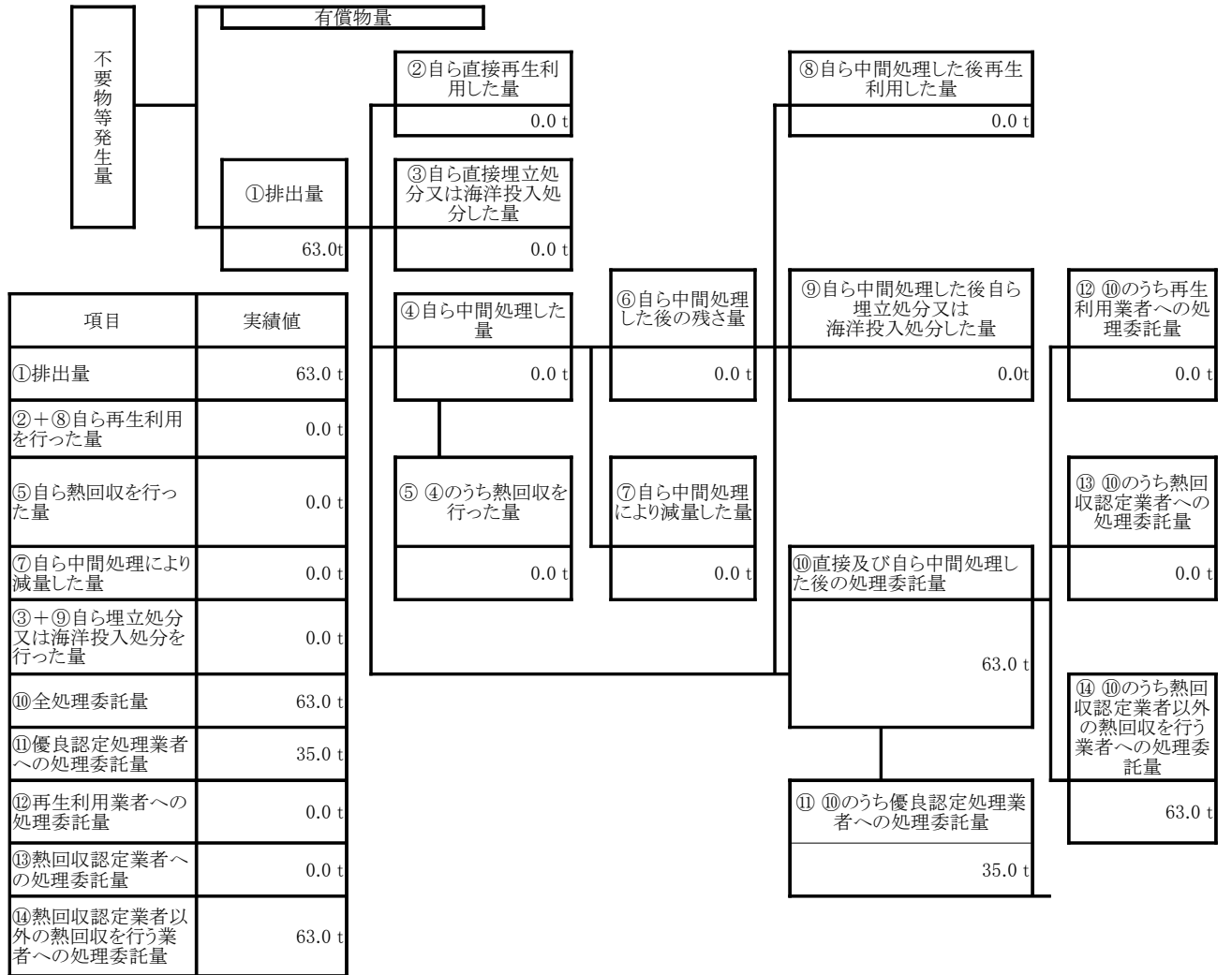
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



項目	実績値
①排出量	2355.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	2355.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1685.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2355.6 t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



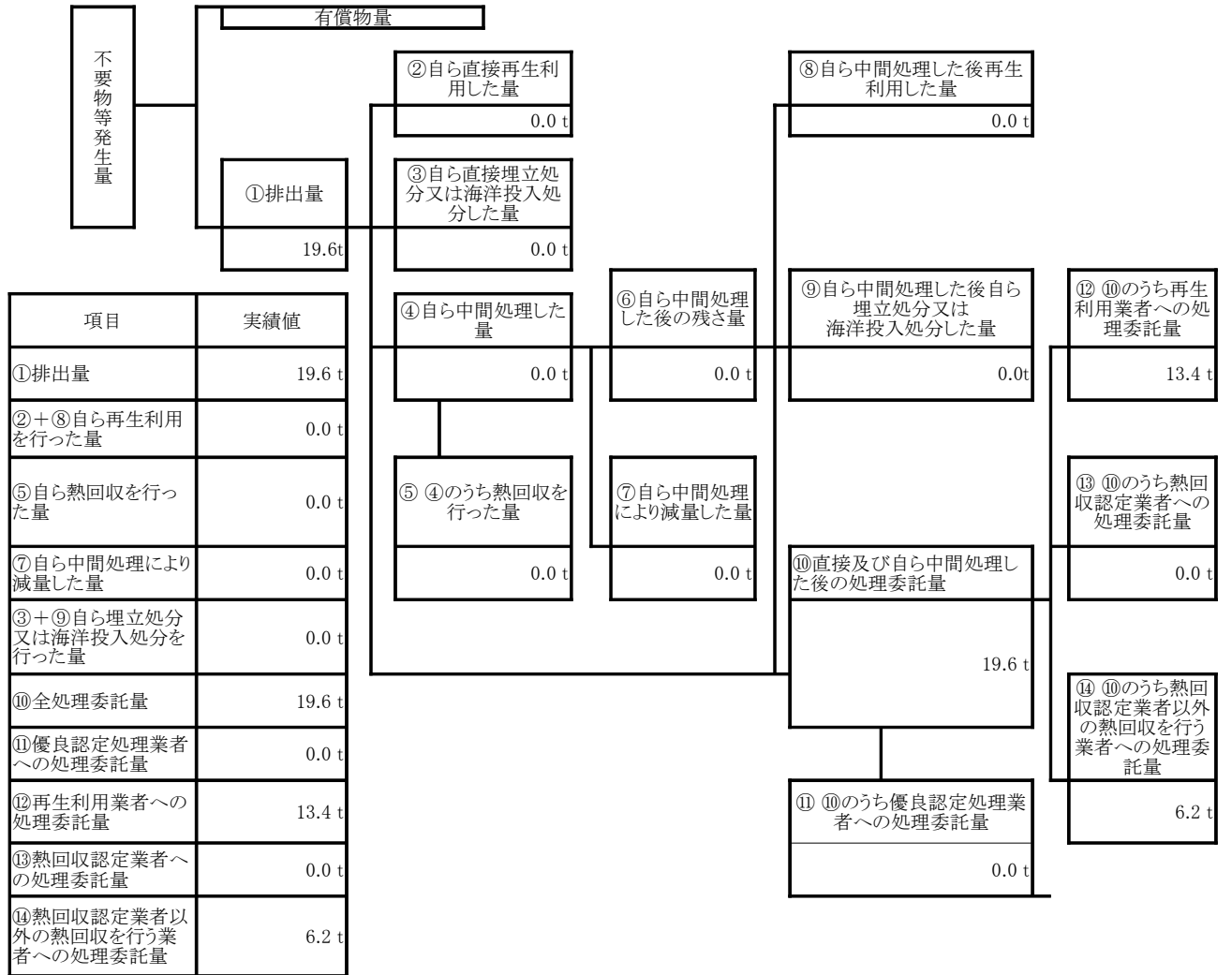
N0.3

(第2面)

計画の実施状況

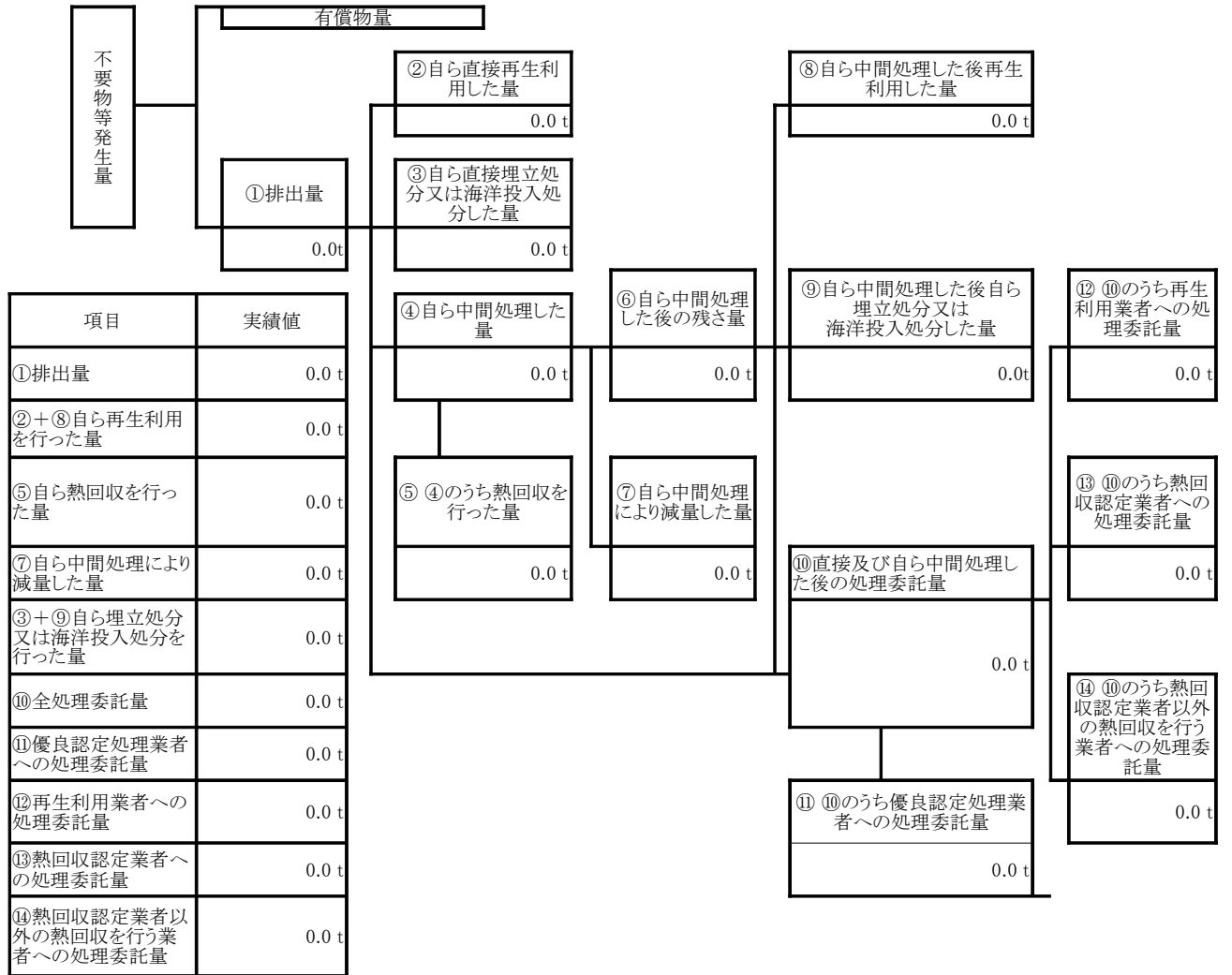
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



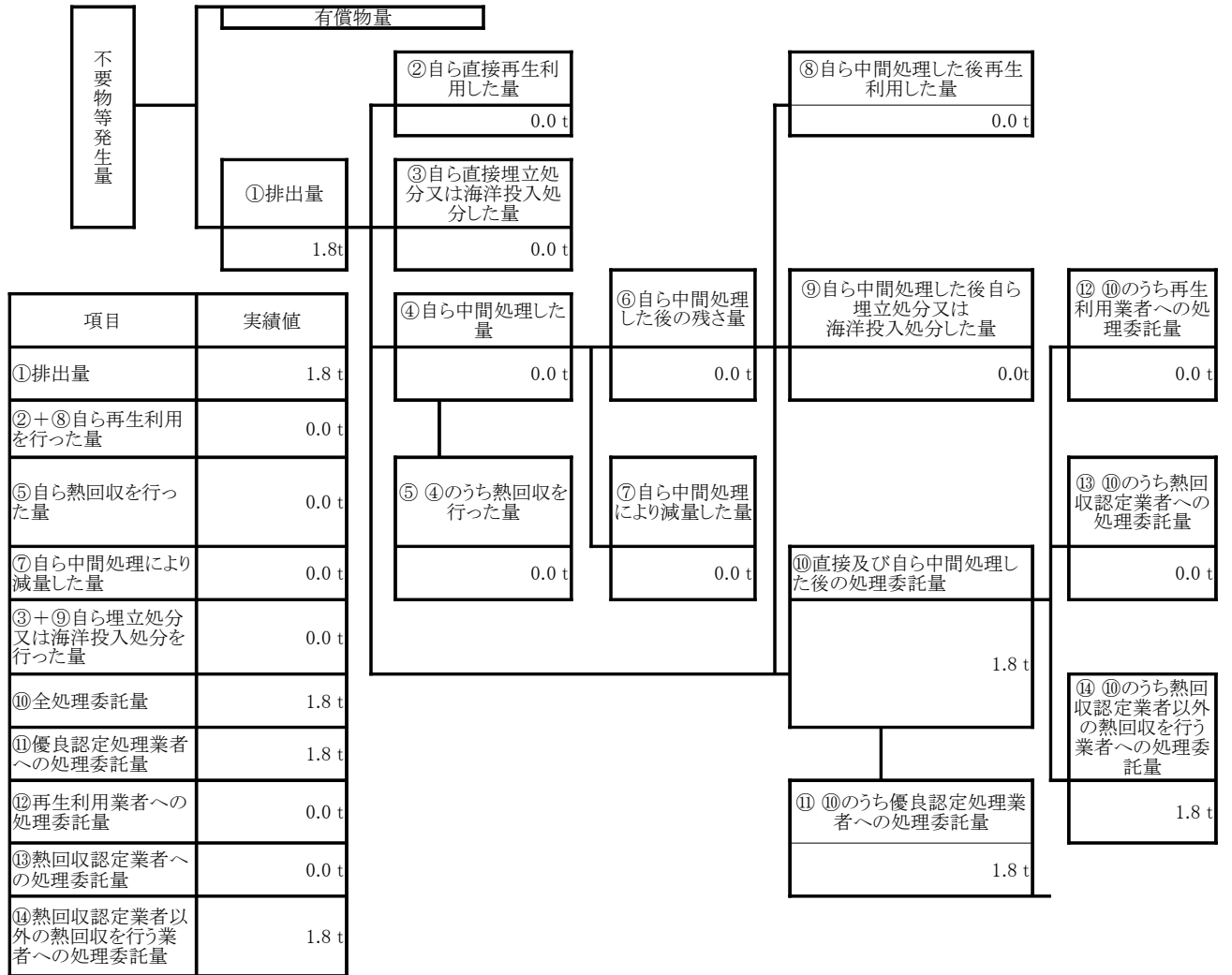
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



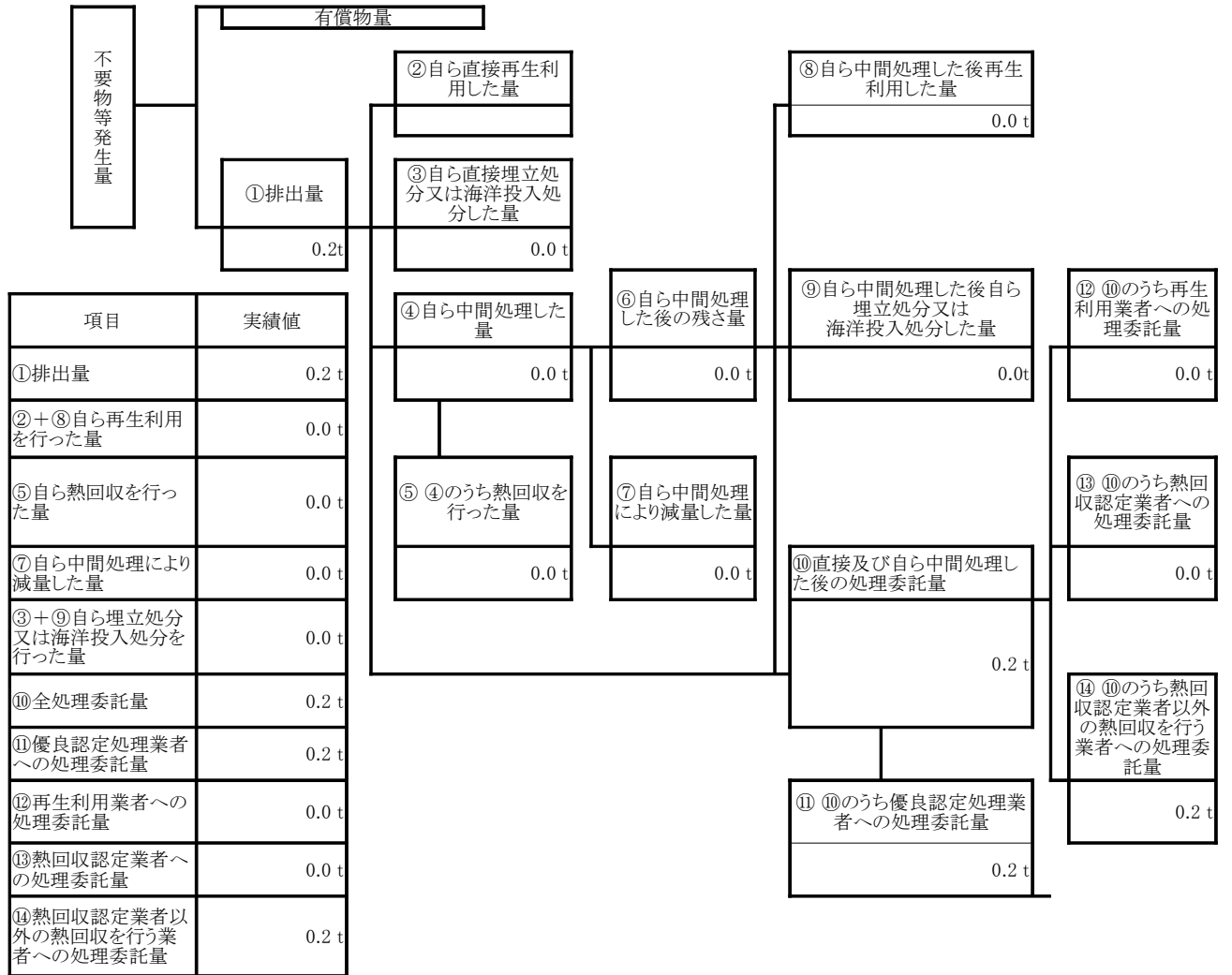
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



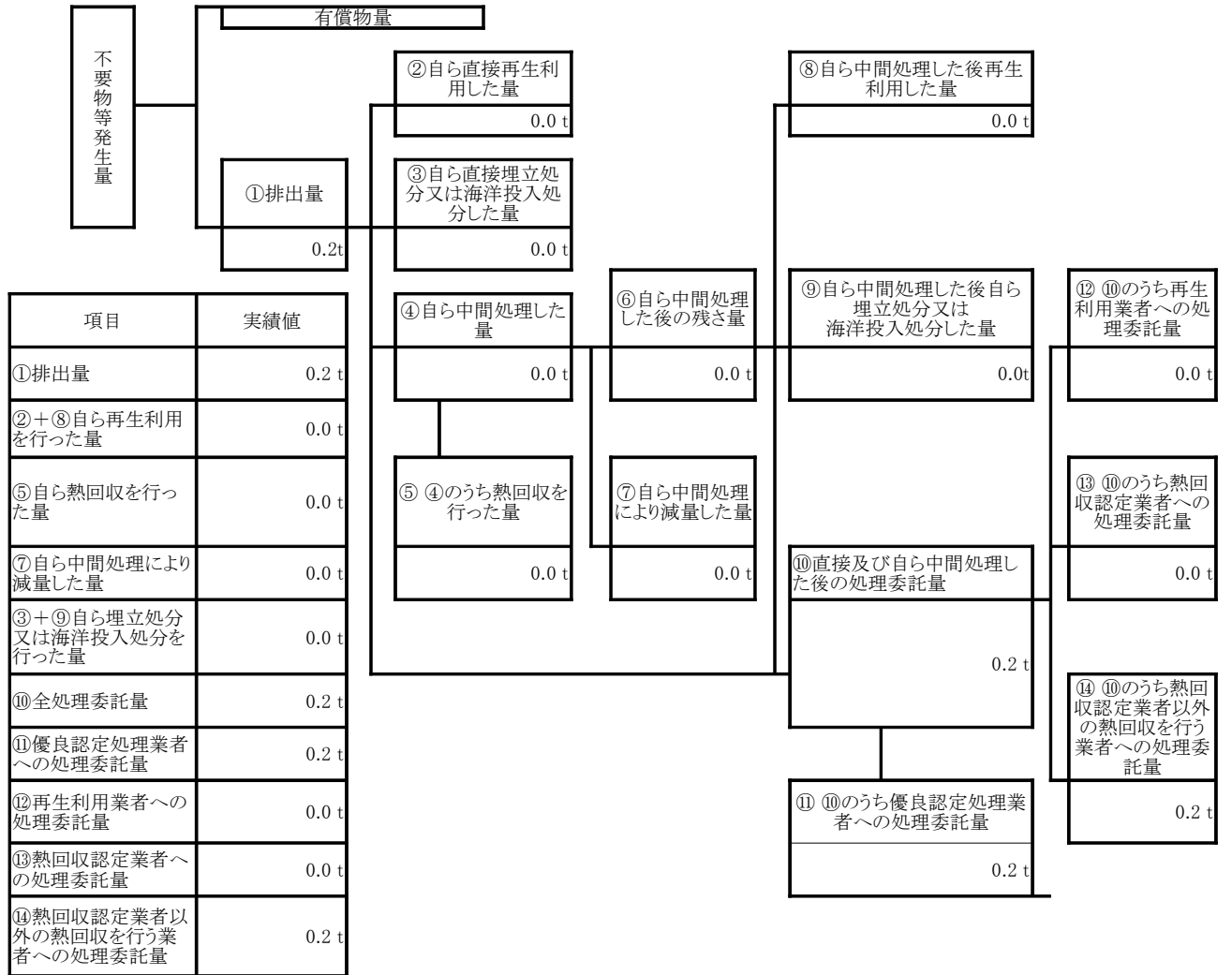
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



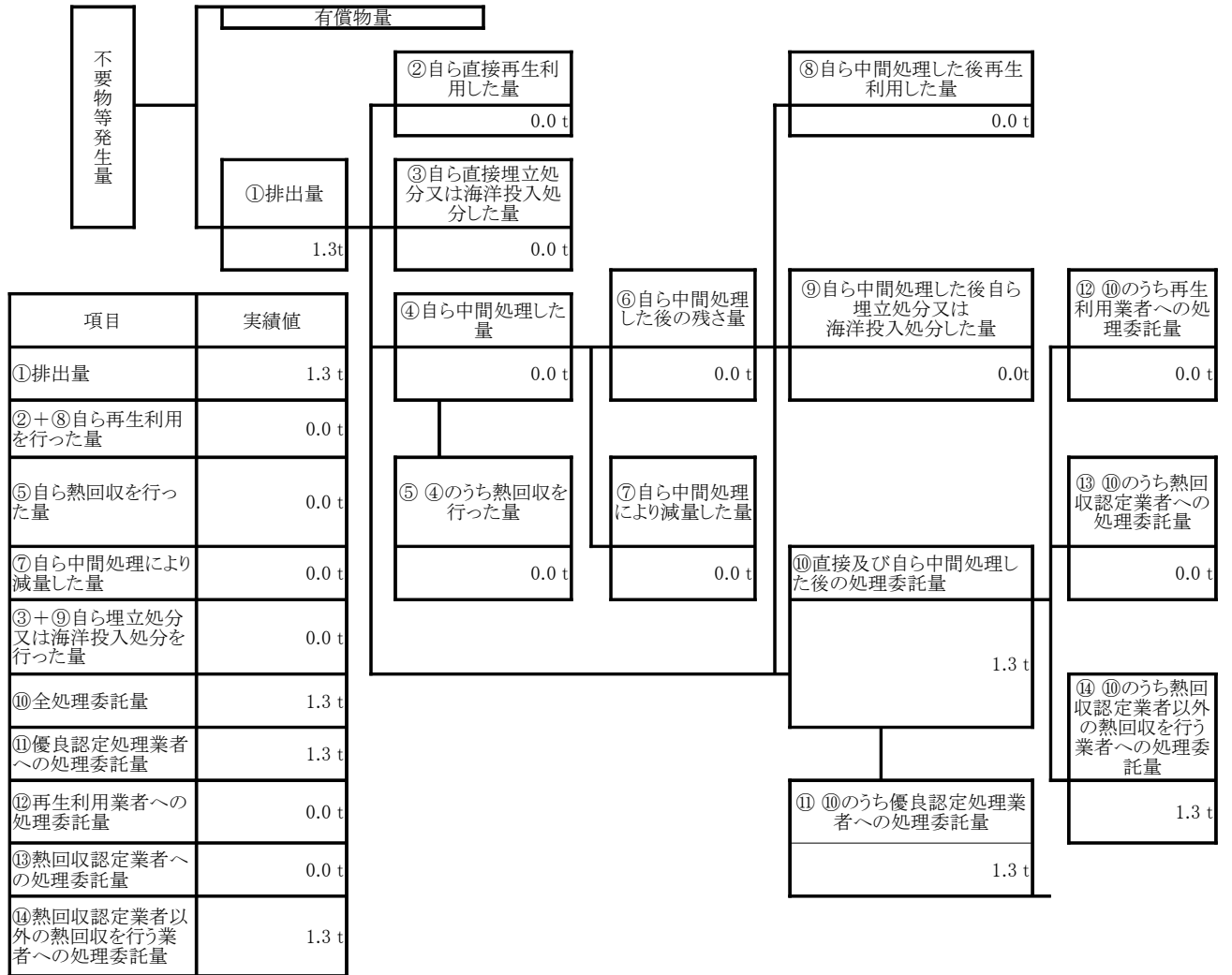
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



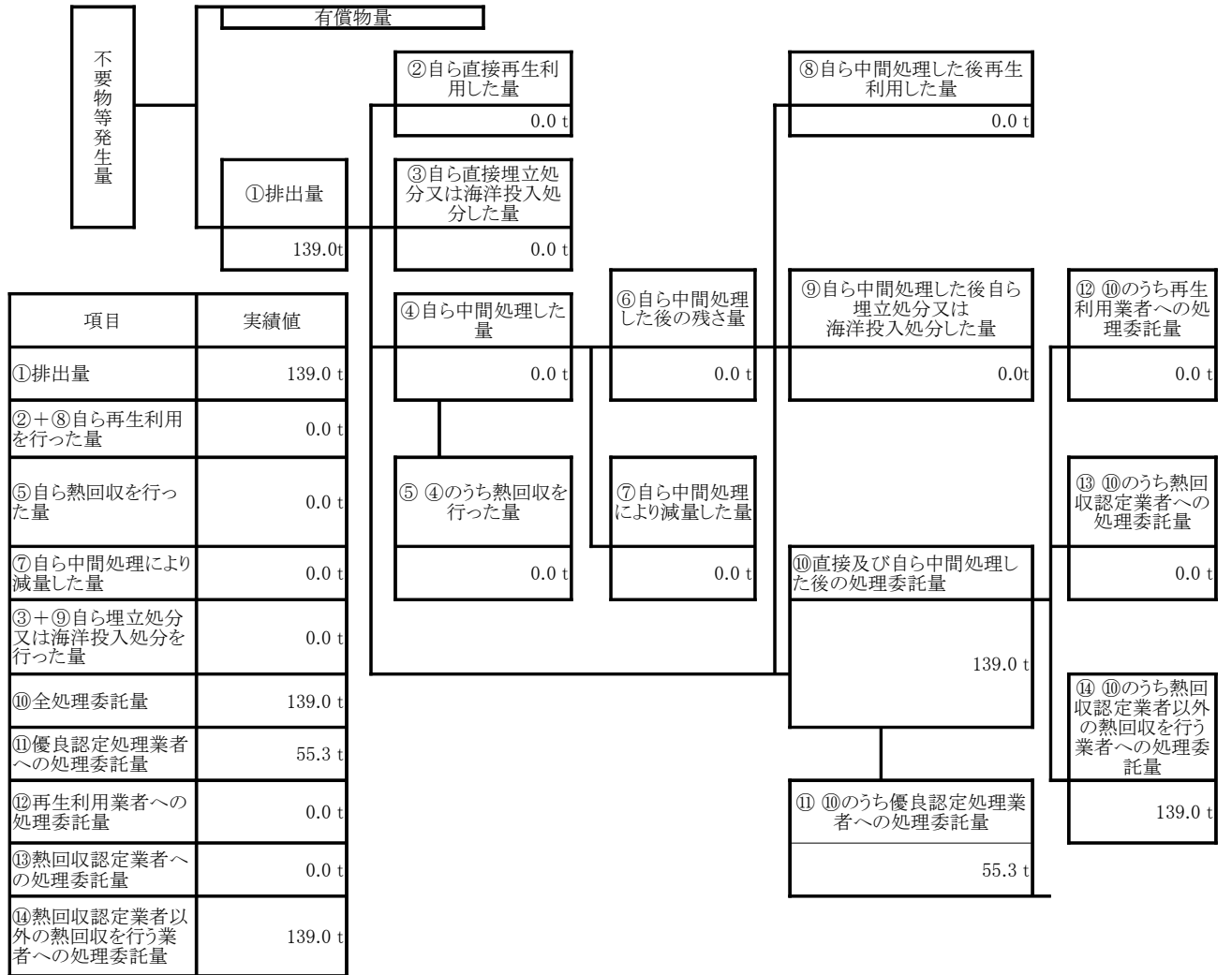
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



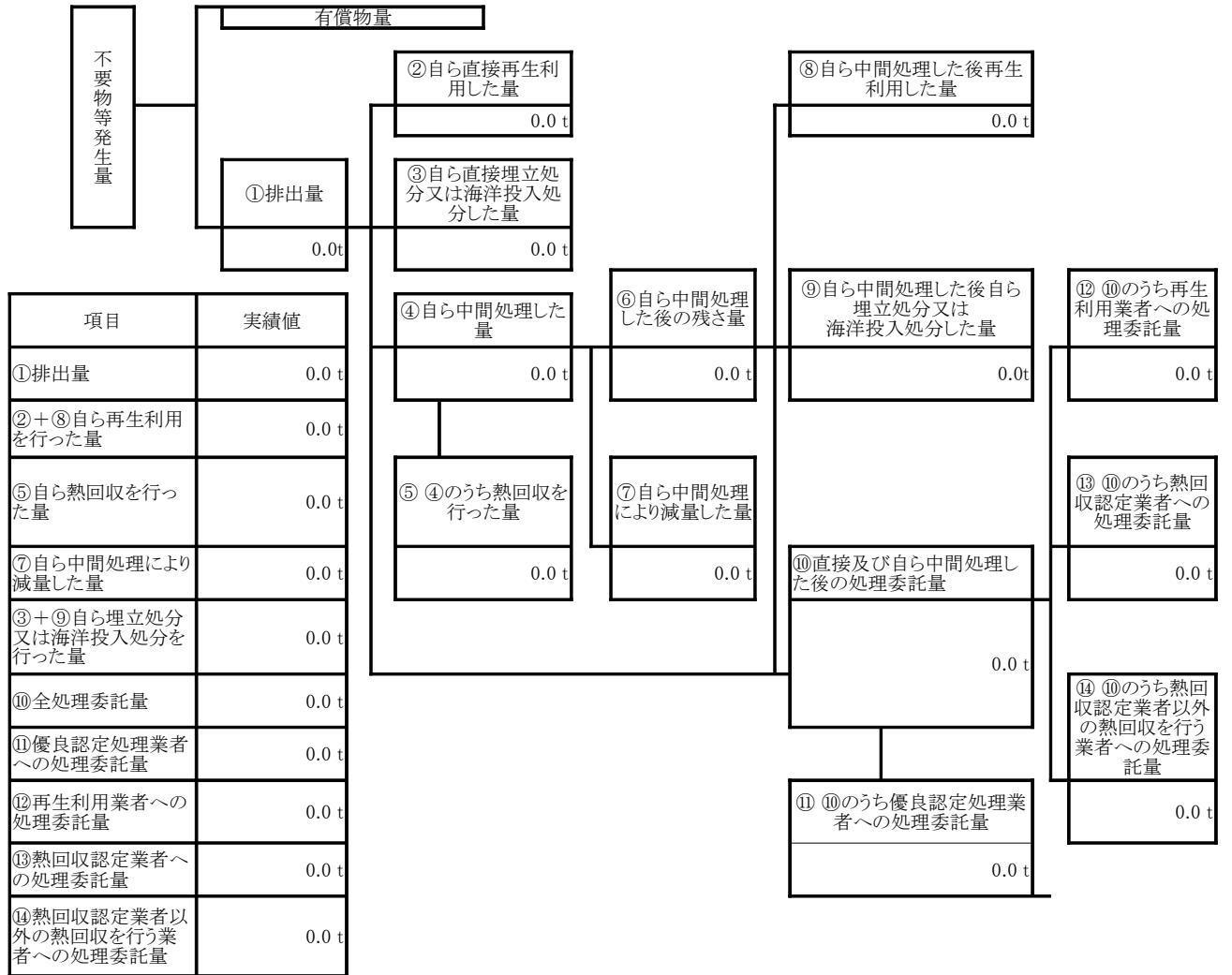
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 複合材 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



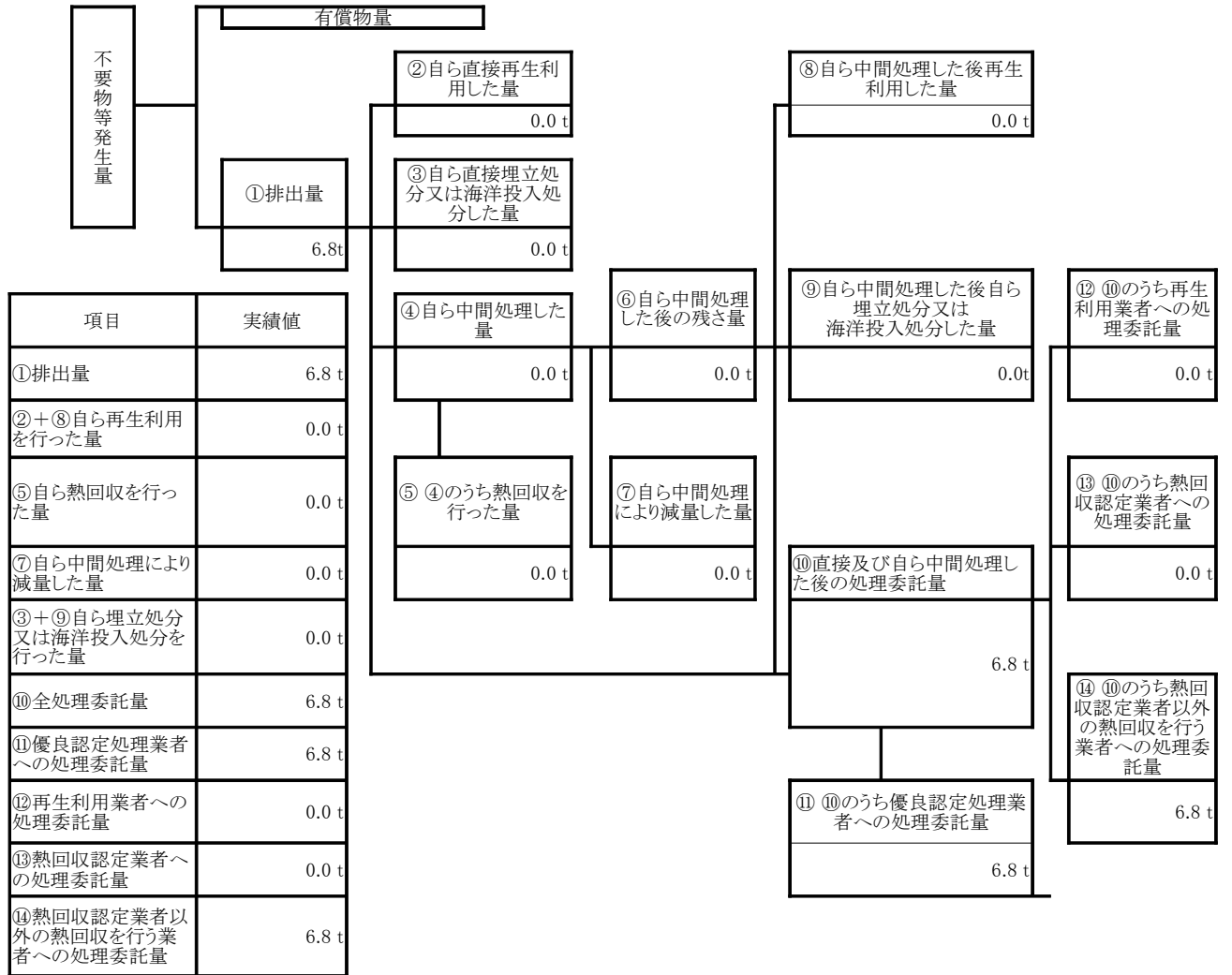
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 水銀使用製品産業廃棄物 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



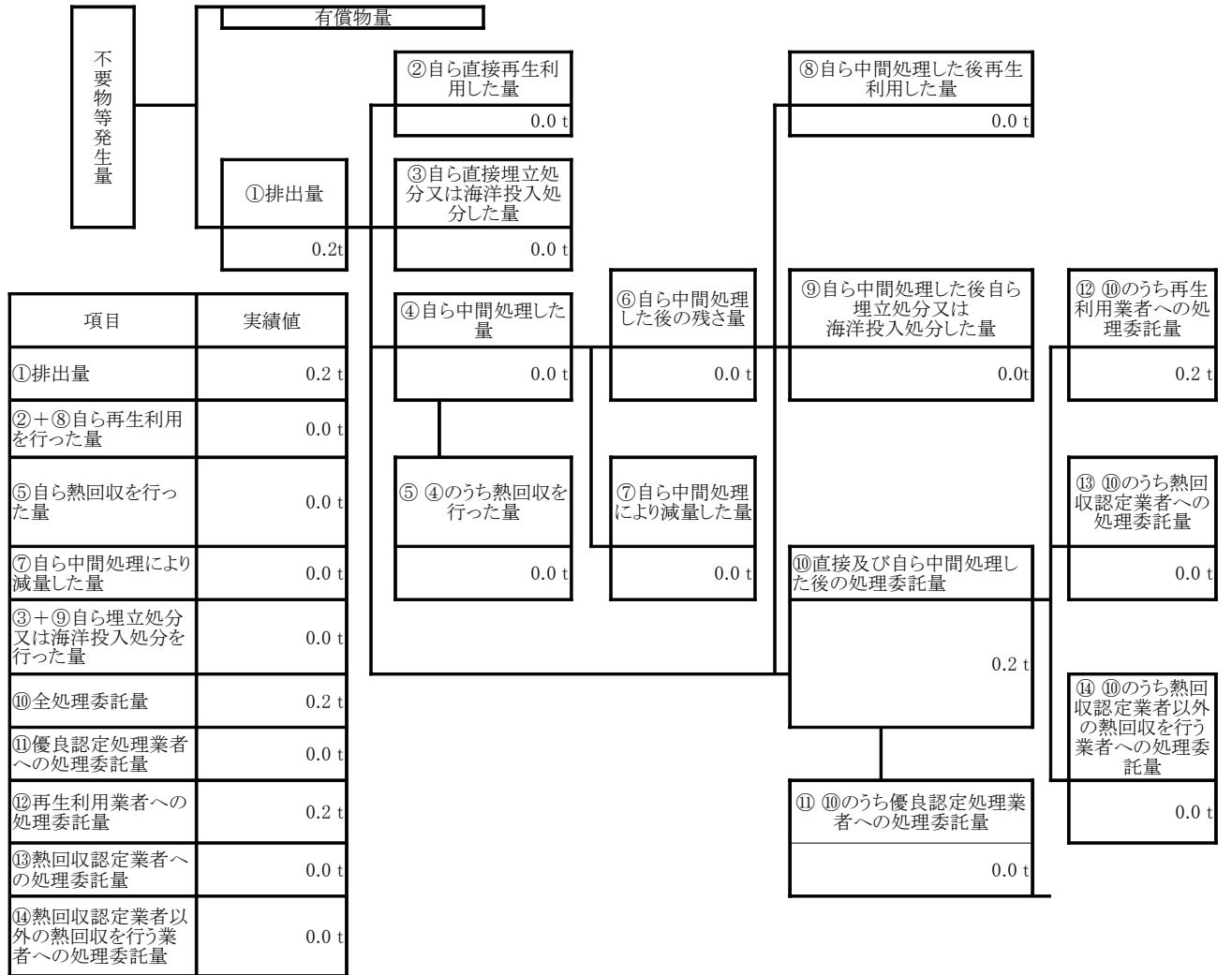
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 管理型混合廃棄物)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃電気機械器具 )

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月16日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒285-8585

住 所 千葉県佐倉市大作2-5-1

氏 名 TOTOバスクリエイト株式会社  
代表取締役社長 橋口 裕昭

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-498-3237(工務課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	TOTOバスクリエイト株式会社
事業場の所在地	千葉県佐倉市大作2-5-1
事業の種類	E18-プラスチック製品製造業(別掲を除く)
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

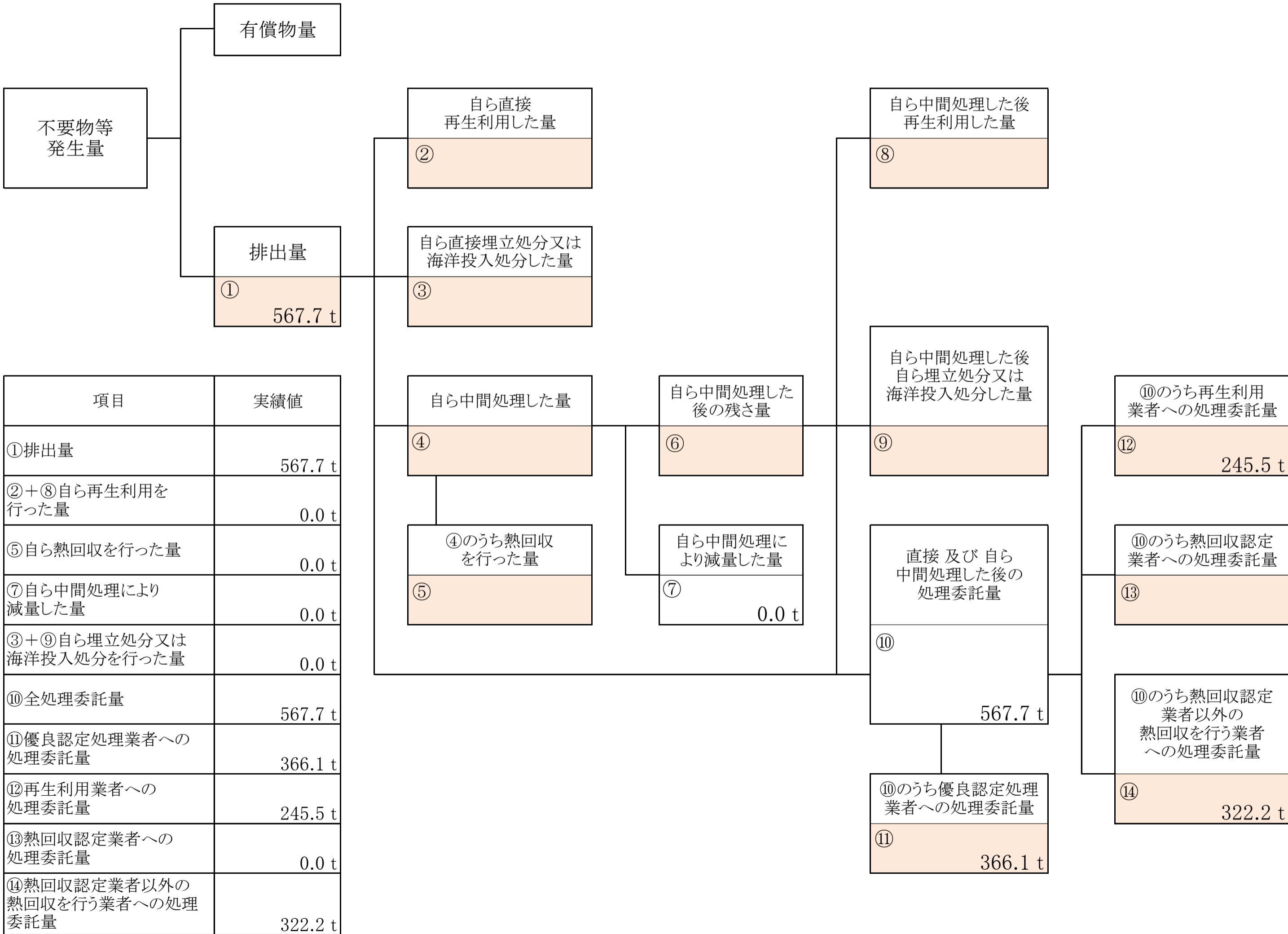
## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	3597.4 t	全 処 理 委 託 量	3597.4 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2727.6 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処 理 委 託 量	2605.3 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	937.1 t

※事務処理欄

計画の実施状況

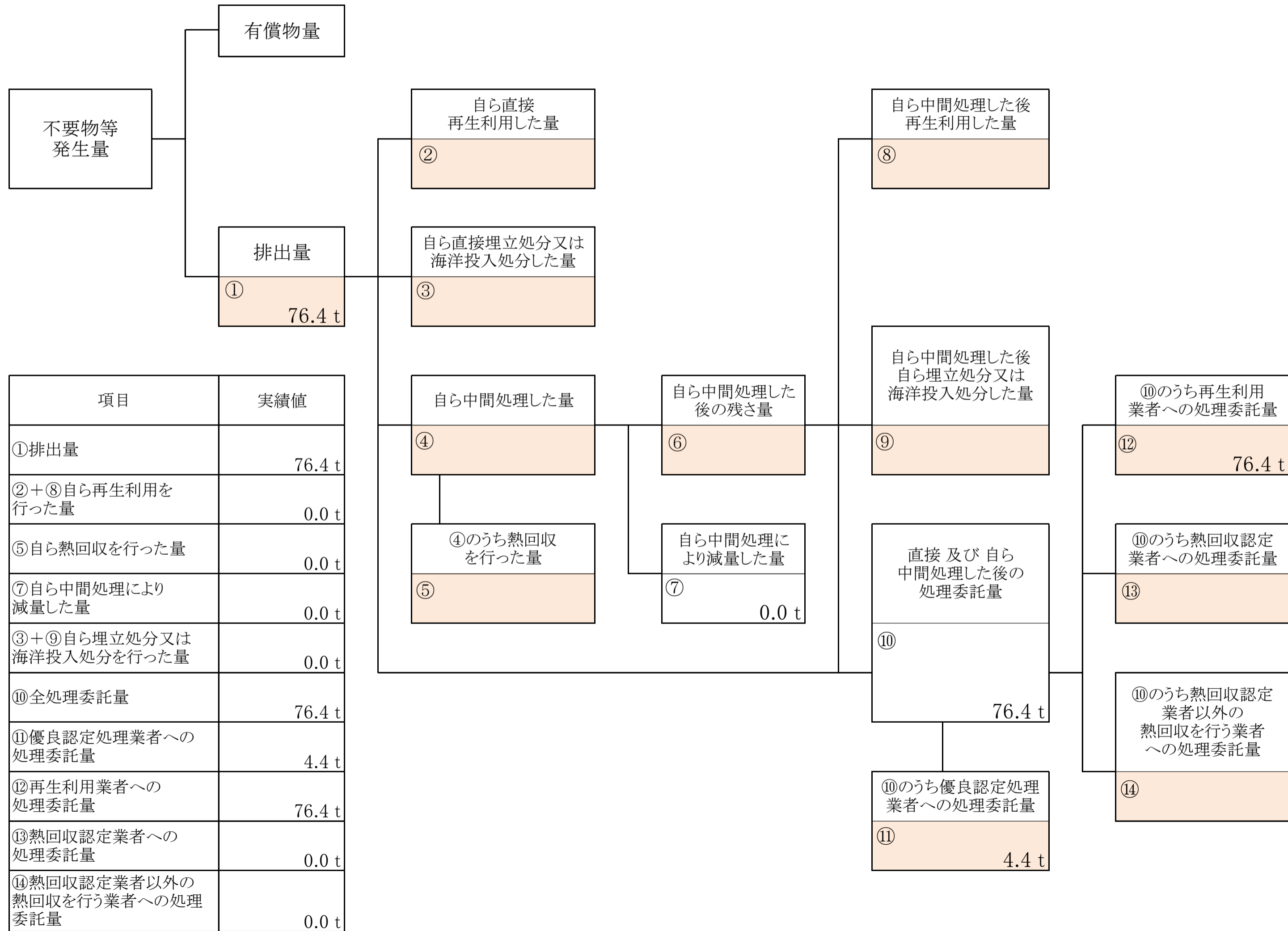
(産業廃棄物の種類: **廃プラスチック**)



項目	実績値
①排出量	567.7 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	567.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	366.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	245.5 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	322.2 t

計画の実施状況

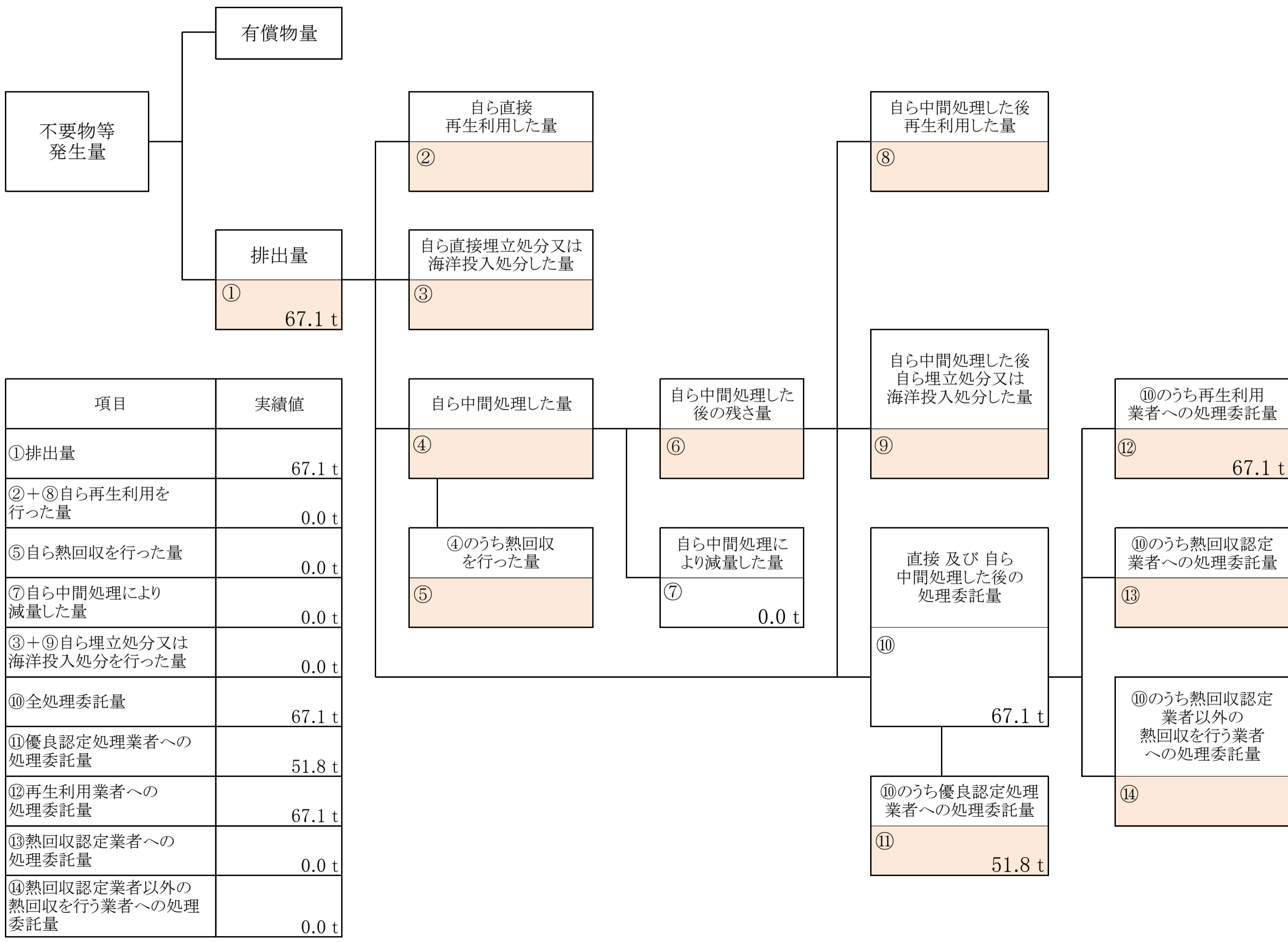
(産業廃棄物の種類: **廃油**)



項目	実績値
①排出量	76.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	76.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	4.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	76.4 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

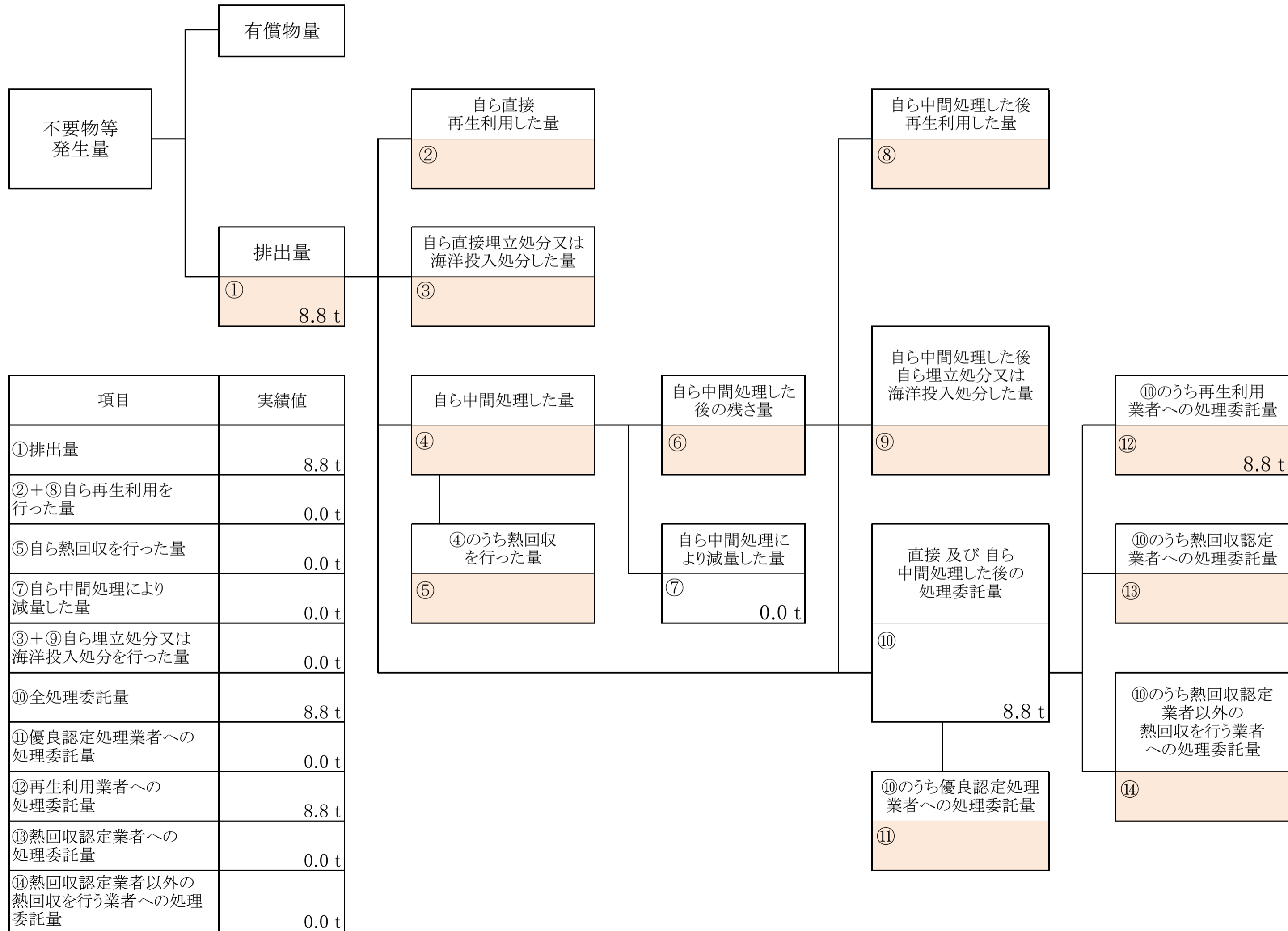
(産業廃棄物の種類: **木くず**)



項目	実績値
①排出量	67.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	67.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	51.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	67.1 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

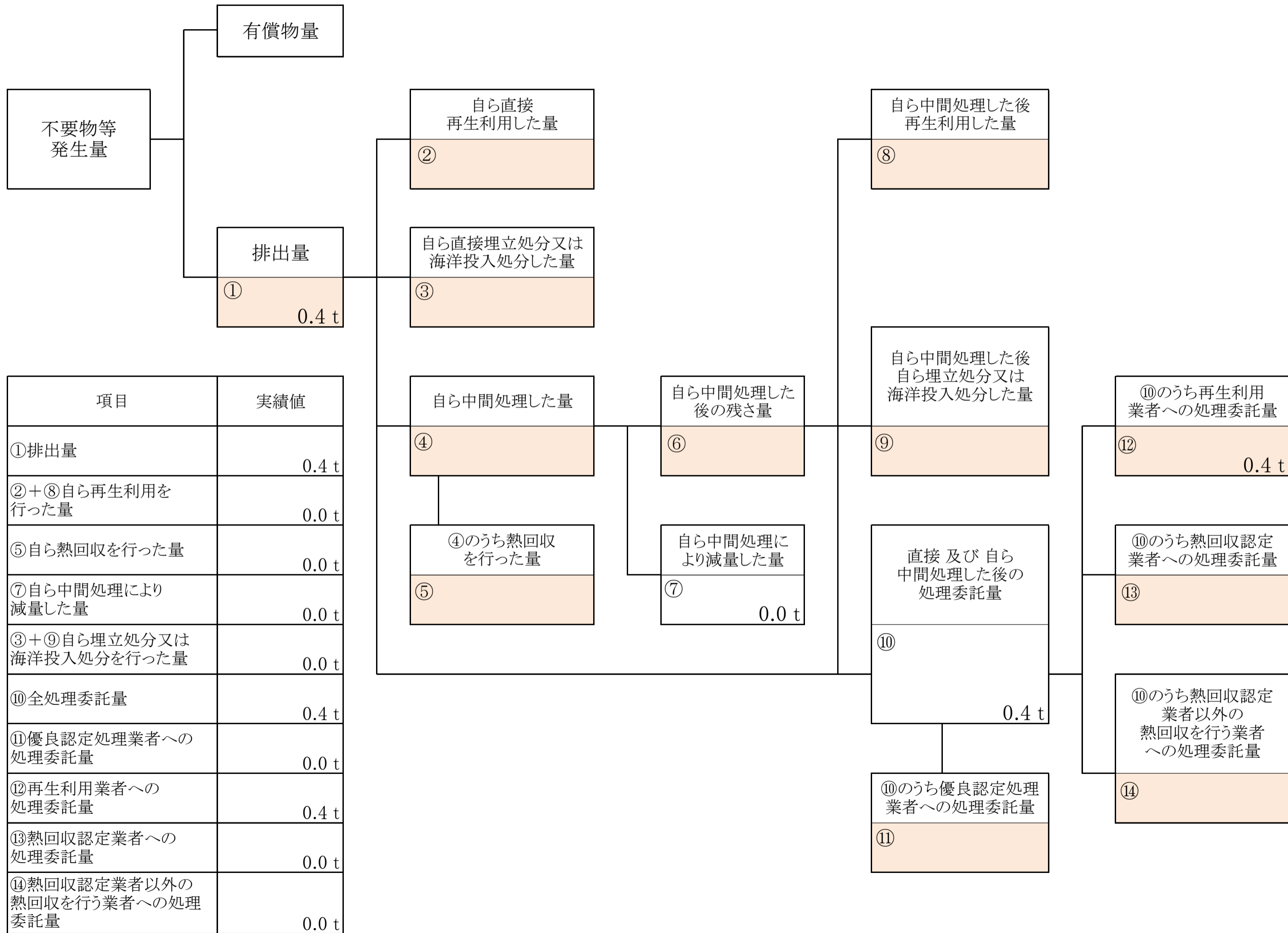
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **汚泥**)



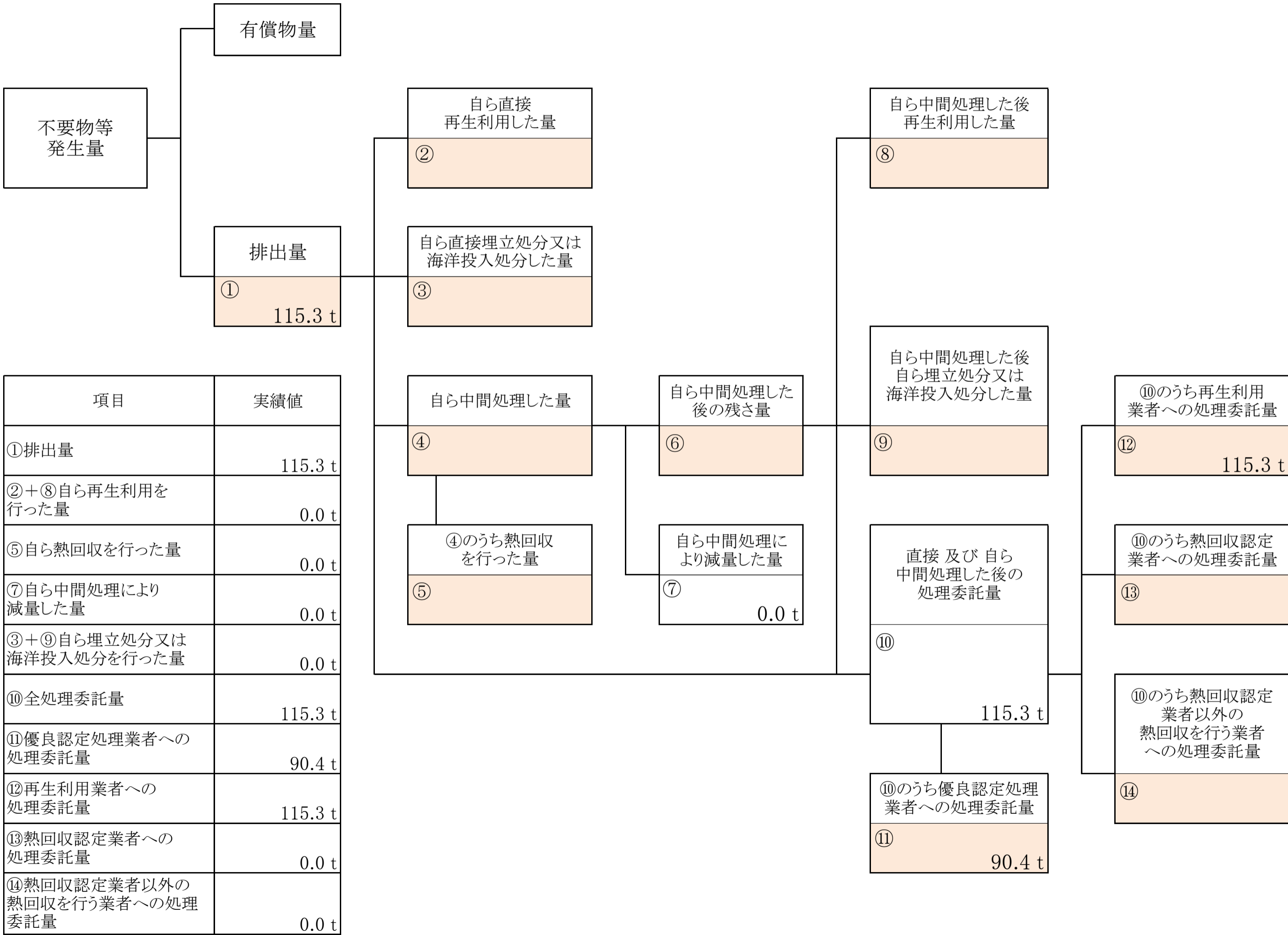
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **金属くず**)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器・コンクリートくず )



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 9日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-0268

住 所 千葉県袖ヶ浦市南袖10

氏 名 (株) トクヤマ・チヨダジプサム 関東工場

工場長 尾崎 耕三

電話番号 0438-62-3000

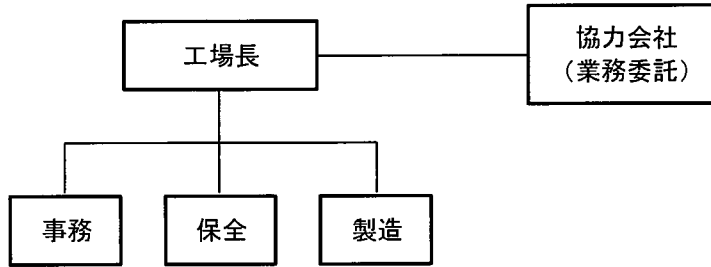


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社トクヤマ・チヨダジプサム 関東工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市南袖10
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 1.31億円
③ 従業員数	27名（正社員8名・協力会社19名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり（数量のみ）	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 廃石膏ボードの受入量と廃棄物量について、岩綿吸音板付き廃石膏ボード受入量増に伴い廃棄物量が増加した。	
②計画	【目標】 別紙のとおり（数量含め）	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業員の定着化とスキルアップを継続中である。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 更なる受入れ品質向上を目指し、受入れ検査員の増員強化を図り検証する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり（数量のみ）	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) 埋立処理から再生処理への変更や、排出物への異物の混入低減に取り組んできた。		

②計画	【目標】 別紙のとおり (数量含め)		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	管理型混合廃棄物	コンクリートがら	汚泥			
	排出量	25.99 t	10.28 t	37.83 t	6.4 t	1365.16 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	管理型混合廃棄物	コンクリートがら	汚泥			
	排出量	27 t	11 t	40 t	7 t	1434 t	t	t	t
①現状									
【前年度（令和 6 年度）実績】									
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	管理型混合廃棄物	コンクリートがら	汚泥				
排出量	t	t	t	t	t				
②計画									
【目標】									
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	管理型混合廃棄物	コンクリートがら	汚泥				
排出量	t	t	t	t	t				
①現状									
【前年度（令和 6 年度）実績】									
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	管理型混合廃棄物	コンクリートがら	汚泥				
排出量	t	t	t	t	t				
②計画									
【目標】									
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	管理型混合廃棄物	コンクリートがら	汚泥				
排出量	t	t	t	t	t				



## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 9日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



提出者 〒299-0268

住 所 千葉県袖ヶ浦市南袖10

氏 名 株式会社トクヤマ・チヨダジプサム 関東工場

工場長 尾崎 耕三

電話番号 0438-62-3000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

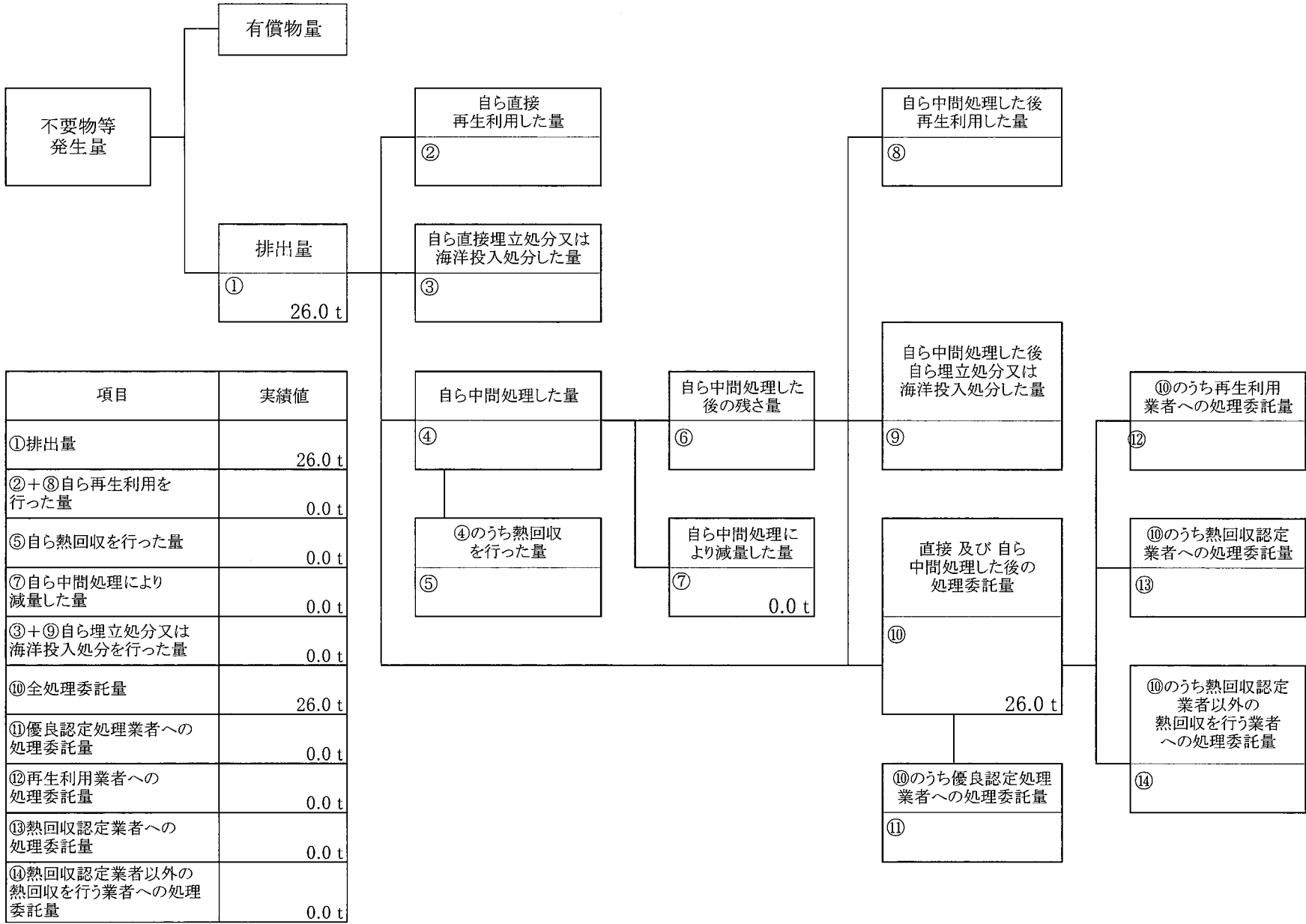
事業場の名称	株式会社トクヤマ・チヨダジプサム 関東工場
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市南袖10
事業の種類	大分類:製造業 中分類:窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量		全処理委託量	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
※事務処理欄			

計画の実施状況

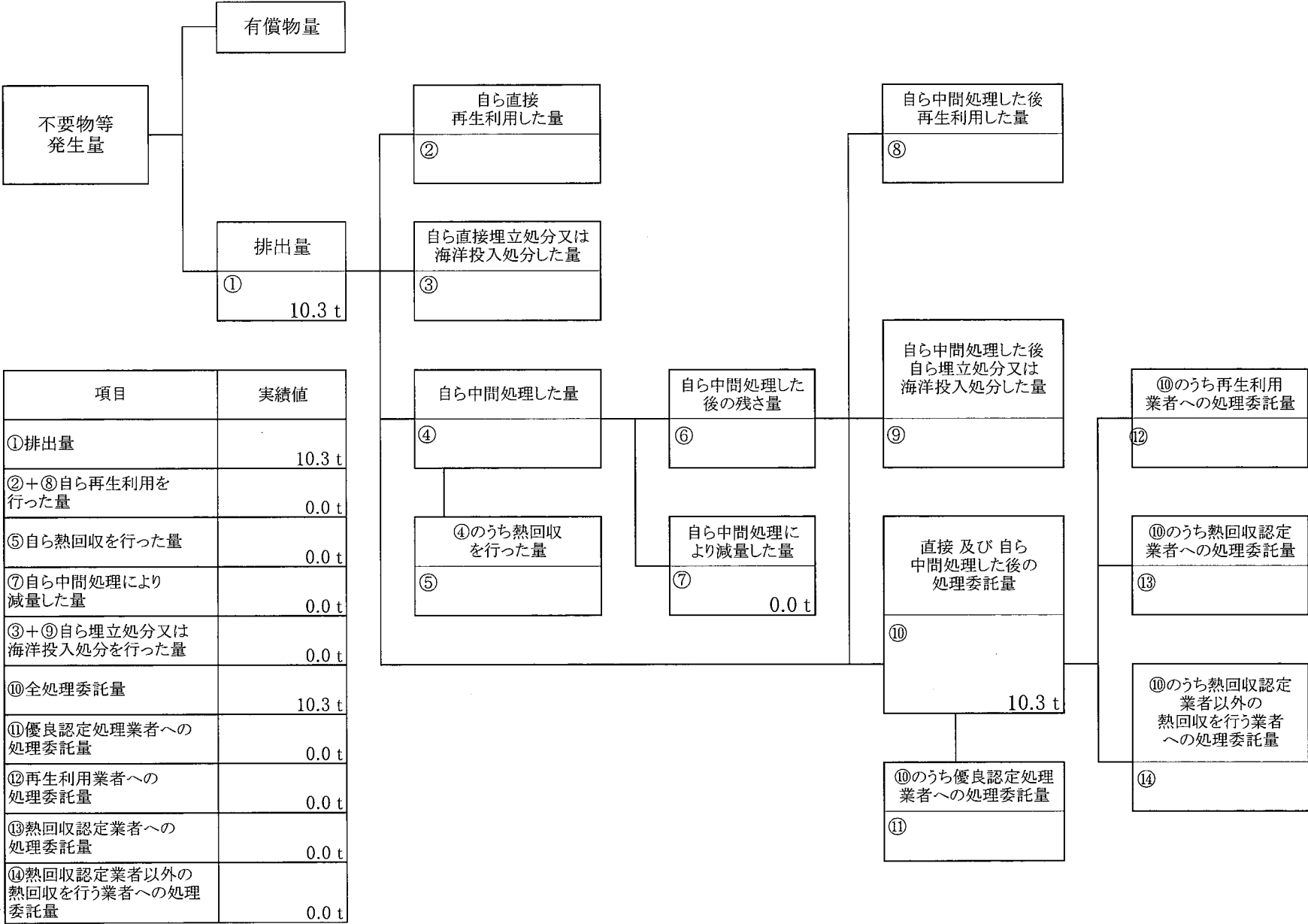
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



項目	実績値
①排出量	26.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	26.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

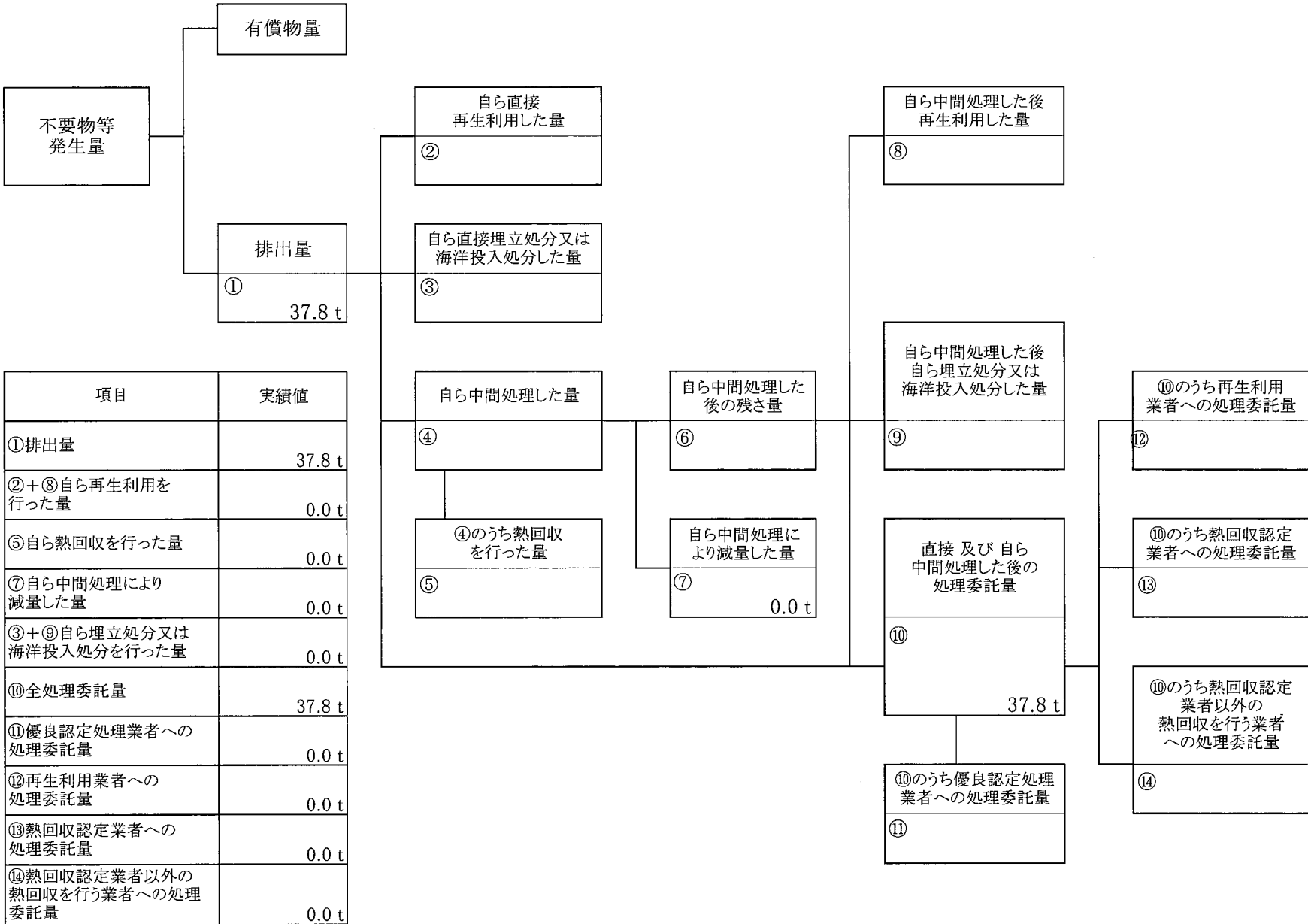
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず )



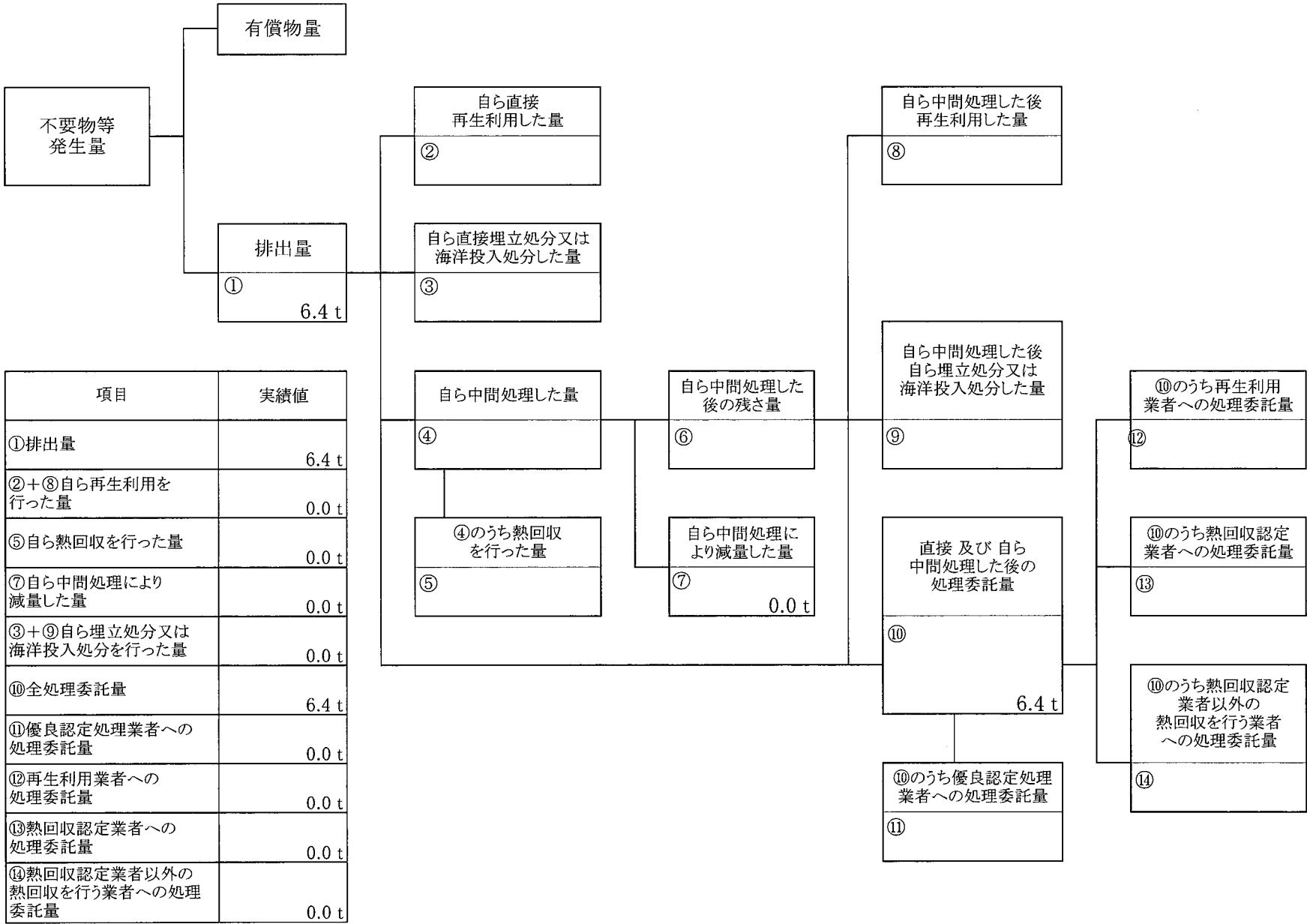
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 管理型混合廃棄物 )



計画の実施状況

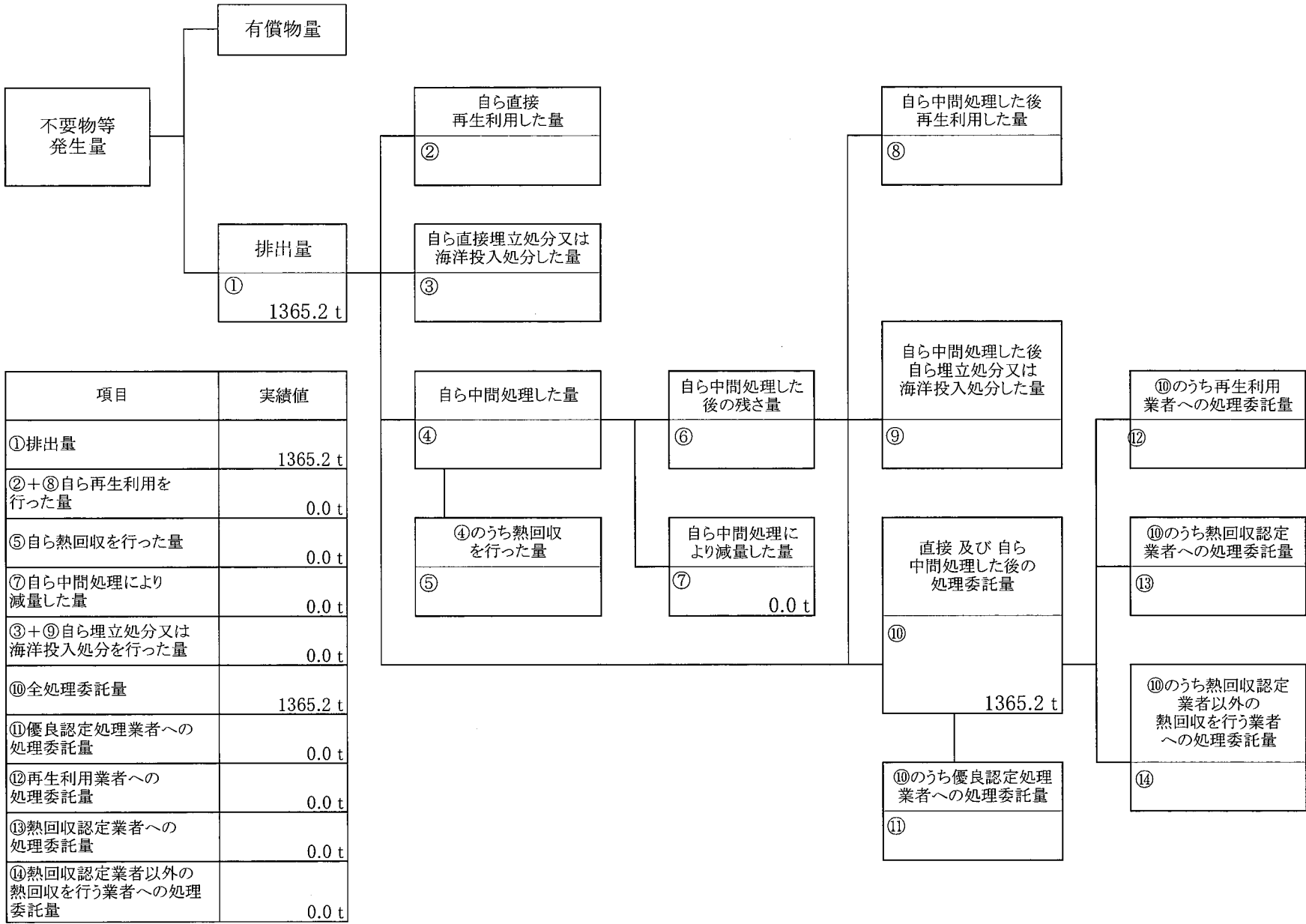
(産業廃棄物の種類: コンクリートがら )



項目	実績値
①排出量	6.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	6.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	1365.2 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1365.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t